

博士学位論文

井上毅の教育思想史的研究

— 「国家富強」と「立憲主義的人権思想」
としての教育思想—

同志社大学大学院

社会学研究科教育文化学専攻

柳田文男

井上毅の教育思想史的研究

－「国家富強」と「立憲主義的人権思想」としての教育思想－

柳田文男

－目次－

序章 4 頁

第 I 部 井上毅研究の課題と研究史

第一章 研究の課題と方法

第一節 研究課題 10 頁

第二節 研究方法 12 頁

第二章 井上毅研究史

第一節 教育史からみた研究 14 頁

第二節 政治思想史からみた研究 38 頁

第 II 部 井上毅の教育思想史的研究 57 頁

第一章 明治近代国家構想と教育思想

第一節 明治政府の国家構想と教育思想

1、新政府の教育政策と「学制」の実施 57 頁

2、「学制」をめぐる教育論争 62 頁

第二節 伊藤博文の国家構想と教育思想

1、伊藤博文の国家構想 67 頁

2、伊藤博文の教育思想 73 頁

第二章 井上毅の思想形成

第一節 井上毅の思想形成

1、必由堂、韓村書屋、藩校・時習館における学び	81頁
2、井上毅の経済思想にみる「国家富強論」	87頁
第二節 儒学思想から近代立憲主義への歩み	
1、儒学からフランス学へ	96頁
2、ヨーロッパ研修	98頁

第三章 井上毅の学制改革と教育思想

第一節 「辛未学制意見」と「教育議」にみる「科学」的知識論

1、「辛未学制意見」にみる教育改革論	110頁
2、『教育議』にみる「科学的」知識論	117頁

第二節 井上毅の「国家富強」と教育思想

－「明治十四年の政変」後における中等教育政策－

1、井上毅の士族論と中等教育論の萌芽	123頁
2、「政変」後における人心教導政策と中等教育論にみる「教育富国論」	127頁

第四章 井上毅の「立憲主義的人権思想」と教育思想

第一節 井上毅の地方自治論と貧民教育

1、「地方三新法」と地方自治論	133頁
2、関西出張と『地方政治改良意見案』	140頁
3、「国家富強」への教育と人権としての貧民教育	145頁

第二節 明治憲法成立過程にみる井上毅の教育思想

1、明治憲法成立過程における教育条項	155頁
2、『憲法義解』にみる教育の権利と思想	160頁

第五章 「国家富強」への公教育と実業教育

第一節 「教育勅語」成立過程に見る井上毅の教育思想

－「初稿」案に込めた知育論と徳育論

1、「教育勅語」制定過程と井上毅	166頁
2、井上毅の「教育勅語」起案への思想	170頁
3、「教育勅語」の制定	175頁

第二節 井上毅の「国家富強」論と実業教育

- 1、先行研究にみる井上毅の実業教育論・・・・・・・・・・・・・・・・・・184頁
- 2、「国家富強」への実業教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・188頁
- 3、貧民教育並びに実業教育としての公教育・・・・・・・・・・192頁

終章 明治近代国家における井上毅の教育思想とその意義

－「国家富強」の国権思想と「立憲主義的人権思想」の民権思想－

- 1、「国家富強」への道・・・・・・・・・・・・・・・・・・197頁
- 2、「国権的政治思想」と「立憲主義的人権思想」の統合と教育の自由・199頁
- 3、近代教育史における井上毅の教育思想の意義

(補論)

藩閥政治家の国家構想

- 1、大久保利通の国家構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・212頁
- 2、木戸孝允の国家構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・215頁
- 3、岩倉具視の国家構想と教育思想・・・・・・・・・・216頁

序章

明治政府の法制官僚であった井上毅は、明治憲法、皇室典範そして教育勅語をはじめとして、そのたぐい稀な法理論能力と豊富な法知識によって政府の政策立案に関わる中心的な役割を担った人物である。それがために、彼に対する戦後における人物評価は、為政者ならびに明治政府の「トップ・ブレイン」あるいは明治十四年の政変における「黒幕」として、その「国権」的政治思想から負の印象が強い法制官僚のイメージで捉えられている。

確かに、戦後の日本国憲法と民主主義思想に立脚した学問体系に基づく限り、彼が明治近代国家創設において「国家富強」¹への道を主導していったその思想と業績に対しては、相応の批判に値するものと看做されても仕方がないと考える。しかしながら、彼の近代国家創設に尽力したその思想と政策に対して、現代の学問的位置からのみの視点で、それらを国権のないし国家主義的な政治思想であるとして一方的に批判するのみでは、井上が担った歴史的課題は見えて来ない。

維新直後における国内外の国家的政治危機を前にして、新政府には国家の独立と国内の統一という二つの喫緊の課題を解決し実現する責務が課せられていた。その為の手段として、国体思想を機軸とする明治天皇制国家の早期実現をめざした政策には諸種の問題点があるものの、国家主義に基づく「国家富強」という富国強兵政策実現の国家構想そのものについては、一概にそれらの構想を立案化していった為政者や法制官僚を批判することは出来ないと考える。

時代は、その反映として必ずその後独自に思想を生じさせるといわれている。ヘーゲルは、『法の哲学』において「ミネルヴァの梟は、日の暮れ始めた夕暮れとともに、はじめてその飛翔を始めるのである」²と記して、思想が時代の成長の後に結実して現れることを論じている。したがって、井上の思想そのものが、明治維新以後の時代の反映として如何なる時代状況の結果として生み出されたものであるかを理解することが必要である。「国家富強」政策への道を選択した時代背景とその変遷過程を理解せずして、その時代の思想を結論的に論じることは出来ないからである。

つぎに、井上毅の教育思想史的研究を進めるに際して、この研究に対する課題と方法論を提示しておかねばならない。先ず研究の方法論としては、前述のとおり、彼が生きた時代背景としての国内外における政治状況を要因として、そこから派生する時代の思想を時系列的に実証していくことが肝要となる。それ故に、一般的に固定化された「トップ・ブレイン」ないし「黒幕」としての井上毅ではなく、明治維新时期に生きた、所謂、その時代の反映としての彼の思想形成を時系列的に明らかにしていく研究方法を採用する。井上の思想形成過程を時代順に検証していくことによって、さらに明治前半期における、歴史課題とりわけ政治と教育の在り方が明瞭になると考える。その為、彼の幼少期から青年期の人生体験と学習を基盤として、その後の大学南校並びに法制官僚と

しての思想形成を丹念に実証していく方法を探る。

さらに、本論の主題となる研究課題として、第一の課題とするものは、井上の教育思想は国家主義に基づく「国家富強」思想であったこと、さらには、近代立憲主義に基づく人権思想としての教育の自由をも主張していたことを実証することにある。これは、本論において「立憲主義的人権思想」と呼称する思想であり、本論の中で逐次検証していくこととする。現在までの井上毅に関する先行研究は、彼を明治政府並びに為政者の「ブレイン」としての法制官僚として位置付けており、したがって政府の「国家富強」を支える国権的思想ないし国家主義的思想を有する人物としての研究が多数を占めている。それ故に、井上が近代立憲主義に基づく「民権」的な人権思想を有し、人民に対する教育権を保障すべきだという思想を政策立案していたという視点は見落とされてきた。特に、学校教育から疎外されていた貧民子弟に対する教育の保障を提議して政策化していたことは重要である。本論においては、彼の「立憲主義的人権思想」に研究の重点を置き、人民（国民）に対する教育の自由と権利の保障がどのように立法化されていったかについて論じる。

第二の課題は、この井上の「立憲主義的人権思想」を根拠にして、彼の教育思想とその政策を丹念に導き出し、そこから明治近代国家形成期における教育思想の実態を再検証することによって、日本の近代教育の光と影を明らかにしその可能性について考察することを試みることにある。そのことは、「教育とは本来如何に在るべきか」を問うことでもある。この課題によって、現代と未来に対する教育の在り方に一つの方向性を示すことが出来ればと考えている。これら二つの課題については、第一章にて具体的に述べていきたい。

そこで、先ず本論の中心的課題の一つである「立憲主義的人権思想」とは如何なる内容の思想であるかの説明が必要であると考えられるので、それを概説しておかねばならない。

彼の人権思想を土台部分において支えていた中心的思想は、大きく分けて一つは少年期よりの学びにおいて修得した儒教的「仁政安民」思想であり、そしてもう一つは欧米思想から修得した近代立憲主義に基づく人権思想である。両者に共通するものは、民衆の「生きる権利」の保障である。前者の「仁政安民」思想に関しては、幕藩体制の下で藩政を維持するという事由から、民衆の自由と権利を無制限に許容するものではないとしても、少なくとも藩政に責任を有する武士の責務として、民衆の生活の保障と平穏な暮らしを保障しようとする「仁（愛）」の思想が存在していた。他方、近代立憲主義に基づく自然権的人権思想からは、国家権力の恣意的な意図を制限することによって民衆（国民）の自由と権利の保障が存在していたことはいうまでもない。したがって、本論の「立憲主義的人権思想」の中核となるのは、基本的に近代立憲主義に基づく人権思想を想定している。

したがって、まず彼の立憲主義と人権思想について説明しておきたい。井上が青年期

より人権思想について強い関心を保持していたことは、彼の自筆の学習記録簿である『燈下録』や『隨筆』等³の中に述べられていることから明らかである。特に『隨筆』は、海外の諸状況が詳細に記されており、フランスについてはモンテスキューの『法の精神』、ルソーの『人間不平等論』『社会契約論』などの啓蒙思想家の各著作、そしてナポレオン1世の後に国体が変換し「共和制度」が実施されたことなどを記録している。さらに、アメリカ合衆国については「自主を重んじ立国の後、政体一に民舎に出、各民^{あつまり}聚て邑舎なり、邑聚て郡と須、郡合して州と須並に各議士ありて自治を妨げず、州総て一の共和国と須⁴」と記し、続けて「共和国」の学制・兵備等の決定は「皆民意を採り公議を本」とすること、さらに「共和国」の政治体制が議会によって決議されることを井上自身が筆記している。よって、彼が、青年期において既に立憲主義と人権思想について深く考察していたことが実証できる。

さらに、この『隨筆』の中には、既に『仏蘭西刑法書』を読破して「仏蘭西刑法書者支那の律に比^ひ須^すれハ寛にして民の自由を重し官吏ノ暴行を防ぐ是其美なり」⁵として、フランス刑法では「民の自由」を尊重し、民（容疑者）の自由を尊重するが故に「官吏ノ暴行」を防止している件につき「是其美」として賛同を示している。この井上の「自由」の法認識は、欧州帰国後の1875（明治8）年に『拷訊廃止意見案』を提出して、「法ヲ論スルハ拷訊ヲ廃スルヨリ急ナルハナシ」⁶と意見して拷問の廃止を訴えていることにも現れている。即ち、当時の井上の人権認識は、人民への拷問廃止という身体的自由に主眼が置かれており、決して精神の自由に対して賛同したものでないことは確かである。しかし、そのような「自由」を明確に認識していた事実こそが、後の「民」（人民）の精神的自由をも承認する基盤となっていたことが考えられるのである。

では、井上の立憲主義の意義に関する捉え方とは如何なるものであったのだろうか。1876（明治9）年の夏、彼は岩倉具視の憲法案要請に返書した『憲法意見案』の中で、「国憲」（憲法）の性質を「『コンスチテュション』ノ政トハ即チ『アブソリュ』の政ニ（訳専制）対スルノ名ニシテ君権制限ノ政ヲ謂フナリ・・・（略）・・・憲法ヲ遵守スル為ノ結構ハ必ス立法行政司法ノ三権ヲ分立シ立法官ヲシテ憲法ノ監守タラシムル是ナリ・・・（略）・・・民選議院アラズシテ『コンスチテュション』独り成立スル物ニアラズ是レ今世士人ノ論スル所憲法ノ性質ナリ」⁷と記し、君権の制限、三権分立そして国会設置とそこでの審議をも含めることが立憲主義の基本理念であることを明確に論じている。

さらに、1890（明治23）年9月6日付けの伊藤宛『命令罰則意見』（意見第二）の中で次のように論じている。枢密院案の「命令ニ刑条ヲ付スルコトヲ得ル乎否ニ関ル問題」（「命令罰則の件」）に関して英国救貧法（1833年）を例示した後、彼は「政府ノ憲法ニ対スル施行義務ハ之ヲ何トカ謂ハン。約言スレハ立憲ノ主義ハ人民ノ生命財産及自由ヲ貴重スルニ在リ（二十二年二月二十一日大詔ヲ見ヨ）唯タ然リ故ニ従テ議会ヲ設ケ法律ヲ議スルノミ若シ租税兵役又ハ刑罰ノ重件ニシテ議会ノ議ニ付セズ行政命

令ヲ以テ之ヲ制定スヘクンハ立憲政体ハ何ノ効用ヲモ為サルヘシ」⁸と直截に意見している。ここには、井上自身が、「立憲政体」いわゆる「立憲ノ主義」とは人民の「生命財産及自由」を尊重すること、そしてそれを保障するものは議会が制定する法律であることの宣言を明確に示している。

立憲主義の定義について、現在の法解釈では「近代市民革命を通じて確立された『立憲主義』の考え方（近代立憲主義）は、人民の権利の保障と国家権力の制限を基本目的とし、基本的人権の尊重、国民主権、権力分立といった原理を確立した」⁹と考えられているように、国家権力である政府や国王の権力を制限して国民の自由と権利を保障するものであることが一般的な考え方として捉えられている。即ち、近代立憲主義の本質は、国民の自由と権利を擁護してそれを保障することにある。それ故に、国家権力の独断的恣意による制限を必要としたのである。

こうして、井上の立憲主義を基盤とする人権思想、つまり「立憲主義的人権思想」は、法制官僚としての彼の基本思想の一つとなっていった。それを明確に示すのが、1887（明治20）年の憲法案作成時、ドイツ人法学者であるロエスレル（Friedrich Hermann Roesler、レースラーとも呼ばれる）に対して国民の基本権をいかに規定するかを問議した際、「国民ノ権利及自由ハ法治国ノ最モ貴重ニ保護スベキ者ナリ」¹⁰との持論を前置きして意見を請うていることである。この井上の問議に対するロエスレルの答議は、「一般ノ根本権ヲ欠クニ於テハ憲法上ノ欠点ト認定セラレ或ハ直ニ信用ヲ失フノ恐レアルハナリ」¹¹として、基本権を「国民」に付与することが憲法の眼目であると返答している。同時に問議したモッセ（Albert Mosse）も同様の見解である。しかしながら、教育権について規定することに関して、ロエスレルは「国民ノ年少ナル者ヲ各種ノ迷路ニ誘カシムルコトアルヘカラズ」¹²として反対意見を答議している。

但し、注意すべきは、井上がこの後に彼らの答議を斟酌しながらも明治憲法の基本となった明治20年「憲法試草」の二案（「甲案」、「乙案」）を作成提出するに際して、ドイツ人法学者の反対意見にも拘わらず、「（甲）案」には教育条項を規定していないものの、「（乙）案」（第二章 国土国民）第十三条にて「教育ハ人民ノ自由ニ任ス但政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校教課ヲ監視スルノ権ヲ有ス」と規定したことである。ここに、井上の人民に対する「立憲主義的人権思想」としての教育の自由を承認する思想が存在した事実が確認出来る。そして、最終的には明治憲法に教育条項は規定されることはなかったのであるが、第Ⅱ部・第四章・第二節「明治憲法成立過程にみる井上毅の教育思想」にて論証を試みるように、彼が中心となって作成された憲法解説書『憲法義解』の中において、第九条（天皇大権）・第二十八条（信教の自由）・二十九条（思想・表現の自由）において教育の自由に関連する条文解説がなされている。

では、井上の時代、いわゆる明治憲法下における近代立憲主義の捉え方とは如何なるものであったのだろうか。当時において、国体主義を基本とする故に最も立憲主義思想から遠いと目されている保守的憲法学者二人の思想を考察しておきたい。その代表的な

人物の一人は、帝国大学法科大学教授として初代憲法講座を担当した穂積八束¹³である。彼は万世一系の天皇が統治主権を有することを機軸とした「国体」憲法論を主唱し、政治体制そのものを主権の所在に依拠する「国体」と主権行動の形式に依拠する「政体」とに分けている。その「政体」の一つである立憲政体¹⁴について、「立憲政体ハ立法、行政、司法ノ権力ヲ分チ之ヲ混同スルコトナク、各、相異ナルノ機関ニ依リテ行フノ政体ナリ。・・(略)・・所謂権力ノ分立ヲ成ス者ナリ。立法権ハ国会ニ依リ、司法権ハ裁判所ニ依リ、行政権ハ政府ニ依ル。各々之ニ依リテ之ヲ行フ是立憲政体ノ本領タリ」¹⁵と記し、三権分立が立憲主義における「本領」、即ち基本であることを明確に論じている。しかしながら、彼は近代立憲主義の基本原則である国家権力（君権）の制限と人民の権利の保障については、「臣民ハ絶対ニ、無限ニ、国権ニ服従ス」¹⁶と記し、人民の権利を認めていない。そこに井上との大きな相違点が見出される。

他方、穂積の憲法論を継承した上杉慎吉は、明治憲法第一条の解説を「大日本帝国ノ統治権者ハ天皇ナリ、之レヲ我カ国体ト為ス」¹⁷と論じ、「西洋立憲政体ノ特徴」と前置きした上で立憲主義に関わる五つの特徴について論じている。そこでは当然の如く、現代の立憲主義の意義と共通する見解が記載されている。一つは「国王ノ専制ヲ抑止スルハ、西洋立憲政体ノ眼目トスル所ナリ」として、「国王」（国家権力）に対する「専制ヲ抑止」という制限規範性を論じていることである。そして「(三) 自由権ノ保障ハ、立憲政体ノ欠クヘカラサル綱領トスル所タリ」¹⁸として、イギリスの「権利宣言」、フランス「人権宣言」、アメリカ「合衆国憲法」等を例示している。さらに「苟クモ、自由権ノ保障ナクンハ、憲法ニ非ストスルハ、諸国憲法ノ皆同シキ所ニシテ、之ヲ以テ立憲政体タル特徴ト為スハ、人ノ普ク認ムル所ナリ」¹⁹と記して、欧米の近代立憲主義は憲法並びに法治主義の基本理念であることを論じている。さらに、三権分立を明記し、その他人民主権としての議会主義を論じている。但し、彼は「大日本帝国ノ政体」について、「西洋立憲ノ長ヲ採リ、之ヲ我カ千古ノ国体ノ上ニ構成シ、益、国体ノ精華ヲ発揚セントス」²⁰と論じて、当然のことながら全面的に西洋立憲政体の主義を採用しているわけではない。

以上に見るように、国体主義に基づく憲法論者においてすら、近代立憲主義を論じる中で、欧米の立憲主義としての権力の分立による均衡、即ち権力の制限に関する内容を記載せざるを得なかったのである。特に上杉論に見受けられる制限規範性と自由の基礎法としての「自由権ノ保障」認識は重要な指摘である。

それ以降の憲法学者たちにあつて、同じく国体主義者である美濃部達吉は「天皇は日本帝国の君主として、国家の総ての権力の最高の源泉たり、日本帝国の最高機関たる地位に在ます」²¹として天皇機関説を提議した。そして、政体について、「一口に言へば国民の代表者たる国会の置かれてあることが立憲君主政体の最も主なる特色であります」²²と論じて、その内容を以下の三点に要約している。第一に公民国家主義即ち階級制度の打破、第二に民政主義即ち国民の参政権、そして第三に法治主義即ち国民の自由の尊

重であるとした。特に第三については、「法治主義は或は之を自由主義と謂うふことが出来る。国民の自由を尊重し、法律に依るに非ざれば国家の権力を以ても其の自由を侵すことの出来ないものとするの主義であります」²³と述べている。彼は、法治主義（自由主義）の立場から「国民の自由」を尊重し、国家権力がその権利を侵害することについては制限されると論じたのである。このことは、現代における立憲主義と同じ見解である。

以上のような立憲主義の解釈がされていた中で、彼らの先輩としての井上は、青年期に修得した欧州の思想・法学や直接欧州留学によって修得したフランス法学・ドイツ法学によって、欧米の近代立憲主義における人権保障については自らの基本理念として認識していたことは間違いないと考えてよい。したがって、井上がその立憲主義に基づく人権思想を有していたことは明らかである。この「立憲主義的人権思想」の実態と内容についての実証は、第Ⅱ部の各章にて詳細に論じていきたい。

以上考察してきたように、本論にとっての第一の研究課題である井上の「立憲主義的人権思想」の実現は、彼が近代立憲主義思想を受容してそれを現実の政治課題に如何に適合させようとしたかという問題でもある。さらに、立憲主義思想以外の彼の基本的思想として、青少年期より修得した儒教的「仁」の思想である為政者としての「仁政安民」の思想と法治主義としての「法」思想が、人民の教育を保障する思想として存在していたことも想定できる。また、彼の最初の学びの場となった必由堂教学の一つに、天皇崇拜の「国体」思想が存在していたことも看過できない。これら四つの思想は、井上毅の人権と教育思想を形成する基本的原理となっており、彼はこれらの思想を機軸としながら現実の政治状況の中で、喫緊の課題である「国家の独立」と「国民の形成」にとって何が求められているかを総合的に判断して政策立案していった。しかしながら、立案当時の時代背景の変遷によって、当然に時代の思想内容が変遷していくことは在り得た。彼は維新後の急激に変化する時代を冷静に読み取りながら、当面の政治課題を前にして、変革するものと不変のものという選択を、その漸進的で柔軟な自己の思想によって決断していった。それが、欧米の思想のみならず日本の伝統的思想をも駆使しながら政策立案する「知」的官僚としての思考方法であったと考える。

それ故に、法制官僚そして文部大臣としての井上毅は、それらの思考方法を媒介としながらも維新後の国内外における政治的危機を克服して日本を早期に安定化させるために、国家主義に基づく政策立案を推進していく。そして他方では、特に近代立憲主義の理念に基づいて人民の権利を如何に保障していくかについても具体策を講じていった。

よって本論においては、井上の政治的な最終目標である明治近代国家の完成とその安定強化のために、彼の国家主義的な「国家富強」政策実現への教育思想とともに、彼自身が有していた「立憲主義的人権思想」を機軸とする人権としての教育思想の検証を行うものである。

第 I 部 井上毅研究の課題と研究史

第一章 研究の課題と方法

第一節 研究の課題

「序章」にて論じたように、明治政府の中心的法制官僚であった井上毅は、有力政治家並びに「明治政府のトップ・ブレイン」²⁴、あるいはその国権的政治思想から為政者の「黒幕」²⁵としての印象が強い政府側の一員と看做されている。しかし、当時における明治維新後の国内外の国家的危機状況を前にして、政府の一官僚ゆえに「国家富強」という名の富国強兵政策によってそれらを克服することで独立国家実現のために尽力したこと、併せて国内問題としての国家の統一を実現するという国家目的に尽力したことをもって、所謂、国家主義に基づく政策を実行していた権力側の官僚であったとして当然の如く批判することはできない。何故ならば、明治維新後の時代背景を考察することによって、時代の反映としての井上の思想が如何にして生み出されたかを理解する必要があるからである。時代の流れと背景を抜きにして、その時代の思想を論じることは出来ないと考える。したがって、その時代の人となりその思想を研究する場合は、その当時の状況の下に史料を解読していくことが重要となる。維新後の政治的な危機状況において、彼が国家主義に基づいて「国家の独立」「国家の統一」そして「国民形成」の実現に向けての政策を実現していくことは不可避であったと考える。

つぎに、本論における井上毅の教育思想を論証するに際して、二つの研究課題を設定してそれぞれ検証していきたい。

一つは、井上が法制官僚として国家主義の立場から「国家富強」を実現するための教育思想のみならず、他方で近代立憲主義に基づく人権思想、本論にては「立憲主義的人権思想」と呼称する一つの思想を有していたことを課題とする。特に後者の「思想」を土台として種々の政治と教育政策に反映していったことを検証することで、彼が近代立憲主義に基づく強い人権意識を有していた事実を新たに実証していくことを課題とするものである。即ち、彼の思想と政策が国権的な「国家富強」を第一の目的としていたことを当然としつつも、第二の目的として、民権的な人民に対する「立憲主義的人権思想」を有していた事実を明らかにしていきたい。それは、教育思想においては、人権としての人民の教育の自由と権利の尊重と保障である。この課題は、先行研究の多くに論じられている井上の国家主義的政治思想を前提として考察するものの、今日までの井上毅研究にてそれほど着目されていなかった部分、即ち、彼が近代立憲主義並びに法治主義を基盤とする人権としての民権的な教育思想を有していたとの事実を実証することを課題とする。

もう一つは、この「立憲主義的人権思想」を機軸とする井上毅の教育思想とその政策

の研究を通じて、明治近代国家形成期における教育思想の実態を再検証し、日本の近代教育の光と影を明らかにし、教育の可能性について考察することにある。そのことは又、「教育とは、本来如何にあるべきか」を明らかにすることでもある。

先ず、第一に民権的な井上の人民の教育の自由を有していたとする課題を論じていくのであるが、彼の国家構想として位置づけた国家主義に基づく「国家富強」を実現することに尽力したこと、そして維新後の時代の反映として導き出されてくる諸問題の中で、法制官僚並びに文部大臣として活動した政治政策を通じての政治思想と政策を具体的に考察しなければならない。その過程を通じて、彼の教育思想の考察、特に彼が文部大臣として尽力した実業教育と貧窮家庭の児童に対する教育を中心として、その「立憲主義的人権思想」としての教育の自由を有していたことが実証されるものと考ええる。

この人民の教育の自由という課題は、立憲主義に基づく人権思想としての教育権の問題であるが、人権を基盤として彼が諸種の政治と教育に関する政策を何故に実施しようとしたかという、彼の真意を探らなければならない。そのことによって、彼が「国家富強」の国権思想のみならず、同時に人民に寄り添う人権意識としての民権思想をも有していたとする、もう一つの思想を保持していた事実が実証できるものと考えられるからである。

その要因には、彼自身が幼少期より実体験し醸成されていた学び、即ち教育を受けることの中で教育の自由の意義と思想を自然に見出していたという教訓がある。その意義と思想を獲得したが故に、そして同時に、教育に関しては人民をも教育の自由を享受する権利を有し、その尊重と保障を法的に確立していくことが彼の責務となっていたのではと考える。そこには、彼が学んだ青年期の欧米の文献や欧州研修の中で修得した欧米の近代立憲主義の人権思想、特に教育権の保障が各国憲法に規定されていたという実状を無視することは出来ない。それは、彼自身が一つの思想として持っていた国民（人民）の教育の自由と権利は当然であるとの事実が既に前提として存在していた。

第二の課題は、井上の教育思想とその政策の検証を通じて、明治近代国家形成期における近代教育思想の光と影を明らかにしてその可能性を考察することであった。そのことは、「立憲主義的人権思想」による人民の教育の自由から導き出されるどころの「教育とは本来如何にあるべきか」を問うことでもある。しかしながら、この課題は明確に断定すべき内容ではない。何故なら、様々な「教育とは如何にあるべき」との見解が存在することこそ、教育の自由が保障されていることになるからである。

ただし、権力を制限・束縛して国民の自由と権利を尊重擁護することが立憲主義の本旨であるならば、「教育とは如何にあるべきか」は人民にとっての教育の自由の主張が主とならなければならないのは当然である。しかしながら、本論にて明治前期の学校教育を実証する過程においては、政府または井上の「国家富強」政策実現のための教育背景を考察していく場合において、それは国家にとっての教育の自由であって、国民（人民）にとっての教育の自由ではない。そのような国家と人民という、所謂、国権的立場

と民権的立場のせめぎあいの場においてこそ、「教育とは、如何にあるべきか」が問われていくものと考え。本論では、この井上毅研究における二つの課題を設定して、第Ⅱ部の各章において実証していくこととする。

第二節 研究の方法

次に、井上毅研究の方法論について述べておきたい。

思想が時代の反映であるならば、その思想を考察するためには、時代を時系列的ないしは段階的に順序だてて考察していくことが重要である。したがって、井上毅の教育思想を明らかにするための研究方法は、彼の幼少年期から文部大臣としての最晩年期までの時代背景を丹念に調査し、彼がその時代の流れや動きをどのように受け止めながら自己の思想として反映させたかを明らかにすることである。そして、その思想を機軸として如何なる政策を諸種の法律や勅令として法的に実践していったかを実証的に検証しなければならない。その検証において大切なことは、井上は誰のために、そして何のためにその思想生み出したのか、そしてその思想を如何に実践化していったのかを明らかにすることである。言葉を変えれば、その実用化は国権を維持する立場からなのか、それとも民権を尊重する立場からなのかということでもある。さらにその実践段階において、彼は法制官僚として又文部大臣として、如何なる立場を優先しながらその思想を具体的に実用するための政策を起案していったのかを検証考察する必要がある。

本論においては、第Ⅱ部・第一章「明治近代国家構想と教育思想」・第一節「明治政府の国家構想と教育思想」において、はじめに維新を推進した中心人物であり且つ岩倉欧米使節団の中心人物でもあった岩倉具視、大久保利通そして木戸孝允の国家構想と教育思想について論じ、次に第二節「伊藤博文の国家構想と教育思想」を論じた後、井上の教育思想とその政策を年代順に具体的に論じるという構成を採っている。個人の思想というものは、単純にその人の個人的思惟・意思によって生じるものではなく、一般的に先行する時代と思想から何らかの影響を受けている。思想が時代の反映として生み出されることは既に論じたが、井上の教育思想とその政策の基盤となったものは、過去の歴史的事実とその事実の反映としての諸種の思想に基づいている。

そこで本節は、時系列的に維新後の時代と思想の関係を井上毅研究の方法論として用いるのであるが、井上の場合、先行の時代と思想は江戸幕藩体制の近世封建社会まで遡及することを想定しなければならない。特に教育思想の考察においては、民間の私塾や寺子屋（手習所）並びに公的存在である藩校の思想等をその時代の動向と併せて検証する必要がある。ただし、本論の考察は近世については井上に直接的に関係する熊本藩時代に限定し、維新後の時代領域を基本として考察していくことにしている。それ故に、第Ⅱ部において考察するのは、明治維新後の時代の動きとそれに対する為政者の思想が

基本となる。当時の時代の動きとして、日本は国内外における大きな時代の危機と対峙していたが、この課題に対して、明治新政府は1871（明治4）年の岩倉欧米使節団の派遣以後、二つの政治的思想に大きく分派して対立していく。所謂、留守政府側と使節団側との国内外の政策を巡る路線対立である。この対立は、使節団の帰国後の対朝鮮半島を巡る意見の相違によって一層明瞭となり、以後の明治国家の在り方を大きく決定づけることになった。その結果、使節団側が実質的に新政府を統括することになり、留守政府側の中心人物である西郷隆盛、後藤象二郎、江藤新平、板垣退助などが下野していく結果となった。彼らは、この後に西郷・江藤にみられる士族の反乱という形での武力に拠る新政府打倒の道への選択と、それに対して、後藤・板垣たちの言論による士族グループとしての民権運動によって新政府に対抗していくという二つの道を歩むことになっていく。

よって本論は、最初に井上毅に直接繋がる使節団側の岩倉具視、大久保利通、木戸孝允の国家構想と教育政策を最初に論じていくのであるが、彼らは幕藩体制下における近世の思想を継承しながらも、欧米での見聞とあわせて最新の思想と知識を多く享受していた政治家である。その結果として、彼らが如何なる思想を駆使して明治近代国家への国家構想を創り上げていったのかを、それぞれ個別に検証していく。大久保たちを明治近代国家創設の第一世代とすれば、次に第二世代の中心人物として、それらの思想と政策を継承して実質的な権力を把握した伊藤博文の国家構想と教育政策を続いて考察して論じなければならない。即ち、井上の思想と法政策を考察する場合において、伊藤の政治家としての存在は最も大きいと考えられるからである。伊藤の思想を除外して井上の思想を論じることは困難であり、同時に、伊藤の思想並びに政治を実行していくに際して、井上の思想を除外することもまた考えられないことである²⁶。さらには、井上の法思想と法案制定に関わって重要な示唆を付与していたのはドイツ人法学者のロエスレルやモッセなどの存在であるが、彼らについては問題の各事項の内容において論じていくこととする。

第二章 井上毅研究史

井上毅の研究史において、その思想に関する研究著作を考察するに際して、彼が法制官僚として長きに渡り法の立案と法案審査をその職責としていた故に、法思想の立場からの先行史研究が主となっている。さらに、彼の業績として明治憲法と教育勅語の起案が特筆されている関係上、彼に関する研究と論文・著作も法と教育の二点に集中する傾向がみられる。教育に関する研究としては、特に教育勅語と文相時代の教育政策に関する多くの論文・著作が存在する結果となっている。しかしながら、彼の教育に関する思想は、それ以外にも多くの法律・勅令案や意見等の中にも見出すことが出来る。そこで本論では、井上の教育思想に関する先行研究を教育史と政治思想史の二分野に分け、彼の教育思想並びに法・政治思想が各著者によってどのように論評されているかを個々に検証していきたい。

第一節 教育史からみた井上毅研究

井上毅の教育思想とその教育史を考察するに際して、当然のことながら、彼の出身地熊本県関係の文献が多数出版されている。戦前における代表的な井上傳として、熊本県教育会主催の講演会記録である小早川秀夫述「井上梧陰先生」（平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』元田井上両先生頌徳会、1913年）が、井上の学問や官僚事蹟等を披瀝してその後の井上研究史の参考文献となっている。森本米一「井上毅先生」（熊本市立高等女学校編『採釣園の誉』、1932年）は、井上を郷土の誉れとしつつも「秋風肅殺の氣に富める陰鬱の人」としてその貴重な写真とともに掲載している。そして、平野芳州「井上毅」（荒木精之編『肥後先哲評伝』日本談義社・1941年）では、「彼は幼より穎悟で記憶力甚だ強く、神童と称されてゐた。然し生家の禄高低く家貧しかつたので、学用品を購ふのも思ひに委せず、反故紙や手紙の端などを切りとつて張り合はせ、其れに写字や習字をしてゐた程であつた」²⁷と幼少年時代の数少ない井上像を紹介している。

戦後においても、熊本市編纂『肥後文教と其城府の教育』（熊本市教育委員会・1956年）は、第二章・肥後文教精華の発現の中において、徳富蘇峰の井上評論と併せながら明治憲法と教育勅語と肥後文教との関係において「一 井上梧陰」として法制官僚としての業績を記している。そこにおいて、蘇峰は井上を「彼が精励、信実、清廉なる官人的生涯は、実に一代の標本と云はざるを得ず。・・・(略)・・・然れども彼は愛国者と云はんよりも、寧ろ憂国者と云ふの、更らに精当適的なるを見るなり」²⁸と評して、両者の間に思想的な相違が存在したにも拘わらず蘇峰の郷土の先達への思いが滲み出ている。著者（山本）は、「梧陰存稿卷一」の「言霊」に云う「正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ大御業はうしはぐにはあらずしてしらすと称へ給ひたり・・・(略)・・・恐く

も我が国の憲法は欧羅巴の憲法の写しにあらすして即遠つ御租の不文憲法の今日に発達したるものなり」²⁹を引用して、それが明治憲法起草の根拠だと論じ、さらには教育勅語の精神は、「梧陰存稿卷二」の「世道論」にいう儒教尊信を基盤として成立したものだとも論じている。その他、徳永春夫「井上毅」（熊本県教育委員会編『熊本の先駆者たち』秀巧社、1968年）、平田武彦「井上毅」（熊本県教育委員会編『熊本県近代功労者』1981年）など多数の井上傳記が上梓されている。

但し、これら熊本県に関連した各著作者に共通する論評は、井上毅を明治国家の成立に尽力した郷土熊本県の偉人ないし誉れであることを基本として叙述していることである。したがって、法制官僚としての活動については、彼を尊敬し好意的に評する文献となっている点に注意しておく必要があり、それらを批判的に読み取ることが重要となる。しかし、これらの著作は、井上が少青年時代の日記を残していないことから鑑みて、その時期の学びに関する記述として大変貴重な井上毅に関する郷土史的研究の記録となっている。

次に熊本郷土史研究以外の、井上毅に関する先行教育史研究を、彼の教育思想をどのような視点で捉えて論じているかについて、テーマごとに4つに分類して考察していきたい。1つは、彼の教育思想は国体主義ないし国権主義（国家主義）を基本とする立場からの研究史。2つは、それが明治近代国家の形成にいかなる役割を果たしたかの研究史。3つは、彼の教育思想の代表である教育勅語の成立過程とそこに込められた彼の思想についての研究史。そして4つは、文部大臣としての井上が、いかなる教育政策を実施したかについての研究史である。

1

最初に考察するのは、井上毅の教育思想は国体主義ないし国権主義（国家主義）を基本とする視点からの研究史についてである。

野口伐名『井上毅の教育思想』は、井上毅の幼少期より晩年に至る全生涯の教育思想全般について論じた井上毅研究の代表的な著作である。そして、その教育思想の基本は国体主義であったと論じている。野口は、井上の思想的要件の第一として、大阪教育会（明治27年4月15日）での実業教育に対する演説を提示して、「井上文相は、ここで国体を明治国家統合の教育原理として、国民形成すなわち国民教育の基礎に据え、国民教育上第一の主義とすることの必要性和重要性を強調している」³⁰と記し、井上の教育思想は国体を機軸とする「国体教育主義」³¹思想であると論じている。そして、その思想形成を見出す契機となったものを、元田永孚の徳治主義とルソー流の自由民権運動を危険思想と把握したことに由来するとし、後者の例をもって「井上毅の近代性、開明性に一つの思想的限界」³²が見出されると批判している。当然のことながら、教育勅語

の起案並びに文相としての教育政策には、「国体教育主義」思想を基調として実施されたものであると解説している。

そして、野口は、明治憲法起草者としての井上が、「国体」を明治国家統合の原理として国民形成と同時に国民教育の基礎に置いた根拠について論じる。いわゆる「国体教育主義」の形成には、国学派の小中村清矩と池辺（小中村）義象親子の国学思想に強い影響を受けたとして、明治憲法第一条に規定する天皇の統治を、『憲法義解』が解説するように「しらす」³³にその根源に置いている。そして、その「国体教育主義」を「近代国家観としての統治理念を『国体主義』が確立し、それを教育理念として、つまり国民形成の核として形成された」³⁴と結論付けたのである。確かに、井上の基本的思想の一つである国体思想をもって論じている限りにおいて、「国体教育主義」を教育上の第一の理念とすることに異論はないが、国学派の影響並びに「しらす」論を国体の根源と断定できるものではないと考える。

本著は、井上の生涯における教育思想を網羅する中で、特に実業教育論に際して井上の最大の問題を「実質的な明治日本の独立」³⁵にあったとして、経済活動の重要性から「実業教育の奨励と振興こそ国家富強の源泉である」³⁶と論じている。当時の欧米列強の対外的進出ないしは侵略行為に対処する為には、政府の喫緊の課題が「国家富強」の名の下に日本の独立を実現することを目的とせざるを得なかったことから、その論理について評価するものである。さらに、井上の第二の思想的要件としてドイツ国家主義への井上の傾向を強調しているが、この事実は多くの先行研究においても井上の普遍的思想として捉えられている。しかしながら、井上の法制度の基調はフランス法であり、特にフランス司法制度そのものを「簡ニシテ雑ナラズ、条理明白ニシテ従ヒ易キ」³⁷と断じているように、彼が一般的に論じられているドイツ主義者³⁸ではあっても、徹底したドイツ主義者ではなかったと考える。

ただし、本著は主としてして国体思想と儒教思想を基盤とする教育思想の構成記述となっていることから、井上が青年期に修得し実践していた立憲主義思想を有する立場での記述が欠落している。彼の韓村書屋（木下塾）と時習館菁莪齋での学びに関連して、多数の西洋文献を読了し、清律の法律学を修得していたことから、彼が既に青年期において立憲主義の思想を修得していた事実は重要である。そのことは、既述したように彼の自筆学習記録簿である『随筆』等に明らかである。加えて、野口が時習館退寮後に学んだフランス学と安井息軒の三計塾での学問研究をもって、井上が近代国家における法治主義を理解し開明官僚として生長したとする説には同意できない。韓村書屋、時習館における青年期に取得した立憲主義と法治主義こそが、法制官僚井上毅を創り上げた原点に他ならないからである。いずれにしても、本著は、井上の教育思想の第一を国体思想と位置付け、近代立憲主義に基づく観点が軽視されている。立憲主義並びにそこに含まれる人権思想は、井上毅の思想を論じる際の基本であると考えられる。

次に、井上の代表的伝記としての**梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿 井上毅先生伝』**は、古城が井上家の依頼により、井上家所蔵の文書に依拠して記述した未定稿原稿を基本とする著作である。本著は、明治政府の政策を推進する立場から法制官僚あるいは文部大臣として実直に職責を遂行したことを基本とする構成で、彼の代表的な論文や法律案を例示しながら丹念に叙述し、文部大臣としての普通教育、実業教育、中等教育等における実例を示しながらその実績を評価している。しかしながら、井上家に慮ってか彼の負の面における政治と教育に関する評価はなされていない。

教育思想に関しては、野口と同様に国体思想を基本として論じており、井上における「教育の本意は愛国心の涵養に在りとの中心思想に終始して、常に此心を以て諸般の教育施設に努力せられた」³⁹と記し、国体を基本とする「愛国心の涵養」こそが井上の基本的思想であるとする「国体教育主義」が論じられている。したがって、本著も立憲主義に基づく井上の教育思想は論じられない。他方で、教育勅語起案における元田との往復書簡⁴⁰を多数掲載して、二人の勅語制定への思いと緊密さがよく伝えている。そこでは、思想的な相違点があろうとも、郷土の先輩として元田を敬う井上の誠実さと謙虚さが叙述されている。

井上の国体論に関して、近年、**湯川涼太『皇国史観』と『国体論』—井上毅の『しらす』論の検討を通して—**等⁴¹の論文が出ている。湯川は、歴史学の見地から井上の修史事業継続案を基本として、野口が指摘していたように「しらす」論を展開して明治憲法体制の構想を論じている。そこにおいて、彼は、「しらす」を1889（明治22）年の講演「古言」で論じた『うしはく』が『有形的の物質上の意味をいひあらわしたる』『物に偏したる不完全の辞』であるのに対して、『しらす』は『無形的の高尚なる心識の働きをあらはしたる』『理を以て物を兼ねたる完全なる言葉』⁴²を引用し、君主（天皇）の「君徳」としての「統治の義」として定義する。即ち、井上は国家の統治作用について、記紀神話を参照として説明したと論じたとしている。

そして、1888（明治21）年12月6日の「国典講究ニ関スル演説」で示した「国典は国家の為に必要である、並びに國民の教育の為に必要である」⁴³を例示して、国典が国民教育の為に必要であることを示している。さらに、演説の「国の独立を保つ為には、国民教育を第一の貴重なるものとしなければならぬ」⁴⁴を記し、その為には「歴史」と「国語」を教授することが不可欠であることを指摘している。この事実は、本論においても井上の「国家富強」実現の手段として教育政策こそ基本であると位置づけている内容と一致する。即ち、「国の独立」という国家目的実現ためには「国家富強」に依拠して実現していくのであるが、そのために、井上が「国民教育を第一の貴重」な手段として用いることが肝要であることを述べているからである。井上は、この演説において、明治政府の喫緊の課題である国内外の危機を克服して国家の独立を保持する手段として教育の重要性を指摘したのである。所謂、本論の第一の課題の前提としての「国家富強」実現の為の井上の教育思想が論じられている。

さらに、湯川は明治憲法体制が立法者としての天皇の「君徳」に依拠して成り立つことを論じた背景を、井上の政党政治あるいは議会政治に対する不信感が存在していたとして、社会階級間の利害調整と「国民の福利」を追求する為には、天皇の「全能性」機能によって実現することが構想されたと論じている。しかし、その場合においても、湯川は井上が天皇自身を宗教上の崇拜対象となることを忌避していたとして、彼の「欧州模倣ヲ非トスル説」の「凡ソ宗教ノ進歩ハ知識ノ進歩ト常ニ反対ノ徴候アリ。苟モ知識発達スレハ道義ヲ講究スルモノ先天ノ空想ニ満足セス」⁴⁵と記して、知識発達によって宗教は「先天ノ空想」であると批判した点を述べる。即ち、井上は、憲法を宗教から遠ざけることによって、宗教による人心教導に起因する内乱を防止せんとしたと論じた。所謂、ここには井上の神道の非宗教性が導き出される。したがって、湯川は、井上が「政治的な利害関係を超越した『全能の君主』である天皇による、公的利益の実現という構想」⁴⁶をえがいたとみている。

このように、天皇を憲法に超越した存在として位置づける手法は、天皇の政治的責任を忌避する手段としても先行研究においても論じられてきたところである。

しかしながら、大日本帝国憲法第四条に規定する「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と規定されているように、「憲法ノ条規」に基づいて実施される現実の社会における政治は、天皇を憲法に「超越」した存在としては規定していない。したがって、政治的な天皇の責任が第五五条の大臣輔弼規定をもってしても、憲法の条規に反する場合は政治的責任を追及されることはありえると考えられる。これに関しては、本論第二節の「政治思想史における井上毅研究」にて後述するが、そこにおいて木野主計は「明治国家の正当性を保持するためには、法の権威の根拠を天皇に求め、そして法の普遍妥当性を有らしめるためには天皇は憲法に随うということを国民に広く理解して貰うことを井上が意図していた」⁴⁷と論じている。そのことは、井上自身が憲法起草者として憲法の藩屏となり、誰よりも強く憲法を擁護していかなければならないことを自覚していたことの証左であると考えてよい。いずれにしても、この問題は今後の重要な研究課題の一つである。

本論も、当然井上の「国体教育主義」を否定するものではない。何故なら、井上の基本的な思想に国体思想が根底にあることは、少年期の必由堂以来の教育過程のなかで強く確立されているからである。しかしながら、井上の国体思想は、小川の論じる近代国学や小中村らの国学派と称される国学者の意見によってのみ確立されたものとは断定し難く、井上が常に主張する伝統を重んじる態度から考察しても、古代からの伝統的国学思想を念頭に置いていたのではないかと考える。

この「国体教育思想」に関しては、森有礼の教育政策についても同様に論じられているが、沖田行司『新訂版日本近代教育の思想史研究－国際化の思想系譜－』に見られるように、「森の教育政策は、彼の啓蒙活動の延長上にあり、啓蒙主義を教育に具体化したものに他ならない。啓蒙の主体を国家に置き、その方法として教育を用いる国家啓蒙

主義が明治中期の歴史状況の中で、如何なる意味を持ち、また日本の近代教育史上においてどのような役割を担ったのか⁴⁸という観点で考察することが肝要であると論じている。ここでは、「国体教育主義」は「国家啓蒙主義」として捉えられており、さらに井上の教育思想を考察するに際しては、彼の活動した時代と歴史的状況において考察することが必要であり、一つの視点から彼の全体としての教育思想を断定することは問題があることを示唆している。既述の如く、維新後の国内外の危機的状況において、早期に国家としての独立と国内の統一によって人心を収攬していくことが政府の喫緊の課題である限り、その実現に向けて彼が有する立憲主義と法の支配、儒教思想、国学に依拠した国体論などを総合的に考察して論じていくことが不可欠である。この「国体教育主義」論については実業教育等を含めて後の章にて論じていきたい。

最後に教育思想とは一線を画し第二節の政治思想の問題となるのであるが、本節で、国体論としての井上の国体思想と憲法論に関する近年の二つの著作を考察しておきたい。

一つは、米原謙『国体論はなぜ生まれたか—明治国家の知の地形図—』である。本著は、1879（明治12）年の教育論争を受けて、井上が翌年7月に岩倉具視の要請で憲法制定の意見書を立案したことを論じている。そこにおいて、米原はその意見書には「元田が『国権大綱』で主張したような儒教による国教主義や天皇による『治教ノ権』などの規定はなく、井上（と岩倉）は『教育議』での国家宗教を否定する立場を貫いている。しかし他方で『聖上親ラ大臣以下文武ノ重官ヲ採択シ及進退セラルル事』として天皇親裁の立場を固持し、君民共治の立場を否定した（実記（下）七二〇頁）。その後の伊藤を中心とする憲法制定作業は、基本的にこの線に沿って進んだといえる⁴⁹と論じている。即ち、米原は、井上が天皇親裁の政治体制を基本として、元田の「国教主義」や民権論者が主張するイギリス型の君民共治の政治体制を否定した国体論によって憲法制定作業が進行したことを指摘しているのである。このことは、井上が1881（明治14）年に立案した『憲法綱領意見』にて憲法の基本を「綱領」として記している。それは、「欽定憲法」、プロイセン憲法の漸進主義とともに、「一 聖上親ラ陸海軍ヲ統率シ列国ニ対シ宣戦講和シ」あるいは「一 聖上親ラ大臣以下文武之重官ヲ採択進退シ玉フ事付内閣宰相臣タル者ハ議員ノ内外ニ拘ラザル事」⁵⁰等に明瞭である。

この井上の徹底した天皇親裁の堅持は、1887（明治20）年の憲法制定作業過程において、伊藤の行政権優位論に対して激しい応酬がなされている。井上は、夏島草案の内閣に関する第七十条「行政権ハ帝国内閣ニ於テ之ヲ統一ス」の規定に対して、その削除を強く求めている。彼はその理由を、『憲法逐条意見（第三）』により「本条ハ第四条ト顕ハニ相矛盾スルコト二種ノ起草ニ係ルカ如シ第四条ニハ天皇ハ一切ノ国権ヲ総攬スト云而シテ本条ニハ内閣ハ行政権ヲ統一スト云抑々行政権ハ一切ノ国権ノ中ニハ包括セザル乎、内閣ハ行政ノ中心ナリトハ學術上ノ常習ノ説話ナルモ行政権ハ内閣ニ於テ統一ストノ正条ヲ憲法ニ掲クルハ豈天皇ノ大権ヲ冒瀆セザラン乎」⁵¹と批判した。

これに関して、瀧井一博『明治国家をつくった人びと』は、「このように井上には、天皇親政という根本原理を忽せにしてはならないという強い信念が認められる」⁵²として、井上が天皇親政を基本原理とした政治体制を保持していたことを論じている。しかし一方で、瀧井は「天皇による行政権の掌握を求めていた井上は、夏島草案とは別種の専制の憲法を志向していたのではないか。施政における『内閣ノ責任』を認めない彼の立場は、やがては議会と天皇との正面衝突を招きかねないのではないかとの疑念である。施政に責任のある内閣という存在を徹底的に希薄化したことにより、井上の構想は天皇親政原理と立憲制原理との潜在的矛盾を抱えていたのではないか」⁵³と論じて、井上の「天皇親政原理」と「立憲制原理」との矛盾を指摘した。確かに、瀧井が指摘しているように、井上が天皇親政を基本原理として立憲君主制の政治体制を構想していたとするならば、今後の議会開設によって本格的な議会政治が進展する中で、行政権そのものが、彼の主張する天皇大権を前提とする限り「希薄化」する政治姿勢は大きな矛盾を伴うことが予想できる。

それに関して瀧井は、井上が1892（明治25）年3月に建言した『非議院制内閣論』にて論じた「國務大臣は其信任に対しては君主に向て其責を有し、政策の利害に対しては間接に国会の命を受け、輿望に随ふの施政を為すべきものなり。然るに之を翻して、大臣の信任は議会の決にあり、施行の細目は君主の命に依るべしと云はゞ、是れ本末を転倒するの暴言にして、国体之を許さず、憲法之を容さず、吾曹人民豈亦之を怒るさんや」⁵⁴を例示して、そこに井上の「議会に対する絶望的な不信感が根差している」⁵⁵と疑問を呈している。続けて「議院内閣制の下、そのような議会の多数勢力が政府を組織したとて、それは社会の階級対立の激化を招き、社会問題の混迷をもたらすことになる」⁵⁶と批判して、井上の議会不信感は強かったことを論じている。

確かに、瀧井の論じるように井上の議会不信は立憲主義の立場からも矛盾している。そこには、嘗て1876（明治9）年の夏に岩倉宛『憲法意見案』を提議して、三権分立論の立場において「全国人民ノ大議人ト共議セズシテ『コンスチチュシオン』ヲ制定スルノ理ナシ、民選議院アラズシテ『コンスチチュシオン』 独り成立スル物ニアラズ」⁵⁷と意見した立憲主義者井上の政治哲学は消えている。ここに、フランス・アメリカの共和制とイギリスの議院内閣制を否定して、ドイツ型の外見的立憲主義を採用せんとした井上の根本的な矛盾がみられる。立憲主義者としての自覚を有するものの、その国体論に基づく天皇親政原理は以後の彼の「喉のトゲ」として様々な法の立案に矛盾をきたすことにもつながっていく。

しかしながら、井上は、何よりも当時の内外の政治的危機を前にして政府の採るべき政策は、国体論に依拠した立憲君主制の下に国民の大同団結によってそれを克服することこそが最善の道であるとの信念が背景にあったと考える。繰り返しになるが、国体主義あるいは国体論は彼の中心思想の一つではあるが、それは井上の唯一の思想ではなく、その他の儒教主義、立憲主義そして法治主義の思想をも有していたことである。よって、

彼の教育思想を考察する場合においては、それらの思想を総合的に検証して、時代別に彼の教育思想を丹念に考察していくことが肝要だと考える。

2

次に、井上毅の教育思想が、明治近代国家形成にいかなる役割を果たしたかについての研究史を考察していく。

本山幸彦『明治国家の教育思想』は、井上が法制官僚また文部大臣である政治家として、明治近代国家の形成に多大な役割を尽くしたことを論じている。本山は、明治国家の教育思想を国家権力者の教育思想と捉え、同著の目的を「制度や法規、政策を通じて、その背後にひそむ政治的意図を明らかに」⁵⁸することを主眼に置いている。その理由は、「政治的意図」こそが明治国家の教育思想である故に、その本質を日本の資本主義の発展過程において認識すべきであり、我国の経済体制と政治体制の間の矛盾と対立を解消することが国家権力の任務であったと論じる。その為に、国民教育は国家権力がこの任務を果たすための重要な手段であったとして、教育が国家権力の手段であることを明言している。したがって、井上の教育政策とその精神は、国家権力の一手段として実施されることを指摘する。本論も、その立場を採るものであり、「国典講究ニ関スル演説」にて論じた「国の独立を保つ為には、国民教育が第一の貴重なるもの」⁵⁹とする井上の意図に合致する。さらに、明治国家における教育思想の本質を、社会の土台である「資本主義の発展過程」において捉えていることにも評価できる。形而上の思想としてでなく、国の根幹を支える経済活動の動きの中で政治が連動し、それによって国家の教育政策が変動することは自然といえる。

そして、本山は、伊藤内閣の下での文部大臣森有礼の忠君愛国による教育政策を「国家主義教育」⁶⁰と定義して、国民にナショナリズムを植え付けることで「人々を封建的共同体意識から引き離し、これを国家の次元で再編」⁶¹したと論じる。さらに、森の教育政策を継承する形で井上毅の教育政策と思想を展開させた井上について、伊東巳代治宛書簡（明治26年5月25日付）に示された「教育の基礎を固クシ、国家富強の源ヲ培養セントセハ」⁶²に例示されるように、「国家主義教育」とともに「国家富強」を目的とした政策を構想したと位置づける。それが愛国心教育と実業教育であり、特にその要因を実業教育にあると指摘する。その理由として、一つは、国外的要因としての欧州各国（独・仏）の教育が実業主義を中心に再編されている実状への危機感であり、二つは、国内的要因としての資本主義発展のための人材養成を主眼とした教育政策の必要性であったと分析している。本論も、「国家富強」の要因についても本山と同論の立場を採る。

本山は、井上が教育政策を通じて日本資本主義発展に貢献したとしつつも、森が基礎づけた教育制度多様化の道を「一層具体的に推し進め、日本近代教育の構造を産業資本

主義社会の構造に適合化させていった」⁶³と論じているが、そこには単に国家主義という国権的要因のみが強調されている。本山が、教育思想を資本主義経済と関連付けながら論じていることは評価できるものの、他方で、「国家富強」の国家主義のみならず、井上が立憲主義思想を基盤とする人民に対する人権と生活を保障しようとする意図していたこと、そして何よりも自立する国民の輩出こそが国家の自立を促進させるという要因があまり考慮されていない点は批判せざるを得ない。

井上の人権保障に関しては、司法制度における人権規定⁶⁴のみならず、実業教育政策の貧困家庭の児童や女子教育に対する政策における彼の演説や意見書等にも見られる。例えば、「大日本教育会代10回総集会」（明治26年7月1日）の演説にて、学齢児童の約半数が未就学のため教育勅語の恩恵を受けずにいる現状を、「依然トシテ暗黒ノ旧世界ニ沈殿スルハ、吾人ノ痛心嘆息スルモ、尚余アル所ナリ」⁶⁵と、未就学児童に対する心の痛みを吐露している。さらに、彼が直接自筆記載して提示した「簡易就学貧民教育ニ関スル省令案」第一条には、「市町村又ハ一私人ハ教育ノ普及ヲ又ハ慈恵ノ目的ニ因リ職工又ハ貧家ノ児童ニシテ小学校令第二十一条ニ依リ就学ノ免タル者ニ小学教育ノ一部ヲ授クル為ニ半日学校又ハ夜学校又ハ日曜学校ヲ設クルコトヲ得」⁶⁶と規定されている。そこには、「国家富強」のための就学政策であると同時に、貧者・弱者に対する彼の立憲主義に立脚した人権思想がその根底に存在していることが十分に窺える。

したがって、本論の課題の一つは、井上が「立憲主義的人権思想」による人民の教育の自由の保障を有していたことを実証することにある。そうであるならば、本山が明治国家形成に至る教育思想の本質を日本の資本主義の発展過程において認識したこと、そして明治国家の教育思想を権力者の教育思想だとしてその「政治的意図」を明らかにせんとしたことは評価できる。その「政治的意図」が、国家にとって有用な人材を育成するという教育思想であれば、教育を享受する人民の権利は保障されないものとなる。よって、国家形成過程における、貧困児童を含めるすべての児童に教育の自由を保障するためには何が必要であったかを論じることが不可欠である。

それに関連して、本山は井上の法律主義いわゆる立憲的政治体制ともいえるべき、世論を背景とした教育政策の推進を指摘している。例として、前述の「大日本教育会第10回集会」における彼の演説、「教育ト云ヘル広大ナル一大事業ハ、独り政府ノ奨励、監督並ニ法律規則ノ制裁ノカヲ以テノミ組織シ、建築シ得ベキニ非ズ、必ズヤ社会ノ発達ト共ニ上下一致ノ勢力ニ依ツテ、始メテ目的ヲ達シ得ベキモノナルコト信ス」⁶⁷を引用して、教育は政府の意図やその法律規則をもって実施すべきではなく、「社会ノ発達ト共ニ上下一致ノ勢力」によってその目的を達成すべきことを指摘⁶⁸している。それは、井上が「社会ノ発達」という資本主義の発展と同時に、君民共治の精神で推し測るべきことの重要性、言葉をかえれば、中央と地方の教育会義を構想するという「世論」を重視していることにある。ここにおいては、本山も、井上の立憲主義の精神を理解した上で、彼の立憲的政治体制構想の構築を承認している。そして、井上が実業教育政策を強

く推進させたことを、「森によって基礎づけられた教育制度を、一層具体的に推し進め、日本の近代教育の構造を産業資本主義社会の構造に適合かさせていった」⁶⁹と記し、井上が教育政策を通じて、日本の資本主義発展に果たした役割は小さくなかったと評価したのである。

井上久雄『近代日本教育法の成立』は、本山同様に明治近代国家形成について、学制に始まり各教育令制定の経過さらには国家体制と国民教育の整備についての明治近代教育論を展開している。ここでも、井上毅の教育思想に関しては、憲法問題における伊藤のブレーンとして描かれ、ついで教育勅語とドイツ化への動向として論じている。

本著は、先ず井上の教育論の前提として彼の基本的な人民政策を示す。そして、明治十四年の政変後の翌年に三大臣連署による「立憲政体に関する奉答書」（「條公立憲大綱疏第二」）が出されたが、その起案を井上毅であるとしている。その「奉答書」は「世道ノ變ハ常ニ人心ニ因ル。憲法ノ行ハルルト行ハレサルト其永久易ハラサルト變動常ナキト專ラ人心ノ向背如何ト視ルナリ。故ニ国家治ヲ制スルノ道、他ナシ、善ク人心ヲ制スルニ在ルノミ」⁷⁰とするように、国家統治の政治は「人心」を制することが提言されている。井上久雄は、この国民に対する「人心」統一は、井上毅にとって「国家富強」の道への大原則として捉えている。したがって、その為の対策として『人心教導意見』（『十四年 進大臣』）にみるように、福沢諭吉の著書を「今ノ時ニ当テ姦雄ノ為ニ、人心ヲ牢絡スルノ計ヲ画スルハ、實ニ掌ニ運ラスカ如シ、政府ノ為ニ謀ルノ道、他ナシ、亦彼レノ為ニ反スルノミ」⁷¹と批判したと指摘する。井上が、教育思想の目的として「国家富強」実現のためには「人心ヲ牢絡スル」ことが涵養であると考えていたことは、伊東巳代治宛書簡にても実証した通りである。

また、彼は教育勅語を国民教育の指標と位置付け、小学校令第一条に「内容をあたえ、国家主義的教育方式を充実させたもの」⁷²であると論じ、そこにおいて「井上は、森の国家主義教育をひきつぎ、それに歴史的視点を明確に加味し、そのもとづくところをいっそう鮮明に浮きぼりにしたのである。」⁷³として、本山同様に森文政の継承者としてみている。確かに、井上が森の国家主義教育を継承したのは事実であるが、当時の政府の国家構想そのものが国家主義に立脚していた事実から、教育に国家主義の思想が不可欠であったのは当然のことである。

他方、彼が井上毅の憲法私草乙案第十三条「教育ハ人民ノ自由ニ任ス但政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校教課ヲ監視スルノ権ヲ有ス」の起案について、「教育自由権によつて権力の不当な支配を牽制し、教育監督権によつて教育上進の方途を講じている」⁷⁴と位置付け、自由と統制との相互媒介による教育推進案だと論じていることについて評価したい。この論は、近代立憲主義の定義でもある権力を制限して国民の自由と権利を尊重擁護するという立憲主義そのものであり、井上毅の人民に対する教育の自由を論じる本論においては異論がない。この十三条は、井上が権力の教育への介入を「監視スルノ権」

として一定程度容認するものの、明解に「教育ハ人民ノ自由ニ任ス」と規定したように、彼の民権的な教育思想の基礎となる重要な提言である。ここに、彼の立憲主義の真髓が象徴されていると考える。

梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』は、梧陰文庫を所蔵する國學院大學梧陰文庫研究会を中心とする共同研究会による論文集である。その内容は、法制史、憲法学、教育史等多岐にわたる分野の諸論文となっているが、その中で、田島一「井上毅の教育・学問論と教育政策—伝統と近代のはざままで—」の教育思想に関する論文について検証しておきたい。

田島は明治国家形成に関する教育について、井上の教育・学問論の原型として、『辛未学制意見』を挙げて、「井上は、国家の形成を実務的に支えるにたる学生を養成するために大学の教育課程、教育内容の抜本的改革を提唱した」⁷⁵として、大学の教育制度と機能を批判したことを論じている。即ち、学生たちの怠学と政治家の原因が大学の教育制度にあるとして、「実務的」に国家を支える実用の学を教授するという実務家養成の大学改革を提唱したと論じた。『辛未学制意見』については第Ⅱ部にて論じるが、国内外の危機を克服する為の「国家富強」の実現を喫緊の課題としていた当時、彼が捉えた大学の教育課程そのものがそれから大きく乖離していたことが端緒であったことに異論はない。そのことは当然であるが、井上の大学批判の中に、彼が権力や上司に対してであっても自己の思想と意見に対しては実直に反論する反骨精神を有していることにも注目しておきたい。この精神こそが、彼の法制官僚として、伊藤や山県らの為政者に対しても、忌憚なく意見ないし要請をしていく人物であった事実を見ておくことが必要である。

また、文部大臣としての文教政策については、「国家富強」のための実業教育を推進し、科学的知識という知育教育の推進と併せて、「来るべき産業社会における日本人の職業倫理の形成をはかるとともに、愛国心、母国に対する忠誠心と四千万日本人の運命共同体としての一体的感情を強化するためであった。」⁷⁶と記して、徳育を重視したアイデンティティー形成のための教育政策を実施したと論じている。明治前期は日本の資本主義発展に相応する国民形成が重要な課題となっていたことから、その資本主義発展の担い手としての労働者が「職業倫理」を持って労働していくことが生産性を高める重要な要因であったことから鑑みて、その指摘は的確である。しかし、田島は、その結果として教育勅語が制定され「井上は、国民のアイデンティティー形成のかなめを国体に求め、国体の構成要素としての母国語と民族の歴史の問題を、教育の問題として解決しようとした」⁷⁷として、ここでも井上の教育思想の機軸に国体を置いていることには賛同できない。

確かに、「国家富強」への労働者養成として、彼らが「職業倫理」を持って生産活動に従事することは重要であり、そして人心を総攬して国体に依る国民のアイデンティテ

イーを養成することに異論はない。しかし、それが教育勅語であったとすることには同意できない。何故なら、彼は勅語起案要請に返答する形で、山県宛書簡にて「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」を初めとして、七項目の「立憲政体」いわゆる立憲主義に基づく特定思想を内容とする掲載を認めない彼の意見を述べている。さらに、井上の教育勅語「初稿案」においては、稲田説に依拠する限り、井上が勅語「初稿案」において、国体に基づく徳育のみならず、立憲主義の見地から知育という知識の養成が国民形成のために重要であることを鑑み、基本的に「徳育」と「知育」の二論併用説を主張していたことが見落とされている。

最後に、宗教学（近代神道史）の見地から明治国家形成における井上毅を論じた著作として、齋藤智朗『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義—』を挙げておきたい。

本著は、「井上毅の神道・宗教観や、神道・宗教関係に焦点を当てて、明治国家形成における井上による『世俗化』政策を図る考えや姿勢を、井上の『世俗主義』と呼び、その全体像を検証するものである」⁷⁸と、その執筆目的を述べている。所謂、伝統的な宗教と国家の結びつきを否定する政教分離の道を「世俗化」と捉え、井上の国家形成への宗教政策を論じている。齋藤は、特に国家と宗教の関係について、井上の横井小楠との「沼山問答」にみられるように、宗教が国内の混乱を惹起する危険性を認識していた故に、1872（明治5）年の『外教制限意見案』⁷⁹としてキリスト教制限につながったと論じる。そして、1883（明治16）年の井上起案による『山県参議宗教処分意見』⁸⁰にて、井上は将来的に完全な信教の自由と政教分離制度が確立することを承認するに至ったと論じた。そのことは、ヨーロッパの歴史を検証しても、宗教（キリスト教）と政治を分離することは、国民の宗教と政治からの解放という事実から鑑みても近代国家形成において基本的な宗教政策であった。

井上は政教分離に関して、既に1879（明治12）年の徳育論争時の『教育議』において、元田の国教的徳育主義を批判して「若シ夫レ古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ以テ世ニ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ」⁸¹と政教分離の原則を明確に論じていることに明らかである。さらに、1890（明治23）年の神祇院設置問題に関しても、井上が明治憲法の政教分離原則をする立場から、天皇親祭との在り方を含めて如何に確立すべきであるかに尽力していたことを論じている。

齋藤は井上の文教政策と国家形成に関して、宗教教育・宗教学校に対して如何なる政策構想を有していたか、そして宗教と教育勅語を如何に捉えたかを論じている。まず宗教政策について、彼の文相就任時に問題となっていた「教育と宗教の衝突」論争⁸²に対して如何に対処したかである。齋藤は、井上が文相就任翌月に教育諸雑誌記者たちとの対談「井上新文相ヲ訪フ」において、彼が「宗教と教育との関係は、是れ実に国家の一大問題たり、未だ軽々敷弁すへからず、故に他日を期し、更に述ふる処あらんとす」⁸³を採り上げて、明確な論評を避けると共に、その後この関係についての発表は存在してい

ないと記している。その理由として、これ以上の「宗教と教育の衝突」を拡大させない井上の意図があったとした。そして、齋藤は、井上が宗教教育制度の調査と研究を実施する中で「私立学校監督条規」⁸⁴を提出して、宗教家養成学校以外の私立学校における宗教教育の禁止を検討していたことを実証している。したがって、そこに井上の宗教教育政策構想としての政教分離という世俗教育が確認されたと論じたのである。それ故に、1893（明治26）年10月28日の文部省訓令第一一号（「箝口訓令」）によって、多くの強い批判があったものの、学校教員の政治活動を禁止し翌明治27年1月23日の訓令第三号⁸⁵にても学校教員の「政事上ノ競争」に参加することを禁止したのである。これは、明らかに彼の立憲主義に反する行為であるが、これは「国家富強」実現を実現する国権を優先した文部大臣という政治家としての行動である。そこに、井上の立憲主義の制限ともろさがあることは否定できない事実である。

こうした実例から、齋藤は、井上が「小学校教員心得」（明治14年6月18日）の「政治的中立」と「宗教的中立」の箇所に井上自身が圈点を付していることから、彼が文相として「宗教と教育の衝突」を回避すべく中立化を図ったと論じる。そのことは、一つの政治的信条として、社会的秩序の安定を第一に考える井上にとり、学校教育における教育の中立性を保持するためには宗教に対しても中立であることが想定されていたと考える。

次に、教育勅語の取り扱いに関して、井上は修身科の教育を規定した1893（明治26）年8月23日の文部省訓令第九号「修身教育ノ件ニ就キ訓示」の「修身ノ教ハ専ラ師導ニ由テ挙ルコトヲ得ヘク、一篇ノ教科書ニ依頼シ数時間ノ誦読ヲ以テ満足スヘキニアラス・・（略）・・尋常小学校ニ在エイテハ各市町村学務委員ノ意見ニ依リ、生徒用教科書ヲ用キルコトヲ防ケサルヘシ」⁸⁶を引用し、教科書に依存することなく教員自らの「師導」によって教授すべきことを訓示している。齋藤は、そのことをもって井上が「教科書検定審査ニ関スル答書」（明治27年6月）にて、教科書検定が「教育ニ関スル勅語ハ、最モ至重ノ標準トスル所ナルニ依リ、苟モ其精神ニ背反スト認ムベキ条項アル教科書ニ検定ヲ与ヘタルコトナシ」⁸⁷と答弁したのものであると、それは単なる議会向けのポーズではなく井上の真意であったと論じている。

最後に、齋藤は井上の世俗主義と国家神道について、「井上は皇室神道・神社神道・教派神道をすべて『神道』と一つに括って『宗教』ではないと捉えたのであり、またこのことは井上の神道政策構想が、内務省管轄下での神社行政だけでなく、皇室制度や教育制度にも波及した、いわば明治国家全体に関わるものであったことを意味している」⁸⁸と結論付けている。その意味するところは、井上が神道を一括して非宗教とする世俗主義としての国家神道は、その後における明治国家形成の一つとして位置づけられることで「教育制度」にも波及して学校教育を統制していく基本理念となったことが論じられている。

しかし、井上が神道を非宗教としたことの第一の目的は、政教分離原則の擁護にあっ

たとえられる。その理由は、公教育を宗教と結びつけることは当然のことながら政教一致となることになるからである。したがって、万世一系を基本とする伝統的な国学的意味において、制度としての国家神道を皇室制度と関連付けながら教育制度を規定せざるを得なかったのである。よって、井上が教育勅語「初稿」案に示した「天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス善ニ非スシテ何ノ乎」との字句挿入にこそ、彼の非宗教的国家神道を学校教育における道徳的理念として結び付けた意図が示されていると考えられる。

3

次に、彼の教育思想を示す代表ともされている教育勅語の成立過程とそこに込められた井上毅の教育思想についての研究史を考察する。

井上の教育思想を推し測る重要な問題の一つは、教育勅語成立に至る過程とその内容に込めた彼の教育思想が、その後の学校教育並びに国民の道徳理念として如何なる意義を有するものであったかである。この教育勅語に関する論文・著作は多数に上るが、井上毅の教育思想論を基本にして二つの視点から検証していきたい。第一は、教育勅語成立は如何なる政治的背景も踏まえながら展開していったのかということ。第二は、当然のことであるが教育勅語は如何なる教育思想によって立案されたのかということである。

先ず教育勅語の成立に関する代表的著作として、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』、梅溪昇『教育勅語成立史一天皇制国家観の成立〈下〉』を挙げることができる。いずれも、教育勅語成立に至る前史として、元田永孚『教学聖旨』（「教学大旨」）の国教的徳育論と伊藤博文・井上毅『教育議』の啓蒙的知育論との徳育論争を中心にして、その徳育・知育の思想的対立を論じていることである。この傾向は、山住正巳『教育勅語』、森川輝紀『増補版 教育勅語への道—教育の政治史—』にも共通している。そして、成立への具体的契機として、1890（明治23）年2月26日に地方長官会議における結果を、各府県知事から榎本武揚文部大臣に提出された「徳育涵養ノ義ニ付建議」が採り上げられている。この件に関しては諸種の論があるが、実際の契機は当時の国内外における諸情勢の危機が、政府をして国民の意思統一としての、いわゆる富国強兵政策を実現する為の道徳的人心収攬の必要性が存在していた。特に、国内の問題として、同年7月に実施される第一回総選挙による帝国議会の開会を前にして、大同倶楽部、改進黨、愛国公党、自由党などの民権運動派の動き⁸⁹を警戒する関係が大きく存在していた。

次に、勅語案起草という実際の成立過程の作業に入るわけであるが、ここでも文部省案としての「中村正直案」の検討にはじまり、さらに山県による内閣法制局長官井上毅への要請へと展開する。当然のことながら、そこでは井上が山県宛に出した6月20日付書簡の七項目の要請が論じられている。基本的には、第一項目の「今日ノ立憲政体ノ

主義ニ従へハ君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉セズ・・・(略)・・・教育ノ方向ヲ示サルハハ政事上之命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ」⁹⁰の立憲主義の立場からの、思想・良心(内心)の自由と天皇の政治的立場の抑制が要請されている。このことは、本論においても立憲主義者井上の教育思想を論じる立場からして当然と考えている。そして、各著作は、元田との修正案の検討あるいは山県首相と芳川文部大臣の意見等を斟酌しながら、最終的な教育勅語案が成立していく過程を論じている。

まず海後宗臣『教育勅語成立史の研究』は、教育勅語に関する戦後最初の本格的な成立過程を論じた著作である。その内容は、第一部にて教育勅語成立の前史を、元田の『教学聖旨』と伊藤(井上毅)の『教育議』を比較検証して勅語への道を導き出している。そして、第二部にて教育勅語の成立を、主として「中村正直案」「元田案」そして「井上案」と順次検証している。本論で問題とするのは、「五、井上毅草案の修正と教育勅語の成立」に関する内容である。注目したいのは、海後は、井上が「教育についての方向を定める勅語は立憲政治の下において如何なるものとなるべきかについて考え方を確立しようとしていた」⁹¹と見ていることである。そして、山県宛の6月20日付け書簡にて要請した「今日之立憲政体之主義ニ従へハ君主ハ臣民之良心之自由ニ干渉セズ」を例示し、元田の天皇が治教の権を有するとの説に対し、「しかし井上はこうした東洋の君主の治教の考え方はとらないのである。それは今日立憲政治を行っている国では君主は臣民の良心の自由には干渉しないことをその主義としている。我国も立憲国家であるので、この主義によって天皇が臣民の良心について何かを決定するというようなことはすべきでないとするのが井上の考えである」⁹²と論じた。したがって海後は、井上が勅語を政治上の命令と区別して社会に対する君主の著作として公表すべき性格のものであることを論じたのである。この考え方は、本論が常に井上が立憲主義に立脚した思想を第一として法の起案に思慮していたとする論に合致する。

海後は教育勅語成立と井上の役割についても、井上毅草案並びに元田草案の修正と成立過程を綿密詳細に比較検証し、教育勅語が井上草案によって成文化されたとして「井上の果たした役割は最も重大なこととなった」⁹³と評価している。さらに、彼は井上が自らの「初稿案」を成文化するために作業を進めつつも、自身の法制局長官兼枢密顧問官として勅語案を中心となって完成することはその責任上適切でないと考慮して、元田を成文化の首長として位置付けその協力を得ながらその下で修正の努力をしたと記している。

そして勅語における井上の役割について、海後は、明治12年の徳育論争に際して元田の『教学聖旨』に反対した理由として、「井上は本来政府が教育の根本となる方向や国民の道徳や思想を決定するようなことはなすべきではないと考えていたのである。」⁹⁴として、井上が教育と道徳との関係については政府自身が「決定」してはならないと考えていたとの見解を論じている。それは、井上が『教育議』において「一ノ国教ヲ建立

シテ、以テ世ニ行フガ如キハ、必ズ賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク官制スベキ所ニ非ザルナリ」⁹⁵と論じたことをもって元田の国教主義に反対したように、井上が立憲主義の立場から政府は国民の道徳や思想を決定付けてはならないことを主張していたことと合致する。本論もその立場を基本的に同意して論じていく。

ただし、海後が井上の勅語「初稿」に、「国憲ヲ重シ国法ニ随ヒ」の内容を記載した草案を該当させていることに対しては疑問があり、後述する稲田説とは一致しない。彼はそれを断定する有力な根拠に、内閣法制局の用紙を用いていたこと、そしてその草案の筆跡が井上のものであると認定している点である。しかし、それをもってしても「初稿」草案と断定できるものではない。何故このことが重要であるかは、井上が最初から「国憲ヲ重シ国法ニ随ヒ」の内容を挿入していたか否かは、立憲主義にとって大きな問題となるからである。詳細は、第Ⅱ部・第五章・第一節『『教育勅語』成立過程にみる井上毅の教育思想』において論じていきたい。本論においては、稲田説を採用して検証していくこととする。

最後に付記しておきたいのは、勅語の制定の端緒が明治23年の地方長官会議における徳育論議であったとするのが一般的であるが、海後は「徳育問題についての天皇の積極的な内意が動いたことが、徳育の基本を明らかにする問題を天皇との関係へ進ませたとみなければならない」⁹⁶と論じている点である。本論もこの説に立つもので、併せて当時の首相山県有朋の意向が大きく働いていたと考えている。

つぎに稲田正次『教育勅語成立過程の研究』を考察していきたい。

稲田も、海後同様に勅語の成立過程を学制の頒布から筆を進め、明治12年の徳育論争、天皇の道徳教育督励、森有礼の国家主義教育推進を経て文部案（中村正直案）までを詳細に記している。そして「井上毅の初稿」の章において、彼の勅語への関わりとその思想について論じている。

この「初稿」案をめぐるのは、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」の字句の有無により海後説と異なっている点が問題となっている。稲田説は「初稿案」においてその字句は存在していなかったとする案を選択決定している。その理由は、彼が6月28日に元田宅を訪問して自らが作成した初稿を届けており、元田が翌29日に井上の初稿案を参照して修正を加えた元田「修正案」が完成させ、そしてその「修正案」が30日に井上に届けられている。その二案を対照した場合、まず冒頭部分、井上初稿案の「我カ祖我カ宗國ヲ肇ムルコト」が元田「修正案」は「朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇メ」であり、井上初稿案「教育ノ要ハ善ニ従ヒ知ヲ進ムルニ在リ」が元田「修正案」は「凡教育ノ要ハ知ヲ開キ徳ヲ成シ」となっている。このように、元田「修正案」は極めて井上初稿案に近いことを示している。当然ではあるが、この時点で「国憲・国法」の字句は元田「修正案」にも記載されていない。よって、本論は稲田説を採用して井上初稿案を以後論じていくこととする。また勅語の内容分析については、第Ⅱ部第五章・第一節『『教育勅語』成

立過程に見る井上毅の教育思想」にて考察していく。

この件については、憲法論と併せて徳育・知育の重要な論点になる問題であり、稲田は、井上の道德論が明治12年の徳育論争以後、明治十四年の政変の頃から変化して23年に至り立憲主義擁護の遵守を条件に勅語立案を受理したとした上で、「彼の初稿は、元田の『教育大旨』案とは趣を異にして、西洋の倫理説もある程度とり入れた広い立場のものであった。しかし彼も水戸学的思想を採り、徳教の大本を祖宗の遺訓に求めた点は元田の立場と共通であった。」⁹⁷と指摘している。しかしそうした中においても、稲田は、井上の初稿案が元田の「修正」を経て次稿となり、次いで文部上奏案となったことをもって「元田が勅命を受けて一時起草の主動者となったこともあったが、その間も彼の意見は尊重されて、元田の儒教主義へのかたよりを抑制したのであった。内閣、文部において勅語案の文案に関する限りにおいては、彼の役割は最も重きを成したということができよう」⁹⁸と井上を評価している。即ち、稲田は教育勅語の起案に関しては井上こそがその中心的な役割を果たし、その内容の骨子をつくりあげた人物であることを論じたのである。

さらに稲田は、文部大臣としての井上を二つの側面から論じている。一つは、1893（明治26）年5月5日の文部省令をもって、24年の「小学校祝日大祭日規程」第三条によって儀式を行うのは従来どおりの1月1日としたが、他の大祭日においては各学校の任意として強制しないと改訂したことである。彼は儀式そのものの重要性は指摘するが、「儀式が頻繁にわたって疎慢のきらいがあつて、反って生徒の良心を教養するの目的を誤る」⁹⁹からだとの理由を述べている。確かに、稲田がここで述べている理由は井上の本心であったかもしれない。しかし教育勅語起案に際し、井上が山県宛に要請した立憲主義の立場から想定する限り、特定の哲学や思想などを挿入することに強く反対していた彼ならば、儀式において子どもたちに特定の思想を注入することになるのではないかを危惧したことは否定出来ない。そこに、立憲主義者としての譲れない彼の人權思想としての教育の自由の尊重と擁護の意図を見出すことが出来る。それは、坂井雄吉が論じたところの、「上からといわず下からといわず、あらゆる種類の思惟の介入を排除しつつ『客観的』な正義と法秩序の安定性を確保しようとする彼の考え方」であったと考える。

二つは、1894（明治27）年3月30日の高等師範学校卒業生に対して述べた言葉である。稲田は、井上がそこにおいて教育を陸海軍と並んで富強目的の車の両輪に見立て、「一体教育ハ恐イモノデアル、教育デ国ヲ強クスルコトガ出来ル、・・(略)・・教育ガ国ヲ富マスコトガ出来ル」¹⁰⁰と述べた言葉を引用して、「井上毅のいった教育勅語を錦の御旗とする教育は、国の富強を致すための忠君愛国の教育に外ならぬことは勿論である」と結論づけている。これこそが、井上の教育の目的とする「国家富強」の考え方であり、その為に手段として要請されたのが「忠君愛国の教育」であるとしている。そのことに異存はないが、「忠君愛国」の徳育教育のみならず彼が「科学」的知識を教

授しようとした知育教育も、自立する人民を養成するためには不可欠である。よって、井上の教育思想を論じる場合には知育と徳育の併用を彼が目的としていたとの認識が重要だと考える。

最後に、梅溪昇『教育勅語成立史—天皇制国家観の成立〈下〉』は、勅語の前史としての元田と伊藤の対立問題を、元田の道徳的統一の思潮と伊藤・井上毅の立憲的統一の思潮との対立性として捉えている。そして、その伊藤たちの立憲的統一を「立憲君主的天皇観による国家統一の思潮」¹⁰¹と表現した。即ち、「元田らのような天皇意思の政治への積極的発動を排除して、どこまでも内閣輔弼を中心とする立憲制への志向が見られ、…(略)…すでに立憲君主制憲法を前提とする天皇親政形態が考慮されている」¹⁰²と論じた。他方、思潮の本質的対立を台頭する民権論に対抗して「天皇制を西欧的な立憲君主制によって防護することにあつた」と位置づけている。ここでは、民権運動に対抗して何よりも立憲主義の政治体制が構想されており、内閣輔弼を優先して天皇を制限君主として位置づける立憲君主制の完成が伊藤・井上の政治構想であったことが論じられている。

そして梅溪は、井上の教育勅語成立史上における歴史的役割を評価するに際して、家永三郎の「教育勅語の思想史的考察」を例示することで、そこに井上の「近代的立憲主義」が貫徹していることを妥当だとして、その歴史的役割は大きいと結論付けている。家永が論じた井上の勅語に込められた思想を「近代的立憲主義」と位置づけたことには首肯できない。詳細は第Ⅱ部第五章第一節にて論じることになるが、例えば家永が論じた「国憲ヲ重シ国法ニ随ヒ」の字句をもって「頗る普遍性豊かにして近代的国家道徳を多分に盛った教訓」とする見解には、井上が初稿に「国憲・国法」を挿入していなかった事実からもそれを評価すること自体が問題ありと考える故である。

梅溪は勅語制定過程に関連して、井上の勅語原案である「直諭文原稿」（「初稿案」）の修正を検討していくとき、元田が井上案の修正案を殆ど忠実に受け入れていることから、海後や稲田同様に、「勅語の実質上の起草者は井上であつたと云つても過言でない」¹⁰³と論じている。また、彼は井上の思想的本質と教育勅語との関連について、彼の思想的特徴を、第一に元田の封建的儒教主義に対して「儒教を存す」で論じた本質・構造を基本とする近代的儒教主義と呼称し、第二の特徴をキリスト教の排斥態度にみている。そして、「井上の思想構造は『国体』（古典・国籍における固有の精神）を核心とし、それを儒教によって包擁して『倫理名教』の領域を形成し、さらにその周辺を西洋の文明によって粉飾するという性質を有していたと見ることができる」¹⁰⁴と結論付けている。本文からは「西洋の文明」が意味するものが何であるかを知ることが出来ないが、井上の教育思想は基本的に国体思想、儒教思想、そして何よりも「西洋の文明」としての立憲主義思想と法思想を基盤として成り立っていることは既述のとおりである。

以上の代表的な教育勅語研究以外にも多数の優れた研究史が存在する。その中で、山住正巳『教育勅語』は、教育勅語の前史と成立過程から記述を展開し、「勅語の精神」にて勅語内容から井上の教育思想を論じている。そこにおいて、井上の勅語作成の理由を、知育に対して不振であった徳育を挽回せんとする要求を利用して学校教育における徳育の指針を含めると共に、民権運動抑圧する手段として「日常的に広範な民衆の言動をうまく規制できるものが必要であった」¹⁰⁵がために「徳育」を利用することが最良の方法であったと論じている。山住はその事実を肯定するために、藤田省三のいう「勅語が内容的な『簡単』＝原始性とすべての理論に対する超脱性を要求される時、それに応えて最も簡約化された道德命題を理論の外から提供するものは、日用化された五倫を措いて存在しなかった」¹⁰⁶との解釈を例示している。ここでは、儒教の核心的部分を挿入した勅語の役割が特に大きかったことが論じられているのだが、同時に、彼は勅語全体の構造から「国家に緊急の事態が起これば、あげて国に身命を捧げるべきことを説き、日常の道德も、この究極の目的のための手段として位置付けられていた」¹⁰⁷と断じることで、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」との徳目の実践化を批判しているのである。

さらに山住は、教育勅語の字句内容に関して「井上は、倫理を儒教主義の占有物と見るような当時の常識を打破しようと考えていた人であり」¹⁰⁸として、「夫婦相和シ」が父子・君臣の関係に先立って記述している点についてその倫理観に一定の評価を付与している。それは、井上の匿名論文「倫理と生理学との関係」において、「倫理の関係は元来人身生機の構造より生じたる造化自然の妙用に起るものととらえ、古今東西を問わず人間に普遍的である」¹⁰⁹と論じていることをもって、井上の倫理観そのものが、人間においては「自然」に生起する「普遍的」なものであると見ている思想への評価をしていることにある。即ち、「夫婦相和し」を自然倫理観として「普遍的」なものとみることとは、儒教の五倫の思想的発想ではなく、人間の「造化自然の妙用」だと捉えている。そこにも、井上が道德よりも人間の「科学」的知を優先する命題が主張されている。

山住は、「おわりに」にて、勅語には「感情の訓練と知識の教育とのすべてが、国家の献身を誓う臣民の育成に役立つように仕組まれていた」¹¹⁰として、井上を含む為政者の「国家富強」を実現する為の教育を批判している。そして、教育勅語論を通じての今後の課題を、国家に抛る思想・文化の統制ではなく、各自の能力や精神をそれらの持ち場、即ち「子ども・青年たちが生活し育っていく場で、多種多様な文化を開化」¹¹¹させる寛容さが必要であることを指摘している。思想・良心の自由を保障すべきだとするその姿勢を評価したい。そのことは、本論の第二の課題であるところの、「教育とは、本来如何に在るべきか」を問うことであったが、教育勅語の内容と過去における実践が学校教育にどのような影響を与えたかを検証することで、「在るべき」教育が明らかになるものと考えられる。

さらに、森川輝紀『増補版 教育勅語への道』は、教育勅語問題を一つのトリックと看做して論じている。森川は同著執筆の課題を「教育勅語に懸ける同床異夢二人の差異の内実にせまる」¹¹²と記述して、ここでも井上毅と元田永孚の思想的軋轢を問題視する。そして、元田が「あくまで天皇個人の道徳性と政治的君主（公的）としての天皇の前提とする私と公の上に置く伝統派」¹¹³であるのに対して、井上を「法形式上、公的天皇と私的天皇の使い分けによって、勅語を外見的立憲制に適合させようとした近代派」¹¹⁴の人物と捉える。さらに、井上にとっての「アポリアは第一に立憲体制との不整合をいかに克服するかであり、第二には忠孝を核とする道徳規範の正当化の論拠を何に求めるかであった」¹¹⁵として、二つの難解なトリックを組み立てる。それは、如何にして勅語を憲法体制に適合させるかの課題でもあったと論じている。

その課題を実現させるために、森川は井上の究極の理念を儒教的「仁」に置き、彼が「互譲による秩序の形成」¹¹⁶を追求したと論じた。いわゆる「相譲ル」¹¹⁷という彼独自の道徳性の創出によって「相譲の徳義の形成」がなされたとした。そして、井上の黒田清隆首相宛『立憲施政意見』を例示して、憲法の徳義を「一ニ君主ノ徳義、二ニ輔相ノ徳義、三ニ議会ノ徳義是ナリ」¹¹⁸と意見した徳義による三権分立を例示している。

森川は立憲主義の憲法体制に教育勅語を適合させる為に、井上の思想の一つである儒教的「仁」思想に依拠して、「徳義」という道徳観をもって両者を整合させたと論じ、さらに忠孝の道徳性の正当化のために国体思想を置くと論じる。しかし、政治と道徳の両者は、政治が現実的実体であるのに対し、道徳は精神的な理想という異次元の性質であり同じ定規で比較すること自体が成り立つものではない。したがって、「徳義」なる道徳性をもって、政治的な立憲体制と教育勅語の整合性を解釈することには無理がある。但し、勅語の「道徳性」に国体思想を置いたことは、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」が勅語の総まとめとしての最大徳目である以上当然といえる。

確かに、井上は立憲主義者として道徳的命令を発することには反対し、「絶対的普遍性」としての儒教的道徳観を勅語に挿入したことは認められるが、後述するように、井上の教育勅語「初稿」案は、山県の実務によって最初に起案したものであるが、そこには徳育と知育の両論が併記されており、道徳としての徳育のみを強調してはいない。但し、その後の数十回の勅語起案の修正過程において、元田案を取り入れながらの共同作業によって最終的に立案されていったことは事実である。しかし、結果としては井上の主導¹¹⁹のもとに制定されたものであることを確認しておきたい。

4

最後に、文部大臣として井上毅がいかなる教育政策を実施したかについての研究史を考察する。

その代表的著作と考えるのは海後宗臣編『井上毅の教育政策』である。同著は、井上

毅の教育思想を文部大臣期に限定して、井上の教育政策全般を論じる中で、日本近代教育史を明らかにせんとした共同研究となっている。

序論の「課題と方法」において、「井上個人の思想と彼の教育政策とのかかわりをいかにとらえるか」¹²⁰という問題提議がなされている。結論的に、「井上の個人的思想が、行政府のとった政策・理念に刻印を与えたことを否定しない」¹²¹としているが、この指摘は本論の立場と軌を一にする。というよりも、井上の教育思想には、法制官僚としての「国家主義」ないし「国権主義」の思想、そして他方で立憲主義的人権思想としての「民権」思想というべき個人的思想の二つの軸によって構成されていると考えるからである。詳細は、第Ⅱ部にて論じていくが、政府の一員としての立場からの思想と井上自身が有する本来的な思想は同一ではないということであり、同著が論じたように彼の「個人的思想」が国家の「政策・理念」に影響を与えたと解釈するのが妥当であると考ええる。

但し、彼の思想について、同著も多数の先行研究同様に「元勳の陰のブレイン」¹²²と定義して、「厳密な意味での個人的思想としてとらえるべきものではなく、むしろ明治における国家体制そのものの思想というべきもの」¹²³と論じている。確かに、思想が時代の反映である以上、井上の思想と「国家体制の思想」が相互に関連しあうのは自然である。しかし他方で、その人の思想を考察する場合、常に時代の反映としての個人的思想をも考察することが肝要であると考えている。

同著のむすび「明治国家と井上毅」において、論者（稲垣忠彦・寺崎昌男・宮沢康人）は井上の明治国家形成における役割である憲法制定と教育勅語起草の法令起案についての的確に指摘している。まず、明治憲法（大日本帝国憲法）が明治国家の「制度的骨組み」¹²⁴を構築して政治的主体としての天皇を位置付けたこと。次に、教育勅語は「臣民の道徳的骨組み」¹²⁵を構築して道徳的主体としての天皇を意義付けたと論じた。そして、井上が教育勅語「初稿」案の起草に際して、その特質を、立憲主義の原則に背反しない、即ち憲法の構成に即応した形で「伝統的価値としての国体を道徳の根源とし、それに近代的な社会・国家の徳目を含むより広い徳目を直接的に一儒教的な徳目の構成を媒介することなく一集約させている」¹²⁶と記し、国体の徳性を機軸としながらも「立憲主義の原理との調和をからくも保つ」¹²⁷工夫が凝らされていると論じた。確かに、教育勅語「初稿」案が国体思想と立憲主義からなることは間違いないが、立憲主義との調和が「からくも」保たれていたとは考えない。むしろ、「初稿」案（稲田説）に論じられている「教育ノ要ハ善ニ従ヒ知ヲ進ムルニ在リ」¹²⁸に見るが如く、教育の基本に「徳」と「知」の併用という、いわゆる国体思想を基盤とした「徳」と立憲主義を基盤とした「知」の両者を同列に置いて重視した井上の決意を読み取る必要がある。

井上文政における政治と教育の関係については、教育の政治的中立性の問題並びに臣民教育としての徳育の問題を指摘している。前者の政治的中立性の問題に関しては、自由民権運動の影響を教育の世界から排除せんがための中立であり、実質的には「天皇制

を支える諸価値への、教育理念の屈服」¹²⁹を意味したと結論付ける。確かにその点は考慮すべき点であるが、井上が教育勅語起案に対して山県宛書簡（6月20日付）にて意見したところの「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ」¹³⁰との要請からは、紛れもなく彼の立憲主義者としての決意が示されている。よって、法制官僚としての国権的意思ではなく、彼個人が有する人民の自由と権利の保障こそを尊重すべきであり、教育の自由を含む近代立憲主義の意図をも考慮しておく必要がある。

後者の徳育問題としての施策・意見に関しては、教育勅語を前提としながらも具体的施策においては近代的で合理的な発想を有していたと評している。その理由として、第一に、徳育の内容については各学校段階において適切に使い分けをしていると指摘する。第二は、国語・漢文・地理・歴史等の教科を通じて国家意識や愛国心を強調し、「知的認識の発達を通じて徳性を涵養するともいえる非儒教主義的」な発想を指摘する。この指摘は、「知」そのものを「徳」修得の前提に置く井上の教育的発想として何よりも重要な事項であると考えられる。そこに、彼が教育勅語「初稿」案にて挿入した「知」の存在意義がある。それは、理性的な「知」であり、『教育議』に示した立憲主義的な「科学的知識の重要性である。彼にとって、「知」は「徳」に優先するものと看做していたことが考えられる。それを実証するものとして、第三に、井上の小学校の徳育に関する「師徳」による人格的感化の重要性から口授法を採用するなど、教育勅語の内容である儒教主義的な徳目を排していたことの指摘がある。これらの指摘は的確である。

次に、戦前の著作ではあるが木村匡『井上毅君教育事業小史』は、文相井上の教育政策を「事業小史」と銘うって教育政策における重要事項を時代順に記述し、併せて井上の「教育意見集」¹³¹として論じた著作である。原本の発行は井上が逝去（3月）した直前の1895（明治28）年1月であり、当時の井上の事績と時代状況を知悉した上での官僚・木村による著作である。それ故に、井上毅研究、特に教育政策に関する貴重な文献の一つとなっており、文相井上の業績が当時の政治状況と教育状況を考慮しながら論じられている。

木村は、結論において「君ノ教育上ノ意見ハ之ヲ要スルニ去レ華務レ実右レ尚武ニアルカ如シ、予ハ一大主義ハ井上君ノ退官ニ伴ハスシテ永ク教育家ノ標準タランコトヲ望ムモノ也」¹³²と結び、井上の教育意見を実務的で元武士としての尚武の精神に充ちたものであり、教育家として一つの模範であると評している。井上の長きに渡る法制官僚としての活躍を認めつつ、その一方で文相としての教育政策を賛辞している。

さらに、「附録ノ一、井上毅君小傳」の最後を、明治4年に「辛未学制意見」を提議したことをもって「君ハ身ヲ大学南校ノ一書生ニ起シ剛直真率ニシテ人ニ容レラルハヲ求メス又別ニ因縁ノ途アルニアラス而シテ孤立能ク薩長藩閥ノ政府ニ投シ恒ニ枢機ニ参シテ薩長諸元老ノ間ニ重任セラレタルモノ是畢竟氏ノ識能ノ非凡ノ致ス処ナラン又能ク勤勉熱心赤誠人ヲ欺カサルノ美德アルニ因ル」¹³³と結んだ。井上の剛直真率さをも

って遂行した大学改革を例として、薩長政府の中において孤軍奮闘しながらも、その非凡なる「識能」の能力と「勤勉熱心赤誠」の性格によって職責を遂行したことを彼の「美德」としている。それは、井上毅という人物を良く知るものとしての正確な評価と見るべきである。

野口伐名『文部大臣井上毅における明治国民教育観』は、井上の文相期に限定してその文教思想（教育観）とその政策を思想的に論じている。そして、彼の生涯における最大の関心事が「国民の形成すなわち国民教育の問題であった」¹³⁴と断じる。確かに、彼が教育勅語の起案に尽力し晩年は文相としての教育政策を推進していったことは事実であるが、「国民教育の問題」を彼の最大関心事と捉えることには同意出来ない。それは、あくまでも明治国家の「国家富強」政策の一環としての手段としての問題であり、彼の真の政治目的は国家の独立と安定であり、さらに言うなれば立憲主義国家の早期実現にあったと考える。それは、何よりも法制官僚の立場から法を機軸として社会秩序を安定的に維持することであり、国家の政治と社会の安定を期する法治主義国家の完成を意図としていた。彼の官僚としての生涯とは、まさに法による支配の実現にあったと考えるのが妥当であると考ええる。

野口は、井上の人物像を「常に明治政府の中枢にあつて、日本の近代国家としての明治立憲国家体制、換言すれば明治国家機構の制作と国民の形成すなわち国民教育制度の確立に直接関与し極めて重要な役割を演じた数少ない明治の指導者の一人」¹³⁵であると論じて、彼が近代国家確立の為に尽力したことを高く評価している。井上は一般的には明治政府ないし為政者の「ブレイン」或いは「影の黒幕」的存在としての官僚と看做されてきたが、野口は、彼を為政者の裏方として支える官僚の立場ではなく明治政府の中枢である一人の「明治の指導者」として承認し、一政治家としての立場で彼の政策と思想を評価している。本論の立場も、井上の法案や意見書などの検証により、法制官僚の立場を有効に活用して、立憲主義的思想を維持しながら為政者からの法案要請の中に自己の思想を構築して法の起案に邁進していたとの認識を持っており、この「明治の指導者の一人」であるとの評価を妥当なものと考ええる。

井上は、日本の近代国家構想を確立するために、欧米諸国に比肩する「国家富強」を最大の手段として早期に実現して当面の国内外の危機を打開すること、特に、対外的な国家の独立を維持することを目的としていた。野口は、その近代国家への「国家富強」実現の政策として「実業教育観」が大きな焦点として存在するとして、実業教育を採り上げている。そのことは、井上が『実業補習学校施設意見』(明治26年7月)にて「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の知識は、無形の資本として価値ある元素なり、是れ実業教育ノ已むべからざる所以」¹³⁶と意見し、また「小学校教育費国庫補助意見案」(明治26年)の〔参考一〕「初等ノ実業学校ヲ補助スルノ理由」として「実業ノ教育ハ富強ノ元素ナリ而シテ其ノ尤モ今日ノ急ニ属スルモノ工業

ナリ」¹³⁷との意見にも見受けられるように、彼が「国家富強」を支える資本主義の発展期において、実業人としての国民を育成するという、所謂、国家にとっての人材養成こそが喫緊の課題としていたことが窺える。

その一方で、野口は、井上が普通教育の中において「愛国心や国民精神（国体）の涵養を担う国民教育の普及こそは、明治天皇制国家の国民的統一と国家富強の確立を保障し約束するものであった」¹³⁸と看做しており、実業教育の実用性のみならず普通教科の中での「愛国心」「国民精神」を強調したことを論じている。この件は、明治12年の徳育論争に際して井上が『教育議』を著して「科学」的知識の意義と重要性を強調したこと、さらには『教育意見』（明治26年6月12日）の〔参考〕史料の中で、国学を「一般普通教育ノ精神分子」として使用する場合は、「国ノ歴史国語国文ヲ教科ノ中ニ重キモノニシテ国民ノ特性ヲ養フト云フコトガ必要ト思フ」¹³⁹と論じているように、勅語による徳育に依存するのみならず、基本的には普通教科の教授を通じて徳育を涵養すべきであることが示唆されていることに明瞭である。

野口は、終章にて、井上が「明治立憲国家体制における国民的統一と西欧列強に伍する国家富強の確立を教育目標」¹⁴⁰だと位置付け、井上文政の共通視点を「一つには国民教育の普及と、二つには教育の実用化実際化（教育の実用主義）」¹⁴¹であると指摘している。そして、前者の「国民教育の普及」に関しては、井上自身が「国家の貧富強弱は、普通教育に淵源すると信じていたからに他ならない」¹⁴²として、彼が初等普通教育、女子の就学、夜学校・日曜学校などによる貧民児童の教育等に尽力した事実を指摘する。また、後者の「教育の実用主義」については、初等段階での実業補習学校・徒弟学校の制度化ならびに中・高等教育における実業教育や専門教育を通じて実用的な知識・技術の教授こそが「国力の涵養」を支えたと指摘している。いずれも、「国家富強」を実現する為の教育政策としてそのことは不可欠のものであると考える。

第二節 政治思想史における井上毅研究

井上毅は、その生涯の大部分を法制官僚として明治近代国家の構築に尽力した人物である。したがって、彼の思想の基本軸は法による政治思想に在るとするのが妥当である。それ故に、彼の教育思想も、その政治思想を機軸とする様々な要因をもって構築されたと看做すべきであろう。そうだとするならば、その法思想並びに政治思想とは如何なるものであったのかを考察することが肝要となってくる。よって、以下に法分野における政治思想としての井上毅の代表的な先行研究を検証することによって、教育思想の基盤となる彼の基本的思想を見出していきたい。

その為、教育史と同様に、彼の法思想・政治思想を4つにテーマを分類して考察していくこととする。1つは、井上の明治近代国家形成における法制官僚としての役割とその法思想についての研究史。2つは、1と重複する面もあるが、明治近代国家形成に井上がどのように「政治史」的に関わっていたかについての政治思想研究史。3は、政治思想の位置から教育勅語を考察して、勅語に内包された政治思想とはいかなるものであったかについての研究史。そして、4つは、政治史において、明治憲法（大日本帝国憲法）と公教育との関係を論じた研究史について考察していく。

1

最初に考察するのは、明治近代国家形成において、井上が法制官僚としていかなる役割を果たし、そしてその思想とは如何なるものであったかについての研究史である。

まず木野主計『井上毅研究』は、井上を日本法制史における主要な法制官僚として位置づけ、「近代国民国家の諸制度を構築した・・・(略)・・・たぐい稀なグランドデザイナー」¹⁴³として捉えることで「明治の法思想界における泰斗」¹⁴⁴と論じている。木野は教育分野における先行研究の多くが、井上を「為政者のブレイン」あるいは「影の黒幕」と批判的に論じているのに反して、彼の法制官僚としての役割とその働きに対して一定の評価を下している。本論の立場も、井上は為政者の命令・指示を受けながらも、欧米思想から学んだ立憲主義者としての矜持をもって、一法制官僚あるいは文部大臣として自己の思想を強く法案の中に挿入していった人物であると考えられる。特に、井上の近代立憲主義に立脚する人権規範遵守に対する思いは強く、彼の立案した多くの法案や文献の中にそれを見出すことが出来る。その一つとして、彼が法制官僚として起案した1887（明治20）年の「憲法試草（乙）案」第十三条は、「教育ハ人民ノ自由ニ任ス」と規定する。さらに、文相時代における人権保障の規定・規範の一つである「簡易就学貧民教育ニ関スル省令案」には、慈恵の目的を含むとは雖も、貧窮家庭の児童や女子への人権救済の思想が強く存在していることにもその思想が表明されていることは既に論じたところである。

本著が、井上の少年期・青年期の学問修得をその時代の資料を駆使して綿密に掘り起こしている点は、これまでの井上研究に見られなかった貴重な文献資料である。特に熊本藩時代の修学事歴は、井上の自筆学習記録簿である『燈下録』『骨董簿』『行篋秘携』『随筆』を丹念に紹介して、井上が如何なる著書を読破して学んだのか、そして如何なる思想を構築していったのかを記している。特に、『随筆』中に記載されていた仏蘭西書籍の中に、百科全書派の著作、モンテスキュー『法の精神』、そしてルソー『人間不平等論』や『社会契約論』等の啓蒙書の多くが記載され、井上自身がペン書きによってフランス語目録を作成していたとする発掘は重要である。『随筆』中にはそれらの書に対する井上の感想等は記されていないが、彼がそれらの社会思想の著書を読破したであろう事は十分に考えられる。したがって、既にこの時点においてフランス啓蒙書からその立憲主義思想を修得していたのではないかということは十分に想定できるのである。

そして、井上のフランス留学と司法制度研究を論じて、彼が留学前において予備知識のための『万国公法』『仏蘭西法律書民法・刑法』等の海外事情と法律学の知識習得に努めていたこと、さらにフランス留学中に於ける筆録ノートや「仏蘭西法律書閲読目録」などの覚書目録が示してされており、井上のフランス学に対する学びへの執念が感じられる。一方で、井上のドイツでの研修記録については殆ど記されていないことにも注意が必要である。

木野は、法制官僚としての井上の事蹟について、佐賀事件を契機として参議・内務卿大久保利通との関係を深め、台湾出兵問題等をめぐる日清交渉における二人の関係は「官僚として直接的の上司下司の関係ではなかったが随員として効果的な仕事を通じて固く結ばれた」¹⁴⁵と記し、所謂、為政者との結びつきを通じて彼の意見・思想を政府中枢に提起する機会を得ていったと論じている。1874（明治7）年12月、彼は最初の著作である司法四部作¹⁴⁶が出版した後、翌（明治8）年3月11日、大久保に『司法省改革意見』を提出して司法の独立という日本の司法制度の確立と三権分立の基礎となるべき提議をおこなったこと、さらには同年5月13日には『拷問廃止意見』を提出して「現今国法ノ惨ナルコト拷問ヨリ甚キハナシ・・（略）・・故ニ法ヲ論スルハ拷問ヲ廃スルヨリ急ナルハナシ」¹⁴⁷と拷問の廃止を提言したことを記している。そのことによって、井上が立憲主義に基づく人権思想の立場から法に基づく刑罰と人権保障を強く提言したと論じた。そして、井上が司法権の独立擁護について「極めて具体的な形で政治組織に於ける法権不羈独立の原則を強調」¹⁴⁸したと、彼が政府内部で政治的な処置を画策した事を記している。本論の立場も、これらの提言は、維新直後の封建制が残滓する時代において、井上が近代立憲主義の法思想に依拠しながら、司法権の独立と拷問廃止という人権保障を提唱した意気込みの中に開明派官僚としての姿勢を見て取る。

木野は、井上の法思想を総括的に論じる中で、井上の憲法観を「君主主権主義と立憲主義に基づく、所謂、立憲君主国家観である」¹⁴⁹と結論付けている。その理由付けとして、「帝室ト法律トノ関係」（明治25年）の中で、シュルツの国家論を参考にして「君

主モ亦法律ノ範圍内ニ在ルベキ主義ノ基ク所ヲ説明スルモノニシテ、我カ憲法ニ国ノ元首トイヘル大義ト正ニ相符号スルモノナリ」と論じたことをもって、井上の「君主遵法主義」を主張する。本論も、井上が天皇の地位につき憲法規定を遵守する「制限君主」と位置づけていたことは明らかであり、彼の憲法試草（乙）案第一章主権・第二条は「天皇ハ国権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ勅定スル所ニ循由シテ之ヲ施行セシム」¹⁵⁰と規定し、そして、その試草案は大日本帝国憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」として正式に規定されるに至っていることから考察して、木野の「君主遵法主義」とする論は妥当であると考ええる。

本著には、井上の教育思想に関する内容は論じられていないが、彼が立憲主義者として、その法思想並びに法治主義にもとづく人権思想を強く保持しつつ、明治近代国家への意見提議と法の起案提出に尽力していた事実を知ることが出来る。したがって、その法思想・政治思想を機軸として、井上の教育に対する思想と政策も構築されていったとみるのが妥当と考える。

次に、山室信一『法制官僚の時代』－国家の設計と知の歷程－』と『近代日本の知と政治』－井上毅から大衆芸能まで－』の二著作は、井上の法制官僚としての思想とその政策が論じられており、井上の法制官僚としての法思想に関する代表作といえよう。

先ず『法制官僚の時代』においては、日本における国家の在りかた並びに法制官僚の時代への過程が総合的に論じられている。特に、1873（明治6）年の政変、所謂、征韓論争という権力闘争について、法制改革を基本とする国家形成の進め方の原理をめぐる相克の中で二つの理論上の路線闘争が生じたことを示唆する。一つは、議会設立によって政策決定過程に国民を組み込む路線であり、二つは、その国民を排除して「官僚寡頭制で進む」¹⁵¹路線であった。結果的に、明治新政府は薩長を中心とする藩閥政治を展開し、官僚による法案作成がそれを補完するという政治体制が構築され、行政府による実質的な「官僚寡頭制」が完成したことは承知のとおりである。井上毅は、その「官僚寡頭制」を構成する一法制官僚として登場する。

山室は、当時フランス研修から帰国後の青年官僚井上の法制哲学を、「過去をそのまま踏襲するのでもなく、ある理念だけを唯一絶対とするのでもなく、現在確実に施行されている他国の法制や過去の史実のうちから日本に適合的でしかも良好なものだけを素材として集め、新たな変化や変革には可能な限り慎重に対処して、ある望ましい過去や模範国のパターンに似せて現状を徐々に組み立て直していく」¹⁵²ものであったと論じる。そこには、井上を、現実の状況を冷徹に直視しながら臨機応変かつ「慎重」に自己の思想を構成する人物像として捉えている。そうした人物であるが故に、山室は、欧米より帰国後の井上は欧米の模範国を無条件に肯定する官僚たちと異なり、欧米と日本との現実を見据えながら第三の道を独自に示し、そうすることこそが法制官僚としての「知の義務」¹⁵³であり責務に他ならなかったと指摘する。そこには、井上が「知の義務」

によって「現実とは何か」を注視しながら世界と社会を考察した上で、日本のあるべき現実から「第三の道」という独自の方向性を探求していくという強い姿勢が感じ取れる。

「知」を重視する井上の姿勢は、「教育勅語」起案に際して、その「初稿」案において「知育論」と「徳育論」の二つを同列に置いて文章化していたことに通じるものがあると考えられる。但し、山室は、「知」によって政府の法案作成に邁進する官僚であっても、民権運動等の政府批判に対しては「その批判に耐えうるべき道義国家の構築こそ井上の一生を貫く宿志であった」¹⁵⁴としたうえで、彼が「モラルに基礎づけられた社会と国家を求め、権力の恣意的発現と文明の放恣な進展に対して満腔の怒りを示した」¹⁵⁵と記す。ここには、少青年期より学んできた儒学の道徳的心情から発露する、現状の政治に対する井上の「道義」的な批判思想が込められている。それは為政者としての「仁政安民」の思想を基盤とするものであり、井上にとっては「仁＝愛」による道徳観の確立こそが今後の社会と国家にとって不可欠の要因であることを示唆するものであろう。

山室は、井上の「仁」に関して、それは「孝や忠や礼や信やといった個々の徳目以上のもの、それらの倫理条目を統合し束ねるものとしての仁や道義に最大の意味を認め、自らの政治信条としていた」¹⁵⁶のものであると論じている。所謂、政治信条としての幅のある「仁」の中に、国家の独立と統一を推進するところの「人心ヲ収攬」する思想を見出していたことが窺い知れる。それ故に、山室は井上が「国家富強」への道に邁進していく場合、ドイツ学が掲げた国家主権論の立場から「国家の独立を自己最大の課題」¹⁵⁷に置くことで、法制官僚としての責務を遂行していったと論じる。

そして、その喫緊の課題である国家の独立に関して、「国民にとって最も少ない方法で、国家の独立を確保するために欧米列強と伍していける国家と国民をいかに作るか、その方途を井上は漸進主義と表現した」¹⁵⁸と結論付ける。即ち、山室は、木戸がフランスの経済学者モーリス・ブロック (Maurice Block) の主張する「各国其政規ヲ変革スルニ当テハ精思熟慮、遍ク人民ノ見ル所ヲ尽シ、万万止ムヲ得ザル事実アルニ非ザレバ、決シテ輕挙妄作スルコトナシ」¹⁵⁹とする論を引用することで、慎重な政治的行動をとる漸進主義そのものを説明するのである。

山室がここでいう「漸進主義」とは、漸次に「慎重」なる方策の必要性のことを論じているのだが、他方で井上の漸進主義とは、立憲政体としての立憲君主制の政治体制を施行することも意味していると考えられる。その理由として、井上が1881（明治14）年6月の岩倉宛「憲法意見（第一）」にて立憲政体の在り様を意見した際、彼はイギリスの議院内閣制とプロシアの政治体制を論じる中で、「普魯西ノ如キハ国王ハ国民ヲ統フルノミナラス且国政ヲ理シ立法ノ権ハ議院ト之ヲ分ツト雖モ行政ノ権ハ専ラ国王ノ手中ニ在」¹⁶⁰るとして、日本の立憲政体はイギリスよりも「寧ロ普国ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ余地ヲ為スニ若カズト信スルナリ」¹⁶¹と意見することでプロシアの漸進主義を範とすべきことを重視した。それ故に、明治十四年の政変時、井上が大隈の急進的といわれたイギリス型の議院内閣制を拒否して、「慎重」な政策のドイツ型漸進主義をも

って、明治国家の近代化を推進していくべきことが何よりも肝要であると提議したのは当然である。

井上のこの指摘は重要である。明治前期における最重要課題である国内外の危機を解決する方策は、政府自身による国家の独立と国内の統一にあった。そのための手段が「国家富強」の実現であり、それによって独立した国家と国民を形成することが求められていた。したがって、そのための方策を如何にして構想するかは明治政府に課せられた責務である。その政府の法制官僚として、井上が実践すべき道は当然「国家富強」の実現にあるとは雖も、イギリス風の急進主義を採らず「慎重」かつ確実なドイツ型漸進主義の政策を第一とすることにあつたといえる。

しかし、彼が国家権力側の一員として政策立案する以上は、部分的に強権的な施策を採らざるを得なかつたことは否定出来ない。そのことが、彼は為政者の「ブレイン」ないし「影の黒幕」的存在であつたとして一方的に弾劾される一因となっていると考えられる。山室の言葉を借りるならば、井上は「政府の最重要な枢機に参与し、明治国家の設計者であり、また自由民権運動への弾圧立法を起草すると同時に『民権論』¹⁶²に対しても仮借ない論難を加えた」¹⁶³といわざるを得ない立場にあつた。それは、法制官僚としての一つの宿命でもある。当時の時代背景の中で、「国家富強」構想こそが国家の独立と国民の独立を実現し擁護するための唯一の選択肢であつたならば、国家の独立を最優先課題としなければならなかつた時代背景を考慮せずして、彼の立案政策を反民主主義的であるとして批判することは出来ないと考える。

また、山室は、井上ら法制官僚の時代において、「知」は明治の国民国家形成の力となりえたとする。しかし、その結果として「とりわけ法制官僚たちは、自らの個人的悲劇の上に、模範国と準拠理論によって国家しかも天皇制の国家をつくりあげたという一事をもって、その後の日本がたどつた悲劇を背負い込まされ、いつまでも弾劾されつづけられなければならないのであろうか」¹⁶⁴と彼ら法制官僚に同情的である。そして、「法制官僚の時代」—終曲として—において、特に法制官僚たちの「知と政治」に関しての持論を展開し、井上ら法制官僚たちが「知識人」ないし「官僚」ということにより非難されつつも、「明治前期の日本の知と政治を最もよく体现し、時代精神を象徴的に示した」¹⁶⁵と評価したのである。

実際に、彼ら多くの法制官僚は欧米留学によってその思想と学問的知識を享受し、各国の政治・経済・文化の実態を見聞することで、それらの「知」を日本の現実政治と如何に適合させるべきかに尽力してきたことは確かである。その意味においても、特に法制官僚集団は、欧米から学び取つた法学「知」によって政策起案することで日本の法制度を確立した先駆者となつていた。しかしながら、山室は、その政策起案も最後の決定権を有するのが政治家であるがために、そこに様々な錯誤と蹉跌が生じたことを指摘する。井上毅の政治的葛藤もそこにあつたと考える。それ故に、彼ら法制官僚の使命が為政者の「ブレイン」としての存在しか付与されない無念さがあつたことは想像に難くな

い。

他方で山室は、明治維新から明治憲法体制が確立する法制官僚の時代を称して、「政治的な革命と文化的革命の時代であったが、その革命性とは空間的には外に模範国・準拠理論を求めることによって権力的正当性を、時間的には内に国体・皇典に権威的正当性を求めることによってはじめて可能となった」¹⁶⁶と論じている。明治維新を如何に見るかについては様々な論があるが、やはり一つの時代を画する「革命の時代」であったことは否定出来ない。その政治的「革命」に、井上は自らの漸進主義を固守しながら果敢に参加していった中心的な法制官僚であることに間違いはない。その場合においても、井上にとっての最大の思想的武器は、自ら少青年期より学び修得してきた多くの「知」であり、そしてその「知」による冷静な判断力と実行力であった。

さらに、『近代日本の知と政治—井上毅から大衆演芸まで—』は、前著『法制官僚の時代』を受けて、法制官僚の「知」と「政治」の関連性が論じられている。山室は、その著作目的を「法による支配の系譜」を分析する中で、「法能く政法を制度して国安を保全した法制官僚 (legiste) とその典型としての井上毅の思想史的分析を通じて、彼らが法継受に伴う技術的操作によって政策を嚮導しえたことの意味を国家の制度化との関連において明らかにし、併せて、近代日本における統治理性と政治倫理の関連性を探ろうとするものである」¹⁶⁷と述べている。法と制度の必要性が、政治機構や支配の方法として必然の事項であることは、岩倉・大久保・木戸ら為政者たちが国家・国民の形成や「国家富強」と条約改正等を実現する為の不可欠の条件として実施していた通りである。それは、我国独自の法の統一と法制度の整備の実現であった。そして、それらの実質的な政策内容を決定して、政策嚮導と人心教導を実践化していったのが「知」(知識)の集団である法制官僚たちであったと論じたのである。

山室は、この政策嚮導を一層高次元の政策へと導き、「明治国家の制度化を主導した法制官僚が現に存在したのである。井上毅がその人であった」¹⁶⁸と記して、井上を「明治国家の制度化を主導した」中心人物であったと論じている。その理由として、彼の1881(明治14)年10月11日の『各参議立憲上疏』の一部「各国ノ長ヲ採酌スルモ、而モ我カ国体ノ美ヲ失ハズ」¹⁶⁹を例示することで、明治国家の制度化を彼が主導したとしている。確かに、井上が終生万世一系の天皇・皇室の伝統的歴史観としての国体思想を擁護し、その思想をもって明治憲法・皇室典範・教育勅語等の国家の基本法を制度化したことは事実である。しかし、山室は、井上が「明治国家の制度化を主導した」その他の理由として、ここでも、欧米主義を模倣し且つ法秩序の維持に強制力を持って人民に対処する多くの法制官僚とは異なる政策を実施したと指摘する。何故なら、井上は法的規制を皆無とはしないと雖も、民心や徳義などへの配慮をもって「世道ノ変ハ常ニ人心ニ因ル・・・故ニ国家治ヲ制スルノ道、他無シ、善ク人心ヲ制スルニアルノミ」¹⁷⁰であったとする、所謂、「人心ノ収攬」論を優先したと指摘した。

即ち、山室は、人心が政府から離れるならば「国家富強」の事業が頓挫することは必定であるが故に、井上は人心の教導こそが政治体制と秩序維持にとって不可欠の条件であったとするのである。法制官僚井上にとっては、国家と国民形成のために欠くべからざるものとしての人心教導の重要性は、政策の嚮導と共に無視できないことを論じている。本論の立場も、「国家富強」の実現のための政策に、井上が何よりも期待したものは、自立した人民（国民）の力であった。そこに、「知」を得ることで自立した人民を育むという、彼の教育の重要性に対する認識が自然と生じていたと考える。したがって、山室のいう、井上が政策嚮導と人心教導の両面から「明治国家の制度化を主導した」法制官僚であったと論じたことを評価したい。

さらに、井上の政策嚮導の核心は、「危機^{クライシス・マネジメント}管理的資質」¹⁷¹に存在していたと結論付け、彼が法秩序の確立を政治的信条の一つとしていたことを漸進主義者の立場から論じている。そして、明治14年6月の『憲法意見（第三）』にて提議した「独り国体ヲ敗ルコトアルノミナラス其世ノ安寧、国民ノ公福^{マタ}ヲ凶ルニ於テ亦或ハ将ニ空理憶想ノ外ニ出テ、悔ユトモ追フヘカラザルニ至ラントス」¹⁷²を引用して、国体維持の条件としての法秩序保持を論じている。又そのことは、『地方行政意見案』（明治13年3月23日）にいう「国安ヲ保チ国体ヲ全クセン」¹⁷³の論に表現されているとも説明する。それを実現する為には、「治安ヲ維持スルカ為メ臨機必要ナル処分ヲ施ス」¹⁷⁴という強硬手段をとることも辞さなかったとする。それが、1875（明治8）年6月に起案した『讒謗律』と『新聞紙条例』であったとする。それ故に、山室は、井上もまた法制官僚として政治秩序の攪乱に対して警戒的であったとして、法秩序の維持を固守せんとする一官僚であったことを論じている。

確かに、それは政策嚮導の実施に伴う法制官僚としての宿命である。しかしながら、井上は『讒謗律』等を草案した1ヶ月前の明治8年5月13日に『拷問廃止意見案』を参議院に提議して、「法ヲ論スルハ拷問ヲ廃スルヨリ急ナルハナシ」¹⁷⁵と現行法における拷問の廃止を訴えている。このことは、彼の人権擁護の精神が身体的自由を擁護する立場から提議されたものであったとしても、そこには立憲主義的見地からの教育の自由等の精神的自由をも包含していく人権保障という思想的立場の存在を認めるものである。『讒謗律』等の起案は、国政の実施を推進すべき法制官僚の立場と法制官僚であるが故の社会秩序の安定性を優先したもので、『拷問廃止意見』にみる人権尊重の思想との間には、大きな葛藤が生じていたとしても不思議ではない。このように、井上毅の政策立案は、立憲主義的人権思想と儒教的「仁政安民」思想を基本としながら、人民の権利の保障を考慮しながら相対的な判断によって政策嚮導の決定を行なったと考える。

人心教導については、「国家富強」実現の為の強力な方策であることは既に論じたとおりである。山室は、井上が法と道徳の分離を理解したうえで、人心教導の目的は人民に「国家観念」と「国民自意識」を注入することを最優先課題として、その手段としての「法や教育による枠付けと刷り込みが不可欠」¹⁷⁶なものであるとしている。そこには、

井上が教育問題に関わる一つの要因となっていたことを窺わせるものがある。特に井上は、我国人民を「善良ニシテ治メ易キ性質ヲ有チタル」「強迫ヲ用ヒズシテ専ラ奨励勸導ノ力ニ依頼」¹⁷⁷するという性善説の立場を採っているために、「法や教育」による人心教導が有効に発揮されることを思惟していたと分析している。

最後に、山室は井上の政治信条について考察している。井上はその儒教的素養に基づいて名利を求めず経世済民を志向していくが、その基底には「士族としての武士道感覚と官僚としての職分観とが織りなしたものであった」¹⁷⁸とする思想が存在していたと分析する。「武士道」として、儒教的「仁」思想を基盤とする為政者としての「仁政安民」を強く保持していたことは既に述べたところである。しかし、彼の真骨頂は、やはり立憲主義思想を機軸とする「職分観」の実行にあったと考える。内的な思想としての武士道感覚は存在するが、外的には立憲主義に基づく法制官僚としての政策実行力にあったといえよう。但し、山室は、井上が「目標達成への責任感、私利私欲を求めない廉潔、理念実現のために陰謀も術数も敢えて辞さず、しかし賤しいことをしない決然たる執念」¹⁷⁹という自己の信念に基づいて政策立案していたことを論じる。

本論も、その意味において、井上を日本史上不世出の法制官僚として承認するものである。それは、政府の「ブレイン」あるいは陰謀・術数という為政者の陰の「黒幕的存在」の面も事実存在するものの、彼をほとんど「無私」に近い法制官僚として、明治天皇制国家の「国家富強」政策を法的に牽引した人物であると考えている故である。同郷の徳富蘇峰は、井上を「模範的官僚」¹⁸⁰と位置付けながらも、既述のように、他方で「彼が精励、信実、清廉なる官人的生涯は、実に一代の標本と謂はざるを得ず」¹⁸¹と評している。また、彼が文相就任時、「教育評論」は井上を「忠直端正、学識兼備、而も、温厚君子の美德に至ては、今の官吏中、多く其の人を見ず」¹⁸²と評していることから、彼の政治に対する人間像の一端が窺える。

近年において、井上の法制官僚としての井上を評した著作に瀧井一博『伊藤博文一知の政治家一』がある。同著は伊藤博文を中心として論じながらも、法制官僚としての井上毅を、伊藤の「知恵者」ないし政府の「イデオログ」であったと評している。そして、山室の『法制官僚の時代』を資料として、明治十四年の政変の真の主役が伊藤や大隈たちではなく、その背後にいた井上毅や小野梓であったと指摘する。そして、瀧井は「確かにこの頃、政府側にはすでにプロイセン型立憲君主制を知悉し、それを唱導していた知恵者井上毅がいた。彼こそ大隈の急進論を破砕し、伊藤を勸説して憲法起草の任にあたらしめた政府のイデオログである。しかし井上の存在は伊藤にとって決して安心できるものではなかった。というのも、井上はしばしば伊藤の頭越しに行動し、岩倉や井上馨らを傾使するかのような行動をみせていたからである。そうやって井上は、自己の抱くプロイセン流憲法構想へ向けて政府全体をシフトさせていこうとしていた」¹⁸³と記して、井上が伊藤をして「プロイセン型立憲君主制」を誘導した張本人であったと

論じる。それは、井上がドイツの漸進論を基本として、その立憲君主制を実現する為に自ら政府のイデオログとして政策を牽引し、自らの政治思想によって「政府全体をシフト」したとする指摘である。

確かに、瀧井が指摘しているように、井上がドイツ流の政治思想によって国内外の危機を克服する為の具体策を政府のイデオログとして構想したということに異論はない。それこそが、内外の国家的危機を克服する為の「知の官僚」としての役割である。しかしながら、あらゆる政策に対して伊藤の「頭越し」に行動したとする論には同意できない。そこには、政府の法制官僚としての越えてはならない井上自身の矜持と制約があったことは間違いないことであり、ある意味において、彼は自己の信念を貫徹するために政治家に対しても率直な意見を強く提議することは少なからずあったのは事実である。しかし、むやみに上司である伊藤首相を無視しての行動は有り得ない。既述したように、生来の賢明で愚直な性格は、率先して官僚としての地位を高める立身出世と名誉欲の意思も意図も持ってはいなかったと考える。むしろ、岩倉、伊藤そして山県たちこそ、彼の有する深い法知識と明解な理論を利用活用したとするのが妥当であると考えられる。

これに関連して、伊藤之雄『伊藤博文—近代日本を創った男』は、明治十四年の政変に関して伊藤と井上の関係を論じている。井上が「官を辞して熊本の一人民となり」¹⁸⁴との覚悟でプロイセン型の憲法制定意見書を伊藤に提議した際、伊藤はそれを当然としていたとの論である。即ち、伊藤は井上の意のままにはなっていないことを指摘しているのである。さらに彼は、「伊藤が、憲法制定に関して井上毅を退けた第一の理由は、井上毅が憲法制定を急ぎすぎたことである」¹⁸⁵と指摘して、「伊藤は藩閥政府の最有力者であり、大書記官（現在の局長クラス）の井上毅が、求められもしないのに右のような提案をするのは、非常に失礼なことである。これは法律通の井上毅が、伊藤を通して憲法制定に自分の能力を発揮しようと、あせりすぎた結果である」¹⁸⁶と井上を批判している。ここでも、井上が影の黒幕的存在として登場しているのであるが、伊藤之雄が指摘するように、法制官僚としての一人の役人の行為としては「失礼」なことではあるものの、それを承知で井上がプロイセン型の漸進的な意見提議をした真意は、大隈の議会開設の急進論とイギリス型の議院内閣制度に対する法制官僚としての率直な提議と見るべきである。そして、その背景に、国内外の危機克服の為にはドイツ型立憲君主制が不可欠だとする喫緊の選択が求められていた実状があった故の意見提議であったと考える。

2

次に明治近代国家の形成に井上毅がどのように政治史的に関わっていたのかという問題を考察していきたい。

坂井雄吉『井上毅と明治国家』を代表的な著作の一つと考えるが、坂井は、井上を「明治政府の最も中心的なブレインの一人」¹⁸⁷の法制官僚として位置づけ、まず井上の青年期における学習状況から論じていく。その理由として、外面的行動は一つの推断にすぎない故に、「彼の青年期における思考と関心のあり方に検討を加えることこそ、井上の生涯を一個の歴史的固体として理解するために不可欠の課題をなす」¹⁸⁸としたうえで、併せて、井上を媒介として形成される明治国家に関しても内在的な解明が準備できるからだと論じる。

確かに、その人となりの資質は、少青年期に修得した「知」と「精神」として内在化され、その後の変遷はあるものの潜在的意識として存在し続けると看做してよい。そして、坂井は井上の勉学を支えた知的営為は『『修己』に始まる実践的な学問の中に渾然たる一体として包摂さるべきものとする考え方こそ、井上の学問観であったかに考えられる」¹⁸⁹と記し、彼の学問観が実践的儒学と知的営為を一体とすることで構成されていることを強調している。

坂井が、井上の青年期に修得した基本的学問である儒学（朱子学）の「仁」思想は、その実学的実践によって眼前の政治・経済問題等に対処する術を体得していったと論じていることに異論は無い。しかし、後に彼を開明的法制官僚への道に歩ませていく重要な土台を構築していた思想は、儒学のみならず、何よりも彼が韃村書屋時代より修得してきた西洋思想の思想と「知」そして清律の法思想の修得にあり、それは法治主義と立憲主義の思想にあると考える。

次に、坂井は井上の法の認識について、彼の人民の自由について解説している。本論の立場は、井上の法学思想並びに教育思想を考察する過程において、彼が人民、というよりも人間の自由と権利の保障という立憲主義的人権思想の立場を採るだけに、その論には納得すべきものがある。坂井は、その人民の自由について井上の治罪法を例示して人民の権利を説明しているのであるが、それは法秩序の安定性を第一義的に重視し、「いずれかといえば人民の権利を第二義的に扱う傾向を含むことは否定し難いであろう」¹⁹⁰という限りにおいて、それは部分的な自由と権利を認めるにすぎないものである。いかなれば、被告人としての人民の権利を保障するというよりも、犯罪に対する刑法秩序、言い換えるならば法秩序による国家の安定化を重視していたことにある。しかしながら、それでも尚、坂井は「上からといわず下からといわず、あらゆる種類の思惟の介入を排除しつつ『客観的』な正義と法秩序の安定性を確保しようとする彼の考え方こそは、西欧治罪法の諸『原則』を紹介するに当って彼が人民の『自由』を強調するに吝かではなく、否むしろある程度まで積極的とすら見られた理由をも説明すると考えられる」¹⁹¹と、限定的とはいえども井上の人民の「自由」を承認していることを評価したい。

さらに坂井は、井上の法の認識について、「彼の法認識の世界において、究極のところ法の目的として守られたものは人民の生活の『自然』、換言すれば『安民』のための秩序としての『治』の安定性に他ならなかった。そしてこの『治』の理想こそは、彼に

における『政治』の目標を意味した¹⁹²とした上で、「そのような『自然』を尊重しつつ、それにミニマムの『作為』を補うことによって成立する『政治』こそは、あくまでも力による支配ではなく、『真理』による支配と考えられ得たからこそ、そのような『政治』のための献身は、彼にとってまさしく『仁』の実践以外のものではなかった¹⁹³と論じる。そこに、井上が青年期より修得してきた儒学の為政者としての「仁政安民」の政治的実践を明確に論じている。

この人民の自由に関して、坂井が、特に井上の人民の生活の自然観を尊重する立場から地方自治の原則を提議していることにも注目したい。この問題について、坂井は論文「明治地方制度とフランス」を中心として考察を進めている。1886（明治19）年、井上は『地方政治改良意見案』を提議して、内務省による地方体制の制度化、画一化の推進に対して、「農民ノ困苦」¹⁹⁴の例や村が「一村ノ団結ニハ、自ラ従来自治ノ精神アリテ」¹⁹⁵の例などを示して強く反対している。坂井は、この井上の人民には地方自治の権利を有するとした事由の中に、「仮に『上から』の立場は動かし難いものであったにもせよ、その限界内において可能な限り人民の生活に対する『親切的な』行政を施すことこそ、彼の地方制度意見を貫く最も基本的な目標であったと考えられるのではないだろうか¹⁹⁶と記して、人民に寄り添う姿勢をみせている井上を評価している。

本論も、井上が入会地権を問題としての村受山林における入会林野について論じた『明治十七年春森林法創案ニ対スル意見』（『森林法草案』）において、彼が「此種ノ山林ハ闔村共有ノ有様ニシテ・・・（略）・・・以テ各自生計ノ一部ヲ助ケタリ」¹⁹⁷と論じて、生活に困苦する農民の「各自生計ノ一部ヲ助ケ」る為に必要な入会権を承認すべきことを意見していることから、坂井のいう井上の「人民の生活に対する『親切的な』行政」論が、限定的ながら人民の権利を擁護している論として評価したい。

ついで、坂井は文部大臣としての晩年の井上の政治姿勢と教育観を記して、実業教育の改善こそが彼の最重要課題の一つであった論じている。そして、その実業教育は徳育の観点からも強調されたものとして、「徳育」論としての実業教育を率直に論じている。坂井は、その理由を1894（明治27）年7月の「工業学校卒業式祝辞」にて演じた「実業教育ハ殊ニ徳育ヲ以テ本トスヘシ」¹⁹⁸の言を例示して、「それは、実業教育の重視によって彼の期待したものが、『空理空論』ないし『虚学』を却けて『実学』の精神を養成するにあつたことを物語るものであつた」¹⁹⁹と記し、井上が全ての教育は「実学」を重視することにあつたと指摘した。

本論の立場も、坂井が引用した井上の「工業学校卒業式祝辞」演説にいう「何故ニ実業教育ハ徳育ヲ本トスト云フカ、今ノ時ニ当リ、幼稚ナル実業ヲ振興シテ一世ノ公益ヲ起シ、国家経済ノ源流ヲ啓発セントスル者ハ、其事業ノ大小ニ拘ラズ、必スヤ正直剛毅ニシテ、又清廉潔白ニシテ世ノ信用ヲ得ルノ人ナラザルヘカラス」²⁰⁰の内容こそが、井上の率直な実業教育の本質を表明していると考えている。何故なら、国家構想としての「国家富強」を実現して国家経済を進展させ資本主義経済の発展へと導いていく要因の

一つが、「正直剛毅」「清廉潔白」等の道徳・倫理観を有する人間性の育成にあることを井上自身が見抜いていたからに他ならないからである。同演説の中で、井上は国家経済の基本となる工業の「原素」を、「第一ニ鉄、第二ニ石炭、第三ニ技術者及職工ノ精巧勤勉及清廉ナル事」²⁰¹を掲げて、労働者たちが「精巧勤勉」「清廉」の徳を身に着けていることが工業の「原素」の重要な一つであることを論じている。これこそが、井上が「実業教育ハ殊ニ徳育ヲ以テ本トスヘシ」²⁰²ことを提議した最大の理由であると考えたい。

また、坂井は文相時代の井上が「国民教育」や「国体教育」の用語をしばしば強調したことをもって、両者が相まみえることで「彼が『健全』とみなす如き国民の養成に資すべき方策であった」²⁰³とみており、それが井上における教育の主目標であると論じた。そして、その目的を「国家の富強」²⁰⁴にあったとしていることは妥当な見解とみる。

最後に、坂井は初期議会における井上の政治観について論じ、井上の天皇観を問うている。そして、「国務」領域における天皇について、1892（明治25）年の『君主遵法主義意見』を引用することで君主の意思と法律が一致していたことを、井上が「総テ之ヲ約言スルニ我カ国ノ国体及ビ憲法ニ於テハ至尊ノ言行ハ自然ニ法律ニ一致スルモノニシテ決シテ相矛盾スルコトナシ」²⁰⁵と論じたと記した。そして、井上にとって「天皇と立憲主義との折合いを図ろうとする限り、おそらくこれ以外にはなかったもの」²⁰⁶であるとも論じる。坂井は、こうした観念に帰着する天皇観こそが井上の詔勅政策を説明する鍵に他ならないとして、天皇の超憲法的な国務への介入は「治者の頂点に位置する天皇への依存を不可避と捉えた」²⁰⁷ものだと結論づけた。

確かに、井上の政治実践においては、天皇を主権者・統治権者であるとする国体思想と人民主権を主とする近代立憲主義思想を配置するとき、そこには相矛盾する内容が見出されることは確かである。それ故に、坂井は、天皇の「言行」が「法律」と一致していたという歴史的伝統意識をもって「折合い」を採らざるを得ないと判断したと考えられる。しかし、ドイツ式の立憲君主制を範として近代国家の実現を目指している政府ではあったが、伊藤・井上の政治路線は「絶対君主」としての天皇を承認しておらず、憲法の規定に基づいて行動する「制限君主」としての位置付けをしている。その意味においてのみ、国体と憲法の下での天皇の「言行」と「法律」は一致するのである。政治に絶対という概念はあり得ず、政治が時の権力者によって彼の思惟と判断に依拠して「相対的」かつ臨機応変に実施されてきたことは歴史が証明するところである。さらには、政治の結果としての民衆の動向が歴史を左右することも事実であった。それ故に、井上の政治観はその時代の反映としての思想的潮流によって多くの部分が決定されてきたのである。よって、坂井が井上の政治的思考における「理念的要素が弱まり、現実主義的要素が強まってゆく過程」²⁰⁸という二元主義を認めているように、井上は「理念」を「現実」の政治状況に即して当てはめながら、時代の「現実」そのものを彼の基本的思想に立脚して明治国家を実学的に創造していったと考える。

次に、明治国家形成に際する法制官僚井上毅の法哲学に焦点を当てた著作として、大橋智之輔「井上毅の法律観—明治前期法思想史研究ノート—」を考察しておきたい。大橋は、明治国家の形成における法制度的側面を中心として、「法制度の建設技術者」としての法制官僚井上の法律観を論じている。そして、彼は井上の法律観を論じるに際して、彼の思想が大きく二種の見解に分かれることを指摘する。

一つは、立憲主義的側面に比重を置く場合である。ただし彼は、家永三郎「教育勅語の思想史的考察」にみる井上の「国憲ヲ重シ」を例示して、「てばなしで立憲主義者と見ているのではなく、井上の立憲主義思想に存する大きな制約を、ひとしく認めている」²⁰⁹立場である。二つは、日本主義、国体主義的側面に比重を置く場合である。それについては、「井上の思想構造を、国体を中心とし、それを儒教によって抱擁し『倫理名教』の領域が形成され、さらに、その周辺を西洋文明によって粉飾するものと把握」²¹⁰していると論じ、大橋自身もその立場に近いとして「井上にあつては、国憲主義的基調のもと、普遍的法・法則の貫徹に対抗する、特殊性の原理として、それゆえ、一種の歴史主義的対応として国体が持ち出されている」²¹¹と論じている。

さらに大橋は、井上のリーガリズムとしての限界がその愚民観と歴史主義にあるとして、その理由を「彼における、国権・民権の対立の統一は、もっぱら国権伸長のもとに民権が吸収されるという形態をとり、法制の整備に力点が置かれ、誇大な表現になるが、民権の保護はその限りにおける反射的利益ともいふべき位置を占めるにすぎないように思われる」²¹²と述べる。愚民観を、1875（明治8）年、彼が大久保と伊藤宛に提出した『士族処分意見控』に見られる「士族ハ国ノ精神ナリ、今日ノ士族アルハ国ノ幸福ナリ。・（略）・我農商ハ絶ヘテ独立ノ氣象アル者ニアラズ、又学問ノ思想アルコトナシ」²¹³を例示して説明している。そして、その意識は井上の儒教的教養の内に存在するものであり「前近代的な身分秩序観の作用だとして、井上のみならず明六社の啓蒙主義者たちにも共通する伝統的な愚民観だと論じた。したがって、その愚民観から、井上は上からの「コントロールされた開化」を推進する必要があったとして、「民権の確立に比重を置くことの軽い、上からの漸進論として、外面的法制の整備に力点を置くことになる」²¹⁴と論じた。さらに、「民権論の立脚する普遍的原理・法則の歴史的地理的相対化を求める歴史主義的思考は、他面、必然的に、日本の特殊性の意義を強調することとなる。具体的にはプロシヤ型国制への傾斜及び儒教的原理の復興」²¹⁵となると論じた。

確かに、儒学的「仁政安民」思想は支配者側に位置する為政者の思想ともいふべきものであるが、明治8年段階における井上の「意見」によって彼の終生の思想だと断定することは出来ない。それ以後における、彼の地方自治論並びに貧民児童に対する教育の保障などを考察する限り、井上が多面的に「民権」的政策を実行していたことは明らかである。それ故に、旧武士としての愚民観は当然存在していた事は否定出来ないが、彼

には人民への蔑視観は存在し得ない。即ち、「愚民」であるが故に、彼らを教育する事で「国民」として育成していく必要性を痛感していたことが考えられるのである。また、歴史主義に関しては、民権論が求める原理・原則からの相対化による思考が、自然的に「プロシヤ型国制」と「儒教的原理の復興」に進むとの論理展開は一面的である。当時の民権運動の進展に対する反動としての妥協を否定するものではないが、天皇を中心とする立憲君主制によって維新後の政治的危機を解決することこそが井上の歴史的課題であったことこそ、彼がドイツ型の政治体制を構想するに至ったと考える。

以上考察したように、法学・政治学を専門とする著作文献に共通するのは、立憲主義を機軸とする井上の政治思想を一定程度評価していることである。教育史研究に関する著作の評価する井上像が、基本的に為政者の「ブレイン」として批判的に論じられる傾向にあったことと対照的に、法・政治思想史における評価はその法制官僚としての実績を評価していることである。井上の法と政治思想の根底に、儒教的「仁」の倫理的思想である為政者としての「仁政安民」の思想ならびに国体思想に視点を位置付けていても、第一義的には欧米思想から修得した近代立憲主義を基盤として人権思想の尊重と保障の観点を含めて論じている。よって、井上の教育思想を論じるに際しては、それらの法ないし政治思想をも一つの基本軸としながら考察していくことが不可欠である。

3

次に、政治思想の位置から教育勅語をみる場合、勅語に内包された井上の政治思想とはいかなるものであったかという研究史を考察する。

高橋康昌『近代日本の政治思想と体制』は、井上が「梧陰存稿」にて日本の「正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ大御業はうしはぐにあらすしてしらすと称へ給ひたり」²¹⁶の「しらす」論をもって、「井上毅は、まさに伝統的・史的観念を基礎として正統性の論理を展開した」²¹⁷と結論付けている。井上が、明治憲法草案の起案過程を通じて「万世一系」の皇室・天皇による支配の正統性を根拠づけたとすることは、「梧陰存稿」に示した通り、「うしはぐ」の武をもって統治するのではなく、「しらす」という「君徳」による精神的権威ないし神権的権威による統治であることに異論は無い。

以上のことを前提として、彼は井上の法制官僚としての政治思想を論じていく。そして、高橋は井上の有する体制的秩序の維持から教育勅語に関連して論じることで、その精神的規制の機能並びに明治政府にその変革を求める勢力への対応を考察している。そこで、彼は「井上はこの勅語により、明治憲法、ひいては明治国家体制に対する変革要因を抑制し、この立憲秩序を精神的・心理的に保護・補完したと思われる」²¹⁸と分析する。本論も、勅語が明治憲法を「補完」との論は、所謂、民衆の政府への激しい批判をなだめ、逆に皇室・天皇に対する「忠」と国家に対する「義」を普及させるために、普遍的な儒教的道徳観である五倫の注入によって、人心を収攬しかつ「国家富強」に協

力させる人民の育成が意図されていたと考える。

さらに、高橋は井上が勅語に求めたものは、「むしろ教育的理念の浸透ではなく、まさに政治的、法的秩序への忠誠観念の培養にあったと思われる」²¹⁹と論じる。そして、井上にとっての核心となる点を「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」にあったと断じている。そのことを、高橋も家永が論じていたところの、勅語は「頗る普遍性豊にして近代的国家道徳を多分に盛った教訓」²²⁰を例示して説明する。この件については既に批判した通りである。但し、高橋が「井上によれば政治と教育の理念領域は混同されてはならず、秩序維持、すなわち天皇の権威にもとづく国民統合は立憲的手続き、法規制によるべきであるとし、君徳による国民教化は『君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ』との原則からして排除されねばならない」²²¹と論じていることには同意できる。いずれにしても、井上が近代立憲主義を受容した法制官僚として、「国家富強」の政府構想実現に向けて尽力し、そのための法秩序の維持に政治生命を懸けていたことは間違いない。しかし他方で、近代立憲主義を受容したが故に、立憲主義の定義の一つである人民の自由と権利の擁護をも考慮していたことも事実である。この事実は、本稿を貫徹する井上理解の基本的論理である。

藤田省三『天皇制国家の支配原理』も、政治思想の立場から教育勅語を論じている。彼は、天皇制国家成立の時期を憲法発布の1889（明治22）年を中心とする前後3年を画期として、「維新以来の近代『国家』の形成が自由民権運動に対抗することによって漸く完成するに至ったこのとき、同時に、はじめて体制の底辺に存在する村落共同体(Gemeinde)秩序が国家支配に不可欠なものとしてとりあげられ、その秩序原理が国家に制度化されたのである」²²²と論じたうえで、その「共同体秩序原理のその質の高昇、すなわち自然村落における『道徳的要素』の国家原理への普遍化を担ったもの、それが教育勅語であった」²²³と結論付ける。

さらに、その制定に際して最も重要な役割を演じたのが井上毅であるとして、国教論者である元田との関係において徳育論争を考察している。伝統的かつ封建的な村落共同体の秩序原理は、地方自治を尊重する井上にとっての一つの重要な考え方であるが、それが「道徳的要素」としての国家原理への普遍化と断定することには些か抵抗がある。明治政府の国家構想が村落共同体の秩序を利用したとしても、本来的に国家権力が有する秩序体制の核心となるものではないと考える。欧米のキリスト教の如く国民に深く浸透した思想・宗教を持たない日本社会にとって、勅語を規定する道徳観は、やはり唯一の「道徳的要素」として有効であった万世一系の皇室の存在以外にはあり得なかった。したがって、その「道徳的要素」としての万世一系の皇室・天皇の存在を機軸として、地方に残る「共同体秩序」の原理ないしは封建的「家」制度を併用したとするのが妥当であると考えられる。

藤田は井上の「六月二十日付山県宛書簡」に見られるように、ここでも井上にとって

の勅語は「あらゆる『宗旨』とすべての『哲学的理論』を超越し、いかなる『政事性』をも拒否した、要するに日本国の範囲内におけるすべての係争可能性の外に存在する『至尊ノ公告』たるべきものになるのである」²²⁴として、必然的に「具体的・実質的性格を逸脱した簡約化と一般化」²²⁵に帰結すると論じる。したがって、この勅語の内容を「簡約化」する道德命題として理論の外側から提供するものは、「日用化された五倫」以外になかったのであるとしている。このようにして、教育勅語はその内容の「簡約化と一般化」の基準として「五倫」が配置され、形式の超越性の基本に天皇をおくことで成立したと論じる。それ故に、この「五倫」としての普遍的道德は、国民にとって「政治的統一」としてよりも「道德的統一」として論じている。しかしながら、本論の立場は、むしろ井上にとっての勅語は、徳の教化としての「道德的統一」そのものであったことは否定しないが、彼は「初稿」案に見られるように「知と徳」の併用をもって教育の重要性を含めていた事実から、むしろ勅語は、「国家富強」政策実現のための人心を収攬する手段としての「政治的統一」の役割を主体とするものであったと考えている。

また結果として、藤田は「わが日本近代国家は、教育勅語によって道德領域に国家を構築することによって、一方天皇において理性を超越した絶対性を形成しながら、他方自己を『郷党的社会』の日常道德の中に原始化せしめるという特異な近代国家を生み出したのである」²²⁶と断じることで、「道德的義侠的元素を核とする共同体秩序原理は教育勅語に媒介されて日本国の一般的原理となったのである」²²⁷と論じる。本論もこの論を全く否定するものではないが、井上は何よりも伝統的な万世一系論をあらためて創出する過程において、地方の伝統的村落共同体の原理並びに「家」制度を政治的に結びつけることで、教育勅語を国家の道德領域に構築することによって、日本あるいは日本人の道德的原理として制定していったと考えている。

石田雄『明治政治思想史研究』は、教育勅語に関する思想史的考察とはしないとしながらも、勅語が「機能面から結論的にその役割をみれば消極的な反体制イデオロギーの抑圧を前提として、積極的に天皇制体制に適応した価値体系を形式的にも固定しそれを全社会的承認の上に基礎づけることによって権威として確立しようとするのみでなく、このようにして正統性の根拠をもちえた政治権力が、自ら政治的権力たることも意識させないほどの権力と倫理体系との驚くべき相互浸透へ途を拓いたからである」²²⁸と論じている。所謂、明治10年代から高揚していた民権運動の「反体制イデオロギーの抑圧」を前提としながら、勅語を国体としての「天皇制体制」に適応した価値体系の「権威」として確立したと喝破している。そして、この勅語の「権威」を背景として、勅語という「倫理体系」との相互浸透を果たすことで、政府の政治権力を強固に補完していた旨が論じられている。

この論のみにては、石田が意識したものが、勅語のどこであったかを窺い知ることは

出来ないが、勅語の第一段が「国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源」と宣言しているように、政事体系としての「国体」と「教育ノ淵源」という倫理・道徳とを同列視することで、石田の言う「政治権力」と「倫理体系」との相互浸透を如実に示すものと成っている。さらに、第二段の普遍的儒教的道徳としての「父母ニ孝ニ」等の「五倫」以下の各徳目倫理を実行することが、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という政治的倫理（徳目）を明確にしている。そして、第三段にて、これらの臣民としての「遵守」すべきことを「中外ニ施シテ悖ラス」ことを「庶幾フ」と結ぶのである。したがって、石田の論じる「政治権力」と「倫理体系」の「相互浸透」は、教育勅語において統合されているものと考えられる。しかし、ここでも井上が「初稿」案にて勅語に提示した「知と徳」の併用論は骨抜きとなっていることで、勅語は現実的に学校教育の道徳理念との教育思想の形態をとりながら、山県ら政治家の「国体」護持と「国家富強」への人材育成に資するという政治思想が強く前面に出る結果となったことが考えられる。

4

政治思想史からみた井上毅研究の最後に、明治憲法（大日本帝国憲法）と公教育との関係を論じている研究史を考察しておきたい。

憲法学者である杉原泰雄『憲法と公教育－「教育権の独立」を求めて－』は、本著作執筆の動機と目的について、近年における「普通教育としての公教育」²²⁹の内容や方法に人権侵害の問題が発生²³⁰していることを重視して、「日本国憲法下の公教育は、日本国憲法によってどのように公教育諸制度をもつことを求められているのか、とくにその内容・方法につきどのような原則を求められているのか、もう一度日本国憲法、およびそれに大きな影響を及ぼしている近現代の公教育の憲法史的歩みを、検討しなければならない」²³¹と、その執筆動機を記している。そして、近現代の公教育の憲法史的歩みを検討する過程において、先ずイギリス・フランスの近代市民憲法段階における公教育諸原則の問題が論じ、次に日本の近代化と公教育が論じた。杉原は、明治維新当時、既にイギリス・フランス等は独占資本主義の段階にある中で帝国主義的進出を開始していたことを前提として、「知育のための公教育は、科学・研究体制の整備とともに、近代日本の将来を規定するものであった」²³²と記して、「知育のための公教育」の必要性を論じている。しかし、明治政府は憲法条項に教育の基本原則を規定せず、教育問題を教育勅語の形式で提示していく。そこで、杉原は勅語の起案者である井上毅の教育論を考察することで、政治と普通教育ならびに公教育との関係を論じていく。

杉原は、井上の教育論の要点が、ここでも彼が山県宛に勅語内容について要請した「六月二十日付書簡」の「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」等の7項目にあるとして、公教育を含む教育と公権力との関係についての井上の思

想を三つに分析する。そして、そこに「公教育・私教育の公権力からの独立（天皇をはじめとする公権力は教育の内容・方法につき、宗教的・哲学的・政治的な干渉をすべきでないとしているが）、公教育における知育（真理教育）中心原則・公権力からの独立原則（知育の自由）・宗教的哲学的政治的中立原則、私教育における宗教的哲学的政治的な選択教科的徳育の自由や知育の自由の原則」²³³などを読み取ることが可能だと分析した。この分析は、以前の研究史においてはあまり指摘されていない点であり注目すべき意見である。

この分析内容は、第一に、教育の公権力からの独立が「教育の自由の尊重・保障」の宣言であること。第二に、「公教育は知育中心」であることの宣言。そして、第三は私教育における「徳育と知育の自由」の宣言を明確にしていることである。杉原が、井上の「山県宛書簡」から読み取ったとするこれら三つの内容分析は正鵠を射たものと考えられる。本論の教育勅語の捉え方は、井上の「初稿」案から考察しても、彼が徳育のみならず「知育」に重点を置いた「知育と徳育」の併用論によって起案したと結論付けるものであり、また本論の基本的課題が井上の所謂「立憲主義的人権思想」としての教育の自由と位置づけていることから、杉原の分析は評価できる。

次に、杉原は井上の分析・指摘した教育と公権力関係との背景を検証して、それらを三つの理由に整理している。一つは、後発国の経済的・政治的独立に関連する問題だとして、「帝国主義的進出に効果的に対処するためには、近代的な科学・研究の制度・施設とともに公教育の制度・施設の迅速な整備が不可欠であったこと」²³⁴である。特に、当時の日本が置かれていた対外的危機に対処して、「国家富強」を早期に実現しなければならなかった実状が存在していたことからして当然のことであった。二つは、欧米先進諸国における近代的立憲主義においては、憲法上の思想信条や宗教の自由の保障は当然視されており、さらにはそれらの保障規定を実現するための公教育が一般的であったことから、日本が「特定の宗教・思想信条の教化を内容とする徳育のための公教育を憲法等に定めることは、対外的にも対内的にも日本の後進性を明示することになる」とする判断はむしろ自然のことであった²³⁵とするものである。即ち、近代国家に於いては、知育と徳育に関する自由の保障は当然のことであったと分析しているのである。以上の二つは、本論が検証した考察内容と同じ分析である。三つは、「明治憲法自体が、井上の展開したような公権力と教育の在り方を求める構造をもっている」²³⁶ことにあると分析したことである。杉原は、その根拠として、井上が中心となって編纂された憲法の逐条解説書である『憲法義解』の二つの条項をもって実証している。

それは、第二十八条の「信教の自由」と第二十九条の「言論・表現の自由」に関する内容解説である。そこにおける解説によって、杉原は「近代の立憲主義体制をとる諸国の状況をふまえるもので、井上毅の公権力と公教育・私教育の係にかんするさきの見解を正当化しうるものであった」²³⁷と論じたのである。しかしながら、第三にいう「明治憲法自体が、公権力と教育の在り方を求める構造」を有していたと論じていることに

関しては一概に首肯できるものではない。何故ならば、憲法上の規定として教育条項が存在しない以上、どこにそれが見出すというのであろうか。それを、憲法条項の全体から読み取ろうとでもするのであろうか。したがって、結果として『憲法義解』の解説の中にその根拠を見出すという論法には無理がある。確かに、『憲法義解』第二十八条・第二十九条の解説には教育の自由に関する井上の「意図」が挿入されていたとしても、また、それが「近代立憲主義体制をとる諸国の状況」を踏まえているとしても、憲法上に規定されていない限り根拠として論じることが出来ないと考えるからである。

但し、明治政府が教育に関しては勅令主義を基本として、それを憲法上の規定から除外しながらも教育勅語をもって徳育を基本とする教育を推進したのは事実である。それに対して、井上は教育条項が人民の権利として憲法上に規定されなかった事実をもって、そのことが「教育の自由」を憲法条項に規定する欧米先進国への欺瞞的配慮となると危惧したであろうことは推測できる。それを解決することで、日本が近代国家の法体系を有することを対外的に知らしめる必然性から、井上が『憲法義解』の「臣民権利義務」の各条項において、山県宛に要請した立憲主義に立脚した教育の在り方を、自らが作成した『憲法義解』の解説によってそれを補っていったと解釈することはできないであろうか。

本論の立場は、第二十八条・二十九条のみならず、第九条の天皇大権である「天皇ハ……臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ」と解説していることも、井上の臣民の幸福と安寧を保障する思想の中に、人民の教育を保障することが内包されていたのではないかとする見解をもっている。この件に関しては本稿第Ⅱ部第四章第二節の「明治憲法成立過程にみる井上毅の教育思想」において検討していきたい。

第Ⅱ部 井上毅の教育思想史的研究

第一章 明治近代国家構想と教育思想

第一節 明治新政府の国家構想と教育一

明治維新は、薩摩・長州を中心とした西国雄藩等の武力をもって、封建的徳川幕藩体制を終焉させて開始された。維新後、薩長藩閥政治にとっての最大の政治課題は、大きく二つの具体的な国内外の問題の解決にあることは一致した見解であったと考える。一つは、国内問題として、早期に中央集権国家体制を確立して、維新後の混乱を收拾し「藩」から「日本国」としての統一国家を如何に実現していくかである。即ち、強固な国家の形成と自立した国民の形成である。もう一つは、対外的問題としての、欧米列強からの軍事的圧迫の脅威から如何にして国家の独立を維持するかである。このような喫緊の課題を前にして、政府が先ず取り組んだのは国内問題としての統一国家の実現に向けての政治改革である。その基本政策は、万世一系としての皇室・天皇が有する伝統的神権性の権威を背景にして、政府の政治的権力を強力に補完させるという「国体」思想による政治体制の樹立に他ならなかった。第二に、対外的問題に対処するための手段は早期の富国強兵と殖産興業の推進策によって、軍事力の強化そして産業革命による資本主義化と富の蓄積であった。

このような国家構想を持って、1871（明治4）年11月、政府は対外的問題解決の実現化に向けての本格的始動として、岩倉具視を団長とする使節団を欧米へ派遣する。明治近代国家は、この使節団の中心メンバーたちによって実質的に推進されていったことはいままでのない。彼らが実際に見聞・修習した欧米の政治・経済・文化等の知的財産は、国内における具体的な政治的实践によって日本近代化を大きく推進したのは事実である。本節では、彼ら、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通の政治構想と教育思想を検証することで、明治近代国家への「国家富強」の政治体制の実現に向けて、特に学校教育の制度が如何なる過程を経て確立されていったのかを検証する。

1、新政府の教育政策と「学制」の実施

1867（慶応3）年12月9日、「王政復古の大号令」によって天皇を機軸とする明治新政府の体制が誕生し、翌年3月14日、明治新政府は「五箇条の誓文」を發布して新たな日本政治の根本方針を宣言した。

御誓文之御写

一 広ク会議ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ、

- 一 上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フベシ、
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサランコトヲ要ス、
- 一 旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ、
- 一 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ、

（『太政官日誌』明治元年第五号）

第三条「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサランコトヲ要ス」は、全国民の協力の下に「人心」を統一して新国家に邁進することが宣言されている。さらに教育に関して、第五条「智識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スベシ」の誓文は、前段に「智識ヲ世界ニ求メ」と欧米の先進的智識の修得を宣言し、後段にて「皇基ヲ振起スベシ」と皇室・天皇を支え繁栄させるといふ国体主義の復古的な教育が宣言されている。この新旧両面からの教育政策は、それ以後の我国の教育思想と教育制度を実質的に拘束することを予見している。

「誓文」の主旨にしたがい漸次教育制度が実施されていき、大学設立計画²³⁸による旧幕府学校の復興を基盤として、国学を基本とする大学校本校、洋学の開成学校、医学校を併合した総合大学が構想される。しかし、その復古的学問を忌避し批判する洋学派の反対意見から、1870（明治3）年に「大学規則」の制定により大学は閉鎖され、太政官は「自今大学校ヲ大学ト改称開成所ヲ大学南校医学所ヲ大学東校ト可称事」²³⁹と布達した。他方「中小学規則」により、大学予備教育としての小学が初等教育機関として構想されるに至っている。ここでの学校は、人民皆学の学校ではなく将来の中央政府の人材育成としてのエリート教育が構想されていた。

政府は、国民教化の政策を推進するために、1870（明治3）年1月に「大教宣布ノ詔」を發して、祭政一致の基本理念のもとに神道を基本とする「惟神の大道」を宣布する国民教化運動を展開していた。しかし、明治4年3月に神祇省改め教部省を設置して、祭祀と教化活動である宣教を分離して教化活動に専念することとなる。そして、翌（明治5）年4月に教導職を設けて国民教化活動を担当させたが、十分な成果はおさめられなかった²⁴⁰。

一般人民のための小学校設置については、既に1869（明治2）年2月、政府は「府県施政順序」を布達し、「小学校ヲ設ル事」の項目に「専ラ書学素読算術ヲ習ハシメ願書書簡記帳算勘等其用ヲ闕ケサラシムヘシ又時々講談ヲ以テ国体時勢ヲ弁ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス」²⁴¹と規定して推進されていた。ここでは、既に読み・書き・算の基本智識のみならず、講談教授をもって「国体時勢ヲ弁ヘ」とする天皇中心の国体教育構想並びに「忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様」にとする道德教育の教授による「風俗」としての国民的風潮の確立が、新政府によって既に提起されていることである。

それよりも早く、1868（明治元）年10月、すでに京都府は小学校設置の趣旨を發して、翌（明治2）年2月に「中学校小学校県當趣旨」を明示している。その後、同

年末までに64校の「番組小学校」を開設²⁴²するに至っている。これには、木戸の京都府出仕榎村正直宛書簡への学校設置に関する意向²⁴³が大きく影響を与えていたと思われる。

政府による本格的な小学校教育の取り組みは、1871（明治4）年7月18日の太政官布告第三六一号「大学ヲ廃止シ文部省ヲ置ク」²⁴⁴による「文部省」の設置からである。同年11月25日に全国の学校を文部省所管とすることで実質的に運用されていく。12月には東京府に直轄の小学校・洋学校を設立して布達を出す中で、両校に「華族ヨリ平民ニ至ル迄志願ノ者ハ学資ヲイレテ入学セシメ、幼年ノ子弟ヲ教導スル学科ノ順序ヲ定メ、各其才芸ヲ生長シ文明ノ真境ニ入ラシメント欲ス」²⁴⁵と規定し、身分を問わず人民の「才芸ヲ生長」させることで文明人として育成することが明示されている。いずれにしても、小学校の設置・就学・普及については、既に江戸期に全国的に展開していた「寺子屋」（「手習所」）・私塾等の庶民の学習環境の存在と普及が基盤となっていた実状に負うところが大きであった。

このようにして、本格的な学校教育が進展していくのは、1871（明治4）年7月14日、廃藩置県の実施による新政府の中央集権国家体制が本格的に始動することで可能となる。同月18日、既述のとおり大学を廃止し文部省が設立されたことによって中央の教育行政権が確立され、全国を統括する統一的・画一的な教育政策が実施されていく。

初代文部大輔の江藤新平²⁴⁶は、任期僅か17日間にして左院副議長²⁴⁷に転出するものの、その間、加藤弘之を文部大丞に任命し、その他フランス学派の箕作麟祥や辻新次、さらには医学系の岩佐純や佐藤尚中などの洋学者を中心に文部官僚に任命²⁴⁸するなど、53名にのぼる本省と学校人事を刷新して欧米を参考とした教育制度の近代化を推進していった。その近代化実現に向けて、彼は「文部卿職掌大綱」を作成し、卿（大輔）の職責として「（一）本省及附属諸官員各学局及大中小学を統率して其事務を督理す」、「（二）全国の人民を教育して其道を得せしむるの責に任ず」、「（三）掌中管掌の事務は正院に対し其可否を論弁するを得」²⁴⁹等を規定した。特に（二）の「全国の人民を教育して」²⁵⁰の規定は、文部省の主たる役割と責務が、全国の学校を統率して人民の教育を実施することにあることを初めて公にした歴史的規定であると考えられる。そして、その権限は（三）に規定するように、正院に対して対等な意見陳述が可能であることが明示されている。特に、身分を問わず「人民ノ教育」を文部省の基本政策として規定したことは、その後の「学制」実施への機会を与えるもので、江藤が人民の教育を実現するために「文部卿職掌大綱」を作成した功績は大である。その意志は、彼の後任として文部卿に就任した同郷（肥前）の大木喬任に受け継がれていくことになる。

しかし、ここで教育に関しても一つの問題が顕在化してくる。所謂、維新後の明治政府の大きな課題となっていた、欧米列強との間に結ばれた治外法権や関税自主権等の不平等条約に関する改正問題との関連である。1871（明治4）年9月3日、太政大臣

三条実美は勅命により「特命全権大使派遣ノ事由書」²⁵¹を起草して岩倉に意見を問うている。その「事由書」第一にて、改正交渉延期の理由と同時に、日本近代化を進展させる為に欧米の法律制度、財政会計の制度・方法と並んで第三項目に教育制度の実施に関する調査と研究の必要性を記している。その後、岩倉を団長とする欧米使節団の派遣が決定されることとなり、文部省は田中不二麿理事官以下を派遣してその調査・研究にあたることになる。明治政府は文部省に対する調査項目として、「各国教育ノ諸規則、乃チ国民教育ノ方法、官民ノ学校取建方、費用、集合ノ法、諸学科ノ順序、規則及等級ヲ与フル免状ノ式等ヲ研究シ、官民学校、貿易学校、諸芸術学校、病院、育幼院等ノ体裁及現ニ行ハルル景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スベキ方法ヲ目的トスベシ」²⁵²と命じている。さらに、それ以外に文部省独自の調査・研究項目として、教育行政、学校・教育機関などの諸般の必要事項を設定していた。

当初、文部省はこれら欧米使節団の調査・研究を基にして新たな学制を制定する構想をしていたのであるが、使節団が訪米中の同年12月2日、留守役としての政府は学制取調掛を設立して学校教育の本格的な制度内容を規定する学制の制定を審議していた。しかしながら、このことは使節団が留守政府との間で取り結んでいた「約定」に反する政策でもあった。即ち、「約定」には「万一議論矛盾シ、目的差違ヲ生ズル時ハ、国事ヲ誤リ国辱ヲ醸スベキニ由リ、爰ニ其要旨ノ条件ヲ列シ、其事務ヲ委任スル諸官員連名調印シ、一々遵守シテ之ニ違背スルナキヲ証ス」²⁵³との規定を設けて、留守政府独断での政策決定を禁止条項としていたのである。特に「第六款 内地ノ事務ハ、大使帰国ノ上、大ニ改正スルノ目的ナレバ、其間可成丈新規ノ改正ヲ為スベカラズ、万已ムヲ得ズシテ改正スルコトアラバ、派出ノ大使ニ照会ヲナスベシ」²⁵⁴と規定され、「新規ノ改正」は禁止であり、止むを得ず改正の必要がある場合であっても派遣大使に「照会」という条件が付されていた。しかし、留守政府は翌（明治5）年以後、地租改正（地券発行・地租課税）、陸軍省・海軍省の設置（兵部省の廃止）、神祇省の廃止と教部省の設置、太陽暦の採用、そして徴兵令制定など多くの重要政策を次々と断行していく。それらは、言うなれば維新以来の明治政府の方針でもある文明開化政策の一環でもあった。

こうした政策を主として計画・実施していったのは、留守政府側の中心人物である守旧派の西郷隆盛ではなく、肥前出身グループの参議大隈重信、司法卿（前文部大輔）の江藤新平、文部卿の大木喬任たち欧米改革派ともいふべき「開明専制的」²⁵⁵なグループによる政策立案と実行にあったとみるのが妥当である。何故なら、大隈は当時を回顧して「岩倉大使一行が欧米視察に出かけた留守に、留守番を吩咐かつた我輩は、最早や彼等の帰るを待つ迄も無く、世界の文明は其の空気に触れて大凡そ知れ切っていたものだから、何構ふ事は無い。先廻してドシドシ改革を断行して仕舞へといふので、片端から手を着けた」²⁵⁶と述べていることから留守政府の「開明専制的」な意向が窺える。中でも、教育政策に関しては江藤新平と大木喬任の二人の文教官僚の意向が大であった。

7月28日、江藤の後任として文部卿に就任していた大木喬任は、派遣団が1871

(明治4)年11月12日に出発した後、江藤の「文部卿職掌大綱」の規定に従って、12月2日には12名の学制取調掛を任命して新たな学制の制定を進行させている。任命された人員を検討する時、箕作麟祥、岩佐純、内田正雄、瓜生寅、辻新次、長谷川泰、河津裕之の7名が洋学者であることから、学制の方向が当初より西欧化の性格²⁵⁷を有するものとなることが予想されていた。学制の基本方針は箕作を中心に審議して草案が作成され、1872(明治5)年1月4日、文部卿大木喬任によって「学制大綱」(「学制実施細目ニツキ太政官指令」、文部省「学制発行ノ儀伺」)が文部省上申書として太政官(正院)に上奏された。

その内容は、「伏惟レハ国家ノ以テ富強安康ナル所以ノモノ、其源必世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルモノアルニヨラサルハナシ。是以学校之設教育之法其道ヲ不可不得。依之今般学制学則ヲ一定シ無用之雑学ヲ淘汰シ大中小学ノ制例ヲ建立シ文芸伸長ノ方向ヲ開導仕度奉存候。其目的ノ概略ハ万国学制ノ最善良ナルモノヲ採リ・・・(略)・・・必ス其階梯ヲ誤ラシメズ、傍ラ人民ノ貧富ヲ区分シ其入学ノ途ヲ濫ナラシメズ。」²⁵⁸と規定されている。即ち、「学制」の実施は、国家「富強安康」の実現を優先して人民を「文明人」として成長させることを目的とする故に、全ての人民が「貧富」の差によって「入学ノ途ヲ」閉ざされることがないことを明記している。「富強安康」の実現のために「文芸伸長」を目指すとはいえども、全ての人民に対して平等に「入学ノ途」を開くという国民皆学の思想に、彼らの啓蒙的な進歩性が窺える。さらに、学制は「万国学制ノ最善良」なるものを採用とし、その内容に関して教育行政の制度を主にフランスの『仏国学制』を最も参考²⁵⁹にしているものの、その他の学校制度や教育内容等はアメリカ・イギリスなど欧米諸国の学制も参考としている。このように、この「学制大綱」には、「教育の国家管理方式による国民の樹立、知識主義的実学の振興、学校の統一的体系化、試験制度による基礎教育の徹底、教育の機会均等化などが、このなかに指導している」²⁶⁰との評価がなされている。

1872(明治5)年8月2日、政府は「学事奨励ニ関スル被仰出書」(太政官布告二百十四号)を發布する。それを受けて翌3日、文部省は「学制」(文部省布達十三号・十四号・十四号別冊)を公布し、日本最初の本格的な近代的教育制度が打ち出されていく。「被仰出書」は、冒頭にて「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのもの他なし」²⁶¹と記し、所謂、学校設立の主旨は各人が「学問は身を立るの財本」として学ぶためであることを規定した。したがって、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と、全国民が学校で学ぶという国民皆学を推奨したのである。そこには、個人が知識を習得することで自立し、自らの力で生きていくとする欧米の近代的教育論ともいえる知育論が強く表明されており、この時点において国体思想並びに徳育論に関する内容は全く含まれていない。

「学制」は、目標として全国を八大学区のエド行政を設け、一大学区を三十二中学区、そして一中学区を二百十小学区に分けている。その結果、全国の小学校数と児童数は、

明治6年には12,558校、1,145,802人、就学率28.1%であったが、5年後の明治11年には26,584校、2,273,224人、就学率41.3%に増加し²⁶²、就学率が40%を超えるに至っている。明治12年の「教育令」は、教育権限の地方委譲による自由裁量により府県間の格差を拡大²⁶³する結果となり、翌13年の「教育令」改正により学校の設置及び就学義務が強化され、小学校教育の振興が進められたことが就学率の向上につながったと考えられる。但し、1881（明治14）年現在における就学率は43.0%ではあるが、その平均出席率は67.1%にすぎないのが小学校就学の実態である。さらに、男子に対して女子の就学率はその半数に満たない低就学率の問題があった。

しかしながら、このような「学制」の主旨は、1873（明治6）年、欧米使節団の帰国後、岩倉具視たち使節団側と留守政府側との「征韓論」の対立を経て変遷していく。使節団側は、欧米諸国の現状から学び取った知識・思想によって、列強を模範とした中央集権国家体制と富国強兵の国家構想を一層強固に推進させていく。そのことは、富国強兵そのものを「欧米列強に似せて自己を形づくることを意味するスローガンであった。」²⁶⁴と論じられる所以でもあった。したがって、彼らの第一の構想は、富国強兵を目標とする軍事力強化並びに殖産興業による資本主義経済の確立による経済的自立の実現であり、第二は、近代文明国家としての体制整備を目的とした憲法と諸法律の制定並びに議会開設による立憲主義的政治体制の実現となる。これらの実現は、植民地化が進展する東アジア情勢の危機の中で、第一に日本が独立国家として政治的・経済的に自立することを優先していた。その手段としての富国強兵政策、所謂「国家富強」は維新直後からの国家目標となっており、その為には国民の強固な支持と協力体制を確立する必要性が存在していた。その実現の為に、政府は政治政策の一課題として、教育による国家に対する人心の統一の実現こそが国家構想の重要課題であると位置づけていく。

2、「学制」をめぐる教育論争

欧米使節団の派遣に際して、政府は文部省派遣団の理事官田中不二麻呂以下の随員に対してその調査すべき内容を命じていた。その項目は、「特命全権大使派遣ノ事由書」として「各国教育ノ諸規則、乃チ国民教育ノ方法、官民ノ学校取建方、費用、集合ノ法、諸学科ノ順序、規則等及等級ヲ与フル免状ノ式等ヲ研究シ」等の内容を提出していたことは既述のとおりである。さらに文部省は、新たな学校教育の制度化を進展させる目的を持って、教育行政のみならず大・中・小学校等各種の学校に関連する諸事項を独自の項目として調査内容²⁶⁵を命じていた。

しかしながら、使節団派遣中、留守政府側は使節団側との「約定」に反して文部省の新設と「学制」の実施などの教育に関連する重要事項を次々と実施していった。

こうした留守政府による教育政策の現状の中で、木戸は米国サンフランシスコ到着後の1871（明治4）年12月17日、文部省官僚の杉山孝敏宛「書簡」にて日米の文

明とその開化の差を論じている。それは、「我今日之文明は真之文明にあらず我今日の開化は真之開化にあらず十年之後其病を防ぐ只学校之真学校を起こすに在り・・・(略)・・・国家永安之長作は僅々之賢材世に出するとも一般に忠義仁礼之風起り確乎不拔之国基不相立候而は千年を期し候とも国光を掲る事不可知風を起す基之確立する只人に在り其人を千載無蓋に期す真に教育に在る而已決而今日之人米欧州之人と異なる事なし只学不学にある而已」²⁶⁶というものであった。即ち、日本の文明とその開化は虚構であり、それを実現するためには「真学校」を創設し「国家永安」の為の人材を育成しなければならず、同時に「忠義仁礼」の道德観を高める必要性が論じられている。そして、欧米諸国の人々と日本人との文明とその開化の差は、ただ教育の有無によって生じたに過ぎない故に、早期の学校創設に尽力することを要請しているのである。この書簡には、木戸の知識のみならず「忠義仁礼」を重んじる徳育論の展開が見受けられることである。彼の真意は、日本の文明開化に必要なものを、アメリカ人が有していた知識と共に人民の近代社会に相応する市民（人民）として必要な歴史的伝統的な道德観念の確立が不可欠であることを展望しているのである。そのことを、留守政府の文部官僚を通じて、文部省の学校教育に対する知識の教授とともに、併せて儒教的倫理を教授することの重要性を指示したのではないかと考えられる。

しかし、こうした木戸の要請にも拘わらず、1872（明治5）年8月3日、留守政府（文部省）による「学制」が実施され、知識優先の学校教育政策が実施されていく。木戸が、これに対する強い不満を持ったことは当然であった。早々、留守政府の各参議宛に「凡其順序を得不申ては却而今日所唱之開化も後来之損害を醸候歟と愚考仕候・・・(略)・・・必竟取彼候とも不適我は終に其患害相生氏云々」²⁶⁷と記して、学制の急進的政策を強く批判した。

元より、木戸は教育に対する関心が高く、既に1868（明治元）年12月2日、『普通教育の振興を急務とすべき建言書案』を提議して、「元来国之富強は人民之富強にして一般人民無識貧弱之境を不能離ときは王政維新之美名も到底属空名世界富強之各国に対峙する之目的も必失其实付ては一般人民之知識進歩を期し文明各国之規則を取捨し徐々全国に学校を振興し大に教育を被為布候儀則今日之一大急務と奉存候今日より端緒を被為開候とも固より不尽多少之歳月ば不能举其实は当然之道理にて・・・(略)・・・宜速ニ御決定被為在度奉仰願候」²⁶⁸と意見している。即ち、後述するように、大久保が論じたと同様「無識貧弱」な一般人民に対して、教育を通じて「知識」を付与し、それによって欧米列強と対峙する為の、「国家富強」実現に必要な国家有用の人材を育成する学校設立の急務を建言していた。さらに、京都府出仕の榎村正直宛「書簡」（明治2年5月14日）にて、「小学校論尚得と御相談いたし置可申」²⁶⁹と意見している。結果的に、その意見が京都市の番組小学校開設の契機となったとも考えられる。

大久保も同様に、留守政府の「学制」実施について、西徳二郎宛「書簡」にて「形容ハ頗ル文明各国ノ域ニ近シ只実跡如何ト想像スル而已」²⁷⁰と記し、欧米各国の模倣では

ないかとの疑念からその急進的改革に対する批判を行っている。大久保は、当然のこととして「国家富強」構想の実現を図るためには国民の支援なくしては不可能であることを知悉していた。したがって、その手段として活用すべきは教育であり、それを通じて国民の意識を変革し、日本人としてのアイデンティティーである「国体」思想の注入並びに知識の修得を通じて「国家富強」実現のための国民形成を推進しなければならないと考えていた。

では、大久保が井上毅にも影響²⁷¹を与えたであろうと考えられる教育思想とは如何なるものであったのだろうか。彼は1867（慶応3）12月、既に王政復古の政治が宣言された後も、武力による徳川幕藩体制の崩壊が決定的であった時期に、藩閥政府主導の政治体制への道を模索しており、岩倉の天皇親政を否定している。それ故に、大久保は若き天皇を取り巻く公家たちを「縉紳家之弊習ハ実ニ胸悪き事のミ有之」²⁷²と痛烈に批判し、天皇を彼らから引き離すために大阪遷都論を提唱し、同時に、新政府の下での威厳に充ちた天皇を創造する為の君徳培養をも構想する。そのことを、1868（明治元）年、彼は岩倉を通じて朝廷に提出した「大阪遷都ノ建白書」の中で、「国内同心合体一天ノ 主ト申シ奉ルモノハ斯克迄ニ有難キモノ下蒼生トイヘルモノハ斯克迄ニ頼モシキモノ上下一貫天下萬人感動号泣イタシ候ノ 御実行挙リ候事今日急務ノ最モ急ナルヘシ是迄之通」²⁷³と論じたのである。これは、国内統合の手段として威厳を有する君主としての天皇像を創造することで、天皇を機軸として政府に対する人民の支持を得る幻想を演出させるという、いわゆる天皇の神権的権威を背景としてそれを政府の権力に転化させる構想の一貫であった。

大久保にとっては、天皇は譲れない「制限君主」としての存在であって「絶対君主」とすべき存在では在り得なかった。自らの国家構想の一歯車として利用しなければならない「玉」²⁷⁴乃至「道具」としての価値を有していたのである。したがって、大久保は、1868（慶応4）年4月2日付木戸宛の書簡において記しているように、「当時学校等御取建て相成候より速ニ旧幕之開成所同様之者御興シ有之候義、御急務ト奉存候間其節ニ臨ミ大ニ御為可相成候」²⁷⁵と、「開成所」のような洋学を主とする学校を建設することが急務であるとして、岩倉の公卿教育を批判²⁷⁶した。

さらに、彼は1869（明治2）年正月、岩倉の諮問に答申して『政体の体裁に関する建言書』を提出して、「王者ノ政」を施行する為の一つとして「人材ヲ挙クルハ政ノ本ナリ然ルニ選挙ノ法疎ニシテ進退須臾ニ変ス」²⁷⁷と意見している。即ち、政治を円滑に実行するための基本として、優秀なる人材の必要性を論じたのである。その為の大略として四項目ヲ掲げ、第一に「政府ハ万民ヲ保護スル本職ナレハ・・・(略)・・・即今宇内各国全盛ノ政ヲ布キ文明開化ノ教ヲ施シテモ備ハラサルナシ」²⁷⁸と、人民を保護する職責上からも「文明開化ノ教」を施す政治を実施すべきであると提議する。そして、その具体策として「先ツ無識文盲ノ民ヲ導クヲ以テ急務トスレハ従前ノ俗ヲ失ハス教化ノ道ヲ闡キ学校ノ制ヲ設クヘシ」²⁷⁹と記して、「無識文盲」の人民を「教化」するための

学校制度を緊急に設立すべきだと提起した。彼にとっての学校設立は、ここでは「国家富強」の「政」を支える有能な人材育成のための国民教化として位置づけられていることは言うまでもない。さらに、若き天皇を新国家に相応しい君主として教育する為に、「主上未タ壮年ニ至ラセ玉ハ即今 御徳器御成修肝要ナル時節ニ候得ハ御精選ノ上補導ノ任ヲ置セラル最要條ナルヘシ」²⁸⁰と意見して、ここでも若き天皇を君徳補導することを建言している。

このように、大久保は国家の土台の支柱たる人民を教育するのみならず、君主としての天皇を自らの政治権力の支柱たる人物に育成する為の教育をも忘れてはいない。立憲君主制度を磐石なものとするための手段として教育を重視していることが十分に窺われる。

これら大久保、木戸に共通する教育思想は、岩倉の公卿教育に焦点を置くものでも、また武士などの支配階層のための教育ではなく、一般庶民である全国民に対する個人に対する教育の必要性が重視されていることに特色がある。そこには、大久保のような下級武士出身者特有の民衆が持つ力と強さを知悉する透徹した意識が存在していたとも考えられる。

しかし、岩倉具視²⁸¹も1870（明治3）年8月に提出した『建国策』の中での教育論において、「天下ニ中小学校ヲ設置シテ大学ニ隸属セシム可キ事。天下ニ不教ノ人民ナカラシムルニハ」として「国家ヲシテ文明ニ導キ富強ニ赴カシムルコト人智ノ開進ニ在ルハ勿論ニシテ天下ノ人民ヲシテ不学ノモノ無カラシムルハ一朝ニシテ成ルベキモノニ非ズ。今ニシテ之ヲ施設セザレバ悔ユトモ及バザルモノアラン。速ニ学制ヲ府藩県ニ頒布シテ各之ヲ施設セシメテ大学ノ監督ニ属セシムヘシ」²⁸²と論じて、「富強国家」実現の為には全人民への教育を教授してその知的進歩を促す必要性があり、速やかに各地域に学校を建設することを要請している。この時点で、「国家富強」実現を主体的に支える一般人民に対する教育思想は大久保、木戸と一致していたと考えてよい。

一方で、「約定」に反して実施された学制は、その内容に関して「実態と遊離していた非現実的な性格」²⁸³であったと批判する意見もある。確かに、当時の日本の国力を考慮する時、学制が掲げた理想は実態と乖離した「非現実的」教育政策であった点はあるものの、喫緊に国内外の危機を克服しなければならない事態を前にした時、早急に教育によって国家に有用な人材育成を講じなければならないという、大隈・江藤たち留守政府の知識を主体とした教育政策を一概に批判することは出来ない。むしろ、その先見性には評価すべき点があると考えられる。

欧米使節団の帰国後、征韓論争を経て使節団側は実質的な政権を掌握して木戸・大久保を中心とする専制的な藩閥政府が完成する。大久保は、1873（明治6）年11月に内務省を設立して参議兼内務卿として実権を掌握し、政府構想である「国家富強」の実現に向けて邁進していく。木戸も、檜崎頼三宛書簡にて「何分にも撫民養力、大に他日教育を不怠真の富強を相企不申而は決而欧米の強敵と平等之権を保ち候事万万無覚

東今日之有様に而は大日本男児は瞑目難出来」²⁸⁴と記しているように、非力な人民を教育することで「国家富強」を実現し、欧米諸国と「平等」に対峙できることを主張した。この木戸の教育政策推進には、「国家富強」実現という意図が強く存在していることが窺えるが、他方で、木戸は参議兼文部卿として文部少輔田中不二麿の協力の下に文教政策に意欲的に取り組んでいる。

木戸が教育政策を早期に実現しようとしていたことは、1874（明治7）年の台湾出兵反対建議の中で、「文部教育ノ事目今ノ急務之ニ過ルナシ、政府嘗テ旨ヲ伝へ、国内不学ノ戸ナク不学ノ民ナク、其智識ヲ磨励シ其義務ヲ講明シ、各国ト対峙スルノ基ヲ起サントス、然ルニ従前藩治ノ時、国内学ニ就クモノ専ラ士人ノミニ在リテ、而シテ概費三百万ヲ超ユ、今ヤ人民貴賤ノ別ナク、悉ク之ヲ教育スルヲ主トシテ而シテ概費纔ニ三十万ヲ出デズ、今昔ノ勢顛倒甚シト云フベシ」²⁸⁵と記されていることに明瞭である。彼は、「学制」の徳育を想定しない「智識ヲ磨励」にする人民教育に対して批判的ではあったが、人民に対する「貴賤ノ別」なく実施する国民皆学に対しては以前より賛同の見解を有している。それ故に、台湾出兵の対外政策に比して、国内の教育政策に対する「概費」の小額を批判したのである。文部卿として、彼は台湾出兵に反対し、近代国家を早期に実現する為の教育改革を通じて早期に人民を教育していくことを建議した。しかし、政府が木戸の意見を聞き入れずに台湾出兵を閣議決定したことを理由として、彼は参議兼文部卿を辞して政府を去っていくこととなる。

以上、大久保、木戸、岩倉の教育思想とその教育政策を考察したのであるが、彼らの一致した考えは、学校、特に小学校を早期に開設して知識による国民皆学を促進していくことの重要性を認識していたことである。それによって「国家富強」を実現し、国内外の危機を克服する国家構想が定着していく。そして、その「国家富強」の国家構想と教育思想を継承し実現していくのが、第二世代の伊藤博文や井上毅等の開明的官僚である。

第二節 伊藤博文の国家構想と教育思想

1878（明治11）5月14日、大久保利通が藩閥政治に不満を持つ旧士族によって暗殺される。参議兼内務卿として政府の実質的指導者であった彼の死は、当時の政府権力機構に大きな変動をもたらしていく。それは、大久保の政治構想であった殖産興業を機軸とする「国家富強」の富国強兵政策、そして近代的資本主義経済の推進事業を誰が中心的指導者として継承するか政治抗争でもある。当時大久保政治路線を支えていたのは、参議兼大蔵卿の大隈重信と参議兼工部卿の伊藤博文であった。しかし、伊藤は既に内務卿代理を兼務し、西南戦争時には大久保とともに戦略等を指導するなど政権内において彼に次ぐ重責と地位を有していた。その実績から、彼は大久保が暗殺された翌日には工部卿を辞して内務卿となり、政府の実質的な指導を受け継いでいた。政府内における指導権争いの決着は、後に明治十四年の政変によって大隈を排除することで確定していくことは周知の通りである。本節においては伊藤の国家構想と教育思想を考察実証していくのであるが、同時に彼の「政治参謀」でもあった井上毅の政治思想の前段階として捉えることも可能となる。伊藤の先行研究は、近年新たな視点²⁸⁶において論じられているが、それらについては本稿の問題事項の中で逐次論じていきたい。

1、伊藤博文の国家構想

（1）『国是綱目』にみる伊藤の基本的政治構想

伊藤の国家構想を考察していく場合、その基本構想は既に彼の青年官僚としての政治構想の中に見出されている。それは、1869（明治2）年正月、彼が初代兵庫県知事の時代に提議した『国是綱目』（『兵庫論』）²⁸⁷六箇条の建白書である。

維新直後より、薩摩の大久保利通と長州の木戸孝允の関係を軸として、王政復古を名実ともに達成する為に版籍奉還の実行が計画されていた。その理由は、王政復古による政府の根本的体制を定立し、法制的・機構的にその体制を確立²⁸⁸して中央集権国家を早期に実現することが喫緊の課題となっていた故である。この後、1869（明治2）年1月14日、大久保（薩摩）、広沢真臣（長州）、板垣退助（土佐）の三藩代表者による京都円山端寮の会合で版籍奉還が実質的に合意決議される。そして、1月20日に西国四藩主名のもとで「版籍奉還ニ関スル薩長土肥四藩上表」が提出され、「抑臣等居ル所ハ即チ 天子ノ土、臣等牧スル所ハ即チ 天子ノ民ナリ、安ンゾ私ニ有スベケンヤ、今謹テ其版籍ヲ収メテ之ヲ上ル」²⁸⁹として、列藩の自発的返上によって政府が全面掌握することが明記された。

したがって、伊藤が『国是綱目』を提出したのは、薩長土肥四藩の「上表」が決議されたことを聴いた後で、早急に版籍奉還を実施して国家統一の体系を強固にする為に自

らの見解を上申したものと考えられる。そのことは、第二条「綱ニ曰ク、全国政治兵馬ノ大権ヲ朝廷ニ帰セシムルヲ目的トシテ」と規定するように、統帥権を確保して軍を掌握して君主制（朝廷政治）を保障することが想定されている。それは、大政奉還を具体化する為の版籍奉還実現への建白であることが明白である。そして、『綱目』第一条に、明治政府の政治体制の基本精神を明確に規定した。

綱ニ曰ク、列世ノ連綿タル皇統ヲ奉戴シ、之ヲ国家万民ト俱ニ永世不朽ニ伝へ、仮令ヒ如何ナル政治ノ変アリト雖ドモ、上下誓テ立君ノ体裁ヲ変ズ可ラズ。・・(略)・・、我皇朝ノ如キハ神孫連綿開闢以来未曾絶、是即万世不易ニシテ君臣ノ分自カラ明ニ、万民仰イデ以テ累世ノ聖徳ニ信服シ、上下依テ以テ安ジ、他邦万国沿革不一、朝為君夕為臣国トハ天壤ノ別アリ。是即立君ヲ重ズルノ国体ト為ス・・。²⁹⁰

ここにおいて、伊藤は、所謂「列世ノ連綿タル皇統」である万世一系の天皇による「立君ヲ重ズルノ国体」を以って我国政体の機軸とする国家構想を宣言する。これが、彼の維新直後における国体観による政治体制の基本思想である。したがって、伊藤たち維新の第二世代の政治思想と国家構想は、大久保たち維新の第一世代と同質の国体思想を機軸とした政治論が展開されていることが実証できる。

伊藤自身は早くから版籍奉還の必要性を充分認識しており、前年（明治元年）10月に『版籍奉還ノタメノ建白書』を提出し、「苟モ我国ヲシテ海外各国ト並ビ立テ文明開化ノ政治ヲ致サシメ、天性同体ノ人民、賢愚其処ヲ得、上下均シク聖明ノ徳沢ニ浴セシメント欲スレバ、唯全国ノ政治ヲシテ一斉ニ帰セシムルニ如ク者ナシ。・・(略)・・故ニ我全国ノ諸侯宇内ノ大勢ヲ察シ終ニ其政治兵馬ノ権ヲ以テ、天朝ニ奉還スルニ至レバ、百年ノ後皇国ノ威武ヲ海外ニ輝スコト難シ」²⁹¹と記している。維新直後において、彼は、既に天皇の「聖明ノ徳」によって「全国ノ政治」を統一することで「皇国ノ威武」を海外に宣することが可能であることを指摘していた。それ故に、それを実現する為には「政治兵馬ノ権」を朝廷に奉還すること、即ち版籍奉還を早期に実施することの重要性をあらためて提議したのである。

第三条は、「綱ニ曰ク、天地自然ノ理ニ随ヒ、博ク世界万国ト交通シ、信ヲ他邦ニ失ス可ラズ」と世界との交易（開国）を推進していくことを規定する。併せて、その場合は第六条に規定する「綱ニ曰ク、外国ト交際スルニ信義ヲ重ジ、全国ノ民心ヲ茲ニ帰着セシメ、政府一定ノ方向ヲ知ラシム可シ」として、開国を実現し「信義」を尊重して諸外国と交際すべきことを宣している。

本節の主題の一つである伊藤の教育思想に関して、特筆すべき条文は第四条と第五条である。第四条は、「綱ニ曰ク、博愛ノ心ニ基キ、人命ヲ重ジ、万民ヲ視ルニ上下ノ別ヲ以テ軽重ス可ラズ、人々ヲシテ自在自由ノ権ヲ得セシム可シ」と規定する。この条文は、「万民ヲ視ルニ上下ノ別」無く、また「人々ヲシテ自在自由ノ権」の取得という、

基本的人権としての人民の平等と自由の権利を主張していることである。さらに、第五条は学校教育に関して以下に規定する。

綱ニ曰ク、全国ノ人民ヲシテ世界万国ノ學術ニ達セシメ、天然ノ智識ヲ拡充セシム可シ。・ ・ (略) ・ ・ 欧州各国ノ如ク文明開化ノ治ヲ開ケリ。今ヤ我皇国数百年継受ノ旧弊ヲ一新シテ天下ノ耳目ヲ開ク可キ千載ノ一機会ニ当レリ、是時ニ臨ミ、速ニ人々ヲシテ弘ク世界有用ノ學業ヲ受ケシメズンバ、終ニ人々ヲシテ耳目無キノ末俗ニ陥ラシム可シ、故ニ大ニ學校ヲ設ケ、旧來ノ學風ヲ一變セザル可ラズ。乃チ大ニ學校ハ東西兩京ニ營シ、府藩県ヨリ郷村ニイタル迄小ニ學校ヲ設ケ、各ニ大ニ學校ノ規則ヲ奉ジ、都城渡僻ニ論ナク、人々ヲシテ智識明瞭タラシム可シ。²⁹²

この第五条は、すべての人民に「世界万国ノ學術」を修得させて「智識」を広めることを目的として、各郷村に「小學校」を設立することで「都城渡僻ニ論ナク、人々ヲシテ智識明亮タラシム可シ」と規定する。この規定には、1873（明治5）年の「被仰出書」に明記された「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」との内容を彷彿させる、全ての人民（国民）のための公教育の基本が論じられている。既に1868（明治元）年12月2日、木戸が『普通教育の振興を急務とすべき建言書案』²⁹³を提出して、人民の知識進捗させるために全国に「學校」を振興させるべきことを提言していたように、新政府の国家目標である「国家富強」を実現するための人材育成のための「學校」（「小學校」）が構想されていることが実証できる。

以上のように、『国是綱目』は、伊藤の維新直後の政府の基本方針とすべきであるとの提言であるが、第一条に規定したとおりの国体思想を機軸とする、所謂、明治政府が基本政治体制とした「国体」の確立の指針である。そして、伊藤のこの第一条に規定した「国体」観は終生変わらないものであった。1908（明治41）年春、憲法記念館会館式における演説の中で、彼は憲法政治と国体の関係についての天皇の勅問について「余は断じて国体の変化にあらずして政体の変遷のみと答奏せり。・ ・ (略) ・ ・ 則ち我大日本帝国は、神武帝の後裔たる万世一系の皇統によって支配せらるゝものにして、国体は断じて動くべきにあらず、唯だ政体は時に応じて変遷すべきのみと」²⁹⁴と演じている。聴衆を前にしての演説であり自身が天皇崇拜者であることを誇張している点はあるけれども、政体が時代とともに変遷するものの国体は「断じて動くべきにあらず」と論じたことは彼の本意であると考えられる。よって、伊藤自身も、万世一系の皇室・天皇を中心とする国体を機軸とする政治体制を政治の基本としていたことは当然といえよう。いずれにしても、この明治2年における『国是綱目』は、国体を機軸としながら「国家富強」によって統一国家を実現し併せて列強の侵略に対しては断固独立を死守せんとした、伊藤の終生変わらない政治思想と政治機構並びに教育制度の基本的在り方を示した建白書であったことは間違いない。

(2) 伊藤博文の国家構想

伊藤の目指す基本的な国家構想は、1869（明治2）年の「国是綱目」に論じられていた通りである。その後においても、1874（明治7）年の台湾出兵問題に関連して「将来我国家ノ事ハ、益進デ内政ヲ整理改良シ、国力ヲ養成扶殖シ、以テ我独立ヲ鞏固ナラシメザル可ラズ」²⁹⁵と記録している。この記録から、彼は国内的課題として内政を「整理改良」とすると同時に、「国力ヲ養成扶殖」することによって、所謂「国家富強」によって対外的課題である「独立ヲ鞏固」に維持するという二つの実現を構想していたことが確認できる。

伊藤は、1879（明治12）年の侍補制度の廃止して天皇親政の宮中派の活動を抑え、さらには1881（明治14）年の明治十四年の政変に於いて、大隈等のイギリス政治制度を推進するグループを政府外より排出したことでその政治指導者としての地位を確実なものとした。彼の次の政治課題は、第一に内閣制度の創設等によって政府主体の政治権力を強固なものとして、来たるべき国会開設による民権派との対立に備えることであった。第二は、国会開設の前段階としての憲法制定等の法の整備である。彼は、1882（明治15）年3月、これら二つの課題を調査研究するために欧州へ出発する。この欧州派遣に際して伊藤が受理した調査上の訓諭要目は、「一 欧州各立憲君治国ノ憲法ニ就キ其淵源ヲ尋ネ其沿革ヲ考ヘ其現行ノ実況ヲ視利害得失夫ノ在ル所ヲ研究スヘキ事」を筆頭に、「一 皇室ノ諸特権ノ事」「一 内閣ノ組織並立法行政司法及外交ノ事ニ関スル職権ノ事」「一 地治ノ事」等の29項目²⁹⁶にのぼっていた。

伊藤は、当初ベルリン大学でグナイスト（H, Rudolf von Gneist）から憲法に関する談話を得るとともに、その弟子モッセ（Albert Mosse）からプロイセン憲法の講義を受けている。彼の松方正義大蔵卿宛書簡には、グナイストの説は「頗る専制論にて、仮令国会を設立するも兵権、会計権等に喙を容さざる様にては、忽ち禍乱の媒となるに不過」²⁹⁷故に、軍事と財政を容喙できない「微弱」な議会を設立すべき論だと記している。そして、そこに彼自身の想定する政府と議会とが連帯して運営する政治制度との不適合さを指摘している。また、モッセの逐条的憲法解釈のみの講義にも、彼の求めていたものが「立憲国家の全体像と憲法施行後の国家運営の指針」²⁹⁸としていた故に、それは到底納得できるものではなかった。しかし、ウィーンを訪問してシュタイン（Lorenz von Stein）と面会することによって、伊藤はその国家学に深く共鳴していく。その大きな理由は、伊藤との初対面時、シュタインは「立憲君主ノ国ニ在テハ、立法ノ組織（即チ議院ナリ）、行政ノ組織（即チ各宰相ノ協同ナリ）及ビ百般ノ政治皆ナ一定ノ組織、紀律ニ随テ運用スル、是ナリ」⁽²⁹⁹⁾と述べて、立憲君主国の組織・機構の運用に関する基本的在り方を直截に論じたからである。その論こそは、伊藤が明治日本の立憲君主制を維持する為に求めていたことに合致³⁰⁰していたのである。

シュタインの国家学とは、「行政部自ラ自運自動ノ機ヲ施サンコトヲ務メリ」³⁰¹とす

るもので、行政は独立すべきであるとの前提の上に「詔令ハ必ス行政部ニ出ツルヲ要シ、行政部ヲシテ立法部ト均一ノ権義地歩ヲ有セシメサルヘカラス」³⁰²として、法律制定に関しては行政と立法との「均一ノ権義」による調和によって決定されるべきことが講じられている。即ち、シュタインの国家理論とは、議会制度は国民参加を原則とするものの、多数党の利害に左右される場合がある故に、その議会制度を補完することで「国家の公共的利益を実現するシステムとして Verwaltung（行政）が必要」³⁰³であると論じているのである。ここには、伊藤がめざす立憲政治のあり方と共通する行政組織の重要な政治的運用が論じられていた。渡欧中、ドイツにて執筆した文書にも、「仮令如何様ノ好憲法ヲ設立スルモ、好議会ヲ開設スルモ、施治ノ善良ナラサル時ハ、其成迹見ル可キ者ナキハ論ヲ俟タス、施治ノ善良ナランヲ欲スル時ハ、先其組織準繩ヲ確定セザル可カラズ」³⁰⁴と記し、良き憲法・議会を設けようともその為の「組織準繩」が不十分では善良な政治を実施する事が困難であると論じていることから明らかである。したがって、この国家理論は、欧州研修より帰国後の伊藤の政治運用の要諦となっていく。

1883（明治16）年9月、伊藤は宮内卿兼制度取調局長の立場で「憲法起草ノ根本方針」を上奏し、「国体ヲ基礎トシテ経国ノ大綱」を掲げて欽定憲法の制定を構想する。同時に、内閣制度の構想において、その長としての心構えを「今予ハ天子ノ執政大臣ナリ、天皇ト大臣トハ一心同体ニテ政ヲ執リ、政ヲ議スヘシ。然ルニ帝室ト内閣トノ間ニ更ニ局ヲ設ケテ憲法ヲ議スルハ、天子大臣疎隔ノ基ナリ、因テ今般制定セントスル憲法ハ、予自ラ奮テ天皇ト共ニ議セントス」³⁰⁵と記すことで、天皇と自己（内閣＝行政）との一体政治を提唱している。そして、1885（明治18）年12月22日の太政官達によって内閣制度が創設され、伊藤は初代の内閣総理大臣に就任する。同日、『内閣職権』³⁰⁶を制定して第一条「内閣総理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ統監ス」³⁰⁷と定めた。さらに、行政の長として第三条にて行政各部の処分・命令の停止権、そして第五条にて法律命令への内閣総理大臣の副署の必要性等が規定されるなど内閣総理大臣への政治権限の集約化を定めた。

この「内閣職権」は、嘗て1810年より1822年の間プロイセンにおいて実施されていた「ハルデンプルグ（ハルデンベルグ）官制」³⁰⁸を模範とする制度であった。伊藤が、立憲君主制と内閣制度の在り方についてカール・ルドルフ（Carl Rudolph）に問議した際、彼は返書『立憲君主制及議院政ニ関スル意見書』において「幸国ノ王ハ英国ノ王ノ如ク無為ノ地位ニ壓斥セラル、コトナク、常ニ能動者ニシテ親ラ政略ヲ指揮スルモノナリ」³⁰⁹と論じている。ただし、君主が政治に無関心・無能力の場合並びに政治改革において政務の統一を必要とする場合にあっては、首相の優位を承認すべきであると答議³¹⁰している。この答議を参考に、伊藤は天皇に国政の「指揮」権を付与せず、自らが行政の長として「常ニ能動者トシテ親ラ政略ヲ指揮スル」政治を統括する内閣制度の創設を選択したのである。それは、「ハルデンプルグ官制」において実施されていた「国王の個人的恣意をおさえ、王家の休戚よりも国家と公共の利害を優先させ、国民を

抑圧搾取するのではなくて保護観察するにあつた」³¹¹からに他ならない。これは、シュタイン国家学の「国家の公共的利益を実現するシステム」としての行政の責務といえるものであつた。

さらに、天皇と内閣の一体性の政治改革を推進しながら、内閣の権限強化のために天皇の位置付けを制限君主と定義づける改革を実施していく。一つは、明治19年の勅令第一号『公文式』第二条「法律勅令ハ内閣ニ於テ起草」することが可能であるとした法律勅令の内閣起草提出権、並びに第三条に規定する法律勅令の「内閣総理大臣ノ副署」をもって公式とする旨の条項である。これは、内閣輔弼の原則を明示する規定で、後の大日本帝国憲法第五十五条の条項となる法案である。二つは、明治20年の『機務六条』であり、第一項の「内閣ニ於テ重要ノ國務會議ノ節ハ、総理大臣ヨリ臨御及上奏候上ハ直ニ御聴許可被為在事」として内閣主導の政治を天皇が承諾するという、受動的天皇としての位置付けが意図されている。

このようにして、伊藤の国家構想は「ハルデンブルグ官制」を一つの参考としながら大臣輔弼の原則を導入し、併せて天皇の政治権力を束縛して「能動君主」ではなく、所謂「制限君主」として位置づけることで内閣の行政権限を強化していった。これらの内容は、1889（明治22）年発布の大日本帝国憲法第四条に条文化されていく。

ただし、天皇と内閣の一体性という「大臣輔弼の原則」に関する天皇と内閣との政治的優位性の問題に関して、井上毅は憲法制定作業の過程における「夏島草案」に対する「逐条意見」によってその修正提議をしている。第六章（行政）の第七十条「行政権ハ帝国内閣ニ於テ之ヲ統一ス」の条文を巡っては、伊藤と井上毅との間に微妙な見解の相違が生じていたのである。井上は、第四条「天皇ハ帝国ノ元首ニシテ一切ノ国権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ主義ニ基キ大政ヲ施行ス」規定に基づく天皇の国権総攬をもって、「行政権ハ内閣ニ於テ統一ストノ正条ヲ憲法ニ掲クルハ豈天皇ノ大権ヲ冒流セサランヤ」³¹²と提議して条文（第七十条）の削除を要求している。その主張には、天皇を「制限君主」に位置づけることにおいては伊藤との間に一致点を見出すものの、「行政権ハ内閣ニ於テ統一」するとの規定は、天皇と内閣の一体性こそが内閣制度の基本であることをもって反対³¹³した。何故なら、井上にとっては、その一体性を法の制約の下に置くことが彼の立憲主義であつたからであり、それは同時に法治主義者である彼の真意でもあつた。

以上考察してきたように、伊藤の国家構想は井上毅等の憲法草案を原案としながら、最終的には伊藤の修正によって大日本帝国憲法として具体化されていく。そこには、伊藤の「大権自制限論」ともいふべき統治権の自制限論、そして立憲主義を基盤とする「立憲政体論」という二つの政治思想が基本的に存在していた。

前者の「大権自制限論」とは、国体を機軸とする政治体制に於いても、天皇を制限君主として位置づけることで、「内閣輔弼の原則」の下に行政権の優越による政治体制を構築することにある。そのことは、憲法制定会議の第一審会議第二読会にての、森有礼の臣民の権利義務に対する伊藤の反論に明らかである。よく知られている「抑憲法ヲ創

設スルノ精神ハ、第一君権ヲ制限シ、第二臣民ノ権利ヲ保護スルニアリ」³¹⁴との説明である。天皇の権限を制限することは、「内閣輔弼の原則」を機能させるための絶対的条件であった。このことは、大日本帝国憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と規定することで、統治権を総攬するとは雖も「憲法ノ条規」に依る以外はその権限は制限されることを明確にした。さらに、同第二読会にて、寺島宗則が天皇の統治権は第一条に「統治ス」と規定されていることから第四条の併記を疑問視した際、伊藤は「抑憲法ヲ創設シテ政治ヲ施スト云フモノハ、君主ノ権ヲ制規ニ明記シ、其ノ幾部分ヲ制限スルモノナリ、又君主ノ権力ハ制限ナキ自然ノモノトスルモ、已ニ憲法政治ヲ施行スルトキニハ其君主権ヲ制限セサルヲ得ス。故ニ憲法政治ト云ヘハ即チ君主権ノ制限ノ意義ナルコト明カナリ。是ヲ以テ本条ナケレハ、此憲法ハ其ノ核実ヲ失ヒ、記載ノ事件ハ悉ク無効ニ属セントス」³¹⁵と論じて、第四条こそが「憲法ノ骨子」であると論駁している。伊藤にとっては、「内閣輔弼の原則」を維持するためには絶対に譲ることの出来ない「大権自制限論」なのである。

後者の「立憲政体論」とは、大日本帝国憲法第五条「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」に規定される内容である。それは、憲法制定会議における伊藤の第五条案の説明に明瞭である。彼は、「立憲政体ヲ創定スルトキニハ、天皇ハ行政部ニ於テハ責任宰相ヲ置テ、君主行政ノ権ヲモ幾分制限サレ、立法部ニ於テハ、議會ノ承認ヲ經サレハ法律ヲ制定スル事能ハス。此ノ二ツノ制限ヲ設クルコト、是レ立憲政体ノ本意ナリ。此ノ二点欠クハ、立憲政体ニアラス」と述べて、責任大臣による行政権の行使による天皇の政治的権限の制限と共に、何よりも法律の制定には「議會ノ承認」を受けることが立法の原則であることを説明した。近代立憲主義の基本原則としての行政権と立法権の二つを擁護することをもって、我国における「立憲政体論」として提議したのである。

これらの論に見るように、伊藤はその官僚的知識を駆使して、明治前期の政治的危機を克服するための「国家富強」政策を実現するために、政治機構と法の整備に尽力していることが窺える。その意味において「理念を持った政治家」「知の政治家」³¹⁶であったことは確かである。

2、伊藤博文の教育思想

(1) 「国是綱目」とシュタイン講義の教育論

伊藤の教育思想が、その国家構想という大きな屋台骨を支える一つの柱であることは確かである。そのことは、既に1869（明治2）年の「国是綱目」第五条で明らかにしたように、全国の人民に「天然ノ知識ヲ拡充」させて、文明開化の時代を開拓するためには「府藩県ヨリ郷村ニイタル迄小学校ヲ設ケ、各大学校ノ規則ヲ奉ジ、都城渡僻ニ論ナク、人々ヲシテ智識明瞭タラシム可シ」と提議していたことに明瞭である。文明開

化、それは「国家富強」への第一義的な知識を広めるための最良の方策となるのであるが、それには村々に小学校を開設するという公教育制度の必要性が何よりも肝要であると論じたのである。彼は、この小学校教育による普通教育こそが教育の基本であることを当然視していた。知識の享受は、自らを自立させ、政治的にも目覚める人間へと成長する。それは、国民全体の政治意識の向上となり、国家の政治の方向に対して大きな影響を与えていく。しかし一方で、政府への批判と反感を増幅させるという諸刃の力を持っていたことも確かである。したがって、伊藤が目指す教育は、「国家富強」を最大の目的とする以上、資本主義経済を支える人材確保の為の実学的教育であると共に、人民を反政府行動に向かわせない非政治的教育でなければならなかったことは言うまでもない。

伊藤の教育思想を考察していくに際しては、「国是綱目」と併せて、彼がウィーンにおいて受講したシュタイン講義第十七編の教育編を概括しておかねばならない。何故なら、伊藤が彼の国家理論を真摯に受容していることに鑑みて、その教育論から何らかの示唆を得たことが考えられるからである。

シュタインは、教育編の中で教育に関して二種の学校制度の必要性を論じている。それは、「一ハ一般人民ヲシテ普通ノ学識ヲ有セシムヘキ一般教育トシ、一ハ国家ノ用ニ必要ナル材識ヲ養成スル専門高等ノ教育トス」³¹⁷として、一般人民の為の「一般教育」と国家に有用な人材育成の為の「専門高等ノ教育」の二つを構想していることである。さらに、「心力」という「政府ノ干渉ニ拘スルコトナク必ス自ラ決心」³¹⁸する能力を育成する為に、「新聞」を活用すべきだと論じていることに注目すべきである。これは、井上毅が明治十四年の政変後に提議した「人心教導意見案」（「十四年進大臣」）の中で、人心を牢絡するための第一として「都鄙ノ新聞ヲ誘導ス」³¹⁹として官報新聞の発行を勧めた事例とは合致しない。但し、これら二種の教育について、シュタインは「政府ノ當サニ盡スヘキ最要ノ事務ヲ普通教育トス。教育ノ原素、書写、読書、算数ノ三者ニ在リ」³²⁰と説明している。教育の基本は普通教育であり、そこにおいて「書写、読書、算数」という、所謂「読み、書き、算」を教授する事の重要性を伝達している。当然のことながら、伊藤が、この説明を我国の基本的教育指針とすべき事項として受容したであろうことは十分に考えられることである。

（2）教育令の発布と徳育論争（教学論争）

次いで、学制以後の学校教育の変遷過程の中で伊藤の教育政策の実際を考察するとき、「教育令」の発布に関連する問題が明治10年代の自由民権運動と関連しながら生じていることである。岩倉欧米使節団の一員として随行した田中不二麻呂は、「学制」が全国画一的制度の実施という困難な状況の中で、その打開策として各地方に教育の管理運営を委託するというアメリカ式教育制度を導入することで解決³²¹しようと意図してい

た。

そこで起草された「日本教育令」は、太政官での審議を経て1879（明治12）年9月29日に「教育令」（太政官布告第四十号）として公布されるに至る。その太政官審議を中心的に進めたのが、当時参議兼法制局長官の伊藤であった。その内容は、公教育の基礎確立の為に、必修教育課程（読書・習字・算術・地理・歴史・修身）を設定し、「学制」以来の学区制を廃止して地方人民が選出した「学務委員」による教育行政を承認することなどを規定している。その意味において、地方の教育に対する自由裁量を尊重するなど、地方分権的ないし自由主義的な「自由教育令」と呼称されるものであった。さらに、伊藤は内務卿兼地方会議議長として同年7月に「地方三新法」（郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則）を公布して、地方議会の開設と町村長・府県会議員の公選制を実施していた。これらは、主として民権運動を沈静化するための妥協策の一環ではあったが、立憲主義に基づく開明派官僚としての伊藤が有する思想基盤から生み出された自由主義的な教育行政への法整備であったと考える。

しかしながら、この「教育令」はその自由裁量を大幅に承認したことによって、各地方の実状に即して実施することから小学校教育が混乱する事態を招く結果となった。さらに、1878（明治11）年の8月から11月に実施された明治天皇の北陸・東海地方への巡行の結果、現行学校教育が表面的な知識偏重に陥っている³²²として、学校教育の基本精神を是正すべきだとの意見が高揚していた。そして、その基本精神の尊重を重視して、天皇による我国の伝統的国体思想に基づく教育の推進が示唆³²³されるに至る。その結果、1879（明治12）年8月、天皇親政派の侍補元田永孚による「教学大旨」と「小学條目二件」の、所謂『教学聖旨』が提出されるに至る。元田は、そこにおいて儒教的道徳観に基づく「仁義忠孝」の教育理念を学校教育の根本精神とするべきだと提議した。これを内示された当時内務卿であった伊藤は、井上毅に起案させた『教育議』をもって反論する。詳細は、第二部第三章第一節の「井上毅の『辛未学制意見』と『教育議』にみる科学的知識論」にて後述するが、伊藤は開明派官僚として、立憲主義に基づき国家による道徳の統制に強く反対し、「高等生徒ヲ訓導スルハ、宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ、之ヲ政談ニ誘フヘカラス・・・(略)・・・今其弊ヲ矯正スルニハ、宜シク工芸技術百科ノ学ヲ広メ・・・(略)・・・実用ノ材ヲ成シ、以テ公益ヲ資クルニ取ルベシ」⁽³²⁴⁾と提議した。それは、科学としての知識という知の教育を拡大し、さらに実用的人材を育成することによって「富強国家」に資する教育を推進すべきことを論じるものであった。この『教育議』は、基本的に井上毅の教育思想と教育政策を基本とするものではあるが、伊藤の要請と承諾のもとに提議されたものである以上は、伊藤の教育論と看做すべきである。

（3）伊藤と森有礼の教育思想

伊藤の教育思想を考察していく場合、森有礼の教育思想とその教育政策を外すことは出来ない。伊藤は、憲法調査のためにパリ在留時の1882（明治15）年8月、当時英国公使であった森の訪問を受けてその教育論に意気投合したとされている。森はその内容について、ロンドンに帰着後の9月26日付け伊藤宛書簡にて、「茲ニ前日ノ片言ヲ覆陳シ以テ高案ニ供ス、凡ソ政治家ガ教育ヲ以テ時政ニ係リ急務ト做ス所ノ者ハ則専ラ国民ノ氣質ト慣習トノ短弊ヲ詳知シ、其ノ左道ニ傾キ将サニ後患ヲ起サントスルノ機ヲ預察シ、欠ヲ補ヒ病ヲ除キ以テ国歩ヲ担途ニ取ルニ在リ」^{ママ}学政ヲ振興シテ国家富強ノ基ヲ固クシ漸ク文運ヲ進メント欲スレハ、則許多ノ年数ト不易ノ力行トヲ要ス」³²⁵と記して、教育の急務は「国民ノ氣質ト慣習」を改善し「国家富強」の基礎を強固にすべきであることを再度伊藤に進言している。伊藤は、対談時と併せて「国家富強」と教育の関係を論じる森の書簡によって、自己の教育政策に通じる論であることに共鳴したと考えられる。

こうした関係もあり、伊藤は1885（明治18）年の内閣制度発足に伴う初代文部大臣として森を抜擢する。そして、森は1887（明治20）年の『教育議』³²⁶にて、日本が欧米列強と対峙する現在、「国民ノ士氣ヲ培養発達スルヲ以テ、其根本ト為サハルコトヲ得ス、此レ乃チ教育一定ノ準的ニ非ス乎」³²⁷として、国民の「士氣」を育成することを教育の「根本」とであると提議した。さらに、その教育の「準的」（標準）を実現する方法は上古以来の我国の「威武」にあり、「人民護国ノ精神、忠武恭順ノ風ハ亦祖宗以来ノ漸磨陶養スル所、未タ地ニ墮ルニ至ラス、此レ乃チ一國富強ノ基ヲ成ス、為ニ無二ノ資本至大ノ宝源ニシテ、以テ人民ノ品性ヲ進メ・・・(略)・・・国民ヲシテ忠君愛国ノ氣ニ篤ク」³²⁸しなければならないと提議した。それは、「一國富強」の基礎としての「護国ノ精神」「忠武恭順」等の「無二ノ資本」としての人民の「品性」を「忠君愛国ノ氣」によって育成し、併せてその「意」を「全国ニ普及セシメ」ることを推奨するものであった。

そして、その「忠君愛国ノ氣」を有する「品性」を涵養する方策は、「学ヲカメ、智ヲ研キ、一國ノ文明ヲ進ムル者、此ノ氣力ナリ、生産ニ労働シテ富源ヲ開発スル者ハ此ノ氣力ナリ」³²⁹として、資本主義経済の富を獲得する為には人民の労働に資する「氣力」を育成する「学」と「智」の重要性を論じている。そのことによって、「国本ヲ強固ニシ、国勢ヲ維持スル」³³⁰ことが可能であることを提議したのである。彼は、1885（明治18）年7月に『教育令ニ付意見』において「教育ノ事業ハ専ラ経済ノ要旨ニ基キ之ヲ計画スベキ事」³³¹として、教員の氣質精神の育成するためにも待遇法を制定する等、経済主義的行政の立場からの教育改善策を講じている。

このように、森の教育思想の基本には、教育の意義役割として「国家富強」の一環としての国家の経済的構想に則り、それを支える国民の「氣力」養成としての教育政策を推進していこうとする意図が見受けられる。その事は、同年11月15日、和歌山県尋常師範学校における彼の演説にて、「教育ノ主義ハ専ラ人物を養成スルニアリト云フ、

其ノ人物トハ何ソヤ、我帝国ニ必要ナル善良ノ臣民ヲ云フ、ソノ善良ノ人民トハ何ソヤ、帝国臣民タルノ義務ヲ充分ニ尽クスモノヲ云フ、充分ニ帝国臣民ノ義務ヲ尽ストハ氣質確實ニシテ善ク国役ヲ務メ又善ク分ニ応シテ働ク事ヲ云フナリ、・・・(略)・・・之ヲ要スルニ教育ノ主義ハ經濟ニ帰ス」³³²と演じていることにも明らかである。

したがって、彼の教育主義とは、国家の方策に従って「善ク国役ニ務メ善ク分ニ応シテ働ク」従順な国民の育成にあり、それは資本主義を主体とする経済活動の中に国民を組み込んでいくことが定義されている。それを実現する教育政策として、彼はその文教政策として、小学校から大学にいたる「教育令」を改革して学校制度の体系を「教育」と「学問」とに区別³³³して制定していく。さらに、1888（明治21）年の『兵式体操ニ関スル建言案』にて、「抑国家富強ハ忠君愛國ノ精神旺実スルヨリ来ル、故ニ文部ノ職ハ主トシテ此精神ヲ養成煥発スルニ責ニ当ラサルヘカラス・・・(略)・・・厳肅ナル規律ヲ励行シテ体育ノ発達ヲ致シ学生ヲシテ武毅順良ノ中ニ感化成長セシメ、以テ忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ嘗艱忍難ノ氣力ヲ煥発セシメ、他日人ト成リ徴サレテ兵トナルニ於テハ其効果ノ著シキモノアラン、加之体軀健全ナルトキハ智育德育ノ二者随テ挙リ」³³⁴と提議して、「国家富強ノ根本ヲ培養」する為には特に体育を重視して「忠君愛國ノ精神」を涵養すべきこと、加えて知育・德育を建言している。そして、その先に「忠君愛國」の「氣力」をもって国家に殉ずる兵士となることを期待³³⁵している。これが、森の教育思想の基本の一つであり、その教育政策であったと考えられる。

こうした一連の政策によって、森の教育思想は「国体主義」³³⁶と評され天皇制国家体制を支える思想とされた。いずれにしても、森文政の目標はあくまでも「国家富強」にあり、『教育議』にみる「護國ノ精神」や「忠武恭順」等の伝統的国家意識としての「忠君愛國」に基づく教育をその基本的な目的としていたと考える。その意味において、元田の提唱した、天皇親政の立場からの万世一系の天皇が統治する政治体制国家を実現する為に、儒教的道徳を機軸とした「忠君愛國」を子どもたちに押し込む教育とは区別する必要がある。したがって、森の教育思想は体育・智育を主体とするもので、德育を主体として涵養する教育政策ではありえなかったのである。

（４）伊藤の教育思想

伊藤の教育思想とその教育政策は、森を文相に就任させてその文教政策を支持してきた以上、彼がその任命責任を有したことはいうまでもない。即ち、伊藤の教育思想は森の思想と協調しあっていたとみるのが妥当である。しかし、伊藤は開明派官僚として出発し、その基本思想は立憲主義であったことが重要な鍵となる。それは前項の「伊藤博文の国家構想」にて考察したように、「立憲政体論」に基づく、所謂、行政部（内閣）の君主行政の制限と立法部（議会）の承認による法律制定権を固守する思想である。そこに、森との「国家富強」という国家目標並びに教育政策の共通点は存在していても、

伊藤の立憲主義思想は森の教育思想と相違点が生じてくることは当然といえよう。

伊藤は政治家として政治に責任を持ち、常に国家の安定とその下での国民の幸福を基本として捉えていた点である。したがって、その教育思想も、その視点において「国家富強」を基本とする政治の安定が構想されている。そして、伊藤の教育思想の原点には、井上毅と同じく儒教的「仁政安民」思想が存在している。彼は、『教育議』によって実用的な「科学」的知識を重視して元田の道徳的「忠孝」を批判したが、その後の欧州憲法調査に出発する直前の1882（明治15）年2月、『官立変則中学校新設ニ関スル建議』を提議している。そこにおいて、小学校の教育は知識の初歩を教授することを基本とするが、「人智を開導し才器を成就するは必中学に依る」³³⁷として、「人智を開導」する為に早期に官立中学校の設立が緊要であることを提言している。彼はその意図について、「教育の政治に於ける密接の関係を有し、人心を冥々の間に誘導すること形影相応ずるが如し」³³⁸と提議し、教育は政治と密接に関わるものであり、教育によって人心を自然の内に「政治」の意図する方向に「誘導」する機能を果たすものであると論じた。それ故に、都鄙に浸透する民権派の「私塾私社」の勢力を挽回するためには、官立変則中学校を設立し士族子弟中の「才学」有る者を育成することが何よりも肝要であると提議する。さらに、その中学校においては「独逸学を広むるの要用は、我国将来の主義を鞏固にするに於て其効益必小ならず」³³⁹として、明治十四年の政変以後、日本の目指すべき政治の主義が「独逸学」をもって「国家富強」構想を強固にするものの確認がなされている。

いずれにしても、伊藤の教育思想は『教育議』の論旨を基本として、知育を徳育に優先した教育思想を確立していたと見るべきであり、科学的な「知」（知識）こそが「国家富強」への最大の要因と看做していた。それは、「知」の官僚としての経験則から来るものであると同時に、彼の出自に関係するものでもあると考える。農民の子として成長し、やがて父親の養子縁組によって下級士族の一員³⁴⁰に列せられたと雖も、彼を現在の地位に位置づけたものは学問によって獲得した「知」そのものであった。学ぶという教育手段によって「知」を獲得し、「知」によって自己を確立し、さらには「知」によって社会の視野を広げることが可能となった。即ち、彼は「知」によって人間として自立し、自立したことによって現実を変革する力を得ることが出来たことを誰よりも知悉していた。「知」こそが、政治家として又国家の指導者としての自分を形成した最大の資本であったことを知っていたのである。それ故に、「知」を獲得する最良の手段が教育であり、その教育を教授する学校の存在を重要視したのは当然ともいえた。この事例は、同様に下級士族出身であった井上毅の教育思想にも共通する経験則といえよう。

伊藤は1899（明治32）年4月から、政党結成の準備段階として立憲政治の普及を目的にして全国遊説を開始している。そこでの演説の中には、彼の教育に関する基本的な思想を知ることが出来る内容が見受けられるので、幾つかをとり上げたい。

4月10日、長野城山館にての歓迎会では「国民の政治的自覚と国運の発展」と題し

て、国威は政治と国民の力が発達する必要がある故に、文明の政治には「即ち人民の知能を発達し、而して一定秩序の範囲に於て人民の當さに享受すべき権利を得て而して其れを統合した所のものが文明的の国家でなければならぬ」³⁴¹として、ここでも中学校教育の重要性を論じている。さらに、小学校教育についても進歩が必要だとして、「小学校の精神教育は如何なるものかと考えて見ると、小学の教育は農工商の業を異にするに拘はらず、児童を駆つて先ず其人となるべき大法を教ゆるのである。其発端を教ゆるのである。業を擇み、或は又人間社会ノ百事に就いて自ら独立して行く手段を自ら擇むだけの、手段と云ふよりは寧ろ人となるべき準備を為すのである」³⁴²と演じている。

ここで伊藤は、小学校教育の精神並びに在り方について、何よりも「人」となる基礎と契機を教え、自らが社会の中で「独立」して生きていくための「手段」を選択するというのではなく、一個の「人」となる準備をさせることであると論じている。したがって、小学校教育は準備期間である故にその内容の程度は低いものとなるが、「此日本国が益々発達をして、以って此国威を失墜することなくして国力の増進することを希望する」³⁴³と、小学校教育が「国力の増進」につながることを期待していると結ぶ。

5月31日、郷里の山口尋常中学校では「学生の覚悟」と題して、「国家富強」と実学並びに愛国心との関連について講じている。先ず実学について、「今日の世の中では何れの国も皆己れの国を富すことを第一の目的にして居る。国を富ますと云ふことは、即ち人民が富まなければならぬと云ふことである。人民が富まうとすれば各種の事業が発達して来なければならぬ。而して其発達は学業と相待たなければならぬのである。今日の学問は総て皆実学である」³⁴⁴と講じて、「国家富強」の実現の為には人民が富むことを不可欠の要件とした。そして、その為には資本主義経済の発達なくしては不可能であり、その発達の原動力は人民の「実学」³⁴⁵としての「学業」修得に懸かっていると論じた。

次に、愛国心との関連については、「愛国心と云ふものは、人が何事に従事しても相伴ふものであることを心得て居る必要がある。・・・(略)・・・愛国心は殊更に之を作興しなくても、歴史のある国、歴史に於て一致統合して居る国は格別憂ふるに足らぬ。自然的に愛国心は発達するものである。・・・(略)・・・故に特に愛国心々々々と言つて、外の業務を忘れて愛国心の作興に従事するなど云ふことは真に学者の僻見である。誰しも己の生まれた国を愛せぬ者はない。人間百端の事に従事する際に愛国心が伴はねばならぬと心得てさへ居れば宜しい」³⁴⁶と講じ、愛国心は「自然的」に発達するものである故に、積極的に「作興」するべきではないと釘をさしていることに注意する必要がある。このことは、徳育論争においても、元田の儒教的徳育論とその国教化に反対した伊藤の立憲主義者としての確信が表明されている。

したがって、彼の意図する学校教育というものは、国家（政府）による特定の思想、哲学、宗教等を教育によって強制することなく、科学的・実学的知識の教授を通じて国民を育成することを第一の課題としていたことが読み取れる。この教育思想は、井上毅

にも継承されることは第Ⅱ部で明らかにするものである。

さらに、ここでも小学校教育に関連して講じ、「国家が普通の学問を一般人民の子弟に授けるのは、幼童の教育は元来父母の責任であるが、手が届かぬ故に国家がその世話をするのである」³⁴⁷として、幼少時の教育は基本的に親の「責任」ではあるが、諸種の事情から親の「手が届かぬ」ことをもって国家がその任にあたと解説している。しかしながら、この論は親（家庭）に小学校教育の責任を転化して、政府の「国家富強」実現の為の教育である事実を覆い隠していると考える。それは、本来人民の教育に対して責任を有する国家（政府）の責務を放棄する論である。

以上、伊藤の教育思想を考察してきたが、彼はその政治における国家構想である「国家富強」の実現を目的として、その実現のために何よりも教育の重要性を認識していた。さらに、立憲主義者としての姿勢を崩さず、その政治の基本を「立憲政体」論として確立し、行政権主導のもとに立法部（議会）との協調関係をも維持していた。そして、その目指す政治体制としてのドイツ学を奨励したことは言うまでもない。したがって、その教育思想はドイツ型の外見的立憲主義に基づく思想であり、日本の伝統を保持しながらも欧米の啓蒙思想や科学的知識を主として複合的に構成されたものであった。特に殖産興業を通じて富の蓄積を図る資本主義経済の発達に重点を置いていたことから、その実現に向けての科学的な「知」である知識と「実学」としての技術力の向上を学校教育に期待していた。所謂、徳育よりも知育を優先する教育であり、その為に、小学校の初級教育に於いては第一段階としての基本的知識の修得に留め、中学校以上に第二段階として実学的教育に大なる期待を寄せていたことが明瞭である。この論は、シュタイン論にいう教育の基本に人民に対する一般教育を普通教育としたこと、さらに「国家ノ用ニ必要ナル材識ヲ養成スル専門高等教育」を設定したことに合致する教育論である。よって、学校教育の基本思想は知識の教授とその享受にあり、「愛国心」教育に見られたように特定の思想、哲学、宗教観などを教授する事ではないことが示唆されている。そこに、伊藤の実学としての教育思想の特色が見受けられる。

第二章 井上毅の思想形成

第一節 井上毅の思想形成

1、必由堂、韓村書屋、藩校・時習館における学び

本節は、井上毅の思想形成をその青年期に限定して論ずるものであるが、その期間は、彼が1870（明治3）年9月20日に政府の一官僚として大学南校小舎長に任じられるまでとする。所謂、青年期に確立した純粹なる思想というものは、その生涯において潜在的に強固な一つの思想として保持されていくものと考ええる。即ち、無意識的にその脳裡に存在し、当面する事項に対して是々非々に政治政策の主要な思想の一つとして想起されるものである。それ故に、井上のその後の思想形成に大きな影響を及ぼしたとみられる青年期の思想形成を確認することは、極めて大切なことであり重要性は高いと考える。

井上は、肥後熊本藩の下級武士の三男として誕生し、家老長岡監物の私塾・必由堂、ついで木下犀潭の私塾・韓村書屋、そして藩校時習館居寮生として主に儒学（朱子学）を学んだ。その学習過程において、彼は儒学の道德理念としての「仁」思想を身につけると同時に、欧米の文献を読破する中で立憲主義の「法」思想を強く意識していく。そのことは、韓村書屋時代以後の学習記録簿である『燈下録』、『骨董簿』、『隨筆』、『行篋秘携』等に筆録されていることから明瞭である。その中でも、藩校時習館時代、法家思想の一つと見られる『管子』を読破して分析・編集した『經濟文選』に注目したい。何故ならばその著作の中には、儒学の「仁」思想と共に、彼の基本思想である立憲主義としての「法」思想と重農主義に基づく富国強兵策が論じられているからである。さらに、時習館退寮後、江戸に出てフランス学を修得していた時期、『管子』の解説書である『管子纂詁』を編纂した安井息軒の私塾・三計塾に学んでいるという事実からも、彼が「法の支配」、「法治主義」という近代立憲主義思想を修得するための研鑽を積んでいる事が十分に窺える。井上の「法」思想の確立は、後に大日本帝国憲法、教育勅語並びに多くの諸法案作成の源泉となっていたことは論を俟たない。

よって、本節においては、井上の必由堂、韓村書屋を経て藩校時習館における一連の学習を通じて、特に『管子』に注目して編集した『經濟文選』の分析を中心にして、青年・井上毅の思想形成の一端を論じるものである。

（1）肥後熊本藩の藩政改革と「実学党」

①藩政改革

井上毅（幼名・飯田多久馬）は、1843（天保14）年12月18日、肥後熊本藩次席家老長岡監物（米田是容）の陪臣飯田権五右衛門の三男として誕生³⁴⁸する。彼の少青年期を取り巻く時代は、戊辰戦争へと繋がる幕藩体制の崩壊への時期であり、彼も時代の大きな波の中で、武士として何よりも藩士として如何に生きるべきかが問われていた。急激に変化する時代の諸状況において、先ず国内問題が大きく生起してくる。天保年間、全国的な旱魃などの天候不順から天明の飢饉と並ぶ天保の大飢饉が発生しており、さらに農村への商品経済の浸透の結果、多くの農民が生活に困窮する事態となっていた。そうした中、各地で年貢の減免や商品作物の自由売買を求めるなどの百姓一揆・打ちこわしが多発していた。天保8年の大塩平八郎の決起もそうした国内状況の下で発生している。

井上の誕生した天保14年には、幕府も上地令を發布して江戸、大阪の知行地の幕府返還を命ずるなど幕藩体制が大きく揺れ動いていた。熊本藩においても同様の事態にあり、文政年間から天保年間にかけては凶作のため米価の高騰にも拘らず年貢率の厳しい取り立てが実施されており、藩営質屋を各地に開設するなど藩財政の赤字解消に苦心³⁴⁹していた。その結果、農民・町民による暴動が多数発生し、天保12年12月には幕府領で約一万五千人、人吉領で約一万という大規模な打ちこわしや百姓一揆が発生³⁵⁰している。こうした百姓・町人の生活要求に対して、肥後熊本藩も財政再建を主として藩政改革に取り組まざるを得ない状況にあった。

それより先、肥後熊本藩の改革の先鞭を成したのは、第八代当主細川重賢の宝暦の改革であった。1752（宝暦二）年、綱紀肅正を意図して大奉行制を復活させ、御用人堀平太左衛門を任用し、彼を中心として行政機構改革、法制改革、文教政策、そして財政・産業改革等を積極的に推進していった。しかしながら、その改革は財政改革としての蠟・蠟の専売制を例にとってみても、農民の犠牲の上に「領主経済の貨幣獲得を意図するもので」³⁵¹あり、特権商人の利益を優先するものであった。但し、後ほど述べるように、法制改革や文教政策など一定の成果をもたらした改革もあったことは事実である。

他方、対外問題として通商をもとめる外国船の来航が頻発しており、1853（嘉永六）年6月のアメリカ東インド艦隊司令長官ペリーの浦賀来航は、翌年の神奈川条約（日米和親条約）によって長年の鎖国政策を崩壊させるに至った。その結果、不平等条約締結並びに開国に伴う新たな日本経済と国民にとっての諸問題が多数顕在化してくることとなる。

②実学党の改革と挫折

このような藩を取り巻く状況の中で、1835（天保六）年の藩校時習館訓導放火事件を契機として、翌年、家老であり文武芸倡方であった長岡監物を中心として、中老・

平野九郎右衛門、奉行・下津久也、時習館居寮長・横井小楠、居寮生・元田永孚たちによる講学集会が開始される³⁵²。彼らは藩政改革の一環として時習館改革に乗り出すのであるが、その意図は、特に今後の藩政を嘱望される居寮生に対して「藩政と直結した教育を施すことにより、肥後藩がかかえる政治課題に対処しうる人材育成」³⁵³を主眼としていた。その為に、居寮生の選抜方法を希望入寮制から能力による選抜制に変更したり、人数増を実現していくなどの改革を実現していく。

彼らのグループは後に「実学党」と呼称され、その主たる活動を「實學ノ權與トス・・(略)・・専ラカヲ用キ治國安民ノ道利用厚生ノ本ヲ敦クシテ決シテ智術功名ノ外ニ驅セス・・(略)・・直ニ三代ノ治同ヲ行フヘシ是乃堯舜ノ道孔子ノ學其正大公明眞ノ實學」³⁵⁴としていた。即ち、為政者としての立場から現実を注視する学問を目指して藩政改革に取り組んでいくもので、その目指す学問とは「智術功名」のための学問ではなくして、「治国安民」・「利用厚生」に役立つ「実践的経世的な学問」³⁵⁵の必要性と追求こそ「眞ノ實學」であるとする学問であった。したがって、藩校時習館教学の伝統である正統的朱子学を基本とする訓詁詞章的³⁵⁶な学風を批判し、学問とその実践の統合を図る実学でもある。しかし、藩内保守派の反対が根強く、彼らの活動は藩政改革を含めて挫折していかざるを得ない事態に追い込まれていく。

なかでも、実学党そのものが二派に分裂していったことが大きな要因でもあった。その最大の要因は、熊本藩藩士としての為政者としての政治の「立ち位置」の相違に有ったと考える。一つは、長岡監物の家老職という立ち位置である。彼は、肥後熊本藩五十四万石を支える次席家老（禄高一万五千石）として、如何に藩政を実施していくかという課題を抱え、統治の立場から藩の実状を見る視点は為政者としての中枢に位置していた。二つは、横井小楠（禄高百五十石）の惣庄屋を背景とする豪農層の経済活動を保障する農民層としての立ち位置である。こうした国政上の思想の相違点が、学問上の相違点として顕現してきた。それが『大学』の首章「大学之道、在明明徳、在新民、在止於至善」に関する三綱領解釈を巡る確執となって表面化する。

監物は、元田が『還暦之記』に「大夫ノ説ク所ハ常ニ實着ニ工夫ヲ下スヲ主トシテ大學ノ明々徳モ其目的ヲ天下ニ立テ、其己レニ切ナル處ハ致知誠意ノ實ヲ勤メシムルニ在リ」³⁵⁷と記載しているように、学問の目的を「明明徳」を第一として「天下ニ立テ」、自身の「致知誠意」をもって「常ニ實着ニ工夫」して実践していくことであると論じた。『大学』は三綱領八条目を掲げ、「修身・正心・誠意・致知・格物」は自らの明徳を明らかにし、「天下・治国・齊家」はその明徳によって民を新たにするものである。即ち、『大学』は、己を修めることによって人を修める「修己治人」の教えである。したがって、監物が「己レ」の「致知誠意」を強調しているのは、一身の道徳的修養を説いた「明明徳」こそが第一に大切であることを主張し、そのことの実現の後に「新民」という天下（藩）の政治論が確立されることを論じたのである。そこには、一身の道徳的修養による人格の完成を求め、為政者の責務として藩政への自覚を持たせることによって、「天

下」(藩)の政治支配を統治する意図が含まれていた。

他方、小楠は、自分の塾門下生である徳富一敬ら豪農層を背景とする民への共感を示し、農民の視点をも保持しながら藩政改革を試みる。それは何よりも疲弊した藩の早急な現実的改革である。奢侈を戒め、真に藩財政増進を図る儉約を推進し、併せて藩の櫛等の専売制と特権商人の独占権などの廃止を提起していく。そこには、民である農民層の自由な経済活動を保証することでその生活を豊かにするという、彼の経世済民を主眼とする実学的思考が存在した。

即ち、彼の著『時務策』にいうところの、「節儉の本と云は聊も官府に利する心を捨て一國の奢美を抑え士民共に立ち行く道を付くるを云事なり」³⁵⁸とする「士民共に立ち行く道」の推進である。さらに貸殖に関しても、「御國中士民の利益に成る道に一決し、・・(略)・・官府のみ富たりとも無益の事にて積りは禍乱を醸し成すに至る事なれば、得斗此の道理を考へ凡ての法度政令富國の道に改正す可き事に存ずるなり」³⁵⁹とも主張する。したがって、先ず行うべきは、民心を新たにする「新民」という、「法度政令」を改革するなどの藩政改革を実施して「富國の道」づくりを実施することこそがこそが、学問の第一と為すべき課題であると判断したのである。よって、彼は政治改革によって藩政を正常化した後にこそ、自然に人としての在るべき様が可能になると考えていた。

以上のように、実学党の分派と政治政策並びに思想の相違は、監物の陪臣である井上の思想に大きな影響を与えて行くことは不可避ともいえた。さらには国内外の喫緊の課題を前にして、彼自身の学ぶべき課題は、熊本藩士としての課題から、日本国民の一人として如何に欧米からの危機を解決していくかの緊急的課題が眼前に置かれていた。その一方、開国による欧米からの近代科学知識の流入は、日本国の進むべき道を示唆するための近代思想の揺籃期となり、井上も啓蒙思想や近代立憲主義という新たな思想の智力をも獲得する機会と環境の下に置かれていた。こうした時代背景のもとに、富国強兵の国家構想を基軸とする、青年井上の儒学的「仁」思想と近代立憲主義を基盤とする「法」思想が漸次に形成確立されていったと考える。

(2) 藩校時習館教育と法思想

①私塾「必由堂」、「躰村書屋」での学びと時代

井上は、このような時代背景の中で、ペリー来航の前年である1852(嘉永五)年1月、長岡監物の家塾・必由堂に入門を許されて4年間にわたり朱子学を主として学ぶことになる。必由堂教学理念の基本は、堂内の扁額に記載された「君子務レ本立而道生孝悌也者其レ仁之本歟」³⁶⁰に表現されるように、「君子」としての為政者の本分(「道」)を、「孝悌」を基本とする「仁」思想に置いていた。明明徳³⁶¹を主張する監物の実学的

教学は、一身の修養を重視し、道徳的理想としての「仁」思想の修得を第一とすることが武士の本務且つ道であった。それは、道徳的修養を経て「君子」たるべき人物の育成を主眼とするものである。また、その学は、「専従事於實學、・・(略)・・君素信程朱之學、・・(略)・・大塚平野二子之學」³⁶²とあり、朝鮮李退溪の流れを汲む朱子学者大塚退野とその門弟平野深淵の学問を継承する「実学一派」³⁶³とされていた。さらに、水戸藩との交流を通じて、子弟教育の方針に「皇室を擁護し勤王の人を作るにあり」³⁶⁴との思想をも有していた。それ故に、監物はその「晩年益致心於王室、嘆幕府之失政」³⁶⁵との感慨を述べるに至っている。井上は、必由堂にて、監物の政治姿勢とその思想である為政者として藩政を担う藩士の本分を学び思考したことは間違いないと考える。したがって、そこには「仁ノ効用」³⁶⁶としての民への配慮はあろうとも、為政者の立ち位置から民を支配統治することが優先したことも当然であったこと考える。

次いで、1856（安政三）年7月、監物の推挙で時習館訓導木下鞆村（号・犀潭）の漢学塾・鞆村書屋へ入門する。鞆村は、昌平坂学問所佐藤一斎の門下生時代の学友である安井息軒が、その撰碑に「学主程朱、然不肯墨守」³⁶⁷と記したように、藩校時習館の儒学講義である訓詁詩章的な学問体系に拘泥せず、直接孔孟の經典に立ち返り古学的に学ぶことを提唱する儒学者であった。したがって、その学派は「独自の实学派」³⁶⁸に属したとされ、それ故に、監物は井上をその塾生に推挙することで、先進的且つ自由な教学体系の中でさらに井上の学問を鍛え上げようとしていたことが窺える。また、伝統的な熊本藩独自の法制度実施から、彼も時習館教授たちがそうであったように、中国の「律」に対する知識を有する法家思想を有していた。この事は、同じく息軒による「木下子勤墓名碑銘」にも「常存心於濟人利物、治民之方、斷獄之理、井然具於胸」³⁶⁹と銘記され、鞆村が常に民を救済し物を利することにより、政策や刑罰の法理を具備していたことに言及している。さらに、ペリー来航後の欧米文化の流入に対して、鞆村は「世界の大勢を通觀し、兵学を研究するには、是非洋学に依らねばならぬと奨励した」³⁷⁰ように、経世済民を実現するための洋学を奨励している。その為に、彼は多くの洋学書を購入³⁷¹して門人に提供していく先見性をも有していた。よって、この鞆村書屋時代に、欧米の啓蒙思想等を含む「洋学」を学んだ事が、井上毅を立憲主義者として育てていく出発点となったことは十分に考えられる。

このような鞆村の朱子学、法そして洋学への学問追求の姿勢は、井上を法や世界に眼を向けさせる大きな契機となったのではないだろうか。彼は青年期における自筆の学習帳を数冊著しているが、鞆村書屋時代の文献としては、『燈下録』と『骨董簿』の二冊が存在する。1862（文久壬戌）年正月記載の『骨董簿 六』³⁷²の中で、井上が「木先生（木下鞆村・註筆者）云君子於物將有大觀」と記述していることから、君子として「大觀」を有すべきことを鞆村より教授されたことは明らかである。

②藩校時習館の教学と法思想

井上毅は、1862（文久二）年10月、木下鞆村（犀潭）の私塾・鞆村書屋を修了後、藩校時習館居寮生として菁莪齋に入寮する。その入寮については、熊本藩「学制」に「知行取ノ子弟中小姓ノ嫡子凡士席以上ハ大小身ノ無差別時習館及両樹へ可罷出候軽輩陪臣タリトモ拔群ノ者ノ内膳承届罷候」³⁷³と明記されているように、陪臣身分で入寮生に抜擢されるためには、儒学生として「拔群」の成績が必要とされていたことから、彼の学識が他に抜きん出て高かったことが実証される。時習館教学の中でも特に菁莪齋の学業は厳しく、日夜研鑽に励むことが「学規」に規定³⁷⁴されている。

藩校時習館は、1756（宝暦5）年、第八代藩主細川重賢により藩政改革の一環として藩有用の人材育成機関を目的として創建された。初代教授には大塚退野の朱子学³⁷⁵を伝統として継承並びに徂徠学を折衷する秋山玉山³⁷⁶を就任させ、そして二代教授に徹底した朱子学者である藪孤山³⁷⁷が就任することで、朱子学を正学として他の学問を排斥する学風を完成していく。これ以後、時習館教学の基本は「朱子学が藩政の学問的精神的支柱」³⁷⁸となったといわれている。

ただし特筆すべきことは、玉山、孤山などの教授陣が、徂徠の古学と併せてその『明律国字解』による中国の法知識を修得していたことである。特に孤山の後に教授職に就任した高本紫溟、辛島塩井、近藤淡泉など、中国法「明律」、「清律」に精通した朱子学者が多数在籍している³⁷⁹。このことは熊本藩の独自性に基づくもので、藩主重賢の藩政改革の主たるものとして法制度の改革が推進され、1755（宝暦五）年、他藩に先がけて熊本藩『御刑法草書』が堀平左衛門を中心として制定されている。これは、中国古典や明律例から多くを学び、総則的規定を配置した「純然たる刑法典の形式」³⁸⁰並びに徒刑を更生教育期間と捉え、後に「近代的自由刑」³⁸¹とも称される近代的な刑法典であった。したがって、当時としては他藩に抜きん出た高度な法思想と制度を有する熊本藩であった。それがために、明治維新後の我国最初の刑法である『仮刑律』の編纂に際しては、この『刑法草書』が範となると共に、法に精通した熊本藩出身者がその編纂のために多数参画・貢献³⁸²している。そうした事実からも、熊本藩の法思想と法知識の実践力の高度さが証明される。

このように、他藩に類を見ない高度な法思想と法制度を有する熊本藩、並びにその藩校である時習館教授たちの中国法にたいする見識の高さは、居寮生井上毅の法への関心を自然と高めるものであったと考えられる。したがって、彼は藩の幹部養成機関である最高学府に学ぶ居寮生として、必然的に法思想そして藩法である「刑法草書」の条項のみならず、法制度としての実務研修を学んだことは確かである。但し、時習館「学規」等に、法そのものを正式な学科として教授する規定は見当たらない。教則にも、四書五経等朱子学の講義、討論が主とあるものの、「種々ノ方法ヲ設ク」³⁸³ことも可能という字句から、特に居寮生の場合の学問追求の自由裁量は幅広く認められていることから、井上が独自に法制度と法思想を研鑽していたとしても不思議ではない。法学に比較的近

い学としては、東西両樹での軍学兵学の設置があるが、それは法そのものではない。

「時習館学規」の「教授正業」中に、「六経みな史なり。史学疏なれば経学密なること能はず。これを経済に施すことを得がたし。」³⁸⁴との記述がみられることから、朱子学講義そのものも経世済民を主として論じる事を当然視していたことが判明する。数ある儒学經典の内、時習館教授たちの法知識の深さから、彼らが法家思想の文献に関する講義を実施する事は寧ろ当然ともいえた。さらに、菁莪齋学規の一つに、「居寮生学業の儀は、・・・人々の才器長短従所好に相励候事」と規定されているように、自らの欲する関心事の学問追求は自由に研鑽可能であるとされており、井上が韓村書屋時代より学問的関心をもっていた法家思想書籍を読破していったことは想定できる。

このような学習環境の過程の中で、結果的に、井上は法家思想とされる管仲の『管子』を研究して『経済文選』を編集していくことになる。

2、井上毅の経済思想にみる「国家富強論」

(1) 『経済文選』への道

本節の中心的検討課題である『経済文選』の原資料としての『管子』を、井上が何処で何時何を讀破し編纂するに至ったのかという成立過程を検討しておきたい。井上が時習館居寮生となった年の1861（文久二）年12月27日、自筆学習簿『燈下録三下』が筆記完了した前後、彼は『群書謾鈔』³⁸⁵という「韓村書屋時代に閲覧した漢籍の抄録十三冊を編成」³⁸⁶（記録）しているが、その第六冊目に、『管子』に関して『群書漫抄管子拔萃 管子、列子』との記述が存在する。作成年月日は記載されていないが、全四十二帖にわたり『管子』の内容を簡潔に整理している。その抽出された各篇を比較すると、『経済文選』の各篇抽出選択とは相違点が見受けられるものの、最終的には『管子』において井上が記録として残しておきたかった篇と重点というものが、『経済文選』の各篇であったことが十分に窺える。

また、彼が韓村書屋時代に筆記した『骨董簿三』の中にも、既に管仲の名が見られる。表紙に、「文久紀元辛酉秋初」と編集年月日が記載されているが、この年は彼が韓村書屋五年目の年に該当する。その最後の帖に、管仲と晏子（晏嬰一註・引用者）二人の奢侈と儉約に関する問いに対する孔子の意見が掲載されている。それは「子貢問曰、管仲失於奢、晏子失於儉、典其俱失笑、二者孰賢、孔子曰、管仲鏤簋而朱紘、旅樹而反坫、山節藻梲、賢大夫也、而難為上、晏平仲祀其先祖、而豚犬不捨豆、一狐裘三十年、賢大夫也、而難為下、君子上不僭下、下不偪上」³⁸⁷とする孔子論である。これは、『論語』卷第二の八佾第三、管仲の器に関する事柄³⁸⁸を論じたものであろう。それについて井上の評論は記述されていないのだが、次のようにみることも可能なのではないだろうか。即ち、前段に管仲の奢侈行動についての孔子批判を記述しておいた後、結果として、後

段部分の「賢大夫也、而難為下、君子上不僭下、下不偪上」という民衆統治での管仲賛辞を内容とする部分を、井上自身の評価として同一視することは出来ないであろうかということである。そこに、『管子』の著者である管仲の思想に共鳴した彼なりの思いが、この記述の挿入になったと考えられるからである。いずれにしても、『管子』についての井上の関心と知識が韓村書屋時代に既に開始されていたことは間違いない。

結局、この著作は、彼の韓村書屋時代の後期から時習館時代前期に編集されたのではないかと推論できる。その理由については、井上の韓村書屋時代最終年の文久二年正月に編集された『骨董簿六』に、「安井息軒云孔傳孝経・・・」の記述があるからである。井上が、塾長木下韓村の学友である息軒に関する人物とその思想を充分拝聴していたであろうことは間違いのないことであり、その代表的著作である安井による『管子』の解説書『管子纂註』についても、法思想への関心を持っていた井上にとっては当時の必読書であったはずである。しかし、最も作成年月の特定に信憑性を有するのは、『経済文選』一帖に、飯田毅の自筆署名が記載されていることにある。彼は1865（慶応元年）2月21日に井上家の養子となっていることから、飯田姓で記名していると云う事実から推察しても、この著作を養子縁組以前に編集作成したと考えるのが妥当であろう。また、韓村書屋時代の自筆記録簿には、既述のように管仲、息軒の簡潔な記述が見られるだけで、『経済文選』に関する記述は皆無である。よって、その作成時期は、時習館居寮生（菁莪齋）として入寮後から養子縁組以前の時習館（菁莪齋）時代前半の、彼が井上家の養子となる以前の二十三歳前後と考えられる。

（2）『経済文選』の経済政策と富国強兵論

①『経済文選』の編纂

井上が時習館居寮生として入寮した1862（文久二）年10月は、1858（安政五）年6月の日米通商条約および貿易章程の調印を最初として、蘭・露・英・仏との「安政五カ国条約」が調印されてから4年が経過していた。この間におけるアジア諸国の植民地化の進展は日本にとって対外的な国家の独立が喫緊の課題となっており、さらに貿易の不平等における結果は国内物価の高騰や民衆の不満を招来するなど政治的・経済的危機に瀕していた。こうした危機に対処してそれらを早急に解決することは、熊本藩の中においても同様に無視できない政治的課題になっていたことはいままでもない。

彼が、時習館居寮生時代に自己の研究課題として『管子』に取り組み、一つの研究成果として『経済文選』を編纂した意図は如何なるものであったのか。これは、彼の青年期における大きな課題への挑戦であったはずである。当時の国内外の危機的状況の中で、藩一国のみならず、今や日本という新たなる国家観をもって構想する必要性に迫られて

いたというのが事実である。そうした危機意識を保持しながら、現実の危機を克服して独立国家として存立していく為に為すべきことは何かと問うた。日本は、今後如何に進むべきなのかという展望を示さなければならない必要性が存在していた。そして、韓村書屋時代より関心のあった『管子』の中に一つの示唆を見出したとすれば、その内容から今後の藩政ないし我国の在りようを展望するために、自己の一つの思想として編纂したのではないかということは十分に考えられる。その基本思想は、為政者としての国家論であり、基本命題は「富国強兵」である。目的としての「富国強兵」の実現は、国内外の危機の最大の克服策と解決策であることを知悉していたが故に、彼はその手段としての政治論、経済論を展開していったのではないだろうか。

よって『経済文選』編纂の意図は、井上が国内外の時代の流れを読み取りながら、如何にその課題を解決するかという時代背景が存していた。その課題に対して、彼は経世済民としての「経済」活動の分析を通じて、熊本藩政を如何に統括し領民生活を安定させるかの方策を第一義的に意図していたと考える。

彼が韓村書屋時代から数冊の学習記録簿³⁸⁹を筆記していたことは既に論じたが、その内『骨董簿』は1860（安政七）年から1863（文久三）年の間、所謂、韓村書屋時代から時習館時代の記録を九冊に編纂したものである。その『骨董簿 三』には、表紙に「文久紀元（一八六一年）辛酉初秋」と記されており、韓村書屋時代最後の年の記録であることがわかる。そこに、公孫中の問いに返答する孔子の言として管仲を「賢大夫」とであると解釈して論じた内容が二帖に渡って記載されていることから、井上が管仲の政治経済論に興味を示していることを知ることが出来る。時習館規条には菁莪齋の項に「居寮生ハ四書六経ノ内専門ニ致シ其他経歴諸子諸文等才器ニ従ヒ好ム所ニ任ス」³⁹⁰と規定されており、自らの欲する関心事の研究は自由に研鑽が可能であった。それ故に、韓村書屋時代から韓村の法思想の薫陶を得ていた彼にとって、法思想と法制度を教学の一つとする時習館における学習環境が、法家思想とされる管仲の『管子』³⁹¹研究を通じて、富国強兵による藩政強化構想を実現するための『経済文選』編纂を推進させたと考えられることができる。

『管子』は、中国戦国時代に斉の桓公（小白）を補佐して彼を覇者にした管仲（前七三五から六四五年）の著作³⁹²とされている。但し諸説あり、現在では管仲を「尊敬する心情」³⁹³や宰相としての「偉業を敬慕する後学の者たちによって成立」³⁹⁴したところの、長期の時代を経て編纂されたとみるのが一般的である。さらに、『管子』そのものが、中国古典の中で如何なる思想に分類されているかについても、それを道家思想に位置するか法家思想に位置するかについても意見の相違が種々あるが、本論ではその事は問わない。何故なら、本論は、井上が『経済文選』を編集しその抽出・選択を通じて、『管子』から如何なる思想を導き出し、そして展開させていったかを問うことにある故である。井上が、この時期に主君を補佐した名参謀としての管仲の法家思想を選択した理由は、彼自身が居寮生である将来的な為政者としての立場から、藩主を補佐するに際して

如何に経済制度並びに法制度を改革することによって藩政を安定させねばならないかという義務と責任が存在していた。したがって、その選択にこそ、彼が『管子』の如何なる内容を重視し、そこに如何なる思想を修得しようとしたかの意図が存在する。

②『経済文選』にみる経済政策と富国強兵論

『管子』の内容構成は、八類八十六篇に分類される。これは、韓の劉向によって管仲の書五百六十四篇の内、重複する篇を外した八十六篇を編集³⁹⁵したものといわれている。井上は、そこから八類十七篇のみを特に抽出・選択して『経済文選』を編纂している。したがって、特にその抽出事項は、彼が国家の経営に関して重要な示唆が含まれていると判断した項目が抽出されたことになる。それ故に、その類と篇の内容を分析することによって、彼の目標とした国家経営の戦略が解明できると考える。

『管子』の各類中、井上が抽出選択した各篇を調査したとき、下記【資料】にみるように、法を第一とする政治思想を論じた「区言」の五篇中四篇の抽出が群を抜いている。この事実から、彼の法に対する傾倒の一端が窺われる。但し、頁(帖)数で見るときは、法と道德の議論のあり方を論じた「外言」の二十四帖、『管子』の基本内容であり道德と政治の基本を説明した「経言」の十二帖、「区言」の十帖の順となる。いずれにしても、井上が『管子』を学び、その法と道德そして政治経済の思想を主体として『経済文選』を編纂していったことが実証できる。

(イ)「経言」にみる君主政治と富国強兵思想

「経言」は、管仲の政治経済思想の基本理念を表明したものであるとされている。最初の「牧民」第一篇・「国領」において、民を牧める政治体制としての統治原理が論じられていることで、そこに『管子』の基本的思想が提示されている。それは、「凡そ地を有ち民を牧ふ者は、務め四時に在り、守り倉廩に在り。國に財多ければ、則ち遠き者来たり、地、辟擧すれば、則ち民留處す。倉廩實つれば、則ち禮節を知り、衣食足れば、則ち榮辱を知る。・・・(略)・・・四維張らざれば、國すなわち滅亡す」(原漢文)³⁹⁶と論じた文章こそ、管仲の政治経済思想の基本となるものである。即ち、農本主義による「倉廩」満つる経済的富の蓄積によってこそ民の生活が安定し、さらに社会的道德心の広がりによって国家の安定が維持されることが論じられている。したがって、道德心の四つの大綱(礼・義・廉・恥)の徳目を維持しなければ国家は滅亡することが最後に明記されている。

【資料】 『経済文選』の内容

* 『管子』全八十六篇は省略

類	類の主たる内容	『管子』総篇数	井上が『経済文選』に抽出した各篇	篇の内容	評者名
一、経言	『管子』の基本内容であり、道徳と政治の基本を説明	九篇	(1) 牧民篇第一 (2) 立政篇第四 (3) 七法篇第六 *「徳」と「富国強兵」を説く	・国頌・四維 ・四順・士経 ・六親五法 ・三本・四個 ・九敗 ・四傷百匿	梅士享 朱長春 張○ 郭正域 周元會 刘弼思 黄震 ○慎
二、外言	法と道徳の議論の在り方	八編	(4) 五輔第十 (5) 八觀第十三 (6) 重令第十五	・六点・七體 ・八経・五務 ・三度 ・法治主義 ・経済思想 ・君臣の役割	張○ 梅士享 朱長春 蔣軾 楊慎 沈鼎
三、内言	管仲の心情	九編	(7) 小匡第二十		朱養純
四、短語	軍事・政治論	十八篇	(8) 参患第二十八 (9) 君臣第三十 君臣第三十一		朱長春 楊慎
五、区言	「法」を主体とする政治思想	五篇	(10) 任法第四十五 (11) 明法第四十六 (12) 正世第四十七 (13) 治国第四十八		朱長春 姚樞 張○
六、雑篇	時令と政治論 (賞罰論を含む)	十三篇	(14) 七臣七主 第五十二 (15) 禁蔵第五十三 (16) 九守第五十五		朱長春
七、管子解	経言・区言の解説	五篇	選択無し		
八、軽重	経済関係	十九篇	(17) 揆度第七十八		

井上は、この農業経済の充実こそが国富の大原則であり、併せて人民の道徳心を高揚

させる国家論であることを第一に是認する。即ち、封建制イデオロギーとしての農本主義に基づく国家論は、経世有用の実学を学んできた帰結としての彼の一つの理念でもあり、現実的に高度な経済的基盤と人民の高い道徳的精神が並立していなければ国家の安泰と人民の支配は困難であることが構想されている。この思想は、彼が後に「教育勅語」を起案するに際して、「国家富強」の為には人民の徳育涵養の必要性を承認する起因となったことも想定できる重要な指摘である。

井上の農本主義の理念は、彼が居寮生二年終了時の1862（元治元）年の秋³⁹⁷、沼山津にて横井小楠との論議を通じて既に明確なものであった。小楠は「大凡民ハ農ヲ以テ本トスト云ヘドモ只農業一端ノミニテ民用百物ヲ仕立ルモノナキ時ハ生活ノ道不足致候・・(略)・・皆交易ヲ以テ我用ヲナシエタリサレバ民用ハ交易ナラサレバ立タズト知ルベシ」³⁹⁸と論じ、農本主義のみでは不十分であるが故に交易をもって補うべきである富強論を展開した。それに対して、井上は「物産交易ノ法制日本一国ニテ国々互ニ融通致候而既ニ事足り不申候哉然ハ必シモ夷人ト交通不致候共宜カルベシト被存候ハ如何ニ而候哉」³⁹⁹と、国内の交易で充分であり外国との交易を批判して小楠に問う。さらに、欧米列強のアジアにおける植民地化を批判して、「今日本現在夷人応接ノコトヨリ内乱引起シ候処ヲ以テ是非モナキ次第故謝絶ニ及候ハ、何故日本ヲ敵ト致シ候而日本滅亡ノ禍ニ陥ルベキ哉」⁴⁰⁰と、鎖国の実施に対して列強が日本を「敵」とする行動を強く非難している。

彼はこの直後に『交易論』を著し、この鎖国論を撤回して「交易ノ理易ニモ見エタル如ク、民生日用ノ常道ナルコト、固ヨリニテ、今始ラザル道理ナルベシ、但シ我国ハ農ヲ以テ本トシテ、交易ヲバ生道ノ一端トシ、西洋ハ商買ヲ以テ国ヲ立テ、交易ヲバ生道ノ根本トス、是全体ノ国体同カラザルナリ」⁴⁰¹と、交易を承認しつつも、国体（国柄）の相違だとして日本の経済体制は基本的に農本主義に基づくことを変えない。そして、「今日ハ愈以テ農桑ノ本務ヲ勸課スベキコトニテ、富国ノ道、専ラ是ニアリ」⁴⁰²と論じ、農本主義に基づく富国論を変わらず展開する。これは、『管子』に論じられている富国論と同一の論理であることから、既に彼がその富国強兵論を受容していることが明確となる。よって、彼がその理論を機軸として『経済文選』を編纂していることも確かであると考える。

「経言」において井上が求めたものは、第一に農本主義を基盤とする国富経済論、第二に「立政」篇の国富のための政治体制と経済政策としての政治論、第三に「七法」篇の強固な法制度と強兵の政治論の三原則が定立することであり、それを国家富強と国家安泰への必要条件としていることは確かである。井上の農本主義による「国家富強」の論理は、明治20年代の資本主義経済の発展期においても基本的には変更がなかった。

(ロ)「外言」にみる法と道徳のあり方

先ず「五輔」篇において、政治の補佐としての五段階（徳・義・礼・法・権）の政策が論じられ、次いで国富並びに民を富ますための霸王の務めを「明王の務めは、本事を強めて無用を去る。然る後民は富ますべし・・・忠愛を以て、民は親しむべし」（原漢文）を抽出している。さらに「事に本りて、而して仁義は其の要也」（原漢文）と、君の務めを仁義をもって対処すべきであることが結論付けられている。基本的に、井上の儒教的「仁政安民」思想は、仁思想をその根幹に内在させながら経世済民と利用厚生の実現である「仁ノ効用」⁴⁰³の実現を目指すものと考えられる。したがって、為政者は統治原理として民に徳・義・礼等の儒教的道徳の涵養に務め、さらに法制度を実施して法的責務を遂行させねばならないとするものである。即ち、道徳と法制度の併用による国家安泰のための統治支配の論理である。そこに、彼の儒教的道徳観と法思想・法制度を統合する構想が見えるのである。

次いで「八観」篇では、理想とする国の在るべき状態を八項目に分けて論じている。ここでも、農業生産力を基盤とする経済政策が最優先され、経済力の拡大こそが国力の強化、所謂国富の第一原則であるとしている。「重令」篇では、「朝に経臣有り、国に経俗有り、民に経産有り」を抽出している。さらに、「経臣」篇は法制度と官僚政治、「経俗」では政治道徳、中でも「経産」を基本に民は農耕・畜産に励み生産を増殖させて富を蓄積することにあることを重視する。井上は、これら三つの要素を欠かさないことが、覇者としての富国強兵の国づくりの原則であることを論じているのである。

（ハ）「区言」にみる法思想による政治道徳

井上は、まず「任法」篇において、最高の治世というものは、作為としての公平な法制度の確立を前提としつつ、さらに儒教的発想である「夫れ法を生ずるは君也、法を守るは臣也、法に法るは民也」（原漢文）との「自然の大道」として道徳観を許容する箇所を選択している。これは、儒教的身分の位置づけを肯定する武士支配の封建制度を肯定し、厳格な法の支配に「任」すべき法制度の確立を目標とする思想である。次いで「明法」篇は、それを確実な政治体制とするためには「法を以て国を治むれば、則ち举措するのみ、是故に法度の制有るは、巧に詐偽を以て、権衡の称有るは、欺に軽重を以てすべからず。」（原漢文）と論じる。即ち、法によって国を治めるならば、法は確実に善悪を規制し法規を誤魔化すことが不可能なため、法制度の確立が国を治めることに繋がるとしている。

この論理は、近代立憲主義思想としての「君主は法を尊重」する原則の下に、絶対君主としての「王の支配」（人の支配）から制限君主としての「法の支配」という政治体制に通じる革新的思想である。この思想は、彼が1881（明治十四）年に著した『経世論』において、「我國現今ノ事情ハ専制政治ノ区域ヲ脱シテ逐次ニ一般社会変遷ノ順序ニ従ヒ鋭意ニ法律政治ノ範囲ニ進行セントスル」⁴⁰⁴と分析し、この「事情」を以って

「我國ノ新ニ舉行セントスル立憲政体ニ於テ実ニ根源主義ニ關係スル者ノ如シ」⁴⁰⁵と結論付けていることに実証される。即ち、「法の支配」は立憲主義を基本とする「立憲政体」の「根源」の「主義」(思想)であることが、明確に自身の政治哲学として承認されているのである。この基本思想に依拠して、後に、彼が明治憲法試草(乙)案にて第一章主権・第二条に規定した、「天皇ハ國權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ勅定スル所ニ循由シテ之ヲ施行セシム」⁴⁰⁶と規定した根源がここに存するといつてよい。井上は、君と臣の権威の分別を前提にして、法による国家支配のためには、私心なき有能なる臣下を採用することで、法を厳格に遵守する法治主義国家を理想としているのである。

この論理は、「正世」篇においても「法立つべくして、而して治行わるべし」(原漢文)を選択して、法の確立により平穩な国家統治が実行されるとしている。それを受けて最後の「治国」篇では、「凡そ国を治むるの道は、必ず先ず民を富ます、民富めば則ち治め易き也、民貧しければ則ち治め難き也、それ富国多粟なるは、農より生ず」(原漢文)と論じられており、治国の基本は民の貧困を救済して富ますことにあり、それは農業生産により生起するとする。さらに、「粟多ければ、則ち国は富む。国富むは兵彊し、兵彊しは戦いに勝つ、戦に勝は地廣し」(原漢文)と結論付けられている。この抽出は、井上の脳裏に、農本主義に基づく穀物生産の増殖が財政的富を蓄積し、さらにその富をもって軍事力を増強することが他国との勝利に連動し、結果としての領土拡大を確実なものとする富国強兵論が構想されている。よって、彼は、経済的な生産活動を基本とすることこそが富国強兵の大原則であることを明確にしている。ここに、井上の経済思想の核心が存在する。

このように、青年学徒井上毅にとって、嘗て実学党の分派行動の起因となった経済的富国論の相違点を克服することが、将来的に藩政の指導者となるべく居寮生としての一つの課題でもあった。それは、主君監物と小楠両者の思想である道徳的並びに政治的思想を相対化し、その整合性を図っていかざるを得ない学問上の課題でもあった。即ち、両者の思想を止揚乃至は統合することでその相違と矛盾を自己に内面化し、封建秩序体制の富国強兵を磐石なものとする具体的な政策を構想しなければならない立場にあった。この藩政を支える封建秩序イデオロギーとしての政策構想創出の道筋を準備するために、生産基盤としての経済論を重視して富国強兵政策を導き出したのである。即ち、実学的視点から自らの思想形成の基本として編纂したのが『経済文選』であったとも考えられる。

(3) 『経済文選』から『経済論』へ

井上の思想の根底には、青年期に確立した法思想と共に実学的儒学思想が存在することは既に論じた。それ故に、彼を明治憲法起草者としての立憲主義者あるいは皇室典範・教育勅語の起草者としての「国体論者」⁴⁰⁷や儒学的道徳觀の保持者であるとの評価

が先行し、彼の経済思想が見落とされがちとなっている。

青年期の編纂書『経済文選』の考察に見られたように、彼は既に早い時期において経世済民としての経済に注目しており、国家経営の基本とすべきは経済力を基盤とする富国強兵であるとする思想を確立している。但し、維新後の内外の危機に対処する時代の変遷によって、その農本主義のみに基づく法と道徳による国家富強の政治支配思想は大きく転換せざるを得なくなる。彼は1886（明治19）年に『経済論』を著すことによって、農本主義から工業中心の経済へとその経済思想を大きく変遷させている。

井上の『経済論』は、日本の歩むべき道について、「我国ハ衰運ノ末世ヲ嘆スルヨリ寧ロ新興ノ少期ニ際シ無二ノ資本ト自然ノ良能トヲ専有」⁴⁰⁸することによって、即ち人民の智識・気力という「無二ノ資本」と「自然ノ良能」を活用することで工業生産力を増大させねばならないことを強く提起し、後発国である日本が進むべき道は「小期ニ居テ労働發育ヲカメ」⁴⁰⁹ることによって経済的な資本（富）を増進させることであると論じたのである。特に欧米諸国に対峙してそれに伍することが喫緊の課題であっただけに、課題実現の為には生産力を増大させることが急がれていた。したがって、後に彼が文部大臣として実業教育に並々ならない力を注入した理由は、「無形ノ資本」としての「生産的の良民」⁴¹⁰を育成することが大であった。

その為、後年の1894（明治27）年3月30日、『高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神』の中で、「次ニ実業教育デアル、今言フ所ノ此ノ歴史地理上ノ変遷ノ局面ニ応シテ、万国ノ国際上ノ競争場裡ニ立ツテ、是ト共ニ争ハント云フニハ、先ツ国ノ経済ヲ立直サネバナラヌ、而シテ今、吾人ノ最モ欠点ヲ感スル所ノモノハ実業デアル、従テ実業教育デアル、此ノ実業教育ヲ進メルコトハ、今日教育上ノ熱心ヲ実地ニ施ス所ノ第一ノ方法手段デアル」⁴¹¹として、経済再建と実業教育の必要性を明確に論じている。所謂、井上が国際競争に勝利するための最善の方法手段としたのは、日本の弱点であった「実業」という産業競争力を強めて「経済ヲ立直」すことにある。ここに、世界の中における日本の現実を分析し決断した井上の強固な経済思想が存在する。そして、その実現の為には、労働力としての人民の勤勉・正直等の道徳精神の確立が不可欠であることも十分に知悉していた。

井上は、内外の政治的危機と国会開設、憲法発布を目前にしたこの時期、明治天皇制国家の基盤強化を策定する法制官僚の責務として、国家目標である「国家富強」の早期実現を目指していた。その実現の有力手段が経済力の増強であり、したがって工業生産力増強の主体となるべき人民の有効な労働力の育成が急がれたのである。彼の『経済文選』にて論じられた重農主義に基づく「富国強兵」論は、工業を主体とする資本主義経済を機軸とする「国家富強」という『経済論』へと思想変遷していく。それは、時代の流れとして自然な論理の展開でもあった。

第二節 儒学思想から近代立憲主義への道

1、儒学からフランス学へ

井上毅は、時習館居寮生を退寮して第二次長州戦争に参加した後の1868（慶應3）年、藩命によりフランス学修業のために長崎・江戸への遊学機会が訪れる。このフランス学の習得を基因として、彼の意識は次第に欧米の近代啓蒙思想を受容していくこととなる。

井上が、儒学からフランス学（西洋学）を学ぶ必要性を認識したターニング・ポイントについて、木野主計は元治元年10月の横井小楠との沼山津での対談後、『交易論』を書くに至って世は漢学の時代を去り、洋学の時代に入ったと彼が認識した時にある⁴¹²と解説している。しかしながら、横井との対談後に儒学から仏学への変遷があったとは考えない。確かに、その対談が一つの変遷の契機であったことに相違はないが、彼は既に韓村書屋時代に欧米の書籍を多数読破しており、その時点において近代の学問を修得していたからである。彼が学んだ韓村書屋とは、時習館訓導の塾長木下韓村（犀譚）の漢学塾である。韓村の業績については第二章・第一節「青年・井上毅の思想形成」において既述したように、彼は「西洋の学問文化が入来るに及んで、門人中にも横文字を読むものが出てきた。則ち韓村は此等の者共に対し、世界の大勢を通観し、兵学を研究するには、是非洋学に依らねばならぬと奨励した」⁴¹³と記されており、韓村が経世済民を実現するための洋学を奨励しそれらの文献を購入していたことは明らかである。それ故に、多くの洋学書を購入して門人たちに提供し、それらを井上が閲覧読破していたことも又事実であると考えられる。

さらに、木野は井上がフランス学の中で特に重要だと思う文献に関して、「政治・法律・経済・社会に関する本で、それはディドロ、ダランベール、エルヴェシウス、ドルバック、レナル等の思想啓蒙家であり、モンテスキューの『法の精神』とルソーの『学問芸術論』『人間不平等起原論』『社会契約論』等の社会思想の本であった。」⁴¹⁴と論じている。それに関して、井上がこの時期すでにフランス啓蒙そして社会思想としての自然法理論の多くを学びとっていたことに注目したい。しかし、彼が学んだフランス学著作については、彼の自筆記録書である『随筆』⁴¹⁵の中に、これらの著者・書名・刊行年の目録がフランス語で記載されていることは確認したが、それに対する見解についての文書の存在は管見にして現在も確認していない。その記録が存在するならば、フランス啓蒙思想に対する井上の考え方を知る貴重な資料となることは間違いない。

ただし、このような韓村書屋の教学環境の中で、彼は各国の文献を読破したことについて当時の学習記録簿『骨董簿』⁴¹⁶の中で以下のように記している。韓村書屋時代の第一冊には、ヨーロッパ諸国の歴史を紀元前からの「各国分立図」が記述され、「羅馬」

帝国が後に「仏蘭西」「伊太利亜」「李漏生」等に分離していくことを自筆で図式化している。このことから、彼が既にヨーロッパの歴史を十分に知悉していたことが判明する。第五冊では、「西人所謂窮理者有」として「化学」「ケイミ察地之学」「グオロギイ鳥獸草木之学」「ソノロギイボクタニ測天之学」そして「アストロノミイ電氣之学」についてその概略を既述し、ヨーロッパの高度な科学技術水準を認めている。さらに、時習館時代の第九冊では、「西洋紀元一壺千八百六十年方是我萬延元年英仏并兵侵清総四万五千・・・」と、英国と仏国が兵四万五千をもって清国を侵略したことを記述し、さらに「黒船可保百年云　ヘルリ之来夷人従者二千余人」と記述している。これらの記述から、井上が、欧米諸国がその優れた科学技術と産業力によって軍事力を強め、アジア諸国を侵略している情勢を十分に認識していたことは明らかである。そのことは、既に横井との沼山対談においても重要論点⁴¹⁷として論じられていた。

したがって、井上が一つの学問（儒学）に拘泥することなく、社会の現実を認識しさらに未来を透徹する学問に対する姿勢をもって、基本的学問である実学的儒学を保持しながらも欧米の科学的で合理的な近代思想を新たに受容していったのは当然だと考える。このことは、井上が儒学思想から欧米の近代思想へ変換したのではなく、両者を積極的に受容したというべきである。所謂、彼の思想として儒学（朱子学）は、「儒教ヲ存ス」に「余宇内ノ書ヲ読テ、断然トシテ、儒教ヲ以テ正大第一トス」⁴¹⁸と論じているように、欧米の学問を享受したからといって放棄したのではなく、終生、彼の意識の中で尊重すべき思想として強く存在していた。

井上は藩校・時習館退寮した後、一層深く「夷文」としての外国語の内容を直接読み取るために、1867（慶應三）年から1870（明治三）年に至るまでの間「藩命」のもとに長崎・横浜・江戸にてフランス学を学んだことは既に記した。その中において、短期間ではあるが江戸の三計塾に入門し、安井息軒から法学と儒学そしてキリスト教の宗教思想を学んだ⁴¹⁹ことは、その後の自己の法思想と宗教観とにおける新たな思想形成に大きな影響を与えたと考えられる。井上のこうした欧米近代思想の受容は、明治近代国家構想の中心的法制官僚として、それらが重要な思想基盤としての学問となったことは確かだと考える。即ち、彼の有力な法制官僚としての地位を不動のものとしたのは、儒学思想と共に欧米の近代文明並びに啓蒙主義を含む法思想の習得にあった。そして、それらの思想を基盤として国内外情勢の情報を詳細に収集し、それらの思想によって緻密・冷静に判断・分析していったとみている。

この時期における学習記録簿として『随筆』と『行篋秘携』との二書が存在しているので、その検証によって彼の新たな思想を確認しておきたい。『随筆』は、日本の国内生産高など経済の諸状況と海外事情等の記録であるが、これは岩倉欧米使節団の司法省団員として随行するために用意した欧米に関する実態の勉強内容となっている。政治・経済のみならず『伊能忠敬日本実測図』の地理学や鉱山・鉄道・軍隊・全国紙等26項目に及び、使節団員としての必要な百科全書的内容を編集している。そのことは、井上

自身が、勉強方法に関して問題事例に対する周到な準備および膨大な資料収集能力とそれらに対する分析力を有していたことが窺える。

特にフランスに関しては、『西周万国公法』『仏地理書』『仏蘭西刑法書』そして『仏国教育事情』などの書籍を読破し、同国への関心と理解を深めていることがわかる。中でも『仏国教育事情』の項では、「輓近フランス教育ノ道大ニ進ミ、・・・」として、1862年からの学校数と生徒数が記され、「千八百六十三年男女合併学校ノ数八万二千三百三十五所生徒二百六十二万七千四百余、三分ノ一ハ学費ヲ出サシメズ教育スル者ナリ、外ニ女学校二万六千五百九十二所女生徒百六十万千二百十三人」⁴²⁰と記している。このことは、井上が司法官僚としての学識のみならず、教育に対する高い興味・関心を示していたことの一つの証明となる。

さらに、『随筆』には、木野が指摘していたように、井上のヨーロッパ近代啓蒙主義への関心ぶりを表明するように、多数のフランス啓蒙思想家たちの社会思想に関する書籍内容が筆録されている。特に、ディドロの『百科全書』(Encyclopedia, 1768~1837年)の他、モンテスキューの『法の精神』(De l'esprit de la loi, 1748年)、J. J. ルソーの『学問芸術論』(Discours sur les sciences et les arts, 1750年)、『人間不平等起原論』(Discours sur l'origine de l'inégalité parmi les hommes, 1755年)、『社会契約論』(Le contrat social, 1762年)の三著作が自筆のペン書きにてフランス語で記録⁴²¹されている。井上が、近代啓蒙主義の代表作であるこれら社会思想の著作をどの程度読破・理解していたかの記録は現在のところ不明であるが、彼の学習書籍の記録から推測する限り、一定の近代思想の知識としてフランス啓蒙家の理論を認識していたことは確かだと考えられる。

また、『行篋必携』⁴²²は慶應3年の江戸遊学時代から明治4年までの大学時代の勉強ノートであるが、国内の地理・経済等の諸状況が詳細に記録されている。当時において、それだけの知識を得るためには相当の調査を要したと思われる。このような調査方法から、井上が一つの課題を前にした時、現実を徹底して把握することによって当面する政治状況を解決していくという彼独自の学習方法を知ることが出来る。

2、ヨーロッパ研修

(1) 司法省欧州派遣団と井上毅

1870(明治3)年9月、当時28歳の井上は、大学南校の小舎長として新政府の官吏に就任するが、『辛未学制意見』を提出して大学改革を推進する中で、翌年2月に辞任している。しかし、同年12月に司法省十等出仕として任官し、以後21年間の司法官僚としての道を歩んでいく。そして1872(明治5)年6月、岩倉欧米使節団の

司法省理事官随行之一員として、彼は欧州諸国における法制度の視察と調査を目的として渡欧する。彼の現地における主たる任務は、フランス国内の司法制度取調であった。特に、ボアソナードとの憲法と刑法への諮問は、彼の以後における法制官僚としての立憲主義・法治主義の法思想としての基礎となるものである。そして、この欧州視察と調査の研修は、井上の明治憲法草案をはじめとする法規範の有力な準備資料を修得する機会となったことは間違いない。

当時司法中録の地位にあった井上毅は、同年6月14日付で「司法卿江藤新平為理事官歐洲各國へ被差遣候ニ付随行被仰付候事」⁴²³の辞令を受けとる。既に明治政府派遣による岩倉欧米使節団は、同年1月からワシントンにて不平等条約改正の交渉を開始していたが、その過程で日本の法制度の不備を実感している。したがって、何よりも急務とすべき日本の課題は、欧米先進諸国の法制度等の調査・研究によって近代法制度を確立することにあつた。そこで急遽司法省派遣団の欧州視察が決定され、フランス学研究を継続していた井上がその一員として派遣されることになったのである。江藤自身の派遣は、司法創業の任務を最優先することを理由として中止となる。しかし、彼の構想した司法制度確立のための課題は、司法理事官・佐々木高行以下の派遣団の調査項目に託される。

江藤は、制度取調専務であつた1870（明治3）年10月、国法制定のための国会会議を主張して「國法會議ノ議案」を提出している。その中で、「國法ノ箇条未ダ御確定無之」として「一躰各國トモ政府ト政府トノ交際ハ公法ヲ以テ相整へ、政府ト其國民トノ交際ハ國法ヲ以テ相整へ、民ト民トノ交際ハ民法ヲ以テ相整へ候次第、各國ノ通儀ノ様相成居總テ國家富強盛衰ノ根本モ專ラ國法民法施行ノ嚴否ニ管係致シ候」⁴²⁴と記し、国家富強の為には、早期に近代的な國法、民法等の法制度を施行することが肝要であると論じている。すなわち、近代法制度の確立は、我国近代化に至る「国家富強盛衰」の重要な支柱の一つであると定義したのである。

さらに、その年の夏（7月乃至8月）には、「國政ノ基本方針ニ関スル答申書」⁴²⁵を大納言・岩倉具視宛に提出して、国家定立の基本を論じている。一つは建国の体として、フランス・プロイセン・ロシアと同様に「君主独裁」を、二つは治国の要に「三権分立」を、そして三つは政体としての「郡県制」を記している。したがって、江藤においても、明治国家における政治制度構想は三権分立と議会制度を基本にして立憲君主国家を確立し、郡県制による中央集権体制を構築することにあつたことが見てとれる。彼が欧州各国への司法団の派遣に、特にフランスとプロイセン（ドイツ）を選択していることは、これらの政治制度並びに法制度の確立のために必要であると判断していたことが考えられる。「答申書」では、30項目の「建国ノ制度」として具体的政策を記しているが、「民法」・「商法」・「訴訟法」等の立法関係の政策が多数列記されている。彼の法制度に対する先見性が読み取れる。

(2) 井上毅のフランスにおける研修と調査

①フランス研修と『王国建国法』にみる井上の立憲主義思想

明治5年11月1日（西洋歴・1872年12月1日）、井上ら司法省派遣団はパリに到着する。パリ滞在中の井上の主たる調査・研修は、前半に於いてフランス法制に関する文献・資料の翻訳業務に専念することであり、後半は司法省派遣団の調査項目⁴²⁶の一つである「一 各國法律之概略并風土人情ニ依テ各法之同シカラサル所等實境見聞」に関連するドイツ法制とフランス地方行政についての調査研究⁴²⁷であった。さらにその合間に、パリ大学法学部においてボアソナード（Gustave Emile Boissonade）、ブランシュ、コルヌ、セリエを講師とする諮問会に参加して、特に憲法と刑法について学習することであった。この学習は、井上の木戸孝允宛書簡にも「十一月一日 ボワソナード等の『憲法及刑法』に関する『諮問会』開始」⁴²⁸と記されていることに明らかである。大学での講義は、後に井上が憲法草案を作成するに際し、貴重な資料となったことは当然である。

欧州滞在中、井上の司法研究の勉学成果は、現在國學院大學の梧陰文庫に収蔵されており、自筆による覚書とノート類18点のうち11点が『井上毅伝 史料篇』の第三・第五に収録されている。それらは、主として司法関係の法律・裁判と警察制度に関するものである。その中の『仏蘭西国政覚書』⁴²⁹は、井上がパリ滞在中にフランス国政に関して諮問会などで学習したものを整理したものであるが、国政の在り方として三権（分立）、国会、議院、政令、県会等を筆記している。それ故に、当然、モンテスキューの『法の精神』についても学習していたことが考えられる。しかしながら、既述しているように、梧陰文庫中にはフランス語による法律原書が一本も存在しておらず、以上の18点及び帰国後に彼が著した書籍に引用されている各種文献より類推するしかないのが現状⁴³⁰である。その文献中、本稿において特に参考文献となるのが、欧州より帰国後に出版された井上毅訳の『王国建国法』と『李國憲法』である。

『王国建国法』は、司法省明法寮版として1875（明治8）年3月に出版され、第一は「普魯西建国法」、第二は「白耳時建国法」という二部構成となっている。そのうち、前者は日本最初のプロイセン憲法の訳となったものであるが、『李國憲法』として博文社から1882（明治15）年5月に再出版されている。『王国建国法』「小引」において、井上は『建国法』を以下のように自身の言葉で解説をしている。井上の立憲君主制度並びに人民の権利と教育思想の起点を推測する上で、特に貴重な記述となるもの故に以下に全文を掲載する。

王国建国法小引

一 建国法トハ、根本憲法ノ謂ナリ、上ニ君權ヲ定メ、中カ官制ヲ規シ、下モ民權ヲ保

シ、上下共ニ誓ヒ、守テ渝エズ、之ヲ根本憲法トス、將ニ國ト共ニ存シ國ト共ニ亡ヒントスル者ナリ、民權ハ何ソ、曰、國民平等、人身自由、住居不侵、私有通義、上言、論述、禮拜社會ノ自由、此ノ類是レナリ、君權ハ何ソ、曰、專治ノ國、人主言ト出テ、法ヲ爲ス、立憲ノ國ニ在テハ、國王上下二院ト、立法ノ權ヲ三分シ、諧同ノ後、方ニ定法ヲ成ス、專治ノ國、王事必ス恭ム、立憲ノ國ニ在テハ、獨リ王ノ身位、得テ侵スベカラズ、其ノ王命ニ至テハ、輔相名ヲ署シ、事、憲法ニ乖ク者アレバ、直ニ人主ヲ責メズシテ、罪其輔相ニ加フ、是レ其ノ異ナリ若シ夫レ成法ヲ施行スルノ權、和ヲ約シ戰ヲ宣フルノ權、兵馬ノ權、錢貨ヲ鑄造スルノ權、行政諸官ヲ任スルノ權ハ、國王ノ專ニスルコトヲ得ル所ナリ、古ニ云、民ニ二王無シト、猶ホ信ナリ、官制如何、曰、法ヲ議シ稅ヲ徵スルハ、國ノ大事トス、必ス之ヲ衆ニ詢ル、詢フザルノ法ハ、必シモ順ハズ、問ハザルノ稅ハ、必シモ納メズ、是ニ於テ乎、議院ノ設ケアリ、民衆推選シテ、議士集リ、多寡決ヲ擧ケテ、公論定マル、公論ノ歸スル所、以テ法ヲ天下ニ爲ス、若シ夫レ、議事ハ衆ヲ尚ヒ、施行ハ獨ヲ尚フ、法成テ之ヲ行フ、政府一ニ統テ縣邑下ニ分ル、各省ノ事ハ、細大トナク、該省大臣、躬ヲ以テ責ニ任ス、綱擧リ目張り、手動キ、臂振フ、冗費無ク滯事無シ、始メハ、三議シテ後決ス、之ヲ慎ム已コトヲ得ザル者ノ如シ、終リニ、令出テ反スコト無シ、水ノ下キニ注クカ如シ、乃チ訟獄ノ事ニ至テハ司法ノ官アリ、特立不羈、一官身ヲ終フ、法ニ徇フコトヲ知テ、權ニ順フコトヲ知ラズ、國王ト雖モ臨テ其ノ決ヲ格ムコトヲ得ズ、而シテ民始テ安スル所ヲ得、是レヲ官制ノ大略トス、立憲各國ノ同ス所ナリ、夫レ開化ノ民ハ法ヲ以テ天トス、然ルニ建國法アラズンバ、民安ソ法ノ以テ重シトスルコトヲ知ラン、柱無キノ家ハ、以テ屋ヲ架スベカラズ、軸無キノ車ハ、以テ輻ヲ施スベカラズ、治國ノ常經、大義數十、炳トシテ日星ノ如シ、之ヲ棄テ、它ニ求メントセバ、猶ホ木ニ椽テ魚ヲ求ムルカ如キ野而已

一 (『王国建国法』は、仏人法士「ラヘリエル」氏の『建国法』訳であることを記す)

一 (訳についての諸注意事項)

明治八年二月

井上毅 誌⁴³¹

最後に「井上毅 誌」と記して、「誌」、即ち井上自身の考えを書き記すと明言している。その建国法とは、「根本憲法」の意として君権と民権を明確に説明している。先ず民権に関して、国民の自由と平等の権利の保障について「民権ハ何ソ、曰、國民平等、人身自由、住居不侵、私有通義、上言、論述、禮拜社會ノ自由、此ノ類是レナリ」と立憲主義に基づく基本的人権について明確に説明する。君権に関しては、「專治ノ国」と定義するものの「上下二院」と立法権を三分し、「立憲」国家においては「王命」には「輔相」(大臣)の署名(副書)を必要とし、その責を「輔相」が負うと記した。立法権は「議院」に存し、多数決による「公論」により法律を議決すると記し、司法権は裁

判所の独立を宣し国王と雖もそれを覆すことは許されないと記した。

このように、井上は立憲主義の基本である三権分立の政治制度によって、「建国法アラズンバ、民安ソ法ノ以テ重シトスルコト知ラン」と、その国民の権利を保障するためにも「建国法」の制定が不可欠であることを宣している。ここには、憲法の特質の一つである国家権力を制限するという国家の統治機構に対する制限規範⁴³²によって、国民の自由と権利を保障する機能が確実に実定化されている。したがって、近代憲法の基本である、全て個人は相互に平等であり生来の自然権を有するという自然権思想が論じられている。よって、この「小引」は、今後における井上の思想と政策を実証するに際しての、一つの重要な基本理念となるものである。

②『孝國憲法』と教育規定

プロイセンとベルギー両国の『王國建國法』そして『孝國憲法』は、共に「国民の諸権利」を規定しており、前述したように、その中で自由権の一つとして教育の権利も保障している。明治憲法の有力な参考憲法となった『孝國憲法』においては、第一章「國土」に続いて、第二章「國民諸種權利」を設け、第三条から四十二条に渡って「但し書き」なし、いわゆる制限なしで人権が規定されている。主たるものとして、「法ノ前ニ於テ、平等トス」（第4条）、「人身ノ自由ハ、保固トス」（第5条）、「私有ハ、侵スベカラサル者タリ」（第9条）、「教旨ノ自由」（12条）、「凡ソ普魯西國民タル者ハ、言語、文字、印刷 繪画ヲ用ヒテ、自由ニ其ノ意想ヲ著スノ權ヲ有ス」（27条）、「兵役ハ、凡ソ普魯西國民ノ義務タリ」（34条）等、現行の各国憲法に規定する基本的人権の大部分が規定されている。

教育に関する条項に関しては、井上毅は以下に訳出している。翻訳といえども、その文章中に、彼の立憲主義思想に立脚した教育に対する考え方の一端が出ていると考える。

第二十條 學科、並ニ學科ノ教授ハ自由タリ、(禁令アルコト學科トハ、百科ノ學藝ヲ云、)

第二十一條 公立小學校ハ、少年教育ノ任ニ居ルベシ、父母及後見人タル者ハ、其ノ子及未一丁一人ヲシテ、小學校ニ掲ケタル教育ヲ欠カシムルコトヲ得ズ、(罰スルニ贖金ヲ以テス、○小學校ニ在テセザルモ仍ホ私家ニ在テ、師ヲ延キ教ヲ受ケシメザルベカラズ、故ニ小學校ニ掲ケタル教育ヲ欠カズト云、

○(普魯社ノ教育ヲ勸ムルハ、已ニ千七百紀ヨリス、蓋シ一旦ニアラズ、)

第二十二條 學塾ヲ建立シ、教授スル權ハ、自由タリ、但シ當該部官(文部官吏ヲ云、)ノ前ニ於テ、其ノ制行學術ヲ檢証スルヲ待ツ、

第二十三條 凡ソ公私學塾、及教育ノ諸館舎は、皆ナ政府ヨリ指定シタル部官ノ監督ニ

従フ、小學校ノ教師ハ、國臣タルノ權利及義務ヲ有ス、(「ボアソナード」氏曰、此レ蓋教僧ノ國臣ニ屬セザルニ對シテ云、)

第二十四條 小學校ノ建設ニ付テハ、カメテ教派ヲ崇存スルヲ要ス、(新教舊教ノ見、各々類分テ便近ノ學技ニ就クコトヲ得、混雜セシメザルヲ云、)
宗教ノ訓導ハ、爲ニ設ケタル教社ニ屬スベシ、小學校ノ庶務ハ本邑ノ統理ニ屬ス政府ハ邑官ヨリ名ヲ薦ムルノ後其器一能任ニ堪フルコトヲ承認サレタル者ノ中ニ就テ教官ヲ撰任ス、(庶務トハ、建築費用等ノ事ヲ云、)

第二十五條 小學校ノ建築修繕ハ、本邑ヨリ供給ス、本邑ノ資力足ラザルコトヲ具証スルトキハ、政府ヨリ供給ス、○正キ名義ニ依リ、人民ニ課シ得ベキノ課務ハ、舊ニ依リ、之ヲ存ス、(學校費用ニ付キ、賦スル所ノ課務ヲ云、) 教官ハ、其ノ地方ノ資力、及大小ニ從ヒ、定俸ヲ得、政府之ヲ保ス、(若シ地方ヨリ給セザレバ、政府賠償ス、) 小學校ノ教ハ、施齋トス、(學生ヨリ、學費ヲ納レザルヲ云、)

第二十六條 別法、教學規則ヲ定ム、

ここでの教育事項における核心は、第二十條と第二十一條である。先ず第二十條で、学問・教育の自由を規定する。但し、小学校普通教育の学問の自由に関しては、大学の学問、教育、研究活動と異なり、その学問の自由の承認については解釈が分かれるものと類推されよう。次に、第二十一條で、公立小学校を管理する国と市町村は、子どもの教育に関してその責任を有すことを規定する。これは、教育に対する国家の義務を明確にしているのである。加えて、「父母及後見人」たる保護者は、その庇護する子どもに対して、「小学校」教育を施す義務を規定している。いわゆる、成長発展する子どもに対する大人の責務を義務として宣言するものである。

第二十二條は、学校設立と教授の自由を規定するが、但し書きとして、その制度・教科内容については文部官吏の検証を要する。このことは、明治憲法制定過程に於いて井上の質問にロエスレル⁴³³が返答しているように、「教育ハ国家ノ管掌スベキ事件トスルノミナラズ、學術ト雖大ニ學校ノ管理ニ依テ實際制限ヲ受ク」ことが想起される。裏を返せば、プロイセン憲法の規定を知悉するロエスレルであるが故に、井上の質問に対して、敢えて国家の根幹となる教育規定に関しては、当初より除外しておいた方が政府にとって都合がいいのではとの配慮があったとも考えられる。第二十三條も、同様に政府の学校・官舎の管理について規定するとともに、第二項で、教員の「國臣」としての君（政府）への権利と義務に対して特別権力関係の規定が適用されている。また、第二十四條のように、ヨーロッパのキリスト教国家としての宗教に対する特別な規定も見受けられる。しかし、その庶務（事務）に関しては、第二十五條の小学校の建築修繕、教員の俸給等の運営費用と同じく、市町村ないし政府の管理におくものとされている。

特筆すべきことは、第二十五條三項の「小學校ノ教ハ、施齋トス（學生ヨリ、學費ヲ

納レザルヲ云、)」の規定である。即ち、プロイセンにおいては、小学校の授業料を無償としていることである。ここには、国家の教育に対する義務の履行が憲法に明確に規定されている。しかしながら、ここに論述した学費無償の権利は、明治憲法第21条に規定する「納税ノ義務」との関連において比較検討しておく必要がある。すなわち、この「納税ノ義務」は、租税に対する二つの考え方を念頭に置かねばならない。一つは、イギリス、フランスにおいて施行されている「国民が国家から受ける利益に対する対価」だとする考え方で、そこには部分的に教育を受ける権利を含んでいる。他は、ドイツが施行する「兵役などと並ぶ国民の義務」⁴³⁴であるとする考え方である。この場合は、租税が単に義務そのものである以上、教育費を租税の一部として納入すること自体が義務となり、英仏流にいう納税の対価による教育を受ける権利だとする思想ではない。

このように、教育条項のあらゆる規定の中に、政府の義務規定を含む教育に対する管理規定の内容が、明瞭に規定されているプロイセン憲法である。よって、井上が、明治憲法の草案を作成していく過程において、試草「甲案」に教育条項の規定は欠落させたとは雖も、「臣民の権利・義務」規定を作成する中で、以上のことにも念頭に入れて「権利」の構成を行ったということは十分に考えられる。

(3) 井上毅のドイツ（プロイセン）における研修と調査

①ドイツ研修旅行とドイツ学

井上は、1873（明治6）年5月初旬から中旬、司法省理事官の調査予定項目の一つである「各國法律之概略并風土人情ニ依テ各法之同シカラサル所等實境見聞」調査のため、司法省派遣団の同僚である鶴田皓、川路利良と共に約十日間ベルリンに滞在している。ベルリン滞在は、井上がドイツ（プロイセン）の政治・法体制というものを、日本の国家制度の模範として確立していく契機となる。井上には、ベルリン滞在中の行動について筆記した、『伯耳靈行筆記』と『伯耳靈ニ於テ筆記』の二冊の研究ノートが存在する。これらは、井上の、ヨーロッパの法制度等を如何に日本の法制度確立のために導入していくべきかの質問に対する、ドイツ人法学者⁴³⁵からのプロイセン法制に関する回答を筆記したものである。彼はその『伯耳靈ニ於テ筆記』において、ドイツ人乃至ドイツ国に関して以下に論述している。

獨乙人ハ常ニ羅馬ノ法ヲ以テ標準トストイヘドモ其固有ノ慣習ニ從テ生活スル事ヲ易ヘズ彼レ漸ヲ以テ進ミ常ニ羅馬ノ法ヲ以テ思考ニ置キ涵養融洽シテ深ク骨髓ニ入り其ノ性ニ因ルニアラズシテ其ノ學ニ因テ將ニ羅馬ノ全美ニ至ラントスル事難カラズ獨乙人ノ性ハ羅馬ノ如ク取リテ貪ルニアラスシテ能ク理ニ依ル事ヲ樂ム放膽磊落ニシテ小利ニ汲々タラス唯タ其ノ學文精勵ノカヲ以テ漸クニ羅馬ニ等ヲ均クセント

ス然ルニ亦ター朝ニシテ進ムヲ旨トセス今マ日本人直チニ歐洲ノ法ヲ采テ之ヲ施行セントスルニ至テハ獨乙人ノ與ミセサル所ナリ⁴³⁶

井上の質問に対する某法学士は、ドイツ人（ドイツ国）は法の基本を「羅馬ノ法」を基本とはするものの、ドイツ「固有ノ慣習」を尊重し、漸進的に「羅馬ノ全美」を「理」によって自らのものとしたと返答した。したがって、日本人（日本国）もまた、「歐洲ノ法」を採用して施行するに際しても、日本の伝統・慣習を尊重しながら法整備と施行をすべきであると結論づけている。それを受けて井上は、法律の制定について「政府ノ命令ニ出ルモノ」と「人民ノ好ミニ出ルモノ」の二つを示し、「今外國ノ法ヲ執テ政府ノ令ヲ以テ布キ行フニ至テハ人民ノ意ニ出ルニアラスシテ名ケテ強制トスベク治道ノ本意ニアラス」⁴³⁷と記す。即ち、法の制定に関しては、フランスなどヨーロッパの法制度をそのまま受容して、新政府の意のままに制定することは人民に対する強制になり、政治の本道に反すると論じた。ここには、司法官僚として、欧米の法に対しても慎重な配慮が必要であることが示唆されている。さらに、この政府（国家）による人民に対する「強制」を批判する井上の思想は、彼の立憲主義的人権思想の基本ともなるものである。それ故に、「教育勅語」の起案を山県から要請された際、「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」⁴³⁸と記して、人民の思想・良心を「強制」するような勅語の制定に強く反対したのは自然であったと考える。

一般論として、先行研究においては、井上がドイツ（ベルリン）研修旅行をもってフランス法制からドイツ主義へと思想展開していったとする捉え方が、一つの事実として位置付けられている。しかし、井上のフランス学からドイツ学への転換は、彼が欧州研修を通じて勉学する中で、普仏戦争後のフランス・ドイツ両国並びに欧州における社会状況の相違と政治・法体制との相違を考慮した結果として漸次に認識されていったと考えている。

先ず社会状況であるが、1870年から翌年にかけて行われた普仏戦争は、ビスマルク率いるプロイセン側の圧倒的勝利となり、フランスのナポレオン3世は降伏し退位した。フランスは、戦後の講和条約により、アルザス・ロレーヌ地方の割譲、及び賠償金50億フランの支払いをすることになる。その結果、国内経済の弱体化と国民生活の疲弊がみられ、首都パリに於いては反帝政運動が勃発する。その結果として、1871年3月18日から72日間のパリ・コミューンは、市民と労働者を中心とする自発的な革命的自治政権を発足させ、その後政府軍との激しい戦闘状態の内乱となった。コミューン崩壊後のフランスそしてパリの政治・経済は不安定であり、市民生活も動揺が継続していた。その直後の状況下において、フランスかつパリに滞在した井上ら司法省派遣団員並びに岩倉欧米使節団員の心理はおおよそ想像できる。井上が、世情不安なフランスの実状を直接見聞したが故に、フランスの政治体制に対して否定的に捉えたとみることは妥当であると考えられる。

その一例は、ベルリン滞在中の1873（明治6）年5月22日付の司法省上司・楠田英世宛の書簡にも見受けられる。彼は、その中でドイツの審判制度に関して論述しているが、特に民法部門の中でドイツの地方ごとの「局法」（ドロアラカル）性とフランスの「統一」（ユニテー）性の実態をその国民性について述べ、「佛人は、一革舉命、血ヲ以て舊を洗へり、其ノ民俗輕剽にして新奇ヲ好ム、（是レ欧人ノ公論）故に皇邦現今之進歩を稱して、喏々美を擧ク、獨乙人ハ是に反して皇邦無類之進歩は、即チ無類之危難とす、是レ伯耳林人一般之評論にして一人一家之私見にあらず」⁴³⁹とその相違点を記している。井上は、フランスの急進的および過激的な「革命」を嫌悪しており、反対にドイツの漸進的な「進歩」を評価しているのである。岩倉欧米使節団の欧米見聞記録である『米欧回覧実記』も、「仏朗西ハ欧羅巴州ノ最モ開ケタル部分ニ於テ、中央ノ位置ヲシメ、百科輻湊ノ都、文明煥發ノ枢ナリ」⁴⁴⁰とその文明を容認するが、他方で革命後の国政変換を記し「仏国人ハ人心ノ協和ヲ保ツコト難ク・・（略）・・『コンミュン』ト名ケル、過激民党アリ、人気剛厲ニテ、国内艱難安カラス」⁴⁴¹と記し、その人たりを協調心に欠け、「コンミュン」を「過激民党」として国内情勢と共に批判していることに明瞭である。

これらのことから、井上がフランス革命を成功させた「人民ノ力」に対して、天皇制国家（君主国）の法制官僚としての立場から、革命への嫌悪感故にフランス人を「輕剽」という言葉で表現したのではないかということも考えられる。そのことは、裏返せば人民の団結力の強さに対する彼の危機感と恐怖感の現れである。彼は立憲主義思想である個人としての人民への人権尊重は認識しているにも拘わらず、自らを国家権力（政府）側の為政者の立場として堅持する時、集団としての民衆・人民に対する近代立憲主義の思想は喪失している。それは、権力（藩政）に対する一揆を含めた民衆の抵抗を無条件に否定するという、旧士族としての民衆に対する愚民観の直截的な表明と捉えることも出来る。個人と集団という人間の数的過多の相違に直面する時、彼が儒学思想として修得した為政者としての「仁政安民」の慈愛機能は停止している。

これに反して、一方のドイツは「鉄血宰相」の異名を持つビスマルクの政治体制が安定し、欧州の新興国家としての勢いがあった。1871年には通称『ビスマルク憲法』と称される『ドイツ帝国憲法』が發布され、統一ドイツとして出発する状況にあった。当然、そこには国の勢いとしての大きな差が存在しており、井上自身の心理として、日本の向かうべき政治体制を決断させる場合、その両国の国力差と現状を無視することは出来なかつたと考える。

井上がベルリンに滞在する以前の3月、岩倉使節団もベルリンに滞在して同国の議院や陸軍等を視察した際にビスマルクと面談している。その際、彼の万国公法の有名無実であるとの演説や「英仏諸国は海外に属地を貪りて威力を壇まにし、常に他国をして憂苦せしめつつあり。欧州の親睦は未だ望むべきにあらず。諸公も必ず内顧自濯の念を禁ぜざるならん」⁴⁴²との発言に対して驚愕をもって受け止めている。大久保利通は、そ

の時の感想を盟友の西郷吉之助と吉井友實宛書簡の中で、「前ニ当政府之事モ種々風説モ有之候共地ヲ目撃候得ハ相違ノ廉不少候殊ニ『ヒスマロウ』ハ益信任セラレ何モ此人の方寸ニ出サルモノナシト被察候」⁴⁴³と記し、ドイツを実地見聞する中でのドイツ国是の正当性とビスマルク首相としての厚い信任と方針を確信している。

ここに、長期の鎖国政策を脱却した日本が、欧米に対峙していく為にはドイツを模範とせざるを得ない理由が存した。即ち、英米仏の先進資本主義国に対峙し、帝国主義段階に入った世界情勢の中では、遅れてきた国として、ドイツと共通する国家としての実情が眼前にあった。したがって、大久保は日本の独立を確保してアジアの中で生き残る唯一の道を、ドイツの政治体制を基本とすることを予見したとするのが一般的であると考える。それ故に、ドイツ留学中の西岡二郎に対して、明治6年1月17日付書簡にて、「魯国政体規則並地方官ノ規則御取調之上御翻訳被成下度奉願候英米仏等ハ普ク取調モ出来居候而己ナラス開化登ル]数層ニシテ及ハサル]萬々ナリ依テ幸魯ノ国ニハ必ス標準タルヘキ]多カラント愚考イタシ候」⁴⁴⁴と記して、プロイセンの政治体制に対する調査を命じている。そこには、日本の今後の国家構想を、イギリス・フランス・アメリカのみならず、ドイツを模範として富国強兵・殖産興業の道へと邁進していく決意が込められている。大久保は、帰国後の明治6年（1874年）、参議兼初代内務卿として『殖産興業に関する建議書』を提言し、その時の決意を現実の政策として実施していくことになる。

②井上の立憲主義における二重構造

井上は、欧米より帰国後の1874（明治7）年8月、大久保に『台湾事件対清通牒案』を提出したことを契機として『台湾事件処置意見』を起案するなど、以後大久保のブレインとして存在感を示していくことになる。そこにおいて、大久保と同様にドイツ主義と富国強兵・殖産興業への基本方針を司法官僚として政策起案する際の根底に置くこととなる。但し、法制度そのものについては、フランス法の体系性と整合性の優位点からフランス法体制を整備する方針に変更は無い。したがって、フランス法制学への揺るぎない信頼度とは全く無関係に、政治的・社会的な当時の諸状況の中では、フランス人を「軽剽」だと言わざるを得ない事情があったと考える。

他方で、井上は強固な天皇制国家の実現を最大の目標とする限りにおいて、英米仏の人民主権を主体とする近代立憲主義には組しない政府官僚として、国家主義を機軸とする君主主権と行政権の強いドイツ型立憲主義を日本の立憲主義の機軸に据えざるを得なかった。よって、井上の立憲主義思想は、集団としての人民の革命力に対する危機感の為外見的立憲主義による防止策を第一として採用せざるを得なかったのであり、人民個々の権利の擁護は二義的なものとして後退せざるを得ないという二律背反するものとなった。この矛盾は、「国家富強」を実現するに際して、資本主義経済の高揚の中で

能動的で自立的な労働者の存在を不可避とする状況として一つの課題となっていくのであるが、これについては第五章の「国家富強」と実業教育において考察していく。

さらに、井上がドイツ立憲主義に高い関心を持っていく理由として、ドイツと英米仏の政治・法制度に関しても大きな相違点が存在することを見出していたことにある。既述の通り、帰国後の明治8年3月、彼は『王国建国法』により日本最初のプロイセン憲法を訳出して出版しているが、それはヨーロッパ研修で得た彼のドイツ法制への結論といえる。その「王国建国法第一終」の書・普魯西建国法後の中で、封建制が廃止された後のヨーロッパ社会の混沌たる状況を「蓋シ國権起ル、或ハ下ニ成リ、或ハ上ニ成ル、下ニ成ル者ハ、佛朗西是レナリ、擁シテ之ニ逼ル、輾轉相一尅ツノ勢、今ニ至テイマダ已マズ、上ニ成ル者ハ、普魯西是レナリ、批シテ之ヲ可ス、君民諧同、國ニ内警ナシ、二ツノ者ノ間、利害相去ル、果シテ何一如ゾ乎」⁴⁴⁵と記述している。ここにおいて、井上は「國権」、即ち国政の決定権者とそれにもとづく憲法を二つに種別している。一つは、フランスのように「下ニ成ル者」という人民主権に基づく議会代表による民主政治をいうが、それは議論が相対し纏まらない民定憲法だとする。当然、アメリカの「独立宣言」と「憲法」、イギリスの「権利章典」や議院内閣制も同様であるとする。二つは、プロイセンのように「上ニ成ル者」、即ち「政府之ヲ經始シテ、議士之ヲ脩一正シ、之ヲ許諾スル」⁴⁴⁶とする、政府（君主）主導の下での立憲君主政治。その政治体制こそ国政の安定に通ずるところの欽定憲法であるとしたのである。よって、井上は、日本のめざす憲法は急進的なフランス憲法ではなく、漸進的な立憲君主制のドイツ（プロイセン）憲法を範とする憲法政治であることを確信していったと考える。

このように、井上のドイツ型外見的立憲主義の思想は、帰国後における法制官僚としてフランス法制を基本としつつも、政治的な基本思想として漸次強固なものとなっていく。彼が『王国建国法』を出版した翌月の1875（明治8）年4月14日、「立憲政体樹立の詔勅」が出されて「漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ」として憲法制定が正式に国政の場に登場してくる。この起案は、井上によるものであるが、それに基づいて政府は伊藤博文を長官として法制局が設立され、井上はその下で法制局主事として憲法制定に向けての実務を開始していく。その場合、彼自身の個人的見解としての哲学あるいは思想と明治新政府の一官僚としての立場に置かれた哲学・思想とは一致しない場合が出てくることになる。

井上は、幼少時より学んだ儒学思想や青年期よりのフランス学をはじめとする欧米の近代的な啓蒙学並びに国家学・憲法学・刑法学を含む法学理論が複雑に融合して、彼独自の政治思想を生じさせるに至っている。特に司法官僚として政府ないし為政者のブレインとしての位置にあった井上は、彼自身の思想に基づいて作成した政治法案の中にも、為政者の思想・哲学並びに国家構想を意識的に先読みする、いわゆる忖度した法案を作成せざるを得ないという義務が存在していたということである。したがって、その法案の中には、彼が岩倉具視、大久保利通、伊藤博文そして山県有朋たち藩閥政治家たちの

国家構想を実現させるために、一つの思想としてドイツ型の外見的立憲主義が存在していたという政治的事情があった。そして、そこに彼自身が青年期より修得してきた儒学的思想と近代立憲主義の思想が重なり合っていたといえる。それ故に、彼は為政者の思想と人権思想の両者を折衷する形で時代の流れを真摯に受け止めながら、それらを規準とする政治思想として各法案の中に取り込むことで自己の国家構想を構築していったことが考えられる。

したがって、維新政府の国家構想の主たる目的が、一つは対内的には新国家の統一であり、二つは対外的には近代国家としての独立である以上、井上の政治施策法案はその実現を確立していくための政治思想とならざるを得ない。第一の場合は、天皇を基軸とする国体に基づく政治体制という国家目標の確立が急務となり、その目標実現に向けては国家及び国民統合のための民衆対策と高揚する民権運動に対する対策が大きな課題となる。第二の場合は、欧米先進国との不平等条約の改正が第一の課題であり、他方でそれに相対するような中国・朝鮮に対する「帝国主義」的施策の課題が生起してくる。当然、その実現のための政治的法案の作成は、その目的に適合すべき内容・施策となり、そこに一官僚としての井上自身の個人的思想が入り込む余地は少ないことが窺える。しかし、そうした司法を中心とする一人の行政官僚であったとしても、井上個人が有する思想に依拠する政治哲学は、その政治的法案の中にも十分に挿入されていたであろうこともまた事実であると考えられる。

よって、井上の政治思想並びに教育思想を考察していく場合、彼の個人的な立憲主義的見解としての政治思想と明治政府の国家主義的見解としての政治思想という、思想の二重構造において考察していく必要がある。

第三章 井上毅の学制改革と教育思想

第一節 井上毅の『辛未学制意見』と『教育議』にみる「科学的」知識論

井上毅は、フランス学の研修を経て大学南校に任官、次いで司法省に職を得て官僚の道を歩んでいく。その場合、彼はそれまでに修得した思想を基盤としながら諸種の法案や意見書を起草していくのであるが、その際に如何なる手法・手段を労して自らの思想を基盤としながら具体的に文章構成を成したのであろうか。彼がその手法・手段として基本としたのは、形而上的な感情論としてではなく、常に科学的な知識を基準として政策決定の判断を下したと考えている。その科学的な知識は、総て近代西洋の知識に依拠したものではなく、我国固有の伝統的ないし歴史的過程の中で生み出された知識をも是としていた。そのことを確認しておくために、本節においては大学南校改革を求めた『辛未学制意見』と明治12年の徳育論争（「教学論争」）における『教育議』を分析することで実証していきたい。併せて、これら二つの「意見」と「提議」に込められた彼の教育思想を明らかにしていきたい。

1、『辛未学制意見』にみる教育改革論

井上毅は、1868（慶応4）年5月に熊本藩兵として戊辰戦争（会津戦）に参戦後、同（明治元）年9月に東京府に帰参している。その後、長崎留学を経て1869（明治2）年11月に熊本へ帰国、再び東京においてフランス学を研鑽している。そして、1870（明治3）年9月、韃村書屋の先輩である岡村甕谷⁴⁴⁷の推挙により二十八歳で大学南校に小舎長として任官する。これが、井上にとって最初の官界入りとなる。

新政府は、1869（明治2）年6月、昌平学校・開成学校・医学校を総合して「大学校」を創設するが、同年12月に「大学」と改称して開成学校を「大学南校」そして医学校を「大学東校」とした。その後「大学南校規則」が制定され外国人教員による「正則」と日本人教員による「変則」に分け、それぞれ普通科と専門科（法科・理科・文科）を設立する。さらに、政府は太政官布達「諸藩ヲシテ大学南校ニ貢進生ヲ進致セシム」⁴⁴⁸を發布して、10月以降に各藩より選抜された貢進生が大学南校に参集する貢進生制度が実施されていく。その結果、国家の指導的人材育成のために西洋近代的学問を教授するとして、藩の規模に応じて約300名の貢進生⁴⁴⁹が大学南校に入学してきた。井上の大学南校への採用はその頃であり混乱の時期であったことが予想される。それ故に、彼が大学南校の教育内容並びに貢進生の資質に関する混乱状況に直面する中で、それらは高等教育に値しない内容であることの確信によって、早急に大学改革を実施すべきであることを決意していったものと考えられる。

その為に、中舎長時代の明治4年1月、同僚の中舎長平田東助や学生たちと共同して、

大学南校の学制改革意見を『辛未学制意見』としてまとめ、それを大学南校責任者である大学大丞加藤弘之に提出する。したがって、この「意見」書は、所謂、大学南校において井上が数ヶ月の教授生活の中で経験した学問と学校教科に関する大学改革論であり、且つ彼の最初の教育論ともいえるものである。よって、本節においては同「意見」を分析・解釈することによって、井上の教育改革の意義とその教育思想が如何なるものであったか主題として考察するものである。

(1) 『辛未学制意見』の改革と思想

井上は、大学南校における語学教育の実態を、中舎長としての立場から批判することで、今後の大学教育に対する在るべき方向性を示そうとしている。彼は、先ず語学教育の弊害要因として「語学迂遠艱澁ニシテ生徒茫洋ノ嘆アリ・・・(略)・・・教員浮薄生徒慢忽諸弊多端蓋創立日浅ク経営未レ至モノアリ」⁴⁵⁰を挙げ、創立間もないとの但書を添えつつ、六箇条の改革案を示して大学当局に対して早急に改革する旨を意見する。

第一條「語学正則ノ便宜」にて、大学語学教育の「迂遠艱澁」の要因を、「一ハ語学校ヲ設クル其地ニ非ス、二ハ生徒過多ニシテ教師不レ足、三ハ教師不レカメ、四ハ生徒不レ精」⁴⁵¹という「四患」を掲げその改革案を提示した。一の語学校の設置場所の「患」に対する解決策として、開港地等の欧米人との交流が頻繁な地に設置することを意見する。そこにおいて、西洋学校が実施する「語法」を基本とする語学教育、さらには「教師当直」制度による生徒引率等の教育を提言した。二の生徒過多に対する教師不足の「患」については、語学生定数の削減と教師増員を意見する。三の教師の力不足に対しては、「生徒ニ於ル情意不レ接教育誠意無シ」⁴⁵²として、生徒の能力とその誠実さの不足を批判して外国人講師の増員を意見した。

井上の四つの改革意見の中でも、四の「生徒不レ精」に關す改革事項は注目すべき意見だと考える。その理由は、一つは教育課程の変更によるものである。ここにおいて、「正課」以外に「間課」の課程を設置することによって「書ヲ読ズ筆ヲ取ズ定マレル課ナクシテ専ラ談話問答ヲ教ヘ優游薰陶セシメ」⁴⁵³る速習的ないし変則的な専門教育課程を提言する。二つは、生徒の資質と教育環境の整備を重視した点である。その事は「年少俊秀ナル者ヲ精選」⁴⁵⁴するに際しての取り決めに見受けられる。第一に、舎長は語学生「精選」に關して、「其人ノ意思ヲ問ヒ参考シテ議定シ十七歳以下ハ至愚至弱ナル者ニ非レバ除カズ」⁴⁵⁵として変則生として修了させるとの意見である。ここには、生徒個人の人間としての「意思」を尊重したうえで、その生徒の人間性が「至愚至弱」でない限りは変則生として学ぶ権利を保障していくという、井上の人権思想を基盤とする教育権の尊重が表明されていることである。第二は、語学生は「入舎」(入寮)を原則とするのであるが、「外来生中家貧ニシテ入舎スルコト能ハザルモノモアラン是入舎セズトモ勢語学年期ノ業ヲ終ル能ハザルモノ也汰シテ変則生トナスニ若ズ又優等ナル者ハ官

餼ヲ与へ貢士ノ素読復読ヲ授ケシムルモ可ナリ」⁴⁵⁶と意見していることである。この「家貧ニシテ」との意見は、自らが年米25俵扶持の最下級武士の三男として誕生し、その貧困生活の中で苦学してきた経験則から導き出された意見と考えられる。さらに、貧困子弟に対する「官餼」（奨学金）を付与するという発想は、彼が成績優秀をもって長岡家より支給された「手当米」⁴⁵⁷の恩恵を受けたことによって、勉学が継続出来たことに対する感謝の思いに起因していたのではないかと推測できる。このように、井上は、学問に取り組む青少年、特に自分と同じ境遇にある貧困家庭の児童・生徒に対する愛情心は非常に強いものが見受けられる。

この姿勢は、彼が晩年文部大臣として文教政策に取り組んだ際にも貧民教育政策として具体的に実施されていく。1893（明治26）年6月、井上文相の文教政策の骨子として提議された伊藤首相宛『文部行政意見』の中で、初等教育における貧民階層の児童に対する公教育体制の整備が述べられているが、そこでは「教育ノ恩恵ハ中等以上ノ人民ニ行ハレテ下等人民ハ局外ニ放棄サルルノ感アリ」⁴⁵⁸として、夜学校や半日学校を設置することで貧民児童に対する教育の享受が論じられている。さらに、自ら「簡易就学貧民教育ニ関スル省令案」を起案し、「第一条 市町村又ハ私人ハ教育ノ普及ヲ又ハ慈恵ノ目的ニ因リ職工又ハ貧家ノ児童ニシテ小学校令第二十一条ニ依リ就学ノ免タルモノニ小学教育ノ一部ヲ授クル為ニ半日学校又ハ夜学校又ハ日曜学校ヲ設クルコトヲ得」⁴⁵⁹と記して、貧民家庭の児童に対する教育権の付与を提言している。このような、貧者の子弟に対する教育の尊重と保障は、井上の生涯に渡る一つの大きな課題であったと看做してよい。そして、その強い思想の端緒は彼の少青年期の苦学時代が基盤となっていたと考える。

第二条「変則便捷ノ法」において、井上は第一条にて提言した速習的並びに変則的な教育課程の具体策を論じている。大学の正規の学は「正則」とするものの、「魯西亜^{ヘーフトル}ノ所為ノ如ク翻訳ヲ以テ一般ニ行ヒ大学ハ即チ訳書ヲ学バシメ語学校ハ学校一種ノ分枝トシテ可ナラン故ニ後来開化日本全国ニ行ハル、者ハ必変則ニテ偏ク細民ニ被ルモノハ必ズ翻訳ナリ故ニ正変二則及翻訳ヲ兼ルハ大学ノ体裁」⁴⁶⁰であるとして、正則並びに変則の二種の教育課程により語学教育を推進することを意見した。したがって、「変則生」を「主トシテ速成ヲ以テ開化ヲ助クルモノ何必シモ西洋学校ノ規例ニ泥^{ナズミ}而全備ヲ求ルコトヲ為ン」⁴⁶¹として、「普通科」を省略することで「速成」「開化」を支援する「専門法ヲ便捷」する「簡捷ノ法」として設定した。次に「変則」科を学生の能力によって三種に序列化する。

第一に「法科」を「異常才識ノ士及漢籍ニ富タルモノ」から選抜して「地理歴史ヲ熟読」させる。このことは、維新後の政治改革の実施に際して、「国家富強」実現に向けて何よりも法を的確に立案し運用する有能な法制官僚の養成を主眼においていたことが想定される。第二に、「理科」を選抜して「舎蜜鉞山農科諸工」を修めさせる構想は、殖産興業の実現において資本主義経済を進展させる有能な技術官僚の養成が想定され

る。第三の教科に「漢籍アル者」（「文科」）を選抜して、「専ラ翻訳ノ用ニ供す」として
いるが、これは欧米の実用的な思想や技術の受容に「翻訳」技術は無くってはならない学
問であると看做していたからに他ならない。

但し、井上が附則として以下の内容を最後に記している点に注目したい。それは、「附
今ノ規則中農科学ナシ夫農科ハ於ニ皇国—富殖ノ第一務タリ往々ハ農学校ヲモ設ケザル
ベカラズ科目中無レ此ハ欠点ノ大ナル者ナリ」⁴⁶²とするもので、「皇国富殖」の為には「農
学校」の設置が肝要であると提議していることである。彼が、藩校時習館時代に『管子』
を解説して『経済文選』を編纂していることは既に論じたが、そこにおいて井上が重視
したのは農本主義による「国家富強」の実現であった。したがって、この時点において
も彼の農業政策による富の扶植理論は継続されていることが判明する。しかしながら、
明治政府の工業政策による「国家富強」政策と明らかに矛盾することから、工業と併せ
て伝統的農業の価値をも認めていると解釈すべきであろう。

第三条「設編聚寮」においては、翻訳料の高騰と「学校師員」の怠惰を改善するた
めに、大学南校附属の「翻訳局」に新たに「編聚寮」を設置して、フルベツキ (Guido Herman
Fridolin Verbeck) 氏⁴⁶³を長として数名の「旧位階ニ拘ハラズ概シテ編聚官トシテ政事
経済法律交際歴史等ヲ分課訳述セシメ」⁴⁶⁴としている。そして、「試編聚官」「書編聚
官」を統括して生徒に講義することを業務とした。ここにも、「旧位階ニ拘ハラズ」と
いう、身分に捉われない井上の能力優先主義の合理的精神が見受けられる。これもまた、
彼の少青年期の経験則から導入された思想と考えられる。

第四条の「督—勸ニ教員—」は、学校瓦解の原因を教員の力量不足にある事実を指摘
した後、「大学校一部ヲ以テ天下ノ文明ヲ誘イ及従前洋学者放逸ノ患ヲ正シ死ニ至ル而
止ムノ意ノ心ヲ傾ケ相盟フニ至ラバ始テ基礎堅立」⁴⁶⁵すると意見する。それ故に、大学
の文明化の「基礎堅立」を実現する為には、怠惰な教員に対する「賞罰」制度を設ける
ことで「聖明上ニ在レ上深ク教育ヲ重シ玉ヒ遠クハ海外ノ士ヲ招キ近クハ一芸ノ士
ヲ挙ケ」⁴⁶⁶の制度の確立が不可欠であると論じた。ここには、井上の「アメとムチ」と
いう冷徹な計算が働いている。そして、教育の「基礎堅立」することが天皇の教育重視
の思いを尊重して、有能な外国人並びにその教科に秀でた専門の日本人職員を採用すべ
きであると提言したのである。彼は、常に能力主義をもって有能な官僚養成を目途とし
ていることが判明する。そこに、封建的世襲制度を否定する彼の近代的官僚制を実現せ
んとする意図が窺える。

第五条の「正ニ生徒ノ行節—」は、「洋学生ハ往々土地人民ノ用ニ供スルモノ」である
故に、「其規律ヲ正サバルハ天下ノ士ヲ聚メテ正ニ天下士ヲ賊フ」⁴⁶⁷として規律「法」
の厳罰化によってそれを正さんと意見した。他方、その行節が「良」なるものに対して
は、ここでも種々の賞が与えられたことは「アメとムチ」政策に変わりはない。しかし
ながら、この「法」は大学のみならず、他の「諸私塾」にも波及させることで「天下ノ
生民ノ大幸ナルベシ」としていることにこの意見の本旨が存在する。即ち、井上は附則

において「一挙整肅教場ヲシテ読書ノ外寂然無レ人ガ如クナラシム始テ学校ノ体アリトス」⁴⁶⁸と意見して、「学校」教育の在り方を「整肅教場」を保持して学問に集中する必要性を強調しているのである。そして、その実現のためには「大学ノ権力」と「諸藩」の力をもって協力することを論じる。ここには、井上の「権力」によって政策を実行していくという官僚としての揺るぎない信念が見受けられる。所謂、「国家富強」の実現には政府の「権力」の行使こそが最終的な力であることを承認しているのである。よって、ここに井上の第一義的な国家への使命感と為政者としての官僚的思想があり、第二義的な人民に対する「仁」思想と立憲主義的人権思想はこの時点においては弱い。

最後の第六条「広撰ニ洋行生一」は、大学洋行生を選考するに際してその「才」を知ることが至難の事であるが故に、府藩県学校及私塾を問わず「注意間索」して調査すべきことを意見している。したがって、「大学生徒ハ往々土地人民ノ用ニ供セントス」するための貴重な人材としなければならない故に、大学の長官は「独育レ人ノ任タル而已ナラズ又知レ人ノ事ヲ兼ヌル也」⁴⁶⁹と論じて、ただ教育するのみならずその「人」(人物)をよく観察してその才能を見て取ることも大切な責務であることを意見している。よって、「厳ニ律シ教員一淘汰ニス語学生一」に非ざればこの目的が瓦解することは必至である故に、単に「語学ヲ教而生徒定数ヲ限ラズ及年甲ヲ限ラズ出入衆多ヲ以テ学校ノ隆盛トス規律無ク行節礼儀無シ」⁴⁷⁰という状態に陥らないことを強く主張して意見を終える。ここでも、井上は個としての人物を重視して、知的能力のみならずその性格・気質等の「才」を十分に知悉することの大切さを主張している。そのことから、彼が「規律ナク行節礼儀無シ」を忌避して、法と道徳(情操)を基準とする個の在り方を重要視していることが判明する。さらに、単に「学校ノ隆盛」を量的に捉える実情に対して厳しく批判の眼を向けていることも判明する。そこに、井上の謹厳実直な性格さ故に、物事の表面上の成果に満足することなく真に質的にも価値ある学校体制を構築しようとする意気込みが、この「意見」書の中から読み取ることが出来る。

(2) 『辛未学制意見』にみる井上毅の教育改革と思想

以上の考証を踏まえながら、井上が『辛未学制意見』を大学当局に提出した事実からその問題点を考察しておきたい。一つは、当然のことながら大学の改革とその思想に関する問題である。二つは、井上の基本的思想の中心に「知」の合理性が存在していた問題。そして三つは、「意見」を提出した井上の心情と決意を如何に捉えるかの問題である。

先ず一つめの大学改革とその思想に関してであるが、その第一の理由は国内外の危機に対処する手段としての「国家富強」を早期に実現しなければならない理由からであろうと考えられる。特に国内に於いては、維新動乱の結果、外国商品の輸入等による商品経済の発展により、各地でいわゆる世直し型一揆⁴⁷¹と称される農民暴動・蜂起が頻発

していた。こうした危機を解決するためにも「国家富強」ないし「文明開化」の早期実現は喫緊の課題となっていた。そうした課題克服のためには、国家の将来を背負う官僚養成機関であり、且つ最高学府としての大学南校の現実的実状を注視した時、彼には早期に大学改革を敢行することで国家の中心的存在としての官僚を育成することの肝要さを認識していたと考える。

そこで、七項目に関する改革事項を「意見」書として提出することで大学当局の改善に期待したのである。彼の意見は、記述の通り何よりも大学教育課程の内容改革であるが、同時にそこで主体的に学ぶ「人」の選出とその「人」の「才」の重要性が肝要であることを問題視していることである。特に「家貧ニシテ」学ぶこと叶わぬ「才」ある「人」という、所謂、弱者に対する学習機会を尊重するという配慮は重視すべきである。さらに、それらの学生に対して「官餼」（奨学金）を支給するという発想は当時として稀なことであったと推測する。次に、第二条「変則便捷ノ法」にて「法科」を変則生の第一順位に挙げているところに、明治近代国家建設の主役が「法」を取り扱い「法」を起案する法制官僚であることの重要性を既に見通していた点を指摘したい。それは、山室信一『法制官僚の時代』が論じているように、官僚による法案作成が藩閥政治を補完する政治体制によって、行政府による実質的な「官僚寡頭制で進む」⁽⁴⁷²⁾ 路線を歩む危険性があった。しかし、その一方で、井上が封建制度の「人の支配」から近代国家を形成する「法の支配」という近代立憲主義の認識を有していたことは、彼のその後の官僚としての基本的思想を決定付けるものでもあった。即ち、ここには、彼が生涯の基本思想の一つとしていた法治主義と立憲主義という「法」そのものを基盤とする国家経営の思想が既に確立していたことが明白である。

次いで二つめの、「知」の合理性に関してである。井上は、「法」による国家経営を重視する構想において、特に大学の語学正則(科)五年以外に専門法を修得させる変則(科)三年を設ける構想意見において、第一順位に法制官僚の養成に「法科」を中心とした大学改革を提言していた。それは、「法科ハ異常才識ノ士及漢籍ニ富タルモノヲ撰ビ十分中ノニシテ可ナリ其人ハ始ニ地理歴史ヲ熟読セシム」⁴⁷³とする人材の選出とその教育内容であった。即ち、特別の才能を有する「漢籍」（漢書）の「知」に富む若者に対して、最初に「知」としての「地理歴史」を熟読させる教育を実施せんとしたことである。この「地理歴史」を優先する教授は、井上が我国の伝統的な歴史観を重視する、所謂、国体観に基づくものであった。

明治12年の教育論争において、彼は『教育議』を伊藤の要請で起案しているが、後述するように「政府深く意ヲ留ムベキ所ノ者、慣習・文学・歴史ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スベクシテ、之ヲ残破スベカラス、高等士人ヲ訓導スルハ宜シク之ヲ科学ニ進ムベクシテ、之ヲ政談ニ誘フベカラズ」⁴⁷⁴、さらに「宜シク工芸技術百科ノ学ヲ広メ・・・实用ノ材ヲ成シ」と記述している。即ち、日本の伝統的「慣習・文学・歴史」⁴⁷⁵が「国体」観を醸成する「元素」であること、そして「科学」を重視すべきこ

とを論じているのである。これらの思想は、井上が終生保持し続けた観念の一つであり、後に国体教育主義そして「知」と「科学」としての学問の基礎となった内容である。特に、ここでは「高等士人」の教育には「科学」に依拠した、所謂「科学」的知識による教育が推進されている。即ち、『教育議』の内容は、『辛未学制意見』における、変則「法科」生に対する「知」としての「地理・歴史」教育が端緒となっていることが窺えるのである。当然、『学制意見』においても、その教育は「科学的」知識を機軸とした内容となっている。

井上は、この「科学的」知識に関して、1893（明治6）年11月、文部大臣として『実業補習学校規程』公布の訓令（文部省訓令第十二号）の中で次のように規定している。

我カ国ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラス此ノ**科学的ノ知識能力**ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト労働トハ画然トシテ特別ノ界域ニ立チ・・(略)・・今ニ於テ国家将来ノ富カヲ進メントセハ国家ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スル教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス⁴⁷⁶

このように、井上が「科学的ノ知識能力」を人民「子弟」に「浸潤」させること意図したのは、「国家富強」を支える人材の育成にとって「科学的」な知識と能力が不可欠の要因であることを知悉していたからである。そのことは、1875（明治8）年、彼の大久保・伊藤宛『士族処分意見控』にみられる愚民観が危機意識として根底に存在していた。彼はその中で、「士族ハ国ノ精神ナリ、今日ノ士族アルハ国ノ幸福ナリ・・(略)・・我カ農商ハ、絶ヘテ独立ノ氣象アル者ニアラズ、又学問ノ思想アルコトナシ、農商ノ学ニ進ムヲ待タン歟、百年茫々、未タ期スベカラズ、其ノ支那朝鮮ト伍列セントスルモ、恐クハ得易カラザントス」⁴⁷⁷と意見している。即ち、士族と比較して、「農商」は独立の気概なく、学問としての思想をも保持せず故に、中国朝鮮人に「伍列」するとみていた。しかし、その愚民観は、士族としての優越感からでも単なる蔑視でもなく、「国民」として国内外の危機を解決する為にはそのような愚民であってはならないとの国民形成の意思が包摂されていたと考える。それ故に、教育によって人民に「科学的ノ知識能力」を修得させることの重要性を強く認識していたのである。

最後の三つめは、如何なる心情で『辛巳学制意見』を提出したのかという問題である。理由に関しては、前者と同様に「国家富強」を第一の理由として提出する動機が存在していたことに相違は無い。即ち、「貢進生制度」による大学の混乱を解決するための改革なしには、政府の目指すべき「国家富強」と「文明開化」実現は困難であるという大学人として危機意識である。それに対する当局の対応は、加藤の要請によって中弁山口尚芳が派遣されているが、井上は学生団をも代表する形で対処して論駁⁴⁷⁸したといわれている。しかし、この件を理由として、彼は1871（明治4）年2月1日付けにて「依

願免本官」となって中舎長を早々に辞職している。大学当局の懲戒免職が下される以前に「依願」免職していることから想定して、『意見』書を提出することを決意した時点において既にそのことは承知していたことは明らかである。では、何故に郷土の先輩の推挙を受けて漸く大学人としての官職を得たにも拘わらず、それを辞することを覚悟で行動したのかという井上の心情とは如何なるものであったのだろうか。

そこには、井上が生涯を通じて変わることのなかった、自己の信念に反する事実・事項に対して謹厳実直に批判ないし抵抗していくという彼独特の哲学が存在していた。それは、井上の強い改革精神と行動力ともいうべき信念である。このような井上の哲学あるいは精神は、青年期の時習館時代に横井小楠との沼山対話においても発揮されていたことは、第二章「青年・井上毅の思想形成」において既に論じたとおりである。さらには、法制官僚として、伊藤博文との明治憲法草案や諸種の政策的な意見の相違点⁴⁷⁹の対立に見受けられ、さらには山県有朋との教育勅語制定に際する政治思想⁴⁸⁰の要請においても遺憾なく発揮されていく。

以上の考察から、『辛未学制意見』の提議には、井上の鞆村書屋・時習館以来の常に「知」を基本として物事を考察せんとする現実的な思想の存在が大学改革内容の基盤となっていた。その「知」の思想を支える柱は、儒学思想、立憲主義ないし法治主義の思想、そして国体思想の三本である。それらの思想を機軸としながら、彼は法制官僚として「国家富強」の実現のためにその力を投じて明治近代国家の礎を築いていく代表的な官僚となっていく。そして、その法制官僚としての「国家富強」への思想は、時習館時代に編纂した『管子』を範としながら、『経済文選』の主題である法と道徳を統合した「国家富強」論が基本と成っていたことは想像に難くない。このように、『辛未学制意見』は、井上の官僚としての最初の「意見書」でありながら、その後の井上の政策起案に際しての基本的思想が凝縮されていることに気付かされる。その意味において、井上毅の基本的思想を知る上においての貴重な文献の一つであると考えられる。

2、『教育議』にみる「科学的」知識論

(1) 徳育論争への過程

1872（明治5）年、政府・文部省は「学事奨励ニ関スル被仰出書」（太政官布告第二百十四号、「学制布告書」）により教育改革の方針を明示し、学制実施に対する教育理念を明確にした。それは「自今以後一般ノ人民必ズ邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」と規定して、国民皆学を基本とする個人立身と実学教育を目的・内容とする教育の実現を目的としていた。所謂、「国家富強」政策としての国家に有用な人材を育成する教育を基本とする。しかしながら、当時の政治的状況は、維新の急激な変革による民衆の不满が地租改正・学制・徴兵令等に反対する一揆・打ちこわし

となって頻発する。特に、1874年（明治7年）の板垣退助らによる「民選議院設立建白書」の提出以後の自由民権運動の高揚と並び、1877（明治10）年の西南戦争以後の国家経済の破綻は政府にとって危機的状況に置くものであった。したがって、政府の国家構想実現の為には、その民権運動を抑圧し並びに民衆（国民）を自らの側に引きつけなければならないという喫緊の課題が存在していた。そうした政治的状況の中で、「学制」の教育政策の転換が求められていく。

1878（明治11）年5月、文部大輔田中不二麿は「日本教育令（案）」を上奏する。その第二章は「国家ノ福祉ハ人民ノ才識ト徳行トニ根セリ、故ニ教育ノ普及ヲ謀リ文運ノ上進ヲ翼クルハ文部卿ノ職務タルヘシ」⁴⁸¹と規定されており、教育の原則は「才識」としての知識教育と共に「徳行」という道德教育を位置づけている点にある。その道德教育につき、第五十六章にて「生徒ヲシテ道德ノ性情ヲ涵養シ愛国ノ主義ヲ銘記セシムルハ特ニ教員ノ注意スヘキ者トス」⁴⁸²と明記し、生徒に「道德ノ性情」を涵養することで「愛国ノ主義」を育成することが教員の責務であると規定する。しかし、この条文は参議伊藤博文の修正案⁴⁸³によって削除されるなど、道德教育を重視しない方針の下に1879（明治12）年9月29日に「教育令」（太政官布告第四〇号）として発布された。「教育令」は、「学制」が中央集権的且つ画一的教育行政を基本としていたのに対して、民権運動に配慮する形で地方への教育行政権限を委託するという地方行政の自由裁量を容認していた。同年7月、政治的にも「地方三新法」⁴⁸⁴を公布して、同様に自由主義的で地方分権を部分的に容認する政策が既に実施されていた。この法案については、井上毅も当時内閣大書記官兼内務大書記官の立場から、法制官僚としてその中心的役割を担うなど深く拘わっているが、詳細は第四章・第一節「井上毅の地方自治論と貧民教育」において論じていく。

政府が自由民権運動に配慮する政策を実施した一方で、君徳輔導による天皇親裁政治の動きが強まり、天皇の側近に位置する「宮中」派は君徳輔導の強化により天皇親裁の国家構想をめざしていた。特に元田永孚、佐々木高行、吉井友実らの侍補グループは、仁義忠孝の儒教的徳治を基本とする天皇の徳性（道義性）を政治の基本に置き、徳性を保持する「万世一系」の天皇が統治権を総攬して自ら親裁する政治体制を構想していた。元田永孚は、1872（明治5）年6月『君徳輔導之上言』を三条実美宛に提出して「古の天下を治る者は、必先大本を立つ、大本は何ぞ、人君の心是なり、何を以て人君の心とす、聡明仁愛を知り、民を保つ是なり」⁴⁸⁵と記し、人徳による天皇親政による政治体制を提言している。さらに、1879（明治12）年6月、『立憲政に関する上奏』において「日本帝国ノ憲法ヲ立ルハ即チ陛下君主ノ宸断ヲ以テ我邦ノ憲法ヲ立ルナリ、其憲法ハ即チ天地ノ公道ニ基キ祖宗ノ国体ニ由リ古今上下ノ民情風俗ニ適度シタルナリ、・・・(略)・・・決シテ国体ヲ変スルニ非サルナリ、・・・(略)・・・臣民ヨリ之ヲ称シテハ必ス君主親裁政体ト言フ可キ也」⁴⁸⁶と提議して、「祖宗ノ国体」に依拠して国体主義に基づき立憲君主制の天皇政治体制を一層強固に論じた。

こうした政治の流れの中で、同年5月7日付けの『吉井友実日記』には、「岩倉と吉井に対して天皇は教育の儀大切なり、何事も西洋人の風に傾く情態につき日本にても我が国体を立つるように有之度と語っていた」⁴⁸⁷との記述が見られ、天皇による我国の伝統的国体思想に基づく一つの教育の推進が示唆されていることに注意しなければならない。これに関連しては、元田の同年7月28日付佐々木高行書簡中にも「教育の義は兼々思召も被為在候御事にて元田と毎度申談し御國體より割出して忠孝の道を基礎とせざれば向夾可恐人心と可相成と其邊は聖上にも段段思召被為在誠有御事なり」⁴⁸⁸と記されており、天皇自身が国体思想に基づく「忠孝の道」を基本とする教育の「思召」を表明していたとの記述と符合する。したがって、こうした天皇の言動が、元田の「教学大旨」・「小学條目二件」を『教学聖旨』として提出する所以となったであろうことは充分に考えられる。

(2) 徳育論争（教学論争）

－『教学聖旨』と『教育議』－

①「教学大旨」の意義

1879（明治12）年8月、『教学聖旨』が「教学大旨」と「小学條目」として成立する。「教学大旨」は、仁義忠孝の道德（徳育）を基本として国民教育の根本理念を示したものである。全文を掲載してその主旨を明らかにした後、順次『教育議』による批判を分析していくこととする。

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近専ラ知識才芸ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ洋風是競フニ於テハ将来恐ル、所終ニ君臣父子ノ大義知ラサルニ至ランモ測ル可カラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トヒ然ル上各科ノ学ハ其才器ニ随テ益々長進シ道德才芸本末全備シテ大中至正ノ教学天下ニ布滿セシメハ我邦独立ノ精神ニ於テ宇内恥ル事無カル可シ

489

元田の最も強調すべき提議というのは、「教学ノ要」は第一に儒教道德としての「仁義忠孝」を「本」にすべきということにある。それを明確にした上で、第二に「知識才芸」を「末」として究めることが従属している。したがって、教学の価値の優劣を、道德と知識を「本末」という概念で捉えることでその順位が決定されていることである。

その比較の根拠に、「我祖訓国典ノ大旨」としての皇祖以来の伝統的道德こそが、「上下一般ノ教トスル所」の人民の一般的道德として普遍的道德観を規定するものであると提示する。即ち、ここでは「我祖」（「皇祖」）以来の万世一系の皇室・天皇を機軸とする国体思想が教育的道德として規定されている。次いで、現在の社会状況をについて記し、近年文明開化の結果「知識才芸」を重視することで「本末」が顛倒し、「品行ヲ破リ風俗ヲ傷ナフ」状況を現出させたと批判する。よって「教学ノ本意」を明らかにして、「本」である「仁義忠孝」の道德教育を誠実に履行し、その後に「知識ヲ世界ニ広」め「西洋ノ所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏」してその「才器」を伸張させよと主張する。それによって、「道德才芸本末全備シテ大中至正ノ教学」を「布満」させ、その実施によってこそ我国の「独立ノ精神」ともいうべき日本独自の民族性が保持できると論じたのである。

同年8月、天皇は内務卿伊藤博文に対して『教学聖旨』を内示し、併せて現行の教育施策にたいする意見を「下問」した。その「下問」に対して、伊藤はすぐさま内務大書記官井上毅に「教学大旨」を提示し、彼に『教育議』を起草させて反論していく。井上は、当時「改正教育令」制定準備の作業もあった故にその提出は9月と遅れたが、明治12年9月、伊藤は直ちに井上起案の『教育議』を天皇に上奏している。

②『教育議』による批判とその教育思想

元田の「教学大旨」に対する伊藤（井上）の『教育議』による批判を、論点ごとに整理してその批判とそこに込められている教育思想を検証していくこととする。

第一の論点は、「風俗の弊」と教育政策との関係である。元田は、『教学大旨』にて「輓近専ラ知識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス」⁴⁹⁰として、その「風俗ノ弊」の原因を知識第一主義の「教学」にある故に「本」たる道德教育を推進すべきことを求めた。それに対して、井上の『教育議』は、国民の倫理観の衰退を「品行ノ敗レ」さらに国体観念の破壊現象等を「言論ノ破レ」と定義して、「実ニ風俗之弊ト謂フニ外ナラス、此ノ時ニ当テ教育ノ道ヲ謹ムコト固ヨリ緊要トス」⁴⁹¹と記して、両者をもって「風俗ノ弊」としたうえで「世道一変」した事実を否定せず、併せてそうした時期に於いてこそ教育の重要性を指摘する。

但し、「風俗ノ弊ハ実ニ世変ノ餘ニ出ツ、而シテ其勢已ムヲ得ザル者アリ、故ニ大局ヲ通観スルトキハ、是レヲ以テ偏ヘニ教育ノ欠失ニ由ル者トナスベカラズ」⁴⁹²と記して、その原因を維新後の「鎖国封建ノ旧ヲ改」めた「世変」という社会変革を理由として、その実態を例示することでその原因を教育に依拠するものでないことを論証した。そして、教育に対して「之ヲ救フ所以ノ者如何ト云ニ至テハ、教育ノ法、尤其緊要ノ一ニ居ルノミ、・・・故ニ教育ハ弊端ヲ療スル為ニ間接ノ薬石タルニ過キス、以テ永久ニ涵養スヘクシテ、而シテ急施紛更以テ速効ヲ求ムヘカラス」⁴⁹³と記して教育の重要性を認めつつも、その「法」策については「間接ノ薬石」として漸次に「涵養」すべきであると

論じた。

第二の論点は、『教学大旨』が「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ」⁴⁹⁴として、現行学校教育（「学制」実施）の「智識才芸」の実学教育を批判しつつ「仁義忠孝」の道德教育を推進していることの是非である。さらに、その道德教育とは「祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ随テ増々長進シ、道德才芸、本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布満セシメハ、我独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ル事無カル可シ」⁴⁹⁵と論じている点である。

これに対して、井上は『教育議』にて「政府深ク意ヲ留ムベキ所ノ者、慣習・文学・歴史ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクシテ、之ヲ混乱スベカラス、高等士人ヲ訓導スルハ宜シク之ヲ科学ニ進ムベクシテ、之ヲ政談ニ誘フベカラス」⁴⁹⁶と論じ、国体の基礎としての「慣習・文学・歴史」⁴⁹⁷を位置付け、日本の伝統的文化を尊重・擁護すべきことを明確にしている。その意味において、井上と元田の国体⁴⁹⁸を尊重する意義に変わりはない。但し、井上の国体は、「慣習・文学・歴史」という我国の歴史的「慣習」並びに「知識」を主体とする「元素」として組織（構成）された現実的要素を土台とするものであり、元田の「祖宗ノ訓点」を元素として組織されたとする観念的国体とは異質のものである。そのうえで、「高等士人」の教育においては「科学」に基づく知識、所謂「科学」的知識⁴⁹⁹を基本とすべきであり、儒学に依拠した「漢学」⁵⁰⁰の教育が民権運動の参加していく「政談ノ徒」に誘う危険性を指摘している。このことは、元田の儒教的「仁義忠孝」の道德教育を暗に否定するものともなっている。

即ち、井上の教育の基本原則は「政談ノ徒」対策だとはしているが、「宜シク工芸技術百科ノ学ヲ広メ、子弟タル者ヲシテ精微細密察、節ヲ屈シ、気ヲ下シ、浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシメテ、实用ノ材ヲ成シ、以テ公益ヲ資クルニ取ルベシ、蓋シ科学ハ実ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ」⁵⁰¹とするものであった。所謂、「工芸技術百科」の「科学」的知識を推進することで「实用ノ材」である人材を育成していくことが、国家にとって有益であることを指摘している。したがって、井上の求める教育とは、それらの「科学」としての知識を学校教育において実施していくことであり、そのことが現在「国家富強」を実現する開明的な教育として最優先されていた。彼が国体思想の重要性を認識していたとは雖も、元田の要請する儒教的道德の教育にその必要性は認められず否定したのは当然といえよう。

第三の論点は、元田の政教一致を主とする国教論に対する批判である。これについては、井上起案の『十二年 伊藤参議教育議』の中では記述されていないことから、井上の草案に伊藤が修正加筆して『教育議』⁵⁰²として提出したものではないかと推測する。

元田は、1879（明治12）年頃に元老院第二次『国憲案』に対する修正案を作成しているが、その第三条「皇帝ハ行政立教ノ権ヲ統フ」、第五条「国民ハ皇帝ヲ尊親

シ国教ヲ奉守シ国憲ヲ確信スルノ義務ヲ有ス」⁵⁰³と規定して、「皇帝」が「行政立教」の権利を有し、国民は「国教」を遵守すべきだとする国教主義を提示している。これを土台として、後日さらに具体的な法案として、1880（明治13）年9月30日頃に『国憲大綱』を上奏し「一 大日本国ハ天孫一系ノ皇統万世ニ君臨ス」「一 国教ハ仁義礼讓忠孝正直ヲ以テ主義トス、君民上下政憲法此主義ヲ離ルハコトヲ得ス」「一 皇帝ハ全国治教ノ権ヲ統フ」⁵⁰⁴とする各条文を規定して、「国教」を儒教の「仁義礼讓忠孝正直」の主義と定め、万世一系の「皇帝」（天皇）が「全国治教ノ権」を統治するという政教一致の国教論を提議したのである。

『教育議』は、元田の明治12年の「修正案」を想定することで「若シ夫レ古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ以テ世ニ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ宜シク官制スベキ所ニ非サルナリ」⁵⁰⁵と記して、「国教」を決定し実行するのは「賢哲」の務めであり、政府が勝手に「官制」すべきものではないと批判した。所謂、開明派の政治家として、「治教」の権力である宗教としての「国教」権力と政治権力は一致すべきではないという政教分離の原則によって反論したのである。そのことは又、近代国家としての立憲主義に基づく人民に対する「思想信条の自由」の保障でもあった。

以上の三つの問題点の中でも、特に第二の教育における道德と知識との関係論に注目したい。何故なら、井上自身のその後の教育政策において、徳育と知育との関係は学校教育の根幹的な施策として問題となっていくからである。即ち、教育勅語に代表される徳育・知育論争である。しかしながら、明治12年の徳育論争（教学論争）時点において、井上は開明派の法制官僚として既に知育を主体とした教育政策を確立していたことは、第二の論点における主張からも明白である。「科学的」な知識に依拠した思考と判断こそが、「知」を基本とする法制官僚の「武器」であり、その政治決定に際しても「知」こそが最も有効な手段としてその決定に有効であることを確信していたからである。このことが、近代立憲主義の思想と共に、以後の井上の教育思想並びに教育政策においての基本原則となったことは疑いようがない。

いずれにしてもこの論争は、元田たち侍補を中心とする天皇親政派（宮中派）による伝統的な「仁義忠孝」の道德（儒学）を教育の基本とする徳治主義教育と伊藤・井上たち開明派官僚⁵⁰⁶を中心とする「智識才芸」による実学を基本とする教育、いわゆる開化主義教育として顕在化した天皇を巡る政治的闘争であるといえよう。即ち、それは天皇の政治的位置づけを巡る政権論争であり、天皇を「絶対君主」として位置づけることで親裁政治を実践しようとする元田たちの「宮中」派と立憲政治を機軸として天皇を「制限君主」として位置づける伊藤を中心とする開明派官僚たちとの二つの政治的潮流の対立でもあった。よって、徳育論争（教学論争）とは、教育における道德の在り方としての問題提起のみならず、近代国家構想の完成に向けての政治的な政権抗争という政治と道德の問題でもあったと結論づけるものである。

第二節 井上毅の「国家富強」と教育思想

－「明治十四年の政変」後における中等教育政策－

「明治十四年の政変」以後、明治政府は天皇を基軸としたドイツ型立憲君主体制の国家構想を強力に推進していく。同時に、政府にとっては自由民権運動の高揚並びに北海道開拓使払下げ問題の解決のためにも、「明治二十三年国会開設の勅諭」を發布せざるを得ないという政治的実状も生じていた。こうした政治状況の変化の中で、学制以来の教育政策も大きく変化していく。本節は、法制官僚井上毅がこの「政変」と「政変」以後の明治憲法草案などの立憲政体構想に深く関わる中で、「政変」後における富国強兵政策への取り組みの一環としての教育政策を如何に実施していったかについて考察する。その中心的な主題は、民権運動対策としての士族問題並びにその一端としての中等教育政策とその思想についての考察である。

1、井上毅の士族論と中等教育論の萌芽

(1) 「国家富強」論と『士族処分意見控』にみる士族対策

明治新政府の指導層は、維新後における内外の政治的危機に対処する為に、先ず国家理念として、皇室・天皇が有していた神権的権威を彼らの政治的権力に転化するための国体主義の政治体制を設定する。次に、その国家理念を基軸としながら、政治的危機としての国家の統一と独立という国権確立の課題解決のために、国家目標としての「国家富強」政策を構想した。特に岩倉欧米使節団による欧米社会の近代的な政治・経済・文化等の実際の見聞と調査は、彼らの国家構想を現実的なものとして確信させるものとなった。帰国後、彼らは日本の現状を考慮しつつ独自の「国家富強」論⁵⁰⁷を提唱・実行せんとした。大久保利通は、1874（明治7）年の『殖産興業ニ関スル意見書』において、「大凡国ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ、人民ノ貧富ハ物産ノ多寡ニ係ル、物産ノ多寡ハ人民ノ工業ヲ奨励スルト否ザルトニ胚胎スト雖モ、其源頭ヲ尋ルニ、未ダ嘗テ政府政管ノ誘導奨励ノ力ニ依ラザル無シ・・・(略)・・・政府高官専ラ實際上ニ注意着手シテ能ク工業ヲ奨励シ物産ヲ増殖セシメ以テ富強ノ根底ヲ固クスル違ナキ所以ナリ」⁵⁰⁸と論じて、政府中心の「国家富強」政策の推進を提起している。

井上毅も、政府の法制官僚として且つ彼らのブレーンとして、当然の如く「国家富強」政策を推進・実施する立場にあり、その「政策」「意見」⁵⁰⁹の中にその論が多く見受けられる。特に、欧州研修より帰国後の明治7年、彼は『欧州模倣ヲ非トスル説』において「日本ハ欧州ノ美観ヲ学フヘカラス」と題して、「我邦ハ封建僅ニ廢シ郡県稍ク成リ財力ノ衰耗モ精神ノ疲弊モ之ヲ名言スルニ忍ヒス而シテ社会ノ有様ハ始テ旧習ノ非ヲ

リ相率テ新異ノ業ニ従事スルナリ之ヲ欧州ニ徴スレハ猶ホ彼六百世紀ノ如シ宜ク勤勉刻苦シテ富強ノ源ヲ培養シ文明ノ基礎ヲ為スヘシ」⁵¹⁰と記している。ここにおいて、井上は、後発国としての日本が歩む道は、近代国家確立に際して国家「富強」の「培養」と「文明」の確立という二つの課題を解決することが何よりも優先すべき道であることを論じたのである。

しかしながら、この国体主義と「国家富強」政策の国家構想は、「明治十四年の政変」以後に大きな政治的転換期を迎える。「政変」は、政府の実力者であった内務卿大久保利通の暗殺事件（明治11年）以後における、藩閥政府内における政治体制をめぐる一つの権力闘争とみてよい。他方で、1874（明治7）年1月、征韓論で下野した板垣退助・江藤新平らによる「民選議院設立建白書」の提出以後、各地で自由民権運動が高揚していく。それを契機として、翌年には「漸次立憲政体樹立ノ詔」が出され、以後多数の「立憲政体の建議書」や私擬憲法を含む「憲法案」が提出される中で、井上も岩倉具視の要請による憲法案⁵¹¹を作成するに至っている。そして、「政変」はイギリス型の議院内閣制を提起した大隈重信（派）の『建議書』（「国憲の議定書」・「国会開設意見書」）に対する、伊藤博文（派）らドイツ型行政権優位の立憲君主制との立憲政体をめぐる後継者争いとして顕在化した。結果的に、この政争は北海道官有物払下げ事件を理由として、薩長藩閥派による大隈派を政府内より排除する政変として終止符がうたれる。そして、「明治二十三年国会開設の勅諭」が發布され、以後、伊藤・井上らが決断したドイツ型立憲政治体制の富国強兵政策が本格化していくことになる。

1881（明治14）年3月、大隈の『建議書』（「国会開設意見書」）が提出された後、井上は『七月十二日付伊藤宛書簡』の中で、「各地方ノ報告ニ依ルニ、皆憲法考究ト一変イタシ候ニ有之、其憲法考究ハ即チ福澤（諭吉）ノ私擬憲法ヲ根ニイタシ候外無之、故ニ福澤ノ交詢社ハ、即チ全国多数ヲ牢絡シ、政党ヲ約束スル最大ノ器械ニ有之、其勢力ハ無形ノ間ニ行ハレ、冥々ノ中ニ人ノ脳漿ヲ泡醸セシム、其主唱者ハ十万ノ精兵ヲ引テ無人ノ野ニ行ニ均シ、……（略）……政府ハ英国風ノ無名有実ノ民主制ヲ排斥シテ普魯西風ノ君主制ヲ維持スルノ庸策ナラハ、八年ノ聖詔ヲ実行シ、政府主義ノ憲法ヲ設ケテ以テ横流中ノ壘壁ヲ固クシ、人心ノ標準ヲ示ス事」⁵¹²と論じている。即ち、民権運動における福澤諭吉の私擬憲法を警戒するとともに、政府は「英国風ノ無名有実ノ民主制ヲ排斥」すべきだと批判し、強く持論の「普魯西風ノ君主制」を採用すべきことを提唱したのである。そして、「普魯西風ノ憲法ヲ行フ事……今日ニ在テハ猶是ヲ舉行シ、多数ヲ得、以テ成功ニ至ルベシ」⁵¹³と、プロイセン憲法を模範とする政治体制こそが我国の進むべき道であることを要請する。

さらに、「何トナレハ英国風ノ憲法論末タ深く人心ニ団結スルニ至ラズシテ、地方ノ士族中、王室維持ノ思想、猶其与歴ヲ存スルモノ、必ス過半ニ居レハナリ」⁵¹⁴と記し、現在も地方士族が有する「王室維持ノ思想」を重要視して、全国士族の力量を「王室維持」のため、即ち天皇中心の立憲君主制としての政権維持のために活用すべきである旨

を提唱した。そして、書簡の最後で、伊藤に対して大隈の主張するイギリス型議院内閣制を主体とする「英国風ノ憲法」を実施するのか、それとも政府権限の強い立憲君主制を主体とする「普国風ノ憲法」を実施するのかと記して、如何なる政治体制の立憲主義を採用するのかということ二者択一で問うている。

このように、この書簡には、井上のドイツ型立憲政体に対する並々ならぬ意思表示が提起されている。それと同時に、彼がこの政治体制推進の中核として、士族¹の政治的統治能力並びにその「王室維持ノ思想」を想定していたことの特質性が見受けられる。このように、地方士族⁵¹⁵に「王室維持ノ思想」が多数を占めるとの考え方には、何よりも井上自身の旧熊本藩士としての儒学思想に依拠した士族意識が潜在していたと考えられる。特に幕末期の後期水戸学の尊王論は、「弛緩しつつあった幕藩体制の秩序を、天皇を頂点とした名分論によって再編し、強化するもの」⁵¹⁶として一つの「国体論」を形成し、対外的危機感を打破せんとした攘夷論と結合した尊王攘夷思想として多くの武士層の心を捉えていた。そして、維新後の王政復古の名の下での政権構想の結果、既述の藩閥政府による国体主義の観念は士族層にも深く浸潤していたのである。

井上のこうした士族観は、1874（明治7）年の佐賀の乱以降、各地で頻発していく士族の不满からの反政府運動という政治問題に対して、如何にしてそれを解決すべきかという課題にも向き合うことになる。それが、翌年（明治8年）、大久保・伊藤両参議に提出した『士族処分意見控』である。彼はここにおいて、「士族ノ処置ニ困ムハ、士族ノ用ヲ知ラザルニ由ル、今マ先ツ士族ノ用ヲ説カン、蓋シ士族ハ国ノ精神ナリ、今日ノ士族アルハ国ノ幸福ナリ」⁵¹⁷と記し、政府が士族の活用を怠ったことにその第一の原因がある故に、彼らを活用すべき方策を実施すべきと論じた。何故ならば、士族こそが日本国の精神的基軸でありその幸福を支えてきた中心的存在であったがためであると主張する。ここには、旧藩士としての井上の士族意識が強く表明されている。そして、対照的に「我農商ハ、絶ヘテ独立ノ氣象アル者ニアラズ、又学問ノ思想アルコトナシ・・・支邦朝鮮ト悟列セン」⁵¹⁸と記し、ここでも士族意識として人民に対する封建的愚民観を正直に表現している。このことは、人民への蔑視観ではないとしても、この時点における井上の「士族史観」として念頭に入れておかねばならない政治哲学である。それ故に、井上は彼らを教育することの必要性を強く意識したと考えられる。

その上で、現況の「士族ノ情状ヲ論ス」として、政府が士族に対して「義務ヲ与ヘズ、又其職業ヲ勸導セズ、之ヲ敵シスル者ノ如シ」⁵¹⁹と、具体的なその無策を批判する。したがって、士族を活用する論として「士族ヲ厚クスルノ方法ハ、曰、士族学校ヲ起シテ特ニ学制ヲ設ケ、専ラニ中学ト変則学校トヲ以士族ノ子弟ヲ教育ス」⁵²⁰と記し、士族子弟を教育するために、一つは「中学」校、二つは実業教育を主とする「変則学校」という「士族学校」を設立することを提唱したのである。この提唱は、後に『人心教導意見

控』において再度より具体的に提起されることとなる。「士族学校」の設立構想は、士族子弟に対する教育を重視しながら、併せて士族の今後の生活の安定・確保を保障することによって、将来的な政府の人材養成機関としての「国家富強」機能をも兼ねるものであったと考える。

他方で、士族本人に対しては、貴族として「正一県一令」に任命あるいは「地方ノ巡査」として採用するなどの政策を実施することで、「政府ノ目的ハ、務メテ士族ヲ牢絡シ、士族ト共ニ開化ニ進ベシ」⁵²¹との構想を結実させると結論づけた。よって、士族の不平不満を抑制する為に、生活の充実を第一として「士族ノ禄奪フベカラズコト」と断じたのである。ここには、士族を救済し、併せて政府の強力な支持基盤として政治的活用することで、彼らを「国家富強」立国の先兵に為さんとする井上の士族活用論が見られる。

(2) 『立憲政体議案』にみる士族の王室(皇室)維持論

先の『士族処分意見控』において、士族の「王室維持ノ思想」論が展開されていたが、井上の皇室に対する士族論としては、1880(明治13)年12月14日付けの伊藤博文に提出した『立憲政体建議案』⁵²²でさらに具体化する。この『建議案』は、伊藤の要請により井上が起草したものであるが、井上は「元老議官ヲ華士族ニ公選スルノ議」の章を第一に掲げ、維新の変革の危機的状況を招いた要因の一つが明治4年の「廢藩置県」と記し、これにより多数の士族が「禄ヲ失ヒ産ヲ削ラルハ者、全国ヲ挙テ幾(百)万」存在する結果となったと建議した。彼らは、その不満から「政府ニ抵抗シ、(民乱ヲ扇動)」する等の行動とり、それが(未タ古今ノ変ヲ通観セズ)「人民」を反「当局」側に位置させていると論じたのである。よって、それを解決する為には、「聖裁」をもって「漸次ニ立憲ノ政」を開始することで「危ヲ転シテ安トナ」すことが可能であると進言する。

それ故に、第二に「公選検査官ヲ設クル(ノ議)事」の章で、元老議官は華族のみならず士族からも公選して公議を拡張し、地方議会に於いては士族の「公選検査員」を以て財政を漸進的に公議することが「立憲ノ初歩」とであると論じている。そして、士族の存在について、「士族ノ武門ノ世ニ於ケル、実ニ平民ノ上ニ位シ、嘗テ常禄ニ食ミ、常産ヲ有シ、(概ネ)教育ノ素アリ(知識アリ)、国事自ラ任スル(ノ)習(アル)」⁵²³と記して、先ずその地位と能力を有する、所謂「教育」を享受して「知識」を保持する集団⁵²⁴だと論じている。したがって、その「知識」を活用することで「国事」に奔走することを常としてきたと讃える。しかし他方で、士族が「怒気団結スルトキハ、以テ朝野ヲ疎隔シテ王化ヲ要塞スルニ足ル、今日士族ノ向背ハ已ニ王室ニ純ナラズシテ、而シテ天下ノ過機、往々其間ニ伏スル者アリ」⁵²⁵と記し、現在各地で勃発する士族の反乱は「王室」への抵抗であり並びに国家にとっても痛手になることを危惧している。それ故に、

士族を政府（国家）の手中に置き、「国家富強」政策の中核的人材にすべきことを論じていたのであった。

第三は、その為の対策としての「元老院ヲ更張シ、元老議官ヲ華士族ニ選フ（之議事）ヲ請フ事」の章においてその対策を論じている。先ず明治8年の元老院を設置し、その議官職の該当者を「華士族ニ取ル」ことで「立憲漸進ノ聖意」としたことを承認する。次いで、今後の国会開設に関しては「漸進ノ道」を採用し元老院を拡張せんと提唱する。その拡張要員には士族を配置することを提言して、「其国事ニ担当シテ、文明ニ率先タルニ堪フル者、之ヲ士族ニ望マザルコトヲ得ズ、而シテ士族ノ位置ハ、固ヨリ宜シク貴族ノ一部タルベシ、誠ニ能ク士族ヲ以テ、明カニ華族ノ下ニ列シ、元老議官ハ専ラ華士族ノ中ニ公選シ、傍ラ国家ノ勲旧ト士庶ノ碩学ヲ収用シ、百人ヲ以テ定員トシ」⁵²⁶と記し、立憲政体における士族ノ能力とそれ故の活用と役割を論じた。

最後に、国家の重要案件・法律案は、元老院にて「其議ヲ経セシメ」るための五策⁵²⁷を提言しているが、試案の為であろうか内容が重複しており、要点は二点に整理できる。一つは、（八年ノ聖詔ヲ継ギ先輩ノ意図ニ従ヒ）「士族ヲ栄用シテ其報効ヲ収メ、永遠王室ノ輔翼タラシムヘク」であり、二つは、（漸進ノ主義ニ依リ、生ヲ捨テ熟ヲ取り）「将来ノ為先ツ両院平衡ノ地ヲ為スベク」ことであつた。一に論じるように、士族を華族の下に列し、「国事ヲ担当」させることでその不満を解消させると同時に、新国家建設の礎の人材要員として位置付けられる。さらに、そのことが士族を皇室の有力な「輔翼」階層として位置付けていくことになるかと構想したのである。このように、この「建議書」には伊藤・井上による周到な士族対策としての「国家富強」政策論が提唱されている。

2、「政変」後における人心教導政策と中等教育論にみる「教育富国論」

（1）『人心教導意見案』（『十四年進大臣』）にみるドイツ型立憲政体と中等教育論

「明治十四年の政変」直後の10月21日、太政官制の改革の中で参事院が井上の企画で新設されている。参事院では、内閣の命により法律規則の草案審査に参画する職責を担当し、伊藤博文参事院議長の下、井上が参事院議官（法制部勤務）として事務責任者としての要職に就任する。そして11月7日、井上は太政大臣以下三大臣に対して、ドイツ型立憲政治体制の確立に向けての『人心教導意見案』を提出する。その理由は、「政変」以来不平の風潮が激しさを増しており、何よりも「人心」を「過激論者ノ先制」から擁護する必要性からだとする。中でも「福沢諭吉ノ著書一タビ出テハ、天下ノ少年、靡然トシテ之ニ従フ、其脳漿ニ感シ、肺腑ニ浸スニ当テ、父其子ヲ制スルコト能ハズ・・・天下ノ人、方向ニ迷錯シ」⁵²⁸とイギリス型の風潮を強く批判する。そして、ドイツ型立憲政体と人民誘導の為の「人心ヲ牢絡スル」方法として以下の五つの策を論じている。

- 第一 都鄙ノ新聞ヲ誘導ス
- 第二 士族ノ方向ヲ結フ
- 第三 中学並職工農業学校ヲ興ス（唱励スル）
- 第四 漢学ヲ勸ム
- 第五 独逸学ヲ興ス（奨励スル）

第一に関しては、同年『官報新聞発行意見』を起案し、「新聞社約束ノ事」の三項で「社説ハ務メテ政府ノ主義ヲ弁護シ、法律規則ノ理由ヲ説明シ、与論ノ方向ヲ指導スルヲ要スベシ」⁵²⁹と論じ、言論統制することで政府主導の与論操作を推奨している。第二は、「各旧藩侯ノ方向ヲ固クスルハ地方士族ヲ結フノ第一着手タリ」として、旧藩主の結束を固め、また地方士族の団結を促進しその救済として「在官ノ士」とすることが論じられる。第四は、ルソーなど「英仏ノ学」による「革命ノ精神」の蔓延を防止する為に、漢学（儒教）による「忠愛恭順ノ道ヲ教」えること論じている。これに関しては、『独逸書籍翻訳意見』（『十四年機密文書』）において関連事項を説明していくこととする。第五は、ドイツ型立憲君主制を確立する為にも、「現今欧州各国ノ建国、独リ孛国ハ我国ニ近キ者アリ」と記し、ドイツ学を推奨することが論じられている。

本論で問題となるのは、士族子弟対策としての中高等教育論を記した第三の「中学並職工農業学校ヲ興ス」である。井上は、既に『士族処分意見』や伊藤の『立憲政体建議案』起草などにおいて論じてきたように、士族救済論の一つとしての士族子弟に対する教育論を展開していた。しかし、政府は明治5年の「学制」以来四民平等の国民皆学の「実学的教育」⁵³⁰を第一義的に推進してきたものの、結果として教育政策としての基本に小学校普通教育を位置付けて中等学校に重きを置いてこなかったと論じる。それ故に、「国家富強」を実現し民権運動を抑制していく為には、今後何よりも「士族ノ子弟」を基本とする中等教育、実業教育の重要性が増すことを具体的に指摘する。

是レ士族ノ子弟ヲ驅テ、福沢ノ門ニ輻湊セシムルノ一ノ原因タリ（仏国ニ於テ国庫ノ補助金ハ中学ニ於テシテ小学ニ於テセズ）今、宜シク国庫ヨリ毎年五十万圓ノ補助金ヲ出シ、士族団衆ノ地方ニハ、中学校並農学職工学ヲ設ケ、而シテ中学ノ学則ハ、国文ト漢学トヲ用ヒ、其洋務ヲ知ルハ、翻訳書ニ依ラシメ（現今ノ中学規則ハ、猶ホ英学ヲ修ムルヲ以テ必要トセリ）又洋風ニ模擬セル煩細ノ学則ヲ削除スベシ、此ノ如キトキハ、庶幾クハ、以テ全国ノ士族子弟、争テ東京ニ集マリ、政談ノ淵叢タルノ弊ヲ去リ、又以テ私学私塾ニ於テ一家ノ私言ヲ広ムルノ害ヲ除クベカラン与、而シテ農工学校ニ至テハ、理論ヲ略シ、学則ヲ簡ニシ、専ラ実業ヲ主トスベシ⁵³¹

この記述の中には、井上の士族子弟教育論における中等教育に関する複線構造が読み取れる。即ち、国家による中等教育を「中学校」教育と「農学職工学」教育という二つ

の学校教育への複線化である。前者は、先ず第1の問題として、主要教科を前述の「人心ヲ牢絡スル」方法するものとして、現在実施されている「英学」以外、即ち方法の第五で論じている「ドイツ学ヲ興ス」ことが重要であることを示唆する。第2の問題は、英仏学を主とする洋風学則を廃止することで、「政談ノ淵叢」の東京一極を払拭し、「私学」が「洋風」を拡大する弊害を除去せんとしていることである。これは、明らかに福沢の慶応義塾等の英国風の学問・思想が念頭に置かれていることは論を俟たない。そして、各地方における中等教育を強固なものとして、国家における有為の青年を養成していかんとする構想である。

その為の学校構想は、一つは、中等学校を卒業後の進路に大学並びに専門学校という高等教育へのコースを設定⁵³²することで、在校生を明治国家の政治体制を支える指導者層（人材）としてさらに養成することが想定された。いわゆる、「中学校」は国家のエリート養成機関の一角を担う中等教育としての位置付けがなされていく。それに対して、二つは、「職工学校」は「理論ヲ略シ、学則ヲ簡ニシ、専ラ実業ヲ主トスベシ」と論じているように、明確に職業人（労働者）養成機関としての実業教育学校の性格を鮮明にしていることである。いわゆる、資本主義を支えるところの、中核というよりもその中堅幹部としての労働者層の養成を想定している。この実業教育推進の意義は、1893（明治26）年、彼が文部大臣として提起した『実業学校施設意見』の中で、「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の知識は、無形の資本として価値ある元素なり、是実業教育の已むべからざる所以にして、其施設方法着手順序は最も講究すべき問題なり」⁵³³と明解に論じたことに象徴されている。

このように、両校にはその教育内容とその後の進路に明瞭な優劣が設定されているが、共通することは、共に明治国家体制の理念である「国家富強」を実現する為の有力な人材教育機関であることである。特に中学校は、政治体制としてのドイツ型立憲君主制を擁護推進していく為の重要な基幹学校と位置付けられていく。しかしながら、井上が中等教育を優先して、小学校教育をおろそかにしていたというわけではない。彼が教育の基本に小学校教育を置いていた事、そして全ての子どもたちに教育を受ける自由と権利があるとする思想を有していたことは事実である。このことについては、第四章「井上毅の立憲主義的人権思想と教育思想」において論証することとする。

（2）『独逸書籍翻訳意見』にみるドイツ学の奨励

1881（明治14）年の『人心教導意見案』提出後、井上は『独逸書籍翻訳意見』を「十四年機密文書」の一つとして記述している。彼は『人心教導意見案』の中で、「洋務」を知ることを「翻訳書ニ依ラシメ」と論じているが、これは特に「独逸書籍翻訳」を意識していたと考えられる。先ずこの「翻訳意見」においては、ルソーの『民約論』が論じる人民主権論並びにモンテスキューの「三権分立論」を「政府ノ転覆ヲ促シタル」

危険思想として捉えていることである。このことは、政府側の一官僚としての立場から、人民の政権転覆という革命に対する拒否感ないし危機感によるものと考えられる。井上の脳裏には、欧州研修において見聞したフランス革命の風説並びにパリ・コミューン後の実状に対する拒絶感は強い印象として潜在化されていたとみるべきである。

しかし、次にドイツ国法学のJ・C・ブルンチュリーなどの反対論を記して、彼らが提唱する「主権ハ専ラ君主ニ存ス」という「主権帰一」論を提起している。そして、「我国ニ於テ我国体ニ適シタル憲法ヲ設立シテ是ヲ永遠ニ維持セントスルニハ先ツ現今盛ニ全国ニ行ハレ一時人心ヲ涵漸スルトコロノ英国政体論ヲシテ漸々衰微シ終ニ勢力ナカラシメザルベカラズ」⁵³⁴と記す。即ち、彼は日本の国体主義に合致した「憲法」を制定し、それを永遠に維持する為には何としても英国政体論を衰微させねばならない必要性を論じているのである。その為の「人心ヲ統攬制御スルニハ先ツ其腦獎ヲ涵化スルトコロノ書籍教育ヲシテ時流ヲ去テ正義ニ帰セシムルニアリ」⁵³⁵と記して、人心教導のための洗脳を試行する為には「書籍教育」によって「時流」である英学から「正義」としての独逸学に転換することが重要であることを示唆した。この「書籍教育」とは、無論「独逸書籍翻訳」による教育のことである。彼はこれを実現する為には、所属する参事院内に「一局」を設立して、ドイツ留学経験者の平田東助、山脇玄などと共にドイツ人学者数名を擁して調査研究することを要請している。

井上は、このようにして大隈・福沢派が提唱するイギリス流の思想と政治体制を徹底して排除し、彼らの構想したドイツ流の思想と政治の立憲君主制を実現する為に行動していく。したがって、その教育思想とそれに依拠した教育政策は、一つはドイツ学を主体として、さらに日本独自の歴史的伝統である国体主義を尊重した独特の教育となっていくのである。

(3) 井上毅の「教育富国論」

このようにして、井上毅の教育政策としての「国家富強」政策は、士族の政治的統治能力と「王室ノ維持」思想という国体主義を念頭に、不平士族の反政府運動の解決と彼らの政治的活用を企図するという極めて政治的な観点から構想される。それは、一つは、士族救済を目的としてその子弟教育を中心として構想され、二つは、その実現の為の方策・手段として政治体制としてのドイツ型立憲君主制を基軸として進展させていくことであった。そして、その教育政策は、中等学校を主体としてその具体化が実施される。即ち、士族教育を中等教育の基幹に位置付け、国家目標としての「国家富強」を支える人材養成機関として政治的に構想される。それが「中学並職工農業学校ヲ興ス」政策によるドイツ学の教科を主体とする学校制度であった。井上の、教育を通じて「国家富強」を推進して行くとの方策は、「教育富国論」乃至「教育富強論」⁵³⁶としてその後における文部大臣としての各学校諸整備にも応用・実施されていく。特に、その実業教育観で

ある国力の涵養としての「国家富強」理論は健在であり、「実業補習学校規程」・「徒弟学校規定」・「簡易農学校規程」等の諸規定を制定して実行されていくことになる。

既に政府の教育施策においても、自由民権運動高揚の危機並びに財政逼迫を理由とする地方からの官立学校設立要請等により、明治10年代に質的な変化を遂げていた。井上の『人心教導意見案』が提出される前年（明治13年）、政府は自由主義教育施策を推進する文部大輔・田中不二麻呂を更迭して局部人事の刷新等文部省と学校教育の再編を実施している。そして、同年12月に「教育令」改正を行い、普通教育のみならず中等教育に対しても、学制以来の私学放任的施策に対して中学校設立条件を厳格化していく。さらに、翌年（明治14年）7月に「教育令」を捕足する形の「中学校教則大綱」が制定される。この「教則大綱」の目的は、地方中学校教則の不備を修正しそれを正格化することにあつた。その第1条に、中学校の任務を「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」⁵³⁷と規定し、中級以上の職業に従事する人間並びに大学への高等教育進学を目的とした教育が実施される教育機関の定義が確立する。したがって、その基準の枠組みに該当しない私立中学校の多くが「各種学校」の種別に編成替えとなって大幅に激減し、官公立中学校数が急増するという逆転現象の結果を生み出したのである。⁵³⁸

したがって、井上の士族論並びに官・公立としての中等教育論は、政府の中等教育政策を士族子弟の教育政策を補完する役割をも果たすと同時に、一方で私学教育による政治青年の増加を防止することで高揚する民権運動を抑制する機能を果たしていたといえよう。そして、以後中等教育は「中学校教則大綱」第1条に規定されたように、高等教育進学への道の一過程として、国家的指導者たるエリート教育機関としての位置付が定義されていくこととなった。

さらに、既述の1893（明治26）年7月の『実業補習学校施設意見』⁵³⁹で提議されていたように、「国家富強」を第一として「殖産興業の道」としての資本主義の発展という経済上の理由から、「一般人民」のための職業知識こそが富を増殖させるための基本であるとする実業教育論の必然性が展開されていく。したがって、井上の労働者教育観には、「国家富強」実現を目的とする国家構想が厳然として存在している。このことは、時代の要請から来る彼の教育論が、エリート教育としての中等教育から民衆（人民）を対象とした教育へと質的転換があつたことにも注視する必要がある。井上が教育の重要性を「国家富強」との関係で論じた実証例の一つに、1894（明治27）年3月30日、文部大臣として高等師範学校卒業式において演説した「卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」がある。

一体、教育ハ恐イモノデアル、教育デ国ヲ強クスルコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ弱クスルコトモ出来ル、教育デ国ヲ富マスコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ貧乏ニスルコトモ出来ル、教育ノ方針ヲ誤ルトキハ、国ガ文弱ニナリ、貧乏ニナル、故ニ諸君ト共

ニ教育ノ責任ハ大キナモノデアル⁵⁴⁰

以上の考察により、井上は富国強兵政策という国家目標の実現に際し、政府は国民の「人心」を教導掌握する為に、手段としての教育による国家意思の貫徹を強行していったことが実証される。その意味において、このような明治近代教育における施策を今日的課題として受容するとき、現代の学校教育においても、国家（政府）による恣意的な「人心教導」の危険性が存在しうることを重要な教訓とすることが肝要である

第四章 井上毅の「立憲主義的人権思想」と教育思想

第一節 井上毅の地方自治論に基づく貧民教育への一考察

井上は、1871（明治4）年2月に大学南校中舎長を依願退職した後、同年12月に司法省十等出仕として法制官僚への道を歩んでいく。彼が青年期に熊本の韓村書屋・藩校時習館にて儒学と同時に中国清律等の法学を学び、併せてフランス啓蒙思想書を含む多数の欧米の政治・経済・歴史・地理等に関する諸文献⁵⁴¹を読破していたことは既に論じた。その後、藩命によって江戸・長崎にてフランス学を修行する過程の中で漸次に立憲主義者⁵⁴²として成長していくが、本格的な立憲主義並びに法治主義と法制度についての修得は、1872（明治5）年に司法省遣欧使節団員としてフランスに派遣されて以降の学習⁵⁴³が基本となっていたと考える。

彼はその生涯の大半を法制官僚として政府の重要法案に関わり、「国家富強」政策の実現に向けてその法知識と理論をもって尽力していた。そして、晩年の1893（明治26）年3月、彼は51歳で文部大臣に就任し、約1年半の僅かな期間であったが実業教育などの文教政策に積極的に取り組んでいく。

井上の教育思想に関する先行研究においては、教育勅語や文相時代の教育政策、特に実業教育を中心とするものが多数を占めており、貧民教育に関する研究は進んでいないと考える。そこで本節は、彼の貧民教育を考察し、その思想基盤となっていたのが彼の町村自治論であった事実を検証するものである。

井上は、1886（明治19）年の関西出張に際して地方人民の貧窮状態を実際に見聞し、それに基づいて『地方政治改良意見案』を提出している。そこには、井上独自の地方自治論を基盤とした地方政治の改革案が論じられており、その改革によって地方人民の窮状を救済しようとする強い意志が見られる。その意志は、その後の文相時代において、地方教育の改革と貧民教育への政策に導入されていく。

そこで本節においては、二つの研究課題を設定して考察を展開していくことにする。一つは、彼の貧民教育がその地方自治論を基盤として導き出されている事実の検証である。二つは、その貧民教育と地方教育政策を考察することによって、日本近代教育の光と影を明らかにしてその実態を検証することにある。いうなれば、そこに「教育とは本来如何に在るべきか」という課題を追求することでもある。そのことはまた、現代における教育政策そのものを「如何に在るべきか」と問うことでもある。

1、「地方三新法」と地方自治論

（1）「地方三新法」等をめぐる井上の地方自治意見

1886（明治19）年3月、井上は関西出張を命じられて大阪・奈良方面を視察している。当時の3月21日付け『朝日新聞』によれば、「図書頭井上毅君が今度奈良表へ出張せらるゝ御用向きは同地正倉院の宝庫修繕の為なりと云う」⁵⁴⁴と報道され、31日付け『読賣新聞』には、勅封開緘として「正倉院勅封去る二十五日午前九時開緘の旨井上図書頭より電報にて届出らる由」⁵⁴⁵との記事が見られる。当時、彼は臨時官制審査委員長の地位にあり、宮内省図書頭⁵⁴⁶も兼務しており、その責任者として東大寺正倉院の修復について視察に赴いていた。

しかし、井上は正倉院修繕の視察を表向きの理由として、実際には大阪・奈良方面における地方人民の生活状況を詳細に調査することを企図していた行動がみられる。その理由は、彼が2年前の内務卿山県有朋による地方自治制度改正に強く反対していたことに起因する。即ち、彼はその後における各地方自治体の政策とその下での人民の生活実態を調査することで、地方政治の再度の改良を画策していたのではないかと考えられる。

明治新政府が地方自治政策を推進する背景となっていたのは、維新後の内外の危機を克服して、国家の独立と国内の統一を早期に実現することにあつた。政府はその課題実現のために、早期に中央集権国家としての天皇制国家を完成させ、併せて強大な軍事力と殖産興業による資本主義化への「国家富強」を構想する。その手段として、何よりも人心を収攬することで国民国家としての統一を実現していくことが求められていた。その一つが、政府による直接的・間接的な地方自治政策を通じて⁵⁴⁷、末端の村々に至るまでをその政治的支配下に置くことが計画されたとみてよい。

明治政府は1878（明治11）年に地方三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）を制定して地方自治政策を本格的に実行していく。その端緒となったのは、同年3月11日付け内務卿大久保利通の「地方之体制及ヒ地方官ノ職制ヲ改定シ地方会議ノ法ヲ設立スルノ主義」（「地方之体制等改正之儀」）の太政大臣三条実美への上申書である。維新後の地方体制である大規模で複雑な大区・小区の制度を改めて、地方の自治を部分的に承認した上で中央集権国家体制を強化することが企画⁵⁴⁸されていた。そこには、その前段階として木戸孝允の地方自治への提議⁵⁴⁹が存在していた。

大久保の「地方之体制等改正之儀」の建議内容⁵⁵⁰は、地方行政を村落の伝統的な「固有ノ習慣」⁵⁵¹に則って二つに分ける。一つは国家の直接的統治支配の下に置かれる統制的な政治区分としての「行政ノ区画」であり、二つは村落「固有ノ習慣」に基づく国家から間接的に独立した「住民社会独立ノ区画」である。このように、地方自治を住民社会の「独立ノ区画」だと定義して地方分権の概念を創造した意義は大きい。そして、「府県都市」には両方の性質を与えて中央政府の「吏員」を配置して掌握し、「町村」には中央政府の統制的政治体制から分離した「住民社会独立ノ区画」のみを付与するものであつた。

この「改正之儀」は、大久保逝去の後「松田大書記官（道之）ノ起稿ニ係リ井上法制官（毅）ノ修訂ヲ経テ成案」⁵⁵²するに至つたとされている。同法案は、内務卿兼伊藤博

文議長の下で第二回地方官会議にて審議されるが、井上の「修訂ヲ経テ」とあるように、彼は当時伊藤の下で地方官会議議事御用掛として同法案を取りまとめており、その後も内務大書記官を兼務して地方制度対策に意欲的に取り組んでいる。

では、彼は如何なる地方自治に対する思想をもって「修訂」したのであろうか。一つの参考資料として、彼が同（明治11）年に提議した『地方政治改良意見案』がある。これは、地方の郡役所と戸長役場が、人民に対する国と地方の義務履行に関係して、納税、警察事務、寄付金など七項目について如何に対応していくかについて論じたものである。その中で、郡役所・戸長役場が人民への公私用に対応する基本姿勢として、「人民ノ便益ニ親切ナル行政」⁵⁵³並びに「人民ノ取扱ハ丁寧懇切」⁵⁵⁴であることを強調している。よって、井上がこの『意見案』にて論じた、地方人民への「親切ナル行政」「丁寧懇切」を基本として大久保案を「修訂」していったことが考えられる。

地方官会議の議を経た地方三新法の内容は、大久保案を基本としながらも元老院にて再修正され、それぞれ「郡区町村編制法」（布告第十七号）・「府県会規則」（布告第十八号）・「地方税規則」（布告第十九号）として明治11年7月22日付けをもって制定公布された。この地方三新法は、町村に部分的な自治を付与したものの、全体的に地方を中央政府の支配下⁵⁵⁵に置くことになる。しかし他方で、旧慣としての村落が有する良俗に基づいて大小区制を廃して郡町村制を復活させたこと、そして公選の戸長に町村の理事長として行政事務を付与したことは、町村に一定の自治性を公認するもので地方自治への道を拓くものであった。

さらに、この三新法体制は、1884（明治17）年、内務卿山県有朋が推進する町村制度「改正」によってさらに大きく転換する。それは、地方区画に連合区長役場を設定してその区域を拡大する旧来の大区・小区制を復活させる大規模な町村制とするものであった。さらに、戸長を官選制にして地方末端官吏に位置づけてその権限を強化し、町村会と併せて政府による中央集権国家体制を一層強化することを意図していた。そのように、政府が地方を中央集権体制に組み込まねばならない理由として、日本を取り巻く時代背景が存在していた。

1881（明治14）年、大蔵卿松方正義による「松方財政」は、その紙幣整理と財政緊縮政策によって国民に対する増税を伴うものとなっていた。それによって、地方農村部が深刻な打撃を蒙る結果となる。明治15年のデフレーションによる米・繭価格が急落した結果、地租・地方税を滞納する破産農民が増加していた。その為に、農民の不満は民権運動と連動しながら抵抗を強めていき、秩父事件に代表される農民騒擾が各地で頻発していた。特に明治17年以降は、中小地主の没落と小作農民の都市下層民としての流出が続き、彼らは資本主義化の中で労働者としての道への選択を余儀なくされていく。所謂、資本の本源的蓄積の進行である。このような地方農村部の不安定化の背景が、政府をして、早急にその危機を打開する為の一つの手段として地方自治政策が喫緊の課題となっていたことは否定出来ない。

井上は、この17年「改正」に対して、山県宛に書簡を提出して強く反対していく。先ず『1月13日付山県宛書簡』の中で、明治11年の「郡区編制法」変革による「県一郡一戸長管轄一村用掛」とする旧制度（大区・小区制）の復活は、「官署複雑ニシテ民治底滞シ、民費冗多ナルハ極メテ良政ニ非サル」⁵⁵⁶だとして、その行政の複雑さと人民に対する賦課を批判した。その上で、現行の公選制戸長制が「極メテ人民ノ疾痛ニ親切ナル者アリ」⁵⁵⁷と記して、人民に対する「疾痛」に対する「親切」、即ち人民の疾苦を思いやる制度であることを強く意見した。そこには、井上の困窮する地方人民を救済するという強い意志が込められている。

この戸長の重要性について、井上は、既に1874（明治7）年の『官吏改革意見案』にて「凡ソ国ヲ為スノ本ハ村邑ニ始マル故ニ治道ノ本亦村邑ニ起ルー村小ナリト云エドモ亦併スベカラズ分ツベカラズノ形態ヲ具ヘ固有ノ権利ヲ有シ政府ト云ヘドモ得テ曲クルコト能ハズ戸長ハ一村ノ権利ヲ主持シ時アリテハ一村ノ為ニ本県若クハ各省ト対訟スルニ至ルモ固ヨリ其ノ任ナリ」⁵⁵⁸と意見している。それは、国の大本は「固有ノ権利」を有する「村邑」にある故に政府はそれを否定することは出来ないと主張し、村を統括する戸長こそが「村ノ権利」を有して対政府（省）・県に「対訟」する責任を有すると意見していた。

次に、『1月15日書簡』は、11年の郡区編制法にて町村自治が部分的に付与されてから「今日に至り、人民稍ヤ慣熟せんとするの際、又々中比之大区小区ニ復せんとハ何事ぞや」⁵⁵⁹と、人民に慣れ親しんだ町村自治の地方制度を大区小区に復すことに対して厳しく抗議した。彼は、何よりも町村の伝統的な慣習としての「自治ノ精神」を地方自治の第一の要因としており、それを弱体化させる山県の新たな町村制に強く抵抗したのである。

この井上と山県の対立は、1885（明治18）年12月の伊藤による内閣制度創設以後も継続する。内閣制度によって、さらに地方自治制度は民権派の政党勢力の地方進出を阻止し、併せて政府の地方への支配体制を確実なものとするを意図して実施されていく。特に、1889（明治21）年の内務大臣山県による「市町村制」の制定と、同年9月の「府県制・郡制」草案の提出によって、二人の対立は顕著なものとなっていく。

井上は、山県による「府県制・郡制」によって、先の「市町村制」にて付与した自治的権限を府県・郡にも適用させる事に対して、「純然タル自治ハ之ヲ町村ニ施スベク、之ヲ都市ニ施スベキモ決シテ之ヲ府県ニ施スベカラズ。町村及都市ニ在リテハ自治性ハ人民ノ利益ヲ保護ヅル良法タルベキモ、府県ニ在リテハ国体ヲ破壊スルノ不詳ナル結果アラントス」⁵⁶⁰と論じて反対した。即ち、「純然タル自治」は伝統的慣習としての自治を有する町村のみに付与されるものであり、中央集権体制の下における府県に自治を付与することは「国体ヲ破壊」するものであると批判したのである。井上が特に「国体ヲ破壊」すると憂慮した背景には、府県への自治承認が天皇を中心とする中央集権体制の

「国体」政治を否定するものであり、さらに幕藩体制下における旧藩の地方分権の容認が廃藩置県の意義を消滅せることに繋がると判断したためと考えられる。しかし、山県も「町村ノ上、更ニ自治団体トシテ郡ヲ置キ」⁵⁶¹と後に論じているように、府県・郡に「純然タル自治」を有する「自治団体」を付与することを固く保持している。既に明治17年の改正時、山県は「自治制ノ効果ハ、啻ニ民衆ヲシテ其ノ公共心ヲ啓暢セシメ、併セテ行政参助ノ智識経験ヲ得シムルカ為メ、立憲政治ノ運用ニ資スル所至大ナリトイフニ止マラス、中央政局異動ノ余響ヲシテ、地方行政ニ波及セサラシムルノ利益亦決シテ鮮少ナラスト為ス」⁵⁶²と論じて、民衆に「公共心」と行政の「智識経験」を修得するのみならず、中央政府の「異動」を地方行政に波及させることによる利益を重視していた。それ故に、彼は憲法制定前にその準備として自治制度を整備すべきことを提議している。

この二人の理論的対立について、海野福寿は「山県が、その自然的理念を制度的に保証し拡大することによって地方体制を創出しようとするのに対し、井上は、そのような制度が逆に実質化を引き起こすことを危惧した」⁵⁶³と記している。それ故に、「山県が非政治化・非政党化のための『地方自治』の水深を府県レベル」⁵⁶⁴としたのに対して、井上はその水深を「村」に求めたと論じている。海野は、立憲主義者である井上は、自治を民主主義と不可分のものとして捉えている故に、理念としての「自治」を否定したとも論じる。出原政雄も、同様に井上が自治を民主主義の概念として捉え、所謂ブライスの「地方自治は民主主義の最良の学校」という原理を知悉していたが故に、イギリス流の自治論に危機感をもったと指摘する。そして、井上が民権派の議論に配慮しながらもそれに対抗する理論構築を図り、「いわゆる『英国流ノ自治』論こそそれを破壊する理論と捉え、それに対抗するために山県らの依拠した『独逸流ノ地方自治』にフランス中央集権主義を加味した独自の理論を強調した」⁵⁶⁵と論じている。

さらにこうした対立には、憲法制定と国会開設を前にして民権派の動きを抑制する為に、地方自治体制の確立をその前にするか後にするか政治上的対立が存在していたことと関係している。伊藤、井上がその実施前だとする意見に対して、山県はモッセの自治論である「分権及自治ノ事ヲ定メズシテ直ニ国会ヲ設置セバ宛モ南亜米利加ノ如キ形況ニ陥ランノミ」⁵⁶⁶の影響を受けており、既述のようにその後での実施を意見している。

いずれにしても、井上の山県宛書簡にみられるように、井上は特に人民の貧窮状態等を把握した上で、彼らに「親切」な行政を施すことの政治的配慮を優先する。人民に対する「親切」な行政とは、人民の自由と権利を擁護・保障する行政である。その思想は、彼が修得していた近代立憲主義に基づく人権思想から導き出された論理であったと考えられる。

坂井雄吉は、井上が「人民ノ便益ニ親切ナル行政」並びに「極メテ人民ニ疾痛ニ親切ナル者アリ」と提議した「親切」の解釈について、井上が「仮に『上から』の立場は動かし難いものであったにもせよ、その限界内において可能な限り人民の生活に対する

『親切な』行政を施すことこそ、彼の地方自治制度意見を貫く最も基本的な目標であったとかがえられるのではないだろうか⁵⁶⁷と論じている。本論も、井上が人権思想に基づく人民に対する「親切」な行政を可能とする地方自治政策に尽力していた行動から、坂井説を評価したい。

(2) 井上毅の地方自治論

井上が地方自治に関して強い関心を有していたことは、彼の起案になる1875（明治8）年4月14日布告の「立憲政体基礎確立ノ詔」では、「地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス」⁵⁶⁸ことを明記している。そこには、地方の「民情ヲ通シ」という地方住民の生活実態とその思いを尊重し、それを基盤として彼らの「公益」を実現しなければならないという、井上の地方自治論を貫徹する基本思想が表明されている。

この「地方ノ民情」を尊重するとの思想は、井上が1876（明治9）年6月に法制局主事に就任後の12月、彼の初めての地方自治論ともいえる『地方政治意見案』を提出して地方人民の生活実態を調査する中でも述べている。まず、大目にて地方政治の基本を節税と地方長官（戸長）に適任者を選任することを論じ、ついで、小目に「正税ノ外ニ府県税アリ民費アリ課金アリ税目ノ多キハ人民ノ苦ム所ノミナラズ又其疑フ所ナリ。学校課金一戸二十銭、貧民ノ疾苦ノツタリ是レ課金ニ貧富ヲ分タザルニ由ル」⁵⁶⁹と記して、正税以外の府県税など多種にわたる重税が人民の生活苦の根源となっていること、特に学校課金の貧富を考慮しない均一負担は「貧民ノ疾苦」となっていると分析した。それ故に、「今巡察視様ノ官ヲ設ケ任其人ヲ得テ民情ヲ察シ疾苦ヲ訪ヒ係官ヲ督責監視スベシ」⁵⁷⁰と地方住民の「民情」を理解し、人民の「疾苦」を見聞するための監督責任と監視を怠ってはならないことを意見している。このように、地方人民の生活苦を改善しなければならないとする井上の意志は、町村自治の確立、併せて貧民教育への起点となっている。

さらに彼の人民に対する減税政策は、1877（明治10）年の『民費賦課意見案』の中にも取り入れられ、その第二号「布告地所ニ課スル民費」にて、地所に課す民費を「正租五分ノ一ニ過サラシム其農民ニ厚クスル至仁ノ政、・（略）・又地方ノ紛更ノ騷擾ヲ起サン地価制限ヲ除ク外、其戸数ニスルモ小間割ニスルモ一切地方ノ便宜ニ任せ可成旧慣ニ仍ラシムベキ歟」⁵⁷¹と提議した。この提議からは、井上の二つの思想を見とることができる。一つは、税の負担を軽減するのは人民（農民）に対する「仁ノ政」だとして、その思想基盤を儒教の「仁政安民」思想に置いたこと。二つは、地方行政の民費賦課に関しては、地方の「旧慣」を基本として「一切地方ノ便宜」に任せるべきであるとの自治思想である。では、井上は何故に「地方ノ便宜ニ任せ」「旧慣ニ仍ラシムベキ」ことを尊重する地方自治を主張するのであろうか。

井上は、1885（明治18）年の冬、参事院議官兼臨時官制審査委員長の地位にあった時、『地方自治制意見』を提議して「自治ノ制ハ仍ホ町村ニ止メ之ヲ郡以上ニ及ザス」⁵⁷²と意見する。自治は町村に限定し、郡以上は有しない理由を、郡は「中央政府（藩政府）派出ノ官吏行政ノ手足ニシテ郡役所ハ即チ中央政府ノ支庁タリ」⁵⁷³と説明した。即ち、郡以上の自治体は、中央集権制度の領域故に自治は承認されないことを論じたのである。

次に、地方自治が町村に承認されることの理由について、同書の中で三点に渡って「證」している。第一の「證」は、近世封建社会における藩主封地の際、臣属一同が転居しても「庄屋ハ引テ徙ルノ類ニ非スシテ土着シテ徙ラザルノ類ニ在リ」⁵⁷⁴と、百姓衆は転居せずに以前同様に村を統括していたこと。第二の「證」は、「貢税ヲ納ムルニ年寄庄屋ハ納総代トシテ小前ヨリ取聚メ、而シテ年寄庄屋ノ手ニ在ルノ貢税物ハ仍ホ人民ニ属シ、火盜耗失アルトキハ人民其償当ノ責ニ任ズベキ者トシ、郡代手代ニ許ニ納ムルヲ待テ始メテ官納ヲ終ル者トス」⁵⁷⁵として、年貢は村役人が責任をもって一括纏めて貢納していたこと。第三の「證」は、五人組に関連して「村首領ノ性質ノ自治ノ精神ヲ有スルノミナラズ、更ニ町村自己ニ運動スルノ證ヲ掲クベシ」⁵⁷⁶と、村の指導者が「自治ノ精神」をもち、さらに村の「共同」責任体制によって村が「自己ニ運動」していたことを論じた。そして、村自身が「共同財産」を自らの責任において管理・処分したことで、政府（藩）の干渉を排することが可能となったことを証明した。

以上の三つの「證」列挙によって、彼は「旧来町村ノ制ハ自治ノ性質ヲ有スルコト明瞭ナリ・・・(略)・・・曰町村ハ地方自治ノ制度ヲ設クルニ適當シタリト」⁵⁷⁷と結論付けたのである。ここに、井上が町村にこそ地方自治を承認しなければならないとする基本的理由と思想が存在する。

このように、町村にのみ自治を承認し郡以上には認めないという井上の思想は、1888（明治21）年12月10日の『自治制ニ関スル演説』（『法制局員ニ向テ演説』）にも明瞭である。彼は、当時内閣法制局長官の立場において「私ハ自治ノ賛成者ダケレドモ、制限自治ノ論者デアル。委シク言ヘバ私ハ町村自治ノ賛成者デアツテ、府県自治ノ反対者デアルト云フコトデアル」⁵⁷⁸と述べている。そして、「旧幕ノ時カラ自然ニ村ノ自治ヲ養ツテ発達セシメタニ違ヒ無イ・・・(略)・・・村ノ自治ハ旧幕ノ時ノ誉レアル民政ノ一ツデアル」⁵⁷⁹とも断じて、「自然」に「村ノ自治」は養われてきたものであり「誉レアル民政」の一つと捉える。所謂、旧幕政の村役人による間接民主制のシステムが自治機能を有していたことを評価したのである。さらに、「斯ク申シテ見レバ町村ノ自治ト云フコトハ政事家ノ拵ヘタモノデ無イ、自然ノモノデアル、固有ノモノデアルト云フ論決ヲ与ヘネバナラヌ」⁵⁸⁰と述べて、「町村ノ自治」は政治的に形成された「人作」ではなく、伝統的な「慣習」としての「自然ノモノ」であると論じている。他方、府県への自治承認については、「郡県ニ強テ自治制ヲ行フハ人作ノ自治ニシテ天然ノ自治デハナイ」⁵⁸¹と述べ、「人作」として人為的に成立した一般行政区画に自治を認めない。

そこには、中央集権国家体制を実現する途上において、廃藩置県によって消滅させた旧藩の地方「分権」を承認するならば、再び幕藩体制に逆戻りするという井上の危機感が存在する。

このように、彼の地方自治論は人民の貧窮を救済するという強い人権思想を基本としており、それを抜きにして論じることが出来ない。それ故に、村落が伝統的に有していた「慣習」としての「天然ノ自治」を「自治ノ精神」として定義することで、彼は町村に自治を付与して地方自身の政策によって人民を救済すべきであることを提議したのである。それは、彼が近代立憲主義の人権思想に基づいて主張した、「人民ノ便益ニ親切ナル行政」であり、「人民ノ疾痛ニ親切」な地方行政の執行である。そして、その思想は地方教育のみならず貧民教育政策への基盤となっていく。

2、関西出張と『地方政治改良意見案』

(1) 大阪府における人民の窮状

井上は、1885（明治18）年の冬に『地方自治制意見』を提議して、地方自治は町村が有する特有の権利である旨を論じた。そして、翌（明治19）年3月からの関西主張の実態調査に基づいて、同年5月24日に『地方政治改良意見案』を山田顕義法相に提議して地方政治を改革すべき旨を要請する。その主たる内容は、総説第一において、維新後20年に至って地方が「改良進歩セル景況」したことの理由を、「普通教育」を基本とする「教化ノ普及」⁵⁸²に置いて意見する。総説第二においては、大阪・奈良地方の人民の生活状況調査に基づいて、特に「農民ノ困苦」状況を克明に記す。そして、総説第三にて、その原因と改良すべき点を個々に意見する内容となっている。

井上は総説第二の中で、関西地方の人民の状況について「大阪奈良地方ハ、尤モ貧民多キ地ニシテ、大阪市中ノミニテ昨年十二月個月間ノ餓死ノ数三百余人ニ升レリ、・・・（略）・・・三月三十日予ハ大和式上郡泊瀬ノ駅ニテ乞丐（乞食―注引用者）ノ菜色鷲面ニシテ一小群ヲ為スヲ見」⁵⁸³と、さらに「大阪府ニテ、一時乞丐駆除ノ処分ヲ実行セシトキニ、一ノ警察分署ノ一日ニ逋伝スル員数平均二百名ナリシ（大阪警察部長ノ口話）」⁵⁸⁴と、その惨状を克明に記している。井上がこのように既述したように、当時の大阪府における人民の生活は極めて困難な状況であった。

それを実証するものとして、明治18年3月、大阪府庶務課は「近来農家ノ景況ハ漸々艱難ノ状ヲ加フルカ如ク殊ニ細民ノ窮ヲ告ケ」⁵⁸⁵と記して、農民が細民化する窮状を憂いている。そして、その対策として「臨時救済方法案」を府下各郡長集会開催に向けて出している。その内容は、戸長役場に被災状況を集計し「其地方ノ便宜ト役場若クハ救済委員ノ見ル所ニヨリテ適宜之ヲ定メ不可ナルヘシ」など11項目にのぼる。

その直後の6月17日、大阪府下は淀川の氾濫によって大きな被害を受ける。大阪府

知事は「松方参議へ内申案」と題して「今度淀川ノ洪水其災ヲ被ムリタルモノ前後両回相踵キ巨多ノ田園及家宅ヲ流亡シ数万ノ人民僅ニ一身ヲ危殆中ニ陥レタルモノ二旬余日ヲ経テ今仍ホ彷徨ノ間ニ在る如キノ惨状」⁵⁸⁶に置かれていると記して、北摂より大阪市内における淀川周辺の惨状を報告（月日不明）している。

さらに大阪府は、同（明治18）年（月日不明）、司法卿臨庁に際して『貧民ノ状況』文書を提出して、「管内民間ノ状況一昨年来漸次衰頹ニ傾キ近来到ル処困難ヲ告ケサクナリ而カモ郷村ヲ最モ甚シトス其細民ニ至リテハ糊口ノ術ヲ失ヒ或ハ飢餓旦夕ニ迫ルノ徒往々有之」⁵⁸⁷と記し、その甚しい地域を河内南方、泉攝両国沿海ノ部落と報告している。そして、その主たる原因を、洪水という自然災害のみならず「商戸ノ不景氣ニ依リ農家其職ヲ失ヒ農家ノ急迫ニ依リ商業振ハサルノ状況ニテ其勢ヒ農商相俟テ窮域ニ至ルモノ、如ク」と報告し、松方デフレ以降の影響による経済政策が大阪府の地方経済が農業・商業ともに苦境に陥らせた現状を訴えている。

その他の問題として、井上が大阪府下の視察において関心を持ったのは、警察関係の事項である。『意見案』にも、彼自身が警察署あるいは巡査に質問している箇所がいくつかあるが、梧陰文庫にも当該資料として数点が存在している。その内、明治19年4月1日付け大阪府奈良警察署伊丹親恒警部から井上宛に送付された書簡に、一通の「貧民調書」⁵⁸⁸が添付されている。その「調書」によれば、3月度の奈良署管内統計は、管内人口94,009人の内「貧民ニシテ一日ノ生計立ち難キ者」の人数に4,159人との記録が見える。その為に、大阪府は「警察署被救人受取手続」⁵⁸⁹条例を全七条にて制定し、「恒産ナク路上ニ彷徨スル貧民」（第一条）や「瘋癲病者ニシテ管内在籍之貧民」（第二条）を被救者として引き渡すように命じている。さらに、「岸和田署管内ニ於ケル赤貧者へ救助米施与中及其前後ノ盜難件数比較表」⁵⁹⁰では、「窃盜遭難ヲ羅ル者増加シ其原因ハ乞食ニ均シキ赤貧者多キニ拠ル」と記載して、「赤貧者」の増加が犯罪の増加の原因であると報告している。当時の警察統計によれば、盜難件数は明治17年の2,887件から、18年4,771件、19年4,323件と急上昇し、「途上発病死セシ者」の人数は、17年の77名が18年196名、19年に至っては556名と一気に上昇している⁵⁹¹。この記述は、『意見案』にみる「餓死ノ数三百余人ニ升レリ」を実証するものである。

井上はこうした貧民の実状について、松方デフレの影響あるいは大阪府が淀川水害による被害が起因していることは確かだとしても、その主たる理由を17年の大区制度の復活にあるとみて、町村自治特有のきめ細かな人民に対する行政施策の失政にあると考えたのではないだろうか。したがって、彼が関西出張に際して、重点的に関西における地方人民の貧窮に関わる実態調査とその改革を企図していたということが考えられる。

そのことを実証するものとして、二つの資料が残っている。一つは、大阪府の甚大な水害発生直後の明治18年7月に、東京府、神奈川県など32府県知事が内務卿山県宛に「在京地方官集會評議之顛末具申」⁵⁹²を上申していることである。その具申内容の主

たる内容は、「一 徴税事務精密施行之事」に関しては「各地ノ事情ニ参酌」して円満に実施すべき事、「一 景気ノ理由及窮民救助ノ件」に関して、特に貧民の状況については「各地方ノ状況ニ応シ」救助する事など、大阪府の水害被災結果など各地方自治制度に関わる諸問題について、「各地ノ事情」ないし「地方ノ状況」に基づいて改善すべき内容を強く要請している。

二つは、明治19年2月24日付で大阪府知事建野郷三が内務大臣山県宛に提出した「郡部戸長役場減少ノ儀ニ付上申」(親第六号)⁵⁹³である。同上申書は、大阪府下郡部戸長役場の所轄区域が「十七年五月七日付御訓示ノ制限」、所謂、内務卿山県による「区町村会法」等の地方行政改革により「区域狭小ニ過キ費用多キヲ加ヘ事務却テ理ラス」状況であることから「人民ニ不便」を与える結果となったことを上申している。さらに、区戸長・県令の権限が強化され、戸長公選制が官撰制に変更されたことによる弊害に対して、「人民ヲシテ幾分乎負荷ヲ軽カラシムルハ目下ノ急務ト存候」としてその改善策を訴えている。この「上申」こそ、山県の17年地方制度改正の明確な弊害と失政に対する意見要請といえる。

このような府県知事の上申書の存在について、法制官僚の幹部として、また当時参事院議官兼臨時官制審査委員長の地位にあった井上を知りえたことは自然である。それ故に、彼は関西出張を機会に各地方自治体の視察を実施することで、それに基づいて再度の地方政治改革を提議しようとしたことが考えられる。

(2) 明治19年『地方政治改良意見案』

一 地方政治の改革と教育問題一

井上は『地方政治改良意見案』総説第三にて、自らが地方巡歴によって郡村農民の実況について見聞した体験によって、特に地方農民が「困難」「困苦」の状況に放置されている実状を社会問題として憂慮したと記している。そこで、彼らを取り巻く郡村施政の諸状況を改革するために、七項目の改良意見⁵⁹⁴を取り上げて論じている。

- 一 各村自治ノ精神ヲ養フ
- 一 治水土功ヲ起ス
- 一 農桑ヲ勸課ス
- 一 村費及教育費ヲ減ス
- 一 慈恵ノ風ヲ誘フ
- 一 儲蓄法ヲ改良ス
- 一 徴税方法ヲ改良ス

以上の七項目の改良意見について、彼はその地方自治論に基づいて順次に説明してい

る。

先ず「第一 各村自治ノ精神ヲ養フノ上」では、山県による17年改正によって「一村ノ団結ニハ、自ラ従来自治ノ精神アリテ、自治ノ一体ニハ、又自ラ其首領アリテ以テ之ヲ代表スルコト自然ノ習慣ナルニ」⁵⁹⁵と、自治の精神が衰弱したことを批判している。それ故に、現在の連合戸長と戸長官選制を廃止して村毎に「一戸長」を置くように復すことを意見した。

「第三 水利土功ヲ起ス」では、大阪府の水害を想定したと考えられるが、治水対策の費用支弁には、国税をもって補助することが「貧民ヲ救済スルノ方法」⁵⁹⁶であると意見した。「第五 農桑ヲ勸導ス」では、土地の地力が減耗している実態によって、中小農民が没落していく状況にある。よって、彼らへの肥料貸付等の地方長官の尽力あるいは小作条例を施行する等の必要性を意見している。ここには井上の農本主義の思想がみられる

その他、この『地方政治改良意見案』において地方政治と関連して教育問題を取り上げている。その一つとして、「総説第一」にて、普通教育の普及とその成果を挙げて、その理由を地方官の尽力と「我国人民ノ善良ニシテ治メ易キ性質」⁵⁹⁷にあることを指摘した。二つは、「第二 各村自治ノ精神ヲ養フノ下」における教育会費についてである。例として、奈良県庁管内の予算支出に関する教育会費の無駄を指摘して、不必要な支出は廃止ないし減額すべきことを提議している。三つは、「第四 町村費及教育費ヲ省ク事」において、教育費を含めている町村費の節減を要請している。即ち、教育費が多額⁵⁹⁸であることが各地方自治体の財政を圧迫している現実を論じている。

しかし一方で、彼は「教育費ヲ節減セントセハ普通教育ノ度ヲ低クセザルヘカラズ、若シ教育ヲ低度ナラシメズシテ直チニ教育費ヲ節減セントセハ維新政府ノ十年間ニ督励シタル教育普及ノ一大美菓ハ、又一時ニ退歩スルヲ見ルヘシ是レ甚タ惜ムヘキコトナリ」⁵⁹⁹として、教育費の節減による教育の普及に対する懸念を示している。このことは、教育の普及を重要視する井上にとり、その「退歩」を招かない為に教育費の節減を「直チニ」実施しないで漸進的に取り組んでいくことが示唆されている。

そして「第六 慈善ノ風ヲ誘導ス」の中では、その関西出張時、京都府笠置村にて目にした張り紙（乞食等を駆逐する為に、彼らに金品を付与した者を罰する内容－注・引用者）に対して、教育の普及にもかかわらず地方では法をもって「人民ノ慈恵ヲ禁絶」⁶⁰⁰するという地方行政の現実を強く批判した。そして、現在の流人が10万人に及ぶと類推し、彼らの救済のための方法を「一 貧民中ノ八歳以上十五歳以下ノ児童ノ為ニ養育院ヲ設ケ相応ノ生活教育ヲナス事」等⁶⁰¹の三点について論じている。

また、明治18年の大阪水害時の状況を記して、「洪水張流ノ中ニ投シテカヲ致シタル者ハ、工夫中ニ於テ穢多ナリシト云、六七月ノ洪水ノ時ニ賊盗ノ数、頓ニ減シタルヲ見テ知ルヘシ。予ハ山田道中ニ於テ三人ノ十歳計ノ丐児ヲ見テ例ノ穢多ナルヘシト想像」⁶⁰²したと記す。これは大阪水害に際して工夫が多数尽力したが為に犯罪が減少した

こと、又それらの工夫が穢多であること、さらに「丐児」を穢多であると断定している。そして、井上は「余カ養育院ニテ養育セント欲スル者ハ此ノ三児ノ類ヲ謂フナリ」⁶⁰³と記して、そうした子どもたちの救済の重要性をも論じている。

しかし、既述の『大阪府警察史 史料編Ⅰ』には、水害時以降に犯罪件数は増加していることが報告されていることから考察して、それらの記述は井上の思い込みであり、また、乞食同然の児童を「穢多」と想像していることも当時の差別的な社会世相を表す一断面といえる。但し、彼らを含む貧窮家庭の児童たちが、保護者の出自・職業によって授業料を払えないこと、そして子供が家庭経済を支える一つの労働力とされていたことなどを理由として、近代の学校教育から疎外⁶⁰⁴されていたことは事実である。このように、彼ら貧窮家庭の子ども達は小学校教育を受ける事もなく、家計を支える重要な労働力として使用されている。ここには、家庭の経済状態による教育を受ける権利の疎外と女子に学問は不必要であるという当時の差別観⁶⁰⁵が見られる。

井上は、こうした関西出張時に際して、自らが視察・見聞した事実に基づき、地方政治対策と併せて貧困家庭児童の教育対策が必要だと判断して『地方政治改良意見案』を提出したと考える。そして、彼が貧民教育へと向かう思想と政策には、この関西出張を契機とする貧困家庭の児童の置かれている諸状況の把握が大きな要因となっていたことは十分に考えられる。

この『地方政治改良意見案』については、幾つかの先行研究が存在する。

暉峻康人は、井上の自治の本質を「天皇制絶対主義国家の造出、整備の過程で生じた『流民』の造出、棄民化政策のヒズミをうずめる手段は、封建制度化の閉ざされた村落共同体の慣習的生活の内部に求めねばならなかった」⁶⁰⁶として、その解決策に村落が有する「自治ノ精神」を基本として論じるが、結果的にそれは「天皇制国家権力意志の中心につうじる一本の黒い糸である」⁶⁰⁷と痛切に批判している。「自治ノ精神」を導入したことに異論はないが、それが「封建制度の閉ざされた」村落共同体とする消極的な捉え方に疑問がある。むしろ村落は、井上のいう「自治ノ精神」によって、共同責任体制による「自己ニ運動」を展開させる力を有する近代的な自治制度を有していたと考える。

それに対して、大庭邦彦は、井上の地方自治構想の核を「地方における生産活動の中心的担い手である農民の『主体性』を喚起する手段であった」⁶⁰⁸と論じて、「自治」を積極的に導入したことを評価している。そして、「体系的かつ普遍的な地方制度の確立は、立憲制樹立の上からも不可避の問題」⁶⁰⁹であると記して、地方自治が立憲主義に基づく一つの問題であると論じた。また、井上の地方政治改良のための七項目の具体的政策が「村落の自立性を促進することを目的とした農業（村）政策として構想」⁶¹⁰されたものであり、彼がそれを終始一貫して保持していたと評した。本論の立場も、大庭の地方制度を「立憲制」の見地から論じていること、さらに井上が青年期より保持していた農本主義に繋がる構想であると捉えていることを評価する。

坂井雄吉は、井上による明治7年の『官吏改革意見案』にみる地方分権の姿勢の中に

「彼が末端の町村を統治のためにいかに重視したか」⁶¹¹と提起して、地方分権を「統治」の一手段としつつも、「自然ノ権利」としての自治を町村の当然の権利としたことを評価している。そして、井上の地方分権の意義を「過度の中央集権に伴う弊害に批判の目を向け、むしろある種の『分権』を強調する」⁶¹²ものであったと論じた。それ故に、分権そのものを人民の経済的負担の軽減を目的として、『民費賦課意見案』にいう「一切地方ノ便宜ニ任セ可成旧慣ニ仍ラシムベキ」⁶¹³を引用する。その上で、『地方政治改良意見案』の提議によって、「貧民ヲ救済」する為の貧困問題解決への政策には、「農本主義の強調と、そのためにする上からの配慮」⁶¹⁴が不可欠であったと指摘した。既述したように、坂井は、そこに井上が明治11年の『地方政治改良意見案』にて「人民ノ便益ニ親切ナル行政ノ本意」としていたことを以って評価したのである。

本論は、坂井が町村自治を「統治」の為であるとする論を全面的に肯定はできないものの、井上の地方人民に対する「親切」という人権思想を高く評価するものである。確かに、「国家富強」の実現に際して、末端の地方行政に至るまで政府の「統治」下に置くことは当然であるとしても、井上が人権思想⁶¹⁵を擁護する立場で町村自治を尊重していることも重要な視点である。さらに、坂井が井上の思想の一つとして「農本主義の強調」に注視している点を評価したい。その理由として、一つは、井上が時習館居寮生時代に管仲の『管子』を資料として『経済文選』を編纂し、富国強兵政策の基本に農本主義を基盤とする国富経済政策を成立させていたことによる。二つは、横井小楠との沼山津問答の後、『交易論』にて「我国ハ農ヲ以テ本トシテ」⁶¹⁶と記し、さらに「今日ハ愈以テ農桑ノ本務ヲ勸課スベキコトニテ、富国ノ道、専ラ是ニアリ」⁶¹⁷と論じていたことによる。したがって、井上にとって、この農本主義の思想は日本の「国家富強」構想の一つの機軸となるものであり、彼の地方自治論の主たる要因になっていると考える。

3、「国家富強」への教育と人権としての貧民教育

(1) 文部大臣就任直後の教育行政と教育の自由

1893（明治26）年3月7日、井上は第二次伊藤内閣の文部大臣として病状の悪化をおして就任する。そこには、法制官僚時代より保持していた教育思想とその教育行政の実現を、文部大臣という政治家として実現するのだという彼の強い意思⁶¹⁸が働いたことが考えられる。

但し、彼は3月23日に兼任海軍整理臨時取調委員にも就任して、5月に「海軍改革ニ付意見」（「海軍改革意見」）を起草して海軍組織を減縮すると共に勢力増強を意見している。はじめに、米・露の艦船数を列挙した後、東洋の局面が「各国駆馳ノ場」にあるとして、「(甲) 大綱 一 海軍ノ勢力ヲ増加スルタメニ其ノ組織ヲ減縮スル事」⁶¹⁹と記し、巨額の支出を要する組織や実戦に不適な艦船を廃棄するなど七項目について論じ

ている。これは、朝鮮半島をめぐる日清両国の対立を見据えての戦略の一環であるとみてよい。即ち、その「意見」から「国家富強」実現のための井上の教育政策が以後構想されていくことが予想出来る。この事実を、先ず確認しておきたい。

その一方で、井上は文相就任直後から次々に教育改革の意見（案）を提議していく。文相就任直後の1893（明治26）年、『小学校令改正意見』を提議して、明治23年の改正「小学校令」（勅令第二百十五号）第20条が児童の就学を国民の義務として定め、国・府県が督励しているにも拘わらず「今仍就学児童ノ数学齡児童ノ半ニ過キサハ最モ遺憾トスル所ナリ」⁶²⁰としてその改正を意見した。そして、学齡児童の半数が不就学であることを理由として、尋常小学校の修業年限を3年として教科内容を簡易化すべきこと、また「尋常小学校ノ授業料ヲ徴収スルト否トハ市町村ノ随意ト為スコト」⁶²¹と意見した。さらに、「其他現今法令ニ於テ児童ノ就学ヲ妨クルノ事情アリト思惟セラルハモノアラハ之ヲ明示セラレンコトヲ望ム」⁶²²として、児童不就学の事情を明らかにすべきことを提議した。

当時、授業料は「小学校令」第四十四条により、保護者が「納ムヘシ」ものと規定されていた。さらに、教育に関する事務は、明治21年の「市制・町村制」、23年の「府県制」及び「郡制」によって、地方自治体の固有事務ではなく国からの委任事務となっていた。井上は、それらの勅令・法律を批判する形で、授業料については全国一様ではなく、各「市町村ノ随意」という地方自治体の自由裁量によって決定すべきことを意見したのである。そして、地方教育行政に関しては、中央政府の決定どおりではなく各自治体の財政状況と地方人民の生活実態を考慮して自由に裁量すべきであると意見した。

さらに同年、教育の普及として『小学校教育補助法請議案』を提議して、「国家元氣ノ消長ハ教育ノ隆替ニ関シ国民ノ福利ヲ完クシ富国強兵ノ基礎ヲ固クセンニハ国民一般ノ智徳ヲ發達セサルヘカラサルハ喋々ヲ要セス」⁶²³と意見する。そこには、国家構想としての第一目標である「富国強兵」実現のために国民（児童）の「智徳ヲ發達」させねばならないことが強調されている。即ち、普通教育の国民皆学という公教育制度を実現することが不可欠であり、貧窮家庭の児童であろうとも就学を可能とするためには就学費負担軽減が必要であると説いている。その実現の為に、市町村の財政状況を勘案しながら「他ニ財源ヲ求ムルモ得ヘカラサレハ宜シク国庫費ヲ支出シテ市町村ヲ補助スヘキナリ」⁶²⁴として、「国庫費」を支出して市町村の教育費を補助すべきだと提議したのである。

文相就任直後に提出されたこれらの法案には、彼の教育政策における二つの基本点が強調された。第一、政府の一員として政府の国家構想である「国家富強」の実現を目的とする教育政策を意図していたこと。第二、彼自身の近代立憲主義の思想に基づき、地方教育に関しては各地方自治体の実態に基づいて裁量すべきであるという意図である。

第一の「国家富強」については、1893（明治26）年に『小学校教育費国庫補助意見案』として具体的な政策を提議している。それは、「国家将来ノ昌運ハ未来ノ相続

者タル児童ノ智徳器能如何ニ関レリ国家ハ児童ノ教育ヲ其ノ父母ノ意思ニ一任スヘカラス故ニ普通教育ハ国家ノ事務ナリ」⁶²⁵として、国家の将来を支える「児童ノ智徳器能」の重要性を指摘し、その為に普通教育は父母に一任することなく国家の責任において実施すべきことを提議した。所謂、公教育としての小学校普通教育の役割と国家（政府）の責任と義務を明確にしたのである。それによって、「善良ナル国民ハ教育アル国民ナリ、勇敢ナル兵士ハ教育アル兵士ナリ農ナリ工ナリ商ナリ其ノ進歩ノ潮勢ハ皆教育ノ發達ナリ」⁶²⁶と意見して、「国家富強」実現のための「児童ノ智徳器能」を高め、国家の「強」部分を支える強い兵士、「富」部分を支える有能な農工商の人民育成を確保する必要性が提言されている。

ここに見られるように、井上が文部大臣として「国家富強」を支える人民教育としての教育政策を実施していく背景として、明確に対外的な危機を理由とする課題が生じていた。それは、朝鮮半島における利権獲得をめぐる日本と清国の対立の進展である。この問題は、すでに1882（明治15）年の壬午事変を経て、次いで1884（明治17）年の甲申事変によって親清国派の事大党政府が樹立されるに及んで、日清両国の対立は強まっていた。1889（明治22）年には、朝鮮政府の対日穀物輸出禁止に起因する「防穀令」事件が発生している。この事件は、日清両国の対立を深めて、最終的に1894（明治27）年の東学農民戦争を契機として日清両軍の朝鮮出兵となり、やがて日清戦争へと進んでいく。既に、井上が前（明治26）年3月の「海軍改革ニ付意見」によって海軍力を強固にすべきだと提議したことを論じたが、開戦直前の5月31日、彼は伊藤首相宛に出兵の際の「行文知照」方法と出兵確定に関する書簡を送付している。その内容は、甲案として「陸海兵ヲ派シテ、時宜ニ依リ朝鮮政府ノ請囑ニ応シ、干涉応援ス」⁶²⁷、乙案は内乱に干渉せず国民の保護に専念するというものであった。しかし、彼は、甲案を採用することを意見して「此ノ策ニ出ルトキハ、支那兵ト衝突ヲ避ルノ注意」⁶²⁸と伊藤に進言している。それ故に、「伊藤と井上の間では、この時すでに朝鮮出兵は既定事項となっていた」⁶²⁹のは事実であると考えられる。

井上は、対朝鮮問題に関して、既に甲申事変時に井上馨全権大使の随員として交渉に参加し、『甲申京城事変関係意見』を提議するなど強い関わりをもっている。さらに、翌（明治18）年には伊藤博文全権大使の随員として外務省御用掛として京城（朝鮮）政府と交渉に当たっている。それ故に、朝鮮半島をめぐる日本と清国との対立、さらにはその衝突を危惧しながら交渉をしていたことは明らかである。したがって、そうした戦争への危機に対処するべく、国家に有用な人材育成としての「国家富強」政策を強く押し進めざるを得なかったことが窺える。

したがって、この『小学校教育費国庫補助意見案』が、初等実業学校補助の理由を「実業ノ教育ハ富強ノ元素ナリ而シテ其ノ尤モ今日ノ急ニ属スルモノハ工業ナリ之ヲ欧州ニ徴スルニ工業教育ヲ振作シ以テ國ノ富力ヲ増進スルノ方便トナス」⁶³⁰と定義して、実業教育、特に工業教育が「国家富強」の基本であることを明確にしたのである。それ故

に、実業教育の振興と実現に向けて、1893（明治26）年11月に『実業補習学校規程』、1894（明治27）年6月に『実業教育費国庫補助法』そして7月に『徒弟学校規定』等の諸法令を制定していく。こうして、井上による「積極的な実業教育振興政策が推し進められ」⁶³¹た結果、全国各地に実業学校が設置されていった。

第二の井上の立憲主義と地方教育行政については、実業教育が「国家富強」政策の一環であるとしても、他方で貧困家庭の児童の就学を促し、彼らに教育を享受する自由と権利を付与したことの持つ意味もまた大きかった。貧困家庭の児童を含むすべての人民に対する「教育の自由」の思想は、彼が伊藤の要請に対して起案した1887（明治20）年の明治憲法（大日本帝国憲法）試草「乙案」第十三条にて、「教育ハ人民ノ自由ニ任ス但政府ハ公私立ヲ問ハズ学校教課ヲ監視スルノ権ヲ有ス」⁶³²と規定していることにも明らかである。しかしながら、この規定はドイツ人法律顧問の反対答議などもあり、最終的に明治憲法の第二章「臣民権利義務」条項には挿入されることはなかった⁶³³。そのような結果であったとしても、井上が「教育ハ人民ノ自由ニ任ス」として人民の「教育の自由」権を起案した意義は大きい。その意義を、井上久雄は「教育自由権によって権力の不当な支配を牽制し、教育監督権によって教育上進の方途を講じている」⁶³⁴と論じたが、本論もその自由と統制との相互媒介による教育推進案を評価する。

井上が、地方教育は地方自治の精神を尊重すべきと主張した意見書として、全文自筆⁶³⁵にて記した『学制意見』の提議がある。それは、「学制ハ総テ地方ノ便宜ヲ量リ一定ノ規則ヲ以テ拘束セザルコトニ注意セザルヘカラズ・・・(略)・・・小学ノ義務教育外ノ補習科ノ如キハ地方ノ便宜ニ任セ均定ヲ許スヘキ者ニシテ検束ノ要ナシ」⁶³⁶とする内容である。井上はこの『意見』にて、学制は「地方ノ便宜」を推量すべきこと並びに「地方ノ便宜ニ任セ」て実施すべきことが地方教育行政において大切だと提議している。これを受ける形で、1894（明治27）年に制定された『簡易農学校規程』（文部省令第十九号）第二条は、「簡易農学校ノ学科ハ・・・(略)・・・地方ノ状況ニ依リ斟酌シ又ハ併合シテ教授スルヲ要ス」⁶³⁷と規定し、専門教科に関しては「地方ノ状況ニ依リ斟酌」して教授することが決められた。

但し、注意しておかねばならないことは、井上が大臣就任直後の4月10日、小学校令改正の為に自身が起案した首相宛「請議按」にて、「地方学事ノ大体ハ国家ニ統属スルコト勿論ナリト雖其管理実施ニ付テハ各地ノ状況ニテ適切ナル施行ヲ要スルカ故ニ専ラ地方長官ニ責成スヘク而シテ文部省ハ其監督ニ任スヘキモノ」⁶³⁸と記して、地方教育事務を府県知事に委任しながらそれを国（文部省）が監督すると提議していることである。ついで、4月25日に発令した地方教育事務取扱に関する大臣訓示（巳文甲五五五号）は、国（文部省）は府県知事に委任した地方教育事務に関わる件について、「教育ノ精神ニ関係アル事項ハ厳密ニ監督セサルヘカラザル」⁶³⁹と記して、教育の根幹に関わる事務については国が監督し、その権限を知事に付与していない。さらに「市町村教育事務委任ニ関スル文部省訓令案」において、市町村の学校設置維持に関しては町村の

負担に帰するとしただうえで、「普通義務教育ノ管理ハ市町村ニ属スルト同時ニ其ノ監督提理ハ国ニ属スルモノナリ」⁶⁴⁰と記して、市町村は国（文部省）の監督の下に管理する権利が付与されたにすぎないものであった。したがって、井上が「町村ノ制ハ自治ノ性質ヲ有スルコト明瞭ナリ」あるいは「町村自治ノ賛成者」とであると、町村に自治権を付与することを提唱していたにもかかわらず真の意味における地方分権とはなりえていない。

それを裏付けるかのように、1893（明治26）年7月に提議された『実業補習学校施設意見』は、「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の知識は、無形の資本として価値ある元素なり」⁶⁴¹と記して、徒弟学校等の実業補習学校が「国家富強」実現のためには不可欠の「無形ノ資本」だと位置づけた。

しかし、彼はその一方で「実業補習学校は画一の制に依りて之を強行するものに非ず、地方の状況に応じ、人民の望に従ひ、漸次に之を設置せしめんとす、其の通邑大都にありては、之を夜学校、又は日曜学校とし、年期徒弟雇人職工輩の既に実業に従事せる者にも、来り学はしむべき便を与ふるを要す」⁶⁴²と論じている。即ち、実業補習学校という「補習科ノ種類」に属する学校は、「地方の状況に応じ」並びに「人民の望に従ひ」で設置すべきことを明確に規定している。ここに、井上は通常の地方自治に基づく「地方の状況」あるいは「地方ノ便宜」に応じてという要件のみならず、特に「人民の望に従ひ」という、いわゆる「人民の自由」の尊重という人権に配慮すべきであることが明記されている。そこに、彼が「国家富強」への人材育成のみならず、人民の求める教育の自由をも保障しなければならないとした、人権としての教育思想を強く読み取ることが可能となる。

（2）人権としての貧民教育

井上は貧民教育に関して、文相就任直後の6月、文教政策の基本原則「七件」を『文部行政意見』として伊藤首相に提議している。その「文部ノ事務釐正」の第一に初等教育を挙げ、学齢児童の就学が半数であることを憂慮して、「教育ノ恩恵ハ中等以上ノ人民ニ行ハレテ下等人民ハ局外ニ放棄サラルル感アリ是其ノ原因ハ人民ノ生活ノ仍低度ナルニ在リ・・・(略)・・・夜学校、半日学校ヲ誘ヒ貧民及職工ノ児童ニ低度ノ教育ヲ及ス事教科書ヲ低廉ナラシムルノ方案ヲ求ムル事ノ要件ナリ」⁶⁴³と意見することで、「下等人民」いわゆる貧窮家庭の子どもたちが教育の機会を奪われているとしてその対策を講じている。

この『意見』提議には二つの理由が存在している。第一の理由は、普通教育の普及という公教育を進展させることによって、すべての人民を「国家富強」を支える人材として養成すること。第二の理由は、彼の個人的思想である立憲主義の立場から導き出された人権思想に基づいて、すべての子どもたちに教育を受ける自由を保障するというもの

である。

当時、児童の就学免除について、森有礼文相が自ら条文を起案⁶⁴⁴した明治19年4月10日の「小学校令」(勅令第十四号)第五条が「家計困窮」児童の就学猶予を規定し、さらに明治23年の改正「小学校令」第二十一条も「貧窮ノ為」を理由として児童の就学猶予と免除を規定していた。しかし、井上はこれらの「教育令」において貧窮を理由として就学を免除ないし猶予されていた児童に対しても、国は「低度ノ教育」であろうとも教授しなければならないことを提議したのである。それは、貧困家庭の児童であろうとも、一人の人間として教育を享受する権利を有しているのだとする人権思想の提議でもある。したがって、その提議は、如何なる理由があろうともすべての子どもは教育を享受する権利が保障されねばならないという、彼の強い人権思想に基づいていたと考える。

そして、それらを実現する為の対策として、第七に「文部省ハ国家全体ノ学制ヲ統率シ従テ全国公私ノ学校ヲ監督スルノ責アル」⁶⁴⁵立場にある故に、「以上七件ハ政府ニ於ケル今日ノ義務トシテ数フヘキモノニシテ文部省ハ一日モ之ヲ举行スルニ怠タルコトヲ許サルモノトス」⁶⁴⁶として、政府・文部省に「文部ノ事務釐正」に対する「義務」履行を要請した。

第一の「国家富強」を支える人材育成の教育を実証するものとして、彼が力を注いだ政策に実業教育があったことは既述した通りである。それは、『実業補習学校施設意見』にて「国家富強の第一着手たるへき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の智識は、無形の資本として価値ある元素なり」⁶⁴⁷と意見した通りである。それ故に、「実業補習学校の利益は、細民の子弟、尋常小学校を卒業したる者をして容易に普通教育を補習し、及び実業の初歩教育を受くへき便を得せしむるにあり、・・・(略)・・・年少は・・・悪習に誘はれ、終身の方向を誤る者往々にしてあり、此の時に於て社会は之を教育して生産的の良民たらしむへき義務あるものとす」⁶⁴⁸と意見することで、如何なる人民であろうとも「国家富強」実現の支える「生産的の良民」として育成していくことが提議された。この提議こそ、井上が、明治政府の官僚として「国家富強」を推進していった立場を証明するものとなる。

第二の、井上の人権としての教育の自由と保障については、彼の貧民教育政策を考察することが必要である。1893(明治26)年7月1日、彼は「大日本教育会第10回総集会ニ於ケル演説」において、伊藤宛『文部行政意見』提議と同様に「吾人ハ同胞ノ子ノ半数ハ、此ノ教育社会ノ範圍ノ外ニ在リ、此ノ憐ムヘキ多数ノ子弟ハ二十三年十月三十日ノ勅語ノ恩恵ニ露ノ一滴ダモ沾フコト能ハザルナリ、・・・(略)・・・依然トシテ暗黒ノ旧世界ニ沈殿スルハ、吾人ノ痛心嘆息スルモ、尚余アル所ナリ」⁶⁴⁹と述べて、ここでも教育勅語の「恩恵」を受けずに「暗黒ノ旧世界ニ沈殿」する子どもたちの実状に対して「痛心嘆息」している心情を吐露している。それ故に、彼らに教育を教授するという教育普及に関する六項目を述べて、その第四に「慈恵ノ目的ニ出テタル貧民教育ノ

有志者ノ企ヲ助ケテ、夜学校或ハ半日学校、或ハ日曜学校ノ類ヲ誘導シ、規則ノ内外ニ之ヲ保護スルコト又必要ナルカ如シ」⁶⁵⁰と意見して、それが「慈恵ノ目的」からであろうとも貧民教育としての諸学校設立が不可欠であることを再度提言したのである。

その実現に向けて、井上は具体的に国家（政府）としての貧民児童の教育保障政策に取り組んでいく。それが『簡易就学貧民教育ニ関スル省令案』（『貧民学校令草案』）である。その原文には、井上自身の貧困児童救済への強い意志が多数の修正・訂正となって表記されている。そして、最終的に第一条は「市町村又ハ一私人ハ教育ノ普及ヲ又ハ慈恵ノ目的ニ因リ職工又ハ貧家ノ児童ニシテ小学校令第二十一条ニ依リ就学ノ免タル者ニ小学教育ノ一部ヲ授クル為ニ半日学校又ハ夜学校又ハ日曜学校ヲ設クルコトヲ得」⁶⁵¹と修正された。それは、市町村又は私人による「教育ノ普及」と「慈恵ノ目的」という上からの慈善行為ではあるものの、貧困故に就学を免除されて学ぶ権利さえ放棄されていた「貧家ノ児童」たちに対しても、「小学教育ノ一部ヲ授クル」ために「半日学校」等の学校教育を提議したのである。よって、この『省令案』には、井上の教育の自由と保障という人権思想への固い信念とそれを実現するという強い意志が見られる。

このような井上の教育政策に対して、佐藤秀夫はその「初等教育」論において「〈赤子デモクラシー〉とでもいうべき慈恵主義的な〈平等主義〉こそ、井上における就学の普及—教育機会の「均霑」—政策の本質的特徴であったとみななければならない。それが、近代人権意識に根ざす教育機会均等の思想と似而非なることはいうまでもない」⁶⁵²と批判している。しかし、井上が『省令案』を示した背景には、同年前半（1月）に作成された『小学校施設方案』の内容が、就学児童を増加させる為に教育の質を高めるというよりも量的拡大に重点を置いていたことに起因していたことにもよる。井上の省令案を受けて、ブレインの一人である渡部薫之介（当時・文部省参事官）は、『貧民学校ニ関スル意見書』（勅令案）を起草して不就学児童多数の原因を三点について論じている。甲因を学校・教室等の設備不足。乙因を就学の必要性を考慮しない「父兄」の多数。そして、丙因として「日々家事ノ為ニ使役サセラル、ニ非サレハ殆ト衣食スルコト能ハサル赤貧児童是ナリ」⁶⁵³と明記して、就学援助の為の法令と国庫補助の必要性を井上に提出した。井上がその要請を真摯に受けとめる中で、特に丙因にいう家庭の貧困故に貴重な労働力として「使役」させられている「赤貧児童」への「痛心嘆息」は大であったと考えられる。それ故に、彼の『貧民学校令草案』の提議は、広く貧窮家庭の児童にも学ぶ権利を享受させようとした提議であり、単に「国家富強」のための国家に貢献する人材育成としての「赤子」育成だけではありえない。よって、確かに「慈恵主義的」であるとはいえども、彼の貧民教育を教育の機会均等とは「似而非」と批判するのみでは、彼が意図していたすべての子どもたちに「教育権」を付与するという井上の意図が十分に理解されておらず、一面的な捉え方といえる。

さらに、第三条は「市町村ハ市町村立小学校ノ校舍及備品ヲ備用セシムルコトヲ得」と市町村の役割を重視し、市町村が自発的に貧困家庭の児童を受け入れるための学校設

立を増進すべきことを規定した。ここに、彼の貧民教育に対する地方行政における市町村自治の意義と役割そして責務が構想されていることが窺える。

以上、井上の地方自治論に基づく貧民教育について考察してきたのであるが、井上が関与した1878（明治11）年に制定された地方三新法の「郡区町村編制法」を含めて、明治政府が実施してきた地方自治体制が、中央集権化に向けての「国家富強」の一翼を担っていた事実は否定出来ない⁶⁵⁴。だがそうであるとしても、井上のすべての文教政策が「国家富強」に帰一すると結論付けることは一概にできない。何故ならば、本論で実証してきた諸事例にみられたように、そこには青年期に修得した彼の基本的思想である儒教の「仁政安民」思想並びに近代立憲主義に基づく人権思想から導き出されたところの、地方人民ないし貧民等の弱者に対する権利の擁護観、いわゆる「安民」観が存在していたと考える。

しかしながら、その儒教的「仁政安民」思想は基本的に為政者側の論理であり、井上自身を政府の法制官僚としてみる上部からの立場の思想である。また、彼の国体思想も政府の国家構想として不可欠であり、また当時の時代ないし政治の流れの中では一般的に受容されていた「感性」としての論理であった。よって、井上の人権としての貧民教育に対する思想は、何よりも立憲主義者としての立場から、人民の自由と権利を保障するという彼自身の個人的意志が主たる原動力となって実施されていったものとする。

井上の立憲主義を明示する資料として、1890（明治23）年9月6日付の伊藤宛『命令罰則意見』において、「臣民ノ身体財産」に関する命令に刑条を付すか否かについての彼の意見提議がある。彼はその「意見第二」において、英国救貧法を例示して「約言スレハ立憲ノ主義ハ人民ノ生命財産及自由ヲ貴重スルニ在リ（二十二年二月十一日大詔ヲ見ヨ）唯タ然リ故ニ從テ議會ヲ設ケ法律ヲ議スルノミ若シ租税兵役又ハ刑罰ノ事件ニシテ議會ノ議ニ付セズ行政命令ヲ以テ之ヲ制定スヘクンハ立憲政体ハ何ノ効用ヲモ為サルヘシ」⁶⁵⁵と意見した。即ち、大日本帝国憲法は、臣民権利義務にて「人民ノ生命財産及自由」を尊重することを既定しており、議会の定めた「法律ノ定ムル所」「法律ノ範圍ニ於テ」であろうとも人民の権利を保障することこそ立憲主義であることを明らかにしている。そして、それが立憲政体であると意見している。

よって、井上の貧民教育は、立憲主義的人権思想として教育政策に導入されたものであり、貧富を問わずすべての児童（国民）に対して普通教育を教授しなければならないという公教育⁶⁵⁶としての在り方を示唆するものであった。

おわりに

以上考察してきたように、本論の第一の課題として、一つは、井上の貧民教育の思想には彼の地方自治の思想が大きな基盤となっていたこと。即ち、村落が有していた「天然ノ自治」を「自治ノ精神」と定義することで、地方人民の教育に対してもその「自治」

に基づく教育行政を推進する意図を含めていたこと。二つは、立憲主義者井上の人民に対する人権思想に基づく教育の自由の存在である。彼は、この二つの思想の内に、地方人民に対する教育の自由と権利の保障を推進する意図を内在化させていた。したがって、井上の教育思想とその政策は、一つには公教育としての普通教育・貧民教育を展開することによって「国家富強」を実現するための教育思想であったこと。そして他方で、井上自身が修得してきた儒学の「仁政安民」思想、そして何よりも立憲主義に基づく人権思想によって、彼は地方ないし下層社会の民衆に対する教育の自由と権利を保障する思想を強く有していたことである。

井上が底辺層の人民に対する教育の自由と保障の思想を有していた背景には、彼の出自が関係していたのではないかと考えられる。年米25俵扶持という最下級武士の三男⁶⁵⁷として誕生し、貧困生活の中で勉学の筆紙にも事欠く有様であった。そのような境遇の中で、井上は誰からも拘束されずに自由に学ぶことが可能であった学問の領域分野こそが、上級藩士の子弟と対等に自らの力が発揮できたことを経験則として修得していた。彼の少・青年期の学びの修行は、彼が教育の自由を自然だとする哲学観を生み出す貴重な体験となっていた。即ち、彼にとっての学びの世界は、その少年期の貧困生活の中において唯一の「自由」⁶⁵⁸を享受できた領域であり、学ぶ自由、教育の自由という「自由」を尊重する思想は彼の大きな財産でもあった。いふならば、井上毅は学びの中に教育の自由を享受できたこと、そして教育によって人間として自立できたことを実体験として学び取っていたことが考えられる。

第二の日本近代教育の光と影を明らかにする課題として、貧困家庭児童を含むすべての子どもたちに対する教育の自由と権利を国家（政府）が積極的に保障すること。同時に、国家による地方とその教育に対する統制と強制は排除されるべきであるという教訓が導き出されたと考える。このように、井上の地方自治論に基づく貧民教育の思想は、現代における「教育は如何にあるべきか」の問いに対して、国民の教育権はすべての子どもたちに保障されねばならないという現代的価値を示唆する意義をも有している。

さらに、井上の教育思想を考察する場合、彼が工業生産力と併せて農業生産力の向上こそが国家経済を支える二本の柱であることの認識を注視しなければならない。所謂、青年期に修得した農本主義による富国強兵政策への確信であり、それをもって彼の地方自治論を導き出す有力な起因となっていたのではないかと考える。そのことを起点として、立憲主義の立場から地方農民の生活と人権を如何にして保障していくかの思想が構想され、その実現のために人民の教育を保障する思想が生じることは自然といえた。特に、貧者とその子どもたちに対する保障政策は、彼の多くの意見書等において随所に見受けられた。

第二節 明治憲法成立過程にみる井上毅の教育思想

－「憲法草案」教育条項と『憲法義解』における教育権－

1889年（明治22年）、大日本帝国憲法（明治憲法）の制定により、日本は立憲主義国家として欧米諸国に比肩する近代国家に漸次成長していくことになる。近代立憲主義とは「専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障するという立憲主義の思想」⁶⁵⁹と定義されているように、憲法の制限規範性と自由の基礎法としての概念が通説である。この立憲主義の政治理想を実定法上の用例とする代表規定が、1789年のフランス「人および市民の権利宣言」第16条に規定する「権利の保障がされず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない。」⁶⁶⁰の意義である。このように、近代立憲主義は国民の人権を保障し権力の分立を強く保障⁶⁶¹するものである。これは、18世紀末の市民革命期における自然法と社会契約説に立脚して成立した思想である。

しかしながら、大日本帝国憲法はその自然権思想が後退し、立憲主義の憲法として制限規範性と人権の自由基礎法の概念が希薄化しており、「立憲主義の外見によって旧体制の温存をはかろうとする」⁶⁶²内容が顕著となっている。この理由は、近代国家としての遅れを急速に推進せんとした日本の特殊性にある。いわゆる天皇を基軸とする国体観に基づく政治体制の構想実現上、明治憲法がドイツ立憲君主制の法体系を参考としたことによる憲法上の制約のためであると考えられる。したがって、明治憲法上の「臣民権利義務」である人権規定は、「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ」として制限されており、さらに教育に関する条項は全く規定されることがなかった。

そのことは、井上毅が立憲主義を自らの基本的思想と位置づけ、伊藤博文宛『命令罰則意見』（明治23年9月6日）の中で、意見第二として「立憲ノ主義ハ、人民ノ生命財産及自由ヲ貴重スルニ在リ・・・議會ニ付セズ行政命令ヲ以テ之ヲ制定セヘクンハ何ソ立憲政体ハ何ノ効用ヲモ為サズルヘシ」⁶⁶³と論じた如く、自らの立憲主義と明治憲法規定との関係においてその思想の整合性は明らかに矛盾する。さらには、憲法制定に関してドイツ人法学者ロエスレルへの問議の中で「国民ノ権利ト自由ハ法治国ノ最モ貴重ニ保護スベキ者」⁶⁶⁴と論じ、さらには教育勅語起案に際する山縣有朋宛書簡にて「君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ」⁶⁶⁵と論じた彼の立憲主義思想との整合性との矛盾でもある。

よって本節は、井上の起草となる明治15年並びに20年の各憲法私案を検証した後、彼が明治憲法の説明書とされる『憲法義解』⁶⁶⁶の文中において、憲法条項に規定され得なかった教育権を、明治憲法に託した立憲主義思想に立脚して解説している「内容」を検証するものである。

1、明治憲法制定過程における教育条項

井上毅の人権思想の原点は、熊本藩下級武士の三男⁶⁶⁷という出自並びに少年期から研鑽した儒学思想としての「仁ノ功用」としての「仁政安民」思想⁶⁶⁸の体得にあることは既に何度も論じてきた。さらに、彼の近代人権思想の習得は、1872（明治5）年、岩倉遣欧使節団の司法省理事団員としてフランスへ派遣されたことに大きく起因する。そして、帰国後に『佛國大審院考』、『治罪法備攷』、『王國建國法』、『佛國司法三職考』の仏蘭西司法四部作を出版するなど、日本の法整備にフランス法制をもって貢献している。また教育に関しては、フランス司法四部作の一つである『王國建國法』において、その第一「普魯西建國法」により教育条項を記載している。これはプロイセン憲法の翻訳本であるが、その「國民諸種權利」第二十条で「學科、並ニ學科ノ教授ハ自由タリ（禁令アルコトナシ、學科トハ、百科ノ學藝ヲ云）」⁶⁶⁹と規定して、学問と教育は自由であるべきだとする近代立憲主義の基本を明確にしている。

彼は立憲主義思想について、1878（明治9）年の岩倉宛『憲法意見案』において、憲法の性質を「世ニ論スル所ノ国憲ナルモノハ即チ欧州ノ所謂『コンスチチュシオン』ノ政トハ即『アブソリュ』ノ政ニ（訳専制）対スルノ名ニシテ君權限制ノ政ヲ謂フナリ・・・（略）・・・憲法ヲ遵守スル為ノ結構ハ必ス立法行政司法ノ三權ヲ分立シ立法官ヲシテ憲法ノ監守タラシムル是ナリ」⁶⁷⁰として明確に論じていた。即ち、憲法の性質を、君権を制限し三権分立を基軸として、「民選議院」（議会）における「全国人民ノ代議人ト共議」する君民共治の政治体制を確立する為の基本法であると規定しているのである。明治十四年の政変以後、彼の立憲主義の内容はフランス型並びにイギリス型からドイツ型「外見的立憲主義」を構想する過程で後退するが、基本的には立憲主義の思想と政治構想はその根底に存在していたと考える。したがって、この「立憲主義的人権思想」が、井上の憲法への教育条項挿入への一つの事由となったものとする。

（1）憲法「私案」・「試草」における教育条項の有無

明治十四年の政変後、井上はドイツ型立憲主義構想の下に翌年にかけて本格的な憲法調査を実施している。特にドイツ人法学者シュルチュの『国権論』（Herman Schulze, Das Preussische Staatsrecht）から得た主権論は、日本国においても、天皇が主権を保持し国権を総攬するという国体思想を基軸とする立憲国家への確信を強めていく。シュルチュの『国権論』は、ルソーの人民主権論とモンテスキューの三権分立を否定⁶⁷¹して君主主権論と制限君主論⁶⁷²を展開する。井上はこの君権制限をその特質とする国権論に関して、君主権を憲法の条項に規定することは憲法上の大義から問題がないかと、法律顧問カール・ロエスレル（レースラー、Karl Friedrich Hermann Roesler）に問議している。その答議は、「帝王ハ國ノ首長ナリ而シテ親ラ諸般ノ國權ヲ統攬ス」⁶⁷³として、君

主権総攬と君主諸大権規定も列挙すべきであると答議している。ここにおいて、井上の憲法上における天皇大権の基本事項の規定、所謂、天皇を中心とする明治憲法構想の基軸が定まったと考えられる。

① 明治十五年「憲法私案」

ドイツ人法学者の国権論意見を参考として、井上は1882（明治15）年⁶⁷⁴に本格的な「憲法私案」を作成している。「私案」は七章百一条で構成されているが、プロイセン憲法に基づき、その条章配分は「国土」、「国民」、ついで「天皇」の順という配置構成となっている。本節の課題は人権保障としての教育思想にあるので、天皇主権並びに天皇の統治権総攬を基軸とすることを前提としつつ、「国民」規定の中における教育条項を主として考察していきたい。

井上は、その第四条に「凡ソ國民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ平等ニ公権及私権ヲ有シ同一ノ保護ヲ受クベシ」と規定し、国民の権利を「公権」と「私権」の二つに分けて論じている。ついで「法律ノ定ムル所」という条件付きながら、「言論著述ノ自由」権（第九条）、「集会・結社」の自由権（第十条）等の国民の自由と平等の権利を規定した。そして、第十六条教育条項に関して「凡教学ハ各民ノ自由ニ任スト雖政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校ヲ監視スルコトノ権ヲ有ス」⁶⁷⁵と規定する。ここでは、あらゆる「教学」、即ち教育と学問は個々人の自由であることを前提としながらも、政府の学校監視権を付与する規定としている。

この監視権は、学校は国家（政府）の管理統制下に置かれ、学校教育の内容・教科・行事等を政府が監督するという意味であると共に、学校教育全般に対して責任を有するという二つの意味をも含むと解する。何故なら、「凡教学ハ各民ノ自由」を大前提として尊重する限り、国家はその「自由」を保障する為の責任を有するからである。この規定は、「倭國憲法」（プロイセン憲法）第二十条の「学科・教授ノ自由ハ、自由タリ」並びに第二十三条の「凡ソ公私学塾、及教育ノ諸官舎ハ、政府ヨリ指定シタル部官ノ監督ニ従フ」⁶⁷⁶の条項規定を参考にしていることは極めて明瞭である。

② 明治二十年「憲法試草」

井上毅の最終的憲法試草は、1887（明治20）年5月（4月説あり）の明治憲法原案ともいえる憲法私草「甲案」と「乙案」である。これは、明治憲法制定のために伊藤博文の要請を受けて作成した原案である。両案共に、条章配分が明治15年の「憲法私案」と異なり、第一章・皇位及主権として天皇条項が最初に規定されているが、この変更は、プロイセン憲法を参考としながらも、日本独自の伝統と歴史的事情を考慮して国体思想の実現化を意図したものである。「乙案」第十三条では教育条項を以下に規

定している。

教育ハ人民ノ自由ニ任ス但政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校教課ヲ監視スルノ権ヲ有ス

この規定は、15年「憲法私案」第十六条「凡教学ハ各民ノ自由ニ任スト雖モ政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校ヲ監視スルコトノ権ヲ有ス」と類似しているが、いくつかの相違点が見られる。

先ず「私案」に規定されていた学問の自由規定そのものが、「試草」の「甲案」には国民の権利規定条項の中に規定されていないことである。そして、「私案」の「各民ノ自由」から「試草」の「人民ノ自由」への字句変更に関しては、権利の対象を明確に「人民」と表現したことにより、人民個々の権利と保障がより明瞭となったことは評価してよい。さらに「試草」の「乙案」第十三条は、1848年11月発布のフランス共和国憲法第二節（憲法により保障された市民の権利）の第九条「教育は自由である。一法律の規定する能力および道徳性の条件にしたがい、かつ国の監視の下において実行される一この監視は、なんらの例外なしにすべての教育および教化の施設におよぶ」⁶⁷⁷とした教育条項規定にも類似しており、井上がフランス学研修の一つの成果として参考にしたことが推測できる。

彼は、当時の欧米近代国家において、「能力」（知育）と「道徳性」（徳育）に対する自由の保障を確保することが国家富強のための不可欠の条件であったことを十分に知悉していた。それ故に、「教育の自由」は近代国家建設と近代立憲主義確立のための必須課題としていたことが読み取れる。さらに、欧米列強との不平等条約を解消するためにも、近代立憲主義に基づく教育権の保障規定は不可避の条件であることも理解していた。但し、後の自由民権論者たちの私擬憲法草案で規定されている無条件での教育の自由⁶⁷⁸に比すれば、彼の「試案」は政府の「監視」を条件とする「限定」規定となっており、それらからは後退していることは確かである。

（2）憲法試草「甲案」の教育条項欠落理由

「試草」の「乙案」と同時に提出された「甲案」に、教育条項が皆無であったことには二つの理由が考えられる。

一つは、明治15年「憲法私案」の「国民」規定第四条「凡ソ國民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ平等ニ公權及私權ヲ有シ同一ノ保護ヲ受クベシ」の規定である。井上は、明治憲法発布の翌（1890）年9月に「憲法衍義之一」として『内外臣民 公私権考』を出版し、その「少序」の中でこの著作の意義を憲法解釈の疑義を帰一するため⁶⁷⁹だと記している。そして臣民の権利を二つに区別して以下のように説明する。「第一私権は人民各箇の生活に随伴する私益上の権利たり、公権は社会の一員として公共の事務に参

与する公益上の権利たり、故に私権は民法を以て之を規定す、公権は憲法又はその他の國法に依りて之を認定す。第二私権は人民の一身又は一家の生活の福利なる・・・第三私権は人々之を享有し男女老少區別あることなく唯其の行用に於て能力不能力あるのみ」⁶⁸⁰と論じた。そうだとするならば、井上は、教育権を人民の私権に関わる権利であり公権とは解釈しなかったが故に、憲法上の条項に規定しなかったことが考えられる。確かに、明治民法第八七九条は「親権ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ為ス権利ヲ有シ義務ヲ負フ」⁶⁸¹と規定する。しかし、これは家父長権的乃至親の有する権力としての私法上の関係により、親権者である父母の子どもに対する教育を受けさせる権利と義務について規定したものであり、子ども自身の教育権、即ち人民（国民）の教育権を保障したのではない。よって、憲法条項から教育規定を削除した理由とは成り得ないと考える。但し、明治憲法の法概念においては、憲法に規定無き権利義務、例えば憲法列挙外の「自然ノ自由」権として「子女教育ノ自由」認めるという有力な論⁶⁸²も存在する。

他の理由としては、憲法草案作成過程において相談相手となっていたドイツ人法律顧問の意見を斟酌したことに起因することが大である。既に明治18年の憲法制定に向けての研修会「憲法講義」において、カール・ルドルフ（Carl Rudolph）は「国民ノ権利即チ外形上ノ自由」に関して、「教育ノ自由ト云フコトヲ明載スルトキハ、必ズ是ヨリ百端ノ議論ヲ生ジテ為メニ行政ノ権力ハ其減殺セラルベシ」⁶⁸³として、教育の自由規定が行政権弱体に繋がると警告している。

さらに、井上は自らの憲法草案作成に関し、前述のカール・ロエスレル（レースラー）とアルベルト・モッセ（Albert Mosse）に対して問議している。そこで彼は、基本的に「国民ノ権利ト自由ハ法治国ノ最モ貴重ニ保護スベキ者」⁶⁸⁴と前置きして、国民の権利と自由を尊重しながらも、フランス啓蒙思想流の「哲学ノ理論」即ち天賦人權説を政府反抗ないし転覆の原因として排除する姿勢を変えていない。そして、一に国民の基本権規定を「憲法」規定に掲載すべきか、二に「憲法ノ前置ノ詔勅」において示すか、三に「総テ之ヲ特別ノ法律ニ譲」るべきかについて問議を試みている。

先ず、ロエスレルは「根本権」（基本的人権）が憲法の「大眼目」であり、当然明記すべきとしつつも過度に広げるべきではないとして教育の自由条項は欠落させている。その理由は、宗教の自由と同じく「一定ノ範囲」においては認められるが、「恣ニ教育ヲナスノ権ヲ予フルハ・・・国民ノ年少ナル者ヲ各種ノ迷路ニ誘カシムル」⁶⁸⁵ことになり、年少者の「一意ニ其ノ受クル所ノ教ヲ信スルモノ」なるが故の危険性を指摘して、教育は「国家ノ管掌」の下に実施すべきであると答議した。よって結論的に、教育条項は国民の義務のみならず権利としても憲法上に規定せず、詔勅ないし法律等の他の方法・手段において規定すべきことを答議したのである。

次に、モッセの答議も憲法上に国民の権利義務を掲載する必要性有りとして「試案」を出してはいるが、その中に学問の自由を含む教育に関する条項は見当たらない⁶⁸⁶。た

だし、彼はかつて「憲法講義」において「自由教育ト云カ如キハ、恰モ自由ト云フノ一字ニ就テ空理ヲ問答スルモノニ異ナラス」⁶⁸⁷と論じており、教育の自由に関しては批判的であった。しかしながら、彼はその第八回「憲法講義」において「王ヲ愛敬スルノ心ヲ生ゼシメテコソ、始メテ其国ノ富強ヲナスベシ、是丈ハ全ク教育ノ助ケナクンバ成立スベカラザルナリ。」⁶⁸⁸と講義して、教育による役割を君権維持と富強の関連として位置付け、国民の学ぶ権利としての教育とは無関係に、政治的な天皇制維持という国体国家構想維持の手段としての教育論を展開していることも事実である。以上のように、井上の質疑に対する二人のドイツ人法学者の答議は、彼の憲法における国民の権利義務規定に極めて重要な影響を与えたと推論できる。

井上は、1887（明治20）年4月下旬に自らの原案として作成した試草「乙案」を起案し、次いでロエスレルとモッセの答議を参考に「甲案」を5月に作成して伊藤宛に提出している。⁶⁸⁹特にロエスレルの教育条項掲載の有無理由は、「甲案」への不掲載の重要な示唆となったことが考えられる。本山幸彦も「甲案はモッセやロエスレルの教育に関する国家管理主義に従って、憲法に教育を保障する法的根拠として規定に入れなかったが、井上は自らの立場で書いた乙案には、第三章「国土国民」の第一三条に」⁶⁹⁰教育規定を入れたと結論づけている。したがって、井上は、「乙案」に自らの意思で作成した教育規定掲載案を併せて提出するという苦渋の選択を余儀なくされたことが考えられる。結果的に、彼はその決断を8月の「夏島草案」以後における伊藤らとの討議過程に委譲せざるを得ないと判断したとみてよい。しかし、憲法条文中に「教育の自由」を挿入せんと試みた彼の「乙案」は、立憲主義の見地からも特筆すべき事項であることに変わりはない。そこには、立憲主義を自らの思想基盤とする井上の法制官僚としての譲れない決意があったとみる。

第一の理由は、井上が、日本の統一国家と国家の独立の為には、教育の自由を憲法に規定することによって、教育の力による国民の啓蒙と「科学的」知識の習得こそが喫緊の課題であることを知悉していた故である。教育の力こそが日本の近代国家への道を行んで行くに際しての富国強兵・殖産興業政策を早期に実現していく必須条件であることの認識である。第二の理由は、明治十年代からの自由民権運動の高揚と連動して、私学教育の普及の進展とともに学問と教育の自由が唱道されていた事実を無視できなかったことである。したがって、明治政府における開明派の一官僚として立憲主義を擁護することの意義は、近代国家完成の為に欧米諸国の理解を是が非でも獲得する為の避けて通れない課題でもあった。しかし、結果的に、彼が憲法試草「乙案」に込めた意図は「夏島草案」以後の憲法案における教育条項の欠落によって実現し得なかった。しかしながら、国民の権利義務に関して、井上の人民に対する教育の権利思想は、憲法の公的解説書と言われる『憲法義解』の中に、その教育の自由と権利の意図が形を変えながら説明されていると考える。

2、『憲法義解』にみる教育の権利と思想

『憲法義解』（以後、『義解』と呼称）は、枢密院における憲法審議に際して配布せられた井上毅作成の「逐条説明書」を共同審査⁶⁹¹した後、「半官的な逐条解説書」⁶⁹²として伊藤博文の私著として刊行されたものである。しかし、校註者の「解説」において「逐条説明書は枢密院の修正を経ているし、また『義解稿本』は右の共同審査会の修正を経ているから、両義解の文章が全部そのまま井上の筆になるということはできぬが、それに対してもっとも多くを貢献しているのが彼であることは明らかであるから、彼をもって両義解の父とすることは決して間違いではない。」⁶⁹³述べられているように、『義解』の骨子と内容に関して井上自身の憲法論が強く表明されていることは明瞭である。ここでは『義解』解説を基本としながら、憲法制定会議の解説資料「注解」（「憲法解説」）⁶⁹⁴を付随資料として彼の人権思想を考察することで、そこに含まれる彼の教育権とその思想を読み取っていきたい。

（1） 天皇大権と教育

第一章天皇・第九条では「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」と規定する。本条は、天皇大権の一つである行政命令の大権である。命令は天皇の裁定に依るものであり、『義解』はその命令を発する目的を二つに分けて説明している。一つは、法律を執行する為の処分を規定すること。二つは、「公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する為の必要に於いてす」⁶⁹⁵としている。ここで、統治権を総攬する天皇（第四条）は、その大権の一つとして、「臣民の幸福を増進」させることを規定している。これは儒学思想の「仁政安民」に通じる観念である。王（天皇）たるもの、その臣民の幸福と生活の安定を図ることが重要な責務であることを使命とするもので、立憲主義の一つの柱でもある。

『義解』（附記）において、欧州を参考にしたものではあるが、「命令」作用の一つを各国政府は安寧保持を最大職務とするが故に、文明開化と政治的進展の結果「始めて経済及教育の方法に依り、人民の生活及知識を發達せしめ。其の幸福を増進するの必要を發見するに至れり。」⁶⁹⁶と論じ、人民の幸福の為には「経済及教育の方法」こそが生活と知識を發達させることに依り実現可能とした。即ち、経済による生活の安定と教育に依る知識の増進こそ、人民の幸福増進に接続していることを確認しているのである。それ故に、行政命令の目的を「経済上国民の生活を富殖し、教育上其の知識を開発するの積極手段を取ることを務めざるべからざるなり。但し、行政は固より各人の法律上の自由を干すべからず。」⁶⁹⁷と明記したのである。したがって、第九条は、天皇大権として経済と教育の増進を積極的に実施すべきことを宣言した条項でもある。このように教育

推進の字句を憲法上に規定していることは、明治政府が教育を国家発展の重要な施策の一つとして把握していたかが読み取れるのである。但し、これは既述のように国家統一の課題を優先したものであり、そのための「積極手段」としての教育的知識の開発に付随した「臣民の幸福」増進であるともいえる。

このことを「憲法説明」⁶⁹⁸（参照）において考察した場合、内容はプロイセン千八百八年勅令を参考としたものであると考えられる。その第三条において、公共の幸福を増進する為としつつも、行政官庁の役目を「公共ノ安寧秩序ヲ維持スルノ必要処分ヲ施スノミナラス又公共ノ幸福ヲ発達増進シ及各民ノ精神並身体ノ能力ヲ育成シ法律ノ範囲内ニ於テ便宜指導スルノ権務アリ従テ県庁ハ国民ノ教育授業及奉教ヲ監視ス」⁶⁹⁹と記していることに明瞭である。国民の精神および身体能力を育成する為の教育を指導するものの、それを「監視」することが職務とされているのである。しかしながら、但し書きにて、各行政機関は「各人の法律上の自由を干すべからず」と記しているように、憲法上ではないが国民個人の「法律上の自由」に干渉せずとして、自由権保障の内容を解説していることは極めて稀有な内容であり重要な指摘である。

この解説は、1890（明治23）年、井上が内閣法制局長官として首相山県有朋より教育勅語の草案に関して意見を要請された時、『教育勅語ニ付総理大臣山県伯へ与フル意見』として宛てた文面にて明確にしている。即ち、「此ノ勅語」は政治上の勅語とは異なり「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ・・・今勅諭ヲ発シテ教育ノ方向ヲ示サルハ政治上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ」⁷⁰⁰と論じて、君主従って政府も「臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」ことの要請と確認をしている。この内容から、井上は立憲主義の基本に国民の精神的自由権を配置して、教育に対する政治権力の関係に制限を設けているのである。したがって、教育勅語は政治権力の「政治上ノ命令」とせず、精神的権威を有する「社会上ノ君主ノ著作」として「公告」すべきことを意見具申したのである。そこに、彼の立憲主義者としての矜持が見受けられる。

（2）臣民権利義務の自由権と教育権並びに教育思想

天皇大権における「臣民ノ幸福ヲ増進」するために、明治憲法はその第二章で「臣民権利義務」の条項を規定している。フランス、イギリス、アメリカの憲法に見られる制限規範性と国民の人権保障を基本とする立憲主義の道を選択せず、ドイツ型の外見的立憲主義を採択した明治政府であったが、法律の範囲内という制限付きながらもその権利を規定している。その中でも、特に教育権とその思想に関連した条文として、第二八条（信教の自由）と第二九条（言論・集会・結社の自由）に焦点を置いて考察していきたい。⁷⁰¹

①憲法第二八条「信教の自由」

憲法第二八条は、「日本国民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定する。この規定について、『義解』は、信教の自由はフランス革命とアメリカ独立戦争を経て「公然の宣告」を得て以来各国が是認したと前置きして、「現在各国政府は或は其の国教を存し或いは社会の組織又は教育に於て仍一派の宗教に偏袒するに拘らず、法律上一般に各人に対し信教の自由は予へざるはあらず」⁷⁰²と「国教」並びに「社会の組織」・「教育」において信教の自由が保障されていることを先ず確認している。欧州にては近代立憲主義の制度が確立しており、宗教教育が一派に偏向しない限りその自由が保障されていることを記すことで、日本の宗教教育も立憲主義の立場を堅持するに際してその自由を保障すべきことを示唆している。このことは、宗教教育に限らず、全ての教育に関しても自由であるべきことを暗示しているとみることが出来ると考えられる。

続けて「信教の自由は之を近世文明の一大美果として看ることを得べく、而して人類の尤も至貴至重なる本心の自由と正理の伸長は、数百年間沈倫茫昧して、纔に光輝を登場するの今日に達したり。」⁷⁰³と記する。信教の自由を、現在漸く獲得し得た人類の貴重な財産として、その「本心の自由」としての内面の精神的自由と「正理」としての正しいものの道理の発展を賞讃するのである。それ故に、「蓋し本心の自由は人の内部に存する者にして、固より国法の干渉する区域の外に在り。而して国教を以て偏信を強ふるは尤人知自然の発達と學術競進の運歩を障害する者にして、何れの国も政治上の威権を用いて以て教門無形の信衣を制圧せむとするの権利と機能とを有せざるべし。」⁷⁰⁴と論じ、ここでも内心の自由を政治的権力によって抑圧することを禁止している。さらに、国教による宗教の偏信を強制することが、「人知自然の発達と學術競進の運歩を障害する」と論じているように、政治的抑圧が如何に「學術」の発展を阻害してきたかを批判する。このことは、「學術」即ち学問と教育の自由な「競進」によってこそ文明の進歩が向上発展すること、したがって、それを抑圧することの非が言及されている。これらのことから、信教の自由条項の中に、基本的人権としての教育権の保障とその思想を見出すことができるのである。

ただし、「内部に於ける信教の自由は完全にして、一の制限を受けず。而して外部に於ける礼拝・布教の自由は法律規則に対し必要なる制限を受けざるべからず。及臣民一般の義務に服従せざるべからず。此れ憲法の裁定する所にして政教互相關係する所の界域なり」⁷⁰⁵と記して、内面的な信仰は完全な自由であっても外在的行為の宗教活動は法律上の必要なる制限を受けるとしている。この条項に関して、「憲法説明」の（参照）では、アメリカ、イギリスを除く、フランス、ベルギー、プロイセン等欧州七カ国の憲法における宗教の自由について参照条文として記載しているが、いずれも「信教の自由」はほとんどの国が無条件に保障している中で、プロイセン憲法第十二条は「但シ教門自

由ノ施行ハ民事政事ノ義務ヲ傷害スヘカラス」⁷⁰⁶として一定の制限があることを但し書きで付している。このことから、明治憲法がドイツ型立憲主義の憲法を構想していた以上は当然のことであるといえよう。これを学問の自由において適用するならば、内心として意識の内に置く場合は如何なる思想的・学問的見解も政治的制限を受けないが、その意識を外部に表現することによって制限を受ける対象となることになる。次に、その外在的行為としての言論等の自由（第二九条）について考察したい。

②第二九条「思想・表現の自由」

第二八条は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という制限付きで「信教ノ自由」を保障していた。本条では「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」と規定する。所謂、「法律ノ範囲内」という文言による制限の下に「言論・著作・印行・集会・結社は皆政治及社会の上に勢力を行う者にして、而して立憲の国は其の変じて罪惡を成し又は治安を妨害する者を除く外総て其の自由を予へて思想の交通を發達せしめ、且以て人文進化の為に有益なる資料たらしめざるはなし」⁷⁰⁷と説明する。即ち、政治社会上の「罪惡」・「治安」妨害等を行わない限り、言論・表現等の自由を保障するという内容である。特にこの自由が「思想の交通を發達」させ、それによって「人文進化」の「有益なる資料」となると看做している。それは、第二八条と同様、言論の保障が確保されることにより各思想が活気づき、さらには学問芸術の進歩がはかれると解説していると考えられる。したがって、この条文解説の中にも学問と教育の発展の為に、自由な言論活動が保障されることが不可欠であることが論じられていると考える。

第二八条は宗教活動の外在的行為に制限を設けていたが、それはあくまでも礼拝・布教という宗教活動に限定されることであり、特に国家による国教という政教一致を禁止したものともいえる。いわゆる本条でも、人間の思想的自由の保障は法律の留保を伴いながらも尊重されることを述べている。但し、本条も但し書きとして「此れに由て他人の榮譽・權利を傷害し、治安を妨げ、罪惡を教唆するに至ては、法律に依り之を処罰し又は法律を以て委任する所の警察処分に依り之を防禦せざることを得ざるは、是れ亦公共の秩序を保持するの必要に出る者なり。但し、此の制限は必ず法律に由り而して命令の区域の外に在り。」⁷⁰⁸と記し、公共の秩序に反する場合は警察処分を行使して防止するとした。これを「憲法説明」においては、次に言論・著作集会等の具体的な届出や許可の承諾を得ることを説明して、「何等ノ公会も警察官吏ノ臨監ヲ拒ムコトヲ得サル等、此レ現行ノ法律ニ於テ制限スル所ナリ。」⁷⁰⁹と記述している。さらに（参照）として、欧州憲法10例を掲載して参考資料に供している。

本条の場合は、大部分の欧州憲法が但し書きを付して制限しているのが特徴的である。最も人権に配慮しているとみられている1791年フランス憲法も、権利宣告第十一条

で「思想意見ノ自由ナル交通ハ人ノ尤ナル貴重ナル権利タリ故ニ国民ハ自由ニ言論シ書記シ出版スルコトヲ得。但シ法律ニ由テ定メタル場合ニ於テ其ノ濫弊スルハ格別トス」⁷¹⁰として、「濫弊」する場合において法律上の制限を設けている。即ち、自由は無限定なものではなく、他人の権利を侵害することを許容しないことについて、基本的人権の制限として立憲主義的に解釈したものである。

以上、『憲法義解』の解説は、第二八条・二九条の権利義務条項を通じて「信教ノ自由」という精神的自由権の保障を行うことが、一つは「本心の自由と正理の伸長」をはかり「人知自然の発達と学術競進」を促進することが可能となり、二つは「言論著作」等の自由の保障が「思想の交通」を発達させ、さらに「人文進化」の有益なる「資料」となることを明確に論じている。これら二つに共通する思想が、教育の権利とその思想をも包摂する大きな人権概念であることを実証していることは論を俟たない。第九条の天皇大権としての「臣民ノ幸福ヲ増進」するための「命令」と併せてさらに検討を要する課題である。

3、井上毅の立憲主義と教育思想

井上毅は、政府の法制官僚であると同時に開明的立憲主義者としての一思想家であったと看做してもよい。彼の立憲主義思想とは、「立憲ノ主義ハ人民ノ生命財産及自由ヲ貴重スルニ在リ・・・(略)・・・議會ノ議ニ付セズ行政命令ヲ以テ制定スヘクンハ何ソ立憲政體ハ何ノ効用ヲモ為サズルヘシ」⁷¹¹と断じた信念に見受けられるように、人民の権利の尊重は政府(行政)によって実現されるものではなく、人民の代表機関である議会(立法)による法によって保障決定されるべきことを明確にしている。したがって、彼の法に対する規案は、人民の権利保障を念頭に置きながら、如何にその時代の要請に応答すべきであるかと自問自答しながら策定されていったことが考えられる。

他方、彼の教育思想の基本には国体観念が不動のものとして存在し、いわゆる国体教育主義という一政治家としての教育原理的理念が貫徹されている。それは、1887(明治20)年に彼が森の為に起草した「森文部大臣教育議」(森有礼「閣議案」)に明瞭である。彼は、国体思想を欧米諸国のキリスト教に代替するものとして捉え、「教育ノ準的」を「我萬世一王天地ト與ニ限極ナク、・・・人民護國ノ精神、忠武恭順ノ風ハ、亦租宗以来ノ漸磨陶養スル所、未タ地ニ墜ルニ至ラス、此レ乃チ一國富強ノ基ヲ成ス、為ニ無二ノ資本至大ノ宝源ニシテ、以テ人民ノ品性ヲ進メ、教育ノ準的ヲ達スルニ於テ、他ニ求ムルコトヲ假ラサルヘキ者ナリ」⁷¹²と論じて、国体精神による人民の精神こそが「一國富強」の「無二ノ資本」であるが故に、「人民ノ品性ヲ進」めていくことが教育の基本(「準的」)であることを提唱した。

こうした過程において、井上の教育に対する権利と思想からは二つの葛藤とそれ故の立場が生じる。一つは、近代国家建設の為の富国強兵政策とその国策上の外形的立憲主

義という官僚としての立場である。この立場は終生変わらぬものがあり、文部大臣としての明治27年高等師範学校卒業式演説「卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」の中にみられるように、「教育デ国ヲ強クスルコトガ出来ル、・・・、教育デ国ヲ富マスコトモ出来ル」⁷¹³と論じた教育方針の重要性を問う言葉に代表される。二つは、「国民ノ権利及自由ハ法治國ノ最モ貴重ニ保護スベキナリ」という立憲主義に立脚する人権の擁護者としての思想家の立場である。

しかし、井上は最終的に政府の一員としての官僚政治家の枠からはみ出ることはしなかった。だが、その国権確立に向かう諸政策立案の部分々の内に、彼の立憲主義思想を有する官僚としての「民主的」ないし「革新的」思想が挿入されていたことも事実である。いふなれば、明治政府の外形的立憲主義を採らざるを得ない立場の中でも、彼は近代立憲主義に拘泥し儒教の「仁ノ効用」との関連性においても人民の諸権利を最低限擁護すべきであるという信念を有していた。それ故に、『憲法義解』における「国民ノ権利及自由」擁護としての教育権の第二八条、第二九条等の条項の中に、教育権の保障を解釈・解説したことが窺えるのである。

第五章 「国家富強」への公教育と実業教育

第一節 「教育勅語」成立過程に見る井上毅の教育思想

－「初稿」案に込めた知育論と徳育論－

「教育ニ関スル勅語」（「教育勅語」）は、1890（明治23）年10月30日の公布以後、1948（昭和23）年6月19日の第二国会において衆議院の「排除」決議並びに参議院の「失効確認」が決議されるまでの間、「忠君愛国」の名の下に我国の国民道徳の指導原理及び国民教育の基本的教育理念として位置づけられていた。この「教育勅語」は、主として当時の法制局長官井上毅の「初稿」草案が土台となっている。彼の思想基盤は、青年期に習得した儒教主義と立憲主義を基本としていることは言うまでもない。

本節における論考構想としては、第一に、井上が「教育勅語」の制定過程において何に関わるようになったのかという時代背景を最初に考察する。第二に、「勅語」制定の基本思想として、彼が立憲主義思想を基軸としながら儒教主義的徳観との相対的關係を自己の内面においてどのように解決していったのかという課題を考察する。

さらに、その課題の考察を通じて、井上の教育思想とは如何なるものなのかを実証すると同時に、「教育勅語」の分析過程によって二つの問題が明らかになると考えている。一つは、本来教育とは如何に在るべきかという問題であり、そして二つは、教育において道徳は如何に関わるべきかという問題である。これらの問題点について、彼が最初に立案したとされる「初稿」案の内容分析を試みる中で検証していきたい。特に本論にて「初稿」案に注目した理由は、「初稿」案にこそ、井上の「教育勅語」に懸けた当初の教育思想が最も率直に表明されていると判断したからである。この論考を通じて、我国の近代教育理念として誕生した「教育勅語」に内包された思想を再検証することは、現代の学校教育の道徳問題を考えるうえでの一つの参考資料ともなると考える。

1、「教育勅語」制定過程と井上毅

「教育勅語」制定に関する先行研究に関して、戦前においては渡辺幾治郎『教育勅語の本義と渙発の由来』⁷⁴などによって進められていたが、「勅語」の特異な思想性によって学問的にも大きな制約が存在していたことはいまでもない。戦後、1947年の日本国憲法施行により、漸くその思想表現の自由の下において多数の研究著作が上梓されるに至っている。中でも、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』そして梅溪昇『教育勅語成立史』等の代表作が出版されたことにより、その制定過程に関する詳細な内容と思想そのものが明らかになってきた。

それらの著作の中において、「勅語」制定過程の出発点として1879（明治12）

年の徳育論争が一つの契機になったことが一致して論じられている。詳細については第三章・第一節にて論じた通りであるが、そこには天皇親政運動を展開していた侍補グループの元田永孚の儒教的道德教育、そして欧米の科学的な知識教育によって欧米に伍する強力な国家建設を希求していた伊藤博文との思想的確執が存在していた。同時に、この論争は天皇の位置付けを巡る政治的闘争でもあった。

この徳育論争を発端として、国内外の政治情勢を反映しながら、当時の学校教育の知育偏重に対する弊害を批判して道德教育の必要性が漸次求められていく。そのことが大きく展開していくのは、1890（明治23）年2月26日の地方長官会議における教育刷新運動の協議集約として、「徳育涵養ノ義ニ付建議」が榎本武揚文部大臣ならびに各大臣に提出されたことを契機としている。「建議書」は、「普通教育ノ要ハ主トシテ国民タルノ徳性ヲ涵養シ普通ノ智識芸術ヲ修メシムルニ在リ然ルニ現行ノ学制ニ依テハ智育ヲ主トシテ専ラ芸術智識ノミヲ進ムルコトヲ勉メ徳育ノ一点ニ於テハ全ク欠クル所アルカ如シ」⁷¹⁵と記し、学制実施以後の現行学校教育が知育に偏重していることを批判した。それ故に、「我国ニハ我国ノ倫理ノ教アリ故ニ我国徳育ノ主義ヲ定メント欲スレハ宜ク此固有ノ倫理ニ基キ其教ヲ立ツヘキノミ」⁷¹⁶と記し、知育よりも日本独自の徳育主義を機軸とした「倫理」、所謂道德を以って教育の基本とすべきことが提議されたのである。それを受けて、内閣においても徳育問題を漸次論議するに至っている。当時の首相山県有朋は、後に1916（大正5）の回想談の中で「教育勅語」発布に至る顛末を詳細に述べている。彼の『教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記』を基にして、勅語発布に至る流れを検証しておきたい。先ず地方長官会議の建議を受けて、彼は次のように述べている。

余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ時ノ法制局長官井上毅ナドモ同論ナリシガ此時ハ未ダ教育勅語マデニ熟セル考ハナク唯互ニ論議シテ十二時頃ニモ至ル有様ナリキ此頃 陛下ニハ閣議ノ際ニハ出御アラセラルルガ常ニテ後ノ御前会議トモ云フベキモノナリキ（初メ軍人勅諭ヲ請ヒシ時ニモ外国ニテハ宗教ヲ元トシテ軍隊教育ヲナシ幼年学校ナドニテハ祈祷ヲ唱ヒテ授業ヲナス有様ナルニ我国ニ於テハ神道、仏教、耶蘇教ノ一ニ偏スベカラズ而シテ宗教ハ末世ノコトニ亘ルガ現世ダケノコトナレバ忠孝仁義ニ止メテ可ナリトノ論ナリシガ教育ニ関シテモ同様ノ方針ヲ採ルベキモノト考ヘタリ、此ノ方針ヲ以テ骨組ヲ立テ上奏シテ叡慮ヲ願ヒ凡ソ半年余モ此案ハ御手本ニ止マリタリト記憶ス）」⁷¹⁷

この「談話」には、山県が「軍人勅諭」と同様のものを教育に対しても求めていたこと、即ち外国の軍人教育のように宗教に依拠した訓辞としてではなく、「軍人勅諭」を「現世」の問題としての「忠孝仁義」のみを求めたように教育に関しても質的に「同様ノ方針」を採用しようとしたことが窺われる。そして重要な発言として、法制局長官で

あった井上毅も「同論」であったと山県自身が受け止めていることである。当時両者の間には、法制局長官であった井上が、明治23年3月に『山県首相自衛議』報告の為の正本である『軍備意見』を起案するという緊密な関係が存在していた。これは、朝鮮半島をめぐる日清両国の対立に関する見解であるが、同『意見』は「国家独立自衛ノ道ニツアリ、一ニ曰、主権線ヲ守禦シ、他人ノ侵害ヲ容レス、二ニ曰、利益線ヲ防護シ、自己ノ形勝ヲ失ハス」⁷¹⁸と注目すべき防衛策を論じている。そして、その「主権線」「利益線ヲ保護スルノ外政ニ対シ、必要欠クヘカラサルモノハ、第一兵備、第二教育是ナリ」⁷¹⁹と記して、「主権線」「利益線」防禦の為に必要不可欠の条件が「兵備」と「教育」であると論じ、まず軍備増強を提唱していることである。次いで、「国ノ強弱ハ国民忠愛ノ風気之カ元質タラスンハアラス・・・(略)・・・国民愛國ノ念ハ、独教育ノ力以テ之ヲ養成保持スルコトヲ得ヘシ」⁷²⁰と記し、国の強弱が「国民忠愛」の気風に依拠し、その「国民愛國」の心は「教育ノ力」によってのみ「養成保持」、即ち実現できることを論じた。ここに、山県（井上）の「国家富強」に向けての「教育勅語」制定の意図が明確に示唆されていることが窺える。彼らは、教育の力によって「忠君愛國」の理念を人民に対して注入し、人民を「国家富強」の有効なる人的資源として養成する事を構想していたとも考えられる。

さらに、「此案」が天皇に上奏された後、天皇が半年余りその「手本」においていたことを述べている。続いて、天皇が文部大臣榎本の後任である芳川顕正の親任に際して「徳教ノコトニ十分力ヲ致セトノ御旨趣ノ御詞アリ此レ実ニ珍ラシキコトナリ」⁷²¹と述べたことの記述がある。これに関しては芳川の『教育勅語下賜事情』によれば、天皇から「任文部大臣の大命が下ると、それに引続いて、教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要なるご沙汰が下った」⁷²²と記述しており、この二つの記述から天皇が道德教育に対して強い関心を有しており、その為の「箴言」を早急に制定すべきことを命じたものと受けとめられる。これは、徳育論争において、元田の『教学大旨』が『聖旨 教学大旨』として発表されていることとも関連して、天皇が当時の学校教育に対して徳育論に立つ教学理念を保持していたことが十分に窺える。続いて、山県は天皇の「箴言」の「御詞」を受けて重要な事項を記述している。

此ニハ芳川ト井上毅トガ内閣ヲ代表セル兒ニテ立案ニ当レリ案成リテ内閣ヨリ陛下ニ差出セリ当時元田永孚ハ侍講トシテ陛下ノ御相談ヲ受クルコト常ナリシカバ井上毅ノ氣付ニテ元田ニモ示セリ大体元田ノ意見ニヨリ修正シ陛下モソレヲ嘉納アラセラレシモノノ如クナルガ国憲国法云々ノコトニツキテハ芳川ノ上奏ニテ原案ニ復活スルコトトナリ陛下ヨリモソノ通りニセヨトノ御詞アリシトノコトナリ

⁷²³

この談話には、「勅語」案について芳川と井上が内閣を代表して「立案」とあるが、

「立案」については芳川が「尤其起草に付いて相談したのは、当時法制局長官たりし井上毅子で、同子は従来此方面には、大に注意して居り随つて余程意見を有つてをつたのである。」⁷²⁴と述べているように、全面的に井上によるものであることは承知の通りである。この「立案」（井上の初稿としての草案）が天皇に上奏された後、草案が元田に示されて修正したとある。注意したいのは、本稿の主題ともなる「国憲・国法」の字句に関しては、芳川の上奏により「原案ニ復活」したと山県が述べている点である。この点に関しては後述していきたい。さらに、徳育を学校教育において実施しなければならない大きな要因としては、我国を取り巻く国内外の多くの歴史的背景としての諸問題が存在していたということである。

先ず国内問題として、1880年代後半（明治二十年代前半）には、日清戦争と日露戦争の前段階としての官営の軍事産業⁷²⁵を中心として、民間の綿紡績業などが手工業から機械制大工業へと生産の転換をはかり、日本の産業革命ともいえる資本主義の成長期⁷²⁶に入っていたことである。その結果、他方では資本の根源的蓄積によってもたらされた農民と労働者の生活苦が拡大し、その不満から各地で民権運動とも連携して小作争議⁷²⁷や労働争議が頻発していた。1884（明治17）年は、秩父事件をはじめとして全国的に最大規模の農民騒動が多発している。1887（明治20）年10月には、後藤象二郎らの大同団結運動は政府に対する建白書提出を申し合わせている。そして、10月には高知県による言論・集会の自由、条約改正中止、地租軽減の「三大事件建白書」が提出されて以後、12月には2府18県の代表による「建白書」が提出されるまでに抗議運動が活発化している。さらに地方長官会議が開催された前年（明治22年）には、すでに所謂「明治23年恐慌」の兆しの経済状況が進捗しており、9月の大阪天満紡績の賃上げストライキの発生、そして10月の富山県魚津市で始まった米騒動が全国に波及していくというように、自由民権運動と直接的間接的に連動しながら各地で発生する民衆の抗議活動と騒乱は政府に大きな衝撃を与えていたとみてよい。さらに、1889（明治22）年の大日本帝国憲法の公布後、翌年（1890年）の国会開設と第一回総選挙を控えて、政府は民権派の国会進出に対して有利な政治状況を整備しておく必要に迫られていた。

次に、対外的問題としての第一は、山県の「主権線ヲ守禦シ」と「利益線ノ保護シ」に代表される朝鮮半島をめぐる東アジア情勢の緊張である。朝鮮国内における1882（明治15）年の壬午軍乱（事変）、1884（明治17）年の甲申政変（事変）は日清両国の政治的・軍事的介入を引き起こしていた。その結果、我国が軍備増強の大増税を促進していくことに起因して、所謂「松方デフレ」による米価・繭価の下落を招き民衆反乱の契機となる国内の騒擾問題が発生している。それらの対策として、政府は既に1887（明治20）年12月25日に保安条例の公布、28日には新聞紙条例と版權条例の改正等によって反政府運動の民衆に対する統制と弾圧策を強化していた。対外的問題の第二は、維新以来の政府の課題となっていたのは欧米列強の軍事的・経済的進出

の危機から日本の独立を擁護する政治責任である。特に明治二十年代の課題として懸案となっていたのは何よりも不平等条約の解決であり、そのためにも国家と人民との相克は一刻も早く避けねばならない喫緊の課題となっていた。

井上は、このような国内外の諸問題解決に際しては、既に青年官僚として早い時期から「国家富強」の政策を提議していた。先ず1874（明治7）年8月31日、台湾出兵問題に積極的に関わり、日清交渉の全権大臣であった参議大久保利通にたいして『対清政策意見』を提出して「国家富強」論を展開している。彼は日清両国の衝突不可避の状況下を「仮想」して「寧ろ早キに及て機に投し一挙して勝を決し然る後ニ再タヒ両国永遠之親好を謀るに若かざるべし、是レ内ハ国勢を維持し外ハ各国に対し国権を張る為に不可欠之良計なるべし」⁷²⁸と進言し、「一挙」に清を攻撃して打破すべきであるとの強硬策を主張する。その理由として、国内的には人心を統一して「国勢を維持」するためであり、対外的には欧米諸国に対して日本の「国家富強」を誇示する「国権を張る」為であるとの持論を明確にしている。

さらに、翌（明治8）年の江華島事件に際しても、大久保・伊藤宛に『朝鮮政策意見』を提出して、「専制政事ノ目的ハ人心ヲ収攬スルニ在リ人心ヲ収攬スルノ術ハ進ンテ取ルニ在リ千古ノ英雄、南征北伐、豈ニ必シモー々其上策ナルヲ信セン乎、亦人ヲ御スルノ一術ナルニ過キザルノミ、・・(略)・・清ノ太祖ノ朝鮮ヲ刈ツニ、三月ニシテ平ク、今マー萬ノ兵ヲ用ヒ六月ニシテ王城挙クベキナリ」⁷²⁹と提起した。即ち、専制政治とは「人心」の収攬にあると主張し、そのための策は積極的な先制攻撃にて奪取すべきであるとして、ここでも強硬な「国家富強」論を展開する。それ故に、清の属国である朝鮮の「王城」を短期間で占領すべきことを強く進言したのである。彼のこのような強硬ともいえる「国家富強」論は、既述の通り山県の『自衛議』の正本『軍備意見』として、再度朝鮮半島をめぐる緊張関係の中で立案されることになる。このことが、山県の軍国主義思想と井上の「国家富強」論の同質性が、山県をして「井上毅ナドモ同論ナリ」と言わしめた理由である。

政府はこうした時代背景の中で、「国家富強」実現のための国民的大同団結が重要課題となっており、対外的政策としての排外的な軍国主義の思想を育成し、国内的政策としての政府と人民との共同体制と統一推進を実現していくためには、何よりも人心を統一し掌握することが不可欠の条件となっていた。政府はその早期の実現を目途として、学校教育を通じて国民的徳を育成していく必要性を強く求めていく。そこに、教育勅語制定の真の意図が存在したと考える。

2、井上毅の「教育勅語」起案への思想

(1) 「教育勅語」起案への決意と要請

天皇の「徳教ノコトニ十分カヲ致セトノ御旨趣ノ御詞」を受けて、教育に関する「箴言」の制定が山県・芳川を中心にして開始される。それを受けて、文部省は「箴言」（勅語）案の起草を中村正直に委嘱する。中村は、何度かの修正案（最終的に「徳育の大旨」）を6月中旬頃⁷³⁰までに提出している。これを受けた山県・芳川は、井上に「中村案」を提示して意見と修正を求めると同時に、新たな「案」を要請する。山県が井上に要請した理由は、一つは法制局長官としての井上の職務上からの理由にあるとしても、嘗て「軍人勅諭」、『軍備意見』さらには朝鮮問題等において立案要請をして以後、彼との思想的な近似性を共有していた理由が大きかったのではないかと推論できる。

井上は、山県の要請を受けた後、「被仰候教育ノ主義ノ件」⁷³¹につきとして、6月20日付けで勅語に関する自己の信条と意見を書面にて送付している。その後半部において、文部省案である「中村案」を「文部ノ立案ハ其体ヲ得ズ如是勅語ハムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教儀ニ類シ君主ノ口ニ出ツベキモノニ非ス世人亦其ノ真ニ至尊ノ聖旨ニ出テタル事ヲ信ジテ感激スル者少カルベシ」⁷³²と批判した。即ち、勅語は天皇の言葉として発布される故に人民が信奉するのであるから、「宗教」や「哲学」等の教義に類することを天皇の言葉として出すことは慎むべきであると批判したのである。この「中村案」批判は、勅語として基本的に遵守しなければならない事項であるとして、山県に宛てて「教育ノ主義」とは如何にあるべきかとの持論を、以下の「七項目」の意見として要請している。既に何度も部分的に指摘してきた内容ではあるが、全文を掲載して再度確認をしておきたい。

第一此勅語ハ他ノ普通ノ政事上ノ勅語ト同様一例ナルベカラズ天生聡明之君為之師トハ支那ノ旧説ナレトモ今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ（英国露国ニテハ宗旨上国教主義ヲ有シ君主自ラ教主ヲ兼テ兼ヌハ格別）今勅諭ヲ発シテ教育ノ方向ヲ示サルハ政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルベカラズ

陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同ジカラズ

第二此勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレバ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ

第三此勅語ニハ幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ何トナレバ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スベシ道之本源論ハ唯タ専門ノ哲学者ノ穿鑿ニ任スベシ決シテ君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ者ニ非ズ

第四此勅語ニハ政事上ノ臭味ヲ避ケザルベカラズ何トナレバ時ノ政事家ノ勸告ニ出デ至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ

第五漢学ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スベカラズ

第六消極的ノ砭愚戒惡之語ヲ用ウベカラズ君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルベク淺薄曲悉ナルベカラズ

第一の項目として掲げられているのは、井上の「立憲政体ノ主義」というものが、「君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ」と明記することで、明確に近代立憲主義の理論構成である制限規範性並びに自由の基礎法の概念を定義していることである。即ち、君主は国権国法に束縛される「制限君主」であるべきこと、並びに憲法が国民の個人としての自由と権利を保障することを明記したのである。第一項目の自由とは、自由の中でも最優先されるべき精神的自由としての「心ノ自由」、いわゆる内心の自由乃至思想の自由の主張が論じられており、井上の立憲主義者としての真髓を示すものである。即ち、ここで井上が山県に要請しようとした第一は、本来君主たるものは人民の「心ノ自由ニ干渉」しないという立憲主義の思想を堅持して、学校教育において特別な道德観を強制することは反対であると主張していることにある。このことは、井上の教育と道德の関係を論じる際の最も重要な教育思想となる要点である。したがって、「教育勅語」を研究考察する場合、常に考慮しておかねばならない注意事項となる。

1881（明治21）年6月22日の枢密院会議、所謂、憲法制定会議における第一審会議第二読会「第二章臣民権利義務」に関して、森有礼は「臣民トハ英語ニテ『サブゼクト』ト云フモノニシテ、天皇ニ対スルノ語ナリ。臣民ハ天皇ニ対シテハ独り分限ヲ有シ、責任ヲ有スルモノニシテ、権利ニアラサルナリ」⁷³⁴と述べて、自然権説の立場から憲法に記載すべきではないと「臣民ノ分限」論を陳述した。それに対して、伊藤は「抑憲法ヲ創設スルノ精神ハ、第一君権ヲ制限シ、第二臣民ノ権利ヲ保護スルニアリ。」⁷³⁵と反論し、立憲主義の意義を君権の制限と人権の保護（保障）という二つの定義を明確に論じた。この定義にみる精神こそが、伊藤と井上が共有する立憲主義の基本的思想であることは間違いない。井上自身に関していえば、1876（明治9）年夏に提出した岩倉具視宛『憲法意見控』において、「国憲」とは欧州の「コンスチテュション」の訳で「『アブソリュ』ノ政ニ（訳専制）対スルノ名ニシテ君権制限ノ政ヲ謂フナリ」⁷³⁶と記し、憲法の性質は君権を制限することにあると意見していた。この後、ドイツ式の外見的立憲主義を標榜する井上ではあるが、この「意見」は彼の立憲主義に対する基本思想として注視しておかねばならない内容である。

さらに、勅語として「教育ノ方向」を示す場合は、「政事上ノ命令」である軍事教育のための「軍令」と同一視せず、「社会上ノ君主ノ著作公告」として考慮すべきことを意見している。これに関して、井上は『六月二十五日山県宛井上書簡』にてその理由を、「一 政事上之勅令勅語ハ責任大臣ノ輔弼ニ成レル事憲法上之公明正大なる主義なりと雖若し社会上之勅語ならば大臣の責任之件と同からず」⁷³⁷と説明している。さらに、『十月二十日元田宛井上書簡』にも、「生之愚見ニテハ内閣之政事ニ混雑せずして一ニ聖主之親衷ヨリ断セラレ内閣大臣之副書なき勅語又ハ御親書之体裁ニして広ク公衆へ御下ケに相成候可然歟、開院式ノ勅語又ハ陸海軍ノ軍令ニハ内閣大臣ノ副署ナシ是各

国ノ例ナリ、若副署アル一ノ政令となりて発せらるゝ時ニ而啄ヲ容る所之内閣責任政略之一と看做され後日ニ政海之變動と共に紛更ヲ招ク虞あるべく却而千載不滅之聖勅之結果ヲ薄弱ならしむべき歟御熱思有之度奉冀候」⁷³⁸と説明している。

これらの『書簡』説明から、政治上の命令とした場合は、後日において万一瑕疵が存在する時、憲法上の規定に基づいて内閣大臣の法的政治適責任が問われることを意味した。それは又、憲法第五五条第一項「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」の規定上、「輔弼」すべき大臣の責任は間接的に天皇への責任問題が生じてくること、さらに第二項の規定より、「教育勅語」を政治上の「勅令」とする場合には「國務大臣ノ副署」が必要となる故に大臣の政治的責任が問われることを意味した。しかしながら、井上は、大臣の政治的責任は政治的並びに法的責任が存在する限り天皇がその責任を負うことはありえないが、任命権者としての「政治的責任」と道義的責任から免除されることは無いことを杞憂したと考えてよい。したがって、法的拘束力を持たせないことが必須条件となり、政治を超越した存在としての「社会上ノ君主ノ著作公告」とすることで、その政治的責任を回避すべきことを意見したのである。

「勅語」の公布方法についても、「甲ハ文部大臣マテ下付セラレ世ニ公布セズ 乙ハ演説ノ体裁トシ文部省ニ下付サレズシテ学習院カ又ハ教育会へ臨御ノ序ニ下付セラル（政事命令ト區別ス）」ことを要請している。彼は、如何なることがあろうとも、「勅語」を「政事命令」とせず「社会上ノ君主ノ著作公告」に拘泥し、そうすることで天皇の「政治的」ないし道義的責任を完全に回避出来る方法を選択したのである。但し、「千載不滅之聖勅之結果ヲ薄弱ナラシムヘキ歟御熱思有之度奉冀候」とする部分について、「教育勅語」を「千載不滅」である天皇の「聖勅」であると強調することは、天皇皇室が保持する親権の權威が「薄弱ナラシムヘキ」ことを懸念していることである。これは、立憲主義を標榜する井上ではあるが、一面で国体主義者としての思想が顕現している記述箇所となっている。あるいは、ここに政府の一員としての法制官僚の限界が示されているともいえる。

このような井上の思想は、以下の六項目の内容にも明確に意見要請されている。先ず第二項目から第五項目並びに第七項目は、特定の「敬天尊神」、「哲学」、「政事」、「漢学・洋風ノ気習」、「宗旨」等の思想的な内容を避けるべきであるとしている。その理由は、一つの思想に偏ることにより反対勢力との「争端」等が発生することの懸念である。そのことは、井上が文部省案としての「中村案」の「敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス」⁷³⁹や「勸善懲悪ノ教規ニ服シ」⁷⁴⁰という特定の思想を批判したことに顕れている。さらには、「中村案」を批判して「勅語ハムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義ニ類シ君主ノ口ニ出ツヘキモノニ非ス」と断じたように、「勅語」には「君主」としての天皇の言葉を不用意に発すべきものではないとの意図が存在する。そのことは、第四項の「至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ」、そして第六項の「君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルヘク浅薄曲悉ナルヘカラズ」と意見しているように、「君主」の言葉に

「嫌疑」並びに「浅薄曲悉」等が生じることを懸念しているのである。

(2) 「教育勅語」制定と課題

以上の考察から、「教育勅語」の制定過程を通じて、井上自身が二つの課題を提示したことが実証される。一つは教育とは如何にあるべきかという問題、そして二つは、教育において道徳は如何なる関係を有するかという課題についてである。

第一の教育とは如何に在るべきかという問題については、第一項の意見に顕著に見られる立憲主義の立場からの教育思想に基づく「臣民」、即ち「君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ」に代表される人民に対する教育の自由の尊重と保障の問題である。井上は、既に人民の教育の自由については、その憲法草案において明確にしている。第一は、プロイセン憲法等を範として作成した明治15年発表の「憲法私案」である。その「国民の章」第十六条は「凡教学ハ各民ノ自由ニ任スト雖モ政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校ヲ監視スルコトノ権ヲ有ス」⁷⁴¹と規定して、政府の学校監視という但しつきながらも人民の教育の自由を提起している。第二は、明治20年の「憲法試草 乙案」第二章「国土国民」の第十三条において、「教育ハ人民ノ自由ニ任ス但政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校教課ヲ監視スルノ権ヲ有ス」⁷⁴²と規定し、(参考)としてベルギー、プロイセン、フランス、オーストリア憲法の教育条項を例示して欧州各国が教育の自由を憲法に規定している事実も紹介している。よって、教育とは、人民の自由を基本として実施すべきことを第一としなければならないということである。

さらに井上の教育思想に関して重視したいのは、憲法草案に関して、井上がドイツ人法学者ロエスレルに対する問議中、「国民権利ノ条件ヲ憲法ニ掲グルノ必要ナルヤ否ヤノ問」において「国民ノ権利及自由ハ法治国ノ最モ貴重ニ保護スベキ者ナリ」⁷⁴³との意見を述べていることである。このことは、彼が国民に対する権利と自由は最も尊重すべきだとして、「国民ノ権利」として教育の自由を「保護スベキ」であると考えていたことの証左といえよう。最終的に、教育条項は明治憲法に規定されなかったけれども、彼が国民の教育の自由を憲法の条項として規定すべきことを想定⁷⁴⁴していたことが考えられる。

当時の欧米諸国の各憲法には、立憲主義の名において国民の権利と自由は自然権として当然視されており、従って教育の自由も保障されていた。法制官僚としての実務経験並びに青年期のフランス・ドイツへの研修旅行などを経て「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従へハ」と前置きしていたように、欧米先進諸国の立憲主義基盤とする憲法と国民の人権や教育に関する状況把握⁷⁴⁵を十分知悉していたことは間違いない。したがって、「教育勅語」の制定において、その立憲主義的人権思想の立場を堅持しながら起案すべきことを自己の信条として保持していたと考える。即ち、彼が欧米の教育権を人類の普遍的価値として位置付けている限り、法制局長官として立憲主義に立脚した人権思想と教育の

自由を政策として実施していくことは当然の事務事項であったはずである。よって、それらを実現することこそが、日本の法と法制度そして政治機構の近代化を欧米諸国に披瀝する一つの機会であることも十分に理解していたのである。

第二は、道徳と教育の関係は如何にあるべきかという「徳育論争」以来の教育課題である。この関係も、井上の『山県宛書簡』の意見と要請内容から読み取れる。彼は、立憲主義に立脚するならば、特定の思想や道徳観を教育法令の中に規定して人民（国民）に強制することには反対であるという強い認識を持っていた。これは、徳育論争の中で『教育議』が「教典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ、以テ行フカ如キハ、・・(略)・・宜シク官制スヘキ所ニ非サルナリ」と記していたことに明解である。さらには『山県宛書簡』において、特定の「宗旨」や「哲学」等を内容とすることは、第三項に意見しているように「哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起ス」故に「君主ノ命令ニ依リテ定マルベキ者ニ非ズ」と論じた通りである。

したがって、「教育勅語」には、元来教育に特定の道徳観を強制せず、何よりも知的精神活動としての「科学的」知識の伝達を組み入れるという「知育」の保障、並びに普遍的な儒教的道徳観としての「五倫」を挿入するという「徳育」を保障することによって、その均衡を保たせることに苦心している。所謂、自然権的な人権尊重意識や「科学的」知識に依拠した真理の追究などの知的諸価値を優先させながら、併せて一般的・普遍的な思想信条などを尊重し追求する倫理的諸価値をその中に整合させている。そこに、教育にとっての「勅語」とは如何に在るべきかを問う、井上の最善の内容への苦心がある。しかしながら、法制官僚としての「国家富強」を目標とする国家構想実現を前にして、その個人的思想は為政者による重い政治的「足かせ」をかけられるのは必定であった。よって、法制官僚井上の政治行動の実践に対して、大きな思想的制約と限界とが存在したことは言うまでもない。

3、「教育勅語」の制定

教育勅語についての詳細な内容解説とその精神に関しては多数の先行研究に譲るとして、本論では初稿に表明されている井上の勅語に対する強い思想性に焦点を絞って論じていきたい。その一つは、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」にみる立憲主義と勅語の問題である。二つは、既述したように（本節2、井上毅の「教育勅語」記案への思想）、教育勅語における教育と道徳のあり方の問題についてである。

(1)「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」にみる立憲主義

井上は、『山県宛書簡』において意見・要請をしたうえで、「教育勅語」の立案作業に

入る。そこに、彼の立憲主義に立脚した法思想と法制度との関連性が示唆されている。そして、それを最も明解そして確実にしている立案は、最初の立案である「初稿」案原稿の中に見出されると考える。しかし、そこには「教育勅語」最終案に規定されている「国憲・国法」の字句が存在していないという問題がある。初稿案については、先行研究において海後説と稲田説によって相違があるが、本論では、「国憲・国法」の字句が規定されていない稲田説の草案を採用して論を進めたい。稲田説を採用した理由は、井上が6月20日に山県宛に提出した初稿案原稿と6月29日に元田に提出した同案に対する元田の修正案を比較した場合、元田修正案に井上初稿案を参考として修正したと考えられる箇所が多く見られた点⁷⁴⁶を重視した結果である。井上の初稿案の内容を、芳川彰正関係文書⁷⁴⁷を資料として全文を以下に掲げて検討していきたい。

我カ祖我カ宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚臣民厥ノ祖考ニ継キ王室ニ忠ニ世々厥ノ美ヲ濟シ以テ邦ノ光ヲ為セリ朕カ躬ニ捕テ大業ヲ中興シ首メニ有司ニ詔シテ最モ教育ヲ慎マシム教育ノ要ハ善ニ從ヒ知ヲ進ムルニ在リ

父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相睦シクシ隣里相保チテ相侵サズ朋友相厚クシテ相欺カス自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ人ニ施サズ其ノ國ニ在リテハ萬衆心ヲ一ニシ義勇公ニ奉シ山海八道實ニ祖宗ノ舊物ニシテ即チ臣民ノ郷土惟レ守リ惟レ固クシ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス善ニ非スシテ何ノ乎

知ノ發達ハ世々其ノ歩ヲ進メ究極アルコト無シ乃ノ天聰ヲ啓キ乃ノ良能ヲ導キ業ヲ勉メ藝ヲ習ヒ各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ大ニシテハ公益ヲ廣メ以テ俊良ノ民ト為リ身ヲ立テ家ヲ利シ國ノ興運ヲ助ク知ニ非スシテ何ノ乎

斯ノ道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニシテ立教ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ以テ古今ニ傳ヘテ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ朕衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハザラムコトヲ願フ

この初稿案と最終の教育勅語における内容と字句との最大の相違点は、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」の有無にある。稲田説の初稿には存在しないが、海後説の初稿には存在する内容と字句である。唯いずれにしても、ここで考察しなければならない問題は、稲田説に依拠する限り、第一に井上は何故に「国憲・国法」を挿入しなかったのかという事由であり、第二は次稿以後最終案において何故その字句を挿入することを是としたかという事由である。よって、井上毅の思想が立憲主義に依拠しているとの立場から、道徳と教育のあるべき形態とは如何なるものであるかを基本的視点として、初稿に顕在化した立憲主義並びにその他の道徳と教育に関する思想を考察していきたい。

最初に、稲田説による初稿に「国憲・国法」の字句は挿入されていない事由について考察したい。問題の鍵（キーワード）となるのは、井上の6月20日付け『山県宛書簡』における「今日ノ立憲政体ノ主義ニ從ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」と意見

した内容である。この内容は、欧米の近代立憲主義に立脚するならば、伊藤が憲法制定会議において森有礼に反論した通り「抑憲法ヲ創設スルノ精神ハ、第一君権ヲ制限シ、第二臣民ノ権利ヲ保護スルニアリ」と論じたことと一致する。即ち、立憲君主制度の下に於ける伊藤・井上の政治思想の立憲主義とは、制限君主としての天皇の地位と臣民(人民)の権利を擁護することこそが基本事項であったことである。この制限君主制度と人民の権利擁護の事実、現代の国家に対する制限規範性と国民の権利の保障という立憲主義の定義と同様の概念であり、当時において彼ら開明派としての先進的な立憲主義の思想性が顕著に見られる。

ついで、既述の通り6月25日付け『山県宛書簡』にて「一、政事上之勅令勅語ハ責任大臣之輔弼ニ成レル事憲法上の公明正大なる主義なりと雖若し社会上之勅語ならば大臣の責任之件と同からず」と記し、さらに10月22日付け『元田宛書簡』にて、「若副署アルノ政令となりて発せらるゝ時ニ而啄ヲ容るる所之内閣責任政略之一と看做され後日ニ政海之變動と共に紛更ヲ招ク虞あるべく」と記しているように、勅語を政治上の命令として公布するならば、憲法上の規定に基づいて内閣大臣の法的責任が生じると共に、後日の紛争を招来させる危険性を憂慮したことは既に論じた通りである。さらには、明治憲法(大日本帝国憲法)第五十五条第一項「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責任ス」の規定により、大臣任命権者としての天皇の責任問題が生じることを懸念していたとも考えられる。したがって、彼が勅語を「政治上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルヘカラズ」として、政治を超越した存在としての地位に天皇を配置し、万世一系の神権的君主の「著作公告」してその神聖観を人民に付与しようとしたことが明瞭となる。

よって、井上が、立憲主義者としての自身の思想そして法制局長官として法を監督する職責上から、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」との字句を挿入することは、法治主義の原則に基づく限り、政府並びに天皇への責任問題に発展すると予測したことは当然であるといえる。それが為に、初稿には「国憲・国法」の字句を当初から挿入する意図は無かったと考える。

次に問題となるのは、井上が、次稿以後において「国憲・国法」の字句を何故に是認したのかという事由である。これに関しても、既に『教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記』にて既述しているように、「国憲国法云々ノコトニツキテハ芳川ノ上奏ニテ原案ニ復活スルコトトナリ 陛下ヨリモソノ通りニセヨトノ御詞アリシトノコトナリ」と述べているように、芳川文相の意図により「原案ニ復活」したとされている。但し、この「原案」が稲田説の「次稿」案並びに海後説の「初稿」案第二段にみられるように、どちらの「原案ニ復活」であるかを特定することは困難である。したがって、当初より挿入されていなかったのか、それとも挿入されていたけれども修正過程で削除後復活したと推測する他ないのである。

これに関しては、江木千之も「『常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ』と云ふ此の一句ニ就て

は、芳川文部大臣（彰正）と元田侍講（永孚）との間に異にして、内閣大臣中にも、種々の意見があつて、容易に纏まらなかつたのである。」⁷⁴⁸と述べている。その対立の根拠は、元田の「斯の如き句は教育勅語に加はらなくても、忠孝の教旨が徹底すれば、当然其目的を達することになるのである」との主張に対して、芳川は「今日の時勢に於ては、特に斯くの如き句を加へて、明らかに此意を示さなくてはならぬと云ふことを主張」⁷⁴⁹したと述懐している点にある。即ち、芳川が「今日の時勢」といわせた国内外の憂慮すべき問題解決のためには、明確に「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」との「此意」を国民の前に明らかにすべき必然性が存在したのである。彼は『教育勅語下賜事情』の中で、その具体的な例示として「復讐」を取り上げ、幕藩体制における藩により異なる複雑な法体系を批判して、「海内一法律を遵法して・・(略)・・而して國は相当の刑罰を彼に加ふるのである」と記し、国家統一の必要性のためには臣民が「国法ニ遵ヒ」適正な刑罰に科せられるべきであることを論じている。この論理の中にこそ、彼が「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」との字句の「直後」への挿入にこだわった理由があつたことが考えられる。

そして、芳川は「勅語」の第三段「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」を、「天意民心の合体一致ヲ庶幾シ給うた 叡智と恐察シ奉るのである、されば教育の本体は、固より斯の点に存する事であると思ふ」⁷⁵⁰と継いで、「教育の本体」が天皇の「意」に沿う「民心の合体一致」にあることを切望している。このようにして、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」の字句は芳川の上奏により「復活」し、最終的に天皇の裁定より決定された⁷⁵¹とされている。しかしながら、この件に関して、当人の井上自身がその理由を直接明解に説明していないだけに、芳川説を断定的に論じることは出来ないと考える。

この問題に関して、家永三郎は、戦後1948（昭和23）年に「教育勅語成立の思想的考察」⁷⁵²の論文を著している。同著は、教育勅語渙発に関して、基本的には渡辺幾治郎の論じた「伊藤博文と元田永孚の思想的軋轢」に代表される「二の思想的潮流の抗争の結果として成立」⁷⁵³したことを承認しながらも、教育問題についての元田の「儒教的道德原理」を勝利とする説は否定している。そして、「立憲政治の道德」を積極的に高揚させた理由として「『常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ』の一句がそれであつて、かゝる教訓が特に重要な徳目として掲げられてゐることも、教育大旨に『國體風俗ハ本ナリ。政事法律ハ末ナリ』と云つてゐた元田の思想とは同一とは云へなかつた。」⁷⁵⁴と論じている。即ち、家永は「国憲・国法」の字句の挿入によって「立憲政治の道德」を高揚させるために、元田の念願たる「儒教的道德原理」を弱体ないし否定するために挿入したと解説しているのである。さらに、「客観的には元田の思想とは異なり、頗る普遍性豊にして近代的国家道德を多分に盛った教訓となつてゐたのである。」⁷⁵⁵と記して、勅語を「普遍性豊か」な「近代的国家道德」としての「教訓」であると評している。そして、元田の儒教思想との相違点に、井上の勅語草案執筆の参加によることが「最大の原因」と論じている。

しかしながら、「国憲・国法」の字句の挿入は、家永の論じるような単に元田の「儒教的道德原理」に対する抑制を第一として挿入されたとは考えられない。むしろ、国内外の政治的危機を克服するという時代の要請が根底に存在していた。さらに、勅語が「国憲ヲ重ヒ国法ニ遵ヒ」という立憲主義思想を取り入れたことをもって革新的といえる部分は認めるものの、その字句の挿入をもって真に「近代的国家道德」と表すことには異議があり、「近代的」といえるだけの内容に値するかについては疑問である。何故なら、「勅語」の字句には国体思想を機軸とした東洋的伝統の儒教的道德観を内容とする封建的思想が規定されており、欧米先進国の啓蒙主義に培われさらに人権思想に根拠づけられた近代的国家道德とは一線を画すものだからである。

既に考察してきたように、井上の教育勅語制定への参加は、概ね三つの要因が存在していると考えられる。第一は、当時の時代の危機としての要請から人心統一の必要性が生じていたこと。第二は、法制官僚ないし法制局長官としての職務上避けられない責務であったこと、そしてそこには国体思想に基づく国家構想が基盤にあったことである。第三に、立憲主義者の立場を明確にして、その立憲主義思想を機軸とする内容を勅語の中に如何にして構成していくか、さらにはその内容が教育と道德のあり方として如何に在るべきかを最優先課題としながら敢えて参加したと考える。したがって、彼が「教育勅語」の内に、この三要件を充足させるだけの内容を規定すべきであると考えたのは自然である。この三要件を抜きにして、「常ニ国権ヲ重シ国法ニ遵ヒ」の字句への挿入の有無に関して論じることは出来ない。

他方、稲田は芳川がこの「国憲・国法」の一字句の挿入を主張したことに関して、直接の資料は無いとしながらも山県の地方官に対する訓示（明治23年2月）を例として挙げ、「政治上の運動が党派間の軋轢となって、実業を放棄して不生産的な政論に没頭する」⁷⁵⁶政治状況の危機に起因していた故ではないかと論じている。さらに、天皇が下賜した欽定憲法を尊重するという意であって、「国民の中に憲法の条項に対する不満があり、国民が憲法を軽んずることを恐れたのではないかと思う。」⁷⁵⁷と論じている。確かにその論には、政治の不満を強く感じている人民の意識を推し測る時、部分的には首肯できる部分がある。

しかしながら、井上の勅語への最大の参加要因としては、第一の要因である時代の危機感から要請される人心の統一によるものと考えられる。既述の『教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記』において、地方官会議の「教育ノ目的ヲ一定スル必要アリ」との要求（「徳育涵養ノ義ニ付建議」）が出た際、山県が「余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ時ノ法制局長官井上毅ナドモ同論ナリシガ」と述べた言葉に特別の意味が込められている。即ち、ここでいう「同論」とは、井上起案の『軍備意見』の中で論じられた我国の「主権線」と「利益線」の防衛策として、所謂「国家富強」への軍備並びに教育の強化の意義と必要性を共有する二人の関係にある。その実現の為には、何よりも憲法の規定にしたがって実施しなければならないことは立憲主

義において当然の論理であったと考える。

井上は、当時の東アジア、特に朝鮮半島をめぐる日清両国の衝突の危機を解決する手段として、「国憲ヲ重シ、国法ニ遵ヒ」ながら国難の解決策を採るべきことが我国の最良の政策であることを知悉していた。その実例として、井上は、嘗て明治20年3月に著した『経済論』において、「人民ヲシテ材利ノ欲ヲ活発ナラシメルトキハ生産従テ興リ商買従テ繁盛シ一國以テ富強ノ途ニ向フコト得ヘシ」⁷⁵⁸と記して、「一國」の「富強」は人民の「材利ノ欲」を生じさせることにあると論じていた。人民こそが「国家富強」の支柱とならねばならないことを看取している。さらに、この後明治26年6月23日の『国家宏運意見』においては、「今果シテ我カ帝国ヲシテ東洋ノ強大国タラシメムトセバ、必ヤ海商ヲ振起シ海軍ヲ拡張セザル可ラズ、・・(略)・・以テ海軍拡張ノ用ヲ資ケ国家雄大ノ氣象ヲ警策シ、人心ヲシテ奮然有為ノ方向ヲ知ラシムベク」⁷⁵⁹と、我国が「強大国」として成長する要件として貿易の振興と海軍力の増強を進めるべきであり、その為には「人心」をその政策に向かわせることの重要性を論じるに至る。

これらの論より、井上の当時の心の内面には、朝鮮半島をめぐる危機に対する軍備増強による「国家富強」の目標、そしてその為の手段としての「人心」の統一という意図を有していたが故に、教育を通じてのみそれが実現可能であることを知っていたと推測できる。そこに、彼が教育勅語の制定に参加していく大きな要因となったことが窺える。初稿において教育勅語に「国憲・国法」の字句を挿入することは、既に考察したとおり国政に憂慮すべき事態を生じさせる結果を想定して反対したのであるが、芳川らの要請に対して、関係大臣の責任論以上に憲法や法律を遵守する臣民（人民）の育成による人心統一こそが国難を解決する不可欠の必須事項であるとして、「国家富強」の為に自身の勅語に対する方針をあえて変換したことは十分に考えられる。それは、時代認識の対象として国内外の政治的危機というべき客観的实在を前にして、当面の時代が要請するところのあるべき「時代の精神」としてのイデオロギーが想定されねばならなかったことも要因の一つである。こうした政治状況の中で、井上にとっての「教育勅語」の立案は、如何なる政治的事項にも優先する主体的な課題とならざるを得なかったと考える。

(2) 教育勅語にみる徳育論と知育論の教育

次に、井上の教育勅語における教育と道德のあり方の問題について考察を試みたい。家永は「教育勅語成立の思想史的考察」において、勅語が元田等の「儒教の宗派的立場」を脱却した一例として、「勅語の『中間修身之條目を掲』げたる『最緊要之處』に『忠』といふ徳目の掲げられてゐない事実を指摘したい。」⁷⁶⁰と記述している。そして「忠の徳目の無いこそ、むしろ勅語の特色を示すもの」⁷⁶¹と記して、「国憲・国法」を挿入した近代的道德により、勅語が儒教的道德に制約されず「封建道德の思想を脱却し得た」⁷⁶²と結論付けている。

しかしながら、中間修身の中に「忠」の徳目が無いとは雖も、第一段において「臣民 克ク忠ニ克ク孝ニ」の精神により、「皇祖皇宗」による「徳」を「深厚」することこそが「国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源」であると宣言している。第一段冒頭に、教育の根源ないし基本として、臣民としての「忠孝」の精神がすでに強調されている。さらには、「国憲・国法」を掲げたことをもって「近代的国家道徳」と捉え、勅語が儒教的封建道徳の思想から脱却したとするが、依然として儒教の五倫内容は普遍的道徳として挿入されており、欧米諸国の宗教と自然権的人権思想に立脚した教育理念とは異質な内容を含んでいることは明らかである。

さらに、「近代的国家道徳」へ導いたのが「井上毅の力に負ふことは上述の通りであるとしても、更に吾人は、これらの個人的活動を一層高所より規制した力として、一般的に云へば、明治の時代精神、個別的に云へば明治天皇の進歩的御精神を考へないではゐられない。」⁷⁶³と述べ、それは天皇の「御製」に窺えると論じている。井上の法制官僚並びに立憲主義者としての「力」と時代の要請する「明治の時代精神」は是認できるとしても、勅語制定の推進に果たした「天皇の進歩的御精神」という評価は早計である。家永はその理由として、伊藤博文が「帝国憲法制定の由来」を回顧して論じた「陛下の聖断は殆ど常に自由進歩に傾き給ひしを以て、我國民は遂に現在の憲法を仰ぐを得るに至れり。」⁷⁶⁴との記述を引用している。しかしながら、そこには何を根拠として「自由進歩」と評したかの理由は明示されていない。さらに、天皇自身の言葉が「御製」以外に直接公開されていない実状から鑑みて、不用意に「進歩的」と評することには首肯できない。例え天皇が「箴言」という形で勅語制定を推進したとしても、勅語の内容とその精神から「天皇の進歩的御精神」と評した論には、家永が執筆した当時の時代の風潮の中に浸透していた「国体」思想という制約に、彼自身が無意識に束縛されていた思考が存在していたのではないかと考える。

このように、「忠」は、冒頭の第一段に配置されているように、勅語の一つの基本命題として、「孝」と並び「皇運ヲ扶翼スヘシ」ところの「忠良ノ臣民」の支柱としての「徳」として構成されている。よって、勅語は「国家富強」の中核として臣民が「皇運」を支える忠孝の「徳」の普及として、即ち、我国の教育思想並びに国民道徳としての道徳心の育成と涵養を促進する手段の一つとして制定されたものといえよう。

だが、本論は井上の勅語案初稿を考察するに限り、彼の「勅語」制定の意図は、道徳心の育成涵養という徳育に限定せず知的教育の育成と推進が強調されているのが特色であると考えている。そのことを示す内容は、一つは第一段の最後「教育ヲ慎カシム教育ノ要ハ善ニ従ヒ知ヲ進ムルニ在リ」の内容である。ここにおいて、彼は教育の要（基本）を「善ニ従ヒ」という、所謂「善」（徳）という徳育と「知ヲ進ムル」という知育の二つの知徳一体論を主張している。知徳一体とした上で、第二段前節にて「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」等の五倫の徳育内容⁷⁶⁵を明記して、「義勇公ニ奉シ」して「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ翼戴ス善ニ非スシテ何ソ乎」と結ぶことで、天壤無窮の「皇運ヲ翼

戴」する為の「義勇」を有する人民の育成が徳育の役割であると規定したのである。他方、同段後節にて「人知ノ発達」は「公益ヲ広メ以テ俊良ノ民ト為リ身ヲ立テ家ヲ利シ國ノ興運ヲ助ク知ニ非スシテ何ソ乎」と結ぶことで、知の発達こそが、「公益」を拡大し個々の「俊良」なる人民を育成し、彼らの力によって国家の「興運」を図るのが知育の役割であると規定したのである。

この「知」を「善」（徳）に相對させることで、「知」の重要性を配置したところに彼の「科学的」な知識を重視する先進的な思想が表明されていると考える。即ち、井上は、徳育と知育の相対的な役割を区別することで、教育はどちらかに比重を置くものではなく、相互に協調し合うことが最良であることを強調している。この考え方は、欧米の宗教的徳徳と「科学的」知識の両者の尊重という図式にも合致している。したがって、この初稿を起案した段階において、彼は知徳の一体化こそが皇室と国家を支える基盤であることを勅語に明記する必要性を認識していた。そして、最後の第三段において、この普遍的教育観こそが「祖宗ノ遺訓」であり、「中外ニ施シテ悖ラザルヘシ」最良の「道」とであると結論付けたのである。

以上の考察から、井上が初稿に込めた教育思想は、国体思想による国家構想の実現に向けて、一つは特定の徳徳観を強制することなく、儒教の五倫を主とする普遍的な儒教徳徳を例示することで、天皇・皇室並びに国家にとっての有為な人間像を創造していく徳育論。二つは、知識の享受による自立した人間の育成を目的とする知育論。この二つを均衡させて配置することで、元田らの国家主義的儒教徳徳の導入を阻止して、嘗て『教育議』に示された「科学的」知識による教育の普及を図ることでそれを抑制したのである。当時の東アジア情勢の緊迫した中で、今最も必要とする人材の育成は何であるかを深く考慮しての勅語初稿案であると考えられる。それは、井上が東アジア情勢を深く憂慮して、立憲主義の立場から山県の軍国主義とも連携しつつ「国家富強」のための政策立案として起案したのが教育勅語であったともいえる。

彼は勅語制定の後、1893（明治26）年3月より第二次伊藤内閣の文部大臣として教育政策に関わり、特に人材育成のための実業教育に力を入れていくが、そこにおいても「国家富強」を念頭に置いた教育政策が基本となっている。同年5月26日付け『伊東巳代治宛書簡』には、「教育ノ基礎ヲ固クシ国家富強ノ源ヲ培養セントセハ、唯欧州各国の例ニ倣ひ、高等教育会を設けて文部諮詢の機関とし、公儀の力ニ借りて決行シ、以テ招来の強固ヲ期スルノ一途アルのミ」⁷⁶⁶と記して、教育の基礎固め、所謂教育勅語の知育徳育教育の実現を確固たるものにするからこそ、政府の「国家富強」の礎を育成せんとする目標であると論じている。

さらに、井上は実業教育の実施に際しては、明治26年7月の『実業補習学校施設意見』の中で、「国家富強の第一着手たるへき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の智識は、無形の資本として価値ある元素なり」と論じて、「国家富強」への殖産興業において、人民の実業に関する「智識」が「無形の資本」として「価値ある元素」であるこ

とを明確に論じた。このように、彼はあらゆる教育現場において、人民が基本的に知識を得ることでその内面的価値を高め、一人の人間として自立することを求めた。そして、その自立の精神をもって公たる国家に奉仕する公民の育成を構想する。それが、「初稿」案にいう「心ヲ一ニシテ義勇公ニ奉シ」する人民の義務であるとの認識の下に、国家を支える「無形の資本」としての人民の育成こそが教育に課せられた最大の使命としたのである。このように、井上の教育思想の基本は、「国家富強」の一支柱たるべく人民を、「無形の資本として価値ある元素」にする教育政策に置かれていた。その原型は、既に「教育勅語」の「初稿」案に規定されていたのである。

井上は、自らが立憲主義思想を基本的に有し且つそれを擁護する立場から、当時課題となっていた条約改正に対して欧米の信頼関係を得る為には絶対に譲れない一線であることを知悉していた。それ故に、「初稿」案の第二段を前後の節に区分して、まず前節にて国体主義・儒教主義の伝統的保守性の徳育項目である普遍的儒教道徳項目を配置し、後節にて立憲主義の革新性としての知育を配置したのである。よって、「初稿」案は、両者を折衷することで一方に偏しない国民教育と国民道徳の基本が構成されることになる。

このように、「教育勅語」は国内外の政治的危機という時代背景の下に、井上が「初稿」案において構成したように、国体思想を機軸としながら、彼が青年期より修得した伝統的儒教的道徳思想と近代的立憲主義思想を均等に融合⁷⁶⁷させることで、国民教育並びに国民道徳の規範として成立したと考える。それを土台部において貫徹する思想は、国家目標である「国家富強」を機軸とする政治体制を実現することであり、その実現による国家の独立と国内の統一にあったと結論出来る。その為、井上は何よりも時代の要請を真摯に受け止めながら、法制官僚としての冷静な判断力の下に、時代における国民的教育思想及び国民としての文化的同一性の確立のために何が必須の要件かを追求しなければならなかったのである。

第二節 井上毅の「国家富強」論と実業教育

－実業教育政策にみる公教育としての貧民教育－

本節においては、「国家富強」を推進する井上文政期において制定された実業教育関連法案や規程を主たる資料として、国民皆教育を意味する「公教育」の一環としての彼の実業教育と貧民教育政策について論じるものである。さらに、それらの教育政策を通じて、井上の思想基盤であるところの立憲主義と法治主義に依拠した法思想により、第二義的に、彼が人権思想としての「人民の教育権」をも想定していたとする論証を試みていきたい。

1、先行研究にみる井上の実業教育論

井上毅の実業教育に関する、教育思想・教育政策としての先行研究例⁷⁶⁸は多数存在する。代表的な教育政策論である海後宗臣編『井上毅の教育政策』は、その「むすび」にて井上の実業教育政策の特徴を、その立案過程において「欧米先進諸国の産業教育政策」理論から修得したと前提し、実業教育振興の方策として「産業の生産性を高めるために『慣習技能』に『学理』すなわち『学術ノ結果』を付加することに定め」「全学校教育を実業という視点から再検討」⁷⁶⁹したと論じている。そして、井上が実業教育の基本として工業を産業の中心に置き「生産力の担い手としての下級技術者、熟練労働者層に注目」したと論じる。この論については、本論も「国家富強」を実現する教育政策として評価出来る。

同様に、「井上文政の歴史的位罫」を論じた佐藤秀夫は、彼が教育の政策課題として「資本主義化の進行にともなう国家社会構造の高度化によって、国家に有用な人材を形成するという公教育目標の、その『有用』性の内容が多分化してきている事実を認識し、これに対応して教育制度体系の改編を意図した点」⁷⁷⁰を挙げて、「国家富強」実現のための「有用な人材」育成が主張されたと論じた。その一例として「実業教育の制度化への着手」を指摘し、結果的に井上文政が明治公教育体制確立への前奏曲となりえたと評価する。即ち、井上は、日本の資本主義の発展段階における人的・技能的人材の養成を理由として実業教育政策を意図したと論じている。

本論は、「国家富強」実現に向けての実業教育政策の中には、井上独自の立憲主義的人権思想が注ぎ込まれていたと考える。これに関連して、既述したように、坂井雄吉『井上毅と明治国家』は、実業教育に関する記述は特にないものの「人民の自由権」に関する井上に対する見解について、「井上毅の法の認識－その「国法」「私法」観念を手がかり－」と題して、井上が『治罪法備考』の分析を実施することで人民の「限定」的とは雖も「自由」を意識していたとして「上からといわず下からといわず、あらゆる種類の

恣意の介入を排除しつつ『客観的』な正義と法秩序の安定性を確保しようとする彼の考え方こそは、西欧治罪法の諸『原則』を紹介するに当たって彼が人民の『自由』を強調するに吝かではなく、否むしろある程度まで積極的とすら見られた理由をも説明するものとする。⁷⁷¹と論じていた。この見解は、井上が刑事訴訟法分野における人民の「自由」をその立憲主義と法治主義の見地から論じたもので、人身の自由という「限定」されたものではあるが、彼の一定の「自由」権への思想性を見出すことが出来る。そこには、教育論からは無縁の見解に思えるが、実業教育における井上の人民の教育の「自由」、所謂、彼の立憲主義に基づく人権保障としての教育の権利の保障に通じる論理が見出せるのである。

多くの先行研究から読み取れる井上像は、第一にその政治的役割の評価として、井上が明治政府内における中心的法制官僚として捉えられており、共通して彼を政府ないし為政者の構想する政治を補完する有能で合理主義的な「ブレイン」「グランドデザイナー」と看做されていることである。その中において、山室信一のように、有能な「グランドデザイナー」という見解もあるが、最終的には為政者の恣意的決断にその方策が左右される一官僚であるが故に、その政治的決定権の限界⁷⁷²をも指摘する研究もある。第二は、文相である一政治家としての評価である。『井上毅の教育政策』が論じているように、井上は、日本の資本主義成立期における「国家富強」の確立を目的として、「国体教育主義」の下に工業化への人材育成をめざす実業教育を含む公教育確立の教育制度再編を推進した人物と指摘する見解が多数を占めていることである。

以上の先行研究を前提として考慮しながら、井上の実業教育と「国家富強」との関係性をさらに考察していきたい。

2、「国家富強」への実業教育

(1)「国家富強」論と実業教育構想への思想形成

①井上の「国家富強」論

井上の「国家富強」については、既に藩校時習館時代、『管子』論として編纂した『経済文選』の中で、農本主義によって国家財政を増殖し富国強兵の原則⁷⁷³を確立すべきことが強調されていた。その後、彼は法制官僚の立場において明治近代国家建設を実現する方策により、農本主義から工業を基本とする資本主義への発展へと政治思想を転換し、「国家富強」の産業構造と軍事力に基づく政治構想を推進させていくことになる。そのことは、欧州研修より帰国後の1874（明治7）年末の『欧州模倣ヲ非トスル説』において、「日本ハ欧州ノ美観ヲ学フヘカラス・・・(略)・・・宜ク勤儉刻苦シテ富強ノ源ヲ培養シ文明ノ基礎ヲ為スヘシ」⁷⁷⁴と記し、欧米列強に力に対抗できない現状の中で、「富

強ノ源ヲ培養」し「文明ノ基礎」を確立すべきことを強く提唱している。ここでは、政府が中心となって「富強ノ源」である殖産興業を推進させ、資本主義経済の基盤を確立することが第一義的に実行すべきであるとして資本主義発展の課題を模索している。この課題は、後に彼の教育論の一つとして結実し、資本主義経済を土台部分で支える基幹労働者を如何に養成するかという実業教育の必要性を構想させていくことになる。

その他、井上の「国家富強」論の実例としては、既述したように、同（明治7）年8月、台湾問題の解決策を大久保利通宛『対清政策意見案』で提議した際、「日本ハ尚武之国にして祖宗以来武を以て国を立て給へり、・・（略）・・早キに及て機に投し一挙して勝を決し然る後ニ再タヒ両国永遠之親好を謀るに若かざるべし」⁷⁷⁵と記し、日本国が元来「武」によって成立する国であることを以って武力による侵略を正当化している。さらに、明治8年の伊藤博文宛『朝鮮政策意見案』においても、「清ノ太祖ノ朝鮮ヲ伐ツニ、三月ニシテ平ク、今一万ノ兵ヲ用ヒ六月ニシテ王城ヲ挙ク（師ヲ旋ス）ベキナリ」⁷⁷⁶と提議して、朝鮮に対する武力行使による解決策を要請している。青年官僚としてのこの時代、井上はアジア諸国に対する武力行使の「国家富強」論を当然視していたのである。

これに関連して、国内の民権運動に対しても、同（明治8）年『新聞条例意見』を提議して、「モンテスキュールソー孟得斯答廬騷ヲ以テ自ラ居ル、是レ学者ノ通弊怪シムニ足ラザルナリ」⁷⁷⁷とモンテスキュー、ルソーの出版・言論の自由を許容しつつもその思想を是とする学者を「通弊」（弊害）だと批判した後、「浅見ノ士ハ往々思想ノ自由ヲ以テ発言ノ自由ト相混ス、夫レ思想ノ自由ハ人々ノ方寸冥々ノ地ニ存ス、故ニ何等不義不禮ノ思想アルモ、法律絶テ之カ制限成スコト能ハズ、其ノ発シテ言論筆記トナリ以テ世ニ公ニスルニ至テハ、ソノ他人ノ利害ト相渉ル、是レ範圍制限従テ生スル所ニシテ、条例以テ其過弊ヲ防ガザル可カラザル所以ナリ」⁷⁷⁸と意見している。これは、彼が内心の自由を認めつつ、「世ニ公ニスル」という外在的行動に対しては「利害」が生じることをもって条例を以って規制することを論じたものである。この意見は、井上の「国家富強」実現の為の国内的人民抑圧の一環であることは確かであるが、彼の法制官僚の一つの意見として捉える限りにおいて、その提議は治安維持を目的として当然なものでもあった。但し、同年5月13日に『拷問廃止意見』を提議して、官吏による拷問の廃止を意見提議した彼の心情は、法制官僚としてよりも立憲主義者としての意見提議だと考える。この二つの事例からは、井上毅の公人・法制官僚としての思想と私人・立憲主義者としての思想という、彼の内に存在する二つの思想の葛藤が読み取れる。

注目したいのは、1887（明治20）年3月の『経済論』である。この論文は、欧米「先進国」と我国の「後進ノ国」の生産力と消費力を比較して、「後進ノ国ノ開化ハ本ト自力ニ倚頼セスシテ他力ニ感動セラレタルモノ」⁷⁷⁹と日本の現状を批判し、「国家富強」を実現化する為には、「他力」を排し「自力ニ倚頼」する国家と国民の「自力」の必要性を強調していることである。したがって、国の盛衰は生産・消費の経済力こそ

を重視すべきであるとして、「人民生活ノ低度ナル者ハ其開化ニ進マサルノ兆候ナリ故ニ先ツ衣食需要ノ度ヲ高尚ナラシメ華麗膏腴ノ嗜好ヲ進メ人民ヲシテ財利ノ欲ヲ活発ナラシメルトキハ生産従テ興リ商賈従テ繁盛シ一國以テ富強ノ途ニ向フコト得ヘシ」⁷⁸⁰と、日本の産業革命と資本主義の発展が「国家富強」の礎となることを確信して、その土台を国家とそれを支える国民の「自力」に置いている。その実現化のためには人民の「財利ノ欲」である利殖の意識を高揚させることにより、その人民の実業智識と力により「一國以テ富強」の道が開かれることを提議したのである。

②国家富強への教育構想

井上の教育論が、プロイセンの教育政策を模範としていたことは、明治十四年の政変以後の国家政策に準じるものであることは明瞭である。しかしながら、既にそれ以前においても同様の教育論を展開している。1880（明治13）年3月23日の『地方行政意見案』において、「現ニ今日ニ在テ普国ハ政府ト国会トノ間、権衡相持シ従テ富強ノ実、欧州ニ冠首タルヲ得ル」⁷⁸¹としてこの時点で明確にプロイセンを模範とする国家構想を打ち出している。

彼は、前（明治12）年に『教育議』を起草して元田永孚の徳治教育論『教学大旨』への反論を試みている。所謂、「宜シク工芸・技術・百科ノ学ヲ広メ、子弟タル者ヲシテ、精微密察、節ヲ屈シ、氣ヲ下シ、浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシメテ、実用ノ材ヲ成シ、以テ公益ヲ資クルニ取ルベシ」⁷⁸²と論じ、徳育よりも第一に知育による「国家富強」への「実用ノ材」養成こそが国家の「公益」となる旨を主張している。さらに、明治十四年の政変後の11月7日、『人心教導意見案』（『十四年進大臣』）にてドイツ学が推進され、人心の牢絡のための五つの方策として「第三 中学並職工農業学校ヲ興ス」⁷⁸³を奨励するなど、既に井上の実業教育の構想が着手されている。

そして、文相就任直後の1893（明治26）年5月25日、『伊東巳代治宛書簡』にて、学制変更の困難を排除するために「教育の基礎を固クシ、国家富強の源ヲ培養セントセハ、唯欧州各国の例ニ倣ひ、高等教育会を設けて文部諮詢の機関とし、公議の力ニ借りて決行シ、以て将来の強固ヲ期スル」⁷⁸⁴と、明確に教育の基礎が「国家富強の源ヲ培養」するためであると結論づけている。

（2）文部大臣としての「国家富強」と実業教育

1893（明治26）年3月、井上は第二次伊藤内閣の文部大臣に就任する。既に、その「国家富強」論と教育政策を青年期並びに法制官僚の時代から漸進的に確立していたが、その事例を基盤として公教育としての実業教育と貧民教育を現実に法制化していく。但し、井上毅の教育思想を考察する場合に注意しなければならないのは、彼は文部

大臣であっても教育思想家ではなかったという事実である。彼は常に立憲主義に立脚した法思想と法制度を基本として、眼前の政治的事象に対処してその解決策を構築する法制官僚であった⁷⁸⁵。よって、彼の教育思想は、基本的に立憲主義の法思想を出発点として考察することを第一としなければならない。

① 実業教育政策

文部大臣としての井上は、「国家富強」の実現に向けて国民すべてに対する公教育としての実業教育と貧民教育の政策を実施することを構想する。しかし、前段階としての実業教育政策は、既に1890（明治23）年10月7日の「改正小学校令」（勅令第二百十五号）によって公布されていた。ここにおいて、初めて「実業補習学校」及び「徒弟学校」が規定され、農科・工科・商科の専修科・補習科を付設して実業的教養を与える過程が承認されるに至っている⁷⁸⁶。

この実業教育と貧民教育については、既に第四章第一節「井上毅の地方自治論と貧民教育」にて部分的に論じたように、井上は文部大臣就任後の1893（明治26）年6月、伊藤宛に『文部行政意見』（自筆にて「施設ノ法案ヲ具ヘテ先閣議ヲ請フノ議」）を提出して閣議を要請する。これは、井上の文教政策の骨子として「文部ノ事務改革ヲ要スルノ件左ノ如シ」と記し七項目の教育政策を提議したものである。特に、第一項の初等教育における貧民階層の児童に対する低度の教育の普及は、「今日ニ在テモ猶学齡児童中ノ就学者ハ僅ニ百人ニ付五十人、三ニ過キス蓋現在ノ有様ハ教育ノ恩恵ハ中等以上ノ人民ニ行ハレテ下等人民ハ局外ニ放棄サルルノ感アリ」との状況を記した上で、「夜学校、半日学校ヲ誘ヒ貧民及職工ノ児童ニ低度ノ教育ヲ及ス事教科書ヲ低廉ナラシムルノ方案ヲ求ムル事其ノ要件ナリ」⁷⁸⁷として提議した。

この第一項こそ、井上が最も重視した実業教育政策であった。彼は貧困人民層が教育の「局外ニ放棄」されている原因を、その「生活」の「低度」にあるとして、『経済論』（明治20年）で論じたように「人民ヲシテ材利ノ欲ヲ活発ナラシメ」ることで、「一国以テ富強」の道に邁進しなければならないと要請したのである。さらに、その実現のために、「貧民及職工ノ児童」に対する「低度ノ教育」を付与する国民皆教育として公教育体制の整備が不可欠であると提言する。その一例が第二項の富国の源たる工業教育の必要性和下等手工学校の設置である。以下、中等教育改革、大学改革、高等師範学校の振作、そして第六項に女子教育に就いて提言する。これは、男子に比して女子の就学率が低いことを重視しての提言である。最後に文部省の学制統制と学校監督を提言している。

次に井上は、明治26年7月、実業教育政策に関する見解である『実業補習学校施設意見』を国会にて提議する。それは、「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の智識は、無形の資本として価値ある元素なり、是れ実業教育

の已むべからざる所以にして、其施設方法着手順序等は最も講究すべき問題なり」⁷⁸⁸と論じ、さらに「実業補習学校の利益は、細民の子弟、尋常小学校を卒業したる者をして容易に普通教育を補習し、及び実業の初歩教育を受くべき便を得せしむるにあり、蓋し此等の年少は、・・・悪習に誘はれ、終身の方向を誤る者往々にしてあり、此の時に於て社会は之れを教育して生産的の良民たらしむべき義務あるものとす」⁷⁸⁹と提議した。それは、国家富強への殖産興業という資本主義の発達のためには、一般人民の「実業上の智識」こそが「無形の資本」として無くてはならない基本的な「価値」であることを確認するものであった。それ故に、その設置目的（「利益」）を、問題を有する「年少」者たちをも将来の「生産的良民」に育成していくということが国家社会の義務であると提議したのである。

井上は、この問題を有する「年少」者たちを「生産的良民」へと育成していくことの意味について、同年7月の「工業学校卒業式祝辞」にて以下のように述べている。

曰、実業教育ハ殊ニ德育ヲ以テ本トスヘシ、
何故ニ実業教育ヲ本トスト云フカ、今ノ時ニ当リ、幼稚ナル実業ヲ振興シテ一世ノ公益ヲ起シ、国家経済ノ源流ヲ啓発セントスル者ハ、其事業ノ大小ニ拘ラズ、必スヤ正直剛毅ニシテ、又清廉潔白ニシテ世ノ信用ヲ得ルノ人ナラザルヘカラス、若シ此ノ貴重ナル徳義ノ一ヲ欠キ、腐敗臭汚ノ分子ニシテタヒ実業技術ノ社会ニ侵入スルヲ許スコトアラバ、実業教育ハ忽ニシテ其勢価ヲ失フノミナラス、從テ進歩ニ向フ処ノ諸般ノ実業モ亦俄カニ退転ノ色ヲ顯ハシ、終ニハ救フベカラサルノ有様ニ陥ランコト、鏡ニ掛ケテ見ルカ如シ⁷⁹⁰

井上は、「国家富強」実現のための経済的進展を推進する要因として、人民が「正直剛毅」「清廉潔白」の「徳義」を有することの重要性を述べている。有能な労働者としての「徳義」をもって生産活動に従事する「生産的良民」を養成する「德育」こそが、「世ノ信用ヲ得ルノ人」として資本主義経済発展の支えとなることを論じているのである。即ち、ここでは、「德育」本来の人的成長の一環としてよりも、経済的進展を優先する関係における「德育」が論じられている。

井上は、嘗て教育勅語の起案に際して、その「初稿」案の第一段にて「教育ノ要ハ善ニ從ヒ知ヲ進ムルニアリ」と記して、「善」（徳）と「知」による德育と知育の両者、所謂「知徳一体」論をもって「要」としていた。そして、第二段前節にて「父母ニ孝ニ・・・」等の儒教的「五倫」等をもって「義勇公ニ奉シ」、「天壤無窮ノ皇運ヲ翼戴ス善ニ非スシテ何ソ乎」と記した。しかし、彼が主張する本来の「德育」とは、「国家富強」を実現する為の経済活動の推進を目途として、「生産的良民」の育成に必要な「正直剛毅」⁷⁹¹と「清廉潔白」の「徳義」教育にあったと捉えるべきではないだろうか。そして、勅語という「公」並びに「皇」とは、天皇個人を指すのではなく、天皇を中心とする政治体制

である「国体」国家を意味するものであったと捉えることも出来る。即ち、彼の実業教育としての「徳育」は、「国家富強」実現に向けての資本主義経済の発展に尽力する「生産的良民」育成を目的として、「正直剛毅」等の「徳義」による教育によって実施されていったのである。そこには、元田が求めた儒教的「五倫」の「徳育」は除外されている。

そして、彼は、同年『小学校教育費国庫補助意見案』を出して公教育整備のための国庫補助を要請する。そこでは、「国家将来ノ昌運ハ未来ノ相続者タル児童ノ智徳器能如何ニ関レリ国家ハ児童ノ教育ヲ父母ノ意思ニ一任スヘカラス故ニ普通教育ハ国家ノ事務ナリ市町村ヲシテ学校ヲ設ケ学齡児童ヲ就学セシムル・・・(略)・・・善良ナル国民ハ教育アル国民ナリ勇敢ナル兵士ハ教育アル兵士ナリ農ナリ工ナリ商ナリ其ノ進歩ノ潮勢ハ皆教育ノ發達ナリ」⁷⁹²と論じられた。即ち、子どもたちの「智徳器能」育成について、小学校の普通教育は両親に一任することなく、国家の事務責任だとして「教育」による有能な国民育成が提言されている。そして、[参考一]において「初等ノ実業学校ヲ補助スルノ理由」を、「実業ノ教育ハ富強ノ元素ナリ而シテ其ノ尤モ今日ノ急ニ属スルモノ工業ナリ之ヲ欧州ニ懲スルニ工業教育ヲ振作シ以テ国ノ富力ヲ増進スルノ方便トナス」⁷⁹³として実業教育が「国家富強ノ元素」と位置付け、特に工業教育が国家の富を増殖させることを意見している。

さらに、工業について、1894（明治27）年の『実業教育補助法意見』の中で「国ノ工業ノ要素タル原質物ハ、一ニ国ニ石炭アル事、二ニ国ニ産鉄アル事、三ニ国民実業ノ智識アル事、今日欠ク所ノモノハ国民実業上ノ智識ニ在リ」⁷⁹⁴と意見して、工業発展の三大要素の内、我国が最も不足している要素を「国民実業上ノ智識」であることを強調し、実業教育の早期の充実と整備の必要性を強く提議したのである。

② 「実業補習学校」の意義と教育内容

文部大臣井上は、実業学校の意義を論じたものとして「実業補習学校規程」公布の訓令（文部省訓令第一二号、明治26年11月）を出している。訓令は「我カ国ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラス此ノ科学的ノ知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト労働トハ画然トシテ特別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ事業ハ其ノ大部分ニ於テ仍旧習ニ沈殿スルコトヲ免レス今ニ於テ国家将来ノ富力ヲ進メントセハ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ実業ノ須要ナル知識技能ヲ授ケルコトヲ務メサルヘカラス」⁷⁹⁵と説明する。井上は、この訓令において、実業教育の意義とその必要性の基本的思想を明確にした。即ち、彼は我国の資本主義を発展させて「国家富強」を実現するために、教育と労働との相関関係が不分離な現況に於いて、これを克服する為に「科学技術ト実業」を「一致配合」して相互に関連付け、実業補習学校において「国民ノ子弟」に教授することを規定した。

即ち、普通教育の補習体制を整備することによって、実業に有用な知識と技能を共に教授すべきことを義務付けたのである。

それらは、以下の三つの実業教育規程（文部省令）⁷⁹⁶を公布することで、その意義を明確に規定する。いずれも第一条において学校の定義を規定している。

(A) 「実業補習学校規程」(明治26年11月22日、文部省令第十六号)

第一条 実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授ケル所トス

(B) 「簡易農学校規程」(明治27年7月25日、文部省令第十九号)

第一条 簡易ナル方法ニ依リ農事教育ヲ施サントスル者ハ此ノ規程ニヨルベシ

(C) 「徒弟学校規程」(明治27年7月25日、文部省令第二十号)

第一条 徒弟学校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス

注意すべきは、井上が実業教育は基本的に職業に関する知識と技能を教授することであり、普通教育というところの「修身」の教授を絶対視していないことである⁷⁹⁷。そこにも、彼の徳育よりも知育を優先する思想が表明されている。例えば、「簡易農学校規程」第二条（学科の大要）は算術等の各種の専門的技術教育を教授するのみで、修身を含めて普通教育は教授することを規定していない。また、「実業補習学校規程」並びに「徒弟学校規程」では、「修身ハ読書ニ附帯シテ教授スルコトヲ得」として、「読書」に「附帯」する学科として低く位置付けられている。この実例の中にも、井上の徳育教育以上に知育教育を優先する近代立憲主義者としての思想性を見て取ることが出来る。そして、以上の学校における授業形態は、「日曜学校」・「夜間」・「季節」・「農業時期」など昼間の正規時間帯以外の授業をも可能とした幅広い選択肢を有していた。

次に、彼は実業教育政策の実施に際しその費用の獲得が必要であることから、1894（明治27）年5月に「実業教育費国庫補助法案ニ関スル演説」を行っている。そこにおいて、議案が通過しない場合と前置きした後、「本大臣ハ此ノ議案ノ提出者トシテ遺憾ニ存ズルノミナラズ、国ノ命運ノタメニ国民トシテ・・・一個ノ人民トシテ甚ダ痛嘆ニ存ズルコトデアル」⁷⁹⁸と演じ、さらに「全体、今日ハ地球上ノ形成ハ至ツテ平和デアル、其ノ平和ハ形デアッテ其実ハ鉄火ノ争デナクシテ実業技芸ノ競争ト成ツテ居ツテ、即チ地球上各国ハ実業技芸製造貿易ノ上デ闘フテ居ル有様デアル、諸君ノ御存ジノ通りデアル、ソレ故ニ我国ハ一日ヲ怠ルト陸海軍ノ練習ヲ怠ルト同様デアリマス、国ノ富強、国ノ命運ニ関スコトデアル」⁷⁹⁹と演説して、持論の「国家富強」論について説明している。

この法案の成立が、実業教育制度の推進と定着化を促進する財政保障となったのは事実であり、実業補習学校が、法制定の明治27年度に19校、公立徒弟学校わずかに2

校であったものが明治34年にはそれぞれ209校、23校へと増加していることから実証される。その結果、明治27年6月12日、「実業教育費国庫補助法」（法律第二十一号）が制定（9月施行）され、「国庫ハ毎年十五万円ヲ支出」することが決定し、実業教育が本格的に実施されていくこととなった。

3、貧民教育並びに実業教育としての公教育

（1）井上の貧民教育政策

井上の貧民教育については、既述したように第四章第一節「井上毅の地方自治論と貧民教育」において論じた通り、井上の教育思想は第一義的に「国家富強」の人材育成という目的を有したとの一般的結論は揺るぎない。しかしながら、他方では、弱者である貧民層子弟に対する教育の振興が「国家富強」の基盤となることを承認した上で、彼ら人民個人が何ものにも拘束されない人間的成長、即ち自由で「自立」した自己を育成する人民（国民）皆教育としての公教育の普遍性を追求したこともまた事実であったと考えている。よって、ここでは第四章と重複する部分もあるが、その「立憲主義的人権思想」としての貧民教育政策を公教育との関連において考察を試みていきたい。

彼は、1893（明治26）年7月1日、「大日本教育会第10回総集会ニ於ケル演説」において論じていたように、教育は政府のみの責任ではなく、社会の発達とともに「上下一致ノ勢力」により目的を達成すると前置きした後で、学齢児童中の約半数が未就学の現状を遺憾として「吾人ハ同胞ノ子ノ半数ハ、此ノ教育社会ノ範囲ノ外ニ在リ、此ノ憐ムヘキ多数ノ子弟ハ二十三年十月三十日ノ勅語ノ恩恵ニ露ノ一滴ダモ沾フコト能ハザルナリ、入ッテハ孝、出テハ悌ノ教ヲ聞クコト能ハズ、又読、書、算ノ必要ナル授業ヲ受クルコト能ハズ、世運ノ益々文明ニ赴クニ拘ラズ、依然トシテ暗黒ノ旧世界ニ沈殿スルハ、吾人ノ痛心嘆息スルモ、尚余アル所ナリ」⁸⁰⁰と論じた。即ち、「教育社会ノ範囲ノ外」に置かれている貧民層の子ども達に心を痛み、早期の救済措置が必要であることを強調したのである。

同年8月、「郵便報知」社員の質問に対する談話「学政上ノ新生面」においても、「貧民教育は必用なり、而して、余の案出したる補習学校の陰影の、下民を救ふ能はざるは、余も亦之を知れり、・・・未だ名案を案出する能はず、先ず当分の内は、国民のチャリティーに訴フルノ外なからん」⁸⁰¹として、現況「チャリティー」（慈恵）に依存すべきことを吐露している。さらに、1894（明治27）年7月25日の「徒弟学校規程」（文部省訓令第二十号）は、その第一条で「徒弟学校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス」と規定していたが、文部省は、加えて「官報」に同規程に関する「精神」の内容を六点について解説し、貧困家庭児童に対する普通教育⁸⁰²の復習と教授を強調している。

以上の「規程」等には、文部大臣井上の、貧困者の子弟に対する就学を如何に保障していくかという貧困家庭の教育問題解決に向けての教育思想が存在する。実業補習学校は、「国家富強」を実現する為に不可欠な知的技能労働者の育成という実業教育本来の目的に沿った教育の位置付けが与えられており、小学校の普通教育の補習と職業知識の教授を基本とする教育内容となっている。しかし、徒弟学校は、貧困を理由として十分な尋常小学校の普通教育すら修学することが出来なかった、所謂「賃工」という低学歴の労働者に対する「職業教科」を教授することを基本として位置付けたことにある。したがって、徒弟学校は実業教育本来の目的に付随して、「慈恵」の意味も含めながら貧困階層の未就学（修学）低年齢労働者に対する教育の保障としての位置付けが大であったと考える。この貧困児童への教育の保障は、井上が明治20年「憲法試草（乙）案」第13条に「教育ハ人民ノ自由ニ任ス」と規定した思想の実用化であり、彼の立憲主義に立脚した人民に対する教育の保障と尊重の実践であると考えられる。

1893（明治26）年前半に作成された文部省「小学校施設方案」は、就学児童を増加させるために、教育の質的向上というよりも量的拡大に重点を置いて計画されていたことは確かである。しかし、その直後、井上は自筆で貧窮家庭の子女に教育の機会を与える為の特殊な学校施設計画としての「省令案」⁸⁰³全四条を出し、それを省内関係官僚に明示して意見を要請している。その基本は、「一 普通教育ノ普及ヲ図ル為又ハ慈恵ノ目的ニ因リ半日学校又ハ夜学校ヲ設クル者其ノ小学校令ノ条件ニ背カザル限りニ於テ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ」であるが、二にその為の「補助」、三に「小学校設備」、そして四に 婦女子のための「女紅学校」の設置について提案していた。

それを受けて答申したのが井上のブレインの一人である渡部薫之介（当時・文部省参事官）で、「省令案」の精神を採りながら「貧民学校ニ関スル意見書」⁸⁰⁴を起草した。

それを受けて、井上自身が最終的にまとめあげたものが「簡易就学貧民教育ニ関スル省令案」（「貧民学校令草案」）⁸⁰⁵であった。

第一条 市町村又ハ一私人ハ教育ノ普及ヲ又ハ慈恵ノ目的ニ因リ職工又ハ貧家ノ児童ニシテ小学校令第二十一条ニ依リ就学ノ免タル者ニ小学教育ノ一部ヲ授クル為ニ半日学校又ハ夜学校又ハ日曜学校ヲ設クルコトヲ得但小学校令第四十条第四十一条ニ依リ府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

この第一条に規定したように、「慈恵」を目的としてではあるが、「職工又ハ貧家ノ児童」を対象として、彼らに「半日学校」・「夜学校」等の教育の場において就学の機会を与えることを明確に規定している。この「貧民学校令草案」は、省令として布達されたが国庫補助を法律・勅令として承認したものではない。しかし、この省令案で説明された国庫補助の主旨は、1894（明治27）年1月、「小学校教育費国庫補助法案」が議会で否決された直後に、文部省訓令第一号として「校舎・設備」並びに「夜間・日曜

学校」として部分的に保障されていくことになる。

(2) 公教育としての実業教育と貧民教育

我国は、幕藩体制の近世から明治維新を経て近代の教育が開始される。近世の学校が幕藩体制の維持を主眼とする昌平校や藩校等に見られるように、武士階層のための公的性格を有する学校であったのに対して、町民や農民層の民衆にとっての寺子屋制度は、個を主体とする私的性格を有する学校としての学び舎であった。

維新後、新政府は1872（明治5）年の「学制」の実施に依って「学問は身を立てるの財本」と定義して、新国家を支える個人の自立を目標とした教育政策を策定した。その理念は、封建支配からの人間的解放ともいえる革新的な政策であったにも拘らず、その主体となるべき国民に充分理解し受けとめられることがなかった。その最大の理由は、「学制」の意を理解するに足りうる十分な知識と思想が欠如していた事によるが、何よりも彼ら民衆に経済的余裕がないという事情があったことも事実である。文明開化の名の下に欧米の啓蒙主義という新たな思想が取り入れられたのであるが、これらは特定の知識層と経済的富裕層に限定的に受容されたにすぎない。大多数の民衆にとっては、ほとんど受容不可能な知識と生活体験しか持ち合わせていなかった。彼らにとっての関心事は、毎日の生活を如何にして生きて行くことが出来るかという生活実態こそが何よりも優先していた。井上は、そうした民衆、特に貧困ゆえに学習する権利から除外されていた児童を、実業教育によって啓蒙し「自立」させようとしたと考える。

啓蒙主義について、沖田行司が「啓蒙主義とは、『近代人』の確立と同時に、そうした『近代人』が存立しうるに必要な諸条件を保障する『運動』をとまなうものであった。」⁸⁰⁶として、明治初年の日本がこうした「啓蒙の時代のはじまり」に当たると論じている。井上もまた、喫緊の課題として、民衆としての人民を教育の機会を与えることによって啓蒙し国家を支える「自立」した人間として育成する「運動」を展開し、実業教育と貧民教育を通じて啓蒙することを認識していた。

そこでいう「近代人」とは、一つは多くの先行研究が論じているように「国家富強」を支える知的・技能労働者として「自立」・独立した「近代人」を育成する啓蒙「運動」であり、そのことが文部大臣井上の公的な国民の育成を図る教育思想として何よりも優先されるべきものであった。二つは、純粋に個人の自由な思想を確立させることで「文明ノ基礎ヲ為ス」ために自立する「近代人」を育成する啓蒙「運動」である。彼は、そうした国民が自主的に国家に貢献出来る自由な「近代人」として成長する公教育の在り方を切望していたと考える。

欧米人はキリスト教という宗教との関係で、神に対する自らの個としての「自立」が保持されることで進んで国家を支えることが可能であった。即ち、神の前には、彼らは等しく平等であるとの思想が、政治や教育をも平等なものとして実施されていた。しか

し、当時の日本における四民平等は有名無実であり、民衆、特に貧民は国家を支える主体とは成りえていなかった。というよりも、貧困層は政治的に非国民の存在としての位置にあり政治的諸権利が授与されていなかった。井上は、こうした貧民に教育を付与することによって、実業という労働者の職を通じて主体的に国家と結びつき、さらには個人として「自立」することで主体的に国家を支える人間へと成長する国民形成を図ったと考えられる。この人民（国民）の「自立」こそが自らを国民として自覚させ、国家の一員として独り立ちすることで主体的に国家を支えることが可能となると考えたのである。それが、前述の例で示した国民皆教育としての公教育の推進である。

結果的に、井上が実施した実業教育と貧民教育は、教育の「局外ニ放棄」させられていた貧困家庭の子どもたちを、確かに「低度」で不十分な教育ではあったが、少なくとも小学校教育に就学させることで彼らの教育権を保障することにつながっていったことも確かである。そうした小学校教育過程の中で、不十分とは雖も個人の「自立」を確立し、自らが自立的・主体的に国家を支える人間として成長していったと考える。それは、嘗て『経済論』において、我国が「自力ニ倚頼セスシテ他力ニ感動セラレタルモノ」と、欧米の模倣という「他力」を批判し「自力」のある国民の育成を論じていた井上の教育実践であった。

したがって、井上は、「低度」であろうとも〈量〉的拡大によって全ての子どもたちに教育を受ける権利、所謂「人民の教育権」の保障をすることこそが、立憲主義に基づく人権思想としての「自由権」の尊重と位置付けたとする見方は採れる。そのことは、国家の責任・義務として、富める者・貧しき者を問わずに国民皆教育として人間として自立する力を与えていくという公教育であった。そのように、すべての子どもたち、特に貧窮家庭の子どもたち並びに貧窮故に幼くして職工となっている子どもたちに、「低度」であれ教育の機会均等を与える為の就学普及の政策を実施した井上に対して、〈赤子デモクラシー〉と呼称して「近代人権意識に根ざす教育機会均等の思想と似而非なる」と一蹴することは出来ない。慈恵の精神も人権思想の一つの領域である。無論、彼が明治政府の官僚であり且つ政治家として、「富強国家」実現のために人民を統制していく政策の一翼を担う立場にあった官僚・政治家であることは否定できない。しかしながら、そのことで彼の近代立憲主義者としての教育思想を全面否定していくことも一面的な捉え方といえよう。

以上考察したように、井上の実業教育と貧困教育政策には、彼の有する二つの思想の具体化がその教育施策に反映していた。第一の思想は、対外的危機を克服して国家の独立を確立するために、国家主義に基づいて「国家富強」を実現する政策である。即ち、「国家富強」実現のための有能で「自立」した労働者の育成を主とする明治政府の立場からの教育政策である。政府の国家構想を実現させるために如何なる教育政策を実施していくかという課題は、政治家・文部大臣としての井上の自然な行動実践であった。長年にわたり法制官僚として政策実務を担当してきた彼にとって、国家の安泰を期するた

めの最善の政治思想は、「国家の統一」と「国家の独立」を実現することこそが第一の政治的目的であり、そのための国家による上からの統制的教育政策の推進であった。そのことは、井上が「一般人民実業上の智識は、無形の資本として価値ある元素」でありとし、その人民を「教育して生産的の良民たらしむべき」と論じた通りである。

しかし、第二の思想として、彼が青年期より思想確立していたところの為政者としての立場とは雖も、儒教的「仁政安民」思想並びに近代立憲主義思想により派生する人権主義は、彼の内面において人間個々の権利を尊重すべきだとする思想を存在させていたことも否定できない。その思想にこそ、真に個人に対する人権保障の「人民の教育権」として、国家の実業教育政策とは一線を画した「立憲主義的人権思想」が強く存在していたと考える。

二つの思想に共通するのは、「国家富強」のための国民の「自立」によって国家の「自力」を支え高めることである。しかし、前者は「国家富強」のために国家に奉仕するための「自立した臣民」であり、所謂「国家に有用な人材を育成するという公教育」政策を通じて生み出されていく。他方、後者は「国家富強」とは無関係に、人民自身が「教育」を享受することで個人的に「人間として自立していくための公教育」である。その人民は、国家から精神的に解放されており、自由に自らの意思によって生活を確立する人民である。「自立」しているが故に、逆に国家の「自力」を支える主体的で「自立」した人民となることが可能となるのである。井上が、前者を主としていたことは事実であるが、後者の意義もまた少なくはないと考える。

終章 明治近代国家における井上毅の教育思想とその意義

－「国家富強」の国権思想と「立憲主義的人権思想」の民権思想－

1、「国家富強」への道

第Ⅱ部「井上毅の教育思想史的研究」は実質的に本論の基本的内容となるものであり、第Ⅰ部・第一章・第二節「井上毅研究の方法論」における論考方法の展開を受ける形で、井上の教育思想を時代順に追いながら彼の教育思想が如何にして形成されていったのかを実証してきた。井上の教育思想は、国家主義に基づく「国家富強」への国権思想と「立憲主義的人権思想」である民権思想という二つの思想を有していたと結論づけることができる。しかしながら、一般的には両者は完全に対立する概念であり、前者が政府側からの立場としての「国権」的概念であるのに対して、後者は人民の権利を尊重する立場の「民権」的概念である。その両者を井上が有していたとして、それを実際の法案に具体化したということは論理の展開として明らかに矛盾しており整合性がないと批判されるであろう。しかし、彼はその二つの思想を保持しながら確信をもって諸政策を立案していった。そこで、本章においては、井上が「国権」と「民権」としての権利をどのように捉えていたのかについて説明しておかねばならない。

維新後の我国の国内外の危機については既に記した通りであるが、その危機に対する最大の課題は、欧米列強からの侵略的行為に対する国家の独立こそが喫緊の課題であったことは論を俟たない。勿論、国内的な維新後の混乱を收拾するための強固な中央集権国家の設立による国家統一の課題が存在していたことも事実である。しかし、当時において、新政府が国家の独立を最優先課題としていたのは間違いない。これについて、木戸は征韓論争において「治効未ダ嘗テ文明ニ化セズ、国歩未ダ嘗テ富強ニ適サズ、独立ノ名アリテ独立ノ名ナク、足ヲソハタテ、万邦ト対峙ス」⁸⁰⁷として国家の独立に対する危機を訴えていたことに明らかである。それ故に、その危機を解決することが最重要な国家の課題であるとして、朝鮮半島に対する問題よりも国内の文明化と「富強」の実現に力を注ぐべきことを優先すべきだと主張したのである。そして、その為の方策として政府が執った手段が、国家主義を前面に出す「国家富強」という名の富国強兵政策であった。第一に課題としたのは、殖産興業の下に近代産業を興して資本主義経済を活発にすること、即ち、国家としての産業力の強化と結果としての富の蓄積であった。第二の課題は、その莫大な富の蓄積によって近代的で強力な軍事力を保有することが要請されたのである。

しかし、当時の日本の国力は長期に渡る幕藩体制の鎖国下で、その国力は欧米に比して脆弱であったことは疑いようもなく、近代の科学的知識を含む文明と産業の遅れは歴然としていた。そのことは、岩倉欧米使節団の実力者たちにとって十分に認識せざるを得ない事実であった。その事実について、大久保はイギリスでの造船所・製鉄所・鉱山

研修等の見聞後、『西郷隆盛・吉井友實宛書簡』にて「巨大ニシテ器械精工ヲ極メタリ之ニ次クニ大小ノ器械場枚挙スル遑アラス英国ノ富強ヲナス所ヲ知ルニ足ルナリ」⁸⁰⁸と、イギリスの発展した産業と国の「富強」について書き送っている。さらには、帰国後の1874（明治7）年には『殖産興業ニ関スル建議書』を提議して、内務卿として「国家富強」への産業の推進を強力に推し進めていくことになる。そうした「国家富強」への認識は、彼ばかりでなく多くの政府関係者⁸⁰⁹の一致するところであり、当時の日本における工場制大工業としての資本主義体制が極めて貧弱であったこと、さらには近代的な軍事組織化も遅れていたことは周知の事実でもあった。では、そうした遅れを早期に解決していくために最も必要なことは何かという、その解決策こそが新政府の大きな課題となっていた。

したがって、井上の二つの思想を考察するに際して、第一の問題は彼の「国権」論ないし国家主義とは如何なるものかということである。政府の一員としての法制官僚である限り、井上の「国家富強」論そのものは政府の国家構想を実現するためには当然の論理であった。法制官僚として、彼自身も対外的危機を解決して国家の独立を維持するためには何が必要であるかを導き出すことは一つの責務でもあった。そこで先ず、彼が何よりも早期に実現すべきことは、国家主義の下に「国家富強」への手段として如何なる方策を企画し実施していくかであった。

井上は1887（明治20）年3月、明治憲法の「初稿」案を作成していた同時期に『経済論』を著している。その中で国の経済の「進化」を論じ、「退歩」あるいは「停滞」する国は「往々自然淘汰優勝劣敗ノ天法ニ由リ其独立ヲ保ツコト能ハスシテ自ラ滅亡ヲ招キ他ノ先進ノ国ヨリ併呑セラル、ニ至ル・・・(略)・・・他ノ先進国ト競争セントスルニ当テハ鋭進決行勇往直前ノ一方アルノ外何ノ疑フ所カアラン此大事ヲ了解セサル者ハ今日ノ時機ニ酔生夢死スル者ナリ」⁸¹⁰と記していた。即ち、国家「独立」の危機に際しては、先進国との競争に際しても躊躇することなく「鋭進決行」し、経済活動の推進を最重要課題におくべきであると提議していた。さらに、経済活動による富の蓄積には資本主義経済のさらなる発展が重要であり、それを実現するためには産業を支える有能な労働者集団が不可欠であること、そしてその為には人民への啓蒙が不可欠であるとの結論に達したのである。それ故に、彼は人民を教育によって啓蒙し、強力な産業労働者として育成する必要性を構想したと考える。

以下の彼の意見と提議はそのことを実証している。先ず文部大臣就任後、1893（明治26）年5月25日付け『伊東巳代治宛書簡』にて、「教育の基礎を固クシ、国家富強の源ヲ培養セントセハ、唯欧州各国の例ニ倣ひ、高等教育会を設けて文部諮詢の機関とし、公儀の力ニ藉りて決行シ、以て将来の措置ヲ断し、以て将来の鞏固ヲ期スルノ一途アルのミ」⁸¹¹と記して、欧州各国に模倣して文部省を中心とする「公儀の力」で決行することが提議されている。即ち、教育の基盤を強固にすることこそが「国家富強」のための原動力となる故に、国家（文部省）の「力」による上からの教育改革が必要であ

ると提唱したのである。次いで、翌（明治27）年7月、『井上文部大臣の実業補習学校施設に関する意見』の中では、「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於て、一般人民実業上の知識は、無形の資本として価値ある元素なり」⁸¹²と意見する。それは、「国家富強」への資本主義経済を発展させる為に、人民（国民）に「実業上の知識」を教授して有能な労働者として育成することこそ、「無形の資本」として重要な「元素」であることを論じたものである。これらの論理が、文相として実業教育推進の原動力となっていたことは間違いないと考えられる。

その為に、彼は有能な労働者養成としての高等専門学校並びに初等教育段階における「徒弟学校」「実業補習学校」等の設立を早期に実施していく。特に実業補習学校は、教育に恵まれない貧困家庭の少年たちにも普通教育と実業の初歩的教育を教授することで、いかなる子どもであろうとも健全な「生産的の良民」⁸¹³として育成する意図を有していた。それは、国民皆兵による軍事力の強化と同様に、全ての人民（国民）を「国家富強」への資本主義経済体制に組み込んでいく国家主導の教育政策であったといえる。このように、政府の「国家富強」政策は国家主義の名の下に国家の独立を標榜し、さらには政府の国権を強固に維持することを前提として教育の「力」による人民教化を推進していくことになる。

次に、井上の思想を考察する第二の問題となるのは、立憲主義に基づく「人民の権利」というべき人権思想についてである。彼が「立憲主義的人権思想」を有していたことの検証は、既に第I部・第一章・第一節「井上毅研究の課題」において論じてきたとおりである。その本質は、伊藤宛『命令罰則意見』にて論じているように「約言スレハ立憲主義ハ人民ノ生命財産及自由ヲ貴重スルニ在リ」とするものだと明確にしている。即ち、立憲主義が国民の自由と権利を擁護するものであることを当然に認識していた。また、彼が教育に関して明治20年の「憲法試草（乙）案」第十三条にて「教育ハ人民ノ自由ニ任ス」と規定したこと、さらには教育勅語起案の要請に対して「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」と山県宛書簡にて意見したように、人民に対する教育の自由を尊重し保障していく思想を強く有していた。

2、「国家主義的政治思想」と「立憲主義的人権思想」における教育の自由

問題となるのは、井上が何故に二つの相反する命題をもって、近代国家の完成への道を模索していったかである。このことは、井上毅の教育思想研究の核心的問題点であると考えている。彼の第一の命題である国家主義的政治思想ないし国権思想とは、何よりも「国家の独立」を最優先して「国家富強」を実現するという国家の安全保障確立である。何故ならば、「国家の独立」が維持できないならば、それは現実問題として国家の主権が消滅し、欧米列強の植民地として隷属することを意味したからである。そのことは、19世紀以降、アジア諸国が欧米列強の植民地となっていく現実の中で証明されて

いた。それは、井上にとって政府の責務としての人民の幸福と安寧が確保できないことの現実、即ち第二の命題である「人民の権利」を保障するという、人権思想を擁護することが完全に不可能となることをも意味していた。それ故に、政府の第一の課題を「国家の独立」の維持とすることで、結果的に第二の課題である「人民の権利」を擁護することが可能となることを確信していたのである。強固な国家が存在してこそ、「人民の権利」は擁護されるという思想である。

「人民の権利」が擁護されることによって、人民は自由な意志に基づいて思索し、その生活を自立させる能力を身につけることが可能となる。畢竟、自立した人間の創造は「国家富強」への最大の支えとしての役割を果たすことになる。さらに、何よりも資本主義経済の発展を第一に支える自立した有能な技術者そして労働者として存在することになる。したがって、「国家富強」を第一としながらも、一定程度の国家の権力を制限することで「民権」としての人民の自由を確保することは、自由と権利を与えられて自立する人民の持つ「力」を国家に還元させることを可能とする。その「力」によって、次に国家が強固に支えられるという正の循環構想が彼の中に存在したのではないかと考える。それ故に、彼が第二の「人民の権利」の保障を確保していくことの重要性を認識していたことで、民権としての「立憲主義的人権思想」が「国家富強」の実現にとって不可欠の認識として存在していたことが考えられる。

しかしその一方で、人民の自立と自由な意志決定は、議会政治において民権派の増大として政府の大きな脅威にもなるという相反する内容を伴っていたことも事実である。そのような人民に対する彼の恐怖心と警戒観は、教育現場において、明治20年の憲法試草「乙案」第十三条に規定しているように「教育ハ人民ノ自由ニ任ス但政府ハ公立私立ヲ問ハズ学校教課ヲ監視スルノ権ヲ有ス」と、政府（国家）による学校への「監視」する権利を認めていることにも見受けられる。

この国家の独立問題に関しては、井上と類似する福沢諭吉の論を比較しておかねばならない。福沢は『学問のすゝめ』三編の中で、「我日本国人も今より学問に志し、気力を慥にして先ず一身の独立を謀り、随って一国の富強を致すことあらば、何ぞ西洋人の力を恐るるに足らん」⁸¹⁴と記して、「一身独立して一国独立する」ことを論じている。福沢は、その次第として三箇条を論じ、第一条にて「独立の気力なき者」、第二条「独立の権義」、そして第三条で同じく「独立の気力なき者」について論じている。そして、その「一身独立」論において先ず人民に独立の心なき理由を挙げ、その第一条にて「独立の気力なき者は、国を思うこと深切ならず。独立とは、自分にて自分の身を支配し、他に依りすがることなきを言う。自ら物事の理非を弁別して処置を誤ることなき者は、他人の智慧に依らざる独立なり。自ら心身を勞して私立の活計をなす者は、他人の財に依らざる独立なり」⁸¹⁵と定義している。

即ち、福沢の独立とは、人民が精神的・経済的に独立していることを意味しており、「国」を愛するならば「先ず自己の独立を謀り、余力あらば他人の独立を助け成すべし」

⁸¹⁶とするものであった。さらに、同条では人民を「無智無力の小民等」と前置し、国家の為に「外国に対して我国を守らんには、自由独立の気風を全国に充満せしめ・・（略）・・一命をなげうって惜しむに足らず。これ即ち報国の大義なり」⁸¹⁷と記して、国家の独立を維持するためには「無智無力の小民等」が「報国の大義」の為に自らの生命を投げ打つべきであると論じる。そこには、人民（民衆）の生命の尊厳に対する配慮は微塵もない⁸¹⁸。福沢は、そのような「無智無力の小民」である人民たちであるが故に、彼らを学問の力によって智者と為し、即ち、「一身独立」させることによって「一国独立」させる土台となる「気力」ある人民育成を構想していたとも考えられる。だが、彼が「一国独立」の改革に期待したのは人民ではなく、「この国に在っては中人以上の地位」⁸¹⁹のミドルクラスの士族階級に属する「国民の力」であり、その力が「政府の力」と相平均することで独立が維持できるとする構想であった。したがって、決して大多数の人民に独立の力を期待しておらず、彼らを愚民として蔑視しているのである。

福沢の、人民を啓蒙し学問を享受させることによって「一身独立」させるという論理構成の中には、人民（国民）に対する信頼度は皆無とみてよい。但し、その七編「国民の職分を論ず」において、「如何なる暴政の下に居て如何なる過酷の法に窘めらるるも、その苦痛を忍びて我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず片手の力を用いず、ただ正理をもって政府に迫ることなり」⁸²⁰と記しているように、政府の実施する「暴政」に対しても只管耐えるのではなく、言論に訴える「正理」をもって政府に要請することは道理ある「国民の職分」だとする論理を展開していることは当を得ている。しかしその一方で、1875（明治8）年の讒謗律や新聞紙条例による政府の言論弾圧に際して、福沢が主導的に『明六雑誌』を廃刊した事実には「正理」をもって政府に対抗する姿勢は皆無である。このように、福沢はあくまでも「一身独立して、一国独立する」との論、即ち中流人民の「独立」を前提として国の独立が実現することを提議している。ここには、一見井上の「国家富強」と共通する論理を展開しているようであるが、その実態はかなり異なっている。

それに対して、井上の主張は先ず「国家富強」を実現することによって「国家の独立」が保障されるとする論理である。そして、「国家の独立」が保障されることによって、次に「人民の権利」が保障されるという人民の「自立」（独立）論が導き出される。即ち、人民一人ひとりの力が集合されることにより、次には国家を支える大きな原動力となって還元していくという論理である。

この両者の主張の相違には、嘗て熊本実学党が分派した理由である『大学』の解釈を巡る論争事例が想起される。即ち、監物のいう「修己治人」をめざす「明明徳」の修得によって藩政の安定を主張する論に対して、小楠は「法度政令」による政治改革の後に人としてのあるべき様子が実現する「新民」論を展開した。ここにおいて、井上は小楠の藩政の正常化の後にこそ「新民」たる人の形成が成されるとの論を採用したことになる。藩政の安定、即ち国政の安定という「国家の独立」によってこそ、「自立」した人民と

して「独立」出来る事を想定しているのである。

さらに、両者の論の大きな相違点は、人民に対する思慮である。この井上と福沢の、人民に対する思慮の相違は何処にあるのであろうか。それは、同じ元下級武士出身でありながら、幼少期より学んできた儒学思想の捉え方の違いに理由があると考えられる。井上は、生涯に渡ってその儒教的「仁」思想を自らの基本的思想の一つとして、武士である為政者としての仁政安民の思想を強く持ち続けていた。そのことは、「儒教ヲ存ス」に謂う「儒教ニテハ政教一致、官府ノ外ニ僧府ナシ、余宇内ノ書ヲ読テ、断然トシテ、儒教ヲ以テ正大第一トス」⁸²¹とした意見に示されている。それに対して、福沢は、儒学の教えそのものを封建制度の遺物であり「惑溺の甚しきもの」⁸²²として否定⁸²³していることに明らかである。

福沢の論理は、「無智無力」の人民を教育することで「一身独立」し、次に彼らが「報国の大義」のために「生命」をかけることで国家の独立、即ち「一国独立」が実現するという論理である。しかし、最終的には、国家を支えるのはミドルクラスの士族階級を中心とする国家の創造であり、礎石となった人民多数は「一国独立」のための捨石とされている。それに対して、井上の論理は、第一に「国家富強」によって国家の独立を実現することを目的とするものであった。そして第二に「国家富強」の下で、貧者を含む国民皆教育としての公教育を推進し、国家を支える自立した有能な人民として育成する論理となっている。そこには、士族階級のみならず、貧者を含む総ての人民（国民）の支えを中心とする国家構想の創造が根底に存在している。

では、その井上の「人民の権利」による教育の自由を尊重する思想は、何時、どのようにして生み出されてきたのであろうか。その端緒は、既述したとおり、彼の少年期における学習体験の中で自然と身についていったと考える。彼は、年米二十五表の下級武士の三男として誕生し、貧困生活の中で勉学の筆紙にも事欠く状態であった。しかし、彼は「住宅の中にて、一畳を敷ける押入の如き処があった。その窓際に小机を置いて、日夜の別なく勉強せられた。・（略）・読書を以て唯一の楽と為し、夜更くるまでも机辺を離れず勉学せられた」⁸²⁴といわれているように、学問を究めんとする意気込みが人並みを外れていた。それは、封建制社会の身分制度の中で、幼少期より下級武士としての悲哀を痛切に味わった彼にとって、学問を究める事こそが唯一自らの将来に一筋の光明を見出す選択であることを知っていた故である⁸²⁵。このことは、1872（明治5）年8月2日に発布された「学制」（太政官布告第二百十四号）において、「学問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か学はずして可ならんや」⁸²⁶と記述された「学問は身を立る」との「学制」目的に準ずる考え方に共通する。

井上は、学問の領域分野においてこそ、上級武士子弟と同等にその力を発揮できることを貧困生活の環境下で体得していた。学びの世界は、彼にとって唯一自らの「自由」を享受できたのである。学問の自由並びに教育の自由は、井上自身を人間として生長させ、さらに自立させることが可能であることを経験則として身につけたのである。した

がって、その成長と自立によってこそ自らを冷静に見つめることが可能となり、同時に社会の現実と未来を透徹する能力をも修得する力を高めることが可能となることを身をもって理解していた。よって、学ぶ自由、教育の自由という、自由を尊重する思想こそは、彼が少年期に獲得した教育思想の大きな財産であったといえることができる。

その実証例として、先ず長岡監物の私塾・必由堂にて実学思想を学んだことが、学政一致という学問と政治実践の統合を図る能力を修得させている。そこでは、儒学を訓詁詞章的に理解するのではなく、時代の流れの中で如何にそれを社会的に実践していくかという自由な学問の在り方を学び取っている。次に入塾した韓村書屋にては、塾長木下韓村の実学的な儒学と法学知識の教授と併せて、広く外国文献を取り揃えて自由閲覧⁸²⁷させるといふ環境の中で、彼は世界に目を向ける広い視野と知識をも修得していった。井上の当時の学習記録簿の一つ「骨董簿 六」の中に「木先生（木下韓村・注引用者）云ウ君子ニ於テハ物将ニ大観有リ」（原漢文）⁸²⁸との記述が見られた通りである。そこには、韓村が井上に君子たるものは大所高所より広く自由な発想で学問を迫らすべきであることを伝授していたことが明らかである。こうした、自由な環境の下での学びというものが、井上を人間として成長させ、且つ自己の事のみならず社会に眼を向けることの重要性を認識させていったと考える。このような彼の学問修得の姿勢は、藩校時習館時代も変わることはなく居寮生としての自覚のもとに自身の学問を研鑽していったのである。

よって、井上はこのような幼少期あるいは青年期の学びの時期に、教育は「自由」であることによって人間を大きく成長させる絶対的条件であることを、既に一つの思想として確立していた。この思想基盤を有していたが故に、彼は「民権」論ともいえるべき「人民の権利」として教育の自由を強く主張しえたのである。その自由は、一般的概念として用いるフリーダム（freedom）としての自由ではなく、自らの束縛や抑圧を解放させるリバティ（liberty）としての自由である。この教育の自由は、本論における課題の第二である「教育とは、本来如何にあるべきか」の答えともいえる。即ち、教育とは、国家による強制を排除して、自由な教育環境の下で個々人を一人の人間として成長させていくことであると考えられる。

3、近代教育史における井上毅の教育思想の意義

最後に、井上毅の教育思想史的研究を総括するに際し、これまでに論じてきた事項を基本として、彼の教育思想が近代教育史にとって如何なる意義と価値を有するものであるかを整理しておきたい。

本論は、井上毅研究における二つの課題を設定していた。一つは、井上が国家主義的ないし国権的政治思想に基づく「国家富強」のための教育思想を有していたこと、そして、他方では近代立憲主義に基づく人権としての教育思想をも有していたという、相反

する二つの教育思想を有していたという課題である。二つは、彼の教育思想とその政策から、明治近代国家形成期における教育思想と教育政策の実態を再検証することによって、日本近代教育の光と影の部分を明らかにして教育の可能性について考察することであった。そのことは又、「教育とは本来如何にあるべきか」を明らかにすることでもある。

彼は教育思想家でもなければ教育評論家でもない。明治政府の一法制官僚であり、最晩年の短期間に文部大臣として政治家の一人となった人物である。したがって、彼の教育に関する思想と政策は、基本的に明治政府の国家構想である国家主義に基づく「国家富強」を実現するための思想と政策であった。その上で、尚且つ人民のための教育思想を持って政策立案した法制官僚であり、政策化した文部大臣であったことも認めなければならないということである。先行研究の大多数は前者の視点で論じられており、後者の立場で論じたものは僅かであり部分的に認めているに過ぎない。

まず、第一の課題について整理しておきたい。

本論においては、井上が前者の国家主義の立場を基本として政策実践していたとする立場を否定しない。何故ならば、アジア諸国における欧米列強の侵略に対する実態に鑑みて、当時は日本の独立を保持することが第一の課題となっていたからである。独立を保持することは、国民の安全と幸福のための最善の策でもあった。したがって、彼が明治政府の法制官僚として、国家主義に基づく「国家富強」への道を実現する教育政策を立案していくことは当然であったと考えるからである。しかしながら、そのような国内外の危機の中にあっても、彼は人民に対する儒教的「仁」の思想並びに近代立憲主義に立脚した人権思想、所謂「立憲主義的人権思想」を機軸として人民の安寧と幸福を実現する教育政策を実施していた事実をも認めるものである。しかしながら、法制官僚としてのその政策立案は、最終的に為政者の決断に左右されることにより、彼が当初に意図した政策がそのままに実施されるには至っていないことも事実である。寧ろ、彼の多くの法案は明治国家の政策意図によって変質される結果となり、それが為に明治天皇制国家形成に手を貸した人物として明治政府や為政者の「ブレイン」ないし「陰の黒幕」との烙印を押されて弾劾⁸²⁹されているのが実状である。

では、井上は、教育を如何なるものとして捉えていたのであろうか。彼は法制官僚という明治政府の一員として、常に国家の独立、いわゆる国家の安全保障を機軸として「法」をもって政府の政策立案に従事している。所謂、民権家の如く人民の権利の保障のために当初より尽力していたわけではない。彼の責務は、国家の危機を克服して独立を実現することであり、その方策を示して早期に「国家富強」を実現することにあつた。その過程において、「国家の独立」こそが人民の権利をも保障するということを見出していく。さらには、「国家の独立」を支える有能な人民を育成することを構想していった。したがって、そのような人民を育成する最大の手段が教育であり、法制官僚として国家主義に基づく「国家富強」の為の教育政策を立案しなければならなかったのである。

しかしながら、その一方で、彼は立憲主義者としての人民の権利を保障する自らの立憲主義思想をも強く保持していた。それ故に、自らの教育政策において、近代立憲主義に基づく教育の自由の保障を実現する政策を導入していくことは自然ともいえた。即ち、彼の教育論は、基本的には国家主義的立場からの「国家富強」を実現するための一つの政策であったことは否定出来ない。だが仮にそうであったとしても、尚かつ彼の意識の中に、本来井上自身が有していた「立憲主義的人権思想」に立脚する教育の自由の保障を実現する意志を否定することも出来ないと考える。

よって、以上の井上毅の二つの相反する思想を土台とする教育思想史研究を通じて、彼の教育思想の総括を以下のように結論づけるものである。

井上の法制官僚そして文部大臣としての最終目標は、日本が欧米国家と並び立つ近代国家⁸³⁰の完成にあった。彼は、そのことを実現する為に、既述してきた四つの思想・主義を基本的な柱として政策立案していく。それは、儒学の「仁（愛）」思想に依拠する為政者の「仁政安民」思想、欧米の「法」思想である近代立憲主義と法治主義、そして我国特有の国体思想である。さらには、農本主義を付け加えることも出来る。

彼の青年期は、所謂、幕藩体制崩壊後の明治維新时期であり、国内外の政治的危機の時代であった。新政府はこれらの危機を克服する為に、対外的には「独立国家」の完成、そして国内的には「統一国家」の完成を喫緊の課題として捉えていた。それを実現する為に政府が構想したのは、政府（国家）主導の下に実施する国家主義による「国家富強」政策である。井上も、そうした国家主義ないし国権主義に基づく「国家富強」政策の実現を承認していた。それ故に、彼は青年期の韓村書屋、藩校時習館にて修得した儒学・法学・立憲主義の知識、そして欧州にて修得した新しい立憲主義の知識をもってその実現に寄与していく。その場合、彼の最大の力は「科学的」な「知」であり、物事に対し「合理性」をもって推し測る知識であった。その合理的な「知」によって、「独立国家」「統一国家」実現を目的として実行していったのである。

本論の第一の課題は、一つは国家主義に基づく「国家富強」構想の実現であり、それによって「国家の独立」を完成することにあった。二つは、立憲主義に基づく人権の尊重、いわゆる本論にいう「立憲主義的人権思想」の実現である。立憲主義に基づく人民の自由と権利の保障は、欧米国家に並ぶ近代国家完成への道にとっての不可欠の課題であることを彼はよく理解していた。彼は、この二つの課題を共に実現する手段として、教育による人民の育成という「国民形成」を推進していく。そこには、「国家富強」を支える人材育成の教育と同時に、「立憲主義的人権思想」に基づく真に人民が一人の人間として成長する教育が想定されていた。

このように、彼は第一に国家の独立を前提として「国家富強」を推進し、ついで人民の独立（自立）を構想する。何故なら、国家の独立なくして人民（国民）の安全と幸福は望めないと考えていたからである。国家の安定こそが、人民の幸福と安寧に結びつく条件であることの認識があった。嘗て1875（明治8）年、井上は大久保・伊藤宛の

書簡『士族処分意見控』の中で、「我カ農商ハ、絶ヘテ独立ノ氣象アル者ニアラズ、又学問ノ思想アルコトナシ」と論じたが、それは彼の旧武士としての人民に対する愚民観であるが、けっして蔑視観ではありえない。愚民であるが故に、教育を通じて知識を獲得することで人間として自立させ良民化していくこと、さらに「国家富強」への人民として成長していくことを期待していたことが考えられる。この「人間として自立」する人民と「国家富強」を支える人民を育成していくという、彼の教育政策における二つの意図の根源が存在していた。

人民を教育していく意義については、1893（明治26）年11月23日、彼が「実業補習学校規程」公布の訓令（文部省訓令第十二号）において、「我カ国ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラス此ノ科学的ノ知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト労働トハ画然トシテ殊別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ事業ハ其ノ大部分ニ於テ仍旧習ニ沈殿スルコトヲ免レス今ニ於テ国家将来ノ富力ヲ進メントセハ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スル教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス」⁸³¹と規定していることに明らかである。そこには、維新後の文明進歩にもかかわらず、「科学的ノ知識」が「普通人民ニ侵潤」にしていなかったことから、「国家富強」のために「科学」・「技術」・「実業」を一致配合する教育の必要性が指摘されている。これは、井上の、科学的な知識を人民に伝達する教育こそが「国家富強」、さらには人民の人間としての成長の源であることの要請となっている。

よって、井上の教育思想は、一つが「国家独立」「国民形成」のための国家主義に基づく「国家富強」実現のための思想であり、二つは、近代立憲主義に基づき一人の人間として独立（自立）していくための人権思想、所謂「立憲主義的人権思想」として、貧民を含むすべての人民に対して教育権を付与し保障する公民教育の思想であったと結論付けるものである。

第二の課題は、井上の教育思想とその政策から明治近代国家形成期における教育思想史の光と影を明らかにし、教育の可能性を考察することであった。そのことは又、「教育とは本来如何にあるべきか」を問うことでもある。現代の視点に立つ時、井上の国家主義的な「国家富強」の教育思想は非民主的として一蹴されるべき点があるのは当然である。政府（国家）の意向を人民に強制していく方策は今日において許容されるものではない。しかしながら、維新後の政治的危機に際して、「国家の独立」を保持して国民の安全を守護するための「国家富強」を一概に否定することは出来ない。当時の彼にとって、国家の主導の下に独立を保持して強固な国家を実現することが、政府が採るべき最良の道であった判断していたからである。国家の独立が完全に実現することによってこそ近代立憲主義に基づく人民の権利の尊重も保障されるからである。国家の独立なくして人民の幸福は考えられなかったのが現実であった。

しかしながら、国家主義のみの政治支配は、彼が最大の目標とする近代国家の完成とは成り得ない。井上が青年期よりフランス啓蒙主義等の近代立憲主義を学び、彼の思想

の第一としていたことは既に論じてきたとおりである。ドイツのみならず、フランスやアメリカの共和制国家そしてイギリスの議院内閣制国家の実態に関しても周知していた。したがって、立憲君主制国家の日本の政治であっても、立憲主義に基づく政治体制こそが近代国家としての本来の在り方であることも承知していた。それ故に、日本を近代国家として完成させるためには、近代立憲主義の基本である国家権力の制限によって、人民の自由と権利を擁護することの実現をも目標としなければならなかったことが十分に考えられる。

そこに、彼が近代国家の完成を目的としていたことから、「立憲主義的人権思想」としての教育思想が存在する大きな理由がある。彼が調査した欧米の憲法条項には、大部分の国々が「教育の自由」条項を規定していた。その事実から、教育の自由を含む人権規定の憲法を有する事が近代国家の一つの証明であることを強く認識していた。それ故、彼の政治的最終目標が近代国家の完成である以上、教育の自由と保障は譲れない思想であった。というよりも、彼が開明派官僚としての立憲主義者である限り、教育の自由という人民の権利を主張することは当然であった。そこに、仮に外見的立憲主義の形態であろうとも、日本における立憲主義国家を実現しなければならないとする彼の強い主張があった。したがって、彼が「国家富強」の国家主義の立場から教育への強制を「是」としながらも、近代立憲主義の立場から人民の教育の自由をも「是」とする彼の強い意志が存在していたのである。そこに、井上にとっての明治近代国家形成期における近代教育における光と影が垣間見えるのである。

さらに、井上にとっての「教育とは本来如何に在るべきか」の問いは、当時の政治状況を冷静に読み取る時、両者ともに「是」として肯定せざるを得ない理由が存在していた。「国家の独立」を実現する為には、国家（政府）による強制を伴う教育政策を是とすることが必要であること、そして同時に、立憲主義の立場を採る以上、人民個々人の教育権を保障する必要を是とする論理である。したがって、一見矛盾した論理ではあるが、彼が採った二つの教育思想と教育政策を否定することは出来ない結論付けるものである。

井上の教育思想が、近代教育史にとって如何なる意義ないし価値が存在するかについては、彼が人民のための教育思想を保持しながらその実現に向けて諸種の政策を実践した事実を証明する中で、彼の思想としての「教育の在り方」を明らかにすることが可能となる。それは、国家による国家主義的な教育実態、所謂、政府の法制官僚である井上の思想から捉えた人民の求める教育実態を知るのみならず、さらには井上個人の私的な「立憲主義的人権思想」としての教育思想をも知ることが可能となる。

以上考察してきたように、明治近代国家における井上の国家主義としての「国権」的立場並びに立憲主義に基づく「民権」的立場という二つの教育実態を明らかにすることによって、即ち、国家の求める教育と人民の求める教育の存在を知ることが可能となる。よって、井上毅の思想と政策を実証する過程において導き出された教訓とは、維新後の

政治状況において「国家富強」への教育の必要性を認めつつも、他方で近代立憲主義に立ち“教育は国家による強制を排除し、自由な環境の下に個々の人間として育成することにある”という一つの真理が教示される。

このように、井上の立憲主義的な人間の自由と権利を保障する人間観は、特に文部大臣としての実業教育、女子教育そして貧民教育において実際に法制化されていった。しかし、時代の波は、彼の教育実践としての「立憲主義的人権思想」としての教育思想と政策を最終的に実現させることを不可能としていく。その理由は、1894（明治27）年8月23日、彼が病魔に襲われたことにより僅か1年有余という短期間で辞表を提出してその文政を終了させねばならなかったことによる。彼にとって、これからの教育思想の具体的な実践を前にしての道半ばの辞任はさぞ無念であったと思われる。さらに、彼が文相を辞任した年の8月1日に勃発した日清戦争の開始、そしてその後の日露戦争は、井上の教育思想を「未完としての教育思想」として切り捨てていくことになる。特に日露戦争後の重工業を中心とする産業構造の変化は、資本主義経済を急激に発展させていくと同時に、日本の「国家富強」を実現することによって帝国主義への道を踏み出して行く。そこにおいて、教育は当然「国家富強」への人材育成が中心となり、井上が提議・実践しようとしたもう一つの「立憲主義的人権思想」としての教育思想と教育政策が採用される余地はなかったからである。帝国主義さらには1930年代からの軍国主義への国策の道において、教育思想と教育政策は総てが国家主義に基づいて「国家富強」の政策が立案実施されていく時代に突入していった。

こうした帝国主義と戦争への道によって、実業教育政策は井上が目指した貧民に対する教育思想が打ち消され、「国家富強」と資本主義化を推進実現していく職工育成としての人材教育への教育思想へと変遷していくことは自然であった。しかし、彼が制定した「実業学校規程」、「簡易農学校規程」、「徒弟学校規程」は、実業教育は基本的に職業に関する科学的な知識と技能を教授することであり、普通教育にいう「修身」教授を絶対視していないことを規定していた。そこには、立憲主義者井上の徳育よりも「科学的な知識としての知育を優先する教育思想が表明されていた。その思想性は評価しなければならないし、また彼の明治12年の徳育論争における『教育議』並びに教育勅語「初稿案」の中にもその思想が表明されていた。

さらに、彼が明治27年6月12に制定した「実業教育費国庫補助法」（法律第二十一号）により、実業教育制度の推進と定着化を促進する財政保障が確立している。それによって、法制度が実施された同年に19校であった実業補習学校は、彼の辞職後7年目の明治34年には209校に増加している。さらに、「国庫ハ毎年十五万円ヲ支出」することが規定されたことで実業教育が本格的に実施されていくことになった意義は大きい。

確かに、井上の教育政策は、森が基礎づけた教育制度多様化の道を「一層具体的に推し進め、日本の近代教育の構造を産業資本主義社会の構造に適合化させていった」⁸³²と

いう指摘はあるものの、「結果として三十年代における明治公教育体制確立への前奏曲となりえた」⁸³³ことも事実である。そのことは、野口伐名が論じたように、彼が「日本の近代国家の形成と確立、即ち、明治天皇制国家機構の制作と国民形成即ち国民教育問題に、自己の思想と経綸の独自性を発揮」⁸³⁴した人物として評される所以である。

しかし、日清戦争後の帝国主義化の時代の流れの中で、彼の二つの教育思想のうち、国家主義的な「国家富強」の教育のみが取り上げられていき、もう一つの近代立憲主義に基づく教育思想と教育政策は顧みられることはなくなる。その意味において、彼の「立憲主義的人権思想」としての教育思想は残念ながら開花することがなかった。しかし、その思想は、「未完としての教育思想」として現代においても継続しているのではないだろうか。

それ故に、本論は井上の「未完としての教育思想」を含めてあらためて再検証することで、その中から学ぶべき教訓を見出して、現行の日本国憲法下における教育並びに未来の教育とは如何にあるべきかを問うことも肝要だと考える。その為には、井上が実践しようとしていた基本的な教育思想と政策から、現在何を活用し、そして何を放棄すべきかを相対的に考察して今後の教訓としていかねばならない。彼が創造した歴史に埋もれた「未完としての教育思想」は、一つの教訓として活用すべきものがあるのではないだろうか。その中に、埋もれた教育の可能性が存在していると考えられる。

最後に、その例として井上が嘗て実施を試みた「立憲主義的人権思想」と「未完としての教育思想」の二つの事例を明記しておきたい。

一つは、井上の地方自治論に基づく人権思想である。彼は、『明治十七年春森林法案ニ対スル意見』を提議して、森林荒廃と入会地の関係について意見している。その中で、入会地としての山林は「各自生計ノ一部ヲ助ケタリ故ニ村民ハ山林ヲ愛惜スルコト自家ノ財産ニ異ナラス」⁸³⁵と意見した。それは、入会地が村民の「各自生計ノ一部ヲ助ケ」る貴重な一部分であり、彼らが生きていく為に不可欠な財産であることを理由として、入会地出入の権利を奪うことに強く抗議している。そこに、井上の弱者としての村民、即ち大多数の貧しい農民への共感と救済への意志が示されている。そして、その人権思想はその後の貧民教育の思想に継承されていったと考える。

二つは、1893（明治26）年6月、井上が文部大臣就任直後に伊藤首相宛に提出した『施設ノ法案ヲ具ヘテ先閣議ヲ請フノ議』（「文部行政意見」）における七項目の教育政策である。井上はその第一項「初等教育」に関して、現在においても「教育ノ恩恵ハ中等以上ノ人民ニ行ハレテ下等人民ハ局外ニ放棄サラルルノ感アリ・・・(略)・・・夜学校、半日学校ヲ誘ヒ貧民及職工ノ児童ニ低度ノ教育ヲ及ス事」⁸³⁶と提議した。彼は、「下等人民」である「貧民」「職工」たちの子どもたちが教育の恩恵を受けることなく疎外されている現状を憂いて、「低度」とはいえども普通教育を享受する権利を保障すべきことを要請したのである。井上は、この意見を具体的に政策実施するために、彼自身の筆記による「簡易就学貧民教育ニ関スル省令案」（「貧民学校令草案」）を提出する。

その第一条にて、市町村等は「職工又ハ貧家ノ児童ニシテ小学校令第二十一条ニ依リ就学ノ免タル者ニ小学教育ノ一部ヲ授クル為ニ半日学校又ハ夜学校又ハ日曜学校ヲ設クルコトヲ得」⁸³⁷と規定した。井上は、ここでも「職工」「貧家」という貧困故に「就学免除」という名で教育を受ける権利を放棄され、さらに家事労働に従事していた「赤貧児童」たちに対して、仮に「小学教育ノ一部」ではあろうとも教育の自由と権利を付与することを提議している。

これらの思想と政策こそが、井上毅の「立憲主義的人権思想」としての教育思想を実証するものである。そして、それは帝国主義という時代の変化を経て「未完としての教育思想」として実現されなかったのであるが、その思想の中には、現代に通じる埋もれた教育思想の可能性が存在していると考えている。

(補論)

大久保利通、岩倉具視、木戸孝允にみる国家構想

1873(明治6)年、欧米視察を経て帰国した使節団の中心であった岩倉具視、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文ら元下級階層出身の武士並びに少壮公家たちの政治構想は、明治近代国家の創造と確立に大きく寄与したことは間違いない。彼らは、欧米諸国の現状から学んだ知識と理論によって列強を模範とする国家構想を実行していく。その第一は、富国強兵を目標として殖産興業による資本主義経済の確立による経済的自立と軍事力の強化であった。第二は、近代文明国家としての体制を整備するために、憲法と諸法律の制定及び議会開設等の立憲主義を基本とする政治体制の実現であった。これらの実現は、列強の植民地化が進展している東アジア情勢の中で、日本が独立国家として政治的・経済的に自立していくための必須条件であった。したがって、彼ら個々の政治思想を検証することで明治国家構想の大枠が明確なものとなる。

1868(明治元)年、戊辰戦争の結果、薩長を中心とする西国雄藩並びに一部少壮公家を指導者として徳川幕藩体制が武力によって倒壊させられた。いわゆる王政復古の軍事クーデターは、実質的に彼らの背後に天皇を「錦の御旗」として配置することで実現可能となった。彼ら維新の中心人物たちの国家構想の基本となすものは、天皇を中心とする政治体制の構築であった。所謂、国体思想をもって国内を統一することが構想され、彼らの権力を補完するものとして、皇室・天皇が「貴種」⁸³⁸として伝統的に保持していた神権的権威を背景としなければならなかった。しかしながら、彼らは絶対的天皇制国家を構想したのではなく、天皇はあくまでも藩閥政府の権力を補完する位置づけとしての制限君主でなければならなかった。そのことは、維新前の慶応3年9月、大久保が長州藩侯父子に対する王政復古建策について木戸に陳述した際、木戸はそれに返答する形で「吾曰・・・朝廷之御危急と申ストキニ・・・(略)・・・金闕奉護之所実ニ大事之事ニテ 玉を被奪候ては實ニ無致方事と甚懸念思召候」⁸³⁹と述べ、「玉」としての天皇を奪われることの危険性を論じたことに象徴されている。

このように、その出自において下級家門の家柄ゆえの精神的劣等感並びに有力な政治基盤を有しない権力の篡奪者たちにとって、何よりもその地位を保全し併せて国家統治の実権を保持する力となった存在は天皇と皇室であった。彼らは、徳川幕藩体制において有名無実化していた天皇・皇室が有していた伝統的「万世一系」思想に新たに強力な伝統的カリスマ性を付与し、その神権的権威を強調増幅させることにより、彼ら新政府の統治能力を高めて国内の政治的権力を磐石なものにしようと構想したのである。よって、新政府の国家構想は、天皇を主体とする国体思想を基本とする政治体制の実現にあった。但し、天皇は制限君主としての地位に置かれ、実質的政治的権力は政府が全権を掌握するという国家構想である。そして、その国家構想を実現するための手段として、

富国強兵と殖産興業による国家の自立が計画実行されていく。所謂、「国家富強」構想である。

本論では、以上の国家構想の要点を確認したうえで、「国家富強」の国家構想を論じてきたのであるが、そこには大久保と井上毅との強い関係が存在していた。井上は、岩倉遣欧使節団と同時期に司法省派遣員の一人として渡欧し、フランス、ドイツ（プロイセン）にて法学と立憲主義を中心として研修してきた青年官僚であった。彼は帰国後に法制官僚として、大久保たち為政者との関係を強めてその国家構想に法的影響を与えていく。同様に、彼らからも、その国家形成に至る政治思想等を学び取っていた。その意味において、大久保たち政治家のめざした国家構想を検証することは、井上の国家構想とその教育思想を形成する起点となるものであり、さらに伊藤博文の国家構想と教育思想にとって不可欠な内容であると考えられる。そこで、井上毅との政治的関係が特に強かった大久保、木戸、岩倉の国家構想について考察しておきたい。

1、 大久保利通の国家構想

井上毅と大久保の関係は、1874（明治7）年8月、台湾出兵問題を解決する日清交渉に参議兼内務卿大久保が清国に派遣されるに際し、井上が『対清政策意見案』を大久保に提出したことに始まる。意見書は、「早キに及て一挙して勝を決し然る後再タヒ両国永遠之親好を謀るに若かざるべし、是レ内ハ国勢を維持し外ハ各国に対し国権を張る為に不可失之良計なるべし」との強政策を求める内容であった。これによって、彼は清国に急遽派遣されて同事件処理に尽力することとなり、帰国後は全権大久保の『使清始末摘要』を代草している。さらに、翌（明治8）年には江華島事件及び朝鮮修好談判関係文書の起草にも関わり、外交関係における法律顧問的な役割を与えられている。以後、井上は『司法省改革意見』、『士族処分意見』等の意見書を大久保に提出し、大久保の国政改革に協力していく。また、1877（明治10）年の西南戦争時、熊本への大久保派遣を要請してその対策を進言している。このような関係は、大久保が明治11年に凶刃に斃れるまで継続していた。したがって、彼が大久保の国家構想とその思想を側近にいて得たであろうことは十分に考えられる。

では、大久保の国家構想とその政治思想とは如何なるものであったのだろうか。大久保の政治姿勢の基本は、公儀政体論として、「五箇条ノ誓文」の一つである「広く会議ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ」を基本とする「公論主義」を重視していることである。一例として、1865（慶応元）年の長州征討の勅許が下った際、彼は盟友西郷吉之助宛書簡にて「朝廷是を許し給う候ハ非議之勅命ニて朝廷之大事ヲ思列藩一人も奉し候ハす至当の筋を得天下万民御尤与奉存候てこそ勅命ト可申候ず非議勅命ハ勅命ニ有らす候」⁸⁴⁰と記している。即ち、「公論」としての政治の基本政策は、「天下万人」の同意のもとに決定されるべきものであり、「非議勅命ハ勅命ニ非らす候」として、仮令朝廷な

いし勅命といえども大儀名分なき命令は断じて受理すべきではないという強い意思表示が見られる。

次いで1869（明治2）年12月、薩摩帰藩に際して提起した『意見書』には、国内争乱の解決策として「薩長朝廷ヲ重シ進ンテ盡ス処アレハ天下列藩慣之其勢瞭然トシテ顕ハルヘシ況乎今日力ノ強弱ヲ計ルニ朝廷ヨリモ威力アル者ハ薩長也」⁸⁴¹と訴え、幕府討伐のために諸藩を取り込む策として、薩長が「朝廷」（天皇）を重んじ尊崇する必要性を述べるとともに、威力において「朝廷」を上回っていることを豪語している。そこには、大久保の朝廷に対する真意が見受けられ、単純に天皇や皇室を崇拜・尊敬するという「尊王」遵守の姿勢は受け入れていない哲学観ないし信念が見える。

さらに大久保の「公論主義」は、1866（慶応）2年、岩倉具視、三条実実宛「政治意見書」において、「方今宇内各国ニ於テモ衆議ヲ聞テ公論ヲ採、各大同小異アリトイヘトモ、公論ヲ以大政ヲ議スルニ決ス。然レハ其公論ヲ採ルニ法アリ、其法不立シテ公論ヲ採ルコト調ヘカラス。皇国是迄独裁之政度ニ出レハ、最其法立スンハアルヘカラス。」⁸⁴²と記しているように、議会における「衆議」による「公論」をもって政治の方向を決定するという、「人の支配」ではなくして「法の支配」を重視する近代立憲主義思想を既に有している。そこには、政治の大局を俯瞰する巨視的な政治思想の展開がみられる。

大久保の国家構想も、第一に優先すべきことは強力な中央集権国家の構築であり、その実現による国家統一と国家の独立であることは一致している。その根底には、木戸同様に欧米視察による近代化の直接的見聞、特にビスマルク演説が指摘した大国の「万国公法」無視の状況には大きな衝撃を受けている。それ故に、日本の独立を確立し、アジアの中で生き残る唯一の道を模索する過程において、ドイツ国是の富国強兵政策の方向に共感を示していかざるを得ないと思慮したのは自然であった。その為、ドイツ留学中の西岡二郎に対して「李魯ノ国ニハ必ス標準タルヘキコト多カラント愚考イタシ候」⁸⁴³と記して、ドイツ国の政治制度の調査を命じている。

そして、帰国後の1873（明治6年）11月、政体取調局の要請に対して『立憲政体ニ関スル建議書』を提出し、「祖宗ノ国ヲ建ツル・・・(略)・・・定律国法ハ即チ君民共治ノ制ニシテ上ニ君権ヲ定メ下ニ民権ヲ限リ至公正君民得テ私スヘカラス・・・(略)・・・君民共議以テ確乎不拔ノ国憲ヲ制定シ万機決ヲ之レニ取ル之ヲ根源律法ト謂ヒ又之レヲ政規ト謂フ即チ所謂政体ニシテ全国無上ノ特権ナリ此体一トタヒ確立スル時ハ即チ百官有司壇ママニ憶断ヲ以テ事務ヲ処セス施行スル所一徹ノ準拠アリテ変化換散ノ患ナク民力政権并馳シテ開化挙行ス此レ建国ノ楨幹為政ノ本源」⁸⁴⁴と提議したのである。それは、国体を基本とする我国の「国法」は、権力を私せず君権を定立し民権は制限するものの「君民共治ノ制」を基本として議会の「君民共議」によって憲法を制定すべきであるとするものであった。いわゆる公論をもって政体を決することこそが建国「為政ノ本源」であることを提起した。

次いで、「天子九重ノ内ニ在リテ威風堂々下民仰テ神トナス」⁸⁴⁵と天皇の神権性を強調してその不可侵性を論じた後、「今日ノ用務先ツ我国体ヲ議スルヨリ大且ツ急ナルハナシ苟シクモ之レヲ議スルニ序アリ妄リニ欧州各国君民共治ノ制ニ擬スヘカラス我カ国自カラ皇統一系ノ法典アリ亦人民開明ノ程度アリ宜シク其得失利弊ヲ審案酌慮シテ以テ法憲章ヲ定立スヘシ」⁸⁴⁶と記す。ここには、憲法制定に関しては国体の論議は急務であるものの、一方的に欧州各国の「君民共治ノ制」を模倣するのではなく、日本独自の「皇統一系ノ法典」に配慮して制定すべきことが提唱されている。したがって、欧州の「君民共治」の政治体制を全面的に模範とするのではなく、天皇の「神トナス」神権的権威を背景としながら日本独自の立憲君主制の下に藩閥有司専制政治を現実的に実施せんとしている。

彼は有司専制政治推進の理由として、同（明治6）年、議会のあり方に対して「国中百端ノ事務ヲ議定施行スルニ至ツテハ必ス独立不覇ノ権ヲ有スル処有テ以断然之ヲ行フニ非レハ衆論百出異説紛々・・・（略）・・・弊ヲ生シ国政不振其礎不正ノ憂ヲ致ス」⁸⁴⁷と論じることで、「衆論百出」の弊害が国政の妨げになることを憂慮している。よって、持論の「公論主義」を主張しつつも彼ら藩閥有司専制を基本とするいわゆるドイツ型の外見的立憲主義を模倣する天皇制国家構想を想定するのである。

大久保が、欧州派遣にて修得した重要命題は第一に富国強兵であることは間違いない。イギリス滞在中に、西郷・吉井友實宛てた書簡には、造船所・木綿工場・製鉄所・鉱山などを見聞して「巨大ニシテ器械精工ヲ極メタリ之ニ次クニ大小ノ器械場枚挙スルニ遑アラズ英国ノ富強ヲナス所以ヲ知ルニ足ルナリ」⁸⁴⁸と記し、イギリスの驚異的に発展する産業の実態と国家の「富強」の理由を知り感嘆していることに明らかである。したがって、帰国後の1874（明治7）年、彼は参議兼初代内務卿に就任して『殖産興業ニ関スル建議書』を提議し、「大凡国ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ、人民ノ貧富ハ物産ノ多寡ニ係ル、物産ノ多寡ハ人民ノ工業ヲ勉勵スルト否ザルトニ胚胎スト雖モ、其源頭ヲ尋ルニ、未ダ嘗テ政府管掌ノ誘導奨励ノ力ニ依ラザル無シ・・・（略）・・・政府高官専ラ實際上ノ注意着手シテ能ク工業ヲ奨励シ物産ヲ増殖セシメ以テ富強ノ根底ヲ固クスル」⁸⁴⁹として、「国ノ強弱」は「人民ノ貧富」「人民ノ工業ヲ勉勵スル」に由来するとした上で、政府の強力な指導の下に工業化を実施して「富強国家」実現を図るべきだとした。こうして、大久保の脳裏に構想されたのは如何にして人民を「工業」化の支柱として積極的に「勉勵」させるかの課題であり、彼らを如何に教育していくかにあったと考える。

さらに、人心を収攬して中央集権国家による地方の支配を強化するために、大久保は地方自治の政策を推進していく。彼は、1878（明治11）年3月、『地方之体制及ヒ地方官ノ職制ヲ改定シ地方会議ノ法ヲ設立スルノ主義』（地方之体制等改正之儀）を太政大臣三条実臣に上申している。この意見書は、当時法制局専務兼太政官大書記官・井上毅の修補を経て、名称を「郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則」として地方官会議にて審議され、さらに元老院会議の儀を経て「地方三新法」として公布された。

これによって、地方の末端に至るまでが、明治政府の統括に置かれていくこととなり、実質的な中央集権国家体制の実現に大きく寄与した法律であった。

当時、政府の最高実力者として彼が目指した立憲君主国と「国家富強」の実現構想は、その突然の横死によって中断したものの、彼の意思は後続の為政者たちによって推進されていくこととなる。

2、木戸孝允の国家構想

木戸は、先ず帰国直後の征韓論争過程において、「治効未ダ嘗テ文明ニ化セズ、国歩未ダ嘗テ富強ニ適サズ、独立ノ名アリテ独立ノ名ナク、足ヲソハダテ、万邦ト対峙ス」⁸⁵⁰と日本の現状を述べ、列強の進出に対する危機感から国内の早急な「文明」化と「富強」を優先すべきとして征韓を批判している。そして、1873（明治6）年7月、彼は『憲法制定ノ建議書』を提起して、ポーランドにて見聞した弱小国を例に「富強ヲ興シ文明ヲ盛ニシ」⁸⁵¹とする富国強兵の国家構想を提言した。それ故に、「今日ノ急務ハ先大令ヲ布キ、其ノ五条ニ基テ条例ヲ増シ、典則ヲ建テ後患ヲ防キ、且務メテ生民ヲ教育シ、徐ルヤカニ其品位賤劣ノ地ヲ免カレシメ以テ全国ノ大成ヲ期スルニ如クハ莫キナリ」⁸⁵²と論じ、「五箇条ノ誓文」を基本として早期に憲法・法律を制定し、国民教育を通じて早期に文明化を推進すべきことを建議する。

この木戸の建議は時期尚早として承認されなかったが、彼はその後も憲法制定の必要性について提起し、「天皇陛下ノ英断ヲ以テ民意ヲ迎へ国務ヲ条例シ其裁判ヲ課シ以テ有司ノ随意ヲ抑制シ一國ノ公事ニ供スルニ至ラバ今日ニ於テハ独裁ノ憲法ト雖ドモ他國ノ人民ノ協議起ルニ至リ同治憲法ノ根種トナリ人民幸福ノ基トナル必セリ」⁸⁵³ことを提唱していく。即ち、天皇の名の下に有司専制を抑制して国政に利するならば、敢えて「独裁ノ憲法」であろうとも欧米諸国の議会政治と同様の結果を招来して「人民幸福ノ基」になる故に、早期に憲法を制定せよと論じたのである。この思想は、工部卿伊藤博文らの政体取調局に対する「返答書」に「一、建国ノ大法ハ、デスポチックニ無之テハ相申立間敷之ニハ愚案有之候外ニ教育一般ト兵制ハ容易ニ、デスポチックノ被止申事」⁸⁵⁴という思想に通じるものである。即ち、憲法は「デスポチック」という独裁あるいは専制であるべきことを提言し、併せて「教育」と「兵制」についても同様に扱うべきことを論じている。

このような木戸の強権的な憲法観は、ドイツにおける使節団への外相ビスマルクの演説「方今世界の各国は表面信義を以て相交わるといへども、実は弱肉強食ノ事とし、大国は己に利があれば、万国公法を固執するも、若し不利あらば翻って兵力に訴ふるを常とす。」⁸⁵⁵の言葉が脳裏に強く印象づけられていたと見てよい。その演説の返礼として、木戸は「日本国民も独逸国民と毫も異なる所なきも、恨むらくは数百年の開国を鎖し、国交上遺憾なしとせず、唯唯望む所は益々努力してその地位を進めんことを期するに在

るのみ」⁸⁵⁶と述べているように、鎖国によって遅れた日本を早急に建て直し、ドイツ同様の「地位」向上に努力邁進する姿勢が危機意識を持って説かれている。それほどまでに、ビスマルク演説の衝撃は木戸らの国家構想に影響を与え、強権的・専制的な中央集権国家のもとに富国強兵と殖産興業への道こそ日本が最優先すべき事項であることを決定付ける要因となっていたことが窺える。

彼は又、1873（明治6）年、憲法論の集成として青木周蔵に『帝号大日本国政典』を起草させて、プロイセン憲法を参考にして「君民共治」の立憲制を提起している。政務・第31章は「政規中百般ノ箇条ハ即チ皇帝陛下ト人民トノ間ニ於テ一致協和シテ確定セル規定タルベシ」⁸⁵⁷と記述し、憲法条文は君民の「一致協和」のもとに確定すべきことを規定する。さらに、第48章の皇帝即位の際の尊法遵守について「皇帝陛下柞階ニ昇ルトキハ須ク議官ヲ会シ政規ニ則リ典則ニ照準シテ政治スルコトヲ誓御アルベシ」⁸⁵⁸として、「典則」に準じて政治を実施すべきだとする立憲主義の原則を規定している。また、君権の制限に関しては、第57章「議院ノ権利」の中で「議官タル者ハ日本人民ノ名代タルベシ其會議討論スルモノハ即チ皇帝独リ政治ヲ私セズ広ク人民ノ付度スル所以ナリ」⁸⁵⁹として、国民の代表である議会は、国民の立場から天皇による独裁政治を制限することを規定している。

このように、木戸はプロイセン憲法を基盤とする立憲主義と「君民共治」の政治構想を憲法論において主張している。

3、岩倉具視の国家構想

井上毅と岩倉を結びつけたのは、第一に憲法問題に関してである。その論の多くは、岩倉が法制官僚井上毅に要請して起案させたものであり、その憲法論には井上の憲法制定に対する思想と政治思想が明確に内在化されている。

1881（明治13）年、岩倉は『憲法制定ノ建議書』を提議して「憲法ハ海外各邦ノ方法ヲ模範トセス我邦皇統ノ無窮民族ノ習慣国民ノ秩序等他邦ニ異ナル所以ヲ考察シテ之ヲ制定シ以テ帝室ノ基礎ヲ強固ナラシメンコトヲ希望ス」⁸⁶⁰として、海外の憲法を模範とせず、日本独自の「皇統ノ無窮」等の伝統に基づく憲法を制定することで皇室の安泰を期すると提起した。この年は、愛国社が国会期成同盟と名称変更して「国会開設請願書」を提出したのをはじめ、多数の請願書並びに植木枝盛『日本国憲按』⁸⁶¹などの私擬憲法草案が提出された時期である。

翌年3月、有栖川左大臣に「明治十四年の政変」の一要因となる大隈重信の憲法意見書である『奏議書』が提出される。その内容は、「国議院」の早期開設、三権分立そして「議院最盛ノ政党ノ領袖タル人物ヲ延用シテ之ヲ頭用ノ地位ニ置キ庶政ヲ一源ニ帰セシムル者ハ是其ノ実ナリ」⁸⁶²と議院内閣制を提唱していた。岩倉は大隈の意見書の急進的内容に当惑し、当時岩倉の政治・法制ブレーンでもあった法制官僚（当時、太政官大

書記官)の井上毅に意見書を示して意見を求め、同時に憲法調査を要請している。

井上は、ドイツ人法律顧問のヘルマン・ロエスレル (Hermann Roesler) に意見を請いながら、6月に「憲法綱領」、「意見第一」、「意見第二」、「意見第三」等の憲法関連書類を作成して岩倉に送付した。井上は、欧州研修以後ドイツ国法を憲法論として自己の信条としており、大隈のイギリス型議院内閣制を鋭く批判したことは当然であった。「憲法綱領」⁸⁶³は全編18項目を規定しているが、注目すべきは「一 臣民一般ノ権利及義務ヲ定ムル事」と、「臣民」の権利を規定していることである。「憲法綱領」は翌15年に彼が発表した「憲法私案」の土台となった憲法案であり、さらには後の明治憲法の基本的内容を網羅する憲法草案といえる。

「意見第一」は、日本の立憲政体を「国体民族ニ適スベキヤ否ヲ講究」するために、イギリスとプロイセンを比較して論じている。先ずイギリス政体について、「英国王ハ自ラ政治ヲ行ハズシテ専ラ内閣宰相ニ賛成シ、内閣宰相ハ即チ議院多数ノ進退スル所タリ。内閣ハ多数政党ノ首領組織スル所タリ・・・(略)・・・故ニ名ハ国王ト議院ト主権ヲ分ツト称スト雖モ、其实ハ主権ヲ専ラ議院ニ在リテ、国王ハ從テ虚器ヲ擁スルノミ。」⁸⁶⁴と論じて強く批判する。他方、ドイツの政治制度を「是ニ反シ普魯西ノ如キハ国王ハ国民ヲ統ブルノミナラズ、且国政ヲ理シ立法ノ権ハ議院ト之ヲ分ツト雖モ、行政ノ権ハ専ラ国王ノ手中ニ在リテ敢テ他ニ譲予セズ。国王ハ議院政党ノ多少ニ拘ラズシテ其宰相執政ヲ選任スルモノトス」⁸⁶⁵と論じた。そして、英独二国を比較して、「寧ろ普国ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ余地ヲ為スニ若カズト信ズルナリ」と結論付けている。ドイツ模倣を決定付けたのは、「漸進ノ主義ニ本ヅキ議府ニ付スルニ独り立法ノ権ノミヲ以テシ、行政長官ノ組織ハ専ラ天子ノ採択ニ属シ、以テ普国ノ現況ニ比擬スベキヤ」⁸⁶⁶と論じた意見であろう。

明治14年10月11日の御前会議において、岩倉、伊藤たち七参議⁸⁶⁷は「国会開設ノ期限ヲ定ムル勅諭ノ事」の憲法『意見書』を提出して、『大隈奏議書』を実質的に廃棄した。同『意見書』は、「我国体ノ美ヲ失ハス広ク民議ヲ興シ公ニ衆思ヲ集ムルモ而モ我皇室ノ大権ヲ墮サス乾綱ヲ総攬シ有極ヲ建立シ以テ万世不拔ノ基ヲ垂レンコトヲ・・・(略)・・・憲法ヲ定ムルニ国体ヲ重ンスルハ篤ク祖宗ノ遺業ヲ守ル所以ナリ」⁸⁶⁸と意見した。ここには、日本の「国体ノ美」を尊重しながら「民議」を問い、且つ「皇室ノ大権」を総攬することを基本とした憲法制定が論じられている。したがって、この立憲君主制の下での議会主義という原則をもって、日本の立憲制度という政治体制が構想されていった。このドイツ型漸進的立憲主義に立脚した政治思想は、「明治十四年の政変」以後における明治近代国家の政治体制として決定づけられていくことになる。そこには、法制官僚井上の憲法論によって形成されていったといっても過言ではない。

では、岩倉の国家構想とは如何なるものであったのだろうか。彼は、木戸・大久保の士族出身者と異なり、公家出身の為政者として天皇への廷臣意識は強く、国学思想の神武創業⁸⁶⁹という皇国思想をもって自らの国家構想を有していた。即ち、彼の政治構想は

「王政復古の大号令」にいう「緒事 神武創業之始ニ原キ」として神武天皇が新たな国家を創造したと同様に、天皇を頂点とする新たな公家中心の天皇親政の政治を実行していくという独自性を持っていた。彼は、大久保ら下級武士と同様に公卿としての身分は150石と低く、日米の条約勅許に際しては公家の「列参運動」⁸⁷⁰を展開して反対するなど、公家でありながらも朝廷政治への批判精神と実行力を有していた人物である。

岩倉の国家構想は、既に1867（慶応3）年3月、朝廷に対して『済時ノ策議』なる建言書を提出して、その「一 制度変革国政一心ス可キ事」の項目において「方今ノ急務ハ皇国上下ノ方向ヲ一定シ君民同心協力シテ富国強兵ヲ努メ皇威ヲ宇内ニ宣揚ス可キノ大基本ヲ立ツルニ在リ」⁸⁷¹と提議している。欧米列強の進出を前にしての時期、「皇国」の向かうべき国政の基本を、「君民」の一致協力の下に「富国強兵」への道を歩むべきであると明確に提議している。彼の描く国政は、公卿指導の下に天皇親政国家が構想されているが、決して天皇絶対主義の政権ではない。

その政権構想は、1862（文久2）年、彼が岩倉塾居中に表した国事意見書『叢裡鳴虫』において論じられている。先ず、維新後における国内の混乱を収束する方策として「朝廷今日之急務ハ確乎不拔ノ廟謨ヲ定メテ天下ノ人心ヲ収攬スルニ在リ」⁸⁷²と、何よりも「人心ヲ収攬」することの急務を提議する。次いで、「議者或ハ又曰ハン聖意ヲ以テ確定シ大樹之ヲ賛成ス誰カ奉行セサランヤ勅問ハ蛇足ナリト是レ然ラス国是ヲ議定スルハ国家ノ安危ニ係リ事最モ重大ナリ天子一人ノ独断ニテ決シテ之ヲ定ムヘカラス何トナレハ天下ノ祖宗ノ天下ナリ君臣相共ニ是非得失ヲ審議シテ以テ宸断ヲ下スヘキナリ」⁸⁷³と記し、制限君主としての天皇並びに「君臣」共治の政治体制としての国家構想が提起されている。

それ故に、1869（明治2）年1月、彼は政治意見書として『具視政体建定君徳培養議事院創置遷都不可ノ四件ヲ朝議ニ附スル事』⁸⁷⁴を発表して国家構想の三つの要点を論じている。第一は、国体思想に基づく神武創業の精神による国体を機軸とした国家基本体制なのである。そして、第二に国体に基づく政治制度、第三に政治体制の整備としての憲法制定と議会開設を提起している。この意見書は岩倉の基本思想であり、「一 政体ノ事」として「万世一系ノ天子上ニ在テ皇別神別蕃別ノ諸臣下ニ在リ君臣ノ上下ノ分既ニ定テ万古不易ナルハ我建国ノ体ナリ政体モ亦宜ク此国体ニ基ツキ之ヲ建テサル可カラス」⁸⁷⁵と自らの政治理念を記している。即ち、彼は「万世一系」の天皇を頂点とする「建国ノ体」としての「国体」を護持し、それに依拠して「政体」を構築しているのである。さらに、「抑政体ハ建国ノ体ニ基ツキ之ヲ建テ君臣ノ道上下ノ分ヲ明カニシテ富強ノ基本ヲ強固ニシ国家ノ運勢ヲ興隆スルヲ以テ目的ト為スヘシ」⁸⁷⁶と記し、政体は「建国ノ体」に基づく「国体」を機軸とする国家富強の国家体制を確立することを目的にすると定義したのである。また、「一 議事院ノ事」について「議事院ヲ設置スルハ欧米各国ノ風ヲ模擬スルカ如シト雖決シテ然ラズ我カ皇国ニ於テ公論ヲ採ルハ既ニ神代ニ昉マレリ速ニ議事体制取調ヲ命シテ其規則案ヲ上申セシメ而テ速ニ議事院ヲ設置

スヘシ」⁸⁷⁷と記して、大久保と同様に、日本独自の「公論主義」を採用すべきことを提唱している。

翌年（明治3年）の『国体照明政体確立意見書』（通称「建国策」）において、彼は「建国之体制」を明確にして「皇統一系ノ国体立ち於是乎大政ノ基根立ち」⁸⁷⁸と定義して、「皇統一系ノ国体」による我国の「大政」（政治体制）の根幹を決定した。この政治体制は、大久保や江藤新平など当時の為政者に共通する思想でもあった。

以上、大久保・木戸・岩倉の政治体制としての明治国家構想の検証によって、明治近代国家の大筋を窺うことが可能となる。先ず、新政府の課題として、国内的には中央集権国家の早期の実現による維新の混乱と民心を統一すること、そして対外的には欧米諸国の帝国主義的侵略に対する東アジア情勢の危機に対して、何としても国家の独立を擁護することである。したがって、新政府の国家構想の課題解決策の為として四つの基本原則が考えられる。一つは、早期に「富強国家」を実現することで国内の統一と国家の独立を保持する。その実現のために、殖産興業による資本主義的経済の活性化と軍事力の強化を積極的に推進する。二つは、国体思想による国家のアイデンティティーを確立して天皇制国家を実現する。三つは、国家の政治体制として、憲法を機軸とする近代立憲主義を基本として「君民共治」の立憲君主制を推進する。但し、天皇を「制限君主」の地位に位置づけ、政府主導の行政権による政治体制を基本とする。そして四つは、文明開化を推進して近代国家を実現する。そのための教育の普及並びに文化の普及を推進することであった。

これら四つの原則が、明治政府の第一世代としての木戸、大久保、岩倉の国家構想として推進された明治国家の構想であることが、以上の考察において実証される。言うなれば天皇・皇室が伝統的に有していた神権的権威を、彼ら維新の篡奪者である藩閥政府の政治的権力に転化させるという手法によって、維新後の政治的危機を乗り越えると共に安定した政治体制を継続せんと構想したのである。

この国家構想の機軸に天皇を配置することで実現せんとしたことは、以下の木戸、大久保の言葉の内に端的に示されている。1867（慶応3）年9月、大久保が薩長連合による倒幕挙兵の打合せに山口に赴いて木戸と会見した際、木戸は「禁闕奉護の所、実に大事の事にて、玉を被奪候ては、実に無致方と甚懸念」⁸⁷⁹と大久保に何度も念を押し、「玉」としての天皇の存在が彼らの命運を左右することを示唆している。他方、大久保も、鳥羽・伏見の戦いの中で、「幕兵伏見ニ至ル朝命ヲ以テ上京ヲ止ム・・・（略）・・・進軍之節刀を給ハリ錦旗を飄し官軍之威ヲ輝し候事」⁸⁸⁰と命じ、薩長軍が天皇の錦の御旗の「朝命」を得ることで勝敗が決することを象徴的に述べている。それほどまでに、維新前の尊皇攘夷思想は「尊皇」思想を機軸として展開していたのである。彼らが、天皇・皇室が有する神権的権威を我が懐に入れることでその政治的権力を強化することは当然のことであったと考えられる。

こうした構想は、伊藤たち第二世代に継承され、部分的に彼ら独自の政治政策が実施されることはあろうとも、第一世代のこれら四つの原則を基本とする明治国家構想の大枠から極端に外れることはなかったと考えてよい。

注

序

- 1 「国家富強」が富国強兵と同意義において使用されていることは、井上の「伊東巳代治宛書簡」(明治26年5月25日付け)の「教育の基礎を固クシ、国家富強の源ヲ培養セントセハ」(井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第四』國學院大學図書館、1971年、296頁)、あるいは「実業学校施設意見」(明治26年7月)の「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於いて、一般人民実業上の知識は、無形の資本として価値ある元素なり」(井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第五』國學院大學図書館、1975年、431頁)等に見られる。また、当時の為政者も「国家富強」を常用語として多用している。木戸孝允は「富強ヲ興シ文明ヲ隆ニシ」(木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝(下巻)』明治書院、1927年、1563頁)と論じ、岩倉具視は「君臣ノ道上下ノ分ヲ明カニシテ、富強ノ基本ヲ強固ニシ国家ノ運勢ヲ興隆スル」(多田好聞編『岩倉公実記(中巻)』原書房、1968年復刻、685頁)、そして大久保利通は「殖産興業ニ関スル建議書」の中で「大凡国ノ強弱ハ・・・(略)・・・政府高官専ラ實際上ノ注意着手シテ能ク工業ヲ奨励シ物産ヲ増殖セシメ以テ富強ノ根底ヲ固クスル」(日本史籍協会編『大久保利通文書(五)』東京大学出版会、1928年、561頁)と論じている。

尚、本論の主要参考文献として、前記のとおり井上毅傳記編纂委員会編、國學院大學図書館刊行の『井上毅傳 史料編』の第一から第六、並びに補遺第一・第二を資料とするが、2度目以降の掲載については、注における表記を『井上毅傳(一)』『井上毅伝(補遺一)』と略記する。

- 2 上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳、ヘーゲル全集9a『法の哲学 上巻—自然法と国家学の要綱—』(岩波書店・2000年)、22頁。
- 3 自筆学習記録簿として代表的なものは現在「梧陰文庫」に収蔵されており、韓村書屋・時習館時代のものとして、『燈下録』(D-1・D-53)が主として儒学(朱子学)に関する学習記録として全5冊に編纂されており、そして『骨董簿』(D-2)は国内外の諸情勢を記録している。大学南校時代のものとしては『行篋秘携』(D-3)があり、国内の地理・経済等の諸状況を記録する。フランス学、三計塾、大学南校時代に記録した『隨筆』(D-4)は、国内経済に関して各地方の生産高等を記録すると共に、特に欧米の諸状況や近代思想の著作等について自己の考えも記した貴重な文献となっている。フランス革命と共和制度を含む諸情勢とモンテスキューやルソーなどフランス啓蒙思想の著作(37・39帳)がフランス語で記録されており、さらにフランスの教育における各学校の実態も記されており、井上のフランスそのものに対する関心の高さが推測される。また、アメリカ、イギリス、ロシア等のヨーロッパのみならず、「中外新報」から得た知識をもとにその他の国々の状況についてもよく調査していることから、井上が大学南校と司法省の官僚となる以前から世界情勢の高い認識を有していた事実が判明する。このように、『隨筆』は彼の立憲主義と法思想の理解の深さが窺える全225帖(頁)の著作となっている。

尚、梧陰文庫の所蔵番号は、以後「梧陰文庫」D-1のように表記する。

- 4 「梧陰文庫」D-4、210帖。
- 5 「梧陰文庫」D-4、96帖。
- 6 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第一』(國學院大學図書館・1966年)58頁。以下、『井上毅傳 史料編第一』は『井上毅傳(一)』と略記する。その他も同様に記述する。

そうした司法制度の専門家でもある彼は、欧州からの帰国後に仏蘭西司法四部作とし

-
- て『沸国大審院考』・『治罪法備考』・『王国建国法』・『沸国司法三職考』を出版している。
- 7 同上書、93頁。
 - 8 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第二』（國學院大學図書館・1968年）259頁。
 - 9 浦部法穂『全訂 憲法学教室』（日本評論社・2000年）12頁。その他、多数の憲法学者が同様の見解を論じている。芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第三版）』（岩波書店・2002年、5頁）は憲法が「十八世紀末の近代市民革命期に主張された、専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障するという立憲主義の思想に基づく」と論じており、佐藤幸治『憲法』（現代法律学講座5、青林書院、1981年、5・6頁）は、1789年のフランス「人および市民の権利宣言」第十六条の「権利の保障が確保されず、権力分立が定められていないすべての社会は、憲法をもつものではない」を引用して、「ここに近代立憲主義の真髓の簡潔な要約をみることができる」と論じている。
 - 10 稲田正次『明治憲法成立史（下巻）』（有斐閣・1962年）14頁。本著作は、明治憲法制定に関する代表的な文献となっており本稿においても参考としている。
 - 11 同上書、16頁。
 - 12 同上書、17頁。
 - 13 穂積八束は、明治憲法の解釈において、万世一系の天皇の統治権を機軸とする国体観に基づく憲法論を東京帝国大学において中心的に展開した憲法学者である。井上は内閣書記官長時代の1881（明治15）年、兄の穂積陳重がベルリン大学より帰朝して東大教授に就任して以来、彼とは一定の交流関係が出来ている。その2年後の明治17年、八束が東大を卒業してドイツ留学に向かう直前、井上は伊藤博文宛に、八束を「右の者はこの際要用の人物だから、助言してやってくれ」（大久保泰甫『日本近代法の父・ボアソナード』岩波書店、1977年、174頁より引用）との主旨の推薦状を書き送っている。井上の八束に対するドイツ学への期待度が推し量られるところである。1888（明治21）年に井上が2代目内閣法制局長官に就任した翌年、八束はドイツより帰朝するが、直ちに帝国大学教授に就任して初代の憲法講座担当者となっている。そこには、伊藤や井上の推薦と支持が強く存在していたことが推測される。さらに、翌年の明治23年、八束は民法典論争での重要な役割も担っていくことになる。
 - 14 穂積八束が、ここで「立憲政体」としているのは、立憲主義に基づく政治体制を意味しており、したがって立憲主義についての論である。
 - 15 穂積八束『憲法提要（上巻）』（有斐閣書房・1910年）、121頁。
 - 16 同上書、360頁。
 - 17 上杉慎吉『新稿 憲法述義』（有斐閣・1924年）、85頁。
 - 18 同上書、198頁。
 - 19 同上書、199頁。さらに、「自由権ノ保障ハ、法治国ノ主義ト相伴フ」（201頁）と記して、法治主義の基本原則であるとも論じている。
 - 20 同上書、207頁。
 - 21 美濃部達吉『憲法講話』（有斐閣書房・1918年）65頁。彼は帝国憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」をもって「帝国憲法の総ての条項の中でも最も大切な最も根本的の規定であります」（49頁）と論じていることから、国体論によって立つ論であることは相違ない。天皇機関説に関しては、「国家ハ一ノ法人ナリ。法人トハ法律上ノ人格ヲ有スル国体ノ意ニシテ、或ハ之ヲ団体人ト謂フコトヲ得」（美濃部達吉『憲法撮要』有斐閣・1923年、20頁）と論じ、さらに「君主ハ自己ノ個人的権利トシテ統治権ヲ保有スルニ非ズ、全国家ノ目的ノ為ニ之ヲ行ヒ其ノ行為ノ効果ハ専全国家ニ帰属スルモノナルヲ以テ、之ヲ国家ノ権利ナリトスルコトハ社会的認識ニ基ク必然ノ思想ナリ」（21頁）と明確に論じた。同様に、佐々木惣一も「天皇ハ我国家ヲ表現シタマフガ故ニ我国家ノ機関ナリ。我国家ハ天皇ノ行為ニ依テ法律関係ノ主体トナル。故

ニ我国家ハ法人ナリ」(佐々木惣一『日本憲法要論』金刺芳流堂・1930年、322頁)と論じている。

- 22 同上書、37頁。国体と政体に関しては、国体を「統治権の主体」(26頁)から君主制と民主制に区別し、政体を「国家機関の組織」(27頁)と解説している。同論については、美濃部『日本憲法』(有斐閣・1921年)「国体及び政体の観念」(339頁以下)においても論じている。
- 23 同上書、63頁。したがって、立憲政治は「官憲の専断に依って人民に命令することを許さないで、人民に命令し之に義務を負はしむるには、必ず法律に依らなければならぬ」(63頁)と論じている。同時代の憲法学者佐々木惣一は、「立憲主義とは、統治権ノ濫用ニ対シテ国民ノ自由ヲ保全スルガ為ニ、統治権ノ発動ニ付テ根本ニ於テ所謂権力分立ヲ定メ、殊ニ国民ヲシテ統治権ノ発動ニ参加セシムルヲ要ストスルノ思想ナリ」(佐々木惣一『日本憲法要論』金刺芳流堂、1929年、88頁)として、目的としての「国民ノ自由ヲ保全」(88頁)すること、そして手段としての権力分立を論じている。

第I部 井上毅研究の課題と研究史

第一章 井上毅研究の課題と方法

第一節 井上毅研究の課題

- 24 海後宗臣編『井上毅の教育政策』(東京大学出版会・1968年)41頁。さらには、「一貫してトップ・レベルの政策ブレイン」(45頁)、「もっとも有能なブレインの一人として帝国憲法体制の構築に力を尽くした井上」(115頁)等の表現で井上の法制官僚としての位置付けをしている。こうした表現は、坂井雄吉『井上毅と明治国家』(東京大学出版会・1983年)の「明治政府の最も中心的なブレイン」(3頁)など、その他多くの先行研究にても一般的な評価となっている。
- 25 同上書、44頁。「明治十四年の政変の際に伊藤一岩倉らの黒幕」として記されている。また、森川潤『井上毅のドイツ化構想』(雄松堂・2003年)にては「井上毅は、十月政変への過程において黒幕として暗躍し、懐柔策、教導策、強権策といったさまざまな方策を駆使する。」(134頁)とも評されている。
- 26 大久保利謙『明治国家の形成』大久保利謙歴史著作集2(吉川弘文館・1986年)「井上はよく伊藤を扶け、伊藤もまた井上の才幹を認識して重く用い、伊藤の力によって枢機に参画したのである」(331頁)と記し、両者共にかけての無い存在であったことを論じている。但し、大久保は井上の官僚としての在り方を「岩倉・伊藤のもとで陰の立役者としてその基本構想の創案、諸問題の調査、憲法草案の起案・起草等の一切を担当した人物である」(316頁)と記して負のイメージで捉えている。また同著で、「この伊藤藩閥政によって井上を謀者とする明治憲法の制定となって明治近代国家が確立したのである」(380頁)と記す。結論的に井上は「謀者」として憲法制定に従事し「明治の近代天皇制が確立した」と結論付けている。本論は、この「謀者」としての井上像には賛同できない。本稿の執筆動機の一つは、井上が明治天皇制国家の実現という国権的立場で起案したことは確かだとしても、他方で彼の「立憲主義的人権思想」が存在していたことを論証することにある。
- 27 平野芳州「井上毅」、荒木精之編『肥後先哲評伝』(日本談義社・1941年)158頁。
- 28 熊本市編(山本十郎著)『肥後文教と其城府の教育』(熊本市教育委員会・1956年)293頁。

第I部 井上毅研究史と研究課題

第一章 井上毅研究

第一節 教育史における井上毅研究史

- 29 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第三』（國學院大學図書館・1969年）643頁。
- 30 野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房・1994年）5頁。彼は、その他『日本の近代化と人間形成』（法律文化社・1984年）、『近代学校成立過程の研究』（御茶の水書房・1986年）など、我国近代教育への過程と課題につき意欲的に取り組み、井上毅の教育思想の全体像に関する代表的な研究者である。
- 31 小川有閑「井上毅の国体教育主義における近代国学の影響」（日本宗教学会『宗教研究』359号、2009年）は、この井上の「国体教育主義」について近代国学が大きな影響を与えたと論じている。小川は、その近代国学を幕末維新期の平田派国学とは異なる明治10・20年代に出現した国学であると位置付け、「近代国家の諸制度の策定に貢献する実用の学問」等（426頁）文明開化に即応する国学だと定義する。そして、井上の「国体教育主義」は、その近代国学を基本として、国体思想教育を教育の根本において民衆に国民意識と愛国心を保持させるために三つの具体的施策を実施したと記す。第一は、文部省令第七号「尋常中学校ノ学科及其程度ニ関スル改正」にて国語・歴史の授業数を増加させたことで国体精神を養成したこと。第二は、修史事業の廃止によって、漢文が時代にそぐわないこと。第三として國學院の設置をあげて、国学精神の国民浸透を意図したと論じている。
- 32 前掲『井上毅の教育思想』、181頁。
- 33 伊藤博文著宮沢俊義校注『憲法義解』（岩波書店・1940年）における「『しらす』とは即ち統治の義に外ならず。蓋し祖宗其の天職を重んじ、君主の徳は八州臣民を統治するに在て一人一家に享奉するの私事に非ざることを示されたり。此れ乃ち憲法の據て以て其の基礎と為す所なり」（23頁）を引用して、欧州や中国でいう「うしはぐ」の意味する「領す」「富有」と対比させて、「『しらす』は、『正統の皇孫として御国に照し臨み玉ふ大御業』である。・（略）・『心にて物を知る』の意味で、『それは対象の精神的同化である。』即ち『照臨統治』の義である」（『井上毅の教育思想』306頁）と論じた。
- 34 前掲『井上毅の教育思想』、307頁。
- 35 同上書、453頁。「明治日本の独立」のために、「四千万ノ同胞ヲシテ我日本ヲ競争場裏ニ独立セシメ旭日ノ国旗ヲ名誉アル地位ニ押立テサルベカラズ」として、国力の涵養問題が明治政府にとっての喫緊の重要な文政問題として井上に意識されたと論じている。
- 36 同上書、470頁。
- 37 前掲『井上毅傳（一）』、20頁。
井上は、司法制度についてはフランスを模範としているが、例えば訳註『王国建国法』（明治8年3月）の憲法に見られるように、その第一終にて「蓋シ国憲起ル、或ハ下ニ成リ、或ハ上ニ成ル、下ニ成ル者ハ、仏蘭西是レナリ・（略）・上ニ成ル者ハ、普魯西是レ成リ」（『井上毅傳（三）』、443頁）と、プロイセンがフランスに優るとしている。また先行研究においては、井上を明治14年の政変の「黒幕」であり、以後ドイツ型立憲主義を展開した人物として捉えられる傾向にある。特に「人心教導意見案」（「十四年 進大臣」、11月7日、『井上毅傳（一）』（251頁）における「第五 独逸学ヲ奨励ス」をもって強調しているが、それは「保守ノ氣風」を存しめるためのプロイセン学奨励であって、政治や法制度全てをドイツ流にするとは論じていない。したがって、イギリスの議院内閣制に対する批判は強いが、各個別に各国の法や政治制度を検証して、当時の我国の近代化にとって何が適しているかを厳密に判断していたことが窺える。そのことは、井上の思想領域の広さを証明しているともいえる。
- 38 井上をドイツ主義者だとする先行研究は多いが、その一つと看做されているのが188

- 1 (明治14)年3月の大隈「建議書」が提出された後、井上が伊藤宛「七月十二日書簡」において福沢の私擬憲法を批判しながら「政府ハ英国風ノ無名有実ノ民主制ヲ排斥シテ普魯西風ノ君主制ヲ維持スルノ庶筭ナラハ、八年ノ聖詔ヲ実行シ、政府主義ノ憲法ヲ設ケテ以テ横流中ノ壘壁ヲ固クシ、人心ノ標準ヲ示ス事」(『井上毅伝 史料編第四』、47頁)と要請したことが大であると考えられる。そして、明治憲法草案を主としてプロイセン憲法を模範として起案したこと、また『人心教導意見案』(『十四年進大臣』)において、人心を牢絡するための五つの策の内「第五 独逸学ヲ興ス(奨励スル)」と提唱していることなどから考察して、井上がドイツ型の政治体制を推進していった事実は否定出来ない。森川潤『井上毅のドイツ型化構想』(雄松堂出版・2003年、195頁)においても、「井上毅は、政治的偏向や私利私欲からではなく、真摯に国家の将来を憂える気持ちから、ドイツを近代化の指標として選択したのである」と論じている。
- 39 梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿 井上毅先生傳』(木鐸社・1996年)、490頁。
- 40 同上書、417頁。一例として、元田宛「十一月二日付書簡」(明治23年)では「奉拝誦候、教育勅諭被発、誠ニ感激慶頌無他奉存候、畢竟積年御誠心御補導之美果を結候奉存候」と結び、共に勅語起案に携わった元田に対して「御誠心御補導之美果」と後輩としての礼を尽くしたことを記している。
- 41 例えば、祝淑春の「井上毅の国体实用教育思想」(『國學院雑誌』第105号第3号、2016年)である。本著は、明治天皇制国家機構の形成と運用を通じて国体の構築に尽力してきた井上の教育思想を、实用教育思想として論じている。そして、その思想の機軸は「国体教育主義」であるとして、それを「明治天皇制国家の教育や道徳ないし国家の秩序の基礎に精神的統合の原理としての『国体』を据え、それを国民教育上第一の主義とする思想である。・(略)・万世一系の天皇(国体精神の中核)を国家(国民)の精神的統合の支柱に据え、それを国民教育上の原理として確立せんとした」(15頁)と論じている。さらに、その思想を明確にしたのが、野口が指摘していた大阪教育会における実業教育に対する意見であったとしている。そして、その思想基盤となったものが、一つは内面からの思想基盤としての「儒学」であり二つは外面からの影響である「西洋とお雇い外国人」であったとしている。
- 42 湯川涼太『『皇国史観』と『国体論』—井上毅の『しらす』論の検討を通して—』(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』2016年12月、177・178頁)。さらに、明治憲法第六条の立法権規定の解釈にいう、「議会の協賛を経と雖、裁可なければ法律を成さず。蓋し古言に法を訓みて宣とす。・(略)・而して法律は即ち王言なること」(179頁)を引用して、統治権を「しらす」のみならず「ノリ」をもっても説明している。
- 43 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料編第五』(國學院大學図書館・1975年)383頁。
- 44 同上書、384頁。
- 45 前掲『井上毅傳(一)』、51頁。
- 46 前掲『皇国史観』と『国体論』、183頁。
- 47 木野主計「植木枝盛と井上毅」、『國學院法学』第34巻第3号(通巻第132号)、1997年2月10日、124頁。
- 48 沖田行司『新訂版 日本近代教育の思想史研究—国際化の思想系譜—』(学術出版会・2007年)151頁。
- 49 米原謙『国体論はなぜ生まれたか—明治国家の知の地形図—』(ミネルヴァ書房・2015年)143頁。
- 50 前掲『井上毅傳(一)』、235頁。
- 51 同上書、594頁。
- 52 瀧井一博『明治国家をつくった人びと』(講談社・2013年)319頁。
- 53 同上書、320頁。

-
- 54 前掲『井上毅傳（三）』、634頁。
- 55 前掲『明治国家をつくった人びと』、327頁。
- 56 同上書、328頁。
- 57 前掲『井上毅傳（一）』、93頁。
- 58 本山幸彦『明治国家の教育思想』（思文閣出版・1998年）はじめにii頁。
本山は、その他『明治思想の形成』（福村出版・1969年）を著し、尊王攘夷思想から初期啓蒙思想、儒教的徳治主義思想、ナショナリズム思想等、それぞれ代表的人物による思想について論じ、さらに『近代日本の政治と教育』（ミネルヴァ書房）、『明治前期学校成立史』（未来社）等、近代日本の教育論に関する著作を多数上梓している。特に、明治の天皇制政治と資本主義経済との課題のなかで教育はいかにあるべきかの教育論を展開している。
- 59 前掲『井上毅傳（五）』384頁。
- 60 同上書、213頁。
- 61 同上書、276頁。
- 62 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第四』（國學院大學図書館・1971年）296頁。
- 63 前掲『明治国家の教育思想』、294頁。
- 64 井上は、既に明治7年の『治罪法備考』の緒言にて「各国建国法、首メニ身体ノ自由、家宅ノ不侵ヲ掲ケテ、以テ治罪ノ原則トシ、凡ソ被告人、其ノ裁判宣告ノ日ニ至ルマテ、視テ無罪人トシ、不法ノ逮捕勾留、必ズ重律ヲ以テ厳究ス」と論じているように、罪刑法定主義の原則という近代的刑事法に基づく人民の権利を保証している。その後も、明治憲法に国民の基本権（人権）規定に関して、ドイツ人法学者のロエスレルとモッセに問議した際、前置きとして「国民ノ権利自由ハ法治国ノ最モ貴重ニ保護スべき者ナリ」と、近代立憲主義と法治主義の観点から国民の自由と権利は最も尊重しなければならない旨を論じている。
- 65 前掲『井上毅傳（五）』、427頁。
- 66 國學院大學所蔵、「梧陰文庫」B-2919。
自筆原文は、かなりの修正と訂正が施されているために判読が相当困難であった。そこに井上の貧困家庭児童に対する思い入れがあり、慎重な配慮の下に起案したことが窺える資料となっている。
- 67 前掲『井上毅傳（五）』、426頁。
- 68 前掲『明治国家の教育思想』、276頁。
- 69 同上書、294頁。
- 70 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第六』（國學院大學図書館・1977年）115頁。
- 71 前掲『井上毅傳（一）』、249頁。
- 72 井上久雄『近代日本教育法の成立』（風間書房・1969年）700頁。
ここにいう「小学校令」は、明治23年10月7日勅令第二百十五号「小学校令」第一条「小学校ハ児童身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」を意味する。
- 73 前掲『近代日本教育法の成立』、734頁。
- 74 同上書、832頁。
- 75 梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』（木鐸社・1992年）555頁。
- 76 同上書、570頁。
- 77 同上書、570・571頁。
- 78 齋藤智朗『井上毅と宗教－明治国家形成と世俗主義－』（弘文堂・2006年）1頁。
齋藤が本著でいう「世俗主義」とは、「当時制度上『非宗教』とされた神社をはじめとす

- る神道や、井上の思想の基礎となった儒教を、日本の政教分離原則の枠組みのなかでいかに位置づけたかであろう(10頁)との考えに基づいている。そして、葦津珍彦の「井上毅の政教分離主義」を引用して、「井上が神道・儒教の国教化を否定して、『信教自由、政教分離』に基づく『世俗国家』を志向した」(同10頁)と論じている。
- 79 「外教制限意見案」(前掲『井上毅傳(一)』)は、宗門(キリスト教)の自由を許すならば、即ち「教禁ヲ解クハ是レ血ノ源ヲ開クナリ」と国内的混乱を招致する危険性を論じている。但し、この「意見案」の提示時期については、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店・1994年)によれば明治8年説となっているが、本稿にては『井上毅伝 史料篇第一』による明治5年説を採る。
- 80 「山県参議宗教処分意見」(前掲『井上毅傳(六)』)は、井上の自筆で「為山県内務卿代草」と記されている。政教分離については「宗教ノ事、本ト政事ト眞ノ域ヲ殊ニス」(162頁)と論じ、信教の自由については「政府ハ宗教ニ干渉セス、又タ之ヲ保護セズ、単ニ治安行政ノ点ニ向テ、之ヲ監督制裁スルハ、是米国ノ行フ所ニシテ最モ高尚ナル論理ニ叶フモノトス、但シ我カ国ハ其ノ将来ニ向テ此ノ高尚ナル標準ニ列著スルコトヲ望ムヘク」(164頁)と論じている。
- 81 前掲『井上毅傳(六)』、「伊藤参議教育議」90頁。
- 82 例として、明治23年の教育勅語發布直後における「内村鑑三不敬事件」、明治25年の「熊本英学校事件」が挙げられる。所謂、教育勅語とキリスト教との関係をめぐる学校教育の問題である。
- 83 前掲『井上毅傳(五)』、420頁。本書は『教育報知』第三六五号、明治26年4月15日出版に所収されたものである。
- 84 井上文相の下で次官であった牧野伸顕による「牧野伸顕文書」書類の部(文書番号二二六一二)に記載されていることから、井上の文相時代のものである。但し、文部省内で検討されたとは雖も、井上自身がその起草に関係していたかは不明である。
- 85 訓令第三号は「教育ハ政論ノ外ニ特立スヘキ者ニシテ、殊ニ政党ノ争ハ普通教育ヲ受クル未成年者ノ脳髓ニ感染セシムヘカラス、故ニ学校教員ハ政論ニ関与シ政事上ノ競争ヲ幫助誘導スルヲ許サス」と規定している。
- 86 内閣官報局編『明治年間 法令全書』(復刻版・原書房)第二六卷ノ三。
- 87 前掲『井上毅傳(五)』、475頁。この井上の答弁は、明治27年5月31日、衆議院議員柏田盛文らが「帝国普通教育ノ主義、並ニ其教科書検定ノ方針ニ関スル質問書」を提出して、教科書は「教育勅語ノ本旨ニ準拠スヘキコト論」をもって質問したことに対するものである。
- 88 前掲『井上毅と宗教』、303頁。それは、言い換えるならば「井上は『神道』を神社のみならず皇室祭祀や伊勢の神宮、国学、さらに神道教派もまとめたかたちで捉えた上で、『神道』をすべて一つに括って『宗教』ではないととらえたのであり」(303頁)と説明している。
- 89 選挙前の5月に愛国公党、自由党、大同倶楽部の3党が合同を決議し、第一回総選挙の結果、大同倶楽部55議席、改進黨46議席、愛国公党35議席を獲得したことで政府側は政治的に苦慮することとなる。さらに、政府は地方自治改革を進めて5月には府県制・郡制を公布することで、地方自治体をその統治下に置いて中央集権国家体制を強化しようとしている。
- 90 前掲『井上毅傳(二)』、231頁。
- 91 海後宗臣著作兼発行人『教育勅語成立史の研究』(私家本・1965年)251頁。
- 92 同上。
- 93 同上書、345頁。
- 94 同上。
- 95 山住正巳校注『日本思想体系6 教育の体系』(岩波書店、1990年)82頁。

- さらに前掲『井上毅傳（六）』の「伊藤参議教育議」（８５頁以下）に所収されている。
- 96 前掲『教育勅語成立史の研究』、３５６頁。
- 97 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社・１９７１年）、２９４頁。
- 98 同上。
- 99 同上書、３２７頁。
- 100 前掲『井上毅傳（五）』、４５２頁。
- 101 梅溪昇『教育勅語成立史－天皇制国家観の成立（下）』（青史出版・２０００年）２２頁。
- 102 同上。
- 103 同上書、１２０頁。
- 104 前掲『教育勅語成立史』、１５２頁。
その理由として、「直諭原稿」を例示して「『教育勅語』が冒頭に水戸学的『国体』の尊厳を述べたあと、儒教道徳を掲げ、さらに社会道徳・国家道徳を付加しているところに、如実にかれの思想構造が反映していると云ってよい」（１５２頁）を示す。
- 105 山住正巳『教育勅語』（朝日新聞社・１９８０年）１２９頁。
- 106 藤田省三『天皇制国家の支配原理』（未来社・１９６６年）２６頁。
- 107 前掲『教育勅語』、１３０頁。
- 108 同上書、１５２頁。
- 109 同上書、１５３頁より引用。
「倫理と生理学との関係」は、『日本新聞』（明治２３年１１月７日付）に井上が匿名にて論じたものである。
- 110 前掲『教育勅語』２６５頁。
- 111 同上。
- 112 森川輝紀『増補版 教育勅語への道－教育の政治史』（三元社・２０１１年）２８頁。
- 113 同上書、２２頁。
- 114 同上。
- 115 同上書、９・１０頁。
- 116 同上書、３０２頁。
- 117 前掲『井上毅傳（二）』「枢密院意見」（明治２１年）にて、井上は「普國ニ在テハ、・・・憲法ハ三権ノ平衡ヲ保持シ其ノ一ニ偏重スル所ナシ故ニ憲法ノ三権協和ヲ望ム所ノ者ハ唯互ニ相譲ルノ一塗アルノミ」（１４頁）と総理大臣宛に意見している。
- 118 同上書、８３頁。
- 119 伊藤之雄『山県有朋－愚直な権力者の生涯－』（文芸春秋社・２００９年）は、「教育勅語は、伊藤博文や伊藤の立憲主義を評価していた明治天皇が、過度の西洋崇拝を修正するため、保守派とのバランスにも配慮しながら作成させたものである。山県や井上毅は、天皇の意向を体現してその実務の中心となり、元田は文章能力や誠実な性格を天皇から評価されて保守派の代表としてそのチェック役を果たした」（２５２・２５３頁）と記して、勅語内容の基本構想は井上毅であって、元田はそれに対する文章構成等のチェック役であったと論じている。
- 120 前掲『井上毅の教育政策』、３６頁。
- 121 同上書、３７頁。
- 122 同上。
同様の指摘は同著に多数見られる。佐藤秀夫は、井上が天皇制国家体制における中心的な役割を担い「明治政府最大のブレイン井上毅」（『井上毅の教育政策』、１１頁）、明治十四年の政変においては「伊藤－岩倉らの黒幕として活躍」（４４頁）そして「一貫してトップレベルの政策ブレイン」（４５頁）であったと論じている。
- 123 同上書、３８頁。

-
- 124 同上書、1043頁。
125 同上。
126 同上書、1048頁。
127 同上。
128 前掲『教育勅語成立過程の研究』、199頁。
教育勅語の初稿案については稲田説と海後説が存在するが、本稿においては「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵フ」の字句が挿入されていない稲田説を採用する。
129 前掲『井上毅の教育政策』、1064頁。
130 前掲『井上毅傳（二）』、231頁。
131 木村匡『井上毅君教育事業小史』（図書刊行会・1981年復刻）
井上の「教育意見集」であることを、凡例にて「此書ハ井上梧陰先生ノ文部大臣在職間ニ於テ発表セル意見及施設ノ重要ナルモノヲ叙スル所ニ依リ・・・私見ヲ加ヘタルモノアリ」と説明している。
132 前掲『井上毅君教育事業小史』、133頁。
133 同上書、138・139頁。
134 野口伐名『文部大臣井上毅の明治国民教育観』（風間書房・2001年）、10頁。
135 同上書、1頁。
136 前掲『井上毅傳（五）』、431頁。
137 前掲『井上毅傳（二）』、654頁。
138 前掲『文部大臣井上毅の明治国民教育観』、381・382頁。
139 前掲『井上毅傳（二）』、604頁。
140 前掲『文部大臣井上毅の明治国民教育観』、420頁。
141 同上。
142 同上書、421頁。

第一章 井上毅研究史

第二節 政治思想史における井上毅研究史

- 143 木野主計『井上毅研究』（続群書類従完成会・1995年）、4頁。法の見地から井上の法思想の全体像を考察した代表的な著作である。特に、井上のフランス啓蒙思想家の著作を最初に取り上げた価値は高い。
144 同上書、3頁。
145 同上書、123頁。
146 『仏国大審院考』『治罪法備考』『王国建国法』『仏国司法三職考』の4著作をいう。
147 前掲『井上毅傳（一）』、58頁。
148 前掲『井上毅研究』、262頁。
149 同上書、328頁。
ここでいう「立憲君主国家観」が構築されている背景として、「司法権の不羈独立、行政救済としての行政裁判、統帥権の立憲的規制、教育の地方性化、内閣之責任等々の近代国家に見られる法治思想が重要なポイントとなっている」（330頁）ことを指摘している。
150 前掲『明治憲法成立史（下巻）』、70頁を引用。
151 山室信一『法制官僚の時代』（木鐸社・1984年）、38頁。著者は「官僚寡頭制」の定義を、「民選議院を設立して政策決定過程の中に国民を組み込むか、それとも無気、無力、無識とみられた国民を排除して官僚寡頭制で進むかの理論上の競いであったと見るべきであろう」（38頁）と記し、議会に対する官僚主導の政治制度を想定している。
152 同上書、107頁。

- 153 同上書、112頁。ここでの「知の義務」を、山室は「自国の現実と欧米の現実とをよく見すえて、ただそれらに阿ねることなく、第三の道を独自に示すこと」を実行した、井上毅と中江兆民の官僚としての「知」の実践を述べている。即ち、職能集団である官僚が、東西を問わずその豊富な智識をもって政策立案する「普遍主義や現実主義から最も遠いところにいた」二人に対する姿勢を論じているのである。
- 154 同上。「道義国家の構築」と併せて、井上の生涯における政治的思想には社会的秩序の維持という命題が官僚として保持していたことも事実である。そのことが、民権運動の政府批判に対峙せんとした姿勢が顕著にみられる。
- 155 同上。山室は、井上が欧米留学中のなかで、総体的に同化するべき模範国は存在しなかったこと、それ故に欧米研修は「まさに国体へ期間するための巡歴であった」（同書112頁）と指摘している。
- 156 同上書、134頁。
- 157 同上書、139頁。井上が「国家の独立」を政治的目的の第一に置いていたことは、彼の、所謂「国家富強」論に見出される。例えば、教育を「国家富強」の手段として位置づけている事例として、「伊東巳代治宛書簡」（明治26年5月25日付）にて「教育ノ基礎ヲ固クシ、国家富強ノ源ヲ培養セントセハ」（『傳（四）』、あるいは「実業補習学校施設意見」（明治27年7月）にて「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於いて、一般人民実業上の知識は、無形の資本として価値ある元素なり」（『傳（五）』）と論じているように明瞭である。
- 158 前掲『法制官僚の時代』、107頁。
当時の日本人を見る井上の視点は厳しく、「日本人早急逼迫ニシテ漸ヲ以テ進ムノ意ニ乏シク又屢々形跡ヲ模擬スルヲ以テ重大トシテ則ヲ採ルノ義知ラス」（「伯耳靈行筆記」『傳（三）』、50頁）と記している。それ故に、「所謂漸次進歩ナル者・・・紛議ヲ排シ衆衷ヲ折シ緩急操縦深ク慎重ヲ加フベキハ正ニ此際ニ在ルノミ」（「政府施政意見」『傳（一）』、233頁）として、日本における漸進主義を強調しているのである。
- 159 同上書、30頁。（『新聞雑誌』百五十号、明治六年十月刊）より引用している。
- 160 前掲『井上毅傳（一）』、226頁。
- 161 同上書、228頁。
- 162 明治十四年11月7日の『人心教導意見案』（『井上毅傳（一）』、249頁）において、「福沢諭吉ノ著書一タヒ出テ、天下ノ少年、靡然トシテ之ニ従フ・・・今ノ時ニ当テ、姦雄ノ為ニ、人心ヲ牢絡スルノ計ヲ画スルハ、実ニ常ニ運ラスカ如シ、政府ノ為ニ謀ルノ道、他ナシ」と、民権論を排撃することは政府の採るべき謀ごととして正当化している。
- 163 前掲『法制官僚の時代』、122頁。
- 164 同上書、337頁。山室は、それ故に「私はひとつの時代を駆け抜けた彼らの様々な生き方にある近しさと懐かしさを感じ、あたかも彼らの膚触と息遣いまでが伝わってきそうな幻覚の中にいる」と記して、元官僚であった自らに言い聞かせるかの如く結んでいる。
- 165
同上。井上たちの官僚時代においては、「法政に関する知は社会を形成する知として実効性をもったし、国民国家形成に不可分のこととして、知の制度化の推進に」使命観を見出していた」と評した。
- 166 同上書、380頁。
- 167 山室信一『近代日本の知と政治—井上毅から大衆演芸まで』（木鐸社・1985年）13頁。
- 168 同上書、24頁。

- 169 前掲『井上毅傳（六）』、104頁。この上疏は、寺島宗則ら参議のために井上が起案したものである。ここでは「國體ノ何タルヲ顧ミザル者往々コレアリ、臣等實ニ之ヲ危ウム、竊ニ願ハクハ、憲法ノ成ル各國ノ長ヲ採酌スルモ、而モ我カ國體ノ美を失ハズ、廣ク民議ヲ興シ、公ニ衆思ヲ集ムルモ、而モ我カ皇室ノ大權ヲ墜サズ」と記されている。
- 170 「條公立憲大綱疏 第二」（『傳（六）』、115頁）井上が三条太政大臣のために起案した立憲に関する文書である。ここにおいても「政府ハ漸進ヲ以テ標準トス」ことが論じられている。
- 171 前掲『近代日本の知と政治』、39頁。この「危機管理的資質」は、社会的秩序の維持を政治的信条とする井上にとっての「核心」であるといえる。
- 172 前掲『井上毅傳（一）』、231頁。
- 173 同上書、201頁。
- 174 前掲『井上毅傳（六）』、177頁。明治20年9月28日付け「内閣総理大臣伊藤博文大政方針訓令」は、井上毅の起案による。「立憲政体ノ大義」として「憲法ノ親裁ヲ異議スル者アラハ、断シテ言論集会及請願ノ自由ノ範圍ノ外ニ出ル者トシ、若シ或ハ此ヲ以テ名トシテ暴動ヲ謀リ、又ハ教唆スル者アラハ、治安ヲ維持スルカ為ニ臨機必要ナル処分ヲ施スヘシ」と、治安維持の理由を論じている。
- 175 同上書、58頁。井上が、被疑者に対する拷問の禁止を主張したのは、既に青年時代の学習記録簿『隨筆』（「梧陰文庫」D-4、表紙に「建国二千二百二十一年 聖壽隨筆 井上」と自著している）の中で、「仏蘭西刑法書者支那の律に比須れハ寛にして民の自由を重し官吏の暴行を防く是其美なり」と記していることからその思いは強い。
- 176 前掲『近代日本の知と政治』、56・57頁。即ち、井上が1895（明治27）年4月15日に大阪教育会総会で「教育ハ国及國體トイフ大目的ヲ忘レサルニ在リ、教育ハ国トイフ有機體ノ細胞分子ナル人民ヲ密著團結セシムヘキモノ」と演説したことを以って、教育が国家並びに國體を人民に意識づける人心教導のよき手段であることを説明している。
- 177 前掲『井上毅傳（一）』、「地方政治改良意見」（474頁）。
- 178 前掲『近代日本の知と政治』、81頁。
- 179 同上書、83・84頁。
- 180 徳富蘇峰『蘇翁感銘録』（宝雲社・1944年）209頁。
- 181 徳富蘇峰著、草野茂松、並木仙太郎編『蘇峰文選』（民友社・1915年）489頁。
- 182 「教育評論（第二八五号）」明治二十六年3月十五日、七頁。
- 183 瀧井一博『伊藤博文』（中央公論新社・2010年）76頁。
- 184 前掲『井上毅傳（四）』、46頁。伊藤宛「明治十四年七月5日」書簡にて筆記。
- 185 伊藤之雄『伊藤博文—近代日本を創った男—』（講談社・2009年）170頁。
- 186 同上書、171頁。
- 187 坂井雄吉『井上毅と明治国家』（東京大学出版会・1983年）3頁。本著作の「一幕末・青年期の井上毅—その政治意識をめぐる—考察—」は、小西四郎・遠山茂樹編『明治国家の権力と思想』（吉川弘文館・1979年）に発表されたものである。横井小楠との『沼山対話』を中心として、井上の青年期の思想が考察されている。
- 188 同上書、4頁。
- 189 同上書、10頁。井上にとっての「修己」としての実践とは、坂井によれば、学習記録簿『燈下録』に見られるように「禁妄言、絶妄念、立誠之道」等の日常の生活態度全てに関する真摯な自戒ないし反省にあったとするものであった。謹厳実直な井上の学習態度と日常生活が想定されている。
- 190 同上書、84頁。
- 191 同上書、85頁。しかしながら。この「『客観的』な正義と法秩序の安定性を確保」

に関して注意しなければならないのは、それが彼の政治的信条である限り、その為にかつて青年法制官僚として起案したのが1875（明治8）年の「讒謗律」「新聞紙条例」であったことも忘れてはならない。そこには、人民（国民）の幸福安寧としながらも、強権的手法で「『客観的』な正義と法秩序の安定性を確保」の名の下に弾圧を正当化する官僚としての一面が出ている。

- 192 同上書、133頁。
- 193 同上書、134頁。
- 194 前掲『井上毅傳（一）』、478頁。
- 195 同上書、480頁。
- 196 坂井雄吉「明治地方制度とフランスー井上毅の立法意見を手がかりとしてー」、日本政治学会編『近代日本における中央と地方』（『年報政治学』1984年所収）（岩波書店・1985年）、6頁。
- 197 『森林法草案意見』（『井上毅傳（一）』）、395頁。
- 198 前掲『井上毅傳（五）』、479頁。
- 199 前掲『井上毅と明治国家』、286頁。これは、明治27年7月、井上の「工業学校卒業式祝辞」（『井上毅傳（五）』、480頁）の引用である。原文はカタカナが書きである。
- 200 同上書、479頁。
- 201 同上。
- 202 同上。
- 203 同上書、288頁。
- 204 同上。坂井は、教育の主目標を「国家の富強」に置いたと記したものの、「しかし、教育、また経済の領域が特殊に『国家』のではなく、より基底的な『社会』の要請に属することは明らかであり、政治の場にもはや望みが失われた後、残された最後の力をふり絞るかの如く続けられたこの領域への彼の献身の中に、あらためて『安民』の理念につながる実践の情熱を見てとることも、おそらく許されないことではないであろう」（288頁）と論じる。これは、井上がその文相期において、「国家」というよりも「社会」の要請にこたえる形で、その儒教的思想としての「仁政安民」理念をもって教育改革への実践を断行したことを意味するものである。日清戦争前夜の時代状況の中で、井上が如何に苦しい立場に置かれていたかを示すものである。
- 205 前掲『井上毅傳（二）』、574頁。
- 206 前掲『井上毅と明治国家』、290頁。井上が「天皇と立憲主義との折合い」に苦悩したことは当然といえる。しかし、立憲君主制の政治体制を保持せんとする場合、海後宗臣編『井上毅の教育政策』の「むすび」で論じているように、「憲法にあっては政治的主体としての天皇の位置付けであり、教育勅語にあっては道徳的主体としての天皇の意義づけであった」（1043頁）と捉えることが一般的である。立憲主義者の井上にとって、欧米の立憲主義を履行することは日本の現実においては困難である。そこには、神権的権威を有する天皇と政治的権力を有する天皇を如何に「折合い」づけるかの課題が存在していたのである。
- 207 同上書、291頁。
- 208 同上書、292頁。
- 209 大橋智之輔「井上毅の法律観ー明治前期法思想史研究ノートー」、日本法哲学学会編・法哲学年報1970年『法思想の諸相（2）』（有斐閣・1970年）9頁。
- 210 同上。
- 211 同上書、9・10頁。
- 212 同上書、19頁。
- 213 前掲『井上毅傳（一）』、73・74頁。

-
- 214 前掲「井上毅の法律観」、23頁。
- 215 同上書、25頁。
- 216 前掲『井上毅傳(三)』、643頁。
- 217 高橋康昌『近代日本の政治思想と体制』(雄山閣出版・1977年)70頁。
- 218 同上書、208頁。「立憲秩序を精神的・心理的に保護・補完」する為の手段としたのが、所謂、「人心ノ収攬」という人民の意思を国家体制に順応させるための方策である。その為には、強硬手段を用いて人民に要求するのではなく、あくまでも懐柔的な手段をもって説諭していく方策を採る。というよりも、立憲主義に則ってその政策は実施せんとしたことにある。
- 219 同上書、208頁。高橋は、井上が教育勅語に強い関心と有用性を認めた理由に、勅語が「理念的規制力として政治秩序、体制の維持に大きな有用性を持つと断じられたからである」(209頁)とも論じている。
- 220 家永三郎『日本思想史の諸問題』斉藤書店・1948年、133頁。
- 221 前掲『近代日本の政治思想と体制』、209頁。
- 222 藤田省三『天皇制国家の支配原理』(未来社・1966年)10頁。
- 223 同上書、20頁。この「自然村落における『道徳的要素』」に関して、井上毅は1878(明治11)年の『地方政治改良意見案』において、「町村ノ自治ト云フコトハ政事家ノ拵ヘタモノデ無イ、自然ノモノデア、固有ノモノデア」と論じている。さらに1885(明治18)年の『地方自治制意見』においても「町村首領ノ性質ノ自治ノ精神ヲ有スルノミナラズ更ニ町村自己ニ運動スル」と論じ、伝統的且つ封建的村落が「自然」であり、そして「自治ノ精神」を有していることを論証している。したがって、井上のいう自然かつ固有の村落の秩序としての道徳観は基本的なものであり、藤田が自然村落に「道徳的要素」を見出したことはそのことに依拠しているものと考えられる。
- 224 同上書、22頁。ここでの「至尊ノ公告」とは、井上が山県宛書簡(6月20日付)に要請した「第一 此勅語ハ他ノ普通ノ政事上之勅命ト区別シテ社会上ノ君主ノ公告トシテ看サルヘカラス」とした「社会上ノ君主ノ公告」を意味し、「国家」という政治とは無縁の「社会」に君臨する「君主」としての私的な言葉として捉えられている。
- 225 同上。
- 226 同上書、27頁。
- 227 同上。したがって、勅語が「日本国の一般的原理」となったことで、「教育勅語は単なる権力隠蔽のイデオロギーでもなければ、家族国家観の萌芽に止るものでもない」と解説する。
- 228 石田雄『明治政治思想史研究』(未来社・1954年)231頁。「儒教主義的徳育教育復活の風潮については、(前篇参照)として詳述しているが、やはり明治12年の徳育論争以後、学制に対する「知育」偏重が批判される風潮のなかで、1890(明治23)年2月26日、山県主導の下と考えられる地方長官会議協議集約として提議された「徳育涵養ノ義ニ付キ建議」が決定的のそれを推進していった。
- 229 杉原泰雄『憲法と公教育—「教育権の独立」を求めて』(勁草書房・2011年)。杉原は、本著において「普通教育」を「すべての国民にとって共通に必要なとされる一般的かつ基礎的な教育」(佐藤巧『憲法(上)新版』ポケット注釈全書・1983年・454頁)と解した上で、「普通教育としての公教育は、その人権保障に加えて、普通教育の概念規定の故に、宗教的・思想的・政治的中立性を前提とする知育中心の教育を意味することにならざるをえないはずである」(4頁)と論じている。
- 230 「学力テスト問題」、「教科書検定問題」、「日の丸・君が代問題」を代表的事例としている。
- 231 前掲『憲法と公教育』、ii頁。「はしがき」にて。
- 232 同上書、131頁。明治新政府は、維新後の内外の危機に対処して富国強兵政策を実

現していく。その為には、教育制度の基本に知育教育を主として置き早期に人民育成を図る必要があった。その手段として学制が実施され知識と技術の教授を最大の課題として学校教育が推進されていくことは当然といえた。したがって、その段階において徳育が主となる理由は存在しなかった。

233 同上書、133頁。これらの点については、井上がプロイセン憲法などを参考として起草した明治15年の「憲法私案」第十六条にて「凡ソ教学ハ各民ノ自由ニ任ス」、さらに明治20年の「憲法私草（乙）案」第十三条は「教育ハ人民ノ自由ニ任ス」と規定したことに明かである。さらに、教育勅語に関連しても、彼の山県宛「六月二十日付書簡」や教育勅語「初稿」案の「知育と徳育」併用論にその教育思想が表明されている。

234 同上書、134頁。

235 同上。井上が、教育勅語の成立に関して特に配慮したのが、法制官僚として、欧米諸国に対する日本の近代化を法の整備において実証していくことにあったことは難くない。それ故に、我が国が近代立憲主義の法思想を有する国家として欧米思想から認知されるためには何が必要であるかを考慮しなければならなかったのである。特定の思想、哲学、道徳さらには宗教を勅語導入することを憂慮した井上の知育論挿入である。

236 同上書、135頁。

237 同上書、136頁。

第Ⅱ部 井上毅の教育思想史的研究

第一章 明治近代国家構想と教育思想

第一節 明治政府の国家構想と教育思想

238 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史（第一巻）』（教育資料調査会・龍吟社・1938年、87頁）において、平田鉄胤、玉松操、矢野玄道などの神学者や国学者が「学校掛」に任命され、「今般学校御取立ニ付制度規則等取調申付ク」（『東京帝国大学五十年史』に拠る）ことを命じられ、復古主義的神道理念による大学構想がなされたと記述されている。

239 同上書、134頁。

240 前掲『学制百年史（記述編）』91頁。

241 前掲『明治以降教育制度発達史（第一巻）』、230頁。

242 前掲『学制百年史（記述編）』、107頁。

243 日本史籍協会編『木戸孝允文書 卷三』（東京大学出版会・1971年）354頁。明治2年5月14日付け、楨村正直宛の木戸書簡。その一節に「小学校論尚得と御相談いたし置可申と相考失念いたし候・・・(略)・・・何分にも論語一冊をかへ五六年も不知何事只なま聞に相成候様之者而已出来候は却而国之大害故此規律申も乍疎第一と奉存候」と記して、道徳主義的な『論語』教育よりも知識主義に基づいた小学校教育の推進を意見している。

244 前掲『学制百年史（資料編）』208頁。

245 前掲『明治以降教育制度発達史（第一巻）』、250・251頁。

246 的野半介『江藤南白（上）』（民有社・1914年。原書房・1968年復刻）593頁。「大学を廃し文部省を被置候事」との布告により、「此布告此の頒布に依れば文部省は此時を以て創設せられ我文政は始めて統一の基礎を開きたるものにして南白は同日を以て文部大輔に新任し同省創設の大任に当れるなりき。当時新設の同省には未だ卿の任命なかりしかば南白は大輔を以て卿の位地に立ち卿の職務を執行しつゝありしなり」と記されている。当時の文部省事務大綱によれば、大輔の職掌も以下に記したように「卿

に同じ」(596頁)であった。

(一) 本省及附属諸官員各学局及大中小学を統率して其事務を監理す。

(二) 全国の人民を教育して其道を得せしむるの責に任ず。

(三) 省中管掌の事務は正院に対し其可否を論弁するを得。

247 江藤新平は、明治5年に司法卿に就任。フランス法制度を高く評価しフランス民法典の編纂に尽力している。また、井上毅を司法省フランス派遣団の一員として派遣させたのは彼である。

248 前掲『江藤南白(上)』、594頁。江藤大輔就任の翌日、加藤弘之が文部大丞(中教授兼任)となり、文部省出仕(大丞准席)には岩佐淳、佐藤尚中、箕作麟祥、辻新次、松岡時敏、文部少丞(兼中教授)に長与乗経、文部権少丞に中島永元、肥田照敷、杉山孝敏、その他文部中教授4名、文部大助授18名、文部省出仕13名が就任している。

249 同上書、596頁。

著者の野は「彼を以て同省の創設者と謂ふも決して過言に非ざるなり。」と記している。

250 毛利敏彦『江藤新平(増訂版)』(中央公論社・1997年)118頁。江藤が「人民ノ教育」を「大綱」に規定したのは、彼が明治2年に佐賀藩政改革の方針書として作成した「民政仕組書」中に、「村中の子供男女、筆算の稽古は是非致すべく仕組を立つべし」との規定を設けていることから、子供の身分や男女を問わずに教育を施すことを日本全国に広げようとした意図が強かったとのではと論じている。

251 春畝公追頌会編『伊藤博文伝(上巻)』(統制社・1940年、原書房覆刻・1970年)999-1009頁。

252 同上書、1003頁。

253 同上書、616頁。

254 同上書、617頁。

255 前掲『明治国家の教育思想』、65頁。「こうした新政策には、留守政府をリードした大隈などの開明専制的な政治的性格が反映しているものも多い」と論じている。留守政府の中心人物であった西郷隆盛は、教育改革に関与することなく、陸軍大将(兼近衛都督)の地位から軍事政策に重きをおいていたと考える。勝田孫弥『西郷隆盛伝 第五巻』(西郷隆盛伝発行所・1895年、ペリかん社・1976年復刻版)によっても教育改革に関する記述はなく、在朝中の事情項目において「隆盛の在朝時期は僅に二年余に過ぎざりしと雖も其間、内は兵備を修め民心を一致結合し士気を鼓舞振作して進取敢為の精神を養ひ外は進取強硬の主義を取り国権の拡張に力を蓋したり」(66頁)と記述している。また、田中惣五郎『西郷隆盛』(日本歴史学会編『人物叢書』、吉川弘文館・1958年)においても、「政府の新政策は、すでに西郷の上京までに一応進展し、その後の方針も大体決定しており、西郷はその上ののっかったにすぎぬからである」(287・288頁)と記述されており、西郷が教育政策に関して意見を述べたとは考えにくい。

256 圓城寺清『大隈伯昔日譚』(富山房・1938年)403頁。続けて「木戸、大久保等が岩倉公奉じて帰って来る頃迄には、最早や改革すべき重なるものは、大分改革し終わった。木戸公等は、之を聞いて大分立腹した」と記している。

257 井上久雄『増補 学制論考』(風間書房・1963年)113頁。原文『大木喬任文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵に拠る。他の人員として、漢学系の長茨と杉山孝敏、国学系に木村正辞、それ以外に西潟訥、織田尚種が任命されている。

258 同上。

259 学制がフランスの学制を参考にしているとの論に、前掲の井上久雄『増補 学制論考』があり、「学制の学区制が、『仏国学制』におけるフランスの中央集権的な統一体制を範として構想され」(193頁)と記している。しかし、日本近代教育史刊行会編『日本近代教育史』(講談社・1973年)は、「教育制度はフランスに、学校制度、内容等についてはアメリカに範を求め、その他オランダ、イギリス、ドイツの教育制度を参考」

- と記している。(50頁)
- 260 前掲『増補 学制論考』、114頁。著者である井上は、学制を強行した要因の一つに、留守政府における大隈を中心とした「佐賀」勢力の台頭を指摘している。即ち、使節団帰国前に大隈、江藤、大木の三名が参議となり、多数派を占めていた事にある。したがって、留守政府内の西郷も「けっきょく、賛成したらしい」(129頁)と、『大隈文書』(早稲田大学所蔵和文書翰、卷子B七一、明治五年)を引用して解説している。
- 261 文部省編『学制百年史(資料編)』(ぎょうせい・1972年)11頁。
- 262 文部省編『学制百年史(記述編)』(ぎょうせい・1972年)、195頁。
- 263 1877(明治10)年の児童就学率は全国平均39.9%であるが、最高の大阪府67.1%に対して、最低の青森県は22.6%であった。高位に東京府、長野県、石川県、岐阜県、群馬県など、低位に鹿児島県、和歌山県、広島県、秋田県などがある。(前掲『学制百年史(記述編)』、196頁)
- 264 大江志乃夫「中央集権国家の成立」、『岩波講座日本歴史15巻「近代(2)」』(岩波書店・1962年)70頁。
- 265 福島八十八編『開国五十年史(上巻)』(開国五十年史発行所・1907年)707頁。
- 266 日本史籍協会編『木戸孝允文書(巻四)』(東京大学出版会・1930年、1971年復刻)320・321頁。
前掲『明治国家の教育思想』は、当時の木戸の心境について「学校教育を真に有効な国家独立の手段だとし、忠孝仁義の精神の育成を文部省の学校教育に望んでいた木戸にとっては、『学制』を支える思想的基盤が、『当世風之開化』に毒されつつある文部省によって、果たして構築されるかどうか、最も憂慮するところであった。」(85頁)と論じている。
- 267 日本史籍協会編『大隈重信関係文書(第一巻)』(東京大学出版会・1970年)503頁。明治5年8月、木戸孝允の大隈宛書簡。
- 268 日本史籍協会編『木戸孝允文書(巻八)』(東京大学出版会・1931年、1971年復刻)78・79頁。
- 269 前掲『木戸孝允文書 巻三』、354頁。
- 270 日本史籍協会編『大久保利通文書(第四)』(東京大学出版会・1929年)483頁。
- 271 井上と大久保の関係は、1874(明治7)年8月、台湾出兵問題の際に井上が『対清政策意見案』を大久保に提出して大きな信頼を得た事に始まる。その後、彼は日清問題に関する外交関係の法律顧問的な役割を果たしていった。そして、司法省改革等多くの法案や意見書の起草にて大久保の国政改革に協力し、さらには西南戦争時にも大久保に熊本派遣を要請するなど側近の一人として尽力した。その関係は、大久保が明治11年の凶刃に斃れるまで継続しており、井上が大久保からその思想と政策の多くを学んでいたことは十分に考えられる。
- 272 日本史籍協会編『大久保利通文書(第三)』(東京大学出版会・1928年、1983年復刻)312頁。明治2年10月29日付け新納立夫宛書簡。
- 273 日本史籍協会編『大久保利通文書(第二)』(東京大学出版会・1927年)192頁。
- 274 日本史籍協会編『大久保利通日記(上巻)』(東京大学出版会・1983年覆刻)395頁。慶応3年9月、大久保が長州藩候父子に対する王政復古建策について木戸に陳述した際、木戸がそれに返答する形で述べた言葉の中に、「玉を被奪候ては實ニ無致方事と甚懸念思召候」とあることを筆記している。
- 275 同上書、260・261頁。
- 275 岩倉は公家中心の天皇親政の政治体制を構想していたことから、1866(慶応2)年3月、「堂上諸卿ヲ誡ムル意見」の中で「朝廷率先シテ内ヲ整ヘ外ヲ制スルコトヲ以テ最大要務トス可シ。之レヲ為サント欲セバ、朝廷衣冠ノ徒先ヅ一心協力、皇猷ヲ参画シ

テ以テ武臣ノ龜鑑ト為スベシ」(日本史籍協会編『岩倉具視関係文書(巻一)』(東京大学出版会覆刻・1968年、224・225頁)と記して、朝廷政治を強固にする方策を記している。それ故に、朝廷内部を整備し他を制する手段として、天皇親政に協力・参画させる公家の努力を訴える。そして、慶応3年3月、前述の「済時ノ策議」(「朝廷ニ対スル建言書」)において、「朝廷ニ於テ富国ノ道ヲ主張セラル、トキハ利ノ在ル所弊必ス之ニ従フノ理ニシテ西洋名利ノ学問盛ニ行ハル、ト共ニ衆人前後ノ得失ヲ顧ミス末流ニ走リテ本源ヲ忘レ一時逆上症ニ罹ルカ如ク脚根空虚トナリ如何ナル弊害ノ生スルコト有ルヤ測ラレス是レ亦遠ク慮ラサル可カラス因テ七道ノ觀察使府ニ命シテ管轄内ニ数百箇所ノ小学校ヲ設ケテ幼童ニ五倫ノ道ヲ教諭スルコトヲ努メシム可シ幼童ニシテ習熟涵養スルトキハ少壯ニ至リ營利ノ道ニ走ルモ奪ハスンハ飽カスト云フカ如キノ甚キニハ至ラサルナリ」(香川敬三編『岩倉公実記(中巻)』31・32頁)と論じ、「富国ノ道」の為に欧米の学問を主とする際の弊害を説き、小学校を設立して幼少期から「五倫ノ道」の儒学道徳を「習熟涵養」させるとことの重要性を意見した。さらに、1868(慶応4・明治元)年1月16日、徳川慶喜に対する追討勅令が発せられた翌日、公卿に対して「一同其心得ニテ文武之事業精々勉勵可仕候」(『同』、274頁)と意見して、朝廷政治を司る官僚養成の為に「文武」事業である公卿教育の推進を意見している。

277 前掲『大久保利通文書(第三)』、9頁。。

278 同上書、10・11頁。

279 同上書、11頁。

280 同上書、12頁。

281 岩倉と井上毅との関係は、特に憲法に関して深いつながりが生じている。「明治十四年の政変」の要因となる大隈重信の憲法意見書である「奏議書」が提出されたとき、岩倉は当時太政官大書記の井上に対して、「奏議書」を提示して意見を求めるとともに憲法調査を要請した。彼はドイツ人法律顧問ロエスレル(Hermann Roesler)の協力を得て「憲法綱領」「意見第一」「意見第二」「意見第三」等の憲法意見を起案して岩倉に提出する。中でも「憲法綱領」は、井上が翌年に発表した「憲法私案」の土台となる憲法案であり、後の明治憲法(大日本帝国憲法)の基本的骨格を網羅する憲法草案となった。

282 前掲『岩倉公実記(中巻)』、835頁。

283 井上久雄『増補 学制論考』(風間書房・1963年)193頁。本著は、学制に関する内容分析において代表的な著作の一つと考える。

284 日本史籍協会編『木戸孝允文書(第五巻)』(東京大学出版会・1971年)108頁。

285 前掲『松菊木戸公伝(下巻)』、1697・1698頁。

第一章 明治近代国家構想と教育思想

第二節 伊藤博文の国家構想と教育思想

286 多くの先行研究ないし著作において、伊藤博文の政治家としての人物像は、伊藤之雄『伊藤博文—近代日本を創った男—』(講談社・2009年)によれば二つのイメージに分かれていると指摘されている。一つは、大久保など有力政治家に取り入り、さらには井上毅等の官僚に依存して出世していく「軽佻浮薄な人物で、政治家としての理念など」(1頁)は無い人物であったとする評価。二つは「保守反動的な憲法を作る中心となって、近代日本の民主的な可能性をせばめ」(2頁)、さらに韓国の民族主義を弾圧した権力者であったという評価である。同様な理由で、瀧井一博『伊藤博文—知の政治家—』(中央公論新社・2010年)は、伊藤を「哲学なき政略家、思想なき現実主義者」(vii頁)と看做されていたと指摘する。しかし、新たな視点に立つ伊藤博文像として、伊藤

- 之雄は「伊藤が理念を持った政治家であり、『剛凌強直』（強く厳しく正直）な性格の人間」（8頁）として捉える。また、瀧井も、伊藤が「文明」「立憲国家」「国民政治」の三者を明治国家の「知の国制」として屹立した「知の政治家」（ix頁）であったと評価している。本稿の立場も、両人の評価に賛同するものであり、それに準じて考察していく。
- 287 前掲『伊藤博文伝（上巻）』、420-425頁。
明治天皇が京都に還幸の時、薩長土肥四藩の版籍奉還の決議を聴いた伊藤は、自らが「綱目六箇條」の建白書を朝廷に奉呈した。提出時、三条・岩倉・大久保・西郷等が在しており、後藤象二郎がこの建白書を読み上げた際、誰もその可否を即座に明言するものは居なかったと記されている。（425頁）
- 288 原口清「藩体制の解体」、『岩波講座 日本歴史15 近代2』（岩波書店・1962年）、29頁。
- 289 歴史学研究会編『日本史史料[4]近代』（岩波書店・1997年）86頁。出典は明治二年一月二十三日『太政官日誌』第九号。
- 290 前掲『伊藤博文傳（上巻）』420-425頁。
- 291 同上、416・417頁。伊藤は、明治32年2月11日、憲法発布10年記念祝賀会にて「私は先ず明治元年よりして明治十年に至るまでを王政復古の時代と認め、而して明治十年より明治二十二年に至るまでの間を憲法政治に至る準備の時代と認めるのであります」（『伊藤公演説集』日報社・1899年4頁）と演じている。
- 292 同上、420-425頁。
- 293 日本史籍協会編『木戸孝允文書（巻八）』（東京大学出版会・1931年、1971年復刻）78頁。
- 294 小松緑編『伊藤公全集（第一巻）』（昭和出版社・1929年）278頁。尚、『伊藤公演説集』（日報社・1899年）においても、「祖宗の遺業を継がせられた所の今上陛下が、茲に於て主権の事に就いては之を国体上から論じて見て変る所はないが、主権の動作、活動、作用に於て憲法政治となれば固より変るのである」（19頁）とのべていることから実証できる。
- 295 伊藤博邦監修・平塚篤編『伊藤博文秘録』（原書房・1982年覆刻、原本昭和4年春秋社）21頁。台湾問題以降、大久保と木戸の関係修復のための大阪会議開催を取り付けることに関連しての伊藤の記録書簡である。したがって、明治8年春に筆記されたものと推測される。
- 296 『伊藤公演説集』（日報社・1899年）、8-10頁。
- 297 春畝公追頌会編『伊藤博文伝（中巻）』（統正社・1940年）271頁。
- 298 瀧井一博『伊藤博文—知の政治家—』（中央公論新社・2010年）62頁。
- 299 清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』（岩波書店・1939年）58・59頁。
- 300 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（講談社・1962年）によれば、シュタインの説明の背景には、伊藤に同行していた大蔵省大書記官河島醇の取り計らいが存在していたと論じている。河島は、嘗て外務書記官としてオーストリア公使館に在勤中、シュタインとの面会に於いて当時の日本の実状を説明して際、彼は日本の維新後を「急激な変革を戒め、自国の伝統に省みつつ漸進することを勧告した」（417頁）とされている。したがって、土屋は、シュタインは伊藤と会談するに際して既に語るべき内容を用意していたと記している。
- 301 前掲『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』、255頁。これは、シュタインのウィーンでの講義を伊藤巳代治が筆記した「大博士斯丁氏講義筆記」第三編（1882年9月20・22日）講義記録の一節に記載されていたものである。本講義は9月18日から10月31日まで、全17編の講義記録となっている。伊藤は、11月5日までその講義を受けているので、この行政と立法の調和に関する講義は聴取していたは

- ずである。尚、最終講義の第十七編は教育編であり、「最要ノ事務ヲ普通教育トス」(332頁)として、小学校教育の重要性を講じている。
- 302 同上書、257頁。
- 303 前掲『伊藤博文』、64頁。瀧井は、『憲政(Verfassung=議会制)はその最も本来的な概念に基づけば、行政の行為なくしては無内容であり、行政はその概念上、憲政なくしては無力』と説く彼の国家学は、議会政治と行政の調和を図るものだったと言える(64頁)とも論じている。
- 304 伊藤博邦監修・平塚篤編『続伊藤博文秘録』(原書房・1982年覆刻)46頁。明治15年の宛名不明文書。続けて、「スタインノ講義中ニモ憲法政治ノ必要不可欠モノハ、帝家ノ法、政府ノ組織及ヒ立法府組織ノ三箇ニシテ、此一ヲ欠ク立君憲法政治ニアラスト、三箇ノ組織定法能ク確立シテ並ヒ行ハレテ相悖ラサルノ極ヲ結合スル者、則憲法ナリ」(46頁)として、シュタイン自身も「政府ノ組織」を確立することが立君憲法政治の一要素であるとの証言を付記している。
- 305 春畝公追頌会編『伊藤博文傳(中巻)』(原書房・1970年覆刻)369・370頁。
- 306 この原案については、井上毅は修正加除を書き入れて反対の意思を表明している。彼は、特に各大臣がその責任を有すべきであると主張し、内閣総理大臣に一任する規定を批判している。これは、明治憲法第五十五条の中で「国务大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」として承認されるに至る。さらに明治22年12月24日の「内閣官制」の発布により、各大臣が「行政各部ノ統一ヲ保持ス」としてその責務を明確にし、内閣総理大臣の権限を縮小している。
- 307 前掲『明治憲法成立史(上巻)』、746頁より引用。内閣職権は、第七条まで内閣総理大臣の職権について規定している。
- 308 ハルデンブルグは、1810年から1822年までプロイセン首相を務めていた。
- 309 伊藤博文公編、金子堅太郎・栗野慎一郎・尾佐竹猛・平塚篤校訂『帝室制度資料(上巻)』(秘書類纂刊行会・1936年)、508頁。1886(明治19)年、伊藤に対するカール・ルドルフの返書である。
- 310 前掲『明治憲法成立史(上巻)』、753・754頁。
- 311 升味準之助『比較政治』(東京大学出版会・1990年)、337頁。
- 312 前掲『明治憲法成立史(下巻)』、235頁。
- 313 井上が懸念したのは、天皇と内閣の一体性の崩壊が最終的には英国流の議院内閣制に移行していくことにあった。井上の激しい抵抗によって、「十月草案」ではこの条項が削除されている。しかし、伊藤は第五条に「天皇ハ内閣大臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス」と規定して、天皇の行政権施行に制限をもうけることで内閣の優越性を堅持した。いずれにしても、伊藤は「内閣輔弼の原則」をもって行政主導の政治体制を実施せんと画策している。
- 314 清水伸『帝国憲法制定会議』(岩波書店・1940年)218頁。清水は、「統治権は本来、元首たる天皇固有の、絶対無限の権力に外ならず、しかもその権力の行使に当たっては、憲法の規制によってこれを自制限される。即ち、第四条は主権自制限を論じたもの」と記している。
- 315 同上書、153頁。
- 316 瀧井一博『伊藤博文—知の政治家—』(中央公論新社・2010年)、345頁。瀧井は、「あとがき」にて、同著作を伊藤が明治憲法制定によって強大な天皇大権を定め、後の軍国主義への道を開いた事、あるいは初代韓国統監の地位から韓国併合に道を開いた事などをもった「イメージ」とは正反対の人物像として描いたが、「その際、様々な標語(「制度の政治家」「国民政治」「文明政策」など)を用いてきたが、それらを包括し伊藤の真価を表現する言葉、それが『知の政治家』だと思ふ」と論じた。
- 317 前掲『独逸に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』、332頁。

- 318 同上書、332頁。
- 319 前掲『井上毅傳 史料篇第一』、249頁。明治十四年の政変以後における、ドイツ化への方向性を示すための教育施策の一つといえよう。
- 320 前掲『独逸に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』、332頁。
- 321 山本正身『日本教育史—教育の「今」を歴史から考える』（慶応義塾大学出版会・2014年）91頁。
- 322 元田永孚「古希之記」、元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書（第一巻）』（元田文書研究会・1969年）176・177頁。一例として、生徒たちが高尚な弁舌は行うものの、その家業については返答が困難であったことなどが記載されている。
- 323 東京大学資料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記 八』（東京大学出版会・1976）元田永孚の佐々木高行書簡（明治12年7月28日付）において、「教育の義は兼々思召も被為在候御事にて元田と毎度申談し御國体より割出して忠孝の道を基礎とせざれば向來可恐人心と可相成と其邊は聖上にも段段思召被為在誠有御事なり」（301頁）の記述が見られる。さらに、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社・1971年）42頁。明治12年5月7日付け『吉井友実日記』の中に「岩倉と吉井に対して天皇は教育の儀大切なり、何事も西洋人の風に傾く情態につき日本にても我が国体を立つるよう有之度と語っていた」との記述があることが引用されている。
- 324 前掲『井上毅傳（六）』、87・88頁。
- 325 小松緑編『伊藤公全集（第三巻）』（伊藤公全集刊行会・1927年）には、パリにて両人が意気投合したとして、後日伊藤の森宛書簡の一部が掲載されている。それは「教育は徒に智力を進修せしめ、利害を争はしむる為に非らず、必や幼童を薰陶して人の人たる所以を知らしめ、且之を養成して一国の精神を興起せしむるを要とすべし。」（「逸語」17頁）とすべきであるとして、そのような教育を実践する「識見を有するの人」を求めていることを記述し、「是僕が賢兄に向て誠に望む所以にして、賢兄も亦敢て之を弁する能はざるものを信ずるなり」（17頁）と記し、森を自己の教育政策の有力な一員として囑望している。その返礼として書かれたのが、この森からの伊藤宛書簡（大久保利謙編「森有礼全集 第一巻」（宣文堂書店・1972年）336頁）であると推測できる。同様の内容は、森文部大臣の秘書官であった木場貞長「森文部大臣の改革」（国民教育奨励会『教育五十年史』民友社・1922年、91・92頁）にも記されている。両者の教育と政治に関する意見の一致について、土屋忠雄『明治前期 教育政策史の研究』（前掲・註（13）、437頁）は「教育を天皇制政治支配確立の重大要件ならびに手段と見なし、極力その線においてこれを新興し、これに干渉しようとするものであった」と記し、教育が政治の「手段」として利用されることを適正に論じている。
- 326 起草は井上毅によるもので、標題に「森文部大臣教育議案成不上」閣議案と名づけられている。
- 327 前掲『井上毅傳（六）』、173頁。
- 328 同上書、174頁。
- 329 同上。
- 330 同上書、175頁。
- 331 大久保利謙編『森有礼全集 第一巻』（宣文堂書店・1972年）339頁。
- 332 「和歌山県尋常師範学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」、大久保利謙監修『新修森有礼全集 第二巻』（宣文堂書店・1998年）449頁。
- 333 明治20年6月21日、「宮城県庁において県郡区長及び学校長に対する演説」（『新修森有礼全集 第二巻』前掲・註363、405頁）において、「教育トハ他人ノ誘導ニ由リ智育徳育体育ヲ施スモノ」として小・中学校を、「学問ニ至テハ自分選択ヲ以テ学業ヲ専攻スルコト」と高等中学校以上に区別している。
- 334 前掲『森有礼全集 第一巻』、348・349頁。

- 335 長谷川精一『森有礼における国民的主体の創出』（思文閣出版・2007年）は、師範学校の教育内容に関連して、「森は、全国の学校の教室に、……『帝国を守る』覚悟と機能をもった国民によって構成されてはじめて国民国家はその成立が可能となる。（89頁）と記して、森の軍事的な「覚悟と機能」を有する国民の創出を論じている。
- 336 井上毅は、明治22年3月9日の「故森文部大臣ノ教育主義」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第五』國學院大學図書館・1975年）にて、「故文部大臣が教育のことに就て意見書を認められたことがある、……私は相談に與つて、森子の為に起草したことである、故に私は森子の為に証拠人に立つことが出来る、其意見書の主意は、概略を申せば国体教育の主義である」（402頁）と記している。それ故に、森の教育思想は「国体教育主義」であると一般的に称されている。一方で、沖田行司『新訂版 日本近代教育の思想史研究－国際化の思想系譜－』（学術出版社・2007年）は、「森の教育政策は、彼の啓蒙活動の延長線上にあり、啓蒙主義を教育に具体化したものに他ならない。啓蒙の主体を国家に置き、その方法として教育を用いる」という意味において、森の教育思想を「国家啓蒙主義」と評している。妥当な見解と考える。さらに、山本正身『日本教育史』（慶応義塾大学出版会・2014年）は、森の教育思想を「何よりも国家富強を優先するという意味での『国家主義』的思惟様式の内部」に「国体主義」が包摂されている（138頁）と論じている。また上沼八郎「森有礼の教育思想とその背景－複合的思想の形成と分析」（小西四郎・遠山茂樹編『明治国家の権力と思想』吉川弘文館、1979年）は、森の当面の急務は「国権」の確立にあったとして「彼は、天皇を頂点とする国家主義のコースを選び、むしろ積極的にこれを推進していく」（263頁）と記して、ここでも「国家主義」としての森の教育思想が論じられている。
- 337 小松緑編『伊藤公全集（第一巻）』（伊藤公全集刊行会・1927）、「文集」177頁。
- 338 同上書、「文集」178頁。
- 339 同上書、「文集」179頁。
- 340 前掲『伊藤博文伝（上巻）』によれば、伊藤は、1841（天保12）年、周防国熊毛郡東荷村野尻（現熊毛郡大和町）にて、父の畔頭（庄屋）・林十蔵と母・琴子の長男として誕生する。しかし「家計は余り富裕ならず、その所有地は僅かに田五段歩、畑二段歩、山林六段歩にすぎなかった」「建物としては、僅かに茅葺の本屋一棟、納屋一棟」（5・6頁）という粗末なものであった。その後、十蔵が萩にて卒族伊藤（水井）家の「家僕」に従事するなかで、その養子となって士族の末席に加わったという事情がある。（8・9頁）
- 341 小松緑編『伊藤公全集（第二巻）』（伊藤公全集刊行会・1927年）、「政治演説」152頁。この「人民の知能を發達」させることの必要性は、国立国会図書館憲政資料室編『伊東巳代治関係文書』（北泉社・1995年）にも伊藤の言として、「国ノ人民ノ文化ヲ進メナケレバナラス、人民ノ暗愚ニシテ置イテハ国カヲ増進スルコトニ於テ防ゲガ有ルユエニ、人民ノ智徳並ビ進マシメテ学問ノ土台ヲ上ゲテ国カヲ増進スル基トシナケレバナラ」ないと記されている。「国家富強」実現のために、如何に人民を教育によって育成することの重要性が論じられている。
- 342 前掲『伊藤公演説集』、154頁。同内容の演説は、『伊藤公全集（第二巻）』（前掲・註328、「政治演説」154頁）に同文あり。さらに、『伊藤博文伝』や演説集として伊藤博邦監修・平塚篤編『続伊藤博文秘録』（原書房・1982年覆刻、原本昭和4年春秋社刊）、最近では瀧井一博『伊藤博文演説集』（講談社・2011年）などにも掲載されている。本稿に於いては、演説は主として『伊藤公全集（第二巻）』を参考文献とする。
- 343 前掲『伊藤公全集（第二巻）』、「政治演説」155頁。
- 344 同上書、「学術演説」133・134頁。
- 345 伊藤の「実学」論は、明治12年の徳育論争における「教育議」に既に表明されている、即ち「宜シク工芸技術百科ノ学ヲ広メ、……、実用ノ材ヲ成シ、以テ公益ヲ資クルニ取

ルベシ」(『井上毅伝 史料篇第六』87頁)と論じた点である。また、明治32年4月11日の長野尋常師範学校での講演の中で「学問は皆実学である。実学は即ち社会の進歩に之を応用することが出来る。独り応用が出来るのみならず、以つて身を立てることが出来る」(『伊藤公全集(第二卷)』「學術演説」67頁)と講じている。さらにこの講演においては、維新政治によって「学問するにも束縛せらるゝ事なくして各々擇む所に適従する事が出来るようになった・・・又移転の自由を得て何れの所に行つて学ぼうとも自由である」(69頁)と、学問の自由について論じている。尚、実業と「国家富強」について講演したのものとしては、明治32年7月16日、宇都宮市旧城館での「実業の發達と国力の伸張」(同、187~203頁)があり、国富の為の産業化と「軍備拡張」が論じられている。

346 前掲『伊藤公全集(第二卷)』、「學術演説」138・139頁。

347 同上書、「學術演説」139頁。

第二章 井上毅の思想形成

第一節 井上毅の思想形成

348 熊本県立図書館所蔵の熊本県『有禄士族基本帳 イ之部一』(明治七年)の「改正禄高調」禄高帳十二号、米田與七郎旧臣 井上毅(旧名多久馬)

- 一 元高切米六石五斗、尖現米三石六斗九升五合、二人扶持、改正高八石七斗
- 一 明治四年十二月十日司法省十等出仕被申付候事
- 一 明治五年二月十五日被任司法省中録候事
- 一 明治五年六月十四日洋行被申付候事

・井上毅は、天保十四年(一八四三年)十二月十八日、肥後熊本藩次席家老長岡監物(米田是容)の家臣(陪臣)である飯田権五右衛門の三男(幼名・多久馬)として誕生。慶応元年二十三歳の時、同家家臣井上家の養子となる。

・「先生の生家飯田氏は、・・・長岡監物の家臣で中小姓を勤め、年米二十五俵を受けられたが、家は甚々貧困で、其の住宅も余り廣からざる茅屋であった。」

(古城貞吉稿『井上毅先生傳』梧陰文庫研究会・1996年)37頁。

349 松浦玲『横井小楠』(筑摩書房・2010年)17頁。

350 青木虹二『百姓一揆の年次的研究』(大原新生社・1966年)118頁。

351 熊本県『熊本県史(総説編)』(熊本県・1965年)569頁。

352 『横井小楠』前掲・註380、18、19頁。

353 沖田行司『新訂版 日本近代教育の思想史研究—国際化の思想系譜—』(学術出版会・2007年)41頁。

354 元田永孚「還暦之記」、元田武彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一巻・自伝日記(元田文書研究会・1969年)27頁。

355 前掲『井上毅の教育思想』、22頁。同著は、井上の教育思想を論じた代表的な著作であり、少青年期に関する学習経過も詳細に論述されている。但し、その思想形成については、井上の晩年の著作あるいは井上の周囲の人物評から類推されており、直接彼の自筆著作を原典とする資料による思想形成を論じたものとなっていないことが惜しまれる。

356 時習館教学が「訓詁詞章」の学風である旨の記述は以下のように多数ある。

・『元田永孚文書(第一巻)』が元田永孚「還暦之記」横井小楠の言として、「藩校ノ興ル宝暦ノ盛時ニアリテ其擧ハ素ヨリ美ナリト雖トモ学問正大ナラス秋玉山徂徠ヲ主トシテ専ラ文辞ノ学藪孤山家学ニ由テ程朱ノ学ヲ唱ヘ其实ハ政事ノオナリ高木以下ハ又小ナリ安野ノ学吏オヲ貴トシテ僅ニ宋名臣言行録一部ヲ熟読スルノミ凡ソ学問ハ古今治乱興廢ヲ洞見シテ己レノ知識ヲ達スルニアリ」(21頁)。また長岡、横井らの会合を「実学ノ権輿」とし、「其講学スル所ハ誠意正心ノ実心術ノ微ヨリ工夫ヲ下シ閨門ノ内人知ラサ

ルノ地ニ専ラカヲ用キ治国安民ノ道利用厚生ノ本ヲ敦クシテ決シテ智術功名ノ外ニ驅セス眼ヲ第一等ニ注ケ聖人以下ニハ一歩モ降ラス日用常行孝弟忠臣ヨリ力行シテ直ニ三代ノ治道ヲ行フヘシ是乃堯舜ノ道孔子ノ学其正大公明真ノ実学ニシテ世ノ人之ヲ知ル者鮮シ俗儒者記誦詞章ニ拘シテ脩レ己治レ人ノ工夫ヲ知ラス政ニ預ル者ハ法制禁令ノ末ヲ把持シテ治国安民ノ大道ヲ知ラス」

・沖田行司『藩校・私塾の思想と教育』（ベースボール・マガジン社・2011年）51頁。寛政異学の禁以後、幕府昌平坂学問所における朱子学講義の影響を受けて、「時習館でも、武士を道徳的に純粹培養するような道徳主義が教育の目的となり、時習館を取り巻く現実的な課題から全く遊離した訓詁詞章の学問が中心となった」と論じる。（27頁）

・熊本市編纂『肥後文教と其城府の教育』（熊本市教育委員会・1956年）「たゞ朱子の注解又はその注解の細註研究に没頭するに至り、学問研究が極めて小規模に陥ってしまった。」

・熊本県教育会編『熊本県教育史（上巻）』（臨川書店・1976年）104・105頁 時習館の「学校は唯文義の講究、章句の穿鑿に止るが如き景況あり」と木村弦雄が筆記。

357 前掲「還暦之記」、58頁。

358 山崎正薫編『横井小楠遺稿』（日新書院・1942年）69頁。

「江戸遊学より帰りて（天保十四年四月）後に著したものたることは文意にて窺い得られる」とあり、起草は天保十四年とみられる。

359 同上書、72頁。

360 熊本市立高等女学校編『採釣園の誉』（同女学校・1935年）

361 長岡監物、横井小楠らの、実学をもって治国安民の政治改革に役立つ実践的経世的な学問の提唱と藩政改革を希求する実学党は『大学』の綱領解釈を巡る学問的対立を生じて二派に分裂すると共にその実体を喪失していく。一つは、監物の為政者の政治観としての一身の修養を第一とする「明明徳」派。二つは、小楠の政治改革のためには民心の作新を第一とする「新民」派である。

362 武藤巖男編『肥後先哲偉蹟（正統合巻）』（東京隆文堂・1911年）812頁。

「長岡監物」の項目で、末尾に「明治四年辛未二月 熊本藩教授 元田永孚」の記名が見られるので、元田による筆記である。文中の「大塚平野二子之學」とあるのは、朱子学者大塚退野とその門人平野深淵の学問を継承していることを示している。

363 熊本市編纂『肥後文教と其城府の教育』（熊本市教育委員会・1956年）205頁。

364 熊本県教育会編『熊本県教育史（上巻）』（臨川書店・1976年）295頁。

「抑も実学一派の師事する大塚、平野の学統は、朝鮮の儒者李退溪より来れるものたり」

365 前掲『肥後先哲偉蹟』、813頁。

366 『井上毅傳（三）』（前掲・註4、7頁）「横井沼山問答書留」において、井上が横井に交易に関して質問した内容に「経倫ノ文字ハ己ニ聖人利物ノ大業ニテ仁ノ効用トモ可申候エバ洋人モ仁ノ効用ヲ得候哉」と問うている。

367 前掲『肥後文教と其城府の教育』、141頁。

368 『井上毅の教育思想』前掲・註5、35頁。

369 竹添光鴻（竹添進一郎）編『韓村先生遺稿』（東青山堂・1884年）5頁。

門弟・竹添の韓村に関する論は「木下先生行状」、武藤巖男編『肥後先哲偉蹟』（隆文堂・明治44年）もある。また、本人による『韓村日記』も残る。

370 山口泰平「木下韓村」、荒木精之編『肥後先哲評伝』（日本談義社・1941年）114頁。

371 前掲『井上毅研究』、20頁。

時習館講堂世話役・国友重昌の韓村宛書簡（『韓村日記』木下家蔵）によれば、長岡護美の上京時「藩の時習館用図書を購入について、両者が協議の上で、『瀛環志略』・洋書調所訳の『バタビア新聞』『輿地航海図』『英国志』『万国綜覧』『連邦志略』『地球万円方図』

の七部の買入方を決定していたことが分かる。」と記され、それらの著作が時習館に蔵書された。著者は、梧陰文庫研究会の一員で、井上毅の思想形成をその青年期に確立したとする見地から、井上自身の当時の著作や文献を分析が斬新である。但し、日本法制史研究者としての立場もあり、その分析から青年井上の思想そのものを論ずるものではない。また、その後の内容は明治憲法と裁判制度へと展開し、直接的に井上の教育思想を主に論じたものではない。

³⁷¹ 『燈下録』は、万延元年（安政七年、1860年）から元治元年（1864年）までに十一冊が存在するが、彼の韓村書屋時代が安政三年七月から文久二年九月の期間であるので、「燈下録一」から「燈下録三」がそれに該当する。それ以下の分冊は、藩校時習館時代の記録となる。その内容は、国内外の儒学文献の内容と解説を主としている。他方『骨董簿』も、万延元年から文久三年（1857年）までに九冊を記録し、韓村書屋時代のものは、『骨董簿一～八』までの大部分を構成している。その（三）には、『骨董簿』は、井上自身の読書覚書であり、その範囲は国内の著作のみならず、広く中国やヨーロッパの地理、歴史、政治・経済、そして思想に及び、彼の尽きる事のない学習意欲が読み取れる。これらの読書を通じて、彼は儒学のみならず、ヨーロッパの思想についての学習を強めていったことが想起される。残念ながら、必由堂時代の自筆書については管見にしてその文献を見ていない。尚、大学南校時代の記録簿としては『行篋秘携』と『随筆』の二著が存在する。

³⁷² 國學院大學図書館所蔵「梧陰文庫（D-2）」マイクロフィルムよりコピー。

³⁷³ 文部省編『日本教育資料 三』（臨川書店・1970年）196頁。

³⁷⁴ 下田一喜編『稿本 肥後文教史』（共力社・1921年）・再版（第一書房・1981年）258～261頁。

△菁莪齋

- 一、居寮は菁莪齋と号、教授局へ附属いたし万端両教の受指図を候事。
- 一、訓導内より一人引徐両教に加り、居寮の儀世話いたし候。
- 一、塾長一人四時より八時迄居寮詰問に日勤、尤朝夕の出候儀も有之候、・・・。
- 一、居寮は一期日数三カ年に相究居申候間年は四ケ年に懸申候、格別出精学業進歩謹慎宜敷有之候人柄は一期の場に至り、今一ケ年留学被仰付候。彌以進歩仕候へば、猶一ケ年一ケ年と留学被仰付、数年被差置候儀に御座候。
- 一、夕七ツ時より館中にて武芸稽古勝手次第不苦候段、規条の旨に随ひ相寮中申談、・・・。
- 一、居寮生学業の儀は、四書六経の内専門仕其外経書、歴史、諸子、詩文等、人々の才器長所短所従所に相励候事。
- 一、会読の儀は教授の会月に三度、助教の会同三度引徐、訓導の会同三度、塾長の会同三度、常規出席いたし候其外訓導中の会被罷出、又は同寮申談之会等格別相究候儀無御座候事。
- 一、引徐の訓導並塾長立合、塾長詰問にて折々寮生専門の書物臨時説経承候事。

（「熊本府学校武芸誘掖次第」³⁷⁴より）

³⁷⁵ 前掲『肥後先哲偉蹟』、29頁。

「大塚先生、奮然興起、乃始専力朱子之学、既得朝鮮退溪李氏所選朱子書節要」と記さ

- れているように、李氏朝鮮退溪の流れを強く受けた朱子学である。
- 376 前掲『肥後先哲偉蹟』、50頁。
林家（昌平坂学問所）にて学んだ玉山に、朱子学は古注を基本とするのかの問に対し。
「先生曰林の学は新注と雖も、此迄の学とは異なり、先最初は二十一史や古注などを見て、力づきて後新注を見候なり、是も理あることなり、此迄の程朱学は只大全計を読なり、夫にては大に進むことは成り難しと申され候」と答えている。
- 377 前掲『肥後先哲偉蹟』、181頁。
「先生自少受家学、尊崇程朱」と記され、程朱学を第一とする。
- 378 前掲『井上毅の教育思想』、59頁。
- 379 古賀勝次郎『鑑の近代』（春秋社・2014年）190・191頁。
- 380 小林宏、高塩博編『熊本藩法制史料集』（創文社・1996年）4頁。
- 381 鎌田浩『熊本藩の法と政治』（創文社・1998年）300頁。
だが、藩の一部からは「近年罰ハ軽く被仰付、御仁政と奉存候、然共下は御仁政と不存奉候」（303頁）と、仁政の具体化として実施されたにも拘らず異論もあったようである。しかし、天保年間には清律例の注釈書として「大清律例彙纂」の訓約事業を実施するなど、さらに、その「仮刑律」がその後修正され、最初の統一刑法としての「刑法新律草稿」が編纂されるに至っている。
- 382 前掲『熊本藩の法と政治』、301頁。
前掲『熊本藩法制史資料集』、4頁。
- 383 文部省編『日本教育史資料 三』（臨川書店・1970年）202頁。
- 384 熊本県教育會編『熊本縣教育史』（臨川書店・1975年）56・57頁。
初版は熊本県教育會編・発行、昭和6年。尚、この「時習館学規」は、優れたものとされており、塩谷宕陰編集の『列藩学制』にも掲載され、昌平坂学問所に続いて藩校の劈頭に記載されている。（日本教育史資料研究会編『日本教育史資料』の研究 2 藩校編、玉川大学出版部・1993年、383頁。）
- 385 「梧陰文庫（D-48）」
- 386 前掲『井上毅研究』、41頁。
- 387 『骨董簿三』（國學院大學図書館蔵『梧陰文庫』マイクロフィルム）。表紙に文久紀元辛酉（1861年）初秋と編集年が記載。その最終帖に以下を記述。
- 388 金谷治訳注『論語』（岩波書店・改訳1999年）65頁。
- 389 国学院大学の「梧陰文庫」は、井上自筆の草稿類を「D」部門としてマイクロ・フィルムにて所蔵している。学習記録簿としては、『燈下録』（D-1と53）、『骨董簿』（D-2）、『行篋秘携』（D-3）、『隨筆』（D-4）などが残されており、儒学（朱子学）、国内の産業や諸状況そして海外情勢等など広範囲・多岐分野にわたって自己の所感を交えながら記録しており、青年期の井上の思想を知る上で貴重な記録簿となっている。
- 390 前掲『日本教育資料 三』、221頁。
- 391 『管子』に関する主要文献として以下の著作を参考資料として使用した。現代訳本として、遠藤哲夫『管子（上・中・下）』（新釈漢文大系42、明治書院・1989年）、松本一男『管子』（中国の思想Ⅷ、徳間書店・1996年）を参考。その研究に関しては、金谷治『管子の研究—中国古代思想史の一面—』（岩波書店・1987年）、古賀勝次郎『鑑の近代—「法の支配」をめぐる日本と中国—』（春秋社・2014年）を参考にした。
- 392 現在において、『管子』の編集は、管仲を「尊敬する心情」（金谷治『管子の研究』、岩波書店・1987年、16頁）あるいは宰相としての「管仲の偉業を敬慕する後学の者たちによって成立」（遠藤哲夫『管子（上）』、明治書院・1989年、三頁）した長期の時代を経て編纂されたものであるとするのが一般的である。
- 393 遠藤哲夫『管子 上』、「新釈漢文大系42」（明治書院・1992年）、3頁。

本論作成上、書き下し文の訳文としての主たる参考資料とした著書である。その使用については、旧字体を可能な限り現代の新字体に改めた。但し、文章上必要と思われる箇所については適宜漢文（白文）で記述する。尚、『経済文選』も全て漢文にて記述されているが、同様とする。

- 394 金谷治『管子の研究』（岩波書店・1987年）16頁。本著は、『管子』研究の代表的著書であり、本論作成上その思想内容の検討等、主たる参考資料とさせて頂いた。
- 395 遠藤哲夫『管子（上）』（明治書院・1989年）28頁。
- 396 同上。
- 397 松浦玲『横井小楠』（筑摩書房・2010年）264頁。
- 398 前掲『井上毅傳 史料篇第三』、6頁。
- 399 同上書、8頁。
- 400 同上書、9頁。
- 401 同上書、14頁。
- 402 同上書、15頁。
- 403 同上。小楠との交易論を批判して「経綸ノ文字ハ已ニ聖人利物ノ大業ニテ仁ノ効用トモ可申候エバ洋人モ仁ノ効用ヲ得候哉」と、アジアを植民地化している欧米人もそれを理解しているのかと反駁している。
- 404 同上書、503頁。
- 405 同上。
- 406 前掲『明治憲法成立史 下巻』、70頁。この条項は、最終的に、明治憲法第一章天皇・第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と規定されるに至る。
- 407 前掲『井上毅の教育思想』、7頁。野口は、「井上毅の説く国体は、明治天皇制国家統合の内面上の原理とも云うべきものであった。それは、国体観念を中核とする国体主義の教育思想ないし教育観である。」と評している。
- 408 前掲『井上毅傳（三）』、585頁。
- 409 同上。
- 410 前掲『井上毅傳（五）』、433頁。「実業補習学校施設意見」において、貧民の子弟等は「悪習に誘はれ、終身の方向を誤る者往々にしてあり、此の時に於て社会は之を教育して生産的の良民たらしむべき義務あるものとす」と、人民子弟を教育する必要性を論じている。
- 411 同上書、451頁。この文章は、高等師範学校卒業生に対する祝辞の一節である。

第二章 井上毅の思想形成

第二節 儒学思想から近代立憲主義への歩み

- 412 前掲『井上毅研究』、54頁。
- 413 山口泰平「木下韡村」、荒木精之編『肥後先哲評伝』（日本談義社・1941年）114頁。
- 414 前掲『井上毅研究』、55頁。
- 415 「梧陰文庫」D-4として所蔵。井上の仏学、三計塾、大学南校時代の学習記録簿。1867（慶応3）年9月から1871（明治4）年2月まで118枚に、各地方の生産高等の国内経済、海外事情等の記録が残されている。
- 416 「梧陰文庫」D-2として所蔵。井上の韡村書屋・時習館時代の学習記録簿。1860（安政7）年から1863（文久3）年まで九分冊に記されている。さらに、ほぼ同時期における記録簿として『燈下録』が残されている。同著は、「梧陰文庫」D-1、D-53として所蔵されており、1861（文久元）年から1864（元自治元）年

- までの間に、主として儒学（朱子学）に関する学習内容が記述されている。
- 417 前掲『井上毅傳（三）』にて、井上は「洋人已ニ仁ノ用ヲ得候而人ヲ利スルノ道ヲ施シ候エバ追々ニハ和蘭ハ咬瑠吧ヲ其土ノ国王ニ還シ英吉利ハ印度ヲ其旧主ニ還シテ各其所ヲ得様ニ可レ仕必定左様可レ有レ之候ハン乎」（7頁）と、オランダ・イギリスのアジア侵略を「仁」思想によって批判している。
- 418 同上書、499頁。
- 419 若山甲蔵『安井息軒先生』（蔵六書房・1913年）の「交友及び門人」の章「及門其の四」欄に「慶応三年十二月 肥後、長岡監物家来 井上多久馬」との記述が見られることから、井上が三計塾にて学んでいたことが証明される。息軒と韓村との友人関係から入塾したものと考えられる。
- 420 前掲『井上毅のドイツ化構想』、43頁。
- 421 前掲『井上毅研究』、56・57頁。
- 422 「梧陰文庫」D-3として所蔵されており、表紙に「辛未冬」（慶応3年冬）と記された44枚の記録簿である。主として大学南校時代の記録である。
- 423 前掲『井上毅のドイツ化構想』、37頁。
「司法卿江藤新平へ達」、国立公文書館所蔵、『太政類典』第二編、外国交際、諸官員差遣、文書三。
- 424 前掲『井上毅のドイツ化構想』、37頁。
・毛利敏彦『江藤新平 増訂版』（中央公論社・1997年）88頁。
・「國法會議ノ議案」明治三年閏十月、『江藤新平関係文書』佐賀県立図書館所蔵。
- 425 前掲『江藤新平』、70～73頁。この「答申書」は、その後岩倉具視により「建国策」として政府に提出され、政府の課題を「郡県ノ体ヲ大成スルヲ以テ最大急務トス」と論じた。
- 426 前掲『井上毅のドイツ化構想』、48頁。
- 427 同上書、49頁。
- 428 日本史籍協会編『木戸孝允日記』二（東京大学出版会・1967年）293頁。
- 429 前掲『井上毅傳（三）』、31-44頁。
- 430 前掲『井上毅研究』、87頁。
- 431 前掲『井上毅傳（三）』、422・423頁。
- 432 芦部信喜 高橋和之補訂『憲法 第三版』（岩波書店・2002年）10頁。
日本国憲法の解説書としては、他に以下の著作を参考文献とした。
・佐藤功『憲法』ポケット注釈全書（有斐閣・昭和30年）
・田口精一・阿倍照哉・池田政章編『憲法講義』（青林書院新社・1970年）
・佐藤幸治『憲法』現代法律学講座（青林書院・昭和56年）
・浦部法穂『前訂 憲法学教室』（日本評論社・2000年）
特に人権に関しては、下記の著書を参考とした。
・宮沢俊義『憲法Ⅱ（新版）』法律学全集4（有斐閣・1959年）
・東京大学社会科学研究所編『基本的人権』全五巻のうち、4「各論Ⅰ」・5「各論Ⅱ」（東京大学出版会・1968年）
・初宿正典『憲法2 基本権（第2版）』法学叢書2（成文堂・2001年）
- 433 伊藤博文編、金子堅太郎・平塚篤校訂『秘書類纂 憲法資料 中巻』（憲法資料刊行会・1934年）334頁。
- 434 前掲『井上毅の教育政策』、1062頁。
- 435 前掲『井上毅のドイツ化構想』、65・73頁。井上の記述の二つのノートには、このドイツ人が誰であることを記録していない。現時点においても、この人物については特定されていない。しかし、著者である森川潤氏によれば、この人物はマールブルク大学教授のファンゲロフのことではないかと推定されている。彼は、ドイツで18世紀以降、

特に司法分野において『ローマ法大全』の核心をなしたパンデクテン法学（「学説彙纂」を現代社会に適用）の推進者のひとりである。したがって彼の法学説は、ドイツ固有の慣習法を考慮しながら現実生活にローマ法を適応・同化させるものとなる。このことから、ドイツは、現実生活を配慮しながらの漸進主義が基本の政治姿勢となる。井上は、この学説理論を学ぶことで、日本においても伝統と慣習を重視しながら、当時の社会状況を見定めた上で、欧米の近代思想を適用した日本の政治体制並びに法体制の確立を目指したとも考えられる。

436 前掲『井上毅傳（三）』「伯耳靈ニ於テ筆記」、47頁。

437 同上。

438 前掲『井上毅傳（二）』、231頁。

439 「楠田英世宛書簡」（明治6年5月22日付）『井上毅傳 史料篇第四』、389頁。

440 久米邦武編『特命全権大使 米欧回覧実記』（岩波書店・1779年）21頁。

441 同上書、23頁。

442 前掲『伊藤博文伝（上巻）』、705頁。

443 日本史籍協会編『大久保利通文書（四）』（東京大学出版会・昭和3年）492頁。

444 同上書、484頁。

445 前掲『井上毅傳（三）』、443頁。

446 同上書、424頁。

第三章 井上毅の学制改革と教育思想

第一節 「辛未学制意見」と「教育議」にみる「科学的」知識論

447 熊本藩の先輩である岡村甕谷は、井上の学問の師である木下鞆村との交流がある。後に、岡村の子息・匡四郎が井上家の養嗣子となっている。

448 内閣官報局編『法令全書』（京都・雄松堂・1870年）第四九〇。各藩の石高に応じて一定数の人材割り当てがなされた。

449 この制度は、1871（明治4）年7月に実施された廃藩置県によって、翌明治5年9月に廃止される。しかし、当時の貢進生の中からは穂積陳重（宇和島藩）、杉浦重剛（膳所藩）、小村寿太郎（大分・飢肥藩）、井沢修二（高遠藩）などの人材が輩出している。（山本正身『日本教育史』慶応義塾大学出版会・2014年、71頁より引用）

450 前掲『井上毅傳（一）』、1頁。

451 同上。

452 同上書、2頁。

453 同上書、3頁。これは、西洋学校を模範として、正課である「普通科」以外に、短期に専門教科を修得させる「変則」科設置への提言となる。

454 同上。

455 同上。

456 同上書、4頁。

457 1862（文久2）年1月、長岡家より井上家に勉学手当ての支給米について以下の記述がある。「三男飯田多久馬儀読書拔群相進候ニ付、米式俵宛被ニ下置一候処、其後心掛厚く出精致シ、学業拔群進歩致候付、尚為ニ御心付一毎歳米三俵宛増被ニ下置一候間、向後弥以相助可レ申」（木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会・1995年、16頁。出所は熊本市立高等女学校編『採釣園の誉』1935年刊）

458 前掲『井上毅傳（二）』、606頁。続けて「其ノ原因ハ人民ノ生活ノ仍低度ナルニ在リト雖教育設備ノ過度ニ敢然ヲ望ムニ失シ就学費ノ不廉ナル（教科書ノ高価ナル及授業料）亦其ノ一大原因タルナリ」と記している。

- 459 「梧陰文庫」B-2919
- 460 前掲『井上毅傳(一)』、4頁。「正変二則及翻訳ヲ兼ル・・・」について、高橋康昌『近代日本の政治思想と体制』(雄山閣・1977年)は「井上にとって儒学が西欧近代知識と矛盾するものではなく、これを基礎としながら新たな教育内容を実用的方向に転換させる、つまり技術的手段化することに重点がおかれている。・・・(略)・・・なかんずく、語学教育＝翻訳技術と捉えられている点に技術官僚としての一つの視点が発見される」(64・65頁)と、井上の官僚としての姿勢を論じる。
- 461 同上書、5頁。「変則」科の設置について、森川潤『井上毅のドイツ化構想』(雄松堂出版・2003年)は、「日本の社会風土に適応する制度を創出しようとした」(22頁)と論じている。西洋学校を模範としながらも、我国独自の伝統を尊重する井上の基本思想からみて妥当な見解といえる。
- 462 同上。
- 463 フルベツキ (Guido Herman Fridolin Verbeck) は、オランダ生まれのアメリカ人改革派教会宣教師で、1859(安政6)年に来日して政府の顧問を務めた人物。教育家であり、ドイツ医学を建議するなどを行っている。
- 464 前掲『井上毅傳(一)』、5頁。
- 465 同上書、6頁。
- 466 同上。
- 467 同上書、6・7頁。
- 468 同上書、7頁。
- 469 同上書、8頁。その理由は、「洋行生」一人を選出することは「奉人官」一人を選出するよりも困難であるからだとしている。
- 470 同上書、9頁。
- 471 木戸田四郎「維新期の農民一揆」(岩波講座『日本歴史』近代2、岩波書店・1971年)は、維新後の「商品経済の発展が農村内部の対立を激化させるからである。これとともに領主財政の窮迫をもたらし、領主をして専売制度・物産会所の設立を余儀なくさせ、村吏豪農層をその運営に参加させ、豪農層と農民との対立をさらに激化させることになった」(184頁)と論じられている。明治2年の後半から高碓藩、大垣藩。さらに貢進生制度以降の明治3年には、宇和島藩、日田県(大分)で一万人規模、松代藩では七万人規模の騒擾が発生している。
- 472 前掲『法制官僚の時代』、38頁。国民を排除して行政主体の「官僚寡頭制に進む」か、それとも「民選議院」に国民を組み込んでいくかという政治体制が問われている。
- 473 前掲『井上毅傳(一)』、4頁。
- 474 前掲『井上毅傳(六)』、87頁。原文『伊藤博文伝』、国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集(第一巻)』、8頁。
- 475 前掲『井上毅の教育思想』は、「井上の根底には、『歴史文学慣習言語』に国家の観念的機軸を求め、それを中心に国民の結束をはかり国家統一を達成せんとする国家主義が内在している」(182頁)と論じている。
- 476 文部省内・教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史(第三巻)』(龍吟社・1938年)684頁。
- 477 前掲『井上毅傳(一)』、72頁。
- 478 前掲『井上毅のドイツ化構想』(23頁)より引用。山口に対応して「直言硬論毫も憚らず」に彼を退散させたと記されている。原文は不明。
- 479 明治憲法制定に関して、伊藤との対立点は多くあるが、特に天皇に対する「大臣輔弼の原則」論を巡る対立は激しいものがある。第七十条の行政権の在り方に関して、伊藤は自らが内閣総理大臣として行政権を中心とする内閣主体の政治体制を構想していた。それに対して、井上は「憲法試草案(乙)案」第二条(「夏島草案」第四条)の「天皇ハ

国権ヲ総攬シ」を楯に、「行政権ハ内閣ニ於テ統一スト正条ヲ憲法ニ掲クルハ豈天皇ノ大権ヲ冒瀆セサランヤ」（稲田正次『明治憲法成立史（下巻）』（有斐閣・1960年、235頁）として批判し、天皇と内閣の一体性こそ内閣制度の基本であることを憲法に明記すべきであると強く主張している。

480 山県の教育勅語草案の要請に対して、井上は「今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ良心ノ自由ニ干渉セズ」（『井上毅伝 史料篇第二』、231頁）として、立憲主義の立場から教育に特定の思想・哲学を強制することを批判し、「再思を請ふ」（234頁）と意見している。

481 井上久雄『増補 学制論考（風間書房・1963年）284頁から引用。その法案の原典については、米国「剛色斯州の旧憲法、リーブンウォース憲法一八五四年四月三日第七条第一節」（田中不二麿編『米国学学校法』上、剛色斯州憲法、巻一、六五頁）からであろうとされている。

482 同上。

483 田中の「教育令」上奏に対しては賛否があり、明治12年2月の閣議「同（案）」修正「教育令」起草において、参議伊藤博文の意見により「生徒ヲシテ道徳ノ性情を涵養シ愛国ノ主義ヲ銘記セシムルハ特ニ教員ノ注意スヘキ者トス」が削除されている。さらに、佐野常民の「第三条」学科順位（読書習字算術地理歴史修身等）に対する反対意見「本条修身ノ字ヲ課程ノ冒頭ニ置キ」は、道徳教育の重視を強調するとして否決されている。いずれにしても、当時において道徳教育は重きをなさず、自由主義的「教育令」となっている。

484 自由民権運動に妥協する形で制定された法で、別名「地方三新法」ともいわれ、「郡区町村編成法」・「府県会規則」・「地方税規則」の総称を言う。民権派の要求を一部取り入れながら地方分権を部分的に容認した、我国最初の統一的な地方行財政制度である。

485 海後宗臣『元田永孚』（文教書院・1942年）175頁。

486 前掲『明治憲法成立史（上巻）』、434頁。

487 前掲『教育勅語成立過程の研究』、42頁。

488 東京大学資料編纂所『保古飛呂比 佐々木高行日記』八（東京大学出版・1976年）301頁。明治天皇の教育に対する関心と改革は、1878（明治11）年の北陸・東海地方への巡行が一つの要因になっていたと一般的に考えられている。例としては、生徒たちが高尚な弁舌は行うものの、家業については返答が困難であった等の実態を見聞したとの説（元田永孚「古稀之記」、元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書（第一巻）』元田文書研究会、1969年、176・177頁）が論じられている。

489 『教育勅語渙発関係資料集（第一巻）』（国民精神文化研究所・1938年）3・4頁。

490 山住正巳校注『日本近代思想大系6 教育の体系』（岩波書店・1990年）76頁。

491 前掲『井上毅傳（六）』、85頁。『教育議』は「梧陰文庫」（A-五〇四）の井上家所蔵本「代草」の一遍である。『史料篇 第六』での表題は「十二年伊藤参議教育議」（明治十二年〔九月〕）と記されており、全文が井上の自筆草稿として墨書されたものである。他に、『伊藤博文伝』に所収の草稿が（参考）として附されているが、元田の国教論に対する批判としての政教一致に関する箇所以外は、ほとんど内容的な基本的事項に変更はない。

492 同上書、86頁。

493 同上書、86・87頁。

494 前掲『日本近代思想大系6 教育の体系』、76頁。

495 同上。

496 前掲『井上毅傳（六）』、87頁。

497 『伊藤博文伝』の『教育議』においては、「歴史・文学・慣習・言語」となっている。いずれにしても、井上が日本独自の諸種の伝統的文化に「国体ヲ組織」する「元素」を

見出していたことに相違はない。

- 498 井上と元田の国体に対する共通項として、沼田哲『元田永孚と明治国家』（吉川弘文館・2005年）は、井上が「儒教ヲ存ス」において「官府ノ外ニ僧府ナキ」と論じたこと、さらに井上が欽定憲法の方針を採用したことを取り上げて、「井上における儒学評価の元田へ接近と、憲法制定方針における『国体論』の導入、とは井上を元田に近づけることになる」（280頁）と論じている。しかし、接近することはあっても、その「国体」に対する捉え方には、その思想基盤としての立憲主義思想を崩さない井上と古典的儒学思想を基盤とする元田との間には、決して統合されない思想の異質性がみられると考える。
- 499 文部省内・教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史（第三巻）』（龍吟社・1938年）684頁。文相時の明治26年11月、井上は自らが「実業補習学校規程」公布の訓令（文部省訓令第一二号）を出して、「我カ国ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラス此ノ**科学的ノ知識能力**ハ未タ普通人民ニ浸潤セセス」故に、「国家将来ノ富カヲ進メントセハ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス」と規定している。
- 500 しかしながら、明治14年11月7日の『十四年 進大臣』（『人心教導意見案』）において、井上は人心教導の方策としてその第四に「漢学ヲ勸ム」として「忠愛恭順ノ道ヲ教ユルハ、未タ漢学ヨリ切ナル者ハアラズ」（『井上毅傳（一）』、250頁）と論じており矛盾する。彼の時代の変化による思想変遷というよりも、一つはドイツ学推進の立場上、英仏語を否定せざるを得なかったこと。二つは、国体思想を推進するうえで漢学の必要性が存在したという政治的な問題が絡んでいたと考えられる。
- 501 前掲『井上毅傳（六）』、87・88頁。
- 502 既述したように、『伊藤博文伝』（春畝公追頌会編、秘書類纂刊行会・1935年、原書房・1970年復刻）の「教育議」においては政教一致に対する反論内容が記されている。『井上毅傳（六）』においては（参考）「教育議」として掲載されている。本稿では、こちらを参考資料として使用する。
- 503 前掲『明治憲法成立史（上巻）』、436頁を引用。『元田永孚文書』の中に見出されると記されている。また、海後宗臣『元田永孚』（文教書院・昭和17年、145頁）においても同様の既述がある。
- 504 同上書、439頁を引用。原典は国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第一巻（1938年）所収。
- 505 前掲『井上毅傳（六）』、90頁。
- 506 前掲『新訂版 日本近代教育の思想史研究』、155頁。「伊藤を中心とした開明派官僚のこうした教育路線も、自由民権運動の台頭などによって方向の転換を余儀なくされ」と論じる。

第三章井上毅の学制改革と教育思想

第二節 井上毅の富国強兵と教育思想

- 507 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝（下巻）』（明治書院・1927年）1581頁。木戸は、征韓論において現状の日本を「治効未ダ嘗テ文明ニ化セズ、国歩未ダ嘗テ富強ニ適サズ、独立ノ名アリテ独立ノ名ナク、足ヲソハタテ、万邦ト対峙ス」と論じた。そして、1873（明治6）年の『憲法制定ノ建議書』の中で、ポーランドにて見聞した弱小国ノ例ヲ挙ゲテ「富強ヲ興シ文明ヲ隆ニシ」（1563頁）と記し、明解に富国強兵の構想を提起している。
- 508 日本史籍協会編『大久保利通関係文書（五）』（東京大学出版会・1928年）561頁。

- 509 井上毅は、元来国の基本は農業にありとする農本主義の思想をもっていた。彼は嘗て『交易論』にて「我国ハ之農ヲ以テ本トシ」（前掲『井上毅伝（三）』14頁）と論じ、また明治4年大学南校中舎長時代の『辛未学制意見』にては「農科ハ於皇国富殖ノ第一務タリ」と記して農学校の設置を意見している。さらに、富国強兵論としては、明治7年『対清政策意見案』にて「早キニ及テ一挙シテ清国ニ勝ヘシ」（前掲『井上毅伝（一）』24頁）と論じ、明治8年の江華島事件においては大久保・伊藤宛『朝鮮政策意見案』に「一万ノ兵ヲ用ヒ六月ニシテ王城挙クベキナリ」（同、57頁）との強兵策を提起している。
- 510 前掲『井上毅伝（一）』、53頁。
- 511 井上は、明治14年6月、岩倉の要請により憲法草案「意見第一」「意見第二」そして総合的成果としての「第三綱領」（「大綱領」）を起草している。これは、ドイツ人法律顧問のカール・ロエスレルの指導を受けながら、フランス・ドイツ研修で学んだ結論としての行政権優位と制限君主制を内容とするドイツ型立憲君主制を日本国家の基軸として実現すべき事をめざす憲法論であった。その内容は、後の明治憲法（大日本帝国憲法）の基本条項を網羅する、天皇の統治権、統帥権、宣戦と講和等を内容とする本格的な憲法草案であった。同時に、彼は岩倉宛書簡（6月16日付け）を送付し「欧州各国特ニ独逸国ノ如キハ、決テ英国ノ如キ十分ノ権力ヲ議院ニ与ヘ、立法権而已ナラス、併テ行政之実権ヲモ付与スルニ至ラス」（『井上毅伝（四）』、337・338頁）と記し、大隈の英国型『建議書』を強く批判し、政府権限の強いドイツ型立憲政体を強力に推奨した。
- 512 前掲『井上毅傳（四）』、47頁。
- 513 同上。
- 514 同上。
- 515 園田英弘・濱名篤・廣田照幸『士族の歴史社会学的研究』（名古屋大学出版会・1995年）によれば、明治14年現在での「旧武士層の官職保有率」（出所『帝国統計年鑑』）は中央・府道7万8328人中5万2032人、郡区町村吏（教員を除く）については9万266人中1万5524人の統計がある。因みに、当時の士族総戸数42万5658戸。戸数に関しては、深谷博治『新訂 華士族秩禄処分の研究』（吉川弘文館・1973年）によれば、明治5年1月の「太政官布告」により、旧一般武士層から士族へ25万8952人、卒へ16万5875人、総計42万5827人（戸）（家族総数194万2241人）という統計（出所・戸籍寮編『日本全国戸籍者』）がある。しかしながら、その実数については流動的なものがあると考えられる。
- 516 沖田行司『新訂版 日本近代教育の思想史研究』（学術出版会・2007年）13頁。
さらに「また、儒教の『華夷内外の弁』を意味転化させた攘夷論は、『神州』としての日本の特殊性＝国体と相容れない西洋＝夷狄を拒絶する理論的根拠を明示した。これら二つが相互に補完する形で統合した尊王攘夷論は、したがって、内・外の危機を不可分なものとしてとらえた上で、『外患』に対処する基本姿勢を明らかにすると同時に、徳川封建体制の秩序再編のイデオロギーとして成立したものに他ならない。」と記す。こうした国内外の政治的危機に対する同様の見解は、辻本雅史の『近世教育思想史の研究』（思文閣出版・1990年）にも見られる。そこでは、後期水戸学本来の意図は、現存の幕藩政治体制を前提にしながら国体論に基づいて再建強化することであり、したがって、「尊王敬慕」が政治的立場の基本（268頁）と論じられている
- 517 前掲『井上毅傳（一）』、71頁。
- 518 同上書、72頁。
- 519 同上。
- 520 同上書、73頁。

-
- 521 同上書、74頁。
- 522 正本は『伊藤博文傳』に記載されている。本稿においては『井上毅傳 史料篇第六』に掲載されている井上毅自筆墨書（罫紙11枚に記載）「参議伊藤博文立憲政体建議案」を参照とした。
- 523 前掲『井上毅傳（六）』、95頁。
- 524 落合弘樹『明治国家と士族』（吉川公弘文館・2001年）が論じるように、維新後の士族の活用論に関しては、徳川幕藩体制における「知識層に属する士族の協力は、国家建設に不可欠であるとする」（198頁）のが一般的であろう。
- 525 前掲『井上毅傳（六）』、96頁。
- 526 同上書、97頁。
- 527 同上書、98頁。
- 528 前掲『井上毅傳（一）』、249頁。井上は、この「人心教導意見案」のみならず、前述の明治14年7月12日付「伊藤博文宛書簡」に見られるように、「福沢ノ交詢社」論が「全国多数ヲ牢絡シ・・・人ノ脳漿ヲ泡醸セシム」と批判しているように、大隈・福沢派ラインの英国型政治論を強く敵視している。
- 529 同上書、256頁。
- 530 文部省編『学制八十年史』（大蔵省印刷局・1954年）720頁。「学制」（文部省不達第十三号）による。
- 531 前掲『井上毅傳（一）』、250頁。
- 532 前掲『井上毅の教育政策』、466頁。むしろ中・高等教育政策では尋常中学校—高等学校—帝国大学とつらなる官公立学校体系の改革を優先し、実業教育政策では低度の工業教育を優先するという、井上文政期の教育政策」と論じられているように、一般的には、中学校教育は高等教育へ連動し、学歴エリートを育成する初段階であったとみる。但し、ここにも井上の士族優先論がみられ、真の意味での民衆の実業教育をその下に配置していることが窺われる。
- 533 前掲『井上毅傳（五）』、431頁。
- 534 前掲『井上毅傳（一）』、255頁。
- 535 同上。
- 536 前掲『井上毅傳（四）』、296頁。「明治26年5月25日付伊藤巳代治宛書簡、「教育の基礎を固クシ、国家富強の源ヲ培養セントセハ、・・・」
- 537 前掲『学制百年史（資料篇）』、126頁。
- 538 「中学校教則大綱」が制定される前年の明治12年と実施年の明治13年の全国中学校数を比較すると、私立中学校は677校から僅か50校に激減。他方、官公立中学校は107校から137校へと増加している（明治11年は65校にすぎない）。官公立中学校数については以下の文献を参考資料とした。
- ・国立教育研究所・編『日本近代教育百年史3』学校教育（1）（1974年）1125頁。
 - ・望田幸男編『国際比較 近代中等教育の構造と機能』（名古屋大学・1990年）
296頁の表（総理府統計局『日本長期統計総攬5』1988年の出典）
 - ・梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史大系』は、東京都下における公・私立別の中学校数・生徒数の比較統計を示している。（「文部省年報」を資料）
 - ・仲 新 監修『学校の歴史』第三卷中学校・高等学校の歴史（第一法規・1979年）は、森有礼の「中学校令」以後の設置者（官・公・私立）別の中学校数の推移を掲載。

539 前掲『井上毅傳（五）』、431頁。

540 同上書、452頁。

第四章 井上毅の立憲主義的人権思想と教育思想

第一節 井上毅の地方自治と地方教育

－地方教育行政と教育の自由－

541 木野主計『井上毅研究』（続群書類従完成会・1995年）には、井上の青年時代の読書文献を明記して、彼の詳細な学習記録が論じられている。

542 青年時代の井上の学習記録簿の一つ『随筆』（梧陰文庫D-四）には、モンテスキューの『法の精神』、ルソーの『人間不平等論』『社会契約論』等、多数のフランス啓蒙思想の著作がフランス語で記録されている。『随筆』にはフランスのみならず、イギリス・ドイツ・アメリカに関する憲法論、政治経済、歴史地理などから立憲主義に関連する内容記述がみられ、彼は司法省に出仕する以前に、すでに立憲主義そのものの理解を有していたことが考えられる。

543 井上の司法省使節団員としての主たる調査と学習は、前半がフランス法制に関する文献と資料の翻訳業務が主であったことを上司である楠田英世宛に「著陸已来巴里府ニ逗留、河野少丞（敏謙）始メ其命を奉し、専ら翻訳ニ首を埋メ居候」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料編第四』（國學院大學図書館・1971年、384頁）と報告している。後半はドイツ法制とフランス地方行政について学習し、業務の合間においてパリ大学法学部にてボアソナード（Gustave Emile Boissonade）やブランシュ等を講師とする諮問会に参加して憲法と刑法を主として学習している。

544 明治19年3月21日『朝日新聞』第二千二百一十一号。また、同年3月13日付け『読賣新聞』には、宮廷録事として「井上図書頭は昨十二日奈良出張を仰付られ」の記事が見える。いずれも国立国会図書館所蔵。

545 同上、国立国会図書館所蔵。

546 梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿 井上毅先生傳』（木鐸社・1996年）によれば、明治17年の「八月二十七日、兼任図書頭、図書頭は新設の官にて、同月十七日、伊藤公から先生への書簡中に『宮中ニ図書寮被置候ニ付てハ、先生図書頭御兼任之儀御承諾被下度、既ニ付閣議置申候、此段為念申添置候』（76頁）と記され、続けて明治18年12月28日に「臨時官制審査委員長被仰付、明年三月、奈良出張被仰付、此は宮内省所管の事務の為であった」としている。

547 藤田省三『天皇制国家の支配原理』（未来社・1966年）は「地方自治制は、一方官僚制的支配装置を社会的底辺まで下降させて制度化する」（18頁）と論じている。その他、この明治前期の地方自治の先行研究として、神田修『明治憲法下の教育行政の研究』（福村出版・1970年）は、明治憲法下における地方自治行政組織に関わる教育行政機構と思想の性質の究明を論じ、「地方団体のわずかな権限すらが、官治組織にすいあげられたことに象徴されているように、それが『官治』に一層一元された」（100頁）と記している。大石嘉一郎「地方自治制の確立－行政村の定着を中心として」遠山茂樹編『近代天皇制の成立』（岩波書店・1987年）は「地方自治制は、近代天皇制国家を全国的な広がりにおいて支える、地方人民に対する支配・統合を意図した体制であった」（409）と論じる。近年の著作として、河田敦子『近代日本地方教育行政制度の形成過程』（風間書房・1911年）は、各県の実態を調査して近代日本の地方制度における「権力構造」を論じている。亀卦川浩による『自治五十年史』（良書普及会・1940年）、『明治地方自治制度の成立過程』（東京市政調査会・1955年）は学術文献として貴重である。

- 548 この大久保の上申書をつらぬく基本思想を、亀卦川浩『明治地方自治制度の成立過程』（東京市政調査会・1955年）は「政府の施策をあまねく地方にゆきわたらせ、国内の平安をたもたしめる途が一に地方自治を設けるにある」（44頁）と論じた。
- 549 木戸は、1875（明治8）年6月からの第一回地方官会議の議長として、地方民会（府県会・区町村会）に関して中心的に動き、町村会を除く府県会・区会を開催することを決議している。木戸が地方自治を強く主張していた事実は、前島密の『鴻爪痕』の中に読み取れる。明治10年8月、大久保が前島との談話の中で「予（大久保一注・引用者）は之を説者に聞く。（木戸公なりしならん）国の大体を確立せんには権を地方に分ち諸県皆自治するの制度を建つるを先とすと。今之が実際の施策は如何すべき」（市野弥三郎編『鴻爪痕』（私家本、前島彌発行・1920年、夢平閑話27頁）と記す。
- 550 日本史籍協会編『大久保利通文書 十』（東京大学出版会・1969年）にて、「明治十一年地方制度改正案」は、「第一 地方ノ体制」を、まず現行の大区・小区制は我国「固有ノ慣習」に依拠しない区画故に人心に適さず便宜を欠いて人民の利益を減殺していると批判する。そして、地方区画とその性質について、欧米の制度も適せずとしたうえで「宜シク我カ邦古来ノ慣習ト方今人智ノ程度トヲ斟酌シテ適実ノ制ヲ設クヘキナリ依テ前述ノ主義ニ基キ府県都市ハ行政ノ区画タルト住民社会独立ノ区画タルト二種ノ性質オ有セシメ町村ハ住民社会独立ノ区画タル一種ノ性質ノミヲ有セシメ而シテ都市ニ吏員ヲ置テ其二種ノ性質ノ事務ヲ兼掌セシメ、町村ハ其村町内共同ノ公事ヲ行フ者即チ行事人ヲ以テ其独立ノ公事ヲ掌ルヘキモノトナスヘキナリ」（116頁）と論じた。
- 551 同上書114頁。
- 552 大森鐘一・一木喜徳郎編『市町村制史稿』（元元堂・1907年、8頁）。亀卦川浩『自治五十年史』にては、『井上毅の修正を経て』（51頁）となっている。また、同氏の『明治地方自治制度の成立過程』では「法制官たる井上毅が参議伊藤博文のもとに修正を加えたものを地方官会議と元老院会議にかけた上で政府が公布」（48頁）と記している。
- 553 前掲『井上毅傳（一）』、146頁。
- 554 同上。
- 555 河田敦子『近代日本地方教育行政制度の形成過程－教育制度と地方制度の構造的連関－』（風間書房・2011年、22頁）は「各地に広がる旧士族の不満や民権的な思想に対処して地方分権と自治を配慮し、尚中央集権的な体制を整備するために作られた制度であった」と論じる。また福島正夫『福島正夫著作集 第九巻 地方制度』（勁草書房・1996年、386頁）は、明治前期の地方自治体制を、三新法をもって「権力の地方統治はほぼ成功裡に統一強化された」と論じる。山中永之介も『日本近代地方自治制と国家』（弘文堂・1999、140頁）にて、松方財政や地方行財政政策が「自由民権運動を中核とする反政府人民闘争、とくに豪農（豪商）層＝地方名望家層を中核とする府県段階での反政府闘争を潰滅状態に近いまでに制圧した」と論じている。
- 556 前掲『井上毅傳（四）』、621頁。
- 557 同上。
- 558 前掲『井上毅傳（一）』、17頁。
- 559 前掲『井上毅傳（四）』、623頁。
- 560 伊藤博文編、尾佐竹猛・平塚篤校訂『秘書類纂 法制関係史料 下巻』（秘書類纂関係資料刊行会・1934年）、「府県制ニ対スルノ杞憂」（明治21年10月5日）296頁。
- 561 山県有朋「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」、国家学会編『（国家学会創立満三十年記念）明治憲制経済史論』（有斐閣書房・1919年）430頁。
- 562 同上書、398頁。
- 563 海野福寿・渡辺隆喜「明治国家と地方自治」、『大系 日本国家史 4 近代I』（東京

- 大学出版会・1975年)、海野福寿「二 地方自治制の成立」273・274頁。
- 564 同上書、274頁。
- 565 出原政雄『自由民権期の政治思想—人権・地方自治・平和—』(法律文化社・1995年)218頁。出原はその為の参考文献として、坂井雄吉「明治地方政治とフランス—井上毅の立法意見を参考として—」を紹介している。本論も一つの参考意見としている。
- 566 前掲『法制関係資料 下巻』201頁。
- 567 坂井雄吉「明治地方制度とフランス—井上毅の立法意見を手がかりとして—」日本政治学会編『近代日本における中央と地方』(『年報政治学』1983年所収)岩波書店・1985年、6頁)。さらに、『井上毅と明治国家』(東京大学出版会・1983年、115頁)においても、「下部構造における『自治』の要求は、『私法』の領域について人民の生活の『自然』を重視し、各地域の持つ多様な習俗習慣を尊重すべきだと説く彼の持説にそのまま合致する」と論じている。しかし、坂井はそのように井上を評価することに関して、同著で「このような井上像修正の試みは『右翼保守反動』のなすわざではないのか、という思いにも絶えずさいなまされなければならなかった」(304頁)と記して、明治政府並びに為政者の「ブレイン」「黒幕」的存在であるとする根強い井上毅像を否定する事の難しさを吐露している。
- 568 稲田正次『明治憲法成立史(上巻)』(有斐閣・1960年、243頁)より引用。これに関連して、木野主計はその著『井上毅研究』(続群書類従完成会・1995年)にて、「国の建国法である憲法を定めて、議院の翼賛を以て、議会を運営するという、井上毅の生涯にわたって保持していた根本的思想が、この詔勅によく込められている」(439頁)と論じている。そして、井上が法制官僚として法文作成の要領とその法思想の基本としたものが、この詔勅を基礎的構想としていたとも論じている。
- 569 前掲『井上毅傳(一)』、98頁。
- 570 同上書、100頁。
- 571 同上書、128頁。
- 572 同上書、462頁。梧陰文庫B—一二九五。
- 573 同上書、461頁。
- 574 前掲『秘書類纂 法制関係資料 下巻』、「地方自治ハ村ニ適シテ郡ニ適セザルノ意見」、303頁。前掲『井上毅伝 史料篇第一』、459頁。但し、『法制関係史料 下巻』にて「庄屋ハ」の箇所が、『井上毅伝 史料編第一』にては「年寄庄屋は」と記述されている。
- 575 同上。
- 576 同上。
- 577 前掲『井上毅傳(一)』、460頁。
- 578 伊藤博文公編、金子堅太郎・栗野慎一郎・伊藤博精・尾佐竹猛・平塚篤校訂『法制関係資料 下巻』(秘書類纂刊行会・1935年)、388頁。
- 579 同上書、391頁。
- 580 同上書、392頁。
- 581 同上書、394頁。
- 582 前掲『井上毅傳(一)』、474頁。
- 583 同上書、475頁。
- 584 同上書、476頁。
- 585 同上「大阪府公文書館所蔵番号—99117」。「大阪府」罫紙3枚。
- 586 同上「大阪府公文書館所蔵番号—99096」。「大阪府」罫紙3枚。同文献中に、その端緒を「去月十七日夜半ニ至リ枚方駅ノ堤防破壊シ忽ニシテ」諸郡を浸水させたと記述している。
- 587 「大阪府公文書館所蔵番号—99114」。「大阪府」と記載された罫紙2枚であるが、

担当部局名はない

- 588 梧陰文庫B-1865。大阪府奈良警察署朱13行罫紙2枚。
- 589 同上、B-1866。大阪府朱13行罫紙2枚。
- 590 同上、B-1868。大阪府朱13行罫紙1枚。
- 591 大阪府警察史編集委員会編『大阪府警察史 史料編I』(大阪府警察本部・1983年)、687-689頁。
- 592 前掲「大阪府公文書館所蔵番号-99112」。7枚。大阪府知事は、水害被害対策に繁忙を極めていたためであろうか参加記名していない。
- 593 前掲「大阪府公文書館所蔵番号-99146」。「大阪府」罫紙2枚。
- 594 前掲『井上毅伝 史料編第一』479・480頁。
- 595 同上書、480頁。
- 596 同上書、489頁。
- 597 同上書、『地方政治改良意見案』474頁。
- 598 新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史 第五巻』(大阪市・1991年、191・192頁)によれば、大阪市中区町費の場合、教育費支出は8万3471円と区町費の約45パーセントを占めていたのであるが、17年では14万4002円と約63パーセントに増加し、以後の緊縮財政並びに18年8月の「教育令」改正による地方教育節減により18年以降は減少傾向となっていることから窺い知れる。参考資料の「表」は『明治大正大阪市史 4』により作成したと記している。
- 599 前掲『井上毅傳(一)』、『地方政治改良意見案』492頁。
- 600 同上書、494・495頁。
- 601 同上書、495・496頁。その他として、以下の二点の方法を論じている。
 - 一 貧民中ノ盲者老病者ニ限り養育スル事
 - 一 廢疾者ハ乞食免許ノ札ヲ与フル事
- 602 同上書、496頁。
- 603 同上。
- 604 大阪同和教育史料集編纂委員会編『大阪の同和教育史』(部落解放研究所・1987年)は、『文部省第四年報』の史料を参考として松方財政以後の被差別部落の児童の就学率が極めて低い状況の理由を、「極度の貧困のために学校建設維持の経費が負担できない、授業料が払えないことなどのほか、児童を労働力として働かさねばならないという事情があった」(8頁)と論じている。
- 605 明治18年3月の大阪府知事から司法卿に提出された淀川大洪水による『貧民ノ状況』には、その「困難」の「甚キ部分」が河内南方の各郡と泉攝両国の沿海部落と報告していたように、以前から河内南方各郡や沿海村民には窮民が多いと記す。さらに、「泉郡唐国村就学不就学者取調書」(大阪府教育委員会編『大阪府教育百年史 第一巻概説編』大阪府・1973年、299頁。「調査表」は(高橋家文書)と記されている)によると児童の不就学状況は全児童52名に上り、その内訳は職業見習が21名、ついで出稼ぎと子守各6名となっている。男女別では女子33名、男子19名である。さらに、同年7月の大阪府大鳥・泉郡長の『部内就学督励方告諭』によれば、「元来当役所部内各小学校就学生徒ハ、其三分ノ一ニ居リ、其余三分ノ二ハ貴重ナル光陰ヲ徒費スルモノト確認セザルヲ得ス、其就学セシメタルモノノ口実ヲ聞クニ或ハ農事多忙家内人少貧困等ニ外ナラス」と記して、泉南地方における不就学児童の三分の二の多数児童が、家の農作業労働に従事するなど「貧困」を理由として教育を受けることが困難な状況を報告している。
- 606 暉峻康人「井上毅の明治中期における地方改良構想」、早稲田大学史学会編『史観』第86・87冊、1973年、64頁。
- 607 同上書、70頁。
- 608 大庭邦彦「明治地方自治制度導入をめぐる相克について-井上毅の『自治』認識を中

-
- 心にー」、『専修人文論集』57（専修大学学会・1995年）141頁。
- 609 同上書、144頁。
- 610 同上書、152頁。
- 611 前掲「明治地方制度とフランス」、3頁。
- 612 同上。
- 613 前掲『井上毅傳（一）』、128頁。
- 614 前掲「明治地方制度とフランス」、11頁。
- 615 前掲『井上毅と明治国家』においても、西欧治罪法の紹介とことわりながらも、井上の法秩序の安定をはかる意図の中での人民（容疑者）の「自由」を明確に擁護している。このことは、既に明治8年の『拷問廃止意見案』（『井上毅伝 史料編第一』）の「法ヲ論スルハ拷問ヲ廢スルヨリ急ナルハナシ」（58頁）と論じていることに明瞭である。
- 616 前掲『井上毅傳（一）』、14頁。
- 617 同上書、15頁。
- 618 井上は、逝去する三ヶ月前の1894（明治27）年12月29日、徳富蘇峰を葉山の別荘に迎えた折に「国家多事の日にさいして蒲団の上に死ぬ。こんなふらちものは黒葬礼こそ相当なれ」（徳富蘇峰「井上梧陰」、草野茂松・並木仙太郎編『蘇峰文選』民友社・1915年、485頁所収）と述べたと伝えられている。
- 619 『井上毅傳（二）』、586頁。
- 620 同上書、644頁。
- 621 同上。
- 622 同上。
- 623 同上書、645頁。
- 624 同上。但し、基本的には「元来小学教育ハ国ト市町村トノ事業ナレハ国ハ其一部分ノ費用ヲ支出シ其他ハ之ヲ市町村ニ負担セシムルヲ相当トス（欧米諸国ニ於テモ皆比例ニ依レリ）」（647頁）と記している。
- 625 同上書、651頁。
- 626 同上。
- 627 前掲『井上毅傳（四）』、249頁。
- 628 同上。
- 629 原田敬一『日清・日露戦争』シリーズ日本近現代史③（岩波書店・2007年）57頁。
- 630 前掲『井上毅傳（二）』、654頁。「同参考」は、1894（明治27）年に「実業教育補助法意見案」としてあらためて実業教育の意見書として提議されている。そこにおいて、「国家全体ノ富力ヲ進ムル上ヨリ云モ実業教育ヲ奨励スルハ急中ノ急ナル」（676頁）としている。そして、「國ノ工業ノ要素タル原質物ハ一ニ石炭ニニ國ニ産鉄アル事三ニ国民実業ノ知識アル事今日欠ク所ノモノハ國民実業上ノ智識ニ在リ」（677頁）と記した。
- 631 山本正身『日本教育史—教育の『今』を歴史から考える—』（慶応義塾大学出版会・2014年）173頁。山本は、井上の実業教育政策を評価し、本文内にて（一八九四年には、実業学校三三校、実業補習学校一九校だったのが、一八九八年には実業学校一〇七校、実業補習学校一一三校と急増した）と記している。
- 632 稲田正次『明治憲法成立史（下巻）』（有斐閣・1962年）73頁より引用。
- 633 井上が憲法起案の参考意見として、国民の基本権を如何に規定するかについて「国民ノ権利及自由ハ法治国ノ最モ貴重ニスベキ者ナリ」（前掲『明治憲法成立史（下巻）』、14頁）と前置きして、人民の権利は尊重されるべきであると問議した。それに対する彼らの答議は、カール・ロエスレル（レースラー、Karl Friedrich Hermann Roesler）が

教育に関して「自由ハ一定ノ範圍ニ於テ之ヲ許スヲ得ヘシト雖忒ニ教育ヲナスノ權ヲ予フルハ正当ノ事ニ非ス国民ノ年少ナル者ヲ各種ノ迷路ニ誘カシムルコトアルヘカラズ」(同上書、17頁)と答議している。アルベルト・モッセ (Albelt Mosse) は1885(明治18)年に開催された憲法制定に向けての研修会「憲法会議」において、「自由教育ト云カ如キハ恰モ自由ト云フ一字ニ就テ空理ヲ問答スルモノニ異ナラス」(清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』岩波書店・1939年、61頁)として、教育を付与することについては否定的であった。その「憲法会議」において、ドイツ人法律顧問のカール・ルドルフ (Carl Rudolph) も、「自由教育ト云フコトヲ明載スルトキハ、必ず是ヨリ百端ノ議論ヲ生ジテ為メニ行政ノ権力ハ其減殺セラルベシ」(伊藤博文編『秘書類纂 憲法資料(中巻)』秘書類纂会・1935年、334頁)と講義して、教育の自由規定が行政の弱体化に陥る危険性を指摘して教育の自由を人民に付与することの危険性を述べて反対している。

- 634 井上久雄『近代日本教育法の成立』(風間書房・1969年)832頁。
- 635 前掲『井上毅傳(二)』、658頁。
- 636 同上。
- 637 文部省編『学制百年史 資料編』(ぎょうせい・1972年)、190頁。
- 638 木村匡『井上毅君教育事業小史』(図書刊行会・1981年覆刻、明治教育古典叢書31)、4頁。原本は明治28年発行。当時、木村は文部省の文部大臣官房文書課報告掛長兼記録掛長の地位にあり、文部大臣としての動向を知悉している。
- 639 文部省普通学務局編『文部省普通学務局例規類纂』第二編(文部省・1896年)二四八丁(頁)。
- 640 「梧陰文庫」B-三〇二一。
- 641 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料編第五』(國學院大學図書館・1970年)431頁。
- 642 同上書、433頁。
- 643 前掲『井上毅傳(二)』、606・607頁。「意見書」は、その他工業教育・中等教育・大学改革・高等師範学校の振興・女子教育の奨励等を提議している。
- 644 文部省編『学制百年史(記述編)』(ぎょうせい・1972年)274頁。
- 645 前掲『井上毅傳(二)』、608頁。
- 646 同上書、609頁。
- 647 前掲『井上毅傳(五)』、431頁。
- 648 同上書、433頁。
- 649 同上書、426・427頁。
- 650 同上書、427頁。
- 651 「梧陰文庫」(D-4)マイクロフィルムより。
- 652 海後宗臣編『井上毅の教育政策』(東京大学出版会・1968年)116頁。「第一章 初等教育」論文にて。
- 653 「梧陰文庫」B-2920。
- 654 そのことは、山中永之介『日本近代地方自治制と国家』(弘文堂・1999年、92頁)が「郡区町村編成法」における郡と郡長制の設置を、「府県知事、県令に対する『内務卿ノ監督』の法定=明確化などとともに、権力的な中央集権、官僚的統制の強化をはかるものにはかならない」と批判しているとおりである。
- 655 前掲『井上毅傳(二)』、259頁。
- 656 杉原泰雄『憲法と公教育—「教育権の独立」を求めて—』(勁草書房・2011年)136頁。「公教育」に関して、杉原は井上が作成した明治憲法の解説書である『憲法義解』の第二十八条(信教の自由)、第二十九条(言論・出版・結社の自由)を例示して、「これらの解説は、近代の立憲主義体制をとる諸国の状況をふまえるもので、井上毅の公権

力と公教育・私教育の関係にかんするさきの見解を正当化しうるものであった」として、「明治憲法自体、井上の展開したような公権力と教育の在り方を求める構造を持っている」（135頁）と論じている。杉原は井上が『憲法義解』によって両条案の中に人権思想の解説を行い、併せて彼が公権力は公教育と無関係ではありえないことを説明した。

657 井上毅は、熊本藩家老長岡監物（米田是容）の下級陪臣である飯田権五兵衛の三男として誕生。幼名は多久馬。1866（慶応2）年、24歳で井上家の養子となる。幼少時より監物の私塾必由堂にて実学的儒学（朱子学）を学び、為政者としての「仁政安民」思想と尊王思想を修得した。その後、監物の推挙で時習館訓導の木下鞆村（犀譚）の鞆村書屋、さらに藩校時習館居寮生として実学的儒学ならびに中国法（明律・清律）を中心とする法思想を学んでいる。その後、藩命にてフランス学を研修した。

658 梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿 井上毅先生伝』（木鐸社・1996年）38頁。

「先生は天資高明なる上に、又非常の勉学を以てせられた。住宅の中にて、一畳を敷ける押入の如き処があった。その窓際に小机を置きて、日夜の別なく勉強せられた。窓外の広場は、郷党の児童等の遊戯所であったが、先生は曾て其間に伍せられたことなく、読書を以て唯一の楽と為し、夜更くるまでも机辺を離れず勉学せられた」と記す。井上の勉学への取り組みは、唯一の自由と「楽」の時間であったことが推測できる。

第四章 井上毅の立憲主義的教育思想

第二節 明治憲法成立過程にみる井上毅の教育思想

－「憲法草案」教育条項と『憲法義解』における教育権

659 芦部信喜著・高橋和之補訂正『憲法 第三版』（岩波書店・2002年）5頁。

樋口陽一は「立憲主義とは、国家権力を拘束し、国家が独占する巨大な実力を特定のしかたでのみ行使させようとする法原理にほかならない」（『近代立憲主義と現代社会』勁草書房・1973年、152頁）と定義。浦部法穂も「憲法によって国家権力に『縛り』をかける考え方を『立憲主義』（constitutionalism）という」（『全訂憲法学教室』日本評論社・2000年、12頁）と論じるように、制限規範性としての性質とそれによって人権を保障するとした定義が通説となっている。

660 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』（岩波書店・昭和32年）133頁。

661 清宮四郎・法律学全集3『憲法I』（有斐閣・昭和32年）8頁。

「国民の自由のために、君主の専制権力に制約を加え、国民参政、基本権の保障、権力分立、法の支配などの原則を実現する国家体制を要請する」

662 佐藤幸治・現代法律学講座5『憲法』（青林書院・昭和56年）7頁。

663 前掲『井上毅傳（二）』、259頁。

664 伊藤博文・金子堅太郎・平塚篤校訂『憲法資料 上巻』（憲法資料刊行会・1934年）351頁。稲田正次『明治憲法成立史 下巻』（14頁）にも同文あり。

665 前掲『井上毅傳（二）』、231頁。

666 伊藤博文著・宮沢俊義校訂『憲法義解』（岩波書店・1940年、181頁）

解題において宮沢は『憲法義解』について以下に説明している。「逐条説明書は元来井上毅の起草にかかわるものなのであるから、それは間違いではない。むしろ、逐条説明書は枢密院の修正を経ているし、また『義解稿本』は右の共同審査会の修正を経ているから、両義解の文章が全部そのまま井上の筆になるといふことはできぬが、それに対してもっとも多くを貢献しているのが彼であることは明らかであるから、彼をもって両義解の父とすることは決して間違いではない。」と記している。よって、『憲法義解』の内容は井上毅の意図のもとに成立したものであるという立場で彼の思想を検証したい。

667 前掲『井上毅研究』、5頁。資料は熊本県立図書館所蔵『有禄士族基本台帳』イ之部二に依拠している。

井上は、天保十四年十二月十八日、熊本藩家老長岡監物（米田是容）の家臣（中小姓格の陪臣）飯田権五兵衛（禄高二十五俵扶持一年米十五俵との説もある）の三男として誕生した。下級武士であるがために、「家は甚々貧困で、其の住宅も餘り廣からざる茅屋」（六畳・四畳半二間位の小さな茅屋）といわれた生活環境の中で育ち、筆紙にも事欠く有様であったと言われている。慶応元年23歳の時、米田家陪臣の「井上」家（禄高・年米十五俵）の養子となる。

尚、井上毅の研究書は多数出版されている。個人史的な総合研究書としては、本著の木野による法制官僚としての政治と法思想を論じた『井上毅研究』、井上の国体主義教育論と文部大臣としての文教思想を論じた野口伐名の『井上毅の教育思想』（風間書房・平成6年）、井上の法認識と明治憲法を中心として明治政治体制を論じた坂井雄吉の『井上毅と明治国家』（東京大学出版会・1983年）、井上のフランス学からドイツ学への変遷過程を論じた森川潤の『井上毅のドイツ化構想』（雄松堂出版・2003年）が代表的著作ではないかと考える。個人史としては、古城貞吉稿『井上毅先生傳』（梧陰文庫研究会編・木鐸社・1996年）等私書版が多数ある。また井上の文部大臣期における文教政策を総合的に論じた著作としては、海後宗臣編『井上毅の教育政策』（東京大学出版会・1968年）が代表的である。本論は明治憲法制定過程の教育論のため総合研究書を参考文献として使用したが、『井上毅の教育政策』は文相期の論文を主としている為に割愛した。また井上の文献を総合的に管理・研究されている梧陰文庫研究会は、総合的研究書として『井上毅と梧陰文庫』（汲古書院・2006年）・『明治国家形成と井上毅』（木鐸社・1992年）等の優れた多数の研究書がある。尚、井上自身による基本的参考文献は『井上毅傳 史料篇』（國學院大学図書館）を主とするが、明治憲法制定過程の参考資料としては、稲田正次『明治憲法成立史 上巻・下巻』（有斐閣・昭和36年・37年）。清水伸『帝国憲法制定會議』（岩波書店・1940年）。尾佐竹猛『日本憲政史』（日本評論社・1930年）を主たる基本文献とした。

668 井上の「仁」思想は、時習館居寮生時代の元治元年（1864年）、沼山津での横井小楠との問答とその後の著作『交易論』にその一端が見受けられる。小楠の「國皆國富兵強ノ利厚クシテ租税等モ至テ寛ナルコトヲ得タリ其ノ經綸ノ功業聖人ノ作用ヲ得ルモノト可申候」との言に対し、井上は「經綸ノ文字ハ已ニ聖人ノ大業ニテ仁ノ功用トモ申可候エバ洋人モ仁ノ功用ヲ得候哉」（『井上毅傳史料篇第三』「横井沼山問答書留」、7頁）として、ヨーロッパによるアジア侵略を儒教で論じられる「仁ノ功用」に反する行為であると非難する。さらに『交易論』にては、小楠の「四海兄弟」説を「洋夷心ハ一己ノ便利ヲ図ルノ存念」とその侵略性を批判した後、「況ヤ日本ノ國體國制元来万一國ニ秀出スルヲ以テ、綱紀事功、本末並擧、日本ノ人質神智灵明ナルヲ以テシテ、伎倆器機兼備ヘザル処ナキニ至バ、洋夷モ手ヲ置ク様ニナルベシ、然シテ孔孟仁義ノ道ヲ守リ、日本ノ日本タル処ヲ以テ、宇内ニ中立セバ、誠ニ 皇國ヲ宇内第一ノ仁義國トナシテ、万一國ノ標準トモナリ、終ニハ放蕩ノ邪説モ、是ガ為ニ熄テ、万國孔孟ノ教ヲ慕フ様ニモナルベシ」（『井上毅傳第三』「交易論」、24頁）と、日本が「仁義國」であることを強調する。井上のこうした「仁」を主体とする思想は、終生普遍的なものとして彼の基本思想の一つとなっていたと考えられる。

このことを立憲政治に置きかえるならば、「井上にあつては仁を窮極の理念にした互譲による秩序の形成が中心テーマ」（森川輝紀『増補版 教育勅語への道』三元社・2011年、302頁）という論も部分的に首肯される。森川は、「互譲」を井上の「樞密院意見」（明治21年）における普国を例として「憲法ハ三権ノ平衡ヲ保持シ其ノ一ニ偏長スル所ナシ故ニ憲法ノ三権協和ヲ望ム所ノ者ハ唯互ニ相譲ルノ一塗アルノミ」（『井上毅傳第二』「樞密院意見」、14頁）とした意見を基にして論じている。そして、井上の明治21年6月4日「行政ノ目的」における「行政学の根本は仁の一字にある」という言葉を捉えて、井上の立憲政体は終局的に「法律主義から教化主義へ、すなわち仁政にすすまねばならない」として、「法律の制定・施行、それをめぐる諸矛盾を相譲の徳義、すなわち仁によって解決せざるをえなくなるのであった。」と結論づけている。本論は、森川

の「仁」思想が井上の朱子学の徒としての基本思想の一つであることは認めるものであるが、立憲主義思想との両輪という思想の併用制にこそ井上の基本姿勢が存すると考える。それ故、「仁ノ功用」・「仁政安民」体制を確立することが彼の政治思想の一つの核となり得たとしても、法と政治の制度そのものを「仁を窮極の理念」と断定することには同意できない。

669 前掲『井上毅傳（三）』、427頁。この著作は、明治十五年に博文館より『孝國憲法』として再版されている。

670 前掲『井上毅傳（一）』、93頁。「意見控」は、「漸次立憲政体樹立の詔」以後明治九年に国憲起草を勅語が発せられ、元老院憲法起草案を受けて岩倉具視が井上に勅語案についての意見を求めたものである。

671 前掲『明治憲法成立史 上巻』、539頁。
「國權ハ至高無上ナリ何トナレハ一個獨立共同体ノ思想ノ權力ナレハナリ國權ハ分ツ可カラサルナリ何トナレハ一個ノ共同体ヨリ生スレハナリ（是レ「モンテスキュー」氏ノ三權分立ノ説ヲ排スル也）」（第一号國權論）

672 同上書、542頁。
「一切ノ國權ハ専ラ無答責ノ國王ノ一身ニ存スト雖・・・此國權ヲ施用スルニ当テハ憲法ニ定ムル所ニ依ルト即國王其國權ヲ施用スルニ際リ憲法ノ為メニ制限セラル」

673 同上書、544頁。

674 尾佐竹猛『日本憲政史』現代政治学全集第六卷（日本評論社・1930年）114～231頁。稲田の「十五年説」に対して、尾佐竹は「十四年説」を設定されているが、本論においては稲田説に基づいて論じる。

675 同上書、217頁。

676 前掲『井上毅傳（三）』、508頁。明治十五年六月、井上が『王國建國法』のうち、プロイセン憲法を修正後再発行した『孝國憲法』（博聞社版）の条項規定を記載した。

677 前掲『人権宣言集』、162頁。

678 代表的な民権論側の憲法草案である、明治十四年八月起草の植木枝盛『日本国憲案』では、その第五九条で「日本人民ハ何等ノ教授ヲナシ何等ノ学ヲナスモ自由トス」（前掲『明治憲法成立史 上巻』、408頁）と規定し、無条件で学問と教育の自由を規定している。その他、筑前共愛会の『大日本帝国憲法概略見込書』も第四十条「学科及教授ハ自由ナリトス」（『同』355頁）と規定している。

679 井上毅『内外臣 公私権考 三版』（哲学書院・1889年）最初の扉頁の「少序」
「著者ハ我カ同國人士ト俱ニ憲法を恪守して臣民の分義を全くすることを冀ふカ為に假にも憲法の解釈に就キ疑義の存することあらば所見を歴陳して帰一の点を求むるの必要を感ずる者なり」と出版の意図を解説している。

680 同上書、2・3頁。

681 第八七九条の親権に関して、旧民法（「日本民法典」所謂ボアソナード民法、明治二十三年に制定され二十六年一月一日施行の予定であったが、穂積八束の「民法出でて忠孝亡ぶ」に代表される反対で実施されることはなかった。代わって、新たな明治民法典が明治29、31年に制定）人事編草案理由書には「親権ハ父母ノ利益ノ為之ヲ与フルモノニ非シテ子ノ教育ノ為之ヲ与フルモノナリ。子ノ教育ハ父母ノ義務ニシテ其權利ニ非サレハ其ノ方法トシテ監護懲戒ヲ与フルト雖モ之ヲ真ノ權利ト看做スコトヲ得ス。一切ノ權利ハ子ニ属シ父母ハ只義務ヲ有スルニ過キ云々、親権ヲ以テ父母ノ利益ノ為メ存スルモノト為ストキハ条理ニ違背シ其弊害ニ堪ヘサルヘシ」と解説する。ここでは、親権は親の義務であり権利ではないとして、子どもの教育権は一切子ども自身に属するとしている。これは、フランス民法の特質の一つであり、欧米立憲主義の基本でもある。
しかし他方で、「小学校令」第三二条第三項にいう、「学齡児童を就学させる親権者の

義務の義務の如きは、公法上の義務であるから民法に所謂親権ではない。」(穂積重遠『親族法』岩波書店・1933年、562頁。)という見解もある。

682 上杉慎吉『新稿 憲法述義』(有斐閣・1924年)283頁。

「憲法ノ列挙ノ外ニ、人生ノ根本ヲ為シ、更ニ重大ナル自然ノ自由ノ多々之アルハ当然ナリ、飲食ノ自由、結婚ノ自由、子女教育ノ自由、芸術ノ自由ト云ハンカ如シ」

683 伊藤博文編『秘書類纂 憲法資料(中巻)』(秘書類纂会・1935年、叢文閣版は1936年)334頁。

684 前掲『明治憲法成立史 下巻』、14頁。

この井上の問議の中での「国民ノ権利及自由ハ法治国ノ最モ貴重ニ保護スベキ者ナリ但仏国ノ革命ノ憲法ニ於テ哲学ノ理論ヲ以テ国法ノ条章ニ記入シテヨリ實際ノ施行ヨリモ寧ろ学科上ノ問題トナリ或ハ論者ハ権利ノ宣告ハ即チ政府ニ反抗スルノ元素ヲ包括シタルコトヲ論シ・・・」は、彼の立憲主義と民主主義的思想の核心とみてよい。

685 前掲『明治憲法成立史 下巻』、17頁。

「『教育ノ自由』ニ関シテモ宗教ノ自由ニ関スル鄙見ニ同シ此事ニ関シ予ハ故ラニ明文ヲ掲ケズ文書ヲ以テ言論ヲ吐露スルノ自由ハ一定ノ範囲ニ於テ之ヲ許スヲ得ヘシト雖恣ニ教育ヲナスノ權ヲ予フルハ正当ノ事ニ非ス国民ノ年少ナル者ヲ各種ノ迷路ニ誘カシムルコトアルヘカラズ年少ナル者ハ一意ニ其ノ受クル所ノ教ヲ信スルモノナルカ故ニ政府ハ正当ノ資格ヲ有セザル者ヲシテ教育ヲ司ラシメザルコトニ注意セザルベカラズ普国ニ在テ學術ノ自由ヲ許スト雖教育ハ之ヲ自由ニスルコトナシ教育ハ国家ノ管掌スヘキ事件トスルノミナラズ學術ト雖、大ニ学校ノ管理ニ依テ實際制限ヲ受ク」

686 前掲『明治憲法成立史 下巻』、19・20頁。

687 清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』(岩波書店・昭和14年)61頁。

688 前掲『秘書類纂 憲法資料(中巻)』、328頁。

689 前掲『明治憲法成立史 下巻』、65・66頁。

5月23日付伊藤宛書簡には、同時に提出された文書内容が記載されている。

一 甲案附ロエスレルモスセ両氏答議

一 甲案正文

一 議院法

690 本山幸彦『明治国家の教育思想』(思文閣出版・1998年)277頁。

691 草案起草関係者のほか、穂積重・富井成章・末岡精一の各帝国大学教授と大蔵参事官の阪谷芳郎などである。

692 伊藤博文著、宮沢俊義校註『憲法義解』(岩波書店・1940年)186頁。

尚、清水伸『帝国憲法制定会議』(岩波書店・1940年)の附録として「憲法説明」・「参照」が全文掲載されている。清水によれば、「憲法説明」(実際の憲法制定会議では、「注解」と呼称)は起草者が草案の解説を試みたもので、各条章について草案の意義、内外の理論、学説等により詳述し、「議場」(憲法制定会議)はこれを参考にして質疑討論したと説明している。したがって、『義解』はこの「憲法説明」を大綱化し、かつ修正を施したものとしている。さらに、「憲法説明」は伊藤を中心にして、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎等によって成立したとしている。その意味で、より井上毅の意見として近いものである。基本的内容には大差は無いが、字句の相違点と併せ詳細である。本文説明の理由付けとしての「参照」も『憲法義解』に掲載されていない部分が多く、資料分析として価値ある文献である。本稿では、基本的には『義解』を中心に考察して行くが、両者も重要な文献として活用する。

693 同上書、181・182頁。

694 清水伸『帝国憲法制定会議』(岩波書店・1940年)並びにその「附録 『憲法説明』及び『参照』」(493頁以下)を含む。

-
- 695 前掲『憲法義解』、34頁。
- 696 同上書、36頁。
- 697 同上。
- 698 前掲『帝国憲法制定会議』に資料としての附録。659を参照。
- 699 同上書、520・521頁。
また、この「経済上国民ノ生活ヲ富殖シ、教育上其ノ知識ヲ発達スルコトヲ務メサルヘカラス」の文言は、シュルチュ氏を参考としたと記している。(519頁)
- 700 前掲『井上毅傳(二)』、231頁。
- 701 『憲法義解』第28条・第29条に関してその教育問題を問う著書として、杉原泰雄『憲法と公教育—教育権の独立—を求めて』(勁草書房・2011年)がある。同著は「日本国憲法における公教育の知育性(真理教育性)を当然のこととして公教育の多数決世界からの独立(自由)性の保障を指摘し『国民の教育権論』に与していた。」とする見解を示したものである。それに付随して、日本の近代化と公教育を部分的に論じた中に、明治憲法並びに教育勅語に関する井上毅の教育論が展開されている箇所がある。そこにおいて、杉原は第28・29条の文章を例示して、具体的な内容解説はないものの、「明治憲法自体が、井上の展開したような公権力と教育の在り方を求める構造を持っている」(135頁)と結論づけ、『憲法義解』に対する井上の明治憲法解釈をされている。特に、第28・29条の解説は、「近代の立憲主義体制をとる諸国の状況をふまえるもので、井上毅の公権力と公教育・私教育にかんするさきの見解(「教育勅語」発布に関する山縣宛書簡における『今日ノ立憲政体ノ主義ニ従ヘハ君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉セズ・・・教育ノ方向ヲ示サルルハ政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ看ザルベカラズ』との見解。注・引用者)を正当化しうるものであった。」(136頁)と論じる。本論は、その論に対して、井上の立憲主義思想家としての教育思想の立場を堅持するものとして評価するものである。
- 702 前掲『憲法義解』、59頁。
- 703 同上。
- 704 同上。
- 705 同上書、60頁。
- 706 前掲『帝国憲法制定会議』、571頁。
- 707 前掲『憲法義解』、60頁。
- 708 同上書『憲法義解』、60・61頁。
- 709 前掲『帝国憲法制定会議』、572頁。
- 710 同上書、672頁。
- 711 前掲『井上毅傳(二)』伊藤博文宛「命令罰則意見」(明治23年9月6日並びに10月10日「参考」文書)259頁、272頁。
「立憲ノ主義ハ人民ノ生命財産及自由ヲ貴重スルニ在リ」を大前提とする論理の中には自由基礎法概念が強く表明されている。それは、憲法草案作成において教育権を憲法条項規定すべきか否かのロエスレルとモッセに対する問議の中で、「国民ノ権利ト自由ハ法治国ノ最モ貴重ニ保護スベキ者」とした人権思想に共通するものである。さらに、1776年のアメリカ独立宣言文における天賦の権利としての「生命、自由および幸福の追求」並びに1791年の合衆国憲法修正第五条(1870年修正第十五条)「正当な法の手続によらなければ、その生命、自由または財産を奪われない。」という刑事訴訟法理念を参考としていることは論を俟たない。それは、井上が欧州より帰国後の明治七年(1874年)に上梓した『治罪法備攷』において、合衆國建國法補正第五条「法ニ依ルノ糾治ニ由ラズシテ、人ノ生命及自由、及所有ヲ奪フベカラズ」(『井上毅傳史料篇第三』、123頁)と記していることに明瞭である。したがって、その自由の基礎法という人権思想として井上の政治思想を見る時、政府の法制官僚乃至文部官僚の位置にありな

がらも、朱子学的「仁政」思想並びにこの立憲主義思想の二本柱を基調として明治前期の法政と教育体系の確立に邁進していたことは明白である。その思想は、富国強兵政策の推進を基軸とする政府官僚としての人民支配を色濃く反映したものとならざるを得ないが、一方で人民の自由と権利を擁護すべき立憲主義の「思想」を、各種法令の中に含ませていたこともまた否定することが出来ない事実である。

712 前掲『井上毅傳（六）』、174頁。

713 前掲『井上毅傳（五）』、452頁。

明治27年3月31日「卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」
「一体、教育ハ恐イモノデアル、教育デ国ヲ強クスルコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ弱クスルコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ富マスコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ貧乏ニスルコトモ出来ル、教育ノ方針ヲ誤ルトキハ、国ガ文弱ニナリ、貧乏ニナル、故ニ諸君ト共ニ教育ノ責任ハ大キナモノデアル」

第五章 「国家富強」への公教育と実業教育

第一節 「教育勅語」成立過程にみる井上毅の教育思想

－「初稿」案に込めた知育論と徳育論－

714 1940（昭和15）年出版の同著は、渡辺が臨時帝室編修官の職責において収集した資料によってまとめた「教育勅語渙発の由来」（1930年発表）の改訂版である。勅語に関しては、その他『日本憲法制定史講』（千倉書房・1937年）、『明治天皇と教育』（千倉書房・1938年）を上梓している。

715 前掲『教育勅語成立過程の研究』、168頁。

716 同上書、169頁。

717 「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」、文部省・国民精神文化研究所編纂『教育勅語渙発関係資料集（第三巻）』（龍吟社・1939年）453・454頁。

これは、大正5年11月26日、山県有朋の別荘「椿山荘」にて江木千之、渡部薫之介、中島力造、森岡常蔵の文部官僚たちに対する談話筆記である。史実としての正確さに欠ける点もあるが、彼の記憶の概略として貴重な談話である。

718 前掲『井上毅傳（六）』、207頁。

『山県首相自衛議』は「梧陰文庫」A-399、462に所蔵。（参考）の『軍備意見』は「陸奥文書」による標題であり正本となっている。

719 前掲『井上毅傳（六）』、210頁。

720 同上書、210・211頁。

721 前掲『教育勅語渙発関係資料集（第三巻）』、454頁。

722 同上書、456頁。

723 文部省・国民精神文化研究所編纂『教育勅語渙発関係資料集（第二巻）』（龍吟社・1939年）455頁。

724 同上書「教育勅語御下賜事情」、459頁。

725 軍事産業の発展史については、小山弘健・上林貞治郎・北原道貫『日本産業機構研究』（伊藤書店・1943年）第三章「明治軍事工業の発展と構造」を参照した。そこにおいて「自生的発展の内在的根拠を欠除した近代的製造部門（造船・車両・機械工具の諸工業）は、軍事工業への絶対的依存・従属的結合の形態においてのみ、漸く存立・展開・発展の根拠を得、」（98頁）と論じている。

726 石井金之助「日本の産業革命」、有沢広巳編集『現代日本産業講座Ⅰ－総論Ⅰ近代産業の発展－』（岩波書店・1959年）において、官営工場や鉱山の払い下げが本格化する明治15年から20年代にかけて「このあたりから、日本の産業革命は本格的に進行

しはじめるのである。」(63頁)と論じている。また、八木明夫『日本近代経済史』(日本経済評論社・1981年)も、「三 資本主義の構築過程—明治二十年—」の中で「此の年代は十年代のインフレ・デフレの激動を経て、整理と地固めがなされ、その基盤の上に日本資本主義体制が構築される過程に入った時期である。資本の本源的蓄積がなお進行した年代である。」(111頁)と論じている。

727 安良城盛昭「地主制の展開」、『岩波講座 日本歴史16 近代3』(岩波書店・1962年)は、「わずか三、四年の短期間のもかかわらず、十六・十七～二十年間の間の小作地率の増大が最も高く・・(略)・・明治期を通じて地主的土地所有が最も急激に拡大した時期であるといえよう。」(75頁)と『農商務統計表』等を資料として論じている。その結果、全国の小作争議は「負債返弁」を主として、明治15年の24件から16年は56件と倍増し、さらに17年は174件と最大の件数に達している。(江村栄一「自由民権運動」、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史5 明治維新』東京大学出版会、1970年、286・287頁。「表I 1861～87の農民騒擾」より)

728 前掲『井上毅傳(一)』、24頁。

729 同上書、57頁。

730 前掲『教育勅語成立史—天皇制国家観の成立(下)—』、67頁。註にて、井上が山県から同案を示されて「両三日来苦心」(「六月二十日山県宛井上書簡」『教育勅語渙発関係資料集(第二巻)』431頁)して「井上案」初稿を起案したことを根拠としている。

731 前掲『教育勅語渙発関係資料集(第二巻)』、431頁。

732 同上書、433頁。

733 同上書、432・433頁。

734 清水伸『帝国憲法制定会議』(岩波書店・昭和15年)217頁。

735 同上書、218頁。

736 前掲『井上毅伝(一)』、93頁。

当時法制局主事として、実質的な局務を主宰していた井上は、明治8年4月14日に布告された「立憲政体の詔」(井上の起案)を受けて、翌年の明治9年9月7日の「国憲起草勅語」が懸案となってきた際、岩倉具視の要請を受けて意見した書簡である。

737 前掲『教育勅語渙発関係資料集(第二巻)』、434頁。

738 同上書、439・440頁。

739 前掲『教育勅語成立史』、250頁。

同著の「図版」資料に渡部幾治郎氏収集資料「徳教資料(文部省文書)」が添付されており、その資料の徳教資料一(中村正直案「徳育の大意」)として掲載されている文書を参考とした。

740 同上書、252頁。

741 前掲『明治憲法成立史 上巻』、546頁。

稲田の明治「十五年説」に対して、尾佐竹猛『日本憲政史』(日本評論社・1930年)は「十四年説」の立場であるが、本論では稲田説を採る。

742 伊藤博文編、金子堅太郎・平塚篤校訂『憲法資料 上巻』(憲法資料刊行会・1934年)556頁。(参考例)ベルギー憲法第十七条は「教育ハ自由タリ一切ノ防制処分ハ之ヲ禁ズ其犯罪ノ懲罰ハ法律ニ依テ之ヲ定ム」と規定し、プロイセン憲法第二十三条は「学校ヲ建設シ教授ヲ為スノ権ハ各人ノ自由タリ但シ当該官ニ対シテ其品行及學術ニ関スル能力ヲ証明スルヲ要ス」と規定する。

743 伊藤博文編、金子賢太郎・平塚篤校訂『憲法資料 下巻』(憲法資料刊行会・1934年)100頁。

続けて「但仏国ノ革命ノ憲法ニ於テ、哲学ノ理論^{テオリー}ヲ以テ国法ノ条章ニ記入シテヨリ實際ノ施行ヨリモ寧ロ^{サイエンス}学科上ノ問題トナリ、或ル論者ハ権利ノ宣告ハ即チ政府ニ反抗スル

ノ元素ヲ包括シタルコトヲ論ジ（ベンサム氏ノ如シ）又或ル論者ハ其徒ニ憲法外觀ノ粧飾ヲ為シテノ風潮タルニ過ギザルコトヲ論ジタリ。」と記し、フランス憲法に規定された国民の権利と自由を一つの「風潮」に過ぎないと批判している。彼の「革命」に対する嫌悪感と恐怖感はフランス留学の見聞以来変わらない。為政者の一員としての心理といえよう。

744 明治憲法の条文には教育に関する規定は挿入されていないが、井上の立案となる『憲法義解』において、その第九条「臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令」、第二十八条「信教ノ自由」、第二十九条「言論著作印行集会及結社ノ自由」に関して、人民の教育を保障する内容が解説されていることは注目に値する。

745 杉原泰雄『憲法と公教育－「教育権の独立」を求めて』（勁草書房・2011年）134頁。杉原も、「先進資本主義諸国では、憲法で国民に宗教・思想信条の自由を保障し、そのうえでその保障にも規定されて、全国民に開かれた知育・真理教育のための公教育が一般化する傾向にあった。特定の宗教・思想信条の教化を内容とする徳育のための公教育を憲法等に定めることは、体外的にも体內的にも日本の後進性を明示することになるとする判断はむしろ自然のことであった。」と論じている。

746 前掲『教育勅語成立過程の研究』、199頁。

稲田は同著において、元田修正案の冒頭節「朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇メ民ヲ育シ」や終節「凡教育ノ要ハ知ヲ開キ徳ヲ成シ業ヲ廣メ國ヲ安ンスルニアリ」等、井上の初稿「草案を採ると共にこれを修正した跡歴然たるものがある。」と論じている。但し、井上の初稿が提出される以前の6月17日に、元田は『教育大旨』を作成している経過からみて「井上毅が草案を起草する際参考にした形跡が、全くないこともないと思われる」とも記している。

747 『芳川彰正関係文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵「文部省教育勅語草案」）、本稿においては稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（前掲・註52、198・199頁）の掲載文より抜粋。

748 江木千之「教育勅語の渙発」、『教育勅語渙発関係資料集（第二巻）』前掲・註691、464・465頁。

749 同上書「教育勅語の渙発」、465頁。

750 前掲「教育勅語下賜事情」、463頁。

751 前掲「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」、455頁。

752 家永三郎『日本思想史の諸問題』（齊藤書店・昭和23年）122頁。

753 渡辺は、『日本憲法制定史講』（千倉書房・昭和12年）の「伊藤博文と元田永孚の思想的軋轢」の中でも、「伊藤と元田の軋轢は可なり深刻であった」としつつ、その相違点を「神武の古に復へるという復古思想と、西洋文明を採って文明国を現出せんといふ開花日新思想の対立、調和の中にあとづけようといふのである。」（163頁）とその思想の相違を論じている。

754 前掲『日本思想史の諸問題』、133頁。

755 同上。

高柳雅子「教育勅語渙発の政治史的背景」、東京女子大学『史論』第三集（1955年12月）においても、「国憲・国法」の字句を挿入したことをもって、「普遍性近代的豊かにして近代的国家道徳」と「肯定してよいか非常に疑問に思うのである。」（184頁）と批判している。但し、家永は、1967年の著作『日本近代憲法思想史研究』（岩波書店）の註において、この「教育勅語成立の思想史考察」について「この論文は戦争下で起草した草稿を大体そのまま活字化したものであり、まだ近代思想史のアウトラインさえ十分学習していない段階であえて書きあげた、今日では全体として読むにたえぬ幼稚なものであるが、元田対伊藤・井上の相対的対立という基本的着眼点は必ずしもまちがっていなかったと思う。」（318頁）と記している。これに関連して、『教育勅語成立史

の研究』等、戦後の教育史・教育思想における重鎮ともされている海後臣宗は、「大東亜戦争と教育」（文部省教学局編『教学叢書』1942年3月、現在『海後宗臣著作集』第二巻「教育の社会基底と編成」東京書籍、1980年）において、「大東亜の諸地域に於いては大御稜威の下に皇軍将士の華々しい進撃が展開され、世界戦史にその比類を見出し得ない大戦果を挙げて来ている。」と記し、天皇の名の下に日本軍が「比類」をみない「大戦果」を挙げていることを得々と称賛している。戦後の反省はあったとしても、その思想の変遷に驚くばかりである。

756 前掲『教育勅語成立過程の研究』、218・219頁。

757 同上書、219頁。

その例として、明治23年1月の大井憲太郎、中江篤介らによる「自由党」の結成と、その党議二十六カ条の「国会ニ上請シテ憲法ヲ点閲スル事」「議会ニ弾劾権ヲ与フル事」などを要求したことなどを掲載している。

758 前掲『井上毅傳（三）』、576頁。

759 前掲『井上毅伝（二）』、524頁。

760 前掲『日本思想史の諸問題』、139頁。

761 同上書、140頁。

762 同上。

763 同上。

764 同上書、141頁。

765 五倫の徳育内容に関して、稲田は井上の「五倫と生理学との関係」（明治23年11日7日、匿名にて『日本新聞』に掲載、『井上毅傳 史料篇第三』の「梧陰存稿卷一」に所収）を資料として解説している。稲田「初稿」説は、海後説の「草案一修正別案」に該当するが、そこでは特別の解説は加えていない。

766 前掲『井上毅傳（四）』、296頁。

767 高柳雅子は、「教育勅語渙発の政治史的背景」（前掲、192頁）において、「教育勅語は、立憲政治への転換をなした天皇制絶対主義支配のイデオロギー的支柱として、綿密に計算され、細心な注意の下に普遍的な形態と近代的な迷彩をほどこして発布されたのであると結論できよう。」と論じている。また貝塚茂樹は、井上と元田の参加により、「その内容は近代市民倫理と儒教倫理が折衷されたものであった」（『教育勅語と「教育と宗教」論争』「解説」、日本図書センター、2012年、9頁）と論じている。

第五章 「国家富強」への公教育と実業教育

第二節 井上毅の「国家富強」論と実業教育

－実業教育政策にみる公教育としての貧民教育－

768 前掲『井上毅の教育思想』は、井上の教育思想全般を論じた基本の著作である。資本主義の成立期における「国家富強」の人材育成として産業構造に実業教育を結合させるとした研究には、本山幸彦『明治国家の教育政策』（思文閣出版）、梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』（木鐸社）等がある。さらに、井上の法思想と法制度に関する先行研究として、木野主計『井上毅研究』が井上の全体像を詳細に記述している。山室信一『法制官僚の時代』は欧米列強と伍するための国家と国民を如何に形成するかを論じている。

769 同上書、1056頁。

「むすび」の論者は、稲垣忠彦・寺崎昌男・宮沢康人である。

文の最後に、森有礼の「国家理性」への信仰ともいえる思想的態度、規範への忠誠要求と対峙させ、「しかし、井上にあっては、国家は既に存在する政府である。井上は、す

でに構築された国家機構を所与の与件として受容し、合理的な志向を示しつつも、『与件』としての歴史的諸力の調整に腐心する。あるいは、その維持拡大をはかるのであって、状況そのものの改革の志向は認められない」と結論づける。井上が当時の「国家機構を所与の与件として受容し」「改革」を志向しなかったとは考えられない。むしろ、法制官僚としての役職上の限界が厳然としてある以上、為政者の思想を法的に受容し立法化せざるを得なかったとみるべきではないだろうか。彼は明治天皇制国家体制という国家機構の限界の中に於いて、その立法化の文脈の中に「改革」の志向を注入していた場合が見受けられる。例えば、「人民の教育権」に関する明治20年「憲法試草(乙)案」や『憲法義解』解説にその「改革」志向をみる。

770 同上書、45頁。

佐藤は、井上を「明治政府最大のブレイン」と位置付け、政府・為政者のプロイセン的立憲君主政体確立を受容してその道を邁進した人物と捉える。と同時に、教育政策に関しても時代状況に応じた政策課題に即応する教育方針を明示する役割を果たしたとしている。その一つが「国家に有用な人材を形成するという公教育目標」としての実業教育の制度化であった。

771 前掲『井上毅と明治国家』、85頁。

坂井は、井上を「客観的」な正義の保証を法と裁判によって確保する法秩序の安定性と確実性を追い求めていたとしつつも、「人民の権利尊重に力点を置く法的正義の考え方と時として対立し、いずれかといえば人民の権利を第二義的に扱う傾向を含むことは否定し難いであろう。」(84頁)と論じ、絶対的に人民の権利を尊重するというよりも、相対的・限定的なものとしての「人民の自由」を承認している。

772 前掲『近代日本の知と政治』、105頁。

「官僚は如何に専門化してもそれは、何処までも「技術家」であって、「注文主」そのものではないことは官吏の階級的地位なり、その機能なりが必然的に規定しているところであって、官僚の強みも弱みもここに存在する。」

773 『経済文選』(「梧陰文庫」)五十六帳に、『管子』「区言」の「治国篇」を抽出して富国強兵のための農業生産の重要性を論じている。「粟多ケレハ即チ国富ム、国富ムハ兵彊シ、兵彊キハ戦ニ勝、戦ニ勝ツ者ハ地広シ」(原漢文)

774 前掲『井上毅傳 史料篇第一』、53頁。

775 同上書、24頁。

776 同上書、57頁。

777 國學院大學日本文化研究所『井上毅傳 史料篇 補遺 第二』(國學院大學・2008年)10頁。

778 同上。

779 前掲『井上毅傳(三)』、573頁。

780 同上書、576頁。

781 前掲『井上毅傳(一)』、201頁。

782 前掲『井上毅傳(六)』、87・88頁。

783 前掲『井上毅傳(一)』、249頁。

784 前掲『井上毅傳(四)』、296頁。

785 このような法制官僚期の思想実績を基盤とした教育思想論は、前掲『井上毅の教育政策』の「課題と方法」において、寺崎昌男も井上の教育思想を同様に論じている。

「彼の文政期は、彼があらかじめ明確な教育観ないし教育思想をもって、それを政策化した期間というよりも、むしろ法制官僚としての彼が、総理伊藤の慫慂をうけて文相の座につき、たちまさった頭脳、状況判断力、学習の努力によって、現実的課題に対

応した現実的対策としての教育所政策を立案した期間であったとみる方が、より現実に近い見方なのではあるまいか。」(37頁)

786 この「改正小学校令」公布に際しては、浜尾新の「大日本教育会」(明治22年4月)での演説、「職業の需要に応じ、各種の実業補習学校若しくは実業補習科を施設し、以て其の小学を卒らざる子弟をして職業に従事しつつ補習に従事せしめ」(『実業教育五十年史』225頁)と論じた提議の意義は大きい。

787 前掲『井上毅傳(二)』、606頁。

788 前掲『井上毅傳(五)』、431頁。

789 同上書、433頁。

790 同上書、479頁。

791 「正直」については、和辻哲郎が『日本倫理思想史(二)』(岩波書店・2011年)にて、一条兼良の『文明一統記』の「個人的な心がけ」として説いた「正直」の解説に通じるものがある。彼は「ここでは特に『正直といふは、たゞ直なる心なり』と定義し、心がゆがめば行いもゆがむこと、他人の善悪を正しく判定するのは直なる心であることを説いている」(338頁)と解説している。井上は、実業教育にはこのような「直なる心」としての「正直」を、日本特有の徳育の一つと考えていたのではないかと思われる。さらに、井上は、明治23年に静養先近くの杉山村において、民衆道徳としての報徳社運動にもあらたな認識をもつようになったとされていることから、民衆(人民)一般の道徳意識を高めていくことに関心を寄せていたことが判明する。(安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』平凡社・1999年、107頁)

792 前掲『井上毅傳(二)』、651頁。

793 同上書、654頁。

794 同上書、677頁。本書の起草は、編者曰として「明治二十七年五月の第六回帝国議会開会前に推定しここに収む」としている。同様の内容については、同年7月の「工業学校卒業式祝辞」において、彼は「工業の源素ハ三ナリ、第一ニ鉄、第二ニ石炭、第三ニ技術者及職工ノ精巧勤勉及清廉ナル事」と述べている。

795 文部省内・教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史(第三卷)』(龍吟社・昭和13年)684頁。

796 前掲『学制百年史(資料編)』、191頁。

797例として、井上の修正による「修身教育訓令案」(明治26年7月26日、8月23日、

文部省訓令第九号「修身教育意見論告」の案文)は、以下に規定している。第一修身ハ教育ノ第一義ニシテ小学校令ハ此ヲ以テ普通教育ノ必須科目ノ第一ニ置ケリ修身科ノ教育ニ於ケルハ神經ノ全身ニ貫通シ其ノ作用ヲ靈活ナラシムルニ同シクシテ他ノ科目ト並列シテ一ノ技能ヲ以テ類視スヘキニアラサルナリ

第三 教科書中ニ参照トシテ・・・歴史上ノ美談ト為スヘキヲ以テ教育上ノ模範ト為スヘカラズ(例として中臣鎌足の蘇我入鹿誅すの件)況ンヤ英傑異常ノ事業ヲ以テ蒙昧ノ児童ニ教ヘ功名ノ念ヲ誘起スルカ如キハ最モ普通教育ノ適當ナル範圍ニ非ザルナリ

第五 終身の強化は簡約にして記念に得危機を要すことに地方路ボクの風俗を強化する為には生徒用教科書ハ寧ロ簡ヲ尚ヒテ繁ヲ避クヘシ

(『井上毅傳 史料篇第二』620、622頁)

798 前掲『井上毅傳(五)』、473頁。

799 同上書、474頁。

-
- 800 同上書、426頁。
- 801 同上書、443頁。
- 802 一、貧人ノ子弟小学校ニ入ルコト能ハスシテ賃工トナリ労働ニ従事スルモノ、為ニ夜学又ハ慈恵ノ方法ヲ設ケテ普通教育ヲ授クルハ徒弟学校ノ干渉スル所ニ非ス
- 803 「梧陰文庫」B-2920
- 804 「梧陰文庫」B-2920
- 805 「梧陰文庫」B-2919
- 806 前掲『新訂版 日本近代教育の思想史研究』、126頁。

終章 明治近代国家における井上毅の教育思想とその意義

一 「国家富強」の国権思想と「立憲主義的人権思想」の民権思想一

- 807 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝（下巻）』（明治書院・1927年）1581頁。
- 808 日本史籍協会編『大久保利通文書（四）』（東京大学出版会・1928年）448頁。大久保は、帰国後の1874（明治7）年、参議兼初代内務卿として「殖産興業ニ関スル建議書」を提議して「国家富強」への産業の推進を提議している。
- 809 例えば、木戸孝允の征韓論争時の発言に見られるように、体外的な国家独立の危機感に対して、早期の文明化と「国家富強」の主張がみられる。
- 810 前掲『井上毅傳（三）』、571頁。
- 811 同上書、296頁。「国家富強」の基礎を「培養」するために、続けて「唯欧州各国の例ニ倣ひ、高等教育会を設けて文部諮詢の機関とし、公儀の力ニ借りテ決行シ、以テ現在の措置ヲ断シ、以テ将来の強固ヲ期スルノ一途アルのミ」と記している。国家による「力」によって、「国家富強」のための教育政策を実施していく意図を述べている。
- 812 前掲『井上毅傳（五）』、431頁。「国家富強」への道を実現するためには、人民が知識を有することが「無形の資本」として肝要であることを明確に論じている。
- 813 同上書、433頁。井上は、実業補習学校設立の理由に、「細民」、所謂貧困家庭の少年は「家にありて多くは未だ恒心あらず、日夕類を求めて追従し、三々五々群居嬉遊し、且精機発動の時に際し、志気未だ定まらざるか故に、或は悪習に誘はれ、終身の方向を誤る者往々にしてあり、此の時に於て社会は之れを教育して生産的の良民たらしむべき義務あるものとす」と記して、未熟な貧困家庭の児童を教育して、国家にとっての「生産的の良民」に育成することを論じていることに注意が必要である。
- 814 福沢諭吉『学問のすゝめ』（岩波書店・初版1942年、1978年改版、2006年第86刷を使用）28頁。
- 815 同上書、29頁。
- 816 同上書、34頁。「右三箇条に言うところは、皆、人民に独立の心なきより生ずる災害なり」として、現在の人民には「独立の心」が無いことを論じている。
- 817 同上書、30・31頁。そして、「外国へ対して自国を守るに当り、その国人に独立の気力なき者は不深切なることを推して知るべきなり」（31・32頁）として、一命を投げ出さぬ者を「独立の気力なき者」として排除した。
- 818 『学問のすゝめ』は、同様に第二条にて、「独立の権義」なき「平民」を評して、「表向きは先ず士族と同等のようなれども、その習慣俄に変ぜず、平民の根性は依然として旧の平民に異ならず、言語も賤しく、目上の人に逢えば一言半句の理屈を述ぶること能わず、立てと言えば立ち、舞えと言えば舞い、その柔順なること家に飼いたる瘦犬の如し。実に無気無力の鉄面皮と言ふべし」（32頁）と論じるにいたっては、その

- 言葉を疑わざるを得ない。平民（人民）を、「瘦犬」呼び「無気無力の鉄面皮」と蔑視し、その言動に対しても一切を人間として拒絶する姿勢に強い嫌悪感をすら抱かざるを得ない。さらに第三条においても、人民を「独立の気力なき者」と断定し、「国民に独立の気力愈々少なければ、国を売るの禍もまた随って益々大なるべし」（34頁）と記して、「国民」（人民）を独立に無気力な売国奴だとここでも蔑視する。
- 819 同上書、42頁。「今我輩の身分を考うるに、その学識固より浅劣なりと雖ども、洋学に志すこと日既に久しく、この国に在っては中人以上の地位に在る者なり。輓近世の改革も、もし我輩の主として始めし事に非ざればこれを助け成したるものなり」と記した後、「中人以上」の「国民の力と政府の力と互いに相平均し、もって全国の独立を維持すべきなり」（43頁）と論じた。
- 820 同上書、69頁。
- 821 前掲『井上毅傳（三）』、499頁。
- 822 福沢諭吉著・松沢弘陽校注『文明論之概論』（岩波書店・1995年）、91・92頁。
- 823 同上書、91頁。福沢は、卷之二において、儒教を「人に智愚上下の区別を作り、己れ自ら智人の位にいて愚民を治めんとするに急なるが故に、世の政治に関らんとするの心もまた急なり、遂に熱中煩悶して喪家の狗の誇りを招くに至れり。余輩は聖人のためにこれを恥るなり」と論じ、「後の学者、孔孟の道に由て政治の法を求る勿れ」（92頁）と切り捨てている。
- 824 前掲『古城貞吉稿 井上毅先生傳』、38頁。
- 825 前掲『井上毅の教育政策』「序論」にても、下層陪臣として「かかる出自を負う井上にとって、立身の志を実現するためには、みずからの才覚と技量とを資本とし、幕末維新の社会的変動期に際会した下級武士層としてのエネルギーを存分に発揮させるほか、何もてだてはなかったといつてよい」（3頁）と論じている。
- 826 前掲『明治以降教育制度発達史（第三）』、276・277頁。
- 827 前掲『肥後先哲評伝』、114頁。木下鞆村は、昌平校に学び学友に塩谷岩陰や井上が後に江戸で法学を学んだ安井息軒がいる。後に時習館の訓導となるが、その学風は「鞆村は程朱学を主としながら、肯て学統に拘泥することなく、和順温厚、中庸の人格完成を以て旨とした」（112頁）とされている。どちらかといえば実学派に近い学問思想を有したと去れる人物である。西洋の学術に対しても、「西洋の学問文化が入来るに及んで、門人中にも横文字を読む者が出てきた。則ち鞆村は此等の者共に対し、世界の大勢を通観し、兵学を研究するには、是非洋学に依らねばならぬと奨励した」（114頁）と記載されており、彼が弟子たちに世界を広く見つめる研究を支援している様子が窺える。
- 828 『骨董簿 梧陰文庫（D-2）の第六巻に記載されており、「木先生」とは塾長である木下鞆村のことである。君子たるものは、物事を「大観」において判断する度量の必要性を井上に教授している。
- 829 前掲『法制官僚の時代』、337頁。「とりわけ法制官僚たちは、自らの個人的悲劇の上に、模範国と準拠理論によって国家しかも天皇制の国家をつくりあげたという一事をもって、その後の日本がたどった悲劇を背負い込まされ、何時までも弾劾されつづけられなければならないのであろうか」と記して、彼らに同情すると共に、彼らに責任を負わせていることを批判している。
- 830 前掲『井上毅の教育思想』、501頁。「明治政府の高級参謀としての井上の課題は、西欧列強に伍する近代国家の確立にあった」として、その為の「国民思想形成による『国家統一』であり、『富国』にあること」を自覚していたと論じている。
- 831 前掲『明治以降教育制度発達史（第三卷）』、684頁。
- 832 前掲、『明治国家の教育思想』、294頁。
- 833 前掲『井上毅の教育政策』、48頁。佐藤秀夫「教育政策の基本的政策」論文。

-
- 834 前掲『井上毅の教育思想』、501頁。
835 前掲『井上毅傳（一）』、395頁。
836 「梧陰文庫」D-4。この省令案を出すに際して、井上の部下であった文部省参事官の渡辺薫之介は、不就学児童多数の原因を三点について分析している。設備不足(甲因)、保護者の無理解(乙因)とならんで、(丙因)を「日々家事ノ為ニ使役サセラル、ニ非レハ殆ト衣食スルコト能ハサル赤貧児童是ナリ」と記している。

(補論)

- 838 和歌森太郎『天皇制の歴史心理』(弘文堂・1973年)209頁。
「各時代の社会に階級がいろいろあるにしても、その階級をこえた特別な次元で人神として存在したものである。ということから貴種としての性質を付与されてきた。この貴種性が、日本人の意にかなうところがあり、いざというときの国論分裂の調整あるいは自分の立場を強く保障するために、貴種なる天皇を引き出したり、その權威の強化をはかってきたのである。」
- 839 日本史籍協会編『大久保利通日記(上巻)』(東京大学出版会復刻・1983年)395頁。遠山茂樹『明治維新』(岩波書店・2000年、156頁)も、「この当時『玉を抱く』という露骨な隠語が、志士の中に盛んに使われた。彼らの尊王思想の実態を遺憾なく表現した言葉である。『玉を奪』われれば賊軍、政争の勝敗はまさにこの一点にかかると意識された。」と記述している。
- 840 日本史籍協会編『大久保利通文書(一)』(東京大学出版会・1927年)311頁。
841 日本史籍協会編『大久保利通文書(三)』(東京大学出版会・1928年)355頁。
842 前掲『大久保利通文書(一)』、442頁。
松本三之介『天皇制国家と政治思想』(未来社・1969年)は、大久保の「公論主義」に対して、「五箇条の誓文」から憲法制定、議会開設の課程を「自らの出自故に権力を保持し得なかつた彼ら下級武士や公卿集団の新政府指導者達にとり、自らが新たな神権的權威を付与した天皇を背景とする『廟議』や『公論』という新しい権力の場を形づくることによってはじめて、かつての幕藩体制の權威と身分的秩序の拘束から解放され、自由に自己の政治的手腕を振るうことが可能となった」と論じている。
- 843 日本史籍協会編『大久保利通文書(四)』(東京大学出版会・1928年)、484頁。
「明治六年一月十七日付書簡」
- 844 日本史籍協会編『大久保利通文書(五)』(東京大学出版会・1928年)186頁。
『意見書』は、配下の吉田清成、吉原重俊に委嘱して起案したものである。
- 845 同上書、187頁。
846 同上書、187頁。
847 同上書、189頁。
848 前掲『大久保利通文書(四)』、448頁。
849 前掲『大久保利通文書(五)』、561頁。
850 木戸公伝記編纂書編『松菊木戸公伝(下巻)』(明治書院・1927年)1581頁。
851 同上書、1563頁。同著に「ポーランドニシテ、土人ノ旅客ニ錢ヲ乞フモノアリ因テ其盛時ヲ追想シ、涙ヲ禁セザルモノ之ヲ久ウス」(1562頁)と記し、弱小国であることの悲哀を早期に脱却すべきだと論じている。
- 852 同上書、1568頁。
853 同上書、1625頁。
854 同上。
855 前掲『伊藤博文伝(上巻)』、705頁。
856 同上書、52頁。

- 857 前掲『明治憲法成立史（上巻）』、212～228頁にわたって「帝号大日本国政典」が記載されている。また、尾佐竹猛『日本憲政史（上巻）』（日本評論社・1938年）にも記載（324～345頁）されている。
- 858 同上書、219頁。
- 859 同上書、220頁。
- 860 前掲『明治憲法成立過程の研究』61頁を引用。
- 861 植木の「日本国憲按」は、第四編第四十条以下に「日本国民及日本人民ノ権利」を規定した憲法草案であり、その人民の権利を明記した条項は政府を畏怖させたことが窺える。
- 862 日本史籍協会編『大隈重信関係文書（四）』（東京大学出版会・1970年）235頁。
前掲『明治憲法成立史（上巻）』では、「立憲ノ政治ニ於テ輿論ヲ表示スルノ地所ハ何ソノ国議院是ナリ・・・（略）・・・国議院ニ於テ過半数ヲ占有スルカ故ニ外ニハ則チ立法部ヲ左右スル権ヲ握リ又聖主ノ恩寵ヲ得テ政府ニ立チ自党ノ人物ヲ頭要ノ地ニ配布スルカ故ニ内ニハ則チ行政ノ実権ヲ操ルヲ得ヘシ是ヲ以テ内外戻ラス庶政一源ヨリ発シ事物始テ整頓スヘケレハナリ」（459頁）と記載されている。
- 863 多田好聞編『岩倉公実記（下巻）』（原書房覆刻版・1968年）719頁に全条項を記載している。
- 864 伊藤博文編『憲法資料（上巻）』（憲法資料刊行会・1934年）50頁。岩倉具視に提出した憲法「意見第一」の立憲制について論じた部分。『井上毅傳 史料篇第一』、227頁に同文を記載。
- 865 同上。前掲『井上毅傳（一）』、226頁。
- 866 前掲『憲法資料（上巻）』、51頁。
- 867 当時の「七参議」とは、岩倉具視、三条実美、有栖川熾仁、寺島宗則、山県有朋、伊藤博文、黒田清隆、西郷従道、井上馨、山田彰義である。
- 868 前掲『岩倉公実記（下巻）』、775頁。
- 869 国学者であり、岩倉の政治的ブレーンである玉松操の唱える神武天皇の古に復する説である。田中惣五郎『明治維新の人物考』（東洋書館・1941年）は「岩倉の知遇に酬いんと樹てた玉松操の新政府大綱なのであり、そのために岩倉の立場も厳として聳え、しかるものとして新政府の国基も定まった。」（214頁）と論じている。又彼は、本居宣長の万世一系とする天皇論を理論展開させ、『玉勝間』（吉川幸次郎他校注「玉勝間」、『日本思想体系四〇 本居宣長』（岩波書店・1874年）にいう天照大神による天孫降臨説の「神の道は世にすぐれたるまことの道なり」（481頁）とされた神武創業の皇国思想をもって自らの国家観としたことも考えられる。
- 870 香川敬三編『岩倉公実記（上巻）』（岩倉公旧蹟保存会・1927年）100頁。同著は多田好聞編『岩倉公実記（上巻）』（原書房復刻・1968年）、としても出版されている。
ペリー来航時、対外問題が朝廷内で論議された際、岩倉は「朝廷ニ於テモ関東ニ御委任アリテ安心アラセラレバ始終其詮議振り御注意アラセラレ、万一ニモ御国体ニ関係ス可キ失当ノ措置アラバ、断然勅命ヲ以テ差止メ給ウ可キ御覚悟ナカル可カラズ」と意見している。これは、岩倉の天皇を頂点とする朝廷政治と王政復古の宣言とも受け取れる。
- 871 香川敬三編『岩倉公実記（中巻）』（岩倉公旧蹟保存会・1927年）29頁。
- 872 前掲『岩倉公実記（上巻）』、917頁。
- 873 同上書、919頁。
- 874 前掲『岩倉公実記（中巻）』、685頁～689頁。
- 875 同上書、685頁。
- 876 同上。
- 877 同上書、687頁。

-
- 878 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書（一）』（東京大学出版会・1927年、1968年復刻）338頁。大塚桂『明治国家と岩倉具視』（信山社・2004年）岩倉の「建国策」は、彼が江藤に要請して作成した「国政改革案」（明治3年10月26日）と同内容である「建国の制」を土台としてものである言われている（127頁）。さらに毛利敏彦『江藤新平（増補版）』（中央公論・1997年）は、江藤の政治思想の基本を「三権分立と議会制を加味した君主国家日本を確立して、政治的には中央集権体制の促進（郡県制・廃権）を主張し、社会的には封建的身分制度の簡素化と解消（四民平等）を期すべし、との国政の基本方針を明快に打ち出した。」（73頁）と論じている。
- 879 日本史籍協会編『大久保利通日記（上巻）』（非売品、大久保家所蔵・1927年、復刻版・東京大学出版会・1983年）395頁。
- 880 日本史籍協会編『大久保利通日記一』（東京大学出版会・1983年）423・424頁。

—主要参考文献—

【基本文献】

- ・井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第一～第六』
(國學院大學図書館・1966～1977年)
- ・國學院大學日本文化研究所編『井上毅傳 史料篇 補遺 第一』、『同 第二』
(國學院大學・1994年、2008年)
- ・「梧陰文庫」文書之部・図書之部(國學院大學所蔵) マイクロフィルム。

【井上毅伝記・事蹟】

- ・小早川秀夫述「井上梧陰先生」、平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』
(元田井上両先生頌徳会・1913年)
- ・木村匡『井上毅君教育事業史』(図書刊行会・1981年覆刻)
- ・熊本県教育会編『熊本県教育史(上巻)』(臨川書店・1976年)
- ・熊本市編『肥後文教と其城府の教育』(熊本市教育委員会・1956年)
- ・梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿 井上毅先生傳』(木鐸社・1996年)
- ・下田一喜編『稿本 肥後文教史』(共力社・1921年)
- ・徳永春夫「井上毅」、熊本県教育委員会編『熊本の先駆者たち』(秀巧社・1968年)
- ・平田竹彦「井上毅」、熊本県教育委員会編『熊本県近代功労者』(熊本県・1981年)
- ・平野芳州「井上毅」、荒木精之編『肥後先哲評伝』(日本談義社・1941年)
- ・武藤巖男編『肥後先哲偉蹟(正・続合巻)』(東京隆文堂・1911年)
- ・森本米一「井上毅先生」、熊本市立高等女学校編『採釣園の誉』(同女学校・1935年)

【井上毅の教育思想とその関係著作】

- ・井上久雄『近代日本教育法の成立』(風間書房・1969年)
- ・上沼八郎「森有礼の教育思想とその背景」、小西四郎・遠山茂樹編『明治国家権力と思想』
(吉川弘文館・1979年)
- ・大久保利謙編『森有礼全集 第一巻』(宣文堂書店・1972年)
- ・大久保利謙監修『新修 森有礼全集 第二巻』(宣文堂書店・1998年)
- ・海後宗臣『元田永孚』(文教書院・1942年)
- ・海後宗臣編『井上毅の教育政策』(東京大学出版会・1968年)
- ・久米邦武編・田中彰校注『特命全権大使 米欧回覧実記(三)』(岩波書店・1979年)
- ・梧陰文庫研究会編『井上毅と梧陰文庫』(汲古書院・2006年)
- ・齋藤智朗『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義—』(弘文堂・2006年)
- ・杉原泰雄『憲法と公教育—「教育権の独立」を求めて』(勁草書房・2011年)
- ・竹添光鴻(進一郎)編『韓村先生遺稿』(東青山堂・1884年)
- ・東京大学資料編纂所編『保古飛呂比 佐々木高行日記八』(東京大学出版会・1969年)
- ・沼田哲『元田永孚と明治国家』(吉川弘文館・2005年)
- ・野口伐名『日本の近代化と人間形成』(法律文化社・1984年)
- ・野口伐名『井上毅の教育思想』(風間書房・1994年)
- ・野口伐名『文部大臣井上毅の明治国民教育観』(風間書房・2001年)
- ・本山幸彦『明治国家の教育思想』(思文閣出版・1998年)

-
- ・松浦玲『横井小楠』(筑摩書房・2010年)
 - ・元田永孚「古希之記」、元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書(第一卷)』(元田文書研究会・1969年)
 - ・長谷川精一『森有礼における国民的主体の創出』(思文閣出版・2007年)
 - ・山口泰平「木下鞆村」、荒木精之編『肥後先哲評伝』(日本談義社・1941年)
 - ・山崎正薫編『横井小楠遺稿』(日新書院・1942年)
 - ・若山甲蔵『安井息軒先生』(蔵六書房・1913年)

(教育勅語関係)

- ・家永三郎『日本思想史の諸問題』(齊藤書店・1948年)
- ・稲田正次『教育勅語成立過程の研究』(講談社・1971年)
- ・梅溪昇『教育勅語成立史—天皇制国家観の成立(下)』(青史出版・2000年)
- ・海後宗臣『教育勅語成立史の研究』(私家本・1965年)
- ・高柳雅子「教育勅語渙発の政治史的背景」、東京女子大学『史論』第三集(1955年)
- ・森川輝紀『増補版 教育勅語への道—教育の政治史』(三元社・2011年)
- ・文部省・国民精神文化研究所編『教育勅語渙発資料集(第一)・(第二)・(第三)』(龍吟社・1939年)
- ・山住正巳『教育勅語』(朝日新聞社・1980年)
- ・渡辺幾治郎『教育勅語渙発の由来』(学而社・1935年)
- ・鎌田浩『熊本藩の法と政治』(創文社・1998年)

【井上毅の政治・法思想】

- ・家永三郎『日本近代思想史研究』(東京大学出版会・1953年)
- ・石田雄『明治政治思想史研究』(未来社・1954年)
- ・石田雄『近代日本政治構造の研究』(未来社・1956年)
- ・木野主計『井上毅研究』(続群書類従完成会・1995年)
- ・小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』(創文社・1996年)
- ・坂井雄吉『井上毅と明治国家』(東京大学出版会・1983年)
- ・高橋康昌『近代日本の政治思想と体制』(雄山閣出版・1977年)
- ・藤田省三『天皇制国家の支配原理』(未来社・1966年)
- ・松本三之介『天皇制国家と政治思想』(未来社・1969年)
- ・森川潤『井上毅のドイツ化構想』(雄松堂出版・2003年)
- ・山室信一『法制官僚の時代—国家の設計と知の歷程—』(木鐸社・1984年)
- ・山室信一『近代日本の知と政治—井上毅から大衆演芸まで—』(木鐸社・1985年)

【憲法学】

- ・芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第三版』(岩波書店・2002年)
- ・家永三郎『日本近代憲法思想史研究』(岩波書店・1967年)
- ・家永三郎『歴史のなかの憲法 上巻』(東京大学出版会・1977年)
- ・伊藤博文編 金子堅太郎・平塚篤校訂『憲法資料(上巻)(中巻)(下巻)』(憲法資料刊行会・1934年)
- ・伊藤博文編 金子堅太郎・栗野慎一郎・尾佐竹猛・平塚篤校訂『帝室制度資料(上巻)』

(秘書類纂刊行会・1936年)

- ・伊藤博文著・宮沢俊義校注『憲法義解』(岩波書店・1940年)
- ・稲田正次『明治憲法成立史(上・下巻)』(有斐閣・1960年・1962年)
- ・上杉慎吉『新稿 憲法述義』(有斐閣・1924年)
- ・浦部法穂『全訂 憲法学教室』(日本評論社・2000年)
- ・尾佐竹猛『日本憲政史』、現代政治学全集第六巻、(日本評論社・1930年)
- ・佐々木惣一『日本憲法要論』(金刺芳流堂・1930年)
- ・佐藤功『憲法』、ポケット注釈全書(有斐閣・1959年)
- ・佐藤幸治『憲法』、現代法律学講座5(青林書院・1981年)
- ・清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』(岩波書店・1939年)
- ・清水伸『帝国憲法制定会議』(岩波書店・1940年)
- ・初宿正典『憲法2 基本権(第二版)』法学叢書2(成文堂・2001年)
- ・升味準之助『比較憲法』(東京大学出版会・1990年)
- ・東京大学社会科学研究所編『基本的人権(4)・(5)』(東京大学出版会・1968年)
- ・高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』(岩波書店・1957年)
- ・穂積八束『憲法提要(上巻)』(有斐閣書房・1910年)
- ・美濃部達吉『憲法講話』(有斐閣書房・1918年)
- ・美濃部達吉『憲法提要』(有斐閣・1923年)

【明治国家の成立と政治家】

- ・青木虹二『百姓一揆の年次的研究』(大原新生社・1966年)
- ・安良城盛昭「地主制の展開」、『岩波講座日本史16 近代3』(岩波書店・1962年)
- ・伊藤博邦監修・平塚篤編『伊藤博文秘録』(春秋社・1929年、原書房1982年覆刻)
- ・『伊藤公演説集』(日報社・1894年)
- ・伊藤之雄『伊藤博文—近代日本を創った男—』(講談社・2009年)
- ・『江藤新平関係文書』(佐賀県立図書館・所蔵)、「国法会議ノ議案」(明治3年10月)
- ・江村栄一「自由民権運動」、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史5 明治維新』(東京大学出版会・1970年)
- ・園城寺清『大隈伯昔日譚』(富山房・1938年)
- ・大江志乃夫「中央集権国家の成立」、『岩波講座日本歴史15 近代2』(岩波書店・1962年)
- ・大久保利謙『明治国家の形成』、大久保利謙歴史著作集2(吉川弘文館・1986年)
- ・落合弘樹『明治国家と士族』(吉川弘文館・2001年)
- ・香川敬三編『岩倉公実記』(岩倉公旧蹟保存会・1927年)
- ・勝田孫弥『西郷隆盛伝(第五巻)』(ぺりかん社・1976年覆刻)
- ・木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝(下巻)』(明治書院・1927年)
- ・木戸田四郎「維新期の農民一揆」、『岩波歴史講座日本史15 近代2』(岩波書店・1971年)
- ・小松緑編『伊藤公全集(第一・第二・第三巻)』(伊藤公全集刊行会・1927年)
- ・梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』(木鐸社・1992年)
- ・『西郷隆盛』、日本歴史学会編『人物叢書』(吉川弘文館・1958年)
- ・坂根義久校注『青木周蔵自伝』(平凡社・1970年)
- ・春畝公追頌会編『伊藤博文伝(上・中・下巻)』(原書房・1970年覆刻)
- ・園田英弘・濱名篤・廣田照幸『士族の歴史学的研究』(名古屋大学出版会・1995年)
- ・ジョセフ・ピタウ著・宗像巖訳『井上毅と現代日本の形成(I)』、『ソフィア』第15巻

第2号、1996年夏季。

- ・瀧井一博『伊藤博文一知の政治家―』（中央公論新社・2010年）
- ・瀧井一博『伊藤博文演説集』（講談社・2011年）
- ・多田好聞編『岩倉実記（上・中・下巻）』（原書房・1968年覆刻）
- ・日本史籍協会編『岩倉具視関係文書（一）』（東京大学出版会・1927年）
- ・日本史籍協会編『大久保利通文書（一）～（五）』（東京大学出版会・1927・1928年）
- ・日本史籍協会編『木戸孝允文書（巻四）』（東京大学出版会・1930年）
- ・日本史籍協会編『木戸孝允日記（二）』（東京大学出版会・1967年）
- ・日本史籍協会編『大隈重信関係文書（四）』（東京大学出版会・1970年）
- ・的野半介『江藤南白（上）』（民友社・1914年）
- ・原口清「藩体制の解体」、『岩波歴史講座日本史15 近代2』（岩波書店・1962年）
- ・毛利敏彦『江藤新平（増補版）』（中央公論社・1997年）
- ・和歌森太郎『天皇制の歴史心理』（弘文堂・1973年）

【教育史】

- ・井上久雄『学制論考』（風間書房・1963年）
- ・沖田行司『新訂版 日本近代教育の思想史研究―国際化の思想系譜―』（学術出版社・2007年）
- ・沖田行司『藩校・私塾の思想と教育』（日本武道館・2011年）
- ・沖田行司『日本国民をつくった教育―寺子屋からGHQの占領教育政策まで―』（ミネルヴァ書房・2017年）
- ・海後宗臣『海後宗臣著作集（第二巻）』（東京書籍・1980年）
- ・久保義三『天皇制国家の教育政策』（勁草書房・1979年）
- ・国立教育研究所編『日本近代教育百年史 3』学校教育（1）（国立教育研究所・1974年）
- ・国民教育奨励会『教育五十年史』（民友社・1922年）
- ・土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（講談社・1962年）
- ・辻本雅史『近代教育思想史の研究』（思文閣出版・1990年）
- ・仲 新監修『学校の歴史』第三巻中学校高等学校の歴史（第一法規・1979年）
- ・望田幸雄『国際比較 近代中等教育の構造と機能』（名古屋大学出版会・1990年）
- ・文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史（第一巻）』（龍吟社・1938年）
- ・文部省教学局編『教学叢書』（文部省・1942年）
- ・文部省編『学制八十年史』（大蔵省印刷局・1954年）
- ・文部省編『学制百年史』（ぎょうせい・1972年）
- ・文部省編『日本教育資料 三』（臨川書店・1970年）
- ・山住正巳校注『日本思想体系6 教育の体系』（岩波書店・1990年）
- ・山本正身『日本教育史―教育の「今」を歴史から考える』（慶応義塾大学出版会・2014年）

【古典思想関係書】

- ・遠藤哲夫『管子（上・中・下）』、新漢文体系42（明治書院・1989年）
- ・桑原武夫・前川貞治郎訳『ルソー社会契約論』（岩波書店・1954年）

-
- ・孔子・金谷治校注『論語』(岩波書店・改訳1999年)
 - ・J・ロック、鶴飼信成訳『市民政府論』(岩波書店・1968年)
 - ・古賀勝次郎『鑑の近代』(春秋社・2014年)
 - ・福沢諭吉『学問のすゝめ』(岩波書店・1942年、2006年改訂版)
 - ・福沢諭吉著・松沢弘陽校注『文明論之概略』(岩波書店・1995年)
 - ・ヘーゲル著、上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳『法の哲学－自然法と国家学の要綱－上巻』
ヘーゲル全集9a(岩波書店・2000年)
 - ・松本一男『管子の研究』、中国思想Ⅷ(徳間書店・1996年)
 - ・本居宣長・吉川幸次郎校注『玉勝間』、日本思想体系 本居宣長(岩波書店・1874年)

【地方自治と入会権】

- ・大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』(御茶の水書房・1961年)
- ・戒能通孝『入会の研究』(岩波書店・1943年)
- ・川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編『入会権の解体 (I・II・III)』(岩波書店・1968年)
- ・亀卦川浩『自治五十年史 制度篇』(良書普及会・1940年)
- ・坂井雄吉「明治地方制度とフランスー井上毅の立法意見を手がかりとしてー」、日本政治学会編『近代日本における中央と地方』(『年報政治学』1984年所収)、岩波書店・1985年。
- ・潮見俊隆『入会権と入会対策』(富士山麓入会権研究所・1963年)
- ・杉本壽『林野入会権の研究』(日本評論新社・1960年)
- ・中尾英俊『入会権－その本質と現代的課題－』(勁草書房・2009年)
- ・中田薫『村及び入会の研究』(岩波書店・1949年)
- ・松沢裕作『明治地方自治体制の起源』(東京大学出版会・2009年)
- ・水本邦彦『村－百姓たちの近世－』(岩波書店・2015年)

【その他】

- ・伊ヶ崎暁生・松島栄一『日本教育史年表』(三省堂・1994年)
- ・石井金之助「日本の産業革命」、有沢広巳編集『現代日本産業講座I－総論I 近代産業の発展－』(岩波書店・1959年)
- ・教育思想史学会編『教育思想辞典』(勁草書房・2000年)
- ・小山弘健・上林貞二郎・北原道貫『日本産業機構研究』(伊藤書店・1943年)
- ・内閣官報局編『法令全書』(雄松堂・1870年)
- ・農林省山林局『林野官民区別処分ニ関スル法規集』(橘書院・1981年)
- ・歴史学研究会編『日本史史料[4]近代』(岩波書店・1997年)
- ・歴史学研究会編『机上版 日本史年表 第四版』(岩波書店・2001年)
- ・八木明夫『日本近代経済史』(日本経済評論社・1981年)